

平成21年第1回志布志市議会定例会

目 次

第1号(3月3日)	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について	19
11. 日程第5 議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算(第7号)	21
12. 日程第11 施政方針	40
13. 日程第12 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	66
14. 日程第13 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、 労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	67
15. 日程第14 議案第9号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	69
16. 日程第15 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	70
17. 日程第16 議案第11号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について	71
18. 延 会	74
第2号(3月4日)	
1. 議事日程	75
2. 出席議員氏名	77
3. 欠席議員氏名	77
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	77
5. 議会事務局職員出席者	77
6. 開 議	78
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	78

8.	日程第2	議案第12号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……	78
9.	日程第3	議案第13号	志布志市ポイ捨て防止条例の制定について……………	79
10.	日程第4	議案第14号	志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定につい て……………	97
11.	日程第5	議案第15号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について……………	98
12.	日程第6	議案第16号	志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について……	99
13.	日程第7	議案第18号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	110
14.	日程第8	議案第19号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…	111
15.	日程第9	議案第20号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一 部を改正する条例の制定について……………	113
16.	日程第10	議案第21号	志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	113
17.	日程第11	議案第22号	志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定 について……………	114
18.	日程第12	議案第23号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……	115
19.	日程第13	議案第24号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について……	116
20.	日程第14	議案第25号	志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の 設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	117
21.	日程第15	議案第26号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について……………	118
22.	日程第16	議案第27号	志布志市農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指 定管理者の指定について……………	119
23.	日程第17	議案第28号	市道路線の廃止について……………	119
24.	日程第18	議案第29号	市道路線の認定について……………	120
25.	日程第19	議案第30号	市道路線の変更について……………	121
26.	日程第20	議案第31号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について……	122
27.	日程第21	議案第32号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について……………	122
28.	日程第22	議案第33号	平成21年度志布志市一般会計予算……………	123
29.	日程第23	議案第34号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	150
30.	日程第24	議案第35号	平成21年度志布志市老人保健特別会計予算……………	150
31.	日程第25	議案第36号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算……………	151
32.	日程第26	議案第37号	平成21年度志布志市介護保険特別会計予算……………	151
33.	日程第27	議案第38号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	151

34. 日程第28	議案第39号	平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	152
35. 日程第29	議案第40号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算	152
36. 日程第30	議案第41号	平成21年度志布志市水道事業会計予算	153
37. 日程第31	同意第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	153
38. 日程第32	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	155
39. 日程第33	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	156
40. 日程第34	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	157
41.	散 会		159

第3号（3月10日）

1.	議事日程		160
2.	出席議員氏名		161
3.	欠席議員氏名		161
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		161
5.	議会事務局職員出席者		161
6.	開 議		162
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	162
8.	日程第2	議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について	162
9.	日程第3	議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	163
10.	日程第4	議案第3号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	174
11.	日程第5	議案第4号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	183
12.	日程第6	議案第5号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	184
13.	日程第7	議案第6号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	186
14.	日程第8	議案第7号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	189
15.	日程第9	一般質問	191
		岩根 賢二	191
		西江園 明	213
		小野 広嗣	224
16.	延 会		252

第4号（3月11日）

1.	議事日程		253
2.	出席議員氏名		254
3.	欠席議員氏名		254
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		254

5. 議会事務局職員出席者	254
6. 開 議	255
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	255
8. 日程第2 一般質問	255
上村 環	255
八久保 壹	270
木藤 茂弘	287
東 宏二	303
9. 延 会	316

第5号（3月12日）

1. 議事日程	317
2. 出席議員氏名	318
3. 欠席議員氏名	318
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	318
5. 議会事務局職員出席者	318
6. 開 議	319
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	319
8. 日程第2 一般質問	319
鬼塚 弘文	319
立山 静幸	335
鶴迫 京子	347
9. 延 会	370

第6号（3月13日）

1. 議事日程	371
2. 出席議員氏名	372
3. 欠席議員氏名	372
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	372
5. 議会事務局職員出席者	372
6. 開 議	373
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	373
8. 日程第2 一般質問	373
下平 晴行	373
小園 義行	390

	上野 直広	412
9. 日程第3	議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	426
10. 日程第4	議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	428
11. 日程第5	議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）	442
12. 日程第6	議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	442
13.	散 会	443

第7号（3月27日）

1.	議事日程	444
2.	出席議員氏名	446
3.	欠席議員氏名	446
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	446
5.	議会事務局職員出席者	446
6.	開 議	447
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	447
8.	日程第2 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について	447
9.	日程第3 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	449
10.	日程第4 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	450
11.	日程第5 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）	458
12.	日程第6 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	459
13.	日程第7 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、 労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	460
14.	日程第8 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	461
15.	日程第9 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について	463
16.	日程第10 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について	466
17.	日程第11 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について	468
18.	日程第12 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について	469
19.	日程第13 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	477
20.	日程第14 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	478

21. 日程第15	議案第20号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	479
22. 日程第16	議案第23号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……	481
23. 日程第17	議案第25号	志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	482
24. 日程第18	議案第27号	志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について……………	483
25. 日程第19	議案第28号	市道路線の廃止について……………	484
26. 日程第20	議案第29号	市道路線の認定について……………	485
27. 日程第21	議案第30号	市道路線の変更について……………	485
28. 日程第22	議案第33号	平成21年度志布志市一般会計予算……………	486
29. 日程第23	議案第34号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	507
30. 日程第24	議案第35号	平成21年度志布志市老人保健特別会計予算……………	509
31. 日程第25	議案第36号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算……………	510
32. 日程第26	議案第37号	平成21年度志布志市介護保険特別会計予算……………	512
33. 日程第27	議案第38号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	514
34. 日程第28	議案第39号	平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	515
35. 日程第29	議案第40号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	516
36. 日程第30	議案第41号	平成21年度志布志市水道事業会計予算……………	518
37. 日程第31	志布志市農業委員の推薦……………		520
38. 日程第32	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長・産業建設常任委員長) ……		521
39. 日程第33	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……		521
40. 閉 会……………			521

平成21年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月	日	曜日	会議別	内 容
3月	3日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
	4日	水	本会議	議案上程
	5日	木	委員会	
	6日	金	休会	
	7日	土	休会	
	8日	日	休会	
	9日	月	休会	
	10日	火	本会議	委員長報告・採決 議案上程 一般質問
	11日	水	本会議	一般質問
	12日	木	本会議	一般質問
	13日	金	本会議	一般質問 追加議案上程
	14日	土	休会	
	15日	日	休会	
	16日	月	委員会	
	17日	火	委員会	
	18日	水	委員会	
	19日	木	委員会	
	20日	金	休会	(春分の日)
	21日	土	休会	
	22日	日	休会	
	23日	月	休会	
	24日	火	休会	
	25日	水	休会	
	26日	木	休会	
	27日	金	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第2号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第3号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
議案第12号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市ポイ捨て防止条例の制定について
議案第14号	志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
議案第15号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第16号	志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について
議案第17号	志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について
議案第18号	志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第27号	志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
議案第28号	市道路線の廃止について
議案第29号	市道路線の認定について
議案第30号	市道路線の変更について
議案第31号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第32号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
議案第33号	平成21年度志布志市一般会計予算
議案第34号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第35号	平成21年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第36号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算
- 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 平成20年陳情第14号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情
- 陳情第1号 遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止についての意見書提出に関する陳情書
- 陳情第2号 志布志市内における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する陳情書
- 陳情第3号 九州電力の川内原発3号機増設反対の意見書提出について
- 陳情第4号 川内原発3号機増設に関わる環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について
- 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 志布志市農業委員の推薦
- 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長）
- 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 岩根 賢二	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に対する対応について	(1) 一昨年、この法律が改正され、昨年4月に施行された。この法律改正を受けて、教育委員会の運営や各委員の活動で、どのような改善あるいは充実を講じてきたのか。 (2) この法律の第27条第1項の規定によると、毎年「点検と評価」を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することになっているが、いつ提出するのか。また、同条第2項では、この点検と評価を行うに当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図るとあるが、具体的にどうする考えか。	教育委員長 市長
	2 移動教育委員会の開催について	(1) 教育委員会の定例会を志布志地区だけでなく、松山地区、有明地区でも開催したとのことだが、開催場所を市立の小中学校にして、児童・生徒や地域住民との交流を図る考えはないか。	教育委員長
	3 歴史の街づくり事業の推進策について	(1) 志布志城跡公有化事業が平成21年度一般会計予算の債務負担行為として提案されているが、このことで歴史の街づくり事業が一步前進するのではないかと考える。この事業は教育委員会だけでなく、全庁的な取り組みが求められるが、「歴史の街づくり事業推進室」を設置して推進していく考えはないか。 (2) 志布志麓庭園周辺にトイレや休憩所の設置は考えられないか。 (3) JR志布志駅の総合案内所と連携して観光客をもてなす気風を高めるために、フェリーターミナルの活用をもっと図るべきではないか。	市長 教育委員長
	4 自治会活性化対策について	(1) 庁舎内の自治会活性化委員会では、どのような議論がされているのか。 (2) 未加入者対策として、どのような方策を講じているのか。 (3) 職員以外の市民を入れての検討委員会の活動状況はどうか。	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 岩根 賢二	4 自治会活性化対策について	(4) 新しい自治会組織はどのような形で、いつ立ち上げる考えか。 (5) 地域の活性化に取り組んでいる職員を評価する考えはないか。	市 長 教育委員長
2 西江園 明	1 市道の街灯設置について	(1) 幹線道や通学路の街灯設置計画の進捗よく状況を問う。	市 長
	2 自治会の運営について	(1) 助成金の仕組み変更について (2) 自治会の在り方について	市 長
3 小野 広嗣	1 定住対策について	(1) 地域の活性化へ向けた、新たな地域間連携の仕組みである「定住自立圏構想」に関する本市の考え方を示せ。	市 長
	2 情報化の推進について	(1) 地域におけるICTの活用は、住民福祉の向上や地域コミュニティの再生に大きな役割を果たす。電子自治体の実現に向けた推進状況を示せ。	市 長
	3 男女共同参画について	(1) 「男女共同参画社会基本法」が成立して10年。合併後すでに3年が経過した。この間の本市における男女共同参画の動きをどのように総括し、今後の計画にどのように反映するのか。	市 長
	4 父子家庭への支援について	(1) 現下の厳しい経済状況を勘案し、父子家庭に対しても市として助成制度を設けるべきではないか。	市 長
	5 介護人材の確保について	(1) 介護に携わる人材がいなければ介護保険制度は根幹から崩れる。介護人材の確保及び定着の促進に向けた今後の取り組みについて問う。	市 長
4 上村 環	1 市長の政治姿勢について	(1) 行革一辺倒で支所の活力はそがれ、衰退していくのではないか。	市 長
	2 松山地区の住宅政策について	(1) 松山地区における住宅不足の状況と打開策について	市 長
	3 県道改良について	(1) 県道塗木大隅線、泰野地区及び尾野見(宮下地区)の県道改良の今後の見通しについて	市 長
5 八久保 壹	1 港湾振興と大隅地域とのかかわりについて	(1) 新港の開港へ向けた取り組みは万全か。また、港湾振興を進める上での認識について (2) 港湾活性化と観光戦略をどう進めていくのか。 (3) 志布志港の機能拡充と活性化には、大隅半島地域等の広域連携が求められる。その認識と取り組みについて	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
5 八久保 壹	1 港湾振興と大隅地域とのかかわりについて	(4) 港湾振興と観光振興の拠点づくりについて	市 長
	2 市民健康づくりとスポーツ振興について	(1) 「地域健康スペース」づくりに共生協働事業を導入することについて (2) 志布志市の特性を生かしたスポーツ合宿等の誘致で観光振興につなげるることについて	市 長
6 木藤 茂弘	1 市税等の徴収対策について	(1) 収納、啓発の取り組みについて (2) 税務課の組織強化充実策として、収納対策室の設置は考えられないか。	市 長
	2 過疎地域自立促進計画について	(1) 計画に対して実施状況は、市長部局、教育委員会部局で達成率はどのようになっているか。 (2) 平成22年度からの新計画への取り組みについて（志布志中学校、松山中学校の耐震補強改修工事の実施計画と校舎改築工事との関係について）	市 長 教育委員長
	3 道路行政について	(1) 市単独土地改良事業の採択について (2) 市道上松段馬場線の改良、維持（通学路の立木伐採）整備等の考え方について (3) 馬場団地住宅入り口の立木伐採について (4) 飯野松山都城線の流末処理の対応について（野口運送の所） (5) 県道志布志福山線（関屋地区）の植栽、維持管理の要望の仕方について	市 長
	4 畑かん営農について	(1) 具体的に畑かん営農の推進がなされているのか。その現状と取り組みについて	市 長
7 東 宏二	1 学校給食について	(1) 市内の給食センターにおける残さの状況等について問う。 (2) 残さ対策として、給食時間の延長は考えられないか。	教育委員長
	2 自治会未加入について	(1) 市内に自治会未加入者が多いと思うが、その対策はどのようになっているのか。 (2) 市職員（臨時及びパート職員を含む。）の中に、自治会未加入者はいないか。また市職員に対して、自治会加入対策はどのようになっているのか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 東 宏二	2 自治会未加入について	(3) 市内の小・中学校に勤務している教職員の中で、市内に居住している人数はいくらか。また教職員に対して、市内に居住し自治会に加入してもらうための対策はどのようなになっているのか。	教育委員長
8 鬼塚 弘文	1 県道3号線の改良について	(1) 地元から要望書が提出されていたが、どのような対応をされたのか問う。	市 長
	2 新若浜のスポーツランドについて	(1) 施政方針によると、できるだけ早く市民が利用できるよう働き掛けるとあるが、いつの時期になるのか問う。	市 長
	3 過疎地域自立促進計画について	(1) 総合観光案内事業について、内容と効果は何を求めるのか。 (2) 定住促進対策事業（森山地区）について内容を示せ	市 長
	4 消防行政について	(1) 大隅曾於地区消防組合総合整備計画について、（仮称）志布志消防署の建設計画についてと大崎分駐隊について問う。	市 長
9 立山 静幸	1 農林業振興について	(1) 曾於地域全体が連携して、農畜産物の曾於ブランド産地確立を進めるべきと考えるが。 (2) 定住促進対策事業のうち、グリーンツーリズムの可能性調査及び民泊農家の発掘が予算化されているが、市の体験館でモデル的に実施する考えはないか。 (3) 県費単独補助治山事業の負担金を軽減する考えはないか。	市 長
	2 教育行政について	(1) 小学校英語の必修化が2年後となり、これに伴い移行措置が本年度から実施される。本市の具体策として、教える体制は十分か。また、保護者への理解、周知方法は。さらに先生、児童、保護者の不安等に対する対応を問う。	教育委員長
	3 健康づくり元年について	(1) 「元気はつらつ志民健康づくり事業」と「ひまわり元気委員会」との協働による運動と食育促進の取り組み及び年間スケジュールを問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10鶴迫 京子	1 施政方針について	<p>(1) 「子育て日本一のまち」を目指している市長のこれまでの3年間の自己評価と残り1年にかかる思いを問う。</p> <p>(2) 第5 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについて問う。</p> <p>① 「志を高める」教育を推進するための最重要課題は何か。</p> <p>② 日本語教育の充実方法と期待される成果は。</p> <p>③ 豊かな体験を通じた道徳教育・豊かな体験とは。(具体的に)</p> <p>④ 心に届く生徒指導とは。(具体的に)</p> <p>⑤ 郷土に根ざした活動とは。(具体的に)</p> <p>⑥ 教育行政にかけた3年間の自己評価と残り1年にかかる思いを問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長 教育委員長 教育委員長 教育委員長 教育委員長 教育委員長 教 育 長</p>
	2 福祉行政について	<p>(1) 父子家庭への支援について</p> <p>(2) 本市の高齢者保健福祉計画の基本目標である、自殺者の減少についての具体的な施策は。</p> <p>(3) がん検診について</p> <p>① 種別(胃・肺・大腸・子宮・乳)ごとの対象者と受診者の割合(受診率)の実態はどうか。</p> <p>② 大崎町や曾於市と比べてどうなっているか。</p> <p>③ 受診率の向上対策は。</p> <p>(4) 本市のがん患者の実態把握がなされているか。また「がん難民」と呼ばれる患者の声をどのように吸い上げ、反映し、支援していくのか。今後の取り組みを問う。</p>	市 長
11下平 晴行	1 人事について	<p>(1) 組織機構再編計画について</p> <p>(2) 自己申告は業務等に反映されているか。</p> <p>(3) 在課年数の取り扱いはどうか。</p>	市 長
	2 道路行政について	(1) 県道改良等の地域の要望を県に対して、どのような要望活動をしているか。	市 長
	3 環境行政について	<p>(1) ポイ捨て防止条例の活用について</p> <p>(2) し尿等の垂れ流し対策について</p> <p>(3) 地球温暖化対策等のために庁舎等の照明等を午後7時で全消灯できないか。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平 晴行	4 教育行政について	(1) 中1ギャップ、心身の発達、小中学校間の教師の指導観や学力観等、教育観の相違から、小中校一貫教育について取り組む考えはないか。	教育委員長
	5 水道事業について	(1) 旧志布志町では2か月に1回の水道料納付等の業務を行っていたが、新市になってから毎月の業務になっている。納付書等の送料や事務等の経費が増えていると思うが改善する考えはないか。	市 長
12小園 義行	1 経済対策について	(1) 緊急保証制度の認定が50件とある。その状況について問う。	市 長
	2 政治姿勢について	(1) 本庁舎の位置を志布志支所に移す考えはないか。 (2) 地方公共団体の事務所の位置を決定する基準から考えたときに、現状をどう判断するか。	市 長
	3 介護保険について	(1) 要介護度の調査と認定の仕組みが4月から変更になる。その内容と影響はどうか。 (2) 保険料の滞納者に対して、納税の猶予の申請は周知されているか。	市 長
	4 生活保護行政について	(1) 生活保護法の実施要領では、資産の保有を認める基準を示している。これに対して本市の考え方を問う。	市 長
	5 職員の待遇改善について	(1) 嘱託、臨時、パート職員の待遇改善について、通勤手当等の支給は考えられないか。	市 長
	6 税の直接納付について	(1) 税金の直接納付に対する高齢者等の対応は十分か。	市 長
13上野 直広	1 農業振興について	(1) 今の農業の現状と課題は何か。 (2) 雇用不安化している中で、就農希望者が増加している。このような動きが就農の減少や高齢化農業の体質改善に結び付くか。その条件とは何か。 (3) 農業のキャリアアップの道筋を示すのが重要だといわれているが、今の農業の状況を解決するには、農業の経営者育成を推し進める必要がある。現在の農業従事者を支援していくことも必要ではないか。 (4) この解決策は、現場に近い自治体のリーダーシップが望ましいのではないか。	市 長

平成21年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成21年3月3日（火曜日）午前10時39分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第3号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第4号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 発議第1号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第21号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第31 議案第27号 志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第28号 市道路線の廃止について
- 日程第33 議案第29号 市道路線の認定について
- 日程第34 議案第30号 市道路線の変更について
- 日程第35 議案第31号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第36 議案第32号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第37 議案第33号 平成21年度志布志市一般会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成21年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第42 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第43 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第44 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第45 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第46 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第47 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第48 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情報管理課長	徳 満 裕 幸
企画政策課長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港湾商工課長	萩 本 昌一郎	市民環境課長	竹之内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕地林務水産課長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松山支所長	上 原 登
志布志支所長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農業委員会事務局長	大 園 朗
教育総務課長	上 村 和 憲	学校教育課長	山 口 幸 彦
生涯学習課長	小 辻 一 海		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時39分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成21年第1回志布志市議会定例会を開会をいたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名をいたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの25日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
3月2日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。平成20年陳情第14号、陳情第3号及び陳情第4号は総務常任委員会に、陳情第1号及び陳情第2号は産業建設常任委員会に付託いたします。

オラレ方式による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員長から調査を終了した旨、報告書が提出をされましたので配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

次に、監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。これも参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第17号、志布志市迫田アヤ志基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市の福祉に役立ててほしいとする故迫田アヤ氏からの寄附金を整理し、福祉事業の財源とするため、志布志市迫田アヤ志基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に

関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で基金の設置の目的、第2条で基金の積立額、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の処分、第6条で基金の繰替運用、第7条で委任を定めるものであります。

なお、この条例は、平成21年3月30日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、迫田アヤ志基金条例ということで条例が制定されるわけですが、この条例の冠に付いています迫田アヤさんのいわゆるこれまでの志といいますかね、功績、そういったものの啓発活動を市民に対してどういう形で考えておられるのかですね、議論されたことをお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） 今回、基金の創設に至ったところでございます。迫田アヤ様が亡くなられて、その遺言に基づきまして、本市へ御寄附されるという故人の遺志がございまして、その遺志を受けた形で私どもはその遺志に沿った事業を展開してまいろうというような形で、今回基金の創設に至ったというところでございます。

迫田アヤ様におかれましては、生涯つましい生活をされ、その生活の中から預金として生涯積み立てをされ、その積み立ての成果を自分が生まれ育った地域の子弟のために、地域の振興のために役立ててほしいというすばらしい御遺志があったところでございます。その志を生かすべく、私どもは今回このような形で基金の創設に至ったというところでございます。

○25番（小園義行君） そうしたことを例えば広報とかそういったもので本来、今回可決になった際には当局としても、迫田アヤさんのそういったこれまでの経歴、また志等をぜひ市民の皆様方にお知らせをしていただきたいものだというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志あふれるまちを推進しようという志布志市にとりまして、この迫田アヤ様の御遺志というのは誠に本市の指標とする在り方に沿ったものではないかなというふうに思います。そのような見地から、私どもはこの基金の条例を認めていただいた後には、広く市民に迫田アヤ様の生き方、そしてその志について顕彰しようというふうに計画をしております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、質疑がございまして、その啓発あるいはPRということがありましたけれども、私もホームページを見させていただきまして、ホームページにこの迫田アヤさんの志基金条例の件がもうアップされておりますね。

そういった中で、ホームページを見られる方に関しては先に情報が入っているわけですが、この件に関して1点だけお聞きをしたいわけですが、これまで1年有余、この件に関しては別途の角度でですね、総務委員会にも付託になり、また、この本会議でも質疑になったわけですね。基金条例の件ではないですよ、別途ですね。そういった長い期間がある中で、今回提案になる部分

に関しては、基金条例として組み上げていくぞというふうな方向付けというのは従来あったわけですね。

ですから、そういったことを考えたときに庁内で、こういった基金条例を積み上げたときに、今後、例えば福祉施設である、あるいは福祉施設の範ちゅうである授産施設であるとか、そういった方向付けに利用していこうとか、そういった議論はどこまで進んでいるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、具体的に基金の活用というようなことで協議をしておりますが、平成21年度の事業としてリフト付き車両の購入を計画しております。それ以降の用途につきましては、寄附者の志と福祉の施策に対する市民のニーズ等を考慮いたしまして、協議を重ねながら故人の御遺志に沿った形の運用をしていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） ただいまの小野議員の質疑にも関連をしますが、寄附をしたいということが当初の迫田アヤ氏の志であったと。それを基金とされると。基金ということになりますと、本来そこから生じる様々な利益を更に積み増しして充実を図っていく。そして、途中でまた、その年度年度で予算に計上しながら、そして基金というものを維持をしていくわけでありますが、これを高額であるがゆえに、こういった基金とされたものか。若しくは、ただいまリフト導入の話がありました。それによって、また今後迫田アヤ基金というものの充実も、やはり新たにまた積み立てをするなりそういったものがあるのか、若しくは使い切ったらなくなるものなのか、その点をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この基金につきましては、現在の段階では事業展開によりますが、利子相当額のもののみ積み立られるというふうに考えております。

なお、本基金の全額、何らかの福祉の事業に充当し終えた段階では、この本条例は廃止という方向になるかというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第5 議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により既定の予算から3億8,056万円を減額し、予算の総額を200億9,964万6,000円とするものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、年度内の完成が見込めないため地方道路整備臨時交付金事業ほか3件、総額で1億2,937万9,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰り越しの理由につきましては、お手元にお配りしております議案第2号説明資料のとおりでございますが、道路改良事業につきましては用地交渉の結果による工事の遅れ、それから学校の耐震診断事業につきましては、判定委員会における審査事務の遅れ等によることが主な理由でございます。

9ページをお開きください。

9ページでございますが、第3表の債務負担行為でございます。追加としまして、曾於東部土地改良区が日本政策金融公庫から借り入れる基盤整備資金の元金及び利子分を2件、5,347万4,000円、同じく曾於南部土地改良区分を1,980万1,000円。

次に、農政の資金利子補給関連としまして、農業近代化資金利子補給を647万4,000円、農業振興資金を217万2,000円、農業経営基盤強化資金利子補給を609万7,000円、家畜飼料特別支援資金利子補給を26万円、農業農村家業再生支援補助金を450万円、それぞれ期間を定めて設定しております。

10ページでございます。

第4表の地方債の補正でございますが、普通建設事業の事業費の確定等に伴いまして、総額で5,490万円減額しているところでございます。地方債総額を30億4,310万円に補正するものでございます。内訳としまして、一般公共事業を120万円増額し、公営住宅建設事業を120万円、一般単独事業を1,200万円、過疎対策事業を1,490万円、辺地対策事業を1,560万円、災害復旧事業を1,240万円、それぞれ減額しているところでございます。

それでは、次に歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

まず、歳入予算では、1款、市税、4項、市たばこ税は、決算見込み額により2,000万円減額しております。

17ページでございます。

17ページの12款、分担金及び負担金、1項、分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業の事業費が確定しましたので449万1,000円減額しているほか、総額で692万円減額しております。

18ページでございますが、2項、負担金は、他市町村から公立保育所への入所者数の増加等に伴いまして、行政区域外保育委託料384万6,000円の増額などによりまして、総額で501万9,000円増額しております。

19ページでございます。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料は、移動通信用鉄塔施設整備事業の実績によりまして112万3,000円減額など、総額で1万円減額しております。

21ページの14款、国庫支出金でございます。1項、国庫負担金は、生活保護費負担金の実績見込み等によりまして2,382万2,000円の減額など、総額で3,036万9,000円減額しております。

22ページでございます。

22ページの2項、国庫補助金は、同じく各事業の実績見込み等により、総額で8,956万5,000円増額しております。主なものとしまして、1目、総務費国庫補助金は、合併市町村補助金の交付決定等によりまして1,915万8,000円増額、それから4目、土木費国庫補助金は、臨時交付金事業補助金の交付決定等によりまして4,375万9,000円増額。6目でございます。教育費国庫補助金は、給食センター建設費に係る安全・安心な学校づくり交付金の交付決定などによりまして3,114万2,000円増額しております。

24ページでございます。

3項、国庫委託金は、国民年金事務費交付金の交付決定により310万6,000円増額しております。

それから、25ページの15款、県支出金、1項、県負担金は、事業実績見込みによりまして後期高齢者医療費助成負担金599万1,000円の減額など、総額で325万4,000円減額しております。

26ページの2項、県補助金は、総額で4,865万6,000円減額しておりますが、主なものとしまして、1目、総務費県補助金は、市町村合併特例交付金交付事業の交付決定見込みなどによりまして1,327万円減額、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業実績などによりまして1,457万円減額しております。

27ページの8目でございますが、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業の交付額の確定によりまして1,366万円減額しております。

28ページの3項、県委託金でございますが、事業費実績に伴いまして県知事選挙費交付金227万5,000円などの減額等によりまして、総額で502万9,000円減額しております。

30ページでございます。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は、定住促進団地売払収入1,141万円の減額等、総額で528万8,000円減額しております。

31ページでございますが、17款、寄附金は、総額で5,727万3,000円増額しております。主なものとしましては、2目、特定寄附金、先程の議案でありましたとおりの迫田アヤ様からの寄附金5,362

万6,000円、それから、ふるさと志基金寄附金334万4,000円あったことによるものでございます。
32ページでございます。

18款、繰入金は、今回財政調整基金を3億2,003万6,000円減額するとともに、特定目的基金も事業実績等に伴い、それぞれ減額しまして、総額で3億6,269万9,000円減額しております。

36ページでございます。

36ページの20款、諸収入、5項、雑入でございますが、文化会館自主事業の事業実績に伴う公演入場料を450万円減額、それから松山町野菜価格安定対策事業の精算返戻金として518万円増額し、総額では16万5,000円の減額となっております。

それから、37ページでございますが、21款、市債でございます。先程申しましたとおり、普通建設事業の実績等に伴い5,490万円減額しております。

続きまして、歳出でございます。

まず、人件費につきましては、それぞれの費目に計上しておりますが、総額で6,580万4,000円減額しております。うち、一般職分は4,720万9,000円減額しております。内容につきましては、99ページの給与費明細書に記してございます。

それから、予算書の39ページでございます。

1款、議会費は、事務事業の実績等によりまして684万9,000円減額しております。

次に、2款、総務費は、総額で1億1,242万3,000円減額しております。

主なものとしまして、41ページをお開きください。

総務管理費で、やっちく松山藩むらづくり基金積立金を518万円、それからふるさと志基金積立金を364万4,000円、それぞれ増額しております。

42ページの財産管理費で、庁舎等に係る施設管理業務委託料等を771万3,000円減額。43ページの4目、企画費で、市が負担する運行経費のキロ単価が変更になったため、地方公共交通特別対策事業補助金を123万7,000円増額。6目、情報管理費で、移動通信用鉄塔施設整備事業の事業費の確定に伴いまして、総額では4,067万8,000円減額しております。

それから、46ページでございます。

46ページの2目、賦課徴収費は、償却資産の修正申告に伴い、税還付金を650万円増額しております。

48ページの4項、選挙費、県知事選挙の実績に伴いまして、総額で357万2,000円減額しております。

次に、3款、民生費でございますが、総額では409万5,000円減額しております。

主なものとしまして、52ページでございます。

52ページ、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費で、19年度事業の実績確定による補助金の精算に伴いまして、国・県還付金として490万4,000円、故迫田アヤ様からの寄附金を迫田アヤ志基金として積立金に5,362万6,000円計上、それから国民健康保険特別会計繰出金を562万1,000円減額しております。

53ページでございますが、2目、障害福祉総務費で、重度心身障害者医療費助成事業等の実績見込みによりまして扶助費を672万3,000円減額。3目、自立支援費で、自立支援給付費支給事業に係る対象者の増加等に伴いまして扶助費を1,358万7,000円増額。4目の老人福祉費でございますが、老人保護措置事業の利用者の減少に伴いまして委託料を371万1,000円減額しております。

54ページでございます。

補助金は、ねんりんピック大会志布志市実行委員会への補助金428万5,000円減額等をしております。また、老人保健特別会計への繰出金を2,913万4,000円増額、介護保険特別会計繰出金を267万7,000円減額しております。8目でございますが、後期高齢者医療費で、県後期高齢者医療広域連合共同事業負担金を336万4,000円減額、55ページの後期高齢者医療特別会計繰出金を971万1,000円、それぞれ減額しております。

56ページでございますが、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、児童手当の支給額の確定に伴いまして扶助費を675万円減額。3目の母子福祉費で、児童扶養手当の支給額確定に伴いまして扶助費を649万2,000円減額。それから、4目でございますが、保育所費で、保育所運営事業費の確定等に伴いまして総額で868万6,000円減額しております。

59ページの3項、生活保護費、2目、生活保護扶助費でございますが、実績見込みによりまして扶助費を3,000万円減額しております。

次に、4項、衛生費でございます。総額で3,730万2,000円減額しております。

61ページをお開きください。

主なものとしまして、1項、保健衛生費、2目、予防費で、予防接種者の実績見込みによりまして、総額で383万円減額しております。

63ページでございますが、63ページの5目、健康づくり費で、検診の受診者数が見込みより少なかったこと等によりまして、委託料を1,390万8,000円減額しております。

64ページでございますが、2項、清掃費、2目、塵芥処理費で、ごみ等の排出量が当初計画より下回ったこと等によりまして、委託料を570万円減額しております。

次に、6款、農林水産業費でございますが、総額で6,001万4,000円減額しております。

主なものとしまして、66ページをお開きください。

66ページ、1項、農業費、3目、農業振興費で、野菜価格安定対策事業等の実績によりまして負担金補助及び交付金を1,238万3,000円減額。それから、4目、園芸振興費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績によりまして補助金を1,605万7,000円減額しております。

6目、畜産業費でございますが、乳用牛保留頭数の増加及び経営支援に係る乳用牛・豚の補助単価の上乗せに伴いまして、優良種畜保留導入事業を450万円増額、他の畜産生産基盤施設整備事業等の補助金は実績によりまして減額し、補助金総額としましては45万円減額しております。また、子牛の価格低迷による導入意欲の減退により、肉用繁殖雌牛導入資金貸付金、乳用牛導入事業貸付金、合計で687万円減額しております。

68ページの8目、農地整備費で、農道改良事業及び県営事業の事業費確定に伴いまして、総額

で1,311万5,000円減額しております。

69ページの10目でございますが、農地保有合理化事業費で、対象面積の増加に伴い農業経営規模拡大促進事業を524万8,000円増額しております。

次に、73ページでございます。

73ページ、7款、商工費は、補助金等の事業の実績により総額で332万8,000円減額しております。

次に、土木費でございますが、土木費は総額で4,001万円減額しております。

77ページをお開きください。

77ページでございますが、主なものとしまして、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費で、臨時交付金事業等市道改良事業の事業費確定に伴いまして、総額で797万6,000円減額しております。

78ページの3項、河川費、2目、砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業の事業費確定に伴いまして県営事業負担金を791万円減額しております。

79ページでございますが、4項、港湾費は、港湾改修事業に係る負担金の確定によりまして936万8,000円増額しております。

82ページでございます。

82ページの6項、住宅費、3目、住宅建設費は、公営住宅ストック活用事業の事業費の確定に伴いまして、委託料を590万円減額しております。

次に、83ページ、消防費でございます。

消防費におきましては、消防団員の費用弁償等を総額で919万4,000円減額しております。

次に、10款、教育費でございます。総額で7,057万8,000円減額しております。

主なものとして、85ページをお開きください。

1項、教育総務費、3目、教育指導費で、小中学校に購入しました自動体外式除細動器の事業費確定等に伴いまして、備品購入費を170万4,000円減額。87ページの3項、中学校費、1目、学校管理費で、中学校建物耐震診断等委託事業の事業費確定に伴いまして、委託料を1,055万9,000円減額しております。

92ページでございますが、92ページの5項、社会教育費、5目、文化振興費で、自主文化事業の公演委託事業費の確定によりまして、委託料を801万5,000円減額しております。

続きまして、11款、災害復旧費でございますが、総額で3,676万7,000円減額しております。

97ページをお開きください。

97ページでございますが、事業費の確定に伴いまして、1項、農林水産業施設災害復旧費を3,176万5,000円、98ページの2項、公共土木施設災害復旧費を500万2,000円減額しております。

以上が、補正予算（第7号）の概要でございますが、詳細につきましては予算説明資料を御覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっと何点かお願いします。

19ページの道路占用料というのが今回211万円程増えているわけですが、この中身を少し教えてください。NTT、九電、そしてジャパンポストは1件だったと思います。これは前の補正でありましたので、最終補正として増えてきたこのことを教えてください。

そして、57ページ、ここの児童福祉費の障害児保育事業というのがマイナスの150万円程あるわけですが、現在ですね、この最終補正ですので、そういう市内の民間移管をされている所を含めて、障害児保育を何名の方々が20年度お受けになっているのか、ちょっとその中身を教えてください。そして、この減額になった理由ですね。お願いをします。

それと、79ページの港湾改修負担金ですが、今回最終の補正で936万8,000円ということで、それぞれ県の直轄分とか、いろいろあるわけですね。この港湾改修負担金を約2億5,000万円程負担金として出しているわけですが、逆に若浜地区等々を含めて税収が、それに見合って固定資産税等がどれぐらい最終に20年度なったのかですね。

少し、その3点だけ教えてください。

○建設課長（白坂照雄君） お答え申し上げます。

ただいまの道路占用料につきましては、NTT分と九州電力分と、収入見込み額から既定の予算額に対しまして211万円程増額に調定額がなっておりまして関係で増額補正をしておりますが、ここにちょっと、資料の中に内訳的なものを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。

—————○—————
午前11時19分 休憩
午前11時21分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先程お尋ねの障害児の件ですけれども、今、対象者が1名おります。減額につきましては、当初で2名程みていたと思いますので、その分の減額となっております。以上です。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午前11時22分 休憩
午前11時24分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

○税務課長（外山文弘君） 現時点で、20年度につきましては確定はしておりませんが、

若浜地区の課税状況でいきますと、およそ2億8,000万円程度、これは当然課税額に対して減免関係もありますので、最終的には2億8,000万円程度になるのではなかろうかという予測でございます。

○福祉課長（津曲兼隆君） すみません。先程減額で154万円、これ当初で2名と言いましたけれども、当初で3名みておりました。訂正しておわび申し上げます。

○25番（小園義行君） この障害児保育ですね、志布志市は、民間移管を含めてそれぞれの公立保育所をそういう方向性を持っておられるわけですが、今、当初で3名見込んでいたけれども実際1名だったということでこういうことですが、障害を抱えている児童が全体の子供たちの中で、それぞれ保育所に通っておられるわけですが、この障害児保育としては該当していない部分もあるかもしれませんが、障害を抱えている子供がたった1名しかそこにいないというふうなのは、すごくそういうことなのかなと思うんですが。

現在、志布志市の障害を抱えている子供たちが、この障害児保育、そこに該当しないという状況もあるかもしれませんが、それぞれの民間の所も含めて、法人の所も含めて、障害を抱えている子供が保育されている人数というのはどれぐらいですか、ちょっとそれをお願いをします。

それと、若浜地区は2億8,000万円というようなことで、おおよそそういうことでありまして、ちょっと理解をしました。

その障害児保育のそれを少し教えてください。

○議長（谷口松生君） 休憩します。

—————○—————
午前11時27分 休憩
午前11時28分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 障害を持った児童が何人いるかということですが、福祉課で把握しておりますのは現在21名でございます。その中で、保育所で障害児保育をしている子供1名と申し上げましたが、これにつきましては、実施のために必要な保育士又は看護師を配置しなければならないということの条件を満たした児童が1名ということでございます。

○25番（小園義行君） ということはですよ、障害児保育を例えばAという保育所でしますね。そこに3名なりの子供がいると、それに対して1人の保育士を専任で付けなきゃいけないと。国、県、そして市の持ち出しとして、それぞれ応分の負担がありますね。この残りのですよ、20名の子供たちというのは障害を抱えているにもかかわらず、じゃあ普通の状況の中でこの障害を抱えている子供たちをそれぞれ民間の法人の方、公立の保育所、そういう所が預かっているということですね。

もし、そういうことであれば、これ本当に障害児保育というのは、とてもこれ今自立支援法の関係は大変な状況があるわけですけど、それぞれの民間の所で頑張っておられる法人に対しても、

そういう障害を抱えている子供を受け入れていただいているというそういう観点からしたときに、極力この障害児保育の事業に乗っかるような形での措置。今、措置というのはしないものですから、そこら辺がいろいろあるわけですけど、そういう対応というのが果たして大丈夫ですか、これ。民間の方々はですよ、非常に努力されてやっておられるんですが、公立の6園、それ以外の所で全部そういう状況なのか、最後にその状況だけ教えてください。

そして、実際当初で見込みとして3名と見込んでおられて1名だったというのは、保護者の理由とかいろいろあるでしょう。でも、実際に保育所に、こんなに不況の中で子供を預けて働きたいと、そういった保護者の方々の思いからしたときに、これ極力努力をしていくべきだというふうに思うものですから、ちょっとお聞きしたところでございます。

○建設課長（白坂照雄君） 失礼いたしました。

先程の件につきまして、電柱の本数でございますが、九州電力が現在、今押さえている数字で3,637本でございますが、今回計上した分につきましては自然増による部分と、再調査を九電と行った結果、その再調査を行った分の増加分でございます。それと、NTTにつきましては4,308本、ほかに共架線とか管路、ヒューム管等のこれらがございます、これに伴って自然増分の増加分を今回計上したところでございます。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。

—————○—————
午前11時32分 休憩
午前11時36分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

福祉課長の答弁を求めます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 申し訳ありません。

先程21名という数字を出しましたが、この子供たちはにこにこの方へ通っている児童でございます。

先程の1名というのは、保育所において加配をされている所については、申請が上がってきて、うちから市単独での志布志市障害児保育事業にのっとりた形で申請に基づいてなされている障害児保育ということでございます。これについては、加配を含んで取り組みをされている保育所が該当するということでもあります。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君、特に許可いたします。

○25番（小園義行君） 最後です。

1名でも障害児保育に該当するわけですよ、今の答弁だと。昔は3名いないと駄目だとか、いろんなそういうありました。現在、今、課長の答弁だと1名でもそういうことで職員を加配できるよということであれば、それぞれにこにこハウスに通っておられる児童の方、これ並行通園ですよ、ほとんどね。A、B、Cとそれぞれの保育所に行きながら、にこにこハウスには親子

で通園ということで、その日はお休みをして午後から行くとか、いろんなことになっているわけですね。

先程公立と民間の比率をおっしゃらなかったんですけど、それぞれ民間の所でもそういう障害を抱えている児童を受け入れておられる所については、そういう1名でもOKであればそれなりの加算ができるような対応をきちんとしてあげるとというのが、僕はこれから先、民間移管を進めていこうというそういう本市の姿勢からしたときに、対応をきちっとすべきだろうというふうに、これは思うところです。委員会に付託になるということでありますので、答弁を求めますけれども、その考え方でですね、それをちょっとお願いします。

それと、最後に、先程建設課長の方から自然増ということでありましたが、農道がいわゆる市道に格上げになったり、こういったものになって自然増ということなのかなという、私たち素人から見たら考えるわけですけどね。きちんと、本当にこれ本数なり、そういったものはNTT及び九電から市道の占用許可というのが上がってこない限り、建設課としては立てさせられないわけですよ、基本的には、許可願いですから、あれは。

だから、そういった意味ではきちっとNTT、私もNTTに勤めてましたけど、NTT、九電、ジャパンポスト、そういった所にはきちんとしてですね、行政としてもしっかり把握した上で上げてもらうということが当然のことだと思いますので、新年度予算等含めてですね、そういうことの対応をお願いをしておきます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先程申しましたことですが、今1名民間の保育所に通園されている児童が対象になっているということで、その園につきましては保育士の加配をいただいていると、そういうことで申請が上がってきていると思っております。

例えば、療育の度合い、その子供の度合いによって加配をしているのかしていないのかということまでちょっと分析はしておりませんが、こういう制度を志布志市としては取っておりますということを保育事業者等の連絡会がある時に周知は図っていきたいと考えております。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

今、小園議員の方から質疑がございました九州電力あるいはNTTにつきましては、電柱の設置につきましては許可申請が全部上がってきております。先程自然増と申し上げました部分につきましては、市道の改良等に伴います電柱移転かれこれとの流れの中で増加が出てきている部分がありましたので申し上げたところでございます。

今後は、そのような格好を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 2点程、所管外になりますので少しお聞きをしておきたいと思っておりますが、予算書53ページ、社会福祉費の目の3、自立支援費、予算説明資料14ページにもあるんですが、この地域生活支援事業で、いわゆる入浴サービス事業と成年後見人制度が、いわゆる予算額に対して利用者が全然いないという結果が出ておりますね。

そしてもう1点、日常生活用具給付、これは約1割強不用額が出ております。説明資料に利用

者の減による減額であるというふうにありますけれども、その利用者の減に至った理由というものがつまびらかになっておりませんので、そこをまずお示しをいただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。

—————○—————

午前11時42分 休憩

午前11時46分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 訪問入浴サービスでございますが、相談があった方につきまして亡くなられたということがございまして、その分の減、それから対象の方もいらっしゃったんですが、そちらにつきましては介護保険事業の方で対応ができたということでございます。

成年後見人制度につきましては、福祉課で対応する分につきまして、低所得者の方の対象ですが、対象者がいらっしゃらなかったということでの減額でございます。

それから、日常生活用具給付につきましては、ストマの方が予想より伸びてないということでの執行減ということでございます。

○14番（小野広嗣君） おおむね分かりました。

ただ、今おっしゃいました福祉課の所管の分の成年後見人制度、その対象者がいなかったという答弁であります。いわゆるそこの中身ですよ。どういう判断でいないという判断をされているのか、そこをちょっとお示しをいただきたいんですよ。そこがよく分からない。

もう1点ですが、62ページ、母子保健費、今回、額的にはあれですが、母子保健費として不妊治療費助成事業が上がってきて、いわゆる20万円増額になっています。この問題は、保健所と連携を取りながらやっていくパターン、そして、様々な情報を得ながら理解をしていくパターンとか、いろいろあると思うんですよ。いわゆるつかめない分に対して、新たに上がった分に対して補正を組んでこうやって出していくという方法もありますね。

だけれども一方で、一方でですよ、当初100万円と決めておれば、人数で言うとあれですけど、その100万円の範囲までくると、それ以外はこちらからいろいろとPRをしていくとどうかなという判断が当局にあたりすると、申し込みがあれば補正になるわけですが、申し込みがない限り、いわゆるPRもなかなかしないという状況も生まれるんじゃないかと。そうであれば、本来の助成の趣旨に沿わないんじゃないかなという気もするわけですよ。そういった考え方についてお示しをください。

○保健課長（今井善文君） 不妊治療費の助成事業でございます。今回20万円の増額をお願いをしているところでございますが、既に5名の方の申請をいただきまして、また1名につきましても、ちょっと相談等があるところでございます。そういう形で、今回増額をお願いをしているところです。

20年度からの新規事業ということで、年度当初、市としてこういう助成事業が始まりましたと

いうことも広報等を行っておりました。幸いにいたしまして、現在まで申請のありました5名の方のうち3名の方が妊娠をされて、もう既に出産されている方もいらっしゃるという現状でございます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 成年後見人制度につきましては、相談は2件程あったということでございますが、本人の所持金で対応ができたということで、このような形で予定がないということになった次第であります。

○14番（小野広嗣君） そういう自己申請というか、そういう状況の中で、いろいろ相談業務に乗る中で、今、答弁によりますと自己資金で対応ができるということであったということですね。

ですから、こういう状況の中で、一つ僕が言いたいのは、周知の問題含めて、やはり相談体制をしっかりとやっていくと、そこを利用される障害者の方々も含めてですよ、出てくるんだというふうに理解するわけです。そういった対応というのを今後しっかりとやっていただければなあという思いで質疑をいたしております。理解しました。

あと、今、保健課長の方から答弁をいただきました。大変大事な助成事業であるということで、再三僕もこのことに関して述べてまいりましたけれども、いわゆるすごくデリケートな部分。そのことに関して、保健所あるいは保健課内でいろんな情報を集約して握っていくということが今後大事であろうと思うんですね。

そういった意味で、20年度新規事業ということで、いわゆる100万円を計上し、5名の方が利用されて今回新たについていることですが、いわゆる、これ枠を決めるのがなかなか難しいです。当初でもですね、出すのが。その中で、一応出して、いわゆる、ただ待つ姿勢ではなくて、いわゆるしっかり、極端に言うと2か月に一遍ぐらい周知をしていくぐらいの情報提供をしていけば、今回は想定より増えているわけですからね、もっと増えていくことは見えているわけですので、そういった取り組みをしっかりとしていかなきゃいけないと。そういう意味では、連携ですよ。保健所だけではなくて、保健課だけではなくて、いわゆる庁舎内の連携、そういった方はいないのかと、デリケートな問題ですからね。そういったことをしっかり押さえていくシステムづくりというのをどこまで協議されて、当初でも今回出てきているわけですので、されたのかなっていうのを最後にお聞かせください。

○保健課長（今井善文君） 確かに、こちらの方に相談といいますか、来ましても、皆さんの前で堂々と話ができるという内容ではございません。そういうことで、県の保健所の方とも協議をいたしまして、市の方としてはこういう助成事業を20年度から始めますということ等の連携は取っております。そのほか、おっしゃいましたように、母子あるいはその他の保健事業等におきましても、そういう周知方を図ってきております。

また、今後につきましても機会をとらえまして、そういう周知方を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 説明資料では27ページ、予算書の方では66ページなんですが、野菜の産

地づくりをするために農家がひとつ安心して生産をやろうというそうした事業で、野菜価格安定対策補給交付金事業の分でございますが、予算額702万5,000円に対して687万円の減ということで95%以上の減額ということですが、減額の理由として事業費の確定に伴う補助金の減額補正ということで、この事業は市が35%、農協さんが35%、生産者が30%という形の中で補給事業をやる仕組みの事業だと思うんですが、そこでお聞きしたいのは、量がなくて共販に乗らなかったのか。えては、共販に乗ったけど、20年度はこの品目野菜の価格がよくて対象にならなかったのか、どちらなのか。ただ事業の確定ということで、中身が分からないので質疑するところでございます。

○農政課長（永田史生君） お答え申し上げます。

この野菜価格安定対策補給交付金事業につきましては、すべて共販でございます。これは、国・県の事業に乗ってその負担分を補てんをしようということで、その補てんに対する割合が、申しあげました30、35、農協が35という負担割合でございます。これにつきましては最大で予算をみておったわけですが、出動がなされなかったために、最終的にはそれらに対する減額という格好でございますので、旧町時代、野菜価格安定基金等を積んでおりました、あの事業と全く一緒でございます。

○18番（木藤茂弘君） ちょっと聞き漏れましたけど、もちろん一応農協さんが、これだけ35、市が35出すわけですから、結局うちの共販が対象なんですけど、数量の問題でこうなったのか、価格がよくてその対象にならなかったのか、そこをちょっと、先ほど説明を聞き漏らしましたので。

○農政課長（永田史生君） すべて価格の関係で、価格がよくて対象にならなかったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今、農政課の御質疑がありましたが、併せて私の方からも2点だけお伺いをしてみたいというふうに思います。

この予算説明資料の中の25ページでございますが、低コスト茶産地の育成事業、簡易土地改良というふうになっておりますが、300万円事業費を計上がされております。しかしながら、その成果としては50%しか見込めなかったということでございますが、この事業に対する取り組みが鈍かったのかどうか、それとも当初の300万円が過大であったのか、そこら辺は少し説明をいただいております。

それから、その下の茶生産拡大推進事業、これも一緒でございますが、これは当初の予算に比べまして20%しか事業をやっていないと。80%が減額になっておるようであります。したがって、これも前の質疑のとおりでございますが、どういう状況でこういう結果に至ったのかどうか、それを2点お伺いをしておきたいと。

それから、今回360万円なごしかの基金が、ふるさと志基金というふうに積み立てられております。どういう作業をされてこれだけの基金が集約できたのかどうか。この基金を市外者の皆さんから集めるための工夫をどういう工夫をされて今日に至ったのか、この300数十万円が何件に該当する

のか、その件数と状況を御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の30ページでございますが、不動産売払収入が1,100万円減額で計上がされています。これは当初、予算審査の中でも、この歳入については無理じゃないかという議論をした経過がございます。しかしながら、今回はまた1,100万円減額というふうに帰ってきておりますが、この財産を売り払う努力をどのようにされたのか、具体的にひとつその事業内容について説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○農政課長（永田史生君） お答え申し上げます。

予算説明資料の25ページの低コスト茶産地育成事業でございます。簡易な土地改良ということで、農地に接続する原野等を造成しながら、茶の面積拡大を図っていくという目的の中に作った事業でございます。確かにおっしゃられたとおり、当初予算で3ha程計画をいたしておりましたが、1.5haの実績しかないということで、今回半分程減額補正を出しております。原因といたしましては、やはり若干、昨年度の一番茶の価格が低迷をしたということも一つの原因ではないかというふうにとらえております。

それから、茶生産拡大推進事業の減額でございますが、400万円を計上いたしまして90万円ということで大幅な減でございますが、一つは、今までの実績を見ながらのひとつの予算の積み上げをしていたわけでございますが、ちょっと見積もりが過大であったということを私どもはちょっと反省をいたしております。それと同時に、これは防霜ファンの設置事業でございますので、防霜ファンそのものが若干現在のところ設置がないというのも現状でございます。これらも、やはりいろんな価格の影響、そういったもの等を総体的にとらえた中での若干の落ち込みもあるのかなというふうにもとらえているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（溝口敏久君） お答えします。

ふるさと納税制度についての質疑かと思いますが、PR方法等について若干申し上げますと、市では、県が実施するかごしま応援寄附金に参加するものと併せまして、直接志布志市を応援していただくという申し出のあった方に対して、ふるさと納税の受け皿としての市のふるさと志基金の創設を行ったところでございます。

現在、市へ直接寄附をいただきました金額は、10件で334万5,000円でございます。それから、かごしま応援寄附金で志布志市を指定いただいた寄附金が、7件で36万5,000円でございます。この36万5,000円につきましては、60%が市に交付されるということになっております。

市でのふるさと納税制度についてのPR活動としましては、7月にホームページを立ち上げまして、7月、8月の市報にも掲載をしております。そして、郷土会の総会へ7月から11月の間に、関西や関東など計7か所程に出向いて説明を行っております。12月には、正月の帰省を機会に職員へのPR活動とパンフレットの送付先の紹介依頼をお願いいたしました。紹介していただいた方にパンフレットを送付いたしているところでございます。

以上でございます。

○松山支所長（上原 登君） 不動産売払収入の定住促進団地売払収入の1,141万円の減額でございますが、松山地区の前谷あじさい団地、それから別府なのはな団地の売り払いの予算を当初1,591万円計上いたしておりましたが、20年度中の販売が3区画450万円でありまして、1,141万円の減額ということになっております。

なお、販売促進にあたりましては市報で1回、それから県内の南日本、朝日、読売、西日本新聞のお盆の時期に合わせまして広報を1回いたしております。

なお、21年度の当初からは、全区画の歳入見込みということではなく、販売可能な歳入見込みを21年度は当初で計画いたしているところでございます。

○31番（野村公一君） その志基金の集め方ですが、件数としては17件ということのようです。どうしても県をうかいして帰ってくる額というのはわずかなもので、あまり当てにはならないというふうに思うんですね。それよりも志布志市に直接応援をしてもらう、していただくという方法をやっぱり推進しなきゃならんだろうと。パンフレットを配ったり郷土会の皆さんにPRをしたりと、私は前回の予算の委員会の中でも申し上げましたがね、役所に350人職員がおられるんですよ。この役所の350人が、皆さんそれぞれ親せきがあったり兄弟があったりして県外、市外に離れておられると。一人で一人お客さんを捕まえるということになりますと、350人お客さんができるということなんです。こういうすばらしいセールスマンがおるのにですね、何もパンフレットを使ってやる必要もないと。そこは、やはり市長の腹ひとつだろうと思うんです。自分の部下に、職員にそういう作業が強要できるかどうか、あなたの腹ひとつだろうというふうに思います。しかし、それがふるさとのためになるという事業であれば、私は大いに職員の方々を使う必要があるだろうと思っています。そこら辺、市長はどうお考えになるか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、農政課の問題であります。お茶の耕地面積の拡大キャンペーンということで大変腰を入れてされた事業であります。しかし、今のお茶の状況というのを見てみますと、決して生産者がもろ手を挙げて喜んでいる状態じゃないと。私は、ちょっとお茶の振興策が違うんじゃないかなと。やたらと面積を広げてする、もちろん、それもある面では大変有効に働くでしょう。しかし、今生産されておる生産者、この方々の所得を上げていく作業の方が、まずは優先するんじゃないかならうかという気がしてならんのです。その点について、いろんなお茶の生産者の方ともお話をしますが、面積を広げて何が一番いいんだらうということをおいぶしがる生産者もおられます。

したがって、市長がその点についてどうお考えになるのか。この拡大戦略を今後も押し進めていかれるのかどうか、市長の見解をただしてみたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、志布志市ふるさと志基金についてでございますが、私どももこの基金につきましては十分、ふるさと愛に燃える方々が応じていただけるといふようなことを御期待申し上げまして、

そのような対象者につきましては十分PRをして御協力をお願いしたところでございます。

今お話がありましたように、職員に対しましてもそのような縁故の方がおられたら、ぜひPRをしてほしいということは話をしております。今後も、そのことにつきましては更に職員にも協力を求めたいというふうに思います。

それから、次の御質疑でございます茶の事業についてでございますが、この低コスト茶産地育成事業ないしは茶生産拡大推進事業につきましては、昨年度まで茶の業界の方々が非常に元気であったと。その元気の源は、価格が極めて良好であったと、生産が順調にされたというような背景がありまして、この事業についても順調に進んできたところでございます。そのようなことから、私どもは20年度についてもこのような形で御提案申し上げたところでございますが、昨年、春一番の茶の相場から急激にリーフ茶の関係の価格が、一番茶の関係が価格が低下したというようなことがございまして、茶農家の方々の生産意欲が若干減退したというような結果で、このような形で補正を御提案申し上げるということになったところでございます。

今後につきましては、また農家の方々の意向等も十分にお話を伺いながら、新たな形の、今議員の方から御提案がありました現在の現存農家の所得保証あるいは価格安定というものについても十分取り組んでいるところではございますが、更なる事業等がございましたら、そのことについても取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 7款、商工費の中の3目、観光費についてお伺いいたします。観光協会の補助金が減額されております。昨年、様々な協会内部の経理上の問題があるということで、市が助成をしておりました分についての返還という形が今回の補正だろうと思います。現状はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 観光協会の件についてお尋ねでございます。

今回、ただいまございましたように減額補正ということで319万2,000円お願いしているわけですが、これにつきましては昨年度、9月10日及び30日の全員協議会の中で御報告申し上げましたように、観光協会の中の会計に不明朗がございまして、観光協会の職員が8月31日をもって解雇されましたので、9月分以降の市が助成をしておりました人件費について返還があったということで、今回補正でお願いしたところでございます。

その後、観光協会におかれましては、今回の件について様々な点から調査・検討がなされまして、今回の不祥事の件に関します調査委員会も設置をされたところでございます。それにつきましては、前回、9月30日に御報告いたしましたように、事務局の職員についてこのような会計の不明朗さを招いた責任があるということで、全額返済というような形でのそういう調査をされたところでございます。

特に、積立金として過去積み立てられました300万円のうち260万円についても不明朗になっておりますので、その分についても事務局の職員の不手際によるもんだというようなことの下で、いったんは調査委員会の中でも、職員自らが全額返済をするというような形での調査委員会での

結論を見たところでございますが、その後そういったことに関しまして観光協会の理事会の中で協議がなされましたが、やはりそういうことであれば、本人から直筆の確約書なり、及び返済いただく金額も260万円という多額になりますので、その分につきましてのやはり保証人等が必要ではないかというようなことで、そういった確認書類の提出を求められたところでございます。

いったんは、それに基づいて本人から保証人、お父さんでございますけれども、お父さんを交えた形での書類が提出されましたが、書類の中に本人が、その不明朗になっている260万円について一切私的流用はしていないというような項目等も添えられておりました関係で、そこについての最終的なそういった確認と申し上げますか、そのところをもう少し詰めるべきだというようなことが観光協会の中でも協議がなされて、現在その点につきまして、本人を交えまして最終的な協議を継続されているというところでございます。

本来ならば、最終的にそういった形で観光協会なりでそういう結論を得られまして市の方へ報告がございましたら、皆さん方の方に全員協議会なりで報告をする予定でございましたけれども、今申し上げましたように最後のそのところで、本人と観光協会のところで最終的なそういう協議がなされておるところでございまして、まだ最終的に私どもに報告をいただいておりますので、今回皆様の方に報告ができなかったということございまして、御質疑の内容からしますと、今もその点について本人は認めているんだけど、最終的な返還を巡っての協議が継続中であるということでございます。

以上でございます。

○26番（上村 環君） 現在、観光協会はどのような状況になっているのかということでお聞きいたしました。いわゆる不祥事に関する調査委員会が入って、そういった問題の事後処理をまだ完全に終えていない状況のようであります。

そうなりますと、観光協会の本来の業務というものはどうなっているかということが気になったものでございますので、この職員の問題だけで市の観光行政というものが完全に機能がストップしているのか、今後はじゃあどうされるのか、その点をお聞きいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございません。私の説明がちょっと不足しておりましたが、不祥事の件につきましては先程申し上げましたような経過で今現在なっているところでございますが、観光協会の現状としましては、理事会、役員会を中心としまして、今後もやはり協会としての存続なり、事業を継続していきたいというような意向であられるところでございます。

理事会、役員会の下で鋭意いろんな形で協議が行われているところでございますが、21年度に向けてのその事業の展開という点からしますと、昨年度の不祥事の関係から少し十分にできていないところもございすけれども、観光協会としましては、できるだけ今回の件を早く整理をして新たな次の展開へいきたいという意向のようございまして、特に現在21年度に向けましては、やはりこれまで同様、観光協会としての事業を行政と連携してやっていきたいという意向が大変強うございまして、その中で、今までは観光協会、それともう1つ組織で特産品協会という団体があるわけでございますけれども、これまでは両方でそれぞれの事業を展開してまいりま

したが、やはり観光と特産品、物産品、そういったものについては非常に連携してやるべきではなかろうかということで、それぞれ観光協会と特産品協会の中で理事会、それから総会等を開かれまして、21年度、団体の一本化に向けての協議がなされているところでございます。

それから、観光協会としての大きな業務を担っていただいております件につきまして、お釈迦祭りの実行委員会を中心にやっていただいた経緯がございました。これにつきましては、現在、今このような状況ではございますけれども、21年度につきましても積極的に観光協会の方で中心となって、お釈迦祭りを盛り上げていきたいというそういう意向でございまして、今年というか先月、2月19日にイベントの検討委員会ということでそれぞれお集まりいただきまして、21年度のイベントについての御協議もさせていただきましたが、その中でも観光協会の方から現在、今申し上げているようにまだ片付かない部分もあるけれども、観光協会としては新しいそういう組織構成の下で取り組んでいきたいので、21年度のお釈迦祭りの件についても観光協会が中心となった形で取り組みをしたいということの申し出もあったところでございます。

なお、そういう意向の下に、現在それぞれ観光協会の下で、もう21年度のお釈迦祭りは4月29日ということで決まっているわけなんですけれども、それに向けて鋭意、役員の方々がそれぞれ実行委員会を立ち上げる予定の下で、それぞれ作業を進められているところでございます。

それから、先程申し上げましたが、観光協会との一本化につきましては、それぞれの団体で総会等が開かれて、そういった形で進めていこうという確認がなされているようでございます。

○26番（上村 環君） 観光協会と特産品協会の連携強化、若しくは一本化という考え方であるということですが、お釈迦祭りの関係は分かりました。観光協会、一本化を含めたそういったものは21年度当初からスタートすることはないのか。というのは、いわゆるこれは補正の審議でありますけれども、当初予算に観光協会に対する助成金というものは今のところ白紙の状態であるということなのか。であれば、観光協会、若しくは関連があると言われました特産品協会からの補助金要望等は出ていないということなのか。

そのこととですね、結局、この一職員がもたらしたこれ程の大きな問題ではありますけれども、観光行政というものを何でここで断絶しなければならないのかということを考えるわけでありませぬ。一日も早く観光協会、若しくはそういった取り組みについても正常化を図るということであれば、それに関する予算を新年度に向けて検討すべきではないかと思うわけですが、最後にその点をお伺いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私どもも、議員の最後におっしゃったそういった形が望ましいということで、いろいろ今まで協議を進めているところでございます。内部的なことを申し上げますと、観光協会につきましては専属の事務局職員が1人でいろいろな内部的な事務を担っておったわけなんですけれども、現在事務局職員がおりませんので、その分につきましては昨年の不祥事が発覚して以来、港湾商工課の担当が事務を代理してやっているところでございます。

それから、予算の件でございしますが、現在、特産品協会につきましては、やはり21年度もこれまで同様ということでの意向を聞いておりますので当初予算をお願いしているところでございま

す。

ただ、観光協会につきましては、今申しあげましたような形で最終的な整理がついていないということと、それから観光協会と一体となった新たな観光行政への連携というようなことを考えていらっしゃると思いますので、一本化されまして、その後新たな事業計画等が計画されまして、そして私どもの方にそういう事業申請がございまして、私どもがそれ相当というふうな形で認めるような事業内容でございましたならば補正等ですね、追加分がもしあるのであれば、追加分の補助金等の補正の提案をまたさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（鶴迫京子さん） 補正予算説明資料の24ページの農業農村家業再生支援事業について質疑いたします。

ここで書いてあります農業農村家業再生支援という事業の中での支援という意味と、この補正予算書の中の9ページの債務負担行為補正の所におきます農業農村家業再生支援補助金という所に上げられていますこの農業再生支援という意味と、この支援事業の支援まで、内容を、中身をお知らせください。まず、同じなのか同じでないのか。

○農政課長（永田史生君） お答えを申し上げます。

中身は一緒でございます。ただ、債務負担の方の表現としては、一応補助金関係を債務負担を起すという格好でこのようなふうな事業名を取らせていただいたという格好でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 20年度の補正予算で、こちらの農業農村家業再生支援事業ということで、事業推進実績予定に伴う減額ということで不用額を170万円出していますが、一方でこの事業が20年度は不用額が生じている。そしてまた、これは債務負担行為の追加の負担行為でありますので、平成21年度から22年度、2年間かけて450万円ほど債務負担までして農業農村家業再生支援をしていく補助金を出してということですが、こちらのまた具体的な内容、こちらでは不用額が生じていながら、こちらで債務負担までして支援をしていくという内容をお知らせください。

○農政課長（永田史生君） お答え申し上げます。

まず、この事業は2年間という事業でございます。これから兼業農家が担い手あるいは専業農家としていくためにそれらを支える事業でございまして、月5万円、これの2年間という事業でございましたので、予算書の説明資料に出ている分につきましては今年実施をしたお金の残を落とすということでしたので、5件ほど今年がありましたのでその差額を落とすということですが、来年度の債務負担については、今年5名出ましたお金を来年度もまた5万円ずつ支払っていきますよという債務の保証でございますので、こういった格好で計上させていただいております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 　　ここでお諮りをいたします。

日程第6、議案第3号から日程第10、議案第7号まで、以上5件については順序を変更し、日程第11、施政方針以降を先に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 　　異議なしと認めます。したがって、日程の順序を変更し、日程第11、施政方針以降を先に審議することに決定いたしました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 　　ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

—————○—————

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

—————○—————

日程第11 施政方針

○議長（谷口松生君） 　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 　　施政方針。

本日ここに、平成21年第1回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、平成21年度における市政運営に臨む所信を御説明申し上げます。

今日、国内外を問わずアメリカに端を発した世界同時不況は、100年に一度と言われる経済危機となり、相次ぐ金融機関・企業の倒産や事業規模の縮小、人員削減を招き、世界経済の状態はまさに危機的状況にあります。

また、昨年の異常な原油価格の高騰は、生産資材や配合飼料の高騰をもたらし、本市の基幹産業である農林水産業に大きな打撃を及ぼしているとともに、市内の中小・零細企業等の事業・生産活動や市民の消費活動を停滞、縮小させるなど、志布志市経済の低迷を招き、市内の企業においても従業員の削減など多大な影響が出ており、積極的な経済・雇用対策を迅速、着実に実行していく必要があります。

このような急激な経済情勢の悪化に対応するため、平成21年度当初予算におきましては、厳しい財政状況ではありますが、雇用・公共事業・消費の活性化等の緊急経済対策に重点的な予算配分をしたところでございます。

国も、緊急経済対策として平成20年度補正予算において、地域活性化・生活対策臨時交付金支給事業、定額給付金事業、子育て応援特別手当支給事業等が審議されております。

本市におきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金支給事業において4億755万4,000円の交付予定があり、事業予算額で6億1,000万円の概算申請を行ったところであります。また、住民への生活支援を行い、住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とした定額給付金事業においては、事業予算額で5億7,000万円、併せて幼児教育期（小学校就学前3年間）の子育ての生活支援として交付される第2子以降の児童に対する子育て応援特別手当支給事業においては、3,500万円が見込まれております。

国の第二次補正予算による本市に関係する事業予算総額は12億円を超えるものであります。国の関係法案が成立いたしましたら、速やかにこの交付金等の趣旨に沿った緊急の経済対策、地域活性化事業を今議会に提案する予定でございます。

この厳しい経済状況において、市では平成21年1月に雇用対策や企業支援の措置などを検討し、地域経済及び市民生活の安定が図れるよう、適時・適切な対策を講じるために、私が委員長となり、副市長ほか庁内関係課長で組織する「志布志市緊急経済・雇用対策会議」を設置したところであります。また、平成21年度は、足腰の強い産業基盤の確立の推進を図り、持続可能な行財政構造の構築、本市の持つ特性と魅力を生かした施策の展開を積極的に進めることが必要であると考えております。

また、この厳しい時代に立ち向かうべく、私は初心に返って、市長に就任した時に所信表明で、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」を念頭におき、政治理念として、力みなぎる「大地の力」と世界へ広がる志布志湾の「海の恵み」、そして、心豊かな人と人のふれあいを大切にする「人のエネルギー」の三つを新しいまちのエネルギーに結集し、「いっど・すっど・やっど」の精神で前進していく考えであると述べましたが、本年度は、この政治理念の下、確実に前進していくことを改めて決意したところであります。

このような状況において、今まで以上に行政が知恵を絞り汗を流すことが必要で、合併して3か年、市民の皆さん、議会の皆さんとともに汗を流し、議論をしてつくり上げてきた志布志市は、市民の皆さんの力が結集し、確実に一步一步前に進み、きっとこの厳しい状況を乗り越えていけるものと確信しているところであります。

平成20年度から始まりましたふるさと納税制度の寄附金においては、「志布志」の活性化のために役立ててくださいと、善意による多額の寄附をいただき、志布志市に期待される思いを実感したところであります。そして、皆さんの期待にこたえるべき責任の重さを再認識したところであります。このふるさと納税寄附金は、ふるさと志基金に積み立て、志布志市の発展と市民の皆さんのために大切にに使わせていただきたいと考えております。

志布志港新若浜地区の多目的国際ターミナルが、今月末には供用開始となります。今後、中核国際港湾として更に大きく発展することが期待されます。そして、この港の活用につながる道路網の整備につきましても、東九州自動車道のつち音が響いてきましたし、都城志布志道路が一部供用されるなど、着実に整備が進んでいるところであります。

また、みなと振興交付金の事業採択により、新若浜地区の緑地10.4haに海浜植生観察のできる

環境学習広場や市民が憩える多目的スポーツ広場の整備が始まり、市民が誇れる志布志市の新たな名所として早期の完成が望まれます。さらに、約11haの分譲地におきましては、県と連携して積極的に企業誘致を進め、働く場を創出し、地域経済の浮揚に努めてまいります。

昨年は、医療費の増加に伴い危機的運営状況であった国民健康保険事業の財源確保と健全な事業運営を行うために、国民健康保険税の改定をお願いいたしました。現在の少子高齢・人口減少が急速に進む中で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療の給付費が増える状況にあり、本市の国民健康保険制度維持のための取り組みを最重要課題ととらえ、平成21年度を「健康づくり元年」と位置付けまして、全市民の協力の下、健康増進策に取り組む考えであります。

志布志市のまちづくりの基本理念に、「志のあふれるまち」を定め、「志のまち」の宣言を行いました。その宣言は、先人たちが築いた歴史・文化を引き継ぎ、「高い志」と「慈愛の精神」による「志のあふれるまちづくり」の推進を市民一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、志を掲げ、行動を起こし、輝く志布志市を目指し、市民が一体となり力を合わせてまい進していくことを誓っております。今まさに先人たちに学び、高い志を持って、市民と議会と行政が一体となり、この厳しい難局を乗り越えていかなければならない時であり、必ず乗り越えていけるものと確認しているところであります。

市政も合併から3年経過し4年目を迎えることとなります。私が目指しております、まちづくりの姿勢である行政の志は、「市民の福祉の向上」という目標に向かって、市民の皆さん、議会の皆さんや職員の気運が形として現われてきていると感じているところであります。志あふれる市民の皆さん、郷土を思い、育ててくださる皆さん、そして志布志を愛してくださる皆さんと一緒に、「志布志に生まれてよかった、住んでよかった、志布志が大好き」と言ってもらえるように、初心に立ち返り、まちづくりに全力を尽くして、この厳しい経済状況の時代を乗り切り、市政執行にまい進する覚悟でございます。

さて、平成21年度の施策につきましては、最重要施策としまして、一つ目に昨年以上に厳しいと考えられる経済状況の中で、緊急経済・雇用対策に各課全力を挙げ、一丸となり重点的に取り組んでまいります。二つ目に、平成21年度を「健康づくり元年」と位置付けまして、医療費の抑制と市民の健康増進策としまして、全市民を対象に新たな事業に積極的に取り組みを行ってまいります。

本年度は、私の市長就任1期目の締めくくりの年であります。これまで同様、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新年度に取り組む主な事業等について、志布志市振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って御説明申し上げます。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてでございます。

志布志港の整備につきましては、いよいよ今月末に平成9年度から整備が進められてまいりました新若浜地区多目的国際ターミナルの一部が供用開始されます。このことにより、5万t級の大型コンテナ船の入港が可能となり、コンテナ蔵置能力が現在の倍の12万TEUとなることから物流

の効率化が図られます。今後も国際物流拠点港としての整備につままして、引き続き港湾施設利用者の意見が十分反映されるよう志布志港湾振興協議会と連携を図りながら、港湾管理者である鹿児島県に働き掛けてまいります。

また、隣接する新若浜の緑地につまましても、鹿児島県が事業主体で平成20年度から「みなと振興交付金事業」による整備を実施していただいておりますので、できるだけ早く市民が憩いやスポーツの場として利用できるよう整備していただきますよう働き掛けてまいります。

ポートセールス活動につまましては、昨年は国内の荷主や船会社を中心に進め、鹿児島県の志布志港ポートセールス推進協議会と合同で行った志布志港ポートセミナーについても、東京都、そして今後の志布志港の発展にどうしても欠かせないと考えられる隣接県の宮崎県都城市で行ったところでもあります。このようなことから、平成20年の外貿コンテナ貨物取扱量は、過去最高であった平成16年の5万9,000TEUを超え、速報値ではありますが、7万2,000TEUとなったところがあります。本年度、国内においては大阪地区と鹿児島県内でポートセミナー及び船会社訪問活動を、海外においてはタイでポートセールス活動を実施したいと考えております。

また、昨年度から取り組んだ食品関係の輸出貨物促進事業については、本年度も引き続き「フード・タイペイ2009」への出展及び「台湾食品市場視察ミッション」を実施し、台湾バイヤーとの直接商談の場の提供や、現地の日本食事情などの情報収集を行いたいと考えております。昨年度は、地元若潮酒造株式会社やさつま無双株式会社の焼ちゅう、そして、カルビー株式会社鹿児島工場の製品がはじめて志布志港から海外へ輸出されたところであり、このことを続けていくことにより海外への販路拡大という新たな事業展開が図られるのではと期待しております。

「さんふらわあ」志布志航路につまましては、市及び県がそれぞれ利用促進協議会を設立し、課題である旅客の確保を図るべく利用促進活動を展開しているところでもあります。

昨年は原油価格が高騰し、燃料油価格変動調整金の影響により旅客数が減少し、また昨今の世界的な経済不況のあおりを受け、貨物についても減少しているところでもあります。このようなことから、市といたしましても、本年度も引き続き、団体・修学旅行による利用者への利用促進助成活動や、旅行エージェントとタイアップした企画ツアーなどを実施するとともに、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会や各種関係機関・団体と連携を図りながら、旅客及び貨物の確保、そして志布志航路の更なる利用促進に努めてまいります。

志布志港は物流港としてのイメージが強いことから、より市民が身近に感じる港を目指して旅客船ふ頭の活用をするとともに、併せて志布志港国際航路利用促進協議会と連携を図り、本年度よりクルーズ船の誘致活動に取り組んでまいります。上海への旅客船として平成7年度から寄港していただいております上海フェリー蘇州號につまましては、本年度1回の寄港を計画し、志布志港国際航路利用促進協議会と大隅総合開発期成会による合同の助成ツアーを実施することとしております。

東九州自動車道につまましては、昨年末に本市でも用地補償説明会が開催され、安楽川及び菱田川に架かる橋りょう工事に続き、順次用地買収が進められています。いまだ基本計画区間のま

までである日南～志布志間については、仮称「東九州自動車道日南～串間～志布志間建設促進協議会」を本年度中に設立し、両市と一緒に活動してまいります。道路特定財源の一般財源化など厳しい状況下ではありますが、早期の工事完成へ向けて、引き続き関係団体と連携して、国、県に対して要望してまいります。

都城志布志道路であります、昨年2月に松山～有明北間が供用開始され、これにより末吉～有明北間約8kmが整備されております。今後は、現在整備中の伊崎田本村～安楽大迫間の早期完成と、残りの区間の調査区間から整備区間への格上げ等について関係機関に対し、引き続き強く要望してまいります。

国道220・269号線については全線改良済みとなっておりますが、今日の高齢化社会に対応すべく歩道空間等の整備は必要であり、バリアフリー化が課題となっております。現在、国道220号志布志・有明地区で一部通学路等の歩道拡幅及び歩道橋の整備が進みつつありますが、国・県と連携して児童・生徒等の安全が確保できるよう関係機関に要望してまいります。

県道の整備につきましては、市として優先路線と位置付けている柿ノ木志布志線・弓場ヶ尾地区の整備をはじめ、現在進めております塗木大隅線・泰野地区、今別府串間間・立花迫地区の早期完成を引き続き推進するとともに、その他の未改良路線の整備については、地域の要望を踏まえ局部改良、歩道設置など、整備効果を重点に安心・安全な道路整備の推進を目指す活発な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

市道の整備につきましては、活力ある地域づくりを推進するため、生活関連道路の整備が喫緊の課題となっております。また、地域の特性、道路の性格を考えながら、一定水準の交通サービスを提供できるような諸施策の推進に努めてまいります。本年度も、補助事業・起債事業を活用しながら、それぞれの路線の早期完成を図ってまいります。

情報化の推進につきましては、昨年度、市情報化実施計画を策定しましたが、本年度は高度情報化に対応したまちづくりを目指すために、情報通信基盤整備基本構想を策定しまして、より一層の電子自治体の推進を図り、住民との情報の共有、行政サービスの充実、行政事務の効率化に努めます。

ネットワークの形成を図る情報通信サービスについては、これまで移動通信鉄塔施設整備事業に取り組んでまいりましたが、間もなく携帯電話サービスが提供できるようになり、利用可能な地域が拡大されます。本年度は、市街地と農村部の情報通信インフラの地域間格差が生じないように、ブロードバンド未整備地区での高速インターネットの環境整備を図ってまいります。

定住対策として、国が示した定住自立圏構想は、人口が4万人を超え、生活に必要な都市機能を持つ中心市と周辺市町村が協定を結び、医療や産業振興等様々な政策分野において具体的に連携を図っていくもので、本市も近隣都市と協議しながら人口増に向けた取り組みを行ってまいります。

以上、これらの施策により市内の均衡ある発展を図り、都市基盤・交通基盤の整備を推進してまいります。

第2に、「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」についてでございます。

住まい・まちづくりにおける住環境の整備につきましては、公営住宅ストック活用計画に基づき、既存住宅の建て替え・改善・維持保全・用途廃止等の具体的活用手法の下、建て替え団地として位置付けられた中で、必要性の高い優先団地において全体基本設計及び実施設計等を行ったところです。本年度からは、この実施設計を行った団地において、数戸ずつではありますが財政等を検討しながら、高齢世帯・多子世帯・単身者等の多様なニーズに対応した公営住宅の建設整備に努めてまいります。定住促進政策として、今年度は森山地区の定住促進住宅用地の造成、分譲を進めてまいります。

都市計画に関しましては、農林漁業との健全な調和を図りながら、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、土地の合理的な利用を図るべきことを定めている都市計画法の基本理念に基づき、地域の特性や土地利用の動向等を十分勘案しながら、秩序ある市街地の形成を図るため、都市計画区域の見直しなど都市計画制度の適正な運用に努めてまいります。

また、住宅環境の保護、商工業などの都市機能の維持増進、健康で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全のため、市内の一体性と均衡ある発展を図りながら計画的なまちづくりを進めてまいります。

上水道・簡易水道事業につきましては、合理的な運営体制を構築するとともに水源の確保に努め、安定した水の供給を図るとともに新たな水源開発についても分布調査を行い、将来に向けた新しい水源の確保に努めてまいります。

環境行政の推進につきましては、環境基本条例を基に今回、「志布志市ポイ捨て防止条例」を上程しております。この条例を制定することにより、空き缶や犬のふんの放置等のポイ捨て防止を図り、確実に効果が上がるように市民の皆様には十分周知・広報等を行いながら、環境への更なる意識を深めてもらうことにより、市民総参加による共生・協働の美しいまちづくりを推進してまいります。

また、環境基本計画策定につきましては、各方面の調査結果資料を反映させながら策定するものであります。

志布志市地球温暖化防止活動実行計画につきましては、庁舎等の電気使用量の削減や公用車の燃料消費等の更なる削減に努め、計画の目標年度である平成24年度までに、二酸化炭素排出量を対17年度、8%の削減に向けて取り組んでまいります。

ごみの資源化につきましては、環境省が昨年11月に発表した資料によりますと、本市の平成18年度の資源化率は72.5%でした。平成17年度に引き続きまして平成18年度も全国第4位の、市としては全国第1位ですが、資源化率でありました。国全体の平均は19.6%ですので、志布志市の取り組みは全国の市町村の模範となる取り組みを行っております。これは市民一人ひとりの協力のたまものと、改めて感謝する次第であります。本年度も、引き続き紙おむつのリサイクルについて検討を行い、埋め立てごみの減量化が図られるように取り組んでまいります。

また、ごみの発生そのものの量を減らすための取り組みとして、志布志市衛生自治会の「買い

物からごみ減らし円卓会議」において、買い物という行動を通してごみを減らすことはできないか協議していただき、平成21年10月から市内一斉のレジ袋無料配布の中止を行い、マイバッグ持参促進・レジ袋お断り率大幅アップを進めていくよう一定の結論が出たことを受け、この実現に向けて、事業者、消費者、各種団体と協働して取り組んでいきたいと考えております。

なお、環境パトロール事業、おじゃったもんせクリーン大作戦、マイロードクリーン大作戦につきましても、更に推進を図ってまいります。

また、生ごみからたい肥を作り、ひまわりを育てるという「サンサンひまわりプラン」では、市の花「ひまわり」とともに、笑顔あふれる地域づくりを進めてまいります。

この度、これまでのこのような取り組みが評価され、本年2月に「循環・共生・参加まちづくり表彰」を環境大臣から受けたところであります。今後、更に市民の皆様と一緒に「ごみゼロのまち」を目指してまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き単独浄化槽及びくみ取り便槽を設置している方を対象に、合併浄化槽及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした志布志市公共用水域保全事業補助金制度を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めていくとともに、農業集落排水汚泥のたい肥化を行い、資源の循環型システムを構築していきたいと考えています。

環境政策は、市民一人ひとりの理解と取り組みによって進められております。今後も、地域環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる問題について環境学習会を開催し、市民・企業等との協働を図りながら、市民が自ら取り組むことにより市の環境政策に誇りを感じていただき、日本一の循環型社会の形成を図れるよう施策を展開してまいります。

新エネルギーにつきましては、新エネルギー導入検討委員会の中で国等の補助制度をとらえながら、積極的な導入に向けた検討を引き続き行ってまいります。

安全で安心なまちづくりは市民の願いであり、そのためには市民・消防・警察・行政等が一体となった取り組みが必要であることから、志布志市安全・安心まちづくり推進協議会を設立し、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に努めてまいります。そして、自らの安全は自らが守るという意識の高揚を図り、自主防災組織による活動を推進していくことが大切であるとと考えております。

平成19年度は通山校区公民館において、また、平成20年度は志布志地区の沿岸部の5校区において、NPO法人の協力により市民と共生・協働で自主防災組織の育成充実に努めておりますが、今年度は松山地区において、住民が安心して暮らせる防災対策を推進してまいります。

消防・防災につきましては、消防の広域化が進められる中、大隅曾於地区消防組合総合整備計画に基づき、仮称「志布志消防署」の建設に向けて関係機関・団体と連携を図りながら年次的に進めてまいります。併せて、消防再編計画に基づいて初期消火が効率的に行えるように関係団体の意見を集約しながら市内17消防分団の再編を目指すと同時に、初期消火活動の重要性を認識し、迅速な対応に努めるために消防団員の確保と資質向上を図りながら、各消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいります。今年度は、消防防災施設整備事業として耐震性貯水槽の設置と、消

防車両等整備事業として小型動力ポンプ積載車の整備を図ることとしております。

自然災害等の対策につきましては、情報をいち早く伝達するための手段として、昨年度から安全・安心メールの発信を行って情報の共有化を図り、災害発生時における迅速な対応や避難等の体制を構築しましたが、警察や消防署等と連携を図り、なお一層の情報発信に努めてまいります。

行政情報や緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送につきましても、災害時の有効な伝達手段として活用できるよう災害時の放送に関する協定をFM局と締結して、災害時の防災情報の伝達に努めてまいります。このコミュニティFM放送につきましては、20年度に共生・協働・自立推進事業補助金を活用し、災害時における停電に対応するための無停電電源装置や市庁舎から緊急放送をするための機器の整備を行い、安心して安全なまちづくりの推進に努めたところであります。なお、防災無線と併せてコミュニティFM放送の活用も図っていくため、広く啓発してまいります。

防犯対策につきましては、地域PTAやしぶし創年団等による安全パトロールなどの「子どもへの見守り活動」が地域の防犯にもつながっていることから、その活動を更に支援してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童・生徒の交通事故防止、飲酒運転の根絶を重点目標に、交通安全協会と連携して交通安全啓発の推進を図るとともに、ロードミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安心・安全のまちづくりを推進いたします。

第3に、「大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまち」についてでございます。

曾於地域の畑地かんがい事業の東部地区が完全通水、南部地区が一部通水となり、水を使った畑作農業を積極的に展開する時期に入っております。畑かん営農の指針となる志布志市畑地かんがい営農ビジョンを念頭におきながら、生産者と関係機関・団体が一体となり、畑かん営農を積極的に推進し、本市の基幹産業である農業を雇用創出の場として位置付け、次世代につながる夢と希望の持てる農業の実現に向けて取り組んでまいります。

近年、中国製ギョーザ事件をはじめとして産地偽装などの食の安全を脅かす出来事が多発し、大きな社会問題となっております。外国に頼ってきた国の食糧自給対策が大きく問われており、私たち国民の食糧を確保するという本来あるべき姿に向けて、本市の畑作農業を最大限に生かしてまいります。

そのような中で、本市の基幹作物であるいちご、ピーマン等の施設園芸については、農業・農村活性化推進施設等整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等、国・県の補助事業導入や市単独事業の農業生産対策事業等を充実させ、温暖な志布志市の地の利を生かし、更なる品質向上を図り、産地の維持拡大に努めてまいります。

お茶については栽培面積1,170haを超え、県内、九州とも第2位の大産地となり、平成20年度全国茶品評会や県茶業経営改善コンクールなど連続して多数上位入賞し、全国でも有数の茶産地となっております。台風に強い防災作物として、立地条件と畑かんによる水利用を最大限に生かし、

国際競争力のある作物として茶工場と生葉生産農家が連携して生産性の向上を図り、県の事業である日本一の茶産地づくりチャレンジ事業と、市単独事業の低コスト茶産地育成事業、茶生産拡大推進事業により、日本一の低コスト茶産地の実現を目指してまいります。

また、水田農業については、食の安心・安全という視点から、ポジティブリスト制度に対応した環境づくりの一環として引き続き作物の団地化を推進するとともに、耕畜連携等の取り組みにより、低コスト水田農業の確立に努めてまいります。特に、飼料穀物等の高騰により農業経費が増加傾向にあることから、平成21年度より新たに始まる水田等有効活用促進交付金制度を活用し、飼料用水稲及び水田裏作での飼料作物の更なる推進を図ってまいります。

後継者育成については、引き続き農業農村家業再生支援事業を推進していくとともに、やる気のある農業者の経営改善に向けた制度資金活用等を推進し、さらに市単独の利子補給事業等により足腰の強い農業者の育成を図ってまいります。

また、肥料及び飼料穀物の高騰により厳しい経営を強いられている農家の経営安定のため、昨年に引き続き農家緊急対策特別資金及び家畜飼料特別支援資金に対する利子補給金交付事業を実施してまいります。

畑地かんがいにつきましては、国営事業の完了に伴い、今後、施設の維持管理は基幹水利施設管理事業を導入し、土地改良区と一体となった基幹水利施設等の一元管理を行うことにより、安定的な水の供給を通して生産性の高い農業構造の発展に寄与できるものと期待しております。また、水利用の推進につきましては、年次的な通水面積の拡大に伴い、計画的な水利用による生産性の向上、省力化や高収益性作物の導入などによる農家の所得の向上等を目指して関係機関等と連携を図りながら推進してまいりますとともに、畑かん事業の円滑な推進と事業効果の早期実現に努めてまいります。

次に、有機農業の推進についてであります。国においては有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めた有機農業の推進に関する法律を平成18年に制定し、県においても平成20年8月に鹿児島県有機農業推進計画を策定し、有機農業を推進するために基本的な考え方と具体的な施策の展開をおおむね5年間を対象に掲げております。本市におきましても、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全を目的に、環境と調和のとれた農業の推進と安心・安全な農産物を消費者に供給するために、市、県、JA、生産者等で構成する、仮称「志布志市循環型農業推進協議会」を設立し、環境にやさしい農業の推進を行い、また栽培技術の普及・情報の発信等に努め、有機農業に容易に取り組める環境の整備を図ってまいります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段地区が本年度から、いよいよ工事に着手いたします。目に見えてその事業の成果が表れてくるものと期待すると同時に、事業の円滑な推進に努めてまいります。

また、昨年度から本年度にかけて農村振興基本計画策定のために関係農家などからの意見集約を図っているところですが、更に多くの意見を集約し、中山間地域総合整備事業や農村総合整備事業など最も適した事業を導入し、未整備地区の事業推進を図ってまいります。

農地・水・環境保全向上対策支援事業では、市内13地区の農地約980haを対象に、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組み、共同活動や地域活動を更に支援してまいります。

農道の整備につきましては、緊急性や経済効果を考慮の上、国・県の補助事業を活用しながら年次的に整備が図られるよう最大限の努力をしております。

畜産につきましては、一昨年から配合飼料の急激な高騰により全畜種において生産コストが増大し、経営が圧迫されています。今年に入り、配合飼料価格は下落傾向ではありますが、農家にとりましては依然として負担が大きい状況です。特に、肉用牛につきましては、生産コストの上昇に加え、経済情勢の低迷による牛肉の消費減退から販売価格が下落し、経営は厳しい状況にあります。

このような情勢の中、既存農家の経営支援を行うとともに後継者の育成確保や規模拡大志向農家等を更に支援し、高品質で低コストによる畜産物の生産を進め、経営の安定確保に努めてまいります。市の施策としまして、優良種畜保留導入事業、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、乳用牛導入資金貸付金、肥育経営安定対策基金等による無利子貸付や優良種畜保留導入への支援を行い、素畜の資質改善の強化に努めてまいります。

畜産飼養環境の改善につきましては、市単独のパドック式牛舎等への設置補助、高齢農家の省力・安全管理のための施設改善等に対する助成を行い、環境保全やコスト削減、多頭化への誘導及び高齢者や後継者等への支援をしております。また、県地域振興公社による畜産環境施設整備等の積極的的事业推進を行い、規模拡大や飼養環境改善に向けた施設整備を推進することとしております。

畜産団体の支援につきましては、肉用牛、養豚、ブロイラー、酪農等の各生産者団体を統合し、新たな団体を設立することで、畜産に係る活動の連携と振興方策の推進等による畜産振興を図るところであります。

家畜防疫対策としましては、鳥インフルエンザの防疫徹底を図るための防疫資材の導入支援、豚のオーエスキー病の予防接種の推進・支援によるオーエスキー病の清浄化を図ることとしてまいります。

自給粗飼料の向上対策としましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業による飼料収穫調製機械を導入し、粗飼料の品質向上と自給率向上に努めてまいります。

畜産物の価格が低迷する中で、経営継続に向けた支援や、肉用牛においては価格が低迷していることを好機ととらえ優良牛の導入を関係機関と連携しながら推進し、生産基盤の改良を図ってまいります。また、家畜排せつ物等の有効活用策等につきましては、耕種部門との連携の下に引き続き、その在り方等について調査、研究してまいります。

林業の振興を図るため、適正な森林の整備、森林環境の保全、そして良質材の生産を目指し、県や森林組合と連携の上、森林整備地域活動支援交付金事業や緊急間伐対策事業に取り組んでまいります。

特用林産の奨励作目であるサカキやシキミ等の安定的な供給のために生産組織の拡大とともに、面積拡大を図るため特用林産生産対策事業を推進してまいります。さらには、生産林家の経営安定のために品質の向上及び出荷作業の省力化を図るため、森のめぐみの産地づくり事業に取り組んでまいります。

市有林につきましては、適正な維持管理を行うために補助事業等の導入により、下刈りや除間伐等を進めてまいります。

林道は、森林整備の推進や山村地域における生活関連道路として大きな役割を果たしており、年次的に整備を進めてまいります。

治山事業では、年次的に崩壊地の復旧及び崩壊危険地区の予防並びに被災保安林の機能回復を図ってまいります。

漁業振興につきましては、漁業従事者の高齢化、後継者不足などの課題を抱え厳しい状況にあります。今年で3回目の開催を迎えます「はも祭り」を漁協や関係団体との連携強化のイベントと位置付け、はもをはじめとする志布志湾産水産物の販売という形で地産地消の促進を図り、水産業の活性化に努めてまいります。

施設整備としまして、漁船の点検、塗装など保守作業時に陸揚げするための施設であります上架施設の改修事業に対する支援を実施し、作業時の安全性の確保、労務の省力化を図ってまいります。

商工業におきましては、昨年から続く急激な景気後退により自動車産業や家電産業が不況に陥り、派遣切りなど安心した生活が送れない状況の中、本市の経済も消費が冷え込み、中小企業者も厳しい経営状況であります。昨年10月30日から緊急保証制度の設置により、指定業種の枠が拡充され、本市でも特定中小企業者の認定件数が約50件となっており、資金繰りに苦慮されていることが推察されるところであります。

緊急経済対策としまして、市独自の事業として緊急商工業資金利子補給金交付事業、プレミアム商品券発行事業及び地域振興券発行事業に取り組みます。

緊急商工業資金利子補給金交付事業は、市内の事業所で商工会に加入している商工業者が、株式会社日本政策金融公庫などの制度資金を商工会を通して平成18年1月以降利用された融資のうち、1年間に支払った融資利率1%に相当する利子分を交付しまして、体質の強化や経営の安定化に役立ててもらうものであります。

プレミアム商品券発行事業は、市がプレミアムいわゆる割増金の付く商品券を2億3,000万円分を発行し、市民の購買意欲を高め、市内での消費を刺激して地元商工業の活性化を図るものであります。

地域振興券発行事業は、市が報償費の中で祝い金などを支給している分について、市内の事業所で使える地域振興券として支給することで市内での消費を刺激し、地元商工業の活性化を図るものであります。

商工業振興につきましては、商工会が中心になって小規模事業経営改善普及、商工業振興対策、

地元購買促進対策、商店街活性化対策、農商工連繫事業などの活動に取り組んでいただき、この厳しい経済状況を乗り越え、商工業の希望が持てるよう尽力してもらうため、市もともに協力をしていく考えであります。

株式会社志布志まちづくり公社の経営改善の対策として、昨年からオラレ方式による競艇場外発売場の設置をし、新たな家賃収入を確保することを進めてまいりました。2月20日の臨時会において、議会議員の皆様の大御理解と御協力により志布志市オラレまちづくり基金条例を審議可決いただき、いよいよ仮称「オラレ志布志」の大型連休時期のオープンに向け、大きく進み出したところであります。オープン後、売上金の3%が本市へ支払われますので、まちづくり公社の家賃のほかにも商工業振興や教育振興を含め、志布志市のまちづくりのために役立たせていきたいと考えております。本市はまちづくり公社の最大の出資者でもありますので、今後も開設時借り入れた高度化資金の償還を念頭におき、経営改善を進めていくよう要請してまいります。

消費者行政については、昨年度から消費生活相談員を設置し、消費者からの商品やサービス等の購入・契約から発生する苦情や相談に応じ、問題解決を図ってまいりました。内容は、振り込み詐欺から多重債務など多岐にわたり巧妙になってきており、今後も市民の消費生活相談の充実を図ってまいります。

観光の振興につきましては、九州唯一の中核国際港湾である志布志港やJR志布志駅、現在整備が進みつつある都城志布志道路や東九州自動車道などの交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化、農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を推進するとともに、日南大隅広域観光連絡協議会、大隅広域観光開発推進会議と連携を取り、広域的な観光ルートの作成や魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

具体的な取り組みとして、JR志布志駅に総合観光案内所を設置し、観光案内や情報提供による観光客の利便性向上のみならず、観光情報の発信や観光ガイドを活用した歴史散策、駅前イベントの実施やまちかど案内所の設置により、更なる観光客の増加を図るとともに、市民ぐるみで観光客を「もてなす」気風を高めてまいります。また、昨年度発足した志布志市スポーツ団体誘致推進協会を中心に、スポーツ合宿への支援と誘致促進を官民一体となって積極的に取り組んでまいります。

定住交流の促進につきましては、仮称「田舎暮らしサポート推進協議会」を設立し、自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、定住していただくための検討や受け入れ体制の構築等を図っていく計画であり、現在、関係各課で組織する庁内検討委員会と連携を図りながら推進していきたいと考えています。また、若者の定住化に向けた取り組みとして、出会いサポート事業により出会いの場を創出してまいります。

イベントにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人」を目標に、お釈迦祭り、志布志みなとまつり、やっちく松山藩秋の陣まつり、ふるさとまつりIN有明の四つの祭りを市民が主体となり、知恵と汗を出し合い、行政と協働して実施することで、より個性的で、より魅力あるイベントとなるよう強化するとともに、今後の取り組み方についても検討してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実を期待しているところであります。

特産品の振興につきましては、商工会や特産品協会と連携し、関東や関西、海外での物産展を通じて、地場産品の販路拡大や農・商・工連携による特産品の開発に努めてまいります。

企業立地につきましては、地域経済の活性化、就労の場の確保という観点から、市の最重要課題として位置付けております。

市議会からも平成20年12月25日付けで、「緊急経済・雇用対策を求める決議」を議決いただいておりますが、今般の急激な景気の後退及び雇用への影響等に係る市の対策について、雇用対策や企業支援の措置などを検討し、地域経済及び市民生活の安定が図られるよう適時適切な対策を講じるために、1月19日付けで志布志市緊急経済・雇用対策会議を設置したところでございます。

市民の皆様への相談窓口を本庁、各支所に設置するとともに、市独自の雇用対策事業と経済対策事業を実施いたします。

緊急雇用対策といたしまして、離職者等に対しまして、市道・農道等の維持管理作業員や新規事業に伴う事務補助員等の臨時職員を募集しております。

また、本年度から企業立地推進本部を設置して、庁内関係課が連携し、地場企業の育成・農商工連携・港湾の活用を推進してまいります。既に立地されている企業につきましては、懇話会や企業訪問による情報交換を積極的に進め、更なる業務拡大を支援してまいります。新たな企業誘致につきましても、協力員を九州・関西・関東に各1名ずつ委嘱しまして、企業セミナー等を通じて豊富な農林水産物を活用した食品関連産業の進出等について、港を持つ優位性をアピールしたポートセールスに努めてまいります。

トップセールスにつきましても、これまで以上に機会あるごとに積極的な企業訪問等を行い、地元へ貢献できる優良な企業が立地できるよう、今後あらゆる機会を通じてアピールしていきたいと考えています。

市が所有しております工業団地につきましても、企業立地促進の補助制度を活用するとともに、貸付制度の検討等も始めてまいりたいと考えております。

なお、志布志港の新若浜地区につきましては、約11haの県の分譲地がございますので、今後、県と一体となった企業誘致セミナーを開催して、本地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向けて全力を尽くしてまいります。

国際交流については、民間による「からいも交流」が実施されており、さらにはEUジャパンフェストと連携した国際青少年音楽祭が今年度も計画されております。これからも、国際交流の輪が更に広がるよう支援してまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまち」についてでございます。

今後、少子高齢化が更に進展する中で、保健・医療・福祉に対する需要はますます増大していくことが予想されます。

高齢者の福祉につきましては、援護が必要な高齢者や独り暮らしの生活を支援するとともに、

社会参加や生きがいづくり、健康づくりに努めてまいります。

子育て支援策につきましては、少子化が進行する中、働きながら子供を産み育てる環境づくりが大きな課題とされており、仕事と家庭の両立のための事業の推進を図ってまいります。

具体的には、6歳未満までの乳幼児医療費助成や地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター事業の充実を図るとともに、母子家庭への自立促進支援策として自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施してまいります。

また、児童虐待への対応につきましては、要保護児童対策地域協議会において関係機関・団体の連携と情報の共有を図りながら、子供たちが健やかに育つ環境を整備するため継続した取り組みをしてまいります。

保育行政につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育所の民間移管については、保護者や地域・議会の皆様の理解を求めながら、引き続き移管を推進してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策として、保育料につきましては認可保育所に第3子以降の子供を入所させる多子世帯の保育料の助成を行い、さらに、本年度発行予定のプレミアム商品券の購入を希望される18歳以下の子供さんがいらっしゃる子育て世帯には、プレミアム商品券に上乗せの割り増しを付けることとし、経済的負担の軽減を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法が本格的に施行され、本年度、本市でも志布志市障害者計画及び障害福祉計画の見直しに取り組み、今後の事業展開を見据えた計画づくりを行い、引き続き充実した地域生活支援事業に積極的に取り組み、障害者の自立・社会参加の促進を図ってまいります。

また、障害者の相談支援事業については、障害者相談支援センターの相談件数も増加しており、各種の相談に応じて支援を強化するとともに、移動支援事業等の各種事業の充実に努めてまいります。

平成20年度におきまして、旧志布志町出身の故迫田アヤ様から指定寄附があり、福祉の充実に役立てていただきたいという本人の意思に沿うよう基金として造成し、迫田アヤ志基金を創設いたします。この基金の使途については、福祉のために有効に活用していきたいと考えております。今年度は、障害者の移動支援の充実を図る目的で、社会福祉協議会が計画しておりますリフトバス購入に助成を行いたいと考えております。

保健事業については、健康なまちづくりの指針である健康増進計画を策定していき、各種目標を設定し、だれもが安心して暮らせる「生き生き健康都市」を目指します。

国民健康保険事業につきましては、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化の推進、特定健診・特定保健指導を核とした保健事業の推進並びに保険税の収納率向上対策を推進し、事業の健全運営に努めてまいります。

救急医療事業につきましては、曾於郡医師会によります在宅当番医制や夜間急病センター、都城市によります休日急患診療や救急医療センターにより、休日や時間外医療の確保を図っていく

とともに、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため、曾於郡医師会や都城市と連携して地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児、1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行い、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、平成19、20年度に拡充しました妊婦健康診査の公費負担の回数を7回から14回に増やして、更に制度を充実してまいります。

また、平成20年度から実施しました不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしており、今後も少子化対策に努めてまいります。

また、乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」につきましては、継続して実施してまいります。

予防事業につきましては、各種疾病予防のため予防接種事業に積極的に取り組み、接種率向上に向け、平成21年度におきましても健康教室等での啓発や健診との組み合わせなどにより接種奨励を図ってまいります。

また、新型インフルエンザ対策としまして、感染の広がりを抑え、被害をできる限り小さくするために資材の備蓄、行動マニュアルの作成・啓発に努めてまいります。

健康づくり事業につきましては、「地域で支えあい・健康で生き生きと暮らせる住みやすいまちづくり」を基本理念に、地域における保健・介護支援の体制整備に努めてまいります。

本年を「健康づくり元年」と位置付け、市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、「元気はつらつ志民健康づくり事業」を展開してまいります。

具体的には、「ぴんぴん元気塾」の充実やミニ健康づくり教室の開催などの元気はつらつ健康推進事業や健康づくり推進員養成事業、健康づくり自主活動助成事業、健康ハイキング事業などに取り組み、健康に対する意識啓発を図るとともに、健康づくりに対し日ごろからの取り組みを実践してもらうため、ひまわり元気委員会と協働し、運動と食育の促進に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、平成21年度から23年度までの計画である第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて事業を展開してまいります。要支援・要介護認定者に対する介護サービスを確保するとともに、高齢者が要支援状態や要介護状態にならないために、一般高齢者、特定高齢者に対して高齢者福祉事業、地域支援事業を実施し、地域包括支援センターを拠点とした介護予防施策や健康づくり事業を進めてまいります。

また、健康の維持増進に向けた高齢者医療・介護予防対策の運動教室である「ぴんぴん元気塾」や「サロン」の充実を図り、更に市内に広げていき、生きがいを持ち活躍できる生涯現役運動を展開してまいります。

これらの取り組みを通して、保健・福祉が一体となった地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開して、「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」についてでございます。

本市の教育行政につきましては、引き続き「あしたをひらく心豊かな人づくりと文化のまちづくり」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、教育行政全般において、本市まちづくりの基本理念である志あふれるまちを目指して、本市三つの地域の良さを取り込んだ「きらり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした志を高める教育を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源や教育力を活用して、幼児・児童・生徒が志を高く、確かな学力を身に付けるとともに、郷土を愛しその発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

そのために、まず学力の実態を年次的に把握し、基礎的・基本的な内容の定着を図り、個性を生かす教育や少人数指導の充実等、「生きる力」の定着・向上を目指して、校内研修や各種研修会、小・中学校学力アップ事業など、具体的な取り組みを推進してまいります。

同時に、学習指導要領の改訂を機に、青少年の語い力・表現力の不足、人間としての誇りや思いやりの欠如に対応した人材育成のために、日本語教育の充実に努めてまいります。

また、調和の取れた児童生徒の育成を目指して、学校保健・体育・安全及び食育・給食指導の充実に努めるとともに、新学習指導要領に対応し、豊かな体験を通じた道徳教育・総合的な学習の時間、また、大きな社会問題となっております携帯電話の扱いや不登校対応など、心に届く生徒指導を推進してまいります。さらに、授業を通じた指導方法の改善や教職員研修を充実させ、教職員の資質の向上を図るとともに、新学習指導要領の移行措置の確実な実施に向けた研究に取り組んでまいります。

そして、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある教育活動を推進するとともに、学校関係者評価制度等を活用した開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の意見を生かした学校経営を進めてまいります。

国際化・情報化等の社会の変化に対応するため、新しく始まる小学校英語活動の充実を目指した外国語指導助手や地域人材の有効活用による英語学習、整備されました情報通信機器を積極的に活用するICT教育等の推進に努めてまいります。

小・中学校の在り方につきましては、昨年度において「望ましい学校づくりに関するアンケート調査」を実施しましたので、小・中学校長代表、PTA代表、地域代表、学識経験者など、25名で構成する志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会でそれぞれ内容の分析を行い、今後の学校の適正規模の在り方や教育効果、将来を見据えた学校区の見直しなどを含めた幅広い視点での協議・検討を深めていただくこととしております。

小・中学校施設につきましては、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っており、このことから学

校施設の耐震化を推進しなければなりません。

そこで、本年度は志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修工事を実施いたします。また、昨年度の耐震診断の結果を踏まえ、より安全性の確保が必要である松山中学校校舎について耐震補強の実施設計を実施してまいります。

さらには、本年度中に小・中学校の30の施設について耐震診断調査が完了しますので、今後は具体的な整備計画に基づいて、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

生涯学習のまちづくりを目指す本市の生涯学習につきましては、「まち全体を学び舎に」をスローガンに、学んだことをまちづくりに還元する生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習センターを中心に、官民一体となった学びの中に市民が輝く生涯学習講座の開設や市民総参加の生涯学習フェスティバルを開催してまいります。

また、開校6年目を迎えた創年市民大学は、「笑顔と志あふれる生涯学習のまちづくり」をテーマに、全国の生涯学習まちづくりの先進的事例を学びながら、自主研究グループの活動や創年と子供のまちづくりを实践してまいります。

知恵袋伝承事業の充実を図るために、地域の宝の発掘と生涯学習人材バンクに登録した人財(創年)を総合的学習の時間や生涯学習のまちづくりに生かせる場を創出してまいります。

市内の条例公民館については、利用者の突然の心肺停止等に対応するために自動体外式除細動器(AED)を設置いたします。

また、老朽化している地区の拠点施設については、市民の要望に応じた利用しやすい環境に整備しながら、より多くの住民がまちづくりに参画し、地域活動が活性化されるよう利用者の安全性、利便性の向上に努めてまいります。

市内一円を花いっぱいにしてしようと実施しております花いっぱい運動につきましては、校区公民館、自治会、子ども会、高齢者クラブ等と連携を取り、年2回、花の苗を配布しているところですが、花や緑の空間を通して心の通い合うコミュニティづくりを図るとともに、明るく住みよい地域づくりと環境美化に努めるため、より一層、花いっぱいのまちづくりを推進してまいります。

志布志市の将来を担う青少年の育成については、国内交流や国外の研修派遣事業を実施し、ホームステイで家庭生活の体験を通じて、生活・文化・風俗習慣の違いに触れるなど、社会にふさわしい郷土の発展に貢献する人材を育ててまいります。さらに、地域では、子供たちに様々な自然体験や地域行事の活動による異世代間での交流を通じ、地域ぐるみで心豊かでたくましい青少年育成を図ってまいります。

校区公民館連絡協議会等の社会教育団体につきましては、組織の活動を支援しながら地域社会の活性化につなげてまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の体力の向上、健康の保持増進を図るため、各地域に整備されている運動施設の利活用を進め、だれもが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を推進していくとともに、

総合型スポーツクラブの創設を推進してまいります。そのために、まず各種スポーツ教室を開催するほか、体育指導委員によるニュースポーツの普及・啓発・指導を行ってまいります。

なお、スポーツイベントとして定着している「しぶしポートマラソン大会」や「志布志ジョー一駅伝大会」は、走ることの楽しさや喜びを味わい、子供から高齢者まで幅広い年齢層に参加していただいております。

文化振興につきましては、志布志市文化会館が築32年を過ぎており、バリアフリーの導入など全館的な施設の見直しが求められております。このことを踏まえ、今年度は一時的に文化会館を休館にして、ホール棟の耐震補強工事・防災施設改修工事・入り口付近のバリアフリー整備工事を行ってまいります。

また、市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、アンケート等の住民ニーズに基づいてミュージックコンサート・ミュージカル・芝居などを実施し、充実を図ってまいります。

文化財の保護活用では、志布志城史跡公園保存整備事業を国の補助を受けながら、発掘調査を継続的に実施してまいります。

さらに、志布志城の公有化につきましては、これまで史跡地全体の約7割が完了しており、今後、残っている約3割の用地につきましても国の補助事業で進めてまいります。

「歴史の街づくり事業」につきましては、国の「歴史まちづくり法」に基づき実施される歴史的環境形成総合支援事業に取り組むことも含め、今後とも研究を行ってまいります。

志布志麓庭園には、現在、年間1,000人近い見学者が訪れており、環境保全にも努めているところですが、今後もこれらの史跡整備は、周辺の観光基盤整備と併せて推進をしてまいります。さらに、これらの来訪者を温かく迎えるため、昨年から実施しています歴史観光ガイド養成講座は、今年度も引き続いて進めてまいります。

また、旧志布志学校給食センター跡地の利用促進策としては、耐震調査結果を経た上で埋蔵文化財収蔵整理作業所としての活用を検討していくところであります。

市民の生涯学習を支援する拠点施設としての役割を担う市立図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての市民が利用者となって広く利活用されております。平成19年度からは、図書館全体をオンライン化し、サービスの向上に努めるとともに、幼稚園や学校、ボランティアグループ等の関係機関とも連携して、子育てを支援する読み聞かせ会やブックスタートなどの事業を実施しながら、利用促進を図ってまいりました。今後も、更なる図書資料の整備・充実を図り、市民の皆様の生涯学習を支援してまいります。

学校給食については、昨年新しい学校給食センターを完成することができました。9月に稼働して以来、順調に運営がなされており、安心・安全でおいしい給食を心掛け、児童・生徒から大変喜ばれているところであります。また、松山学校給食センターが共同調理場の部門で全国表彰を受けるなど、職員一同、これからも子供たちのために精一杯頑張ってまいります。

本年度も、地産地消の推進を図りながら、市内の特産品の牛肉、黒豚、はも等6品目を提供す

る志布志市キラリ輝く給食についても、引き続き実施してまいります。

第6に、「市民が輝く共生・協働のまち」についてであります。

本市は、市民・行政・民間団体やNPOなどがそれぞれ創意工夫に努め、連携し、お互いに支え合う共生・協働・自立の社会づくりを目指しています。お互いを尊重し、適切な役割分担の下、協働していくことがこれからの地域行政の新しい仕組みづくりでもあり、自らが地域のことを考え、自ら計画・実践することが、市民が輝き地域が輝いていくことにつながります。市内のNPO団体等の情報交換や連携するためのNPO等連絡協議会や共生協働推進委員会により市民への啓発を図りながら、新たな協働モデル事業を展開していきたいと考えております。

また、地域での取り組みとしましては、ふるさとづくり委員会事業をより一層充実していただき、また自治会や市民グループなどは、共生・協働・自立推進事業の活用により、市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりの推進を図っていききたいと考えています。

まちづくりの基本理念であります「志のあふれるまちづくり」の推進につきましては、具体的な事業としまして、4月24日の「しぶしの日」に志の記念講演を行うとともに、故迫田アヤ様の遺志に沿うよう福祉の充実に役立てる目的で創設する「迫田アヤ志基金」を市民の皆様に紹介することとしております。さらに、昨年制定しました「志」のシンボルマークを広く活用し、「志のあふれるまち」の浸透を図ってまいります。

また、ふるさと納税をしていただいた方を「志民（しみん）登録」していき、志布志をふるさととして認識していただき、また志布志を応援していただく体制をとっていききたいと考えております。

ふれあい移動市長室については、市内各地域を校区単位で巡回して開催しておりますが、今後も更に市民の皆様とひざを突き合わせる中で、地域の課題や問題点、自治会の運営、行政に対する率直な御意見、提言などをいただきたいと考えております。

平成19年度に「男女（ひと）がともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう」を基本理念に策定しました「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」は平成24年度を最終年次としており、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、各課で数値目標を掲げ事業を展開しておりますが、市民代表で組織されました男女共同参画推進懇話会により、その事業評価をしていくこととしております。

男女共同参画社会について、市民の皆様により理解していただくために、各分野で活躍されている方々を紹介するシンポジウムや講演会の開催や、あらゆる機会を利用したまちづくり出前講座を行うなどの事業に重点を置き、また、男女共同参画だより「それいゆ」やリーフレット発行により、分かりやすい情報を提供してまいります。また、女性専門相談員による相談室やフリーダイヤルによる電話での相談が増加している現状を踏まえ、引き続き実施しながら、女性の抱える悩みや問題の解決を図ります。

最後に、「市民とともに歩む「ムダ」のない経営について」であります。

行財政改革につきましては、志布志市行政改革大綱に基づいた志布志市集中改革プランに沿っ

た取り組みを推進しているところであります。

その中で、組織機構の再編につきましては、志布志市組織機構再編計画に基づいた部制の廃止、課・係の統廃合に取り組んでおりますが、更に組織機構再編計画の最終目標に向けた組織の在り方を検討してまいります。

今後も、職員の資質向上を図り、限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できる体制づくりに努め、高度化する住民ニーズや行政課題に対応できる組織の構築に取り組んでまいります。

また、新しい時代に対応した行財政運営を実現するための一つの手法として、平成20年度より行政評価制度に取り組んでいるところであります。2年目となります平成21年度につきましては、評価結果と予算の連動を図るために全事務事業の評価を実施し、事務事業のビルド&スクラップに取り組むとともに、組織体制や定員管理とも連動した行政経営全体のマネジメントシステムを構築し、市民にとって分かりやすく透明性の高い行財政運営の実現を目指してまいります。

さらに、行政評価制度の導入により集中改革プランの計画的な推進と進行管理にも活用して、行財政基盤の確立に向けた不断の取り組みを実施し、行財政改革の更なる推進に努めてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と各分野における方策について申し述べましたが、今年は4年間の真価の問われる大事な節目の年であります。厳しい財政状況の下、限られた財源の中で、施策にあたりましては、議会の御理解と御協力をいただくとともに、市民の市政への参画を高め、市民とともに志布志のまちづくりを進めてまいります所存でございます。

議員各位をはじめ、市民の皆様方の一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ここで、3時まで10分間休憩をいたします。

—————○—————
午後 2 時48分 休憩
午後 3 時01分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長の説明を続けます。

○市長（本田修一君） 平成21年度当初予算(案)について説明申し上げます。

1、一般会計予算。

平成21年度志布志市一般会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ179億6,100万円となり、前年度当初予算と比較しますと19億1,700万円、9.6%の減となっております。

これは、畑地かんがい排水事業負担金が20億9,000万円から11億8,000万円減額になったこと、給食センター建設事業が完了したことにより6億円減額になったこと、公債費が1億5,000万円減額になったことが主な要因でございます。

施政方針の冒頭で述べましたとおり、世界同時不況により本市においても多大な影響が出始め

ており、急激な社会情勢の悪化に対応するため、平成21年度当初予算におきましては、雇用・公共事業・消費の活性化等の緊急経済対策に重点的な予算配分をしたところでございます。

まず、雇用につきましては、市道・農道等の維持管理、小・中学校の環境整備事業等、臨時・嘱託職員の雇用を49名、4,165万7,000円を計上しております。

次に、公共事業のうち市道等道路整備事業につきましては1億5,238万円、21.6%の増額の総額で8億5,770万円の事業費を計上しております。

また、国の臨時交付金を活用し、事業の一部前倒しも含め6億1,041万9,000円の経済対策事業を20年度追加補正でお願いする予定であります。

次に、消費の活性化対策であります。志布志市商工会会員である市内に住所を有する事業所で利用できるプレミアム付き商品券発行事業を2億3,130万円計上しております。

併せて、市内に住所のある事業所で利用できる地域振興券発行事業を2,070万円計上しております。この地域振興券につきましては、市職員も毎月一定額を購入し、商工業の活性化に取り組んでまいります。

また、利子補給事業としまして、制度資金を活用した商工業者への利子補給金を1,100万円、農業者へは貸付限度枠を1億5,000万円とした農家緊急対策特別資金への利子補給事業を364万9,000円計上しております。

以上、緊急経済対策事業を合計で4億6,068万6,000円計上し、追加補正分を加えますと10億7,110万5,000円の緊急経済対策事業となります。

また、国民健康保険制度維持のための取り組みも最重要課題ととらえ、平成21年度を「健康づくり元年」と位置付け、市民の生活習慣病予防のため、健康づくりに積極的に取り組む元気市民が増えるよう、「元気はつらつ志民健康づくり事業」として1,035万1,000円計上しております。

それでは、平成21年度一般会計歳入歳出予算の主なものを述べたいと思います。

債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、債務負担行為の限度額を総額で2億4,358万3,000円計上しております。

地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法等を定め、地方債の総額を26億4,140万円計上しております。

歳入の自主財源は51億5,164万9,000円、構成比28.7%、依存財源は128億935万1,000円、構成比71.3%となっており、地方財政計画により地方交付税及び臨時財政対策債は増額となりましたが、市税や地方譲与税等が減額となり、財源の一部を特定目的基金や財政調整基金で補う厳しい状況となっております。

自主財源の柱となる市税は、1億8,225万円、5.6%減の30億5,318万5,000円計上しております。

主な内訳としまして、市民税は景気低迷による市民所得の伸び悩みにより7,116万8,000円減額の11億888万2,000円、固定資産税は評価替えに伴い7,148万2,000円減額の15億7,880万3,000円、市たばこ税は、たばこ消費の伸び悩みにより4,000万円減額の2億7,500万円計上しております。

地方譲与税は、地方財政計画により4,190万円、13.6%減の2億6,510万円計上しております。

地方消費税交付金は、前年度の交付見込みを勘案し、7.6%減の2億8,000万円、地方交付税は特別交付税の合併支援措置額の減額や地方財政計画の伸びを勘案し、0.6%増の68億円計上しております。

分担金及び負担金は、保育料、老人福祉施設入所者負担金等、3.8%増の2億1,361万8,000円計上しております。

使用料及び手数料は、道路占用料、住宅使用料等、0.5%減の1億4,984万6,000円計上しております。

国庫支出金は、生活保護支援給付事業、保育所運営費、地域活力基盤創造交付金、地域住宅交付金等、0.4%増の16億2,730万1,000円計上しております。

県支出金は、国民健康保険医療費助成負担金、市町村合併特例交付金交付事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、衆議院議員選挙費交付金等、4.5%減の10億7,735万円計上しております。

繰入金は、財政調整基金繰入金6億2,817万1,000円、土地改良事業積立基金繰入金9,373万4,000円等、60.7%減の9億7,463万4,000円計上しております。

繰越金は、決算見込みにより3億円計上しております。

諸収入は、農業振興資金貸付金元金収入、地域総合整備資金貸付金元金収入、プレミアム商品券売上金収入等、44.9%増の4億2,644万1,000円計上しております。

市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、9.7%減の26億4,140万円を計上しております。

次に、歳出予算について性質別に御説明申し上げます。

まず、義務的経費は1.7%減の91億2,298万8,000円計上、歳出に占める割合は50.8%となっております。

人件費は、1.9%減の36億9,718万6,000円を計上しております。一般職については、職員適正化計画に基づく退職者一部不補充等により7,867万6,000円、2.5%減となっております。

公債費は、公的資金の繰り上げ償還を6,817万8,000円実施しますが、過去に借り入れた起債の償還が終了したことに伴い、5.7%減の25億4,281万5,000円計上しております。

扶助費は、保育所運営費の増額等により2.4%増の28億8,298万7,000円計上しております。

投資的経費は、国営かんがい排水事業償還負担金や給食センター建設事業の減額等により、37.1%減の32億3,456万3,000円計上しております。

物件費は、緊急雇用対策による賃金の増額等により0.3%増の19億2,584万円計上しております。

補助費等は、プレミアム商品券発行事業補助金、地域振興券発行事業補助金、緊急商工業資金利子補給事業等により、13%増の22億5,644万6,000円計上しております。

積立金・投資及び出資金は、水道インフラ整備に係る水道事業会計への出資の減等により、79.4%減の3,442万4,000円計上しております。

貸付金は、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金を市内全域で実施することに伴い、50%増の6,000万円

計上しております。

繰出金は、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計への繰出金の減額等に伴い、1.1%減の11億9,287万3,000円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

議会費は、議員報酬及び事務調査等に要する経費として、6%減の2億3,574万5,000円計上しております。

総務費は、総額で12.1%減の19億4,408万6,000円計上しております。主なものとしまして、市政全般の管理的な事務に要する経費や自治会振興に係る経費等、総務管理費に13億4,945万2,000円計上しております。

そのほか、税の賦課徴収に要する経費等、徴税費に3億4,975万7,000円、戸籍住民基本台帳費に1億4,019万円、衆議院議員選挙、市長・市議会議員選挙等、選挙費に6,828万1,000円、それぞれ計上しております。

民生費は、総額で0.3%増の52億6,716万2,000円計上しております。主なものとしまして、国民健康保険特別会計等への繰出金、自立支援給付費支給事業、老人保護措置事業等、社会福祉費に28億749万6,000円、乳幼児医療費助成事業、児童手当給付事業、保育所運営事業等、児童福祉費に17億303万4,000円、生活保護費に7億5,532万3,000円、それぞれ計上しております。

衛生費は、総額で6.4%減の11億5,230万5,000円計上しております。主なものとしまして、水道事業会計補助金、健康診査事業、曾於南部厚生事務組合負担金等、保健衛生費に6億9,254万4,000円、じんかい収集等業務委託、公共用水域保全事業等、清掃費に4億5,976万1,000円、それぞれ計上しております。

農林水産業費は、総額で33.7%減の24億2,477万1,000円計上しております。主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、国営かんがい排水事業償還負担金等、農業費に23億1,138万1,000円、市有林整備事業、森林整備地域活動支援事業等、林業費に9,234万1,000円、はも販売促進事業等、水産業費に2,104万9,000円、それぞれ計上しております。

商工費の主なものとしまして、プレミアム商品券等発行事業、企業立地促進事業、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会事業、イベント関連補助金等、総額で168.1%増の6億3,399万円計上しております。

土木費は、総額で7.1%増の17億1,072万円計上しております。主なものとしまして、中山豊留線・吉村山ノ口1号線・六月坂安良線等の改良事業等、道路橋梁費に10億2,847万3,000円、急傾斜地崩壊対策事業等、河川費に1,435万9,000円、港湾改修事業負担金等、港湾費に1億6,821万9,000円、公園管理事業等、都市計画費に3,964万2,000円、公営住宅ストック活用事業等、住宅費に2億4,389万8,000円、それぞれ計上しております。

消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金として、常備消防費に3億7,457万1,000円、消防団員の報酬等、非常備消防費に9,219万3,000円、防火水槽設置及び消防車両整備等、消防施設費に6,270

万4,000円、総額で2%減の5億2,946万8,000円計上しております。

教育費は、総額で31.9%減の14億6,710万6,000円計上しております。主なものとしまして、委員等報酬、教職員住宅管理費等、教育総務費に2億3,587万3,000円、学校施設の改修事業、学校教育用コンピューター導入事業等、小学校費に2億7,295万円、中学校費に1億7,054万5,000円、生涯学習推進委員会活動事業、自主文化事業等、社会教育費に4億7,871万1,000円、体育施設の維持管理事業、学校給食センターの運営事業等、保健体育費に2億7,586万3,000円、それぞれ計上しております。

このほか、災害復旧費に3,283万2,000円、公債費に25億4,281万5,000円、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

2、国民健康保険特別会計予算。

まず、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ46億9,888万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと5,043万円、1.1%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で9億1,081万円を計上しております。

国庫支出金11億7,582万8,000円、療養給付費等交付金1億7,396万1,000円、前期高齢者交付金10億4,684万4,000円、県支出金1億8,494万1,000円、共同事業交付金6億7,400万円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として1億9,437万2,000円、事務費等繰入金2,500万円、出産育児一時金等繰入金1,773万3,000円、財政安定化支援事業繰入金8,797万1,000円、その他繰入金1億円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費につきましては31億90万2,000円計上しております。内訳といたしまして、一般被保険者療養給付費25億1,900万円、退職被保険者等療養給付費1億6,400万円、一般被保険者高額療養費3億2,000万円、出産育児一時金2,660万円等となっております。

後期高齢者医療制度への財源負担に伴う後期高齢者支援金等として5億3,525万2,000円、介護納付金2億1,884万7,000円、共同事業拠出金6億7,400万円、保健事業費5,913万1,000円、予備費4,641万2,000円をそれぞれ計上しております。

3、老人保健特別会計予算。

続きまして、老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、本年度からの老人保健特別会計はこれまでの残務整理となります。

このようなことを踏まえて平成21年度老人保健特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ

れ4,837万2,000円となり、前年度当初予算と比較しますと4億5,194万2,000円、90.3%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金2,351万3,000円、国庫支出金1,567万6,000円、県支出金391万9,000円、一般会計繰入金466万8,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、医療給付費4,560万円、医療費支給費142万5,000円を計上しております。

4、後期高齢者医療特別会計予算。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療制度の創設に伴い設けられた会計で、2年目を迎えることとなります。平成21年度後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,744万2,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2,576万8,000円、6.7%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料2億258万7,000円、一般会計繰入金1億4,772万2,000円、諸収入702万3,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金3億4,316万3,000円、保健事業費1,157万6,000円を計上しております。

5、介護保険特別会計予算。

続きまして、介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,932万6,000円、前年度と比較しまして1億1,086万円、3.7%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は、第1号被保険者に関する保険料を4億5,625万2,000円計上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を8億5,740万2,000円計上しております。

支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を9億2,190万3,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します県の負担分を4億6,177万円計上しております。

繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰り入れを3億9,771万5,000円計上しております。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れとして、保険給付費及び事務費分を1,328万6,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費、要支援1・2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費、審査支払手数料のその他の諸費、自己負担額が所得状況により定められた一

定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられていまして、これを超える部分を給付する特定入所者サービス等費を合わせまして30億4,361万円計上しております。

地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、特定高齢者施策に対します事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、特定高齢者の介護予防プラン作成に関します介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など、7,382万1,000円計上しております。

6、下水道管理特別会計予算。

続きまして、下水道管理特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,310万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと1,921万1,000円、6.1%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を5,425万1,000円、一般会計からの繰入金1億6,824万2,000円、農林水産業債の資本費平準化債を1億850万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など6,877万8,000円を計上しております。そのほか、地方債の元利償還金2億6,332万5,000円、予備費を100万円計上しております。

7、公共下水道事業特別会計予算。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ368万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと81万9,000円、18.2%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を367万9,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を361万6,000円計上しております。

8、国民宿舎特別会計予算。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億950万6,000円となり、前年度当初予算と比較しますと258万2,000円、2.4%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして公営企業収入6,500万円、一般会計繰入金を4,420万4,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を627万1,000円、地方債の償還金を1億273万5,000円計上しております。

9、水道事業会計予算。

続きまして、水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、水道使用料をもって充てる収益的収入として、水道事業収益3億2,760万8,000円、簡易水道事業収益2億6,086万8,000円、総額5億8,847万6,000円計上し、水道料金を得るための費用である収益的支出として、水道事業費用2億7,363万7,000円、簡易水道

事業費用 2 億 8,798 万 1,000 円、総額 5 億 6,161 万 8,000 円計上しております。

資本的収入の主なものとしましては、企業債収入、負担金、工事負担金等であり、総額 3 億 5,465 万 6,000 円計上し、支出につきましては、上水道施設整備改良工事の森山地区や簡易水道基幹改良工事、国・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として 7 億 221 万円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額 3 億 4,755 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 1,999 万 4,000 円、当年度分損益勘定留保資金 9,846 万 6,000 円、固定負債 377 万 2,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,532 万 2,000 円で補てんするものです。

以上、平成 21 年度の当初予算案について述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力、また、更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 日程第 12、発議第 1 号については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会への付託を省略いたします。

—————○—————

日程第 12 発議第 1 号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第 12、発議第 1 号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第 1 号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方自治法の一部改正により、法第 100 条第 12 項において、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができるとの規定が新たに設けられたことから、全員協議会と正副委員長会議を法律上の正規の議会活動として位置付けるため所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正部分は、「第 7 章」を「第 8 章」に、「第 8 章」を「第 9 章」にそれぞれ改め、第 6 章の次に第 7 章を加え、「協議又は調整を行うための場」の条文を新たに設けるものであります。詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市集中改革プランに基づき、職員の給与の適正化を図るため、特殊勤務手当の種類を見直すものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを補足して御説明申し上げます。

本案は、志布志市集中改革プランの給与の適正化の実施項目として掲げている各種手当の見直しの取り組みとして、特殊勤務手当の種類を見直すものでございます。税務手当、防疫手当、徴収金徴収手当、保健師手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱手当、用地交渉手当、特殊自動車乗務手当、ケースワーカー手当の8種類のうち、今回は特殊自動車乗務手当について廃止しようとするものでございます。

内容につきましては、特殊自動車乗務手当に関する規定の削除等を行うため、第1条において一般職員に関する条例の一部改正を、第2条において技能、労務職員に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行し、経過措置といたしまして施行の前日までに支給すべき理由が生じた場合は、改正前の規定により支給することとしております。

付議案件説明資料は1ページから3ページでございます。どうかよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、集中改革プランということで、それぞれこの後も首長の給与の減額、そういったものが出てくるわけですね。そういった中で、本来勤務をしておられて別にまた手当が出るということは、なかなか市民の方々からの理解というものは大変厳しいものが今はあります。

そういった中で、例えば保健師手当等、ケースワーカー手当、具体的にそのものがどうしても必要なものなのかということ等の議論等含めて、どういうふうにされたのか。今回、特殊自動車乗務手当、このものがなぜ今回なくなったのかですね。ほとんど必要ないものであったというふうに理解していいのかですよ、そこらの集中改革プランの見直しをされていく中での手当そのものの議論というのがどういうことだったのかという趣旨でございますので、ちょっとお願いします。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑でございますが、今回、特殊勤務手当の廃止を行うことにつきましては、これまで合併前につきましては、職員が道路作業等に使用する特殊自動車に乗務したときに1日に300円の支給を行っていたところでございます。合併後につきましては、道路作業については臨時職員、嘱託職員での対応となっていたことから支給実績がないということで今回廃止をしようとするものでございます。

なお、集中改革プランで保健師の手当の関係とかケースワーカーの手当とか見直しをどのように考えているかということでございますが、この集中改革プランにつきましては、20年度から見直しを順次やっているところでございます。20年度におきましては、国、県におきまして通勤手当の2km未満の支給廃止を行ったところでございます。21年度につきましては、本日提案を申し上げますが、特殊自動車乗務手当の廃止と。集中改革プランにつきましては、20年度から22年度までの間に手当の見直しを実施するというところでございます。

今後見直しにつきましては、職員組合等と交渉しながら各種の手当等の見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） その手当をなくすということの意味とか、そういったものがですよ、この集中改革プランの中で議論をする、行政改革の中でどうなのかと。これ、次から次に全部どんどんどんどんなくしていくということは、正直言って職員の方々も大変厳しい状況の中で、これ頑張っておられるわけですし、そういったものが次から次になくなっていくというのはね、問題だなということもあるものですから、こういった議論に基づいてこれなくしていこうと。

例えば、今おっしゃった特殊自動車乗務手当、これが嘱託職員ならもう手当も出さなくていいよと。月額12万円なら12万円、14万円なら14万円の中で対応するからいいんだって、そういうことになっていくわけじゃないですか。だから、そこらについてはよく考えてあげないと。正規の職員はもう必要ないからってということですね。でも、実際に正規の職員の方がこの仕事に就いたら手当を実際今まで出してた。嘱託職員、臨時の方だったら、それが無いという状況があったわけですね、同じ仕事をするのにですよ。

だから、今後そういう見直しをされる中で、たまたま今、私、保健師手当とケースワーカー手

当、2つ言いましたけど、その他の手当についてもきちんとしたものがないと、これ手当を全部どんどんどんなくしていけばいいというものでもないでしょう。きちんとした理解が得られるようなものでの議論の仕方をした上でやらないと、これまずいなと、そういう思いがあつて質疑をしておりますので、そこをよく理解した上で答弁はしていただきたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） 今回、集中改革プランに基づいての手当の見直しということでございますけど、当然先程来出ていますように、市の行財政改革大綱に基づきまして具体的な内容を集中改革プランで定めているところでございます。

当然この件につきましては、国からの地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということで策定が義務付けられまして集中改革プランを策定をいたしているところでございますが、議員のおっしゃるとおり各種の手当の必要性につきましては、今後検討を十分にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第14、議案第9号から日程第16、議案第11号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第11号まで、以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第9号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第9号、志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、平成21年3月30日の宮崎県日南市、北郷町及び南郷町の廃置分合に伴い、日当の定額の2分の1に相当する額を支給する地域の市町の名称を改めるものであります。

内容につきましては、別表2中「日南市 南郷町」の部分を「日南市」に改めるものでありま

す。

なお、この条例は、廃置分合の日と同じく平成21年3月30日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、学校保健法の一部改正による同法の題名の改正及び条の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該法律名及び条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第5条第3項の引用法律名を「学校保健安全法」に、引用条名を「第11条又は第13条」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成21年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第11号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第11号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第11号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、第1条第1項で市長の給与の特例を、同条第2項で副市長の給与の特例を、第2条で教育長の給与の特例を定めるものであります。

減額する率につきましては、志布志市特別職の給与に関する条例で定める給料月額100分の10とするものでありまして、減額措置による率支給額を志布志市特別職の給与に関する条例で定める給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

また、附則では、減額措置を講じる期間を平成21年4月1日から平成22年2月11日までの間とするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、残りの任期中ですかね、市長、副市長、そして教育長の給与の月額10%ですか、それが出ているわけですが、この議論がされるときに、この本議会の本会議でもあったわけですが、議会の議員等のそういった問題については当然議会でも議論はされたわけですけど、首長として、そこに対しての当初5%でありましたね。そういうことではいかんじやな

いかという議会からの申し出もあつたりして再度提案ということになったんですが、そこらについては今、当局の方でそういった議論がどういふことになつたのか。今回提案になつていないわけですけど、少し分かつていればお願いをします。

それと今回、市長の条例の提案ですが、一般会計から負担金を出していますそれぞれの一部事務組合、ここの首長の給与ですね、これは、私も曾於南部厚生事務組合議会の議員として向こうに派遣をさせていただいていますが、その首長の、いわゆる管理者の給与については全く減額、そういったものがないんですね。今回、わざわざこうした大変厳しい状況の中で首長の給与を減額するということについて一部事務組合、そういった所の管理者等々の減額なり、そういったもの等はどういふ議論がなされて、今回この一般会計の予算だけの提案ということになつたのかですね、少しそこらについての経過をお知らせをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、市長等の給与の減額について5%というような形で御提案いたしまして、そして、改めてそのことについては検討させていただきたいという形で撤回させていただいた経緯があつたところでございます。その時も、本来財政健全化を目指すというような趣旨で減額というような措置を取るんであれば当初予算が適当ではないかというような御議論をいただいたところでございます。

そのようなことに基づきまして、私どもは今回改めて集中改革プランあるいは財政健全化計画に基づく適正化計画の策定というような数値目標を設定いたしまして、さまざまな事業に取り組んでいく中で、私自身、そして三役自身が、そのことについて真しな姿勢を示さなきゃならないというようなことがございまして、今回提案というようなことでございます。

率につきましては、他市町の減額の率も勘案しながら、そして私どもが先日提案いたしました5%という内容の時の御議論いただきましたことも含めまして10%というふうにしたところでございます。

一部事務組合の給与等についての検討は特段しておらないところでございますが、今後またそのことについても、それぞれの組合等でまた検討させていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） この条例が可決して、具体的にどれぐらいの減額になるんですかね。

○総務課長（中崎秀博君） 削減額が幾らになるかということでございますけども、給料と共済費合わせて、市長、副市長、教育長、トータルで242万円程度になるようでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 即決案件ですので、1点だけ確認をさせていただきたい。

市長、今答弁ありましたけれども、提案理由としては前回もですよ、財政の健全化という方向付けがありましたね。そして、議会で議論してこの当初になつているわけですが、その時の議会への提案理由の、これじゃないですよ、市長が口頭で述べられた理由付けとしては、いわゆる国保の税率の引き上げによって市民に大きな負担をかけると。その見通しの甘さをもってですよ、責任を痛感しているという部分があつて提案をしている、でもこちらでは文書で財政の健全化と

うたっている、おかしいじゃないかという議論になりましたね。

今はそのことが一切出なくて、この財政の健全化だけで出てきて242万円という額、これが財政の健全化に資するのかどうかというのはとらえ方の問題ですから、それはそれでいいでしょう、一方はですね。

ただ、その当時の国保税に対する見通しの甘さを反省するという観点は、今回の提案の中に入っているのか入っていないのかというのを再度確認をさせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先般、市長等の給与の減額について御提案した折には、国保財政につきまして法定外繰入金をお願いしなきゃならないというような状況になったという意味合いから、一般会計についても非常に財政負担を強いてしまったというようなことをございまして、そのような意味合いから私自身としましては財政健全化も含めたというような意味合いをもってお話をしたところでございます。

今回につきましては、改めて私どもは緊急経済対策、緊急雇用対策というようなことも含めた形の予算編成をしておりますので、そのような観点から私ども自身はまた財政の縮減、そして効率化、そして集中改革プランの更なる進ちよくを目指していかなきゃならないという観点から、今回このようなふうにご提案をしております。

○14番（小野広嗣君） 重ねてお聞きします。そうであれば、昨年6月でしたかね、提案されて口頭で述べられた理由というものは、今回のこの提案の中には含まれていないという理解でよろしいですね。

○市長（本田修一君） 今回は、財政の健全化に向けた取り組みというような形で御提案させていただいているということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（岩根賢二君） 今、小野議員の質疑に対して、市長は緊急経済対策のことも関連しているんだとおっしゃいました。以前にも申し上げたことがあるかと思うんですが、この削減をされる金額を、例えば今度発行しようとしている地域振興券というものを購入して地域の経済の活性化に役立てるといふことの議論というか、検討はなされなかったのか、その点をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域振興券の購入につきましては、施政方針でも述べましたように、職員もそのことについては積極的に対応すると、応じるというようなことを述べたところでございます。私どもも、三役につきましても、そのことについては別途対応しようというようなふうにはなっております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

午後 4 時01分 延会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成21年3月4日（水曜日）午前11時25分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第20号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第21号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第22号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第23号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第24号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第25号 志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議案第27号 志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第28号 市道路線の廃止について
- 日程第18 議案第29号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第30号 市道路線の変更について
- 日程第20 議案第31号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第21 議案第32号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 日程第22 議案第33号 平成21年度志布志市一般会計予算
- 日程第23 議案第34号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成21年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第36号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算

- 日程第27 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第28 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第30 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第31 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了 志
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長	徳 満 裕 幸
企 画 政 策 課 長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長	萩 本 昌 一 郎	市 民 環 境 課 長	竹 之 内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕 地 林 務 水 産 課 長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松 山 支 所 長	上 原 登
志 布 志 支 所 長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗
教 育 総 務 課 長	上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長	山 口 幸 彦
生 涯 学 習 課 長	小 辻 一 海		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次 長 兼 議 事 係 長	徳 田 弘 美
調 査 管 理 係 長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前11時25分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、船員法施行規則第79条第1項の規定に準じ、船員に関する証明について徴収する手数料の名称及びその金額を定めるとともに、新たな土地情報管理システムの導入に伴い、地籍に関する図面等の交付手数料の金額を改めるものであります。

内容につきましては、航行に関する報告書の証明手数料を新たに加え、1通につき2,600円とし、土地情報管理システムを利用した画面等の閲覧、又は交付手数料のうち、地籍図を1枚につき200円、集成図を1枚につき1,000円、磁気ディスクをもって調製された土地台帳に記載されている事項を記載した書面を1筆につき200円、一筆図を1筆につき1,000円、筆界点座標値を1筆につき500円、図根点網図を1枚につき500円、図根点座標値を1点につき200円とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○31番（野村公一君） 今回、別表第1の6の改正ということで御提案をいたされませんが、この別表第1の6に該当する年間の手数料がどれぐらい入るのか、まずそれが第1点。

それから、新たに今回、航行に関する報告書の証明手数料2,600円というのが改正になっておりますが、過去、これの状況はどうであったのか、今後どういう方がこの証明を必要とされるのか、具体的に御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、第3点目、従来、地籍図及び集成図、これが1,000円であったものが2,000円と減額されております。この理由は何であるのか、3点説明をいただきたいと思います。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 年間の手数料についてでございます。船員には、現在、手帳交付手数料、手帳の訂正手数料等で、19年度でございますが、3万5,530円、19件でございます。そして、戸籍、住民登録、印鑑、その他のものを含めますと2万2,596件、637万6,730円でございます。

そして、どのようなものに使うかということでございます。海難の事故等がございまして、日

本の船舶を有しております関係の船、そういうもの、通常の漁船等は該当はいたしません、そういう海難事故の報告をするということで、運輸省に届けをしなきゃいけないということで、窓口等でこの事務に今回から携わるということでございます。

○税務課長（外山文弘君） ただいまの御質疑でございますが、実質的に地籍図につきましては、従来の修正前につきましては、地籍図及び集成図につきましては、1枚につき1,000円としたものを、今回、地籍図の場合には1枚につき200円、集成図につきましては1,000円というふうに分けたところでございます。といいますのは、今回の土地情報システムの導入によりまして、B列の3番からA列の3番、A列の4番、このサイズに縮小できるということで200円とするものでございます。先程の2,000円というのは、ちょっと現在の規定の中ではないところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第3 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定について説明申し上げます。

本案は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等によるポイ捨てが絶えないことから、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての防止について必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本条例は、近年、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等によるポイ捨てが絶えないことから、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての防止について必要な事項を定める必要があることから、今回制定するものでございます。

それでは、条例の各条項に沿って御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、本条例の目的として、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを規定しているものでございます。

続きまして、第2条では、本条例におけるポイ捨て、空き缶・吸い殻等、市民等の定義について定めているものでございます。

次に、第3条では、本条例の目的を達成するため、市の責務として、市民等及び事業者と一体となった共生協働による美しいまちづくりに必要な施策の実施について定めております。

第4条では、市民等の責務として、空き缶・吸い殻等の適正な処理を行うなど、共生協働による美しいまちづくりの推進について定めております。

第5条では、事業者の責務として、社会的責任を認識し、共生協働による美しいまちづくの推進について定めております。

第6条は、空き缶・吸い殻等のポイ捨て、公共の場所及び他人の土地に飼い犬のふん等を放置してはいけないこと、及び公共の場所における喫煙について、吸い殻を適正に処理するなど、市民等の義務について定めているものでございます。

第7条は、第6条の規定に違反した者について、必要な措置を講ずるための命令について規定しているものであります。

第8条では、本条例の施行に関して必要とされる事項については、規則に委任することを定めております。

第9条では、第7条の規定により、命令に従わなかった場合の過料の措置について規定するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成21年10月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） この議案は文教厚生委員会に付託される予定でございますので、所管外ですので、少し質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、これまでいろんな本会議でも、一般質問、そして委員会等でもいろんな議論がありまして、こういった経緯をたどっているというのは十分理解はしております。いわゆるこのポイ捨て、これが十分やってはいけない行為、なくさなければいけない行為であるということは、皆さん一致した考えであろうというふうに思うわけですね。

一方で、本市においては、いわゆる環境基本条例を制定しておりますね。そして、大きなくくりの中で、この問題も含まれてきますね。そして、一方で、不法投棄に対する縛りもありますね。そして、このポイ捨ても特化してポイ捨て防止条例ということになっておりますが、不法投棄という大きな全体でとらえていったときの位置付け、その整合性、一方ではそういったことに対する整備というの進めていかなきゃいけない。そして、その中でこれを特化して出している。そこらの状況ですね、検討状況、整合性、そこをまずお示しをしていただきたい。

2点目、今回、環境に対する配慮をしていかなきゃいけないというのは十分理解をした上で質疑をさせていただきたいわけですが、いわゆる罰則規定が設けてあるわけですね。そして、いろんな所のいわゆるこの条例等も私も見させていただくわけですが、そういった所のものも参考に

して、ひな形をやはり参考にしながら、こういった条例を多分行政の仕事としては作ってきてると思うんですが、5万円以下ということであってありますが、ここの5万円以下にした根拠、そこをお示しをください。そして、こういった過料、罰則を規定する場合には事前協議等が必要であって、そういった関係機関との事前協議がなされてここにこういう提案がなされているのか、そのこともお示しをください。

あと、一つ気になったのはですね、皆さん、まちをきれいにしようという思いは一緒であろうと思います。しかし、一方で条例を設けて、罰則を設けて、そしてそのことに対して厳しく縛りを掛ける方がいいのか、あるいはモラルの向上を目指して、そういった啓発運動をどんどんやっていって進めていったその結果、その結果ですよ、なかなか厳しいということでこういった条例の提案になっていった方がいいのか、そういった観点での市民の意識、あるいは市民の意識調査みたいなものを経てここへ至っているのか、そういったものを含めて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、ポイ捨て防止条例ということで御提案しているところでございますが、ただいまありましたように、不法投棄との関連ということでございます。基本的にポイ捨てというのは不法投棄の中の一部でございまして、ごみとして捨てる量の少ないものがポイ捨てというような軽い形で表現されているところでございますが、本来はこのポイ捨て自体もごみの不法投棄であるというようなことでございます。ということで、不法投棄につきましては、廃棄物処理法の方で違反というようなことの犯罪となり得る行為でございしますので、ポイ捨てにつきましても、廃棄物処理法の対象内であるということでございますが、今回、改めてポイ捨て防止条例として制定したというようなことでございます。

それから、罰則につきましては、5万円というようなことでしたところでございますが、他の市町村における取り扱いというものが、規則において過料が2,000円としている団体が多いということでございますが、その方向で過料の額を決定したいということでございまして、具体的には今後、内規で規定したいと、内規で決めたいというふうに、規定したいというふうに思っております。他の団体が制定している額を参考にして、そこと均整がとれた形にしていきたいというふうに考えております。

それから、今回、このポイ捨て防止条例を提案するまでに、市民の意識調査等をしたのかというようなことでございますが、私どもは環境に対する様々な取り組みをしているところでございます。そのような中で、ポイ捨てごみについても、市民の方々の御協力をいただきながら、なるべくまちの中にポイ捨てごみが散見しない状況をつくっていただくというような形で、マイロードクリーン作戦あるいはおじゃったもんせクリーン作戦等に取り組んでいただきながら、その環境浄化に取り組んできておるところでございまして、そのような中でもなかなかポイ捨てにつきましては改善されないというようなことがございましたので、そのような中で、買い物からごみ減らし円卓会議という中でもポイ捨てについての協議等がなされまして、今回このような形の御提案につながったということでございます。おじゃったもんせクリーン作戦、あるいはマイロ

ードクリーン作戦に参加されている方々からも意見が出てきていたということでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 過料の事前協議がなされたかということでございます。地方自治法の第14条の後段の方に、5万円まではですね、行政罰として行政の長の方で定める裁量権がございまして、5万円までは、こちらの方の規定を使ったということでございます。

○14番（小野広嗣君） おおむね理解をしました。

この後、付託をされますのでね、文教厚生委員会で様々な角度からまた議論もあろうと思いますが、一つ、今、市長答弁の中で、いわゆる不法投棄の範囲に当然入るわけですのでね、一方でそちらの罰則規定もあると。僕が答弁で求めたのは、このことがどうだこうだじゃないんですよ。こういった条例を策定する、そしてこのことに関しては特化して、いわゆる注意を喚起できるわけですが、一方で大きな枠での不法投棄に対して油断ができればしないのかという、そこの整合性はどうかということを知りたいです。そこに対する答弁を求めておきますから、後ほど答弁をお願いしたいと思います。

あと、この過料に関しては、なかなか実効性というのは難しい部分がございますね。市民の対象にしても、いわゆるその市民、住居を有する者、あるいはそこを通過する者とかありますね。そういった中で、いわゆる罰則規定を設けてないと、なかなかいわゆる努力義務で終わってしまうということがあるというのはもう十分理解をしております。だけれども、いわゆる市長が、あるいは市長の側から、いわゆる市長は、第7条、違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ぜることができるというふうにはなっているわけですが、現実には、じゃあ1回そういうポイ捨てをしたと、そこで駄目だよというふうにはならないと思うんですね、なかなか。その周知の問題もありますけれども、やはり2回、3回やってる、そういう状況を見つめて初めて、これはあまりにもひどいということになって過料というところまでにつながっていくと思うんですが、じゃあそういったことが現実にはできるのかと。見張っとなきゃいけなくなる、できるのかというと、なかなか難しいと思うんですが、そこらの判断をまずお示しをください。

そして、いわゆる今、円卓会議等を通して意見を出されたということでありますが、このクリーン作戦等も含めて、一生懸命努力しても、なおかつこのポイ捨てがなくならないと。国際港をもつこのまちですね、環境美化にはとりわけ市長が音頭をとってやっつけていらっしゃるわけですが、まあ段階を踏んで、いわゆる法での縛りというか、条例での縛りというふうに来た感があるのかどうか、市長の認識ですよ。まあ市民が、このことをポンと打って、罰則も5万円以下という形で出したときに、えっとびっくりするようなことはないのかということですね。そこらの市民の側の受け止め方と、市長の側の推進する側の受け止め方、そこらのギャップがありはしないかなという心配を多少するものですから先程の質疑になっております。再度、そこをお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

不法投棄というものは、現在、本当に深刻な問題としてございますので、この不法投棄についても、私どもは環境パトロール車を配置しまして、その監視については努めて、そしてまたその

原因を起こした方が特定できたら、その方に処置をお願いしているというようなことをしているところがございます。また、次年度につきましては、そのことについては更に強化した形で取り組もうというふうに考えております。

それから、現実的に過料というものを徴収できるのかというようなことでございますが、今後、私どもはこのポイ捨て防止条例の制定を議決いただいた後には、その過料のこの条例が効果どおりに発揮できるような形というものをとるために、まち美化推進指導員というものを定めて、この方々に私どもはその権限等を付与して、推進に努めたいというふうに思っております。職員ないしは市民のうちから、私の方で任命、そして委嘱いたしまして、その権限を与えまして、取り組みをしていただくということでございます。この方々が現認しましたら、当然、注意をして、そのことについては回復をお願いするということになるかと思いますが、今後、このポイ捨てにつきましては、広報、普及というものを市民に深く浸透させるという意味から、例えば注意指導から、それから命令書の発行、納付というところまで、様々な形が今後とられていきますよということを市民に広報・告知をしていきたいというふうに思っているところがございます。そのような意味合いから、10月1日からというようなことで、施行というような形になるかというふうに思います。

そして、市民と市長との、その意識のギャップがないのかというようなことのお話ですが、私どものまちにつきましては、今、私自身、市長と語る会というものを、去年は年間27回、校区単位を中心に開催させていただいたところでした。その中で、環境に対する取り組みというものはこういったことをしているんですよ、そしてごみ資源化率が全国で第4位で、市の単位でいくと第1位なんですよと。そして、皆さん方には本当にいつもいつもいろんな形で、おじゃったもんせクリーン作戦、あるいはマイロードクリーン作戦に参加していただきましてありがとうございますというようなお話を申し上げております。その中でも、やはりポイ捨てごみが絶えないですよねというようなことのお話もさせていただいているところございまして、環境に対する取り組みを市民とともに一緒にしているというようなことにつきましては、理解いただいているんじゃないかなというふうに思います。ただ、今回のこのポイ捨て防止条例については、今回初めて御提案申し上げまして、市民の方々にもお話する内容ですので、詳しく広報等を重ねていき、認識を深めていただくようにしたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） まあ議案ですので、今後の問題になりますが、可決するしないという問題もあります。まあ今後の方向性として、10月1日施行へ向けて、しっかり周知啓発、市民に戸惑いがないようにですね、やっていきたいということでございます。

それはもう当然大事なことでございますが、いわゆる先程も出ました、今回も緊急経済対策ということで、様々な議案の提案が予定をされておりますね。そして、本市のいわゆる住民の経済状況というのも大変厳しい。現実はこの罰則規定というのは、適用というのは、実効性というのはかなり難しいというのは十分理解した上で言ってるんですよ。だけれども、そういうあくどいケースがあったときに、罰則を規定して5万円以下と、その額はうんぬんでしょう。市町村によ

って最初から1万円以下、5,000円以下とかいうふうに打ってるのに、ここはもう5万円ということで打ってます。こういう厳しい経済状況の中で、もしそういった過料がですね、過分にかかってくるとなると、我が地域の住民、ポイ捨てをやったその責任というのは重いでしょう。けれども、それに不法投棄の問題とひっくるめたときに、その額の調整がちゃんとつくのかなあと、理解ができるのかなあというのをすごく心配するんです。今こういうときにですよ、例えば広報等でもどんどん出るでしょう。5万円というのがポンと出たとするでしょう。住民がどういう反応を示すのかなあという、その額に対して、罰則規定に関してですね、すごく個人的にはですね、違和感があって質疑をさせていただいていますが、もう1点、そこをお示しをください。

そして、いわゆる市民の責務として、あるいは市内に住むいわゆる業者関係、そういったものを含めて責任を負うようになってるわけですが、一方で大きなくりとしては、この環境基本条例の中で、市、いわゆる市民等の責務もうたってますね。それで、そういった中で、いわゆるこういったものを実効性のあるものにするためには、ただ条例を作ったからいいということではなくて、いわゆるそれが条例制定後にしっかり実のあるものとして進んでいかなきゃいけない。そういう意味では、今、推進員の話等もありました。しっかり検証をしていかなきゃいけないという方向性が一方にありますね。その検証の在り方は、この推進員以外にないのか。そして、一方では子供の時からですよ、このことを教えていかないといかんでしょう。環境基本条例の方にはそのことをうたっていますね。環境計画ということで教育委員会サイドでしっかり教え込んでいくんだらうと思いますが、そういったこのポイ捨てに関してのいわゆる教育、小学生、子供の時から教育体制、そして大人への教育体制、こういったものも条例をうたう以上、これまで以上に力を入れていかなきゃいけないと。その方向性はこれまでの、今までの運動の上に条例を制定して、21年度として、その方向性がどんなふうに出しができるのか、また検討されているのか、そこをちょっとお示しください。

○市長（本田修一君） ポイ捨て防止条例につきましては、本当に私どもはこの条例を制定された後、実効性が上がるものにならなきゃならないと、本当に強く感じているところでございます。そのためにどうすればいいかということで、まち美化推進員というような推進指導員というものを定めまして、このまち美化推進指導員を中心としまして、行為に対する取り締まりも含め、注意指導から命令書の発行までやっていくわけですが、このことを私どもは市民の方々にも十分お話を申し上げながら、市民自身のまちの景観づくりの問題になるんだよということをお話をして、実効性が上がるような形にしていきたいなあというふうに考えているところでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 学校等、そういう小さいところからの環境教育というものが大事じゃないかということでございます。環境審議会を開催いたしまして、これは諮問して答申を得た事項なのでございますが、その中でも子供のころからの教育というのが一番重要であるということもその中で委員の方から意見をいただいております。今後はそのことを踏まえまして、現在あります環境学習、学習をいろいろやっておりますが、そういうものも含めて、今度、そうい

う中で学習を、これは子供に限らず、大人の方々もですね、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） 4回目ですが、特に許可をいたします。

○14番（小野広嗣君） おおむね理解をするところでございますが、今後、この条例、審議をされ、そして先程市長が言われましたように、内規、そして規則ですね、そういうものが練られていくときにですよ、審議会の委員の発言とかいろいろありますよ。だけど、代表選手ですよ。やはり本当に小学生から大人まで含めてですよ、そういった方々の意見をですね、幅広くとってですね、実はこういう条例にしてほしいというの也有ります。そして、今後の規則等をうたっていくときにですね、いわゆるそういった声を広くですね、受け止めてですね、前へ進んでいかなきゃいけないというふうに思うんです。そこに対して、最後、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポイ捨て防止条例につきましては、市民の方々に本当に直接関係が深いというようなことで、そしてこのことが条例が制定された後に効果が上がらなければ何だったのというような批判を受ける内容じゃないかなあというふうに十分認識しているところでございます。

そのようなことで、今回、制定をお願いするところでございますので、私どもとしましては、今後、10月1日の施行に向けまして、その前段階で様々な御意見等を賜りながら、実効性が更に上がるためにはどうすればいいかと、御意見等も賜りたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○28番（重永重久君） 今、ポイ捨て防止条例が制定された場合ですね、ここに市内を通過する者もということになっておりますが、過去においてですね、有明町時代からですが、通山地区辺りがですね、町内の人じゃないんじゃないかなろうかというのが、捨てられた物から発見された経緯があるわけですが、広域農道沿いですね、松山から大崎までなんですけど、特に有明大橋に対してはですね、もう紙おむつやら何やら、もういっぱい、クリーンロード作戦をする時もあるわけですね。そういうことで、夜間にポイ捨てをするというのが大方だろうというふうに見受けられるわけですね。そこで、志布志市の市民としては、こういう条例が制定されたらですね、少なくとも思うんですね。そこで、考えられるのが、看板の設置ですね。周知をさせるために徹底して、罰金5万円以下というような形をどうされるのかですね、それも対策に入ってるのかということですね。そして、パトロールということが言われておりますが、夜間のパトロールもできるのかですね。もう昼間は少ないと思うんですよ。夜というのにウエイトを私は置くというふうに思っているわけですが、そこらあたりの対応はされなかったかですね。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 夜間のパトロール、それと通山地区、広域農道等の、今お話をされたのは多分、不法投棄ということで、我々は不法投棄の場所に実際行くわけでございますが、その中の品物を今、全部点検します。点検して、捨てた人に該当するような名前等が来ますれば、それを文書で本人に通告をしております。そして、その場所と時刻を定めまして、庁舎に来てもらえないときはですね、警察に通報しますよという対処をいたしておりますので、該当さ

れた方はほとんどが来られております。ですから、またその夜間のポイ捨てについても非常に多いということは分かっていますので、このことについては、また今後、夜間のパトロールについては、またちょっと検討をさせていただきたいと思います。それと、看板の設置については、現在、主要幹線道等についても看板を設置しようというふうに考えておるところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございますか。

○4番（八久保 壹君） このポイ捨てのことについては、今、いろんな意見が出ました。小野議員、それから重永議員の方から出たようにですね、これは市民に対する、ポイ捨てをした人に対する条例でありますよね。これですね、私、今まで、先程、押切海岸とか、ああいう所が出ました。確かにそうなんですよ。ポイ捨てをする所はどんな所かということ行政の方で把握してほしいわけですね。汚い所ですよ、そして人家から離れていると、そしていえば人通りが少ない所、もうこれに尽きると思うんですよ。だからですね、一生懸命になって、ポイ捨てを一生懸命拾っても、これはもういたちごっこで、どんどんどんやっばりそれは繰り返しております。ただしですね、その場所をきれいにしたら、きれいにしたらですよ、捨てなくなってきたんですよ。このことを行政はですね、一方的には条例で押さえつけるのと、もう一つはですね、やはり行政がそういう汚い所があると、これはもう見てですね、今、重永さんの方からも出ました大橋の下なんか、あの辺もきれいにしたらですね、絶対捨てなくなってくると思うんですよ。私はこれはもう経験から言っておりますので、間違いありませんので、このことについてどう今後取り組んでいくのか、そのことを聞いて、これは自分の所のあれになりますので、このことを1点だけ聞いておきます。どう取り組んでいくのかですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、ポイ捨てあるいは不法投棄がある所はどんな所かというところは、議員のお話にあったように、本当に汚い所、人目につかない所ではないかなというふうに感じているところでございます。

私どももこの条例が実効性があるものになるためには、そういった道路を取り巻く環境、景観というものがなければ、本当にまた暗い所、汚い所には、捨てられてしまうというような恐れを抱いているところでございまして、そのことに対しましても、次年度におきまして、花いっぱい運動の花の植え込みをたくさんしてもらおうとか、あるいは緊急経済対策、雇用対策で、道路維持班を更に増強していくとかいうような形で環境の浄化を図っていこうと、維持を図っていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（丸山 一君） 環境基本条例が制定されてですね、このポイ捨て防止条例ができるということはすごく喜ばしく思っております。先程から、我々地域の通山なんて、不名誉な名前が出ていますけれども、実際6年ほど前に、通山では4 t車1台ぐらいのごみが不法投棄されておまして、南日本新聞の記者を呼びまして、「このごみ誰捨てた」というので、南日本新聞に掲載したこともあります。

それと、一昨年はコスモスロードの開花に合わせて、横の3号水路の約2kmの水路の中に入りまして、私個人で約1日かけて下の水路からごみを拾って上に揚げて、それを道路端にずうっと並べていったところ、市役所の職員が通りかかりまして、このごみはどうするんですかと言うから、まあ見せしめに置いとくんだと。四、五日置いとけばいいじゃろうということをやったんですけど、今度は逆にそういうふうにしてると、そこに今度はごみを捨てる人がいると。まあ世の中、なかなか難しいものだなあと実感したわけですね。

それと、今、先程、八久保議員が言われましたけど、我々地域も、下の松林の所を整備、ふるさとづくり委員会で整備しておりますが、そこに碎石を振って、皆さんのジョギングコースをつくらうということをしてますと、また車が入って来て、ごみ捨てが始まるという、本当私たちごっこに実際なっておるのが事実であります。我々とすれば、健康維持管理のためにですね、いいジョギングコースをつくらうじゃないかと一生懸命取り組んでいるわけですが。

だから、そういうことを考えますとですね、その過料のことになりますますが、美化推進員という、先程から市長から名前が出ていますけれども、この名前が出てくる前に自治会長か、若しくは公民館長の名前が出てくるのかなあと、その前に辞めとこうかなあとか思ったりいたしました。私はですね、空手の有段者でありますので怖いことはないんですけども、実際、逆上したりする人もいるわけですね。ですから、美化推進員となりますと、かなりのそういう面の対処、配慮が必要だと思います。そのことについて、どういうふうにお考えなのかというのと、もう1点ですね、菱田川河口口、ここは実際、行政区域でありますが大崎町になるわけですが、ここが10月から2月ぐらいまで、私、二、三人でごみ拾いをしてはいますけれども、大体ですね、軽トラで山盛り四、五台分は出ます。このことは大崎町の方には言っておきませんが、結局、菱田川はですね、国分市の10号線の上部の方から流れて来まして、区域が広いんですよ。枝線もいっぱいあります。だから、そういうことを考えますと、我が市だけがですね、こういう条例を制定したとしても、あまり効果がないんじゃないかと。菱田川、安楽川、前川に関係する市町村なりにもそういう条例があるのか、はたまた働き掛けをしてあるのか、お伺いをいたします。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 先程、市長が申しあげました美化推進指導員というものは、先進地等でそういうものを設置している団体が多うございます。そういう関係で、できますればそういう腕章とかですね、帽子とか、そういうものを仮に持たせて、権限を与えまして、主に一応職員が、環境の関係の職員で当たろうかというふうに考えておりますが、そういうものを付与しまして、まずはそういうことをしてはいけませんよということの改善命令、そしてそれに従わない場合が過料と、そういう措置を投じますよというようなやり方でやっていきたいと。まずは指導を徹底したい、その前にまず周知を、とにかく一にも二にも周知をしていきたいというふうに考えています。

○市長（本田修一君） 菱田川に関係する市町というようなお話でしたが、現在のところ、県内の18市のうち10市がポイ捨て防止条例等を制定しているようでございます。その中で鹿屋市と曾於市については、まだ制定がないということでございますので、今後、鹿屋市、曾於市にも働き

掛けをしていきたいというふうに思います。大崎町については、ちょっと確認できておりません。

○3番（丸山 一君） 肝心ですね、曾於市がそれを制定していないということに関しては、非常な憤りを感じます。実はですね、大隅町月野にありますダム、ここのごみも相当なものがあります。あそこは何年かに一度、ごみの収集をしておるわけですね。いろんな人たちに聞きますと、橋の上から流している人たちが多いと。それと、先程出ましたけれども、結局、街灯がないとかですね、人気がないとか、人家がないというような所で何か捨ててるような気がするんですよね。大雨が降りますと、そういうのが一気に流れてくるわけですので、我々通山・押切の海岸はですね、大雨の後というのは、菱田川から安楽川のこの海岸、砂場の所はものすごいごみになります。それを地元の方がですね、マイロードクリーン作戦で地域内だけじゃなくて、海岸線もボランティアでやっておられる人たちがいっぱいおられます。ある人なんかは、もう1年中クリーン作戦をやっております。市の方にはですね、たまには広報に載せてくれというような話をしたりするんですけども、そういう人たちも実際おられるわけですから、環境美化という面ではですね、やっぱり罰則規定も推進に対して、やっぱりかなりの権限を与えるのと同時に、関係する市町村にはですね、強力な働き掛けをしていただきたいなあとと思います。

実際もう、それともう一つですね、先程、荒れた土地のことが出ましたけれども、実際、10年程、草払いをしてなかった約100mぐらいの道路がありまして、住宅から離れておるわけですが、そこを五、六人で払ったところですね、軽トラで山盛り積めるだけ積んで、山盛り3台のごみが出たんですよね。ところが、払って約半年ぐらいたちましたけれども、ほとんどごみは不法投棄されておりませんので、市内区域は広いですけれども、そういう意味ではですね、荒れた道路沿いの土地というのに対する指導というのも必要じゃないかと思います。そういうことを含めてですね、なお一層の努力をしていただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程もお答えしましたように、曾於市、そして鹿屋市、そして大崎町にも、このポイ捨て防止条例を私どもの方で取り組みをしているということをお話申し上げ、今後、その市町にもそのような方向で取り組みをお願いしたいというふうに要望申し上げたいというふうに考えます。

そして、ただいまの荒れた土地の方に対する指導というようなことでございますが、これも極めて状況的に厳しいものがあるということでございますので、その箇所箇所を見ながら対応させていただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○31番（野村公一君） 本来はこういう条例というのは、ないのが当たり前ですね。しかし、今日のこういう社会情勢の中で作らざるを得ないという状況にあります。したがって、今回、それを制定するということですが、要は、一番大事なことは、こういう条例ができたことを市民に周知徹底をしていく、その作業が一番大事だろうと。いや、そういうことは私なんか知らなかったということになってはまずいと。周知徹底をしていくということが第一。それから、2番目には、モラルの醸成だろうと。人をつくりかえていく、そのことが非常に大事だろうというふうに思い

ます。そういうものを考えますときに、そういうモラルの醸成をする人、する側、まあ今回は市がその役目を果たすわけですが、市がしっかりと尊敬をされるような立場でないと、モラルの醸成はできないというふうに考えます。したがって、市の姿勢であろうというふうに思いますが、その姿勢の中に、当然厳しさというのが必要であろうと。そういうものを考えますときに、二、三、御質疑を申し上げてみたいと思うんですが、まず一つは、今回、第2条の中で、その定義が示されております。その第1号の中に、ごみを捨てることだというふうに定義されておりますが、第2号ではまちの美観を損なうんだというふうに規定をされております。これはどちらを主に取り扱いをするのか、捨てることが駄目なのか、美観を損なうことが重要視されるのか、まずそのことが第1点であります。

次に、その対象者でございますが、ここに市民等、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者というふうにあります。本市の志布志地区は、特に外国船の出入りが多いと。したがって、外国船の方が観光あるいは私用で下船をされて買い物をされるということがございます。したがって、この第3号の中に、外国人が対象になり得るのかどうか、それが第2点目でございます。

それから、第3点目でございますが、これだけ市民にその義務を強いていくわけですので、当然、市はしっかりした責任を全うしていかなくちゃならんと。そういうことを考えますときに、この市の責務ということで、推進に必要な施策を講じていくんだというふうにあります。この施策とは、具体的にどういうことを今しようとしてされているのか、お考えになっているのか。もうこれは10月から施行ですので、当然、議案を提案されるんでしょうから、具体的な施策が固まっているというふうに思われます。この3点目は、この市の責務ということで、具体的にお示しをいただきたいと。

以上であります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、定義のことについてでございますが、ごみを捨てるということについて、ポイ捨てなんです。そして、このポイ捨ての対象物が、空き缶、吸い殻、そしてペットボトル等です。ということで、この物がまちの美観を損なうんですよというようなことをお示ししているところでございます。このポイ捨て防止条例のねらいとするところは、これらのごみを捨てる行為をなくしていただきたいと。そして、その結果として、まちの美観が出現するんですよというようなことをねらいとしているわけでございます。そのねらいとすることを定義としてお示したというようなことでございます。

そして、外国人は対象になるのかというようなお話ですが、当然、市内を通過する方は対象になるということでございます。

それから、必要な施策はとられているのかというようなことでございますが、先程もお話しましたように、今後、この条例の制定をしていただくということになりましたら、まち美化推進指導員というものを任命、委嘱いたしまして、その方々を通じて、この広報等をしながら周知をし

ていくということになるかというふうに思います。その方々が実効的な形で取り組んでいただくということになるかと思います。そして、先程もお話しましたように、ポイ捨てあるいは不法投棄というものは、どういった所にあるかということを考えてときに、汚い所、暗い所というようなところがございますので、そのような景観というものがなるべくないような道路維持というものをするというので、今回、緊急雇用対策、経済対策に基づきまして、新たに道路維持作業班も設置する、そしてまたまちの中の花を植え込みをお願いするというので、更に花いっぱい運動を強化するというような形の施策をとろうというふうに考えております。

○31番（野村公一君） 美観を損なうと、ごみを捨てて美観を損なうということが定義であるとするならば、その美観を損なったという判断をどういう物差しで判断をされるのか。美観を損なったというのは人それぞれ違うと思うんですよ。マクロ的には、皆、分かっている。しかし、一人一人、その感性が違うわけでありまして、その判断をどういう定義をされるのか、そこはしっかり詰めとかなきゃならんことだろうと思うんです。したがって、その判断をこの推進員が決定をするのか、そこは大事なことです。ひとつ詰めをお願いをしたい。

それから、今、そのまちづくりの推進に必要な施策をしていく中で、推進員がいろんな作業をしていくということですが、私はそれはちょっと違うなと思います。こういう人に罰則を与える、あるいは人に指導をしていく、相手に強要をしていくという作業をですね、その職員でもない推進員に任せるということは、私はそれはあなたたちはちょっと引いてるなと思いますよ。やっぱりこういうことをしっかりその法を作られる人たちが前面に出て作業をしないと、その推進員に任せようじゃ、これはできません。だから、そこはちょっと違うんじゃないかと。やっぱり法を作る以上は、その法を作る人が前面に出て、その作業をしないといかん、そう思います。そして、その具体策は花壇がどうの、植え込みがどうのというふうに言われますが、恐らくまだ詰めておられんなと私は判断をしています。それはどういうことかといいますと、具体的に、今までモラルは悪いにしても、人間社会の中でやってきた人たちがおる。そういう人たちをしっかりと矯正をしていく。そして、協力をして人をつくりかえていくという作業をするならば、やっぱりしっかり行政がやるべきことをやらないといかん。自分がやらずにあって、相手だけしてくれしてくれじゃ、これはなりません。例えば具体的に言いますと、公共でそういうポイ捨てをされる物を収集するボックスを数箇所置くとか、市内の中にスポット的に喫煙箇所を設けて、灰皿を置いていくとか、やっぱりそういう市の姿勢というのは、私は必要だろうと。それがおのずと市民のモラルの醸成になっていくと思うんです。こういう法律だけ作って、机の上でされるようなことじゃない。そこらへんはもう一度ですね、詰めをしていただきたい。だれかがするやろうと、身を引いとっては事は成りません。特にこの所管といえば、市民環境課だろうと思うんですがね。竹之内君、大丈夫かい。いろんな苦情だとか、トラブルだとかというのは、あなたの所に来るんだよ、これは。そういう意味じゃ、あなたがそれをしっかり受けられるほどの強い信念でなきゃならん。安全パトロールやら、そういう人たちに任せると作業じゃないよ、これは。罰金という罰が付いてるんだから、そういう法律を作る以上は、しっかりやっぱり職員がその態勢を作らにゃい

かん。そこを申し添えておきます。

それから、第7条で、ポイ捨ての違反者に対して必要な措置を講じていくと。これは、具体的にどういう措置を講じていかれるのか、違反者に対して。恐らくそれも詰まっておるだろうと思いますので、それをお伺いしておきたい。

そして、第9条、命令に従わなかった者は過料をしていく、罰金をしていくということですが、具体的に詰めるとすれば、1回命令に従わなかっただけで過料をしていくのか、数回命令をしても従わなかったから過料にしていくのか、基本的にどうお考えになっておるのか、市長、伺います。まあ課長クラスじゃちょっと無理でしょうから、市長の考え方をお伺いしておきます。

そして、周知徹底をしていくのに、市長部局だけじゃ、これは駄目だと思うんですよ。人間の醸成、モラルの醸成であれば、本市の教育行政の中でどうとらえていくか。それこそさっき組織機構の話がありましたが、教育行政の生涯学習係あたりはこのことをどう指導していこうと考えておられるのか、ひとつ教育行政の立場で答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、まちの美観を損なうということについて、どういったふうに定義するのかという御質疑でした。当然、これはまずポイ捨て防止条例でございますので、ポイ捨てがされた時点で、まちの美観が損なわれるというようなふうに認識ができるんじゃないかなあというふうに思います。吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル等がポイ捨てされたことによりまして、もう美観が損なわれたんだというようなことで、推進員の方々はそのことに対応するというようなふうになると思います。

それから、まち美化推進指導員についてでございますが、先程少し説明が足らなかったんですが、今、議員の御指摘のとおり、当然、私ども市役所の職員が前面に立って、このことについては取り組んでいかなきゃならない内容だというふうに思います。そのようなことで、環境行政に従事する職員、市民環境課の職員、支所の市民課の職員、それから衛生自治会の団体の中からも、この指導員ということについて、取り組みをしていただくというふうなふうに考えております。そのようなことから、この美化の推進については、市役所が全面的に前面に出て取り組もうというものでございます。

そして、第7条についてでございますが、必要な措置というふうなことで、当然、このことが順次、なされていき、この条例の効果が出てくるんじゃないかなあというふうには思っております。広報等をしまして、まず市民に深くこのことについて認識していただいた上で、もしそのような状況が出現しましたら、注意、指導を行って、そして命令書の発行、それから納付書の送付というふうなことに、手順としては進んでいくというふうなふうに考えております。ということで、初めはやはり注意、指導というふうなことで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

過料につきましては、ただいまお話ししましたように、まず注意、指導をしてから、その後、そ

の注意、指導に従わなかった者について、過料を定めるというような手順になるということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、本来なら、本当にもう作らなくていい、作ってはならないといえますか、作る必要のない社会というのが、やっぱり一番理想的な社会だろうと、私もそう思っております。

ところが、現実的には、私どもが今、ちょっと話がずれますけれども、給食費未納の問題、あるいは奨学金未返還の問題、本当に単に価値観の多様化ということでは済まされないような、まさしく罰則規定を設けないとですね、もうどうにもならないのではないかとこのところまできている、悲しい現実がございます。しかし、それはほとんどが、大人と子供と分けるならば、私は大人の責任は非常に大きいと、こういうふうに考えております。ポイ捨てにいたしましても、まあ子供は、小学生はポイ捨てすることは、あんまりないのではないかと、だから良い悪いという意味じゃなくて、やはり手本となるべき我々大人がどうしてもそういうことを子供の目の前でするということの問題点があるということを感じております。

まあそれはそれといたしまして、私も学校では、今現在、道徳教育、あるいはその他あらゆる教育活動の中で、痛みの分かる、あるいは環境を大事にする、あるいはまた自然を大事にということなどは指導しております。そしてまた、生涯学習などのああいうイベントの場合も、まあ私はこの前もありましたけれども、済んだ後ですね、少なくともあの大きなイベントなどの場合に、ごみが散らかっていることはまあないと思っております。きれいに片付けてお帰りいただいておりますところでございます。しかし、今後とも、やはりそういう場で散らさないんだよ、持って帰るんだよ、ごみは持って帰るんだよというようなこと、そしてまた分別して出さなきゃというようなことを、やはり子供の時から指導することは極めて大事でございますので、罰則があったからとか、なかったからとかということよりも、むしろそういうことを気長にこつこつと教育の場では指導を今後も続けていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 確かになくていい条例であります。ない方がいい条例なんですね。しかし、今日の状況の中では、やむなしということではありますが、役所の職員の皆さんにとっては、まあちょっとした条例だというふうに解釈をされるかもしれません。しかし、市民側にとりましては、大変な条例なんです。ほかの条例とは事が違う。人をつくりかえていく作業をしなきゃならん条例でありますので、大変な仕事、もちろん良い条例でありますから進めていかなきゃならん。こういう大事な作業をしていく中で、役所側の一貫性がないと。そうでしょう。今日、市長が全協の中で説明をされた、松山支所を見てごらん。環境衛生係というのは、4月からなくなるんですよ。こういう条例を施行していくのに、担当課がなくなる。一貫性はあると思いませんか。この条例をしっかりと守っていく、しっかりとその条例を確かなものにしていこうと思えば、いっぱいトラブルは出てくるんです。しかし、条例は作った。まあてげてげでよかがということでは、

トラブルはできませんよ。しかし、この条例をしっかりと条例として育てていくためには、いっぱいトラブルは出てくる。そのトラブルを一番先に抱え込みにゃならんのが、この各係ですよ、環境衛生係。課でいえば、市民課。ところが、4月から松山支所は環境衛生係はないじゃないですか。それでこういう条例の施行がしっかりしたものにできますか。係はないけど、松山支所の市民課あたりですればいいという、そんないいかげんなものであれば、罰則なんか要りません。「こげなん条例があつとやど、おはんなそいはいかんど」と、軽く注意するだけでいいですよ。だから、それをしっかりしたものにするんだという意気込みが見えない。条例を作っただけでは、その意気込みは見えないんです。その陣容を整えて戦いをしなきゃ。兵隊がおらんのに、ラッパだけ吹いて何ができますか。議会に提案される条例だとか議案だとかというのは、しっかりやっぱりまとめをして出してもらいたい。市長のひとつ考えをただしておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まち美化推進指導員につきましては、先程もお話しましたように、環境行政に従事する職員で対応するんだということで、市民環境課、そして支所の市民課の職員というものを中心としまして、そのほかに衛生自治会などの団体の中から委嘱して、指導員に就いていただくということで、このことについての取り組みをしようというものでございます。今、お話がありましたように、支所の環境衛生係というものについては、なくなるわけでございますが、業務としては市民衛生課に残るといようなこととございますので、その市民課として、このことは対応していくんだということでございます。

そして、これは当然、市全体で取り組む内容でございますので、支所は支所、そして本庁は本庁というようなことではないということで御理解いただければというふうに思います。私どもも、この条例を制定して、市民の方々に協力をいただきながら、実効性が上がるものにするとなれば、どういったものが、どういった形ですればいいかということについては、何回も何回も協議を重ねてきたところでございます。私どもの志布志市は、旧町時代から、環境については全国でも先進的に取り組んでいるまちということで、その先進的に取り組む初めの時に、当時の役場の職員が全面的に市民の方々に前面に出てお話を申し上げ、理解をいただいて、ごみの分別収集に取り組んできた経緯があるところでございます。そのことの実践をして、そして成果が上がってきたということでございますので、今回におきましても、職員が中心になって、そのことについては市民の方々に周知を徹底して御理解をさせていただいて、そして実効性が上がるための更なる御提案等があれば、それらについても取り込みながら、この条例の施行をして成果を上げたいというふうに考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 環境日本一を目指される市長ということで、こういう条例に積極的に取り組まれるということかと思えます。ただ、しかしながら、これまで生まれて一回もポイ捨てをしたことのない人がいるだろうかということを考えてときに、軽い気持ちで投げ捨てるというの

はよくあることとございます。今回、ポイ捨て防止条例ということで、ごみの不法投棄の中で特に市民がよくやりがちなことについて、まずとりあえず取り組もうということのようであります。この条例を施行し、運用するにあたっては、様々なまた問題点があろうかと思えます。それについて、先程来、質疑が出ているということだと思えます。私も所管外でありますので、委員会ではより深い審議がされると思えますけれども、一、二点、お伺いをいたします。

まず、志布志市だけの条例で、果たして効果があるのかということとあります。やはり、通行する車、これは市内外、相当な通行の車があるわけでございます。もちろん志布志の場合、県外、隣はすぐ宮崎県でありますので、やはり隣接町と足並みをそろえて、できれば県域で協定を結びながらやるという広域的な取り組みでなければ、なかなか実効性は上がらないのではないかと。

それと、いわゆる過料を定めて、罰則を定めてするとなりますと、やはりこれは警察の協力も必要になってくるということをお考えますと、志布志が単独で走るというのには、ちょっとまだ早かったのかなあと気がしております。しかしながら、こういう条例を施行することが、住民にとって意識の啓発につながるとするのであれば、作られた以上は積極的に内容の充実を図っていただきたいと思っております。今回、この時期に、割合に環境美化が進んでいる中で、ここまで厳しくする条例を今回なぜ出されようとしたのかということが1点。

それから、年齢の制限等は設けてないわけですが、子供たちが小さいころから環境に対する意識を持つというその教育について、先程ありました。幸い、志布志市には子ほめ条例というのがあります。罰則を設けて、親が取り締まられると、若しくはだれだれさんはあれを捨てたよと告げ口をするとか、そういったものが本当にいいのかなあと。美化に取り組む、こういったものが子ほめにつながるようなまちづくりができたならば、もっとすばらしいと思うわけでありまして、こういった観点もこの条例の運用を進めるにあたっては、各種団体への取り組みを前向きな形で検討していただきたいなということをお考えしております。この点についてお伺いをいたします。

併せて、先程、野村議員からもありました。行革という中で、非常に職員は削減されていきます。その中で、地方分権とは別に、新たにこういう事務を増やしていくことは、職員は非常に仕事が増えまして煩雑になっていくということをお考えますと、冒頭申し上げましたように、今この時期に条例を作り、しなければならぬということは、ちょっと早計ではないかなと思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、ポイ捨て防止条例ということで御提案したわけでございますが、先程も少しお話ししましたように、県内18市のうち、10市がもう制定済みだというようなことで、私どものまちはそのような意味で先進的に、早めに取り組んだということではないということをお考えいただければというふうに思っています。そして、私どもは環境に対して、様々な取り組みを市民の方々をお願いして、その市民の方々と共にきれいなまちをつくるためにはどうすればいいかということについて御協議をしていただき、その実効性が上がるためのやり方というものはどういったものがあるかという中で、このポイ捨て防止条例の制定というものになってきたというようなふうに御理

解いただければというふうに思います。そのような意味合いから、今、御提案申し上げるというようにございます。

そして、2番目に、子ほめ条例等がある中で、一方では取り締まられて、そして一方ではほめていくというような中で、非常に大人がそれこそ模範となるべき存在なのに、逆の方向でなってしまうということについては、本当にこれは悲しい現実というふうになろうかというふうに思います。そのような意味合いから、ポイ捨てというのはいけないですよということを改めて認識していただいて、自覚していただいて、そのことがないような行動につながっていけば、私どものまちは子ほめ条例とともに合致するようなまちになってくるんじゃないかなあというふうに思うところでございます。

それから、また新たに市民課の職員を中心としまして、このことについて取り組みをお願いするところでございますが、行革の中で職員が減っていく中で、また新たに業務を増やしていくということについては、この分野だけでなく、ほかの分野についてもそのようなことになっているということでございます。そのことは、合併する時から私どもは十分認識しており、そして市となり、市の職員としてなるということはどういったことかということについて研修を重ね、認識を高めてきたところでございます。そのような意味合いから、このことについても十分対応していただけるというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 例えば、志布志のみなとまつり、花火大会、あります。相当なごみのポイ捨てがあろうかと思えます。こういったことについて、また若しくは先程、同僚議員からもありました、大雨の後には海岸には相当なごみが出ると。いわゆる目の届く範囲、2人の指導員の目の届く範囲で実効性を上げるということは非常に難しいことだろうと思えます。様々な行事、若しくは大会、こういったときに、主催者の責任によって環境美化を図る、持ち帰りも含めた。そういったものについては、やはりこのポイ捨て防止条例は、市民をターゲットにした取り締まりというよりも、主催者に対する責任をまず追及するということが広がりがより効果的なのではないかなあと思うわけでありますが、その点についてはいかがお考えかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

イベント等におきましては、たくさんの方々が訪れられ、そして、その後、祭りのうたげの後というような形でごみが散乱していたという状況があったようでございます。市となりまして、そのことについては本当に心を痛めておりまして、そのような状況がないためにどうすればいいかというようなことを考え、祭りの前に市全体でクリーン作戦というものに取り組んでもらうと。そして、祭りの後もボランティア団体の方々に来ていただきまして、一斉に散乱しているごみについては収集をするというようなことをして、祭りの後、汚い光景があるなというようなことについては、なるべく早くそういった現状がないような形にするということを努めてきておりまして、その効果はあるんじゃないかなあというふうに思います。

また、祭りの最中におきましても、担当の方が出向きまして、分別収集に努めていただくように、来場されている皆さん方にお話をして、そして回収する場所も設置しているようでございま

すので、そのことによる効果はかなり上がっているのではないかなあというふうには考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回のこのポイ捨て防止条例ですけど、これ第6条の第3項でですね、公共の場所において喫煙するときうんぬんということがあるわけですが、これが広がって、例えば志布志の飲食店街とか含めてですね、歩きながらの喫煙の禁止区域、そういったもの等が設定をされていくというような方向につながっていくのかどうか、そこらの議論がされたのかですね。そうすると非常にそれぞれの市民の方々、不便をかこったりいろいろあるわけですが、そういった議論がされたのかというのが1点と、第6条の第2項で、公共の場所及び他人の土地に飼い犬のふんを放置してはならないというふうにあります。私も朝早くからいろいろ配達とかいろいろやりますけど、それぞれですね、飼い犬を飼われている方はちゃんとお持ちで散歩させておられます。猫の方がですね、例えば公園の砂場とか、そういった所にふんをよくするわけですが、そういったものに対してのこの条例上のくくりというのがどういうふうな議論がされたのかですね、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） たばこの路上禁煙地区、路上喫煙禁止地区ということについては検討しなかったかというようなことでございますが、このことについても検討をしたところでございます。たばこ等によるポイ捨ての防止を図るため、市内の美化推進を重点的に実践するためには、このことが必要ということでございまして、特に路上禁煙地区、喫煙禁止地区の場所については、人が多く交差・交流し、市の美観・景観等においても、路上喫煙禁止地区とすることが望ましいということでございます。本市において考えれば、主に運動公園、城山運動公園、有明体育施設、図書館、文化会館、やっちくふれあいセンター、学校、アピアー、文教地区、それから志布志港一帯ということで、そのようなことで市の中心的な施設が考えられるということでございますが、今後、条例改正などを行って地区の設置を行うとすれば、ポイ捨ての状況等を十分考慮して取り組む必要があるんじゃないかなあというふうに思っています。そのようなことで、現在のところでは、特段そういう地域は設けなかったところでございますが、今後、この制定をもって、また検討させていただければというふうに思います。

犬のふんのことでございますが、全国的に見ますと、犬、猫のふんの放置等といううたい方が、この中に制定されている自治体もあるということでございますが、ふんの放置については、罰則を規定したり、またふんを捨てたりすることに加え、空き缶やたばこの吸い殻等を対象としたポイ捨て禁止条例を、そして最近では路上喫煙や落書き等も含めた迷惑行為等を禁止した罰則のある条例を制定している自治体もあるということでございまして、今回はポイ捨て防止条例の中で、犬のふんについて条例で規定したということでございます。

猫につきましては、係留の義務や登録制度の法的規制がないため、猫のふんの放置を対象とした条例はまれだということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。午後1時55分から再開いたします。

—————○—————

午後0時55分 休憩

午後1時54分 再開

—————○—————

日程第4 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩根議員、着席です。

日程第4、議案第14号、志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、青少年育成に関する事務をより円滑に遂行するため、志布志市青少年問題協議会を廃止し、同協議会と所掌事務の重複する組織である志布志市青少年育成市民会議に当該事務を一元化することにより、その機能の充実を図るものであります。

また、志布志市青少年問題協議会の廃止に伴い、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表から、青少年問題協議会委員に関する部分を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（迫田正弘君） 今回、青少年問題協議会の組織をいわゆる廃止するというような条例の制定でありますけれども、この青少年問題協議会というのは、多分、上位法があつて、いわゆる必置義務があつたのではないかと、まあこれはちょっと認識違いかもしれませんが、と思っております。この委員については、民生委員、それから保護司、警察、こういった方々が委員として名を連ねているんじゃないかと思っておりますけれども、反面、この青少年育成市民会議というのは、任意の団体でありまして、いわゆる青少年問題協議会は市長がこの代表者であろうと思っております。この市民会議につきましては教育長であつたりするわけでございまして、したがいまして、先程、議案の次にありますところの報酬の、あるいは費用弁償に関する条例なるものが定められているわけです。そのへんの吟味がなされて、言いますれば、青少年問題協議会が存続して、青少年育成市民会議がこれに包含されるというのであれば、まだ話は分かりますけれども、先程言いまし

たようなことではないかと、まあ私なりに解釈しておりますけれども、そのへんの吟味があって御提案されるものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおり、この廃止条例の制定につきまして、青少年問題協議会と育成市民会議のことについて協議をしたところでございました。

青少年問題協議会につきましては、平成11年度で法改正がなされておりました、設置することができるということになりまして、それ以前は必置規定になっておったようでございます。

今回、協議会の廃止を行う理由としましては、生涯学習課が所管しております青少年育成市民会議で、青少年の健全育成に関する事業の一体的な取り組み、運営を行っていくということが適切だということから、今回、青少年問題協議会を廃止しようということで御提案するところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第5 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第15号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法の一部改正による小規模住居型児童養育事業の創設の措置が講じられたため、関係条例の規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、第1条で志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の養育者の定義に関する部分及び助成の対象者としなない者を定める部分に、小規模住居型児童養育事業を行う者を加え、第2条で志布志市国民健康保険条例の被保険者としなない者を定める部分に、小規模住居型児童養育事業を行う者を加えるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成21年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） 第4条中「又は」の次にですね、「小規模住居型児童養育事業を行う者」

とありますが、現在、志布志市内にこういう所はあるんですか。

○保健課長（今井善文君） 第4条中ということで、国民健康保険条例の方に関係があるかと思えます。現在のところ、該当者はいらっしゃいません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第6 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市内における消費を活性化し、地元業者の振興を図るため、志布志市出産祝金支給条例に基づく出産祝金の支給の特例を定めるものであります。

内容につきましては、平成21年4月1日から、平成22年3月31日までの間に、出産祝金の支給対象者となった者で、期限までに出産祝金の支給の申請をしたものに係る出産祝金については10万円相当額の金券により支給することとするものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の方から提案理由の説明があったところですが、これも文教厚生委員会で慎重審議されると思えます。もう一、二点だけで結構でございますが、今、提案理由の中で、消費を喚起するためという話がありました。今、この底冷えしている経済状況の中、本市にあっても、同じような状況の中で推移をしているわけですが、これまで第3子以降に対して、出産された方を対象に10万円の出産祝金ということで現金支給になってたわけですね。それを今回、金券に変えると。これは地域振興券という形に変えて、その消費の喚起につなげていくのか。例えば、1万円単位の10枚金券という観点なのか、それをひとつお示しをください。

そして、こういった判断に至った経緯、いわゆるこの経済状況の厳しい中であって、志布志市内での消費の喚起ということにつなげたいという思いであろうとは思いますが、その思いと、実際、金券として市内でしか使えないという問題ですね。そこに関しての意見の集約というのは、どういう推移を経てこういう提案になったのか、2点お示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨今の報道でも、本当にありますように、昨年から厳しい経済状況がありまして、今後も続く

ものというふうに予想されているところでございます。施政方針でも述べましたように、市独自でも緊急経済対策としまして地域振興券を発行しようというふうなふうに考えております。

出産祝金につきましては、第3子以降の出生に対しまして、現金を10万円支給してきたところでございますが、これを今回、地域振興券、金券というふうな形で対象者に支給しようということとございまして、この方々が育児などに必要な物を、市内の商工業者の方から購入していただくことによりまして、市内の商工業者の活性化につながるということを判断いたしまして、21年度より取り組むというものでございます。

私どもは、第3子以降の方々に對しまして、こうした形で出産祝金というふうな形でお祝いをしてきたということとございまして、このお祝い金につきましても、当然、市内で消費していただくことを前提にして支給していたものというふうなふうに考えるということとございまして。今回、特に地域の商店街の活性化というふうなことを市全体で取り組もうということとございまして、このことについても、お祝いを受けられる方についても理解していただきまして、取り組んでいただくということと、特に市内の商工業者にしか使われないというふうな形で御説明を申し上げたいというふうなふうに思うところでございます。

私どもは、今回、様々な緊急経済対策、そして雇用対策というものを協議し、提案しているところでございますが、その中で商工振興というものについて、どういった形で取り組めばいいのかというふうな観点から、このことについては御提案を申し上げようということになったところでございます。

○14番（小野広嗣君） 想定をされるのはですね、いわゆるこれまでの10万円の現金支給にあたって、いわゆるその頂かれた方々が、その10万円を市内で使われることを想定にというのは市長の考え方ですよ、あくまでも。それはやはり、この近辺でいけば、志布志市内で使われる方もいけば、都城に行って買い物をされる方もいらっしゃるわけですね。それが今回は、分かるんですよ、提案理由の意味はよく理解して質疑をしてるつもりですが、いわゆる市内に限定をして、金券として渡す、地域振興券ですね。そうなった場合に、やはり買い物が限定をこれまでよりはされるという状況ですね。そういったことに対して、やはり少し縛りがかかったなあということ。一方で、市内での消費の喚起というのは理解できる場所ですが、そういった部分を、支給されるときに、先程いくらか答弁はいただきましたけれども、しっかり御説明をしていただかないと、これまでは現金支給だった。今のこの経済状況というのをかんがみて、市内で使ってほしいという思いでこうしましたということとをきっちり説明をしていかないと、やっぱりまずいというふうな思うんですね。

それと、こういう経済状況がどういうふうな、今後変遷していくのかというのは、なかなか難しいところですが、今、今回の提案は、年度を区切って、こうやって提案をされています。こういった状況乗り越えて、この範囲ですね、次元の範囲乗り越えて、次はまた現金支給になると。今は緊急措置、そういった消費の喚起を促すための緊急措置として、10万円の金券というふうな提案しているというふうな理解でよろしいですか。今後は、また変化をしていく可能性が十

分あるというふうに理解していいのか、こういう金券制度を、年度は区切って、また再度というときがあったときにも金券でいく考えなのか、現時点ですよ。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、御提案します条例につきましては、背景としまして、経済不況というものがあり、市内の商工会の方々が非常に苦境に立たされているというようなことがあるわけでございます。そのような中で、私どもが市の貴重な財源、税金の中からお祝いを申し上げるということにつきましては、その背景を十分お話しまして、ぜひ、その趣旨を理解していただいて、市内で消費していただくよう懇切丁寧に御説明するつもりでございます。

そのようなことで、この経済の不況というものがまだ長期化していくということになろうとすれば、またそのときには改めて協議をして、皆さん方にも御相談をしなきゃならないのかなというふうには今考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今の市長の答弁はある程度理解はできるのですが、今後ですね、考えていただきたい中に、少し議案と離れるかもしれません。ただ、いわゆる地域振興券、あるいは21年度当初予算で提案されているプレミアム商品券、こういったものはいわゆる経済状況のこういった厳しい状況の中で、本市の商工振興に資するものだというふうに十分理解をいたしております。そういった意味で、今回こういった形がとられたことも、幾分か理解はするんですよ。ただですよ、このことと少し離れるかもしれない。また、当初の時でも質疑になるかもしれませんが、いわゆるこういう商品券、あるいはプレミアム商品券、こういったときに、ましてやこの祝い金の10万円というのは、どういうふうに使われるかは分かりませんが、出産にあたっての経費として使うとすれば、あくまでもそのことに関して、買い物をする先というのは、もう絞られてきますよね、絞られてきます。そういったところに対する消費の喚起ということも当然生まれますけど、一部限定になります。いわゆる今度は逆に地域振興券等々出てきたときに、実はこの前も商店街の活性化ということで、商工会のですよ、いわゆるアンケート調査の結果の発表会がありました。そういった所で様々な意見が出てましたよ。そして、私も意見を求められて、議員という立場、そしてその地域に住む人間として、また意見も述べました。ただですね、発展的に考えていこうと、皆さん努力しようとするんだけど、なかなか現状が厳しい。そういった中で地域振興券、プレミアム商品券、こういったことも大事だって、皆さん理解をされます。しかし一方で、業種によって、時代の流れに乗れなくて、なかなかもう閉そく状況から脱皮できない。業種によっては、その地域振興券、プレミアム商品券、プレミアムは商工会員ですよ。それで、地域振興券、住所を有する人たちは全部対象ですよと、換金は商工会ですよとなっていますけれども、いわゆるやはり一部の所に固まってしまうというのがあるわけですね。だから、一方ではこういった提案をされるときに、このことによって対象となる範囲がどうなるのかなということですね、こまやかに見ていかないと、せっかくそういったものを提案しても、その対象にならない方々からの不満というのは大変なものがあるんですよ。そういったことを踏まえたときに、この10万円の金券の使い道といったときにも、かなり限定されるなあというふうに思うんですが、

そういったことに対する慎重な審議が出てこういった提案になっているのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

プレミアム商品券、そして地域振興券、それからそのプレミアム商品券の中でも特にまた割り増しの券というように、いろいろ今回、種類を設けて、市内の商工振興というものに資するために提案申し上げるということでございます。当然、このことにつきましては、地元の商工会の方々と十分内容につきまして、協議を重ねた上でこのような形の御提案にさせていただいているということでございます。

[何事か言う者あり]

○市長（本田修一君） 私どもがこの商品券を発行しようと、そして地域振興券を発行しようというときにも、そのような方々に対しましても、なるべく対応できるような形で1,000円券というような形の単位のものにしたいというようなことで協議をしてきたところでございます。そのようなことも、また今後、様々な形で商工業者の方々に周知を図り、その利用が喚起されるように取り組みをしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○市長（本田修一君） 先程、答弁いたしましたことを訂正させていただきます。

1,000円券と申しましたが、最小単位は500円でございます。申し訳ございません。

○31番（野村公一君） まず、ちょっと私は聞き漏らした感がございますが、確認をしてみたいと。

この10万円に相当するものを金券で支給すると、これは出産祝金の第3子以上の者に対する支給だというふうな理解でよろしいんですか、まずそれが第1点。

それから、この金券の利用の仕方ですが、市内の店舗、商工会に入っている店舗、例えば病院も含むんですが、そういうものはすべてに活用がしていけるのかどうか、まずその2点を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、第1点目でございますが、第3子以降の出産祝金につきまして、今回、地域振興券というような形でお祝いを差し上げるというものでございます。

それから、この地域振興券につきましては、商工会加入の方のみだけでなく、市内の商工業をされる方については、この振興券の使用が可能というようなことでございます。クーポン券付き商品券のみが市内の商工会加入の方々についてのみ有効だというようなことでございます。

○31番（野村公一君） そういうとらえ方ですと、本来この出産祝金支給の特例という目的とは大きく離れていくというふうに見てますが、そういう協議がなされたのかどうか。といいますのは、出産祝金というのは、少子高齢化を何とか食い止めようと、まずこれが一つですね。それから、子供たちを健全に健やかに育てようと、そうするためにその家族、家庭の負担を何とか市で負担をしてあげようじゃないかと。そして、子育てが容易になるような政策であると、私は見

てます。それからいきますと、この第3子以上の出産をした方には、まったくこの逆であると見えますよ。それは何かというと、出産をされた家族が10万円頂けると、第3子以上が。そうすると、その10万円をその家族はどういうふうにするかということ、何も品物を買うだけじゃないんですよ。お産の経費にも使われるんです。まずそれが一番最初にくるんです、お産の経費というのは。それから、子育てのための物を買っていかれる。その次に生活費に回っていくと。いろんな使われ方をするわけです。しかし現状はどうでしょう。出産をされる対象者、市内と市外を比べてみると、市外の病院というのが非常に多いと。そうすると、そういう人たちは出産手当としてもらったものが、目的は達せなくなっていく。出産費用には使われないという不祥事が生じてくるんです。そのことは検討をされたのかどうか、まずそれを教えてみてください。

それから、市長が先程言われました、その地元業者振興、地元の消費拡大をしていくということであれば、それはこのお金じゃなくて、別にもっと良い方法があったはずですよ。だから、私はこの祝金特例に関する条例の目的には大きく外れてると。地域振興をしなきゃならんということじゃないんですよ。それはそれでしなきゃならんけれども、このお金は子供を育てるためのお金なんだと。であれば、育てるための使い道にしっかりその補助をしてやるというのが、私は筋だと思うんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この出産祝金の支給につきましては、ただいま議員からお話にありましたように、目的としまして、本市の少子化の対策のために設置されているというようなことでございます。その少子化対策が促進されるような形でお祝いをするというようなこととございまして、出産の際には、出産の一時金というものが別途支給されておりますので、病院等につきましては、そちらの方でお支払いをされるんじゃないかなというふうに思います。また、この10万円につきましては、3子以降ということで、特に多産というような形でされる方についてお祝いを申し上げるということとございまして、市独自でこのようなことをするというところとございまして、今回、先程もお話しましたように、商工振興というものを考えたときに、ぜひ協力していただきたいというような趣旨をお話しして、そして出産にかかわる様々な商品等がございまして、その商品については地元の商工者の方々から購入していただきたいと。また、一部もし出産の際の病院の経費等がありましたら、市内の病院等も市内の事業者でございまして、そちらの方もこの振興券の利用の対象にはなりますので、そのことについても利用できますよというようなことの説明もできるかというふうに思います。そのような意味合いから、今回、祝金の特例に関する条例の制定をお願いするところでございます。

○31番（野村公一君） 市長、みそも何とかも一緒にしたらいかん。この支給事業、出産祝金の第3子以上の10万円の支給事業というのを、設置をされた時のことを考えてくださいよ。少子高齢化を何とかストップさせて、そしてその家庭が子育てができるように、なるべくその負担を軽減をしてやろうというねらいが、この支給事業の目的なんです。であれば、それがスムーズにいくような事業を進めていかなきゃならん。商工振興策とは別ですよ。商工振興策はそれはそれ

で進めないかん。しかし、何もこの事業をその対象にすべきじゃない。皆さん、10万円、これで第3子以上はもらおうと。今、こういう手持ちの金のない時代、出産費用に充てられるんです。ところが、病院は今この近辺でいくと、末吉、それから串良、鹿屋、御婦人が行かれる産婦人科というのは、みんなそういう所です。志布志はわずかです。そうすると、そういう人たちの費用には、これは充てられないということになる。所期の目的から大きく外れるじゃないですか。商工会からこういう振興券をという申し入れがあった、それはよく分かりますよ。よく分かるが、このお金でそれを利用しちゃいかん。せっかく皆さん、こういう良い制度があって、じゃあ頑張ろうかといっておられるのを鼻をくじくものですよ。一番最初、何に考えようか、ああお産が近づいた、今日お産だよ、その時にはお金が要るんです。現金が要るんです。そのために、皆さん、こういうお金を利用したりして出産をされていく。出産費用には使わせんということじゃないですか、早く言えば。こういう大事な目的のあるその事業をですね、途中でひん曲げてもらっちゃ困ります。そこらへんは事務局はしっかりその検討はされたのかどうか。これは福祉の方の事業ですよ。でしょう。あなたたちは自分の仕事を放棄してるということだ。港湾商工課の仕事になってるが、これが。自分の仕事はしっかり守んなさいよ。違うか、福祉課長。福祉課長、あなたの考えをちょっと教えてごらん。

○福祉課長（津曲兼隆君） 確におっしゃられる部分も我々の中では論議したところでございました。そういう中で、子育てに対しての生まれてからのいろんな医療品とか、そういうものについて使えるのではないかということも含めて、身近なもの等の消費というものができたらというので、このような形で御提案をしたところでございました。

○議長（谷口松生君） 31番、野村公一君、特に許可いたします。

○31番（野村公一君） いや、3回目ですよ。

○議長（谷口松生君） 取り消します。3回目です。

○31番（野村公一君） もうちょっと考えて仕事をしようや。福祉課長の仕事は、福祉事業をしっかり守ることがあなたの仕事よ。その仕事の中に、港湾商工課が入って来たんだ。何ごちなあと、自分のバリケードを張るぐらいの責任を持ってくださいよ。違う、市長。何でもすればいいというものじゃない。その事業の主たる目的は何なのかと、それを外したら行政はできないがな。市長、どう思う。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

出産祝金につきましては、第3子以降の方々に10万円を差し上げるということで、お祝いを申し上げるということで制度化しているということでございます。これは少子化対策ということで、特に多子にわたって御出産いただいた世帯に対しまして、お祝いをするというような内容でございますので、そのことは当然、いろんな形で消費に使われるというふうには考えるところでございます。先程もお話しましたように、出産自体につきましては、一時金というものが支給されますので、ほぼそれで出産費用は賄われるというふうなふうに思うところでございます。この祝金支給で頂いたお金は、先程も申しましたように、市の独自の、そして市の特に少子化対策という

ような観点から、お祝いを申し上げるといふようなことではございますので、その消費については市内で消費していただきたいということは、特にお話を申し上げて理解をしていただくようにしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 基本的には、今、野村議員がおっしゃることに同感でございます。

目的というものは、やはり出産のための経費でございますから、いわゆる今市長がおっしゃられるように、経費は出るにしても、後々に出るわけですね。現金がそのまま病院に行くというのであれば、また違いますけれども。

それとですね、いわゆる市が金券そのもの、あるいは商品券そのものを持っていないということですよ。この条例によりますと、支給の申請をしたものに係る出産祝金については、いわゆる出産した方々が市に出産祝金の申請をしますね。それは当然、お金を申請するわけですね。そのお金を皆さん方が預かって、市長が預かって、商工会から商品券を買って、はいどうぞとやるような仕組みになるわけですよ。果たして、おっしゃるように、市長が指定する金券がそのまま横流しができるものか、これには私は問題があると思いますね。やはり、いったん交付されたお金を預かって、そして商品券を購入して交付するのであれば、手続き上、可能でしょう。しかし、条例でもって、金券を支給するといったって、市は金券など発行はしておりませんよ。果たして、そのことは可能ですか、お伺いします。

○市長（本田修一君） 今後、この条例に基づく要綱を定めて、金券の発行をしていくというようになるかというふうに思います。そのことを今まで実際、現金で支給されていたものが、何で振興券というふうになったのというようなことが、当然あるかというふうに思いますので、そのことにつきましては、十分、私どもはその対象者になられた方についてはお話を申し上げ、御理解いただくような形をとっていきたいというふうに考えます。

○9番（迫田正弘君） 今後、金券を作るということでありませぬけれども、それらの金券というものの、いわゆる本人から申請があったときに、金券を支給しますよという、その金券は、市が金券という形で発行することが可能なんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 所管の条例ではございませんけれども、地域振興券というお話で、今は来ておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

地域振興券につきましては、また一般会計の方でも御提案申し上げますが、100年に一度といわれる経済不況、市内の商工業者の消費購買力向上のためにプレミアム商品券というのを発行いたしますが、それとは別に恒常的に、市内の商工業の振興につながるような取り組みはできないかということで、このような形でのプレミアム無しの地域振興券というような形での発行を予定しているところでございます。これにつきましては、今回の支給対象の出産祝金だけではなくて、もろもろ市の方でこれまで支給しております記念品であるとか、商品であるとか、そういったものをですね、金額相当に該当するものを、こういう地域振興券という形で交付をして、市内で消費していただくという形で予定しているところでございまして、市で発行しまして、商工会

の協力を得ながら、販売等を行っていくというものでございます。

○9番（迫田正弘君） 趣旨は分かるんですよね。商工業のいわゆる振興策についての苦肉の策という感じは分かるんですけれども、でもそのもらう当の本人がですよ、それを希望しないとすればですよ、今、野村さんがおっしゃるように、いわゆる出産経費として、病院に払うお金として使いたいという人がいるとすればですよ、これを限定して、その金券で支給するという限定的なものですよ、問題があると。希望すれば、また違うかもしれませんけどね。それはちょっと無謀なやり方ではないかというふうに思います。ですから、これはやはりそういった港湾商工課長が答えられるのは、それはそちらの立場での話であって、やはり福祉の面からいきますとですね、当然、現金で支給するというのが、これは原則ですよ。当然です。そのへんはやはり間違わないようにしないといけないんじゃないかと、私も思います。

○市長（本田修一君） 先程来、何回もお話しますように、本市でこのような形で少子化対策というような形で条例を設置しております、そのことに基づいて、第3子以降についてお祝いを申し上げるといようなこととでございます。本市の市民の方でございますので、私どもが本市の商工振興というものを考えたときに、こういったことも一つの施策として取り組んでいるんです、そして、皆さん方も御協力をお願いしたいということとお話をしていけば、必ずこのことについても理解していただけるというふうに考えているところでございます。

出産時につきましては、様々な経費等が生じるわけでございますので、その経費の消費につきましては、十分市内の商工業者の方で対応できるものであろうというふうに考えますので、そのようなふうにお話を申し上げたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 9番、迫田正弘君、特に許可いたします。

○9番（迫田正弘君） 今、話を聞いてみますと、商工振興という立場からの説明だけがありまして、いわゆるもらう側の方々ですよ、そういった若い人たちの意見を聞かれての、こういった結論になったかということをお伺いします。

○市長（本田修一君） この件につきましては、特に出産予定される方々につきましては、御意見を賜ったという形で提案しているわけではございません。

○7番（鶴迫京子さん） まず、この出産祝金という、出産祝金でありますので、生まれたことを喜んで、お祝いをあげるという祝い金であります。そして、旧志布志町時代にもこの出産祝金のことです。いろいろ議論もあったわけで、第3子だけになぜ10万円なのかとか、いろんな議論を経て、そしてその時の町長答弁がですね、これはそういういろいろな意見も踏まえまして、少子化対策として、先程も野村議員の方からありましたが、そういう少子化対策の一環として、そういう議論をおいた上です。これは残しておく、お祝いとして出産を奨励するという意味、健やかに子供を育てるという意味もあってできているのであります。そして、子供を3人産んだ立場でありますので、出産に、先程、市長は出産手当金も出されるので、そちらの方で出産手当はなるのではないかとこととありますが、出産時には病院に払うお金だけではないのであります。いろいろなそれプラス出費がかさみます。そのために、この10万円というのを、結局、10か月ほ

どおなかに入れてるわけですね。この10万円というのを当てにして計画を立ててですね、子供を産むという家族もあるでしょう。そしてまた、もちろん即、入院費に払うところもあります。だから、そういう意味合いで、まずその祝い金という目的から外れるのではないですかね。このお祝いという意味から、こういう金券で渡すということは、この命が生まれた時にあげるそのものが、この商工振興にかかわるといことは、ちょっと全然、市長は産む人の視点に立ってないと思います、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 商工振興というようなことで、何か特に今回、不況が今現在あり、そしてまた今後厳しくなっていくような環境の中で取り組むべき事業というものはないのかというようなことをいろいろと協議してまいったところでございます。そのような中で、商品券事業、クーポン券付き商品券事業というようなこと、そして地域振興券というようなお話が出てきたところでございました。

クーポン券付き商品券等につきましては、割り増しが付いておりますので、そちらの方については特に市内の商工会に加入している方々に利用していただこうと。そしてまた、それ以外の方々についても、利用していただく地域振興券というものを発行しようというようなことで取り組んできたところでございます。

現在、身近な方でも離職されている方や、経営的に厳しい方がたくさんいらっしゃるということでございます。多分、今後、出産される方の身の回り、またひょっとすると、そういった方々御自身もそういった境遇ではないかなあというふうに思います。そのような意味合いから、共にこの地域の振興について取り組んでいただければというような形で、この祝い金についても振興券というような形で利用していただくようお願いしたいというようなことで御提案するところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 繰り返し答弁が、同じ答弁であると思いますので、市長は一つの視点にだけしか立ってないように思いますので、やはりこの出産祝金を頂く、この該当者の妊婦さんも、やはり経済状況が厳しいということは何ら変わらないのではないかと思います。ですので、そういう中ですね、やはり10万円というのは大金であります。そういうのを、それこそ心待ちにして、そしてまた出産ということも控えまして、そういう大役を果たした後に、今度は金券ですね、この制約付きのお祝い金をもらう。中には要らないよという、もう感情で、そういう人も出てくるかもしれません。もう理屈を乗り越えてですね。だから、そういうような、とてもこういうのが出てくるというのは、本当考えられませんので、まだこのことはいっぱいしゃべりませんので、文教所管ですので、文教委員会の中で質疑していきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 今、いろいろ同僚議員から出ておりますけれども、私もまったくそのとおりだというふうに思います。

市長の考え方からいけばですね、何もこの条例を23年の3月31日限りにする必要はないというふうに思います。この地域の本当に商工振興を考えているのであれば、それが目的ということで

あるのであればですね、こんなのは23年の3月31日限りであって、これはちょっと考え方が矛盾するんじゃないかと思うんですよ。現下のこの経済、景気のいわゆる冷え込み、これをどうにか打開していかなきゃならない一つの方策として、これをやっていくという考え方と、個々のいろんな小さな商店が厳しい状況になりつつあるということ、それは何も今この時期だけを乗り切っていけばいいという、そういうものではないわけです。だから、先程来、出ているように、もともとの目的だと思うんですよ、これは、もともとの目的はどうあったかと。出産一時金があるからといって、母親によっては、県外、遠くからいわゆるふるさとをもって、そこに帰って出産をされる方もいらっしゃるわけですよ。何もこの近辺だけで出産をするわけじゃないわけですから。そして、それぞれの地域によって、あるいはまた自分が選択した病院によって、その費用も異なるわけですよ。だから、それで事足りるということではないわけなんです。どこの病院もその範囲内で行えるということじゃないわけなんです。それと同時に、この志布志市の中ですよ、その人が、その家族が、必要であるというものがすべて調達できればですね、これはそれでもいいわけなんですけれども、じゃあ果たしてそれができるのかということです。それができるようであれば、今現在でも近隣の鹿屋市やら都城に買い物に出掛けるはずじゃないわけですよ。そういう等々を考えたときに、やはり元のこの目的は何であったかということは、もうさんざん出ているように、少子化対策の一つであって、お産に経済的負担が重いと、多すぎるということの中で、子供をより増やすための方策として、こういうような形が出てきたというふうに思うんですよ。だから、その使い道については、その母親、あるいはその家族が、自分たちの考えをもって、やはり使えるというようなのが、やはりせめてこのまちの行政の執行者としてお祝いをしているんだという気持ちになるんじゃないですか。私はそうだと思いますよ。だから、もともとのいきさつと今とちょっとごっちゃにしていると思うんですよ。商工振興ということを考えるのであれば、平成23年3月31日というのは、入れるべきじゃないですよ。もうちょっとそのあたりの考え方をお示しをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 今回、内容は21年4月1日から22年の3月31日までというようなことで御提案申し上げるということですが、このことにつきましては、先程も小野議員の方からありましたように、状況を見て、また期間の変更というものがあれば、皆さん方に御提案を申し上げたいというようなふうにお話をしたところでございます。そのような意味合いから、今回は特に1年というようなことでお願いするというところでございます。

[何事か言う者あり]

○市長（本田修一君） 申し訳ございません。21年4月1日から22年3月31日までに生まれる方をということで、23年の3月31日限りで効力を失うということですが、まあ2年間効力があるということですが、このことにつきましては、また経済の状況等を見ながら御提案を申し上げたいというふうに思うところでございます。

そして、すべての必需品というものが地元で消費できるのかということにつきましては、私どもとしましては、そのことについては多分可能であるというふうなふうに考えるところでござい

ます。そのような意味合いから、今現在、市内で経済的に商工振興が必要だと、苦境に立っているというようなことをお話を申し上げまして、そのことについて、御協力をいただきたいというような形で、今回、このような支給金につきましては、金券で支給させていただくということをお話しまして、理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） いや、市長ですね、必要なものは、必需品は市内で調達できるんじゃないかと、手に入れられるんじゃないかというふうにおっしゃいますけれども、そんなこと言えるんですか。それぞれ考え方は違うんですよ、その人によって。何をじゃあお産をされた方が買うということを前提にそういうことを言っていらっしゃるんですか。それを言えるんですか。それぞれ違いますよ、自分が求めようとするものはですよ。だって、これは単にそのお産に付随するようなものだけを買うために指定されたお金なんですか。そうであれば大体想像はつくかもしれませんよ。だから、もうちょっとですね、答弁というものはですね、慎重にやっぱりしていただきたいというふうに思いますよ。それはもうみんなそれぞれ何が必要かというのは、それぞれ違いますよ。ここで、先程も言いましたですがね、このまちですべてが現在でもですよ、みんながそれぞれ必要なものがそろうのであればですよ、何で都城やら鹿屋にわざわざ出掛けてですよ、買い物をするんですか。それが全部、このまちで消費される、そうであればですよ、商工振興なんて要らないですよ。商店街は全部潤っていますよ。現実にはそうじゃないじゃないですか。だから、せめてお祝いというような形であるのであればですよ、そのお祝いという形というのは、名前上じゃお祝いという形ですけども、それは少子化対策の一環であって、いわゆるそれにかかわる経費の負担を少しでも軽くしてあげようという、少なくともそういうのがあるわけじゃないですか。その基本的な考え方というのは、今のこのいわゆる景気経済の冷え込みとはですね、いくらかやっぱり切り離さないといけないと思うんですよ。いろんな、例えば畜産品評会、あるいはいろんな行事の中で、それに付ける景品、それを最初から調達して、そしてそれをあげるといふんじゃなくて、それを商品券というような形の中でやるべきじゃないかということとはまったく違うんですよ、これは。そういうものはそういうものでいいと思うんですよ。それとはまったく違うわけじゃないですか。これをいわゆるその申請された方が、その子供を産んだ方が、せめて自分の考え方の中で、自分の思いの中でこのお金を使えると、そういう考え方になれないものですかね。もう一回、答弁をお願いいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の商工振興については、本当に年々衰退してきておりまして、そのことの対策については、いろんな形で協議がなされ、そしてできることから施行しているところでございます。今お話がありましたように、都城とか鹿屋地区にその消費の行動が流れているということについては、私ども自身も何とかその流れを食い止めたいというようなことで、地元の商工会の方々とも協議を重ねてきているところでございますが、なかなか食い止められない状況であるということでございます。

その消費の流れがそういったふうになぜなっているかということにつきましては、様々な御議

論があろうかというふうに思いますが、やはりそこに、そういった商業集積があって、消費を楽しむ構造があるからではないかなというふうなふうに思うところでございます。そのような魅力ある消費の地が、この志布志市ではなかなかつくり得ない、また対抗してみたときに、負けてしまうというようなことがあるんじゃないかなあというふうに考えます。

そのような長期的な構造の中で、今回、改めて経済不況というのが襲ってきまして、消費が冷え込んでいく中で、更に地元の商店、商工振興というものを考えたときに、せめて市から支出されるこの祝い金について、市内の消費をお願いすればというふうに考えて御提案するところでございます。

出産される方は、この祝い金については、様々な形で今まで消費されていたかというふうに思いますが、今後はこの1年間に限りましては、そのような趣旨を理解していただきまして、消費についても市内の商工者のものを利用していただくということで、一緒になってこの苦境を乗り切っていただけるようお話を申し上げたいというふうに考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。
ここで、3時10分まで休憩いたします。

—————○—————
午後3時00分 休憩
午後3時12分 再開
—————○—————

日程第7 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第18号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療保険料の延滞金の取り扱いについて、他制度との整合を図るため、端数処理の規定を改めるものであります。

内容につきましては、第6条第1項但し書きを介護保険料の延滞金の端数処理と同様のものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとするものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第8 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度から平成23年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、市町村民税が課されていない第1号被保険者で市町村民税世帯非課税者を除く者のうち、平成20年から平成22年までの各年中の公的年金等の収入金額及び当該各年の合計所得金額の合計額が80万円以下である者等について、平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

第4期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴いまして、平成21年度から23年度までの第1号被保険者の保険料率を定める必要がございましたので、今回提案申し上げたところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は、付議案件説明資料の12ページでございます。

第2条中の「平成18年度から平成20年度まで」を、「平成21年度から平成23年度まで」に改めるものであります。

第2条では、各保険料負担段階別の保険料が規定してございますが、今回はこの保険料につきましては、改正しないということでの提案でございます。したがって、第4期の保険料は第3期の保険料と同額となります。

それから、第9条の改正につきましては、字句の修正でございます。

附則第1項につきましては施行期日を、第2項につきましては経過措置を規定しております。第3項につきましては、保険料率の特例を規定をしております。平成18年度から平成20年度に行

われていました税制改正に伴います激変緩和措置は終了しまして、平成21年度から平成23年度までは介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正によりまして、保険料負担段階第4段階、市町村民税課税世帯で本人非課税の方につきましては、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方につきましては、保険者の判断により、その基準額に乗じる割合を軽減できるようになりましたので、今回、基準額の0.9の割合でお願いをしております。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、この21年から23年までということ激変緩和措置ですかね、こういったことで、この財源としてはどういふふうなくくりになるんですかね。

○保健課長（今井善文君） 第4期の介護保険事業計画の策定にあたりまして、いろいろなサービスの必要量を算出したしまして、保険料額が算定されるということになります。4期につきましても、それなりのサービス見込み量を立てまして、計画を作り上げておりますが、第3期におきます剰余金等も幾分か発生をいたしております。そこらを第4期で活用しながら、今回のこの保険料額で御提案をしようとするところでございます。

なお、今回、第4段階の軽減分につきましては、特段、国等からの財源措置はございません。この全体の保険料の中で賄うということになっております。

○25番（小園義行君） 今回ですよ、この介護報酬が国の段階では3%の引き上げだということがありますね。そして一方で、この保険料の値上げの激変緩和措置として、2009年と2010年、ここを2009年は全額、2010年は半額という、そういった方向だろうと思うんですが、その財源として、これはここの保険料の枠内ということにはちょっとならんのではないかというふうに思うんですね。国がそういう負担をしてくれるというふう理解をしいんですね。

○保健課長（今井善文君） はい。議員おっしゃいますように、現在、介護報酬、約3%ではございますけど、引き上げというようなことでいわれております。その財源につきましては、現在、国の二次補正の中でその財源が入っております、今後また追加の補正予算の中でお願いしなければいけないんですが、介護従事者の処遇改善ということで、交付金が来る予定でございまして、この3%につきまます第1号保険料に影響する分につきましては、平成21年度がその全額、22年度につきましましては半額、23年度につきましましては無しというようなことで、その金額が平成20年度で措置されると。その分を、基金に積みまして、第4期の保険料の緩和というものに使っていくというふうになっております。それを加味いたしまして、保険料は算定をいたしております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第9 議案第20号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第20号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志地域の農業管理センター及び新規就農者研修施設を公の施設として公衆の使用に供するため、その名称及び位置を定めるとともに、複数の松山新規就農者研修施設（ハウス）を一体の施設として管理するため、その位置を代表地番に改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表を改め、松山新規就農者研修施設のうち、ハウスの位置を志布志市松山町尾野見1701番地とするとともに、新たに設置する施設の名称を志布志農業管理センター、志布志新規就農者研修施設（休憩所兼倉庫）及び志布志新規就農者研修施設（ハウス）とし、それぞれの位置を志布志市志布志町内之倉195番地3、志布志市志布志町内之倉265番地2及び志布志市志布志町内之倉264番地1とするものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第10、議案第21号から日程第11、議案第22号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第22号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第21号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第21号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、財団法人が平成25年11月30日までに一般財団法人または公益財団法人に移行する措置が講じられたため、財団法人が一般財団法人または公益財団法人への移行の登記を行うまでの間の経過措置として、当該法人の設立経緯に係る規定を加えるものであります。

内容につきましては、第3条第1項の農業公社の名称の後に、同公社の設立年月日及び設立時の名称を加えるとともに、字句の整理を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第22号 志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第22号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市家畜指導センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う家畜指導センター施設の調査の成果に基づき、志布志家畜指導センター及び有明家畜指導センターの代表地番を変更するため、これらの家畜指導センターの

位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、志布志家畜指導センターの位置を志布志市志布志町内之倉744番地8に、有明家畜指導センターの位置を志布志市有明町野井倉1777番地7に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

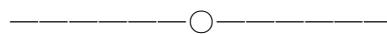
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第23号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第23号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、潤ヶ野住宅及び中山之口住宅の老朽化に伴い、これらの住宅の供用を廃止するとともに、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、京ノ峯団地、さゆり団地、東町団地、伊崎田小前住宅、吉村住宅、有明小隣住宅及び蓬原団地の代表地番を変更するため、これらの住宅の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、潤ヶ野住宅及び中山之口住宅に関する部分を削り、京ノ峯団地の位置を志布志市松山町泰野3435番地1に、さゆり団地の位置を志布志市松山町尾野見19番地1に、東町団地の位置を志布志市志布志町志布志三丁目28番地内に、伊崎田小前住宅の位置を志布志市有明町伊崎田8851番地8に、吉村住宅の位置を志布志市有明町野井倉1572番地に、有明小隣住宅の位置を志布志市有明町野井倉1182番地11に、蓬原団地の位置を志布志市有明町蓬原806番地1に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第13、議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第24号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第24号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う学校施設の調査の成果に基づき、尾野見小学校、志布志小学校、潤ヶ野小学校、安楽小学校、田之浦小学校、森山小学校、八野小学校、伊崎田小学校、志布志中学校及び出水中学校の代表地番を変更するため、これらの学校の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、尾野見小学校の位置を志布志市松山町尾野見36番地1に、志布志小学校の位置を志布志市志布志町帖6390番地3に、潤ヶ野小学校の位置を志布志市志布志町帖10668番地に、安楽小学校の位置を志布志市志布志町安楽1768番地1に、田之浦小学校の位置を志布志市志布志町田之浦2019番地2に、森山小学校の位置を志布志市志布志町内之倉1642番地2に、八野小学校の位置を志布志市志布志町内之倉5459番地1に、伊崎田小学校の位置を志布志市有明町伊崎田8845番地1に、志布志中学校の位置を志布志市志布志町帖3389番地に、出水中学校の位置を志布志市志布志町内之倉3500番地4に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第25号 志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第25号、志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法第144条の2第8項及び第9項の規定に基づき、条例に委任された事項の整理を行うとともに、同法との二重規定を削るものであります。

内容につきましては、第1条の趣旨規定を位置規定に改め、第2条の規定のうち、同法と二重規定になっている部分を削って、条文を整理し、同法との二重規定になっている第3条を削り、第4条を第3条に繰り上げるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 総数の減少ということで、第2条ですが、全体的にですね、次の選挙は全市一体となってあるわけですけど、選挙区を設けないわけでした。どれぐらいの数になるものですかね。

○総務課長（中崎秀博君） ポスターの掲示場所の数でございますが、松山で50、志布志で106、有明で87、合計の243か所となっております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託をいたします。

○

日程第15 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について説明を申し上げます。

本案は、志布志市過疎地域自立促進計画に定住促進対策事業等を追加し、及び農業農村整備事業実施計画業務委託料を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第26号につきまして、補足して説明申し上げます。

今回の志布志市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成18年6月に議決いただきました志布志市過疎地域自立促進計画に事業の追加及び廃止が生じたので、県との事前協議を経まして提案するものでございます。

議案の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。

追加及び廃止を提案している事業の内容につきましては、変更前と変更後という様式でお示しをいたしております。

まず、第1番目の産業の振興でございます。農業の基盤整備では、農業農村整備事業実施計画業務委託料を廃止するものであります。これは、旧志布志町における農業農村整備事業管理計画に基づく事業計画を作成する予定でありましたが、県営中山間地域総合整備事業で計画書作成を行う予定であり、重複となるため、事業を廃止するものであります。

次に、観光又はレクリエーションでは、総合観光案内事業の追加であります。これは、総合観光案内所をJR志布志駅に設置するものであります。

次のページをお開きください。

2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事業であります。市道では、市単独道路整備事業堀ノ内・有野中原線を、農道では、市単独土地改良事業吉村地区を、林道では、林道舗装事業八野線・岳野山線、陣岳線国道取付拡幅事業をそれぞれ追加するものであります。いずれも生活基盤の整備または安全な経済活動の支援を行うための事業であります。

次のページをお開きください。

9のその他地域の自立促進に関し必要な事項であります。定住促進対策事業（森山地区）の追加であります。これは、森山地区に住宅用地を分譲するものであります。

新規追加事業の予算措置につきましては、今議会で提案予定しております国の地域活性化生活対策臨時交付金事業に伴う補正予算において、4事業と1事業の一部を計上しており、その他につきましては、平成21年度の当初予算に計上しております。

以上で補足説明を終わります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第16 議案第27号 志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第27号、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者となる団体を、財団法人志布志農業公社とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第17 議案第28号 市道路線の廃止について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第28号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、市道有明平山線と市道上馬場・平山線の交点から市道重田・中野線の起点までの区間の改良に伴い、路線の整理を図るため、市道有明平山線及び市道重田・中野線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○建設課長（白坂照雄君） 議案第28号、市道路線の廃止について、補足説明を申し上げます。

本案は、廃止する路線、整理番号637番であります。路線名、有明平山線、廃止延長734mと、整理番号646番、重田・中野線、廃止延長870mでございます。

内容につきましては、市道有明平山線の交点から市道上馬場・平山線の起点までの区間が、農免農道整備事業平山2期地区で農道改良がなされたことに伴い、路線の整理を図るために市道の廃止をする必要が生じたためでございます。

付議案件説明資料23ページに位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

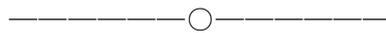
よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。



日程第18 議案第29号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第29号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、市道有明平山線と市道上馬場・平山線の交点から市道重田・中野線の起点までの区間の改良、及び市道仮屋・草ノ瀬線の起点部分の新たな取り付け工事に伴い、路線の整理を図るとともに、市道昭和・弓場ヶ尾線と市道弓場ヶ尾線を接続する農道の区域について、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（白坂照雄君） 議案第29号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

本案は、認定する路線、整理番号637番であります。先程、議案第28号で廃止いたしました廃止路線の関係から、路線名、有明平山線を、起点、志布志市有明町蓬原字山前2007番地2地先から、終点、志布志市有明町蓬原字日鎌2114番地2地先と、起点・終点の変更と認定延長367.6mです。

それから、整理番号646番、平山・中野線、起点、志布志市有明町蓬原字捨り2052番4地先、終点、志布志市有明町蓬原字楠原2778番1地先まで、認定延長2,078.3m。

それから、整理番号952番、仮屋1号線につきましては、認定延長74.3m。

それから、整理番号953番につきましては、認定延長931mでございます。

内容については、市道有明平山線の交点と市道上馬場・平山線の終点までの区間が、先程申し上げました農免農道整備事業平山2期地区で農道改良がなされたことに伴い、路線の整理を図るためでございます。

また、仮屋1号線につきましては、市道改良工事により、現在まで認定していなかったものを今回認定するところでございます。

弓場ヶ尾2号線は、過去に半島基幹農道上田屋敷地区により、農道の改良工事が行われたため、今度、認定をするものでございます。

付議案件資料24ページから26ページに位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第19 議案第30号 市道路線の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第30号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、新たな市道路線の認定等に伴い、路線名の整理を行うとともに、市道大野原2号線、市道大野原線及び市道有明柳井谷1号線の終点を延伸し、合併前の町界を超えて市道大野原2号線及び市道大野原線に接続する農道並びに市道有明柳井谷1号線に接続する農道の区域について、市道として一元化した管理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、これらの路線を変更する必要があるので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（白坂照雄君） 議案第30号の市道路線の変更について、補足説明を申し上げます。

本案は、変更する路線、整理番号62番でございますが、路線名、弓場ヶ尾線を弓場ヶ尾1号線に、路線番号144番、白坂・市之原線の市之原の「之」の字をカタカナの「ノ」に変更、整理番号257番、川床・岩南線の川床の「川」をさんずいの「河」に変更、整理番号270番、川路・樽野線を川路・泰野線へ変更、整理番号271番、大野原2号線は、合併前の町界を超えて終点を延伸して、終点、志布志市松山町尾野見字大野原894番316地先を、志布志市志布志町田之浦字大野原374番2地先へ変更し、延長を2,020.5m、整理番号337番、大野原線を、終点、志布志市志布志町田之浦

字大野原224番地1地先を、志布志市松山町尾野見字中段973番地134地先に変更し、延長1,266.2m、整理番号628番、有明柳井谷1号線、終点、志布志市有明町山重字柳谷11876番24地先を、終点、志布志市有明町山重字中尾11939番22地先へ変更し、延長3,594.8mにするものでございます。

内容につきましては、市道路線名の字句の訂正、市道の終点の延伸並びに市道に接続する農道及び農道の区域、合併前の旧町界を超えての市道認定により、市道の一元管理を行うものでございます。

付議案件資料27ページから28ページに位置図を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第20、議案第31号から日程第21、議案第32号まで、以上2件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第32号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第31号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第21 議案第32号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第31号から日程第21、議案第32号までの2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第31号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、大隅中部火葬場組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成21年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、大隅中部火葬場組合、始良伊佐環境保全センター管理組合及び肝属地区介護保険組

合を脱退させ、種子島産婦人科医院組合を加入させ、「肝属地区一般廃棄物処理組合」を「大隅肝属広域事務組合」に改めるとともに、これに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するものです。

次に、議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について説明を申し上げます。

本案は、平成21年4月1日から、始良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、同日から鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合が所有する財産については、清算額を除き、平成21年4月1日において、鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させることとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから2件に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから2件について一括して採決します。

お諮りします。2件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第32号まで、以上2件については、可決されました。

ここで、4時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

午後3時58分 休憩

午後4時11分 再開

—————○—————

日程第22 議案第33号 平成21年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

まず、会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されていますので、岩根賢二君の発言を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 通告をいたしておりましたので、5点ほど質疑をいたします。

その質疑の前に申し上げておきたいことがあります。と申しますのは、昨日、私どもがいただいた資料がこの当初予算案であります。これは施政方針と一体となっているものではないかなあと思いますので、施政方針が私どもの手元に配られる時に、できましたらこれも同時に配っていただきたいなあと思っております。と申しますのが、私が質疑項目の中に掲げております2番目の項目につきましては、この中に書いてありました。これを見ておれば質疑もしなくて済んだと思うんですね。ですから、提案として書類が来るのであれば、これらも同時に配付をしていただきたいなあと思いますので、議長の方でまた取り計らい、要請の方をお願いしておきます。

まず、それでは質疑の第1点目でございますが、平成19年度の決算認定が昨年行われたわけですけれども、この決算の審査が、決算というものは議会が議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、住民に代わって行政効果を評価することにあります。それにもまして重要なことは、この審査結果を後年度の予算編成や行政執行に生かすことが重要であります。

そのような意味から、執行部として、平成21年度の一般会計の当初予算案の中で、平成19年度の決算の審査結果をどのように反映しているのか、また執行にあたってはどのような姿勢で取り組もうとしているのか、それが1点目であります。

2点目といたしまして、私が通告をしておりましたのが、市長が申されました施政方針の中で、平成21年度の最重要政策の一つが緊急経済雇用対策でありました。この対策の中で雇用を何名見込んでいるのかという質疑をしようと思っておりましたが、書いてありました。このことは49名、4,165万7,000円ということで、確認の意味で、これでよろしいわけですね。それで、このことについては、同様な経済対策ということで、今年に入りましてから1月下旬にも相談窓口が開設されたと思いますが、その相談者の数と相談の内容、またその結果がどうであったか、公表できる範囲で示していただきたいと思っております。

次に、3点目に債務負担行為についてであります。第2表の債務負担行為に14の項目が提示されておりますが、このうちの13番目の公営住宅建設事業に伴う用地取得と、14番目の志布志城跡公有化事業の内容を示していただきたいと思っております。この債務負担行為は、将来について市民に負担を強いるものでありますので、その内容を分かりやすく説明をする必要があると思っておりますので、その内容について、詳しく示していただきたいと思っております。

4点目、第3表の地方債のことでありますが、この地方債の起債の方法として、証書借入または証券発行と、これは例年こういうふうに書いてあるわけですけれども、平成21年度で証券発行の予定があるのかということをお聞きします。それと、ここ一、二年の間で借り入れた起債の中で、一番高い利率は何%であったのかお伺いをいたします。

5点目、一時借入金についてであります。予算書の第4条で一時借入金の最高額を20億円とし、その利子を予算書の168ページで328万8,000円としてあるわけですが、この20億円と設定した根拠、それと328万8,000円の根拠を示していただきたいと思えます。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、認定の結果、予算書をどのようなふう反映したかということでございます。決算委員会や監査意見書の指摘事項につきまして検討しました結果、当初予算で対応できる事項については反映させているところでございます。例えば、意見書に指摘されている徴収率向上対策ですが、嘱託徴収員を1名増員して3名体制にする予定でございます。また、徴収対策の新たな試みとして、20年度途中から管理職の特別夜間徴収を2回実施し、効果を上げているところでございます。内部に債権対策委員会を立ち上げておりますが、滞納整理指導官を招いて、税だけでなく、使用料等を含めた滞納問題への横断的な取り組みについて検討をしているところでございます。

そのほか、不用額の指摘に関しましては、19年度決算額や20年度決算見込額を参考にしながら減額して、当初予算に反映しております。

そして、決算委員会の指摘事項、例えば経費削減策で、3庁舎の清掃業務委託経費が高すぎるのではないかと御指摘に対しましては、委託業者との業務内容の見直しや、供用部門の職員での清掃など見直しを行い、279万1,000円減額するなど、早急に対応できる事項については、当初予算に反映させているところでございます。そのようなことで、執行に対して取り組みの姿勢を示しているところでございます。

続きまして、2番目は、今お話があったとおり、49名の4,165万7,000円ということでございます。相談窓口につきましては、担当の方に回答させます。

続いての債務負担行為についてのお尋ねでございます。公営住宅建設事業に伴う用地取得と志布志城跡公有化事業の債務内容についてでございますが、公有住宅建設事業の用地取得につきましては、債務負担の相手方は志布志市土地開発公社でございます。建替優先度の高い通山住宅において、既存用地での建て替えは狭小で変形的な土地でありまして、理想的な配置計画ができないため、既設用地の有効利用及び高度利用配置を図り、隣接用地の新たな土地取得を行うものであります。

次に、志布志城跡公有化事業についてですが、債務負担の相手方は、こちらも志布志市土地開発公社でございます。今回、志布志市土地開発公社に対しまして、残る3割の土地の先行取得と筆界未定地の確定作業の業務委託を依頼しまして、平成22・23年度で国の補助を受けて買い戻しを行うというものでございます。

次にお尋ねの地方債で、証券発行というふうにあります。平成21年度は実行するのかわという御質疑でございます。第3表の地方債の起債の方法にあります証券発行については、地方公共団体が地方債証券を発行し、これを金融機関などが引き受けることによって資金を調達する方法であります。

21年度で実行するののかとの御質疑ですが、最近の経済情勢を見たときに厳しい環境にあり、市場公募による地方債発行は厳しいと考えております。しかしながら、可能性も検討していかなければなりませんので、第3表には表示させていただいているところであります。

また、ここ一、二年の借入利率についてでございますが、2.48%となっております。

次に、一時借入金の最高額20億円とその利子328万8,000円の根拠を示してほしいということでございますが、その一時借入金の最高額20億円の根拠についてでございますが、近隣市の20年度の状況を見てみますと、曾於市が20億円、鹿屋市が40億円、霧島市が40億円、垂水市が10億円の一時借入金の最高額となっております。近隣市の最高額の状況及び本市の実績等を踏まえるとともに、不測の事態に対応できるように、ある程度の弾力性をもたせた上で設定しているところでございます。

次に、一時借入金の利子の積算根拠であります。年度末の支払いが集中する4月、5月の資金繰り入れの関係で、借入期間を60日間と想定しております。また、その間の利率としましては、現在の金利動向も踏まえまして、1%とした上での計算によりまして、利子として328万8,000円と提案しているところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 相談窓口の件についてお答えいたします。

1月22日付けで、市民の皆様への相談窓口を本庁と各支所に設置しまして、雇用、住宅、納税、福祉などの相談支援を行っているところでございますが、現在までの問い合わせ、相談件数は10件となっております。主な内容につきましては、やはり雇用が多いわけですが、生活資金等のそういった相談等もございますので、関係課と連携をしながら対応しているところでございます。

○19番（岩根賢二君） まず1点目ですけれども、これにつきましては、意見書の中身をですね、執行部の方でよく精査されて、21年度に生かされているなあというのは理解ができました。行政のやり方としては、やはり最小の経費で最大の効果をとということが基本でございますので、そのようにお願いをしたいと思います。

2点目につきましては、相談窓口が設置されて、10件の相談があったということですが、件数的にはどうかなあと、少ないのではないかなあと考えておりますが、これの周知の方法についてはどのようにされたのか、十分市民の皆さんに、こういう窓口がありますよということが理解していただいているのかなあという疑問があるわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

3番目の債務負担行為のことですけれども、これは中身については、相手方が土地開発公社ということで理解をいたしました。この公営住宅建設用地につきましては、新たな土地を求めたのではなくて、ほかに市有地がなかったのか、それとこの城跡につきましては、3割というのがどれぐらいの広さになるのか、その点をお答えください。

それとですね、この債務負担行為については、私が今質疑していることの答えの資料というのを、まあ私はあえて今日は2項目しかしてませんが、各項目について、相手方はこうです

よと、内容はこうですよというのを、やはり示してもらいたいと思うんですよね。将来にわたって、それこそ市民に負担を与えるわけですから、我々議員としても、やはり説明責任がありますので、これはこういうことなんですよと、来年からまた何年もこれは払わないかんということの説明をやっぱりするためには、中身についての資料が欲しいと思いますが、そういう資料を提出する考えはないかお伺いいたします。

それと、地方債のところですが、証券発行は現在のところ厳しいけれども、可能性としてあるのでここに掲載してあるということですが、このことについては、実は平成19年の3月定例会で同じような質疑をいたしました。その時に市長は、鹿屋の例もあるので、今後、勉強をさせてもらいながら検討をさせていただきたいと述べられました。それから2年がたつわけですが、どのような検討をされて、まだ更に検討されるのか、そのことについてお聞きします。

それと、一時借入金のところですが、これも実は19年3月定例会で質疑をしましたところ、本日とまったく同じ答えが返ってきております。これがひな形に当てはめてですね、20億円、それで利子が328万いくらかということで、毎年なんですよ、これは。同じなんですよ。予算規模は違うのに、ここの所はまったく一緒だと。いくらお金が不足するんじゃないかなあとという検討はされているのかなあと、真剣にですね。そのことが非常に疑問であります。まして、金利というのもまったく同じではないはずであります。恒例的にひな形に当てはめるといような予算編成の在り方はどうかなあとと思いますが、このことについてですね、お答えをいただきたい。

それと、やはり予算を調製するときには、資金繰りというものを考えてされるわけですね。そうだと思いますが、その資金計画、1年間の資金計画表、こういうものの提示はできないものか、その点についてお願いをいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 相談窓口の市民への周知の方法についてのお尋ねでございます。先程答弁いたしましたように、相談窓口を本庁、支所、本庁におきましては港湾商工課でございますが、それぞれを設置した際に、まず市民の方に目につきやすいように看板を設置をしたところでございます。それから、設置が決まりますと同時に、ホームページの方にも掲載しまして、市民への周知を図ったところでございます。さらにまた、広報紙におきましても、相談窓口を設置したことの周知をいたしております。それから、南日本新聞ではございますが、1月24日の南日本新聞におきましても、緊急経済対策ということで、雇用のほか、こういった相談窓口を設置したということの記事が掲載されましたので、市民の方にも御理解をいただいているのではないかとこのように考えているところでございます。

○財務課長（溝口 猛君） まず、一時借入の限度額20億円についてでございます。20億円の積算根拠につきましては、先程、市長が申し上げましたとおりでございますが、特に平成20年度、21年度におきましては、畑かんの償還が4月の頭ということでございまして、現実的にはこの20億円でいっぱいいっぱいというような形の状況でございます。

1%の利子についてでございますが、一借を通常する期間というのは、支払いが多い年度末というような形でございますが、平成20年度におきましては、先程申しましたとおり、年度当初に

例えば畑かんの償還がもう始まると。例えば、平成21年度におきましては、そのほとんどが地方債ということで、資金が1年遅れで入ってくるというような形で、年度当初から一借も一部行うというような状況になっておりまして、その20億円という部分については限度額を定めたところでございます。

あと、一借の利子でございますが、0.5%前後でございますが、一借につきましては市内の金融機関からすべて見積もりを取って、安い所から借りるといようなところでございますが、大体、金融機関の平均が0.7とか8とかいう数字がございまして、そういった意味で大事をとって1%という形になっているところでございます。

それから、平成19年度にプリンセス鹿屋の話をしたわけでございますが、証券という形の公募債になりますと、住民参加型の公募債というような形が、小さい自治体は主なようでございます。したがって、市民を対象にした地域参加型の意識の高揚を図るための公募債が通常でございますが、ただネックとなりましたところが、通常3年であれば3年後に元金の一括償還と。1億円の公募債を発行すれば、利子は毎年払うんですが、3年後に元金を一括で戻すといような事情がございまして、本市の今の財政状況では、先程、市長が申しましたとおり、厳しいような状況といような形での検討の結果となったところでございます。ただし、先程も申しましたとおり、住民参加型といような意識の高揚を考えるのであれば、今後更に対応ができないかといことの検討をするために、今回も証券発行という部分を記入したところでございます。

それから、1年間の資金運用計画でございますが、ここらあたりは年度の、例えば工事であれば、執行時期があるいは明確でないといようなところで、なかなか年間の支払いの計画といのは立てられないような状況でございます。

それから、先程、債務負担行為の資料について、今後、事前に配付してほしいといこととございましたが、それについては、今後、対応していきたいといふうを考えております。

以上です。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

先程の住宅用地はほかに市有地はなかったかとの御質疑でございますけれども、通山団地におきましては、今現在、住宅があるわけでございますが、その中にちょうど市有地と市有地の間の方に民有地が入っている関係上で、ここを用地先行取得をして補助事業で市が買い戻す計画でございます。

○生涯学習課長（小辻一海君） 残る3割の土地の面積でございますけれども、これにつきましては、1万9,121㎡となっております。

よろしく申し上げます。

○19番（岩根賢二君） 財務課長の答弁では、資金計画の年間の計画が立てられないといような答えだったのですが、それでいいんですか。そんな答弁でいいんですか。計画が立てられないのに、予算は立てられるんですか。ちょっとおかしい。

ちょっと待ってください、まだほかにもありますから、3回目ですから。

それと、通山のこの住宅につきましては、現在の住宅跡に建てるには民有地が入っているということですね。まったく別な場所に市有地はなかったのかなということを知りたいです。それをちょっとお答えください。

それと、債務負担の資料については、提示をしたいということですので、よかったかなと思います。

あと、先程の地方債のところ、これは検討をした結果、ちょっと厳しいというけれども、まだ更に検討をする、それで可能性も残っているの、ここに残してあるというふうな話でしたけれども、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。そのような方向で、まだ更に検討されるのかですね、そのことをお答えください。

それと、先程の一時借入の話です。あちこちしますけれども、一時借入の話ですが、20年度から21年度については、畑かんのことがあったから、年度当初に返済をしなきゃいけなかったというふうな話もありましたが、それは急に年度当初に払ってくれということじゃなくて、もう前から分かっていることでしょう。それが分かっているから、資金計画表というのがあるはずだと僕は言っているわけですね。しかも、そういう畑かんの償還をしなればいけないということがありながら、どの年度も20億円という金額が同じと。私は、そこまで真剣に考えておられるのかなあという疑念があるので質疑をしてるわけです。再度、お答えをお願いします。

○財務課長（溝口 猛君） 先程、年間の資金計画ができないのかということでございましたが、直近の3か月程度は大体見込みが立ちます。しかしながら、先程申しましたとおり、例えば工事であれば、執行時期がいつぐらいになるのか、その工期がどれぐらい設定されて、最終的に何月に支払うのかということ、そういう細かいところまでは具体的には計画が見込めないというような形でございます。

それと、先程、例えば21年度、畑かんの償還が4月の頭にあるということですが、繰越金はあるんですが、年度当初入ってくるのは、国からの地方交付税等が一部入ってくると。あと、税収等については、5月以降に入ってくるということで、実際の回転資金と申しますか、そこあたりが年度当初は、もう20、21年度については不足しているというような形でございます。資金計画と申しますか、実際の現金がいつ入ってどうなるという具体的な年間計画は、ちょっと今の状況では具体的には作れないというような形でございます。ただ、前年度の、あるいは前々年度の収入の状況の実績等を踏まえて、大まかな形の資金計画というのはできるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、限度額の20億円でございますが、先程そういう形で、実績等も踏まえて20億円と、あるいは畑かんの償還もあるから20億円というような形で設定させてもらっているところでございます。先程申しましたとおり、資金が、現金がその時点で無いとなれば、当然、金融機関から借りるというような形でございます。ここ一、二年の実績等を踏まえれば、できれば20億円というラインがひとつの目安というような形で、今回も20億円というようお願いをしているところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方債で証券発行というような形で、19年3月の定例議会でも御質疑があったということでございます。その時には確かに、鹿屋市の方でバラ園の造成をするためにプリンセス鹿屋債を発行されておったというようなことがございまして、私どもの地でも、そのような形で地方債が発行できるのかなあということについて、検討したいというようなことをお答えしたというふうに覚えております。

そのような意味合いからしますと、昨今、経済情勢が非常に厳しいというような環境にございますので、今年度につきましては、発行は厳しいというふうには考えております。

○建設課長（白坂照雄君） 先程の質疑でございますけれども、お答えします。

近くに市有地はなかったのかという質疑でございますが、財務課と協議の結果で、近くに市有地がなかったものですから、現在、こういう状況になったところでございます。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間延長することに決定しました。

19番、岩根賢二君、特に許可します。

○19番（岩根賢二君） 一時借入のことで、財務課長に再度お聞きしますが、一時借入に限らず、資金計画ですね、年間の、それが詳しく立てられないということは、僕は非常に不思議だなあと思うんですよね。やはりお金がこうこうこうして回っていくんだと、ここでこう入って、こう出ていくんだという年間の計画ぐらいは、僕はあつてしかるべきだと思いますよね。それが実際に、それをちゃんと作って、議会に出している自治体もあるわけですから、ひとつ研究をしてみてくださいよ。でしょう。そうじゃないと、予算なんて作られないですよ。研究するかどうかだけ、じゃあ答えてください。

○財務課長（溝口 猛君） 先程の資金計画ですが、アバウトな形での資金計画と申しましたけれども、そこらあたりのある程度、予測した上での資金計画については、21年度作成するような方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 6点ほど、ちょっと質疑をしておきたいと思っておりますが、予算書の66ページ、説明資料の12ページ、今回、定住促進対策事業として、今回初めて、この田舎暮らしサポート推進協議会という、仮称という形で立ち上げるという計画をなさっておりますが、まずこれを立ち上げたときの委員会のですね、構成メンバー等はこういったメンバーをここに入れて、そしてこの促進を図っていこうとされているのか、そのことをまず1点。

そして、細かくはもう結構です。内容の中の5点目、森山地区の造成、分譲等も出ておりますけれども、何戸分譲する予定なのかですね。そして、今後の対策事業として、この住宅地、年度

年度こういった事業を取り入れて定住促進を図っていくという、そういう長期的展望の上で提案をされていこうとしているのかお示しをください。

あと、予算書の118ページ、説明資料の20ページになると思いますが、20ページ、21ページ、説明資料では。先程来、議論になっていました、地域振興券も含めてプレミアム商品券の発行事業ということが出てるわけですが、この意義に関してはもう十分に理解をしているところでありませんが、今後いろいろと議論をされていくだろうと思うんですが、このプレミアムを付けていくこの中に、いわゆる取扱店が、市内に住所のある事業所で志布志市商工会会員に限るというふうになっていますね。プレミアムの方はそういうくくりになっていますね。そして、地域振興券発行事業の方は、広く市内に住所のある事業所ということで、ただ換金の窓口が商工会というふうになっています。こういうことに至った経緯をですね、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、あと予算書の120ページ、説明資料の23ページ、ダグリ公園指定管理委託事業があるわけですが、これはダグリ公園、海水浴場、遊園地の管理運営ということで、委託料として1,300万円という状況です。いろんな経済状況の中で、大変厳しい状況がありますね。そういった中で、ここでの運営というものが、20年度決算というのは今後上がってくるわけですがけれども、まだ先になりますけれども、現状におけるですね、状況、運営状況が見える範囲でですね、ぜひお示しをお願いしたいと思います。

あと、119ページ、説明資料の25ページ、これは総合観光案内事業ということで、これまでいろんな何人かの委員の方からも、ここに観光案内所をという意見が出てました。やっとここへたどり着いて提案になったのかなあというふうに思うわけですが、これは内容の中にオープニング式経費とありますけれども、このオープニングのこれが予算を仮に通過していった場合を想定したときに、当局として予定しているオープニングの時期はいつなのかですね。そして、こういった所に特産品の展示等も含めて、特産品協会との連携もとりながら進めていくということにもなるのかなという気がしますが、その特産品の展示の件も含めて。そして、ここに人件費で臨時職員を雇用する経費として、1名というふうになっておりますが、例えばこの1名が、例えば観光案内ですから、かなり志布志の歴史、地理、そしてそういった様々なことに精通している人でなければ対応は僕はできないというふうに思うわけですが、この雇用する臨時職員の対象者、またそれが1人で足りるのかという問題ですね。何時から何時までを開店させるのかということにもよるでしょうけれども、例えばここに2人とか3人とか入れて交代制にするとかいう考え方も多分成り立つであろうというふうに思うんですが、そこに対する考え方。そして、本来ならば、これは観光協会という協会の中でいろんな仕事がされたであろう分野であるかなという気もするわけですよ。そういった部分から考えたときに、今、観光協会、答えがまだこの前、全協で出てない部分がありましたので、この職員との、今後、職員を配置するののかしないのかという問題、観光協会のですね。それで、観光協会が将来的にそういった部分を担えるのか担えないのか、そこも含めてお願いします。

予算書の100ページ、あと説明資料の36ページ、合併処理浄化槽の設置事業というのが出てますが、例年出るわけですが、本市として、こうやって合併処理整備事業、補助金もしっかり使いながらですね、進めていくということは十分理解をするわけですが、大きなくくりとして、何回となく言っておりますが、旧志布志町のいわゆる公共下水道を展開していこうというくくりがあった中で、それがずっと休止状態になっていく。一方で、港を抱えた国際港を持つまちとして、あるいは観光都市として、あるいは今日も何回となく出ています、いわゆる市長が標ぼうする、この環境美化という観点からも、合併処理浄化槽も大事ですが、その中心地となる旧志布志町の公共下水道に対する考え方、大きく合併処理浄化槽の推進へ向けて、そちら側にだけ、いわゆるかじを切っていると理解していいのか、そうでないのかという部分、このすみ分けも難しいと思いますが、現時点での市長の考え方をお示しをいただきたい。

最後ですが、83ページ、予算書、説明資料の49ページ、敬老祝金ですが、この中身に関しては、これまででもいろいろ議論されていますので、そのことではなくて、いわゆる先程来出てました出産祝金に対する、いわゆる地域振興券を充てるという考え方に対する疑義が呈されてたわけですが、この敬老祝金に関しては、いわゆる敬老祝金として支給をされるわけですね。ここのとらえ方はどうあって、その違いが出ているのか、そこらをお示しをいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの御質疑にお答え申し上げます。

まず、資料の12ページの定住促進対策事業のことだと思っておりますが、田舎暮らしサポート推進協議会（仮称）の立ち上げということで考えておりますが、これにつきましては、現在、庁内の関係課でプロジェクトを組みまして、それぞれもう数回、検討いたしております。そういった中で、基本的にはグリーンツーリズム、そういったもの等についても広げていきたいということでございますが、いろいろ市内には素材はたくさんあるわけでございます。例えば、外から来た人についても素材はたくさんあると。観光面、農業面、林業面、山、その他いろいろございまして、素地がない、受け入れる体制がないということでございまして、その素地が一番問題であろうということで、現在検討いたしております。これにつきましては、更にその会を21年度進めながら、22年度導入はできないか、試験的にもできないかというようなことで、協議会を立ち上げたいということでございます。その協議会に入ってくださいメンバーは、今現在考えている中では、観光協会、各種団体の代表者、それから民宿村、集落の代表、農家、林家、漁家、そういった方々の代表、それからNPO、それから旅行の専門的な業者等の専門家、こういった方々に入ってください、方向性を見ていくと、そして、導入していきたいという考え方でございます。

2番目の森山地区の関係でございますが、森山地区につきましては、ふるさとづくり委員会で8年ほど前から定住住宅のそういった対策はできないかという議論が、旧志布志町時代からなされておりました。しかし、土地開発公社でもそれぞれそのことについて取り組みをしていただいたところでございますが、用地等を求めても費用対効果の問題、ないしは農地等を宅地化した場合に、非常にその転用的なことで障壁があると。その後もあちこちの対象地区をふるさとづく

り委員会や地域の方、そういった方々等と調整してまいりましたけれども、どうしても民地の農地の転用までしてやるのは、現段階では厳しいということがございまして、森山地区に家畜指導センターがございます。その一角の土地を、これは市有地でございますので、市の土地でございます。その一角をまず拠点的に造成しまして、これは土地開発公社じゃなくて、市の土地になりますので、企画の方で直接今回やりまして、3戸ほど分譲地を造成したいということでございます。その3戸の今後の計画でございますが、計画につきましては、それを拠点にしながら、今後広げていきたいというようなことでございます。例えば、いろいろルールもございますが、農地法のそういったルール等の解消のためにも、そういった基本的な考え方で、まず拠点をつくるというのが本年度の計画でございます。

以上でございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 何点か御質疑がございましたけど、まず商品券の件でございます。プレミアム商品券と、それから地域振興券、これの取扱店が、プレミアム商品券は商工会員のお店、地域振興券は市内に事業所のある事業所というふうになっているが、この経緯はというようなことでのお尋ねだというふうに思います。いずれも目的につきましては、これまでの議論の中でもございましたように、市内での消費を刺激し、地元商工業の活性化を図るということでございます。ただ、プレミアム商品券につきましては、市民の方がたくさん、それぞれ買い物先の選択肢がある中で、できるだけ市内での消費をしていただきたいということで、プレミアム、割り増しを付けて商品券を発行するというものでございまして、これにつきましては、やはり地元の商工業振興のためには、市内の商工業、市内で消費をしていただきたい。なおかつ、商工会の会員であるお店で消費をしていただきたいということで、このようなことになったところでございます。

地域振興券でございますが、これにつきましては、プレミアム無しでございまして、これまで行政が報償費等でそれぞれイベント等で商品であるとか記念品であるとか、差し上げている品物を商品券に替えることによって、さらに、その商品券を地元で使っていただくことによって地元商工業の活性化を図っていかうというものでございまして、これにつきましては特に商工会加盟店ということではなくて、市内に住所のある事業所すべてを対象にしようというものでございます。

なお、いずれの商品券の発行事業でございますが、これから要綱等を詳細に定めまして、取り扱い等につきましては、詳細に定めていかうというふうに考えているところでございます。なお、この件につきましては、商工会とも協議をいたしまして、プレミアム商品券については商工会加入の店、地域振興券については市内の商工業者、ただしいずれも商工会の方で協力をしていただくということで御理解をいただいているところでございます。

それから、ダグリ遊園地の件であろうかというふうに思いますが、経営状況、運営の状況というようなことでのですね、お尋ねかと思えます。平成19年の9月1日から、谷口製作所の方に管理運営事業の実施にあたっていただいているところでございます。いただいた報告によりますと、

平成20年度は、12月末で入園者は19年度より750人程度減少しているけれども、レストラン、売店、自販機販売収入が伸びて、収入面では昨年度と変わらない状況になっているというようなことでございます。支出面でも当初計画のとおり執行されておりました、これまでのところ適正に、1,300万円の指定管理料をお支払いしておりますが、その範囲内の中で適正に運営がされているという報告を受けておりました、21年度につきましても、それと同様な形で事業計画が提出されているところでございます。

それから、総合観光案内所でございますが、予算説明資料の25ページにも載せておりますように、これにつきましては市がJR志布志駅の一部を借り上げて、総合観光案内所を設置しまして、観光客の利便を図ると同時に情報の受発信、観光客への利便性を図っていくという事業でございます。

御質疑のオープニングの時期でございますが、御存じのように、現在、JRの駅舎は運営をされておりました当時のままの状況になっておりました、その部分の一部を私どもが借り上げますので、当然、今そのままでは使えないという状況になっております。総合観光案内所にふさわしい改修事業が必要になってくるわけでございますけれども、この工事につきましては、やはりJRの持ち物でございますので、JRの方をお願いしまして、私どもはその改修にかかった費用の一部を負担金という形で支払うというような形で、今回の当初予算には出ておりませんが、今後、国の二次補正によります生活臨時対策交付金、そちらの方を充てるという形で、追加で御相談をさせていただく予定になっているところでございます。ここに、今回、当初予算でお願いしております経費につきましては、運営費と、それから設置にかかる当初の経費ということでお願いしているところでございまして、オープニングの時期でございますが、後で提案いたします補正予算が議決をいただきますと、すぐに私ども、JRの方に連絡をいたしまして、JRの方にも、今申し入れをしているわけですが、できるだけ早い内の工事着工をお願いし、できれば、私どもの勝手な希望でございますけれども、連休前というようなことを申し上げているところですが、なかなかですね、そうはいかないようでございまして、希望は連休前というふうに申し上げておりますけれども、場合によっては5月の連休後、5月末等にずれ込むのではなかろうかというふうに今考えているところでございます。申し入れとしましては、できるだけ早くしていただくように、JRの方にはお願いをする予定でございます。

それから、観光案内所を設置しますと、予算的には臨時職員1名うんぬんというような形でのお願いをしているわけですが、これは1年間、フルタイムを通しての予算計上という形でのお願いしておりますので、基本的にはですね、やはり議員が申し上げられました交代制勤務等を考慮しまして、できるだけ2人体制の下で運営をしていきたいと。同時に、臨時職員だけに任せるのではなくて、私ども港湾商工課の職員につきましても、割り振りをしまして、1日のいくらかの時間でも、その観光案内所の方で待機できるような形ですね、運営の仕方を検討してまいりたいと思います。

初めてのことでございますので、運営をしながら、こういう体制でいいのか、もし修正等が必

要であるのであれば、また皆さん方をお願いすることもあろうかと思いますが、とりあえずは基本的には2人交代制で、そしてその中に私ども職員も入ってもいくと。それと、なおかつ同時に、この総合観光案内所は、中核国際港湾志布志港というようなこともございまして、かなり外国人の船員の方とかもいらっしゃいますので、そういう方たちに対応できるような、いくらか語学の可能な方々等もお願いしようかというふうに考えているところでございます。

それから、こういう体制を今回、市で直営でやりますが、いつまでというか、例えばふさわしい観光協会等へのそういう依頼をすることがあるのかというようなことのお尋ねだと思いますが、構想の当初のころは、私どももそれが一番ふさわしいのかなというふうなことも検討しておりましたが、議員もおっしゃいましたように、今そのような状況ではございませんので、ちょうどJRと今協議が調いましたので、しばらくは市の方で直営でやらせていただきながら、そしてどこがふさわしいのか、観光協会もまた新たな組織という形で運営をされて、ふさわしい団体になれば、そういうことも検討の一つに入ろうかと思いますが、将来的にはやはり市が直営でやるのではなくて、そういう担っていただくような、そういう団体の方をお願いする予定でいるところでございます。

以上でございます。

○市長(本田修一君) 下水道事業についてのお尋ねでございますが、平成19年度決算委員会で、平成20年度で公共下水道については方向性を示したいということをお話したところでございます。

しかしながら、今日、経済状況が急速に悪化してきているというようなことで、この100年に一度の危機というものを乗り切るために、国自体も緊急的に経済対策をしているというような状況でございます。本市でも同様な状況に今後なるといふふうに考えているわけでございますが、それとともに今回新たに学校の耐震事業の取り組み、そして住宅の建て替え、それから簡易水道の統合というような、今後、大規模事業が控えているというようなこともございます。そして、合併10年目以降、交付税がまた10億円程度減るといふようなことの方角性も示されておりますので、そのことと今申しました経済変動といふようなことも併せまして、改めてもう一回、財政の好転がなければ、とても現段階では予測が立たないということでございます。しかしながら、住民の皆様方のお考えといふものもありますので、そのような把握は行いたいといふふうには考えているところでございます。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) すみません。先程、一つ答弁漏れをいたしておりました。総合観光案内所の件でございますが、当然お尋ねがございましたように、特産品協会等の連携はとってまいります。総合観光案内所の中に特産品関係のレプリカ等、それからパンフレット、散らし等、そういうものを掲載しまして、そして販売等についてはですね、特産品協会の皆様と相談をしながら、そういう観光客の方にPRをしていく予定でおります。

○福祉課長(津曲兼隆君) 敬老祝金のとらえ方ということで、地域振興券との関連でございましたけれども、高齢者の方々に施設に入っている方、寝たきりの等の方々がいらっしゃいます。そういうことを踏まえまして、取り扱いがしやすい方向でということで、今回は地域振

興券ということでの提案はいたしてないところでございます。

○14番（小野広嗣君）　じゃあ今の件から話をさせていただきますが、市長に答弁していただきたかったんですけど、考え方としてですね。今、課長の答弁されたことも全然理解できないわけじゃないですが、このいわゆる敬老祝金の支給に関しては、各種自治体様々であるわけですね。そして、節目支給とか、そういう議論はここではしません。ただ、在り方としては、この地域振興券に限らず、商品券方式で旧来からやっている自治体もあるわけですね。なぜこういう言い方をするのかというと、今回、一方で様々なイベントのやつを報償関係でですね、地域振興券として出すというのがある。そして、いわゆる子育て支援という観点では、出産祝金、第3子に対する10万円支給を、これは基本的には完璧に3人の子育てをしていかなきゃいけない、その3人目まで生まれて頑張っていこうとされる方々に対する、いわゆる生活支援金だと思うんですよ。そこが一方で、この振興券という形で提案はされてる。それで、今度は、この敬老祝金に関しては、今、課長が言われたように、施設に入っていらっしゃる方々もいらっしゃるから、これは工夫次第でいろんな方法があると思います。僕はそうでなければいけないと言ってるんじゃないんですよ。商品券に替えなきゃいけないと言ってるんじゃないですよ。ただ、提案をされるときの考え方という観点で、そのことをしっかり議論した上で、出産祝金の方はそうして、こっちはどうだったのかと、そのことに対する市長の考え方を述べてくれと言ってるんですからね。お願いします。

元に戻ります。今、答弁された中で少し気になるところと、答弁漏れのところに関して、再度、質疑をさせていただきたいと思うんですが、説明資料に沿って話をしたいと思うんですが、この田舎暮らしサポート推進協議会（仮称）、僕はこの構成メンバーをお聞きしました。企画政策課長がかなり早口で言われたものですから、全部は書き留めませんでしたけれども、ただ1点気になったのが、いわゆるですよ、多くの方々が入ってこられる。実はですね、この前もそうだったんですけど、いわゆる商工会も含め、いわゆる商工振興を図ろうということで、3回にわたって、いわゆるアンケートの結果の発表会があって、僕はその2回目にずっと最初から最後までいたわけですが、そういった中でもですね、よそから帰ってみえた団塊の世代を超えた方々が何人かいらっしゃいました。20名ぐらい、2回目は参加されてました。そういった中で、本当にそこに住んでいる人間じゃ分からないような視点で、いろんな意見を言われるんですよ。まさしく自分たちが気づかない視点というのが何点か上がってきていました。やはりこういった視点というのは、本当に大事だなあと、こういった視点をですね、行政の中にどんどん入れなきゃいけないなあと、そういう思いがあったんです。そういう観点からですね、こういった協議会のメンバー、いわゆる団塊の世代も含めて、このまちに呼び込んで、定住促進を図ろうというのであれば、まずそういった方々の意見というのを集約できる協議会でなければ、僕はいけないと思ってるんですよ。そこはぜひですね、そういった部分も取り入れていただきたいということをお願いします。

あと、3戸、住宅の予定ということで、ここを拠点として今後広げるということで、それは十分理解をします。基本的に、ここは定住促進を図っていこうということで、こういう事業を、造

成をやっていって、3戸出来上がった場合、いわゆる市外の方々の入居ということを促進していくという理解でいいですね、これはですね。そこもお願いします。

あと、プレミアム商品券の件に戻りますが、大体この地域振興券というのはですよ、僕は思うんですが、プレミアムが付いてれば、10%付く、そして子育て支援の部分、18歳以下の子供さんがいらっしやるところには20%、1万円だったら1万2,000円、これはもう飛びついて、すぐ売れる可能性だってありますね。こういう流れ、これはよく理解できます。ただ、地域振興券に関しては、いわゆる市がやはり音頭を取って、商工会と協力して、こうした報償費をですね、地域振興券に替えないと、わざわざ地域振興券を買うというふうになると、市長が言われるように、市職員であるとか、我々議会人であるとか、そういった商業振興に寄与しようという思いがなければ、プレミアムが付いてない商品券というのは買おうとしないですね。そういった流れの中で、これをこっちの方へ乗せていくためには、やはり市が音頭を取っていくしかない。一般市民がここに加わっていくというのは、ちょっとなかなか難しい部分があると思うんですよ。そういう状況の中で、いわゆる取扱店というのは、幅広くなってるけれども、少し無理があるのかなあという気がしないでもないわけですよ。この事業自体は、絶対にどちらとも進めなきゃいけない事業だと思ってます。だから、もう少しですね、中身を詰めていってもらいたい。先程来、言いましたように、せっかくこういう事業をやって、商工振興に期する、そして消費を喚起するというのであれば、いわゆるその地域振興券を使われる対象となる業種の方々というのは、何度も言いましたね。そういった方々の声というのを拾っていかないと、商工会、商工振興という大きなくくりで、抽象化をしてしまうと、一件一件の状況というのは見えなくなるんですよ。そういった部分までしっかり目を届けるのが行政の仕事じゃないですか。商工会は商工会で、その商工振興のために一生懸命頑張ります。向こうは向こうでいろんな意見を言われるでしょう。そういった中で、今度は市民の本当に目線に立った上ですよ、港湾商工課の方はそういった商工振興、商工会の会員の皆様とか、あるいは志布志市全体の商工に携わるの方々という言い方は、言い方としてあって当然ですが、そうなるって抽象化されるわけですよ。具体的にそこの店一つ一つを行政に携わる者としては見ていかなきゃいけない。その業種によっては、今後発展的な業種もあれば、そうでない業種もあるわけですね。そういったところにこういった打ち出しをしていったときに、喜ばれる、これは良い事業だって喜ばれる商店主もおれば、うちとは何も関係ないよっていうふうに反発をされる商店主だっていらっしやるわけです。そういった声に対して、そういった声が大きくならないように、実はこうですよっていう話をしていくのも仕事だろうと僕は思うんですよ。前にもそういったことがあったものですからね、意見として言ってるんです。そこに対する考え方、これはどんどん進めていかなきゃいけないんですが、進めていく上での気配りのことを言っております、そこに対する考え方。

あと、もうダグリに関しては、今、課長の方から言われました。ただ、健全な運営というか、適正に運営ができていくということではありますが、ただ施設はですよ、どんどんどんどん老朽化していく。そういった中で、維持管理費というのがずうっと付きまってくるわけですね。そう

いった状況の中で、今のような状況で管理ができていくのかという心配を当然するわけです。そういったことに対して、やっぱり3年先、5年先というものも、大体、情報として分かりますよ。いろんな意見交換をする場で、出てくるわけですよ、谷口製作所さんと議論される中で。そういった部分で、今、港湾商工課が心配している部分というのもあると思うんです。そういったものがもしあればお示しをください。

あと、合併処理浄化槽に関しては、今の経済状況にかんがみて、市長はああいった答弁でとどまるということで理解を今のところはして、これ以上の議論はしません。

以上、お願いします。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの質疑といいますか、御示唆をいただきましたので、まさしくそのとおりじゃなかろうかと思われま。外からの視点と申しますか、団塊の世代、そういった方々にもですね、十分そういったいろいろな知恵をいただきながら、方向性を見いだしていきたいというふうに考えるところでございます。

森山地区の関係でございますが、3戸を拠点としながら、今後それぞれ土地開発公社等々とも連携しながら、今後の計画を立てていきたいというふうに考えておりますけれども、今回のこの要望というのがどうしても地域の方々が、若い人たちが少ないと、ないしは就農されて、Iターン等で来られた方々についても住んでいただきたいと、そういった強い思いがあったわけでございます。当然、議員からありましたように、市外の方を含めですね、地域外の方も含めて募集し、そして住んでいただくという方向になろうかと思えます。

○市長（本田修一君） 敬老祝金につきましても、私どもは、当初、地域振興券というような形で御利用していただく方向でも検討してきたところでした。しかしながら、ただいま担当の課長がお話しましたように、実施の際、かなり無理があるというようなことで、この敬老祝金につきましては、祝い金という形で支給しようというような形になったところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まず、地域振興券のことでございますが、いい御示唆をいただきまして、私どももこの運用につきましても、やはり私ども職員をはじめとする、そういったものの利用もしながらPRしていかなければならないのではないかとというようなことで、今後またそういったいろんな形での、そういう職員等のそういった利用等についても、また検討してまいりたいと思えます。

それから、御示唆のございました、そういうこの地域振興券におきましては、商工会の加入にかかわらず、市内に住所のある事業所がすべて対象というようなことになっているわけでございますが、先程申し上げましたように、今後、要綱等を定めまして、その中でやはり相手の事業所さんにもですね、確認をしながら、そういった形で引き受けていただける、いただけないのですね、確認をとりながら取り組んでまいりたいと思えます。

それから、そういったいろいろな業種があるということにつきましては、今後また、もう少し時間がありますので、検討させていただきたいと思えます。

それから、ダグリの運営でございますけれども、先程、運営に関してのことでございますの

で、1,300万円の指定管理料の中で支障なく何とかやっているというようなことの回答をしたわけですが、ただし谷口製作所さんも含めまして、今後の運営については、かなりやはり心配をされているのではないかと。私どももちろん心配しております。と申しますのは、皆さんも御存じのように、大隅半島唯一の遊園地でございますけれども、かなり遊具施設等も古くなっておりますし、目玉でございましたジェットコースター等もいろんな事故等があつて、現在撤去されておまして、目玉というか、そういった面からしますと、施設の老朽化等も激しくて、大変今後の運営については懸念をいたしているところでございます。やはり、この件につきましては、遊園地というような形の位置付けをもし取るのであれば、今後どういう形でやっていくのが一番いいのか、遊園地という形でこれからもやっていくのであれば、やはり最新の遊具等の整備が必要ではないか。あるいはまた、逆にですね、今後の利用等を考えまして、あのダグリー帯の形の利用を考えたときにですね、どういった形での利用の形態があるのか、やはり観光を担う部署といたしましては、特にあのダグリー帯につきましては、志布志市の観光の一番の名所だというふうに考えておるわけでございます。そこを今後更に生かすためにも、今の状況について、再度また検討して、皆さんに御相談していかなければならないのじゃないかなというふうに考えているところでございます。予算にはお願いしておりませんが、やはり今年、今後、あの地域一帯の活用はどうあるべきかということの内々に職員と担当課等で検討しながら、一つの方向性等を検討しながら、またしかるべき時には皆さん方の方にも御相談していければなあというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 1点だけで結構でありますけれども、港湾商工課長の所管で、再度。

先程の中で一つ答弁漏れが、第1の質疑の中であつたわけですが、いわゆるお答えの中で、ここでは1名となっておりますけれども、まあ2人体制で回転をさせていくということはよく理解をしました。そして、外国人も見えるということで、英語等にできるだけですね、たんのうな方ということですが、すごく危ぐするのは、よく言われる、うちの今の国のトップもそうですが、英語がたんのうなのに国語は難しいという部分がありましたね。結局、総合案内所だから、英語ができたならそれに超したことはないですけど、まずもって大事なものは、志布志の歴史・文化を知っているということでしょう。そして、合併してるから松山も有明のことも志布志のことも精通していかなきゃいけないでしょう。そういった人を対象に選ばないといけないんじゃないですかという話をさっきしてましたが、その答えがまだ出てませんね、それが一つ。

そして、できればこの生活臨時対策交付金等を、予算が通って進んでいくなれば、活用して改築うんぬんと、JRの方ですね、後で負担金を払っていくということ、その方向付けはよく分かりました。できるならば、連休前にという話でしたね。でも、まあ向こうさんがあつての話ですから、なかなかどうか分からない。だから、ここで、僕はすごくいいことだなあと思ってるんですよ。いわゆる観光協会等も含めて、いろんな問題があつて、いったん暗くなってますね。経済状況も冷え込んでまち自体がそんなに明るい状況とはいえない中であつて、この連休前にアピ対策はアピ対策で、いい方向に進めていかなきゃいけないでしょう。あそこがひとつのにぎ

わいを見せるかどうか、これも連休を利用しようという動きがありますね。そして、その前にお釈迦まつりがありますよ。そして、その今希望されている連休前ということでは、このオープニングの時に、本当に明るい話題を提供するというので、本当にお釈迦まつりとか、そういったタイミングでですよ、JRも絡んでくるわけですから、本当にJRに乗って観光ができる、あるいは志布志のあの駅から志布志市内をずっと観光ができるという、そういった一大イベントをです、やっぱり立ち上げてですね、すばらしい明るい出発をしていかなきゃいけないと、そういう大事な時期にきてるなあという気がします。その点を最後に答弁をお願いします。ちょっと質問になってしまって申し訳ありません。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 大変申し訳ございませんでした。

総合観光案内所に係ります窓口の職員につきましては、予算上、この説明書では1名となっておりますが、これは1年間フルタイムでの1名ということをごさいます、基本的には先程申し上げましたように、交代制で2人を基本としながら、私ども職員がかかわっていくと。同時に、やはり私ども職員につきましても、人数が限られている中で限界等がございますので、今申し上げられましたように、ちょうど観光ボランティアとか、そういう文化の方でですね、たくさんそういう志布志市の歴史を知られる方々がボランティアの養成もされておりますので、そういった方々のですね、御協力もいただきながら、一緒に運営をしていこうというふうに考えているところでございます。

それから、オープンの御質疑でございますが、本当に議員が申されましたように、アピアにつきましても、それから志布志港の新若浜地区につきましてももう今月末にオープンいたしますし、連休前のお釈迦まつり等と合わせますと、非常にすばらしい相乗効果があるなというふうに私どもは考えているところでございまして、基本的にはそれをJRの方をお願いしております。ただし、どうしてもですね、JRの方で取り組むにあたって、やはり工期とか、それから業者の選定とかですね、手続き等が、今、宮崎駅舎の方で一応打ち合わせをしているんですが、それがまた鹿児島の方に行くとかですね、そういう手続き等があるようございまして、少し時間がかかるようなことをおっしゃっていたんですが、何とか今、議員がおっしゃいましたように、一番の最大の相乗効果というのは連休前に一度にそういう明るい話題があるということございまして、そのオープンに向けて、確約はできませんが、頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（立山静幸君） 2点だけお伺いしておきますが、予算書では107ページ、説明資料では84ページの肉用繁殖雌牛導入事業の貸付金のことでお伺いしますが、今年初めてだと思っておりますが、あおぞら農協に2,000万円計上がしてあるわけですが、説明資料では60万円のうち2分の1、30万円を貸し付けるということですが、例えば30万円じゃ買えないわけですので、50万円として、残りの20万円は現在のとおり、まあ50万円として、50万円に対する利子補給をするのかですね、そのへんの詳しい説明をしていただきたいと思っております。

それと、今まで利子補給をしていた分に、この2,000万円が上積みされてくるのかですね、お伺いをしたいと思います。

それと、説明資料の29ページ、港湾商工課で軽貨物を、これはもう県支出金となっておりますが、105万円、それと34ページの市民環境課で同じく軽貨物の県支出金で100万円ということで、5万円の差があるわけで、県が同じ支出をするのにですね、5万円の差があるのかですね、お伺いをしたいと思います。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

肉用繁殖雌牛導入事業の貸付金の関係でございますが、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するために、市が農協へ資金を貸し付けて、農協の資金と合わせて農協が畜産農家の方に貸し付けをしていくというふうな事業でございます。

御指摘のように、説明資料の84ページの方に記載しておりますが、子牛の場合60万円を限度、妊娠牛の場合80万円を限度ということで、その60万円についてであれば、2分の1ずつ、農協と市の原資を充てるということにいたしております。したがって、仮に50万円である導入をしたという場合につきましては、市が25万円、農協が25万円というふうな形で負担をし合うということで、農家におきましては無利子で融資を受けるというふうになっております。したがって、これまでも利子補給というのではなくて、無利子という形で融資をいたしておるところです。

それから、農業振興資金との関係につきましては、同じように市内全域で農業振興資金の貸し付けをいたしておりますが、これはこれで別な事業ということで、2本立ての形になるということでございます。

以上で終わります。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 29ページの港湾商工課の公用車の、29ページと申しますのは、当初予算説明資料の29ページの105万円についてのお尋ねでございますが、私ども、いずれも県の支出金を財源としておりますが、現在、スズキのエブリーという形での見積もりを取っております。装備等を含めまして105万円というような形で見積もって予算をお願いしているところでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 私どものところは、34ページのものでございますが、これにつきましても参考見積もりを取りまして、予算計上いたしたところでございます。車種につきましては、スズキじゃなかったかなと思っておりますが、参考見積もりの結果でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 2点ほど伺ってみたいと思います。

まず、説明資料の70ページ、やっちくふるさと村指定管理料の件でございますが、指定管理者に株式会社村留ダチヨウ牧場さんが入っていただいたということで、大変感謝をしているところであります。しかしながら、ここの施設が道の駅ということでありまして、私も決算で指摘をしたところであります。指定管理者制度には委託料制と利用料制があるわけでありまして。本来、委託料制でありますと、そこで収入があった分については、全額市に入れて、そして委託料で調整

を図ると。そういうことであれば、この委託料の9か月目で144万7,000円の補助、額が当初583万4,000円だったというふうに記憶しております。そういう道の駅の役割であれば、地域の農産物の販売、そうすることによって地域の農家が潤う。そういうことでの道の駅で委託料というのは考えられるわけでありましたが、この上乗せした内容については、いわゆる光熱費の見積もりが甘かったというようなことで、委員会等でも答弁を執行部の方でされているようではありますが、この指定期間、22年の3月31日までという考え方であるわけでありましたが、そういう道の駅としての役割が、今、ほとんどさっき言ったようなことがなされていないようなことであるわけでありましたが、これを21年度もこのような予算で、まあこれは指定期間ということで、当然なことであるわけでありましたが、執行部としての考え方、それはそういう考え方で対応していくということであるのかどうか、まずそれを1点。

それから、2点目であります。説明資料の75ページの高品質生産対策事業、いわゆる天地返しであります。一般質問でも私は、グルンバシステムの導入で畜産経営を図るというようなことで、したわけでありましたが、この天地返しはなぜするのか、ここが分かっておられるのかどうかですね。いわゆるもう土が死んでしまっている。そのために、新しい土を上にあげて、その作物のいわゆる連作障害等の防止を図るというようなことであるわけでありましたが、いわゆるグルンバシステムは、いわゆるそういう微生物が、あるいは乳酸菌がそういうし尿関係に入り込んで土を活性化していく。今、でんぶんかすと乳酸菌で、グルンバにかけたものを旧松山町の方で大々的に、あるいは有明の堀口製茶さんの方で何百tという、いわゆる茶から乳酸菌を確保して、そういうたい肥と申しますか、そういうものを作って畑に、1反当たり約10t、これで約1万5,000円から2万円、こういうことで実施しているわけでありまして。市長、やはりそういう、市長も有機農業ということでは、今回、予算の方も組んでおられるようではありますが、そういう天地返しという、これが環境保全型農業というのであれば、本当に環境保全型農業とは何かということ、もうちょっと真剣に農政課の方で考えて、この取り組みはできないのかどうかですね、2点ほどお願いいたします。

○市長（本田修一君） 天地返しにつきましては、ほ場の土壌の維持というように、連作障害を図るということで、従来、とられてきた農法でございます。このことにつきましては、この農法について、信奉をされているというか、この農法でやっていきたいという方がまだ現にいらっしゃるというように、このような事業を継続して組んできているということでございます。私どもは、今回、有機農業の推進というように、別に御提案しているところでございますが、このことを次第に理解を広めていって、深めていただきながら、この地の農産物について、より低農薬で、そしてより有機の物を産出できる地域にしたいというふうには考えて、今回取り組みを始めようとしているところでございます。そのような意味合いから、今回スタートするというところでございますので、そのことをまた見ていただきながら、この天地返しに取り組まれる方についても、研修を積んでいただいて、理解を深めていただければというふうにございます。

○農政課長（永田史生君） 現在、管理委託をお願いをしております、指定管理者としてお願いをしております、道の駅ふるさと村、ダチョウ牧場のことでございますが、先程、議員の方からおっしゃいましたように、ちょうど来年の3月31日で指定管理が切れるわけでございます。当然、今年中に再度、公募、そういった形をとることになるかと思いますが、現在、先程お話がございましたように、728万1,000円という予算を計上させていただいておりますが、昨年度と同じでございます。そういった中で、現在お願いをしているわけですが、管理的には御承知のとおり、それなりの点検を担当の方がいたしておりますが、公園の管理、そういったものについては、トイレ、そういったものについては、すべて管理が適正に執行されているようでございます。ただ1点、中身の地元産の産物、そういったものの取り扱いが少ないということは御指摘のとおりでございます。そういった中で、お願い等も現在、担当の方がしているところでございますが、なかなか車の量も少なくなったり、今度は出す人の方もいなくなったというのも裏にはあるようでございます。そういった中で、今後、この指定管理をどうやっていくのかということを、今年1年、いろんな中で検討しながら進めていきたいというふうに、担当課としては考えておるところでございます。

○1番（下平晴行君） 道の駅をですね、いろんな所を回ったんですけども、特に末吉の道の駅、ここに行きますと、11時からでした、私は11時半ごろ行ったわけですが、大体1時間という時間の設定をされて、料理を食べて、その終わった後なんですけれども、いわゆる特産品の所に行きますと、食事をして、あそこでもうすごいにぎわいをしているわけです。もうほとんど四、五千円の買い物をして帰るといようなやり方をしているわけでありませう。

課長の答弁にありましたように、やはりその経営の在り方、まあいわゆる委託料を出している方から見てですね、そこらへんは本当に真剣に考えて、どういう状況だったら、私は車が少ないから、道路が変わったからということも一つの原因であると思うんですけど、それは基本的には原因とはならないんじゃないかなあというふうに思うわけですね。やはり、経営の在り方というふうになってくるというふうに思うわけでありませう。まあそれは今、経営されている方がどうこうというのじゃなくて、やはりそういう行政の指導というのもすごく大事じゃないかなあというふうに思います。そういう多額の委託料を出しているわけですから、その道の駅としての効果をやはり真剣に考えていただきたいなあというふうに思います。

それから、市長が天地返しのごことで、作付けしている人が分かるんじゃないかと、行政が指導していくという、そっちの方にですね、ぜひ力を入れてください。そして、市長も養豚を経営されて中身についてはよく御存じであります。これを処分するんじゃないかと、どう活用していくかという、し尿をですね。そうすることによって、河川の汚染、汚濁、そういうものも解消されると。だから、あらゆることで循環していくということが僕は基本じゃないだろうかというふうに思います。ぜひ、そういう指導、相手の考え方を待つんじゃないかと、こちらからの方の指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程、議員がお話になりました、乳酸菌を使ったグルンバシステムにつきましては、ただいま試験中というようなことではなかろうかというふうに思っています。その成果が徐々に上がってきて、その効能が所期の目的どおり達せられ、そしてまた継続してそのような効果が出るということになれば、地域の方々も当然その農法については関心を持たれ、取り組まれるというふうにと考えるとございませう。そのことで、私どもの進めようとする有機農業についての推進が図られれば有り難いなあというふうに思っています。今回、有機農業の推進というふうなことで、勉強会等もしながら、実践に取り組む方々とともに、更にその輪を広げていこうということをするわけでございませうが、そのことについても積極的に市民の方々に御紹介を申し上げながら、早いうちにこの地域がそのような事業に取り組み、その成果として有機農産物が生産される地域なんだよというふうなブランドが確立するようふうにしていきたいというふうに思っています。そのような意味から、今申しました天地返しの方々にも、積極的にこの取り組みについて御紹介を申し上げたいというふうに思っています。

それから、道の駅についてでございますが、御承知のとおり、この道の駅、村留ダチョウ牧場さんに依頼した際、事前に公募して応募者がなかったというふうな状況でございました、その後、村留ダチョウ牧場さんに応募していただいて、指定管理者として入っていただいたという経緯がございまして、入っていただく際にも、道の駅の内容というものについても十分御理解いただくよう説明申し上げて、地域の農産物の活用等についてもお願いを申し上げてきたところでございます。先程、課長の方からありましたように、なかなかその販売の単価、あるいはその販売する物というものについて、村留さんの方と意見が合わないというふうな方もあったり、それから農産物自体を出荷する人も少なくなってきたというふうなこともありまして、現在、道の駅にふさわしいような農産物が、地元の農産物が少ないというふうな状況になっているということについては、また改めて村留さんとも御相談申し上げたいというふうに思っています。ただ、特色あるという販売店、事業所ということであれば、まさしくどこにあらうと場所は嫌わないというふうなふうには考えるとございませうが、そのようなことから特色あるダチョウの牧場というふうなことで来てもらったところではございませうが、なかなかまだそこまで認知が高まっていないというふうなこともあるようございまして、利用者がだんだんだんだん減ってきているというふうな状況でございまして、そちらの面からも、また私どもが相談を受けているというふうな状況でございませう。そういったことも含めまして、今後もまた村留ダチョウ牧場さんと協議をさせていただければというふうに思っています。

○議長（谷口松生君） この際、皆さん方に申し上げます。

時間も大分経過しておりますので、発言の制限をすることはいたしません。ですから、簡問も質疑、答弁も含めて、簡潔に要請を申し上げます。

ほかに質疑はございませうか。

○18番（木藤茂弘君） 説明資料の84ページ、畜産課長の方に一応お伺いしたいと思っておりますが、

実は肉用繁殖雌牛導入事業等につきましては、3年前に私の方から一般質問で、志布志、松山と一緒にるように、あおぞら農協の方も、この制度をいわゆる導入してやったらということでございましたけど、その時の答弁としては、資金対応に苦慮するので、いわゆるあおぞら農協さんの方としては、農業振興資金をもって畜産農家に対応するというので、現在、畜産農家自体については、あおぞらさんの方としては無利子で3地区同様の形できたわけですが、今回、このような形になったことについてはうれしいことですが、何かやはり3地区の中で、有明の受益者の方に支障があって、こういうふうにされたのか。これを今後やられるとするならば、そお鹿児島農協、あおぞら農協さんであっても、実施要綱については現在の形として一本でいかれるのか、そのことをお伺いします。

それから、11ページでございますが、企画政策課の方でございますけど、みなと振興交付金によって、この内容の中で、環境学習館及び表示用看板など具体的な設計を行うということで、いわゆる設計料が200万円組んでございますが、この環境学習館というのは、箱物を造る設計ですか。

以上、2点についてお伺いします。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの質疑にお答えをいたします。

あおぞら農協におきましては、これまで実施ができていなかったわけですが、これまで合併しまして、本市における子牛競り価格の状況を見てみますと、松山、志布志地区に比べて、有明地区の価格は低い状態というふうなのが續いてきているところです。したがって、有明地区の方々が農協に対して強い要請をなされてきた。そして、それを受けて、市の方にあおぞら農協の方から要請があったということで、そういった農協における条件が整って要請をされてきたというふうなことで、議員御指摘のように、これで全市において同じような対応ができるというふうなことで、市の方としても、それにこたえていくということで、21年度からの実施を提案を申し上げておるところでございます。

それから、実施要綱等につきましては、既にそお鹿児島農協の方で運用をしているわけですので、それに準じた形で、あおぞら農協においても要綱等を策定されて、貸し付けを実行していくというふうにお伺いしております。結果、同じような形で市内全域できるということで、担当部署の方としましても、先程申し上げました子牛の競り価格が市内全域において、郡内のトップレベルの方になっていけば、市民の方々の所得向上に通ずるということで、大きく期待をいたしておるところです。

以上です。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまありましたみなと振興交付金事業の関係でございますが、これが20年度から24年度まで、市の提案型の事業ということで、主にソフト事業ということでございましたけれども、基本的には20年度は看板を2基ほど設置したところでございます。21年度につきましては、ワークショップと設計委託ということでございますが、ただいま質疑がありました環境学習館というのは、基本的にはそういった施設が出来ますと、当然、機材等が必要になってまいります。例えば芝刈り機とかですね、いろいろ管理する機器が出てまいります。そう

いったものの倉庫として申請しますと、まったく対象にならないというようなことがございましたので、そこをかねては環境学習、海浜植生というのが盛られております。それから、観賞緑地ということで、緑地が主体でございまして、今回のこの提案型が環境学習のそういった緑地ということで位置付けられてございまして、それらの研修館という位置付けで、そういったものを設計していただくということでございます。中身は、倉庫、そういったものも含めて、中で、例えば雨が降ったときなんかにはですね、入って、そういった環境学習なんかをすとかいう、そういったことを想定いたしております。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） あおぞら農協さんの場合につきましては、原資の出方はいわゆる制度資金であり、それに市が補助をして、農家自体としては無利子ということで運営をしておったんですが、課長のいわゆる畜産農家からのそういう強い要望があつて、今回、3地区一緒の形での方法をとつたというようなことであるとするならば、再度確認ですが、松山、志布志地区といたしまして、有明の畜産農家におきましては、繁殖牛導入によるこれらのいわゆる制度資金を使った場合については、2地区とは違って、やはり制度資金という原資の形の中で、やはり保証人なり、そうしたものの要件が整わなければ、無利子であるけど、整わなければ、そのいわゆる資金は利用できなかったという、そのようなことがあつたわけですか。

○畜産課長（中崎章文君） あおぞら農協におきましては、これまで農業振興資金の貸し付けということで運用いたしておりました。この資金につきましては、あおぞら農協だけではなくて、もちろん松山、志布志地区、いずれも市内全域実施できるようにいたしております。原資については、農協の原資を使って、農協も一部利子補給し、残りを市が利子補給するという形で、市内全域の方々に利用できるとというのが農業振興資金の貸し付けでございました。今回の優良雌牛の貸し付けにつきましては、有明地区で未実施であつたということでございます。そのものが松山、志布志と同じように、農協が貸し付けをスタートしたいというふうなことで、松山、志布志と同じように、有明地区でもスタートをしたいということでございます。

保証人等につきましては、ちょっと前後しましたが、農業振興資金の貸し付けにつきましては、以前、有明町時代に町の単独事業ということで資金貸付をいたしておりました。その際は保証人を2名というふうなことでいたしておりましたけれども、合併をした段階で、農業振興資金についても保証協会の方と農協の方で協議をしてもらいながら、保証料の対応というものも検討いただくということで、合併してからは保証人に代えて保証協会の保証ということでも貸し付けできるようになっておるところでございます。

以上です。

○18番（木藤茂弘君） 当然、一応制度資金等の利用につきましては、それぞれのやっぱり制約はありますからね。しかし、そお鹿児島農協は現在まで、2地区を対象としてやっておつた分につきましては、あくまでも市の原資が2分の1、農協さんの原資が2分の1ということで、それに対して市が利子補給をして、結局、一応相手方の受益者については無利子ということであるわ

けですから、当然、いわゆる貸付要綱の中につきましては、制度資金とは違った形の中で、そのような保証人の要求はないと思いますので、あくまでもあおぞら農協さんが今回このような事業に参加されて、いわゆる2地区の貸付要件が変わるようなことがあつては、私はならないと思いますので、そのことについてはやはり現在までやってきたそお鹿児島農協を中心とした松山地区、志布志地区の、いわゆる貸付要綱を遵守するというのでやっていただくということをお願いいたしまして、終わります。

○畜産課長（中崎章文君） 今、御指摘のように、そういったことがないようにですね、これまで松山、志布志で実施する、その同じような形での運用ということで考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。簡潔にお願いします。

○25番（小園義行君） 簡潔に1点だけお願いします。

これは地方交付税の関係ですけど、前年度からですね、比較して4,000万円ほど増えているんですが、三位一体の改革ですごくずっと厳しかったんですね。当初、マイナスだろうと思ってたんですけど、1兆円の上積みがありましたね。そのことによって、今回増えてきたということで、臨時財政対策債、こういったものを含めてですね、プラスになっているわけですけど、この主な財源というのはですよ、地方交付税が増えた理由として、この1兆円の上積みがあったということだけで当局としては理解されているんですか。その財源の中身まで分かっていますかね。普通、一般的に言われているのは、選挙対策費だということですけども、そこについての財源の中身まで来てるんですか。

○財務課長（溝口 猛君） 地方交付税の国の方の財源でよろしいですか。

国の方の財源でございますが、通常の酒税、所得税等の法定税率分の不足分につきましては、改正で国が上乘せという形になっているところでございます。ただ、その上乘せ分の国の方の財源が何かということに関しましては、まだ詳細な資料が来てないところでございます。

○25番（小園義行君） これは新聞報道によるとですね、いわゆる1兆円の上積みされたこの財源というのはですね、地域雇用創出推進費として計上されて、財源は埋蔵金であるということで、財政投融资特別会計からの借り入れだということなんですね。これで今年、2009年度増えますね。2010年度も増えるんですよ。この2年間だけのこれは限定ということで、その後はもう皆さん御承知のとおり、消費税の増税、そういったこと等を含めて議論になるようなことが国会でされるわけですが、今回この増えた、このことについてですね、ぜひいわゆる住民の側にきちんといくような形でのものにしていただいて、基金でためておくとかですね、そういうことのないように、ぜひこれは対応をしていただきたいというふうに思います。この2年間だけのこのいわゆる1兆円の上積み分というふうに、新聞とかそういったのを見ると理解をするんですが、詳しいものが来ないものですから、そういった理解でいいというふうに、当局としても思っておられますかね、2年間だけの。

○財務課長（溝口 猛君） 地域雇用の関連でございますが、これは基本的には県の方への交付というのがメインになっているところでございます。県の方が増えた分を一時的に基金造成しま

して、あと市町村の新規雇用の状況等々を積算と申しますか、しまして、21年度中にその雇用分の補助と申しますか、そういった形で流れてくるというような形で考えております。

○31番（野村公一君） なるべく手短に。当初予算づくりというのは大変だろうと思うんですが、今回も様々な基金がそれぞれ取り崩されて、予算措置がされておるようであります。その中で2点ほど、ひとつお考えをただしておきたいというふうに思いますが、まず第1点目、5,000万円近くの迫田アヤ志基金というのが、昨日、上程がされまして、まだ議会が審査もしていない、通帳は出来ているんでしょうが、その方向性も定まらないのに、もう当初予算で崩していると。1,056万8,000円崩して、何かしら車を2台買われてというふうになっておるんですね。それは基金で、本人の意思ですので、それはそれでいいでしょう。しかし、やっぱり行政に携わる者というのは、優しさが無いといかんと思っていますよ。今時5,000万円寄附する人っておりませんよ。その人が自分の一生を通じて得たものを市に寄附をされた。まだ議会も通ってないうちにですよ、もう5分の1取り崩しをされる。どうかと思いますよ。少なくとも、その人が市に貢献されたそのことに感謝をする意味でもですね、しばらくその使い道を慎重に協議をし合うという姿勢が私は必要だろうと思うんです。そこらへんがどうも情けなくて、優しさが無い、淡々と人の金だから使うというふうに見えてならない。金がないことは分かりますよ。金がないことは分かるけれども、やっぱり行政というのは、その優しさが必要じゃないの。遺族からしてみれば、あらもうないのかと、私は残念でたまらんと思っていますよ、こういう作業は。そこをどう、市長、お考えですか。これはもう財政当局は金を見つけるのが仕事でしょうから、それはやむを得んとしても、執行の責任者として、あなたはどうか、このことをおとらえになるのか、まずそれが一つ。

それから、ふるさと志基金の寄附金というのが座置きで1,000円、20年度は300万円ぐらいということですが、もちろん先が見えない基金ですので、座置きで1,000円というのはそれで構わんでしょうが、こういうところから行政の姿勢というのが見えないというんです。今年は300万円だったけど、来年は500万円集めると。そのためにはこんな仕事をしようやという発想が出てくるんですよ。そういう作業が全然なされてなくて予算措置をされたということです。ここらへんをどうとらえておられるか、2点だけ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

迫田アヤ志基金につきましては、昨日も御質疑があり、お答えしたところでございました。この基金につきましては、迫田アヤさんが本当に長期間にわたりまして、つつましい生活をされて、そして遺産として、市の福祉のために役立ててほしいというような思いで、私どもの方に申し出があったものでございます。御遺族の方とお話を長期間にわたり重ねてまいりまして、この基金の活用についても、御遺族の方からの御希望もあったところでした、アヤさん自身もこういったものを使ってほしいというような内容もありまして、その内容に基づいて、今回、御提案することによってでございます。

ふるさと志基金につきましては、私どももこのふるさとを遠く離れて、ふるさとを思いやっただけにいたっている方々の篤志というものを有り難くいただきながら、その趣旨に沿った事業をしよ

うということで計上するわけですが、20年度に開始されまして、そしてその実績に基づいて、21年度の事業というものに可能性を考え、このような形で御提案するということがございます。当然、この事業につきましては、まだまだ認知されていない面があるかというふうに思いますので、その広報、周知のための広報については、積極的に取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○31番（野村公一君） 市長、あなたに質疑をすると、もう元気がなくなるわ。人の気持ちというのが分からない市長さんだなあとつくづく思うんですがね。私が何でこういう、今、迫田アヤ志基金のことをクレームをつけたかという、その使い道が悪いと言ってるんじゃないんですよ。使い道はそれは福祉に役立ってるんだから、それは当局が決めて使えばいいの。まだ基金として認めていないんですよ、議会も。でしょう。あなたたちの所に、どこか内々のその財布の中に入ってるかもしれん。しかし、公金としてはまだ議会も認めてないんです。それなのに、もう当初予算で出てきてるんですよ。でしょう。そのことを言ってるんです。人の気持ちが分かる人だったら、おい待てと、せっかく5,000万円という金を積んだんだから、この5,000万円を積んでいる時期に、ちょっと使い道を真剣にいろんな人と語り合おうじゃねえかと。そうすると、その人には兄弟の方もおられる、関係者もおられる。5,000万円の時、その話し合いをするのと、4,000万円に削ってから、その話し合いをするのと、誠意が全然違うんです。そのことを私は言ってるの。何に使うかは、そのことを批判はしてない、私は。あなたたちのその予算に上げている姿勢を今問うてるんですよ。まだどこにあるか分からんお金が予算にどうして計上できるの。福祉課長、どうかい。あなたの所やが。

○市長（本田修一君） 先程もお答えしましたように、私どもはこの迫田アヤさんの遺産につきましましては、御遺族の方々と長い期間、お話をさせていただいたところで。そして、ようやく今回、御提案できるような形に調停ができたところでございます。そのようなことで、私どもとしましては、早いうちに迫田アヤさんの熱い志を顕彰しようというようなことで、今回、当初予算にも計上するということになるわけですが、この事業の内容につきましても、十分、御遺族の方とお話をさせていただいた中で出てきた内容でございます。そして、そのことにつきましましては、私どもとしましては、当然、またこのような形で貴重な御遺産を使わせていただくということについては、御報告を申し上げていることございまして、決してその意思を損なうような形で御提案しているということではないということを御理解いただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。ここで、10分間休憩をいたします。

—————○—————

午後 6 時18分 休憩

午後 6 時29分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

先程、答弁漏れがございましたので、財務課長から発言が求められております。

○財務課長（溝口 猛君） 先程の小園議員の中の答弁で、一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

地域雇用創出推進費、これについてどの程度、交付額が見込まれるのかということでございました。先程の答弁の中では、ほとんど県の方に行くというような答弁をしましたが、これはあくまでも推計でございますが、地域雇用創出推進費として、基準財政需要額に今のところ見込まれる分が約 1 億9,000万円程度見込まれるという見通しでございます。

訂正しておわび申し上げます。



日程第23 議案第34号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第34号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第24 議案第35号 平成21年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第35号、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第25 議案第36号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第36号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第26 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第37号、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第27 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第38号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第28 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第39号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第29 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第40号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第30 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第41号、平成21年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、平成21年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成21年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第31、同意第1号から日程第34、諮問第3号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号から諮問第3号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第31 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第31、同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年2月23日をもって任期が満了した長重逸郎氏の後任として、樽野眞一氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

樽野眞一氏の略歴につきましては、説明資料の33ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 3点ほどお聞きいたします。

まず、樽野眞一氏を任命しようと思われた理由、候補者が何名かおられて、樽野氏に絞られたんじゃないかなあと思うんですが、その選任の理由。

2つ目、長重逸郎氏が任期満了ということですが、法律では再任をされることができるとなっておりますが、再任をされなかった理由。

3番目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第4項に、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとあります。この要件を全部満たしているのか、その3点についてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1点目のなぜ樽野眞一氏を教育委員として任命しようというふう考えたかということにつきましては、説明資料の33ページにありますように、経歴等が極めて優秀でございまして、そしてまた地域においてもPTAの活動もしておられ、PTA会長も務めておられたというようなことで、教育に対して深い造りがあるということでございます。そしてまた、地域でも信頼されている人物でございまして、教育委員にふさわしい方ということで同意を求めるということでございます。

それから、長重逸郎氏につきましては、御本人の御勇退というような御意思がございまして、そのことでもって新しい方を選任しようというようなふうにしたところでございます。

それから、委員の任命に当たって、様々な条件を求められるわけでございますが、年齢、性別、職業等に偏りが生じないようにというようなことで、現在、保護者の代表といたしまして、飯野委員も選任させておりますので、そのほかの経歴の方というようなことで、樽野氏を同意を申し上げようというようなふうになっているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 候補者が数名おられたのかということをお答えください。

それと、第4条第4項に当てはまる条件として、せめて年齢の区分だけは5名さんを教えていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 教育委員の任命をしようというときに、複数の候補者については検討したところでございます。その中から樽野氏を任命をお願いしようというふうに同意を求めるということでございます。

年齢につきましては、ただいま調べますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後 6 時46分 休憩

午後 6 時47分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

40代が1名、50代が2名、そして現在、樽野氏が○歳ということでございます。申し訳ございません。○歳でありました。失礼しました。

47歳、54歳、56歳、そして樽野氏が○歳ということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

—————○—————
日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第32、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年6月30日をもって任期が満了する春日敏彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 諮問第1号につきまして、補足して御説明申し上げます。

現在、本市では、人権擁護委員として7名の方が法務大臣から委嘱されておりますが、平成21年6月30日に3名の方が任期満了となります。

今回諮問する3名の方は、現在も人権擁護委員として活躍されており、引き続き人権擁護委員

大変御苦労さまでございました。

午後 6 時57分 散会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成21年3月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第3号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第4号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第5号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第7号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 一般質問
- | |
|---------|
| 岩 根 賢 二 |
| 西江園 明 |
| 小 野 広 嗣 |
| 上 村 環 |
| 八久保 壹 |
| 木 藤 茂 弘 |
| 東 宏 二 |
| 鬼 塚 弘 文 |
| 立 山 静 幸 |
| 鶴 迫 京 子 |
| 下 平 晴 行 |
| 小 園 義 行 |
| 上 野 直 広 |

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情報管理課長	徳 満 裕 幸
企画政策課長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港湾商工課長	萩 本 昌 一郎	市民環境課長	竹之内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕地林務水産課長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松 山 支 所 長	上 原 登
志布志支所長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗
教育総務課長	上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長	山 口 幸 彦
生涯学習課長	小 辻 一 海		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 議案第17号 志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第17号、志布志市迫田アヤ志基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第17号、志布志市迫田アヤ志基金条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志市の福祉に役立ててほしいとする故迫田アヤ様からの寄附金を整理し、福祉事業の財源とするため、志布志市迫田アヤ志基金を設置するための条例を制定することを目的とするものである。

条例の内容については、設置目的、積立額、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用などの整備を行ったものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、基金がなくなれば、条例は廃止するということだが、基金を使い切る方向なのか、それとも福祉を学ぶ学生のために、奨学金として貸し出すなどの方向の議論はされなかったのかとただしたところ、財務課、保健課を交えて、適切な運用の仕方を協議した中で、まず最初に出たのが当初予算でお願いした、老朽化したリフトバスの買い換えであった。そのほかに専門書の購入や福祉関係に進む学生の奨学金や入学金の補助などの話も出たが、教育委員会の奨学金などの兼ね合いもあって、今後の運用については、まだ決定に至っていないが、方向性は21年度で定めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第17号、志布志市迫田アヤ志基金条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第2号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月5日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について報告申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入の財産売却収入の減額については、松山地区定住促進団地の1,141万円の減額で、当初10区画計画していたものが3区画しか売れなかったことにより、7区画分の減額をするものである。

特定寄附金5,362万6,000円の増額補正は、故迫田アヤさんの遺言執行に伴う寄附金である。

歳出の総務管理費中、やっちく松山藩むらづくり基金積立金518万円の増額補正は、松山町の野菜価格安定対策事業の精算返納金を積み立てるものである。

総務管理費、施設管理委託料536万円の減額は、本庁と支所2か所分の管理委託料の減額であるとの説明がありました。

質疑としまして、松山地区の定住促進団地の分譲は、どういう条件が付いているのかとただしたところ、あじさい、なのはなの2つの分譲団地があるが、いずれも購入後3年以内に家を建て、

定住することが条件であるとの答弁がありました。

さらに、不景気な昨今、3年以内に家を建てるという条件では、売りにくいのではないかとただしたところ、以前は2年であった条件を3年に緩和したいきさつがある。また、単価的にも安価であるとの答弁でありました。

次に、先ほど説明のあった野菜価格安定対策事業のように、このような事案は今後出てこないのかとただしたところ、松山町では町と農協とが出資し、基金を積み立て、運用していた。志布志町は予算で支出していたので、基金はなかった。ほかにこのような事案については、今のところないと認識しているとの答弁でありました。

以上で財務課分の審査を終わり、次に、総務課、選挙管理委員会について報告をいたします。

補足説明の主なものとして、自治振興費の自治会集会施設整備事業128万円の減額は、申請に基づく確定によるもので、20年度は7件の申請であった。

消防施設費の工事請負費は、耐震性貯水槽設置工事入札残の減額160万円、同じく備品購入費143万7,000円は、備品及び小型ポンプ積載車等の入札執行残であるとの説明があり、質疑として、耐震性貯水槽はどこに設置したのか、また耐震性というが、どのくらいまで耐えられるのかとただしたところ、松山地区の白坂、市ノ原、有明地区の芝用、志布志地区の大原、町原、曲瀬の6か所である。耐震度は、震度6であるとの答弁でした。

以上で総務課、選挙管理委員会分の審査を終わり、次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、まず歳入では、市町村合併特例交付金の金額が1億4,699万1,000円に申請額を変更したことに伴い、1,292万円の減額補正を行う。特定寄附金のうち、ふるさと納税寄附金334万4,000円を増額補正する。

歳出では、総務管理費の企画費、負担金補助及び交付金のうち、地方公共交通特別対策事業補助金を123万7,000円増額補正する。これについては、原油高騰による運行経費が高くなったためであるとの説明がありました。

質疑として、ふるさと志基金の現在高はいくらか、また使い道について、寄附者から指定があったかただしたところ、現在の段階では、直接、志布志市に寄附があった分が10件で334万5,000円、かごしま応援寄附金市町村交付金の志布志市指定分が7件で21万9,000円、これは6割分に当たる分である。使い道の指定については、直接、志布志市に寄附のあった分を示すと、生活環境が2万5,000円、福祉が237万5,000円、教育文化が8万5,000円、その他市長が必要と認めるものが19万円、指定なしが67万円であるとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、潤ヶ野、八野地区の移動通信用鉄塔施設整備事業の入札、発注が完了したことに伴う、設計監理委託料606万2,000円の減、工事請負費1,664万3,000円の減額、備品購入費1,061万4,000円の減額で、執行残であるとの説明がありました。

質疑といたしまして、移動通信用鉄塔施設整備事業に関して、入札執行残が多いが、落札率と

指名業者についてただしたところ、各部分について分割発注しており、設計調査監理委託料が87%、鉄塔施設建設工事が82.7%、NTTドコモ電気通信設備設置工事が93.3%、KDDI電気通信設備設置工事が82.3%であった。指名業者はいずれも5社であるとの答弁でありました。

また、完成はいつかとただしたところ、3月21日が完成で、3月31日、ネットワークに接続し、4月1日から利用できる計画であるとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入では、市民税、軽自動車税の滞納繰越分について、収入実績に基づき増額補正した。

市たばこ税については、12月にも減額補正したが、2月、3月の落ち込み分を見込んで、更に2,000万円減額する。

歳出では、ほとんどが執行残に伴う減額であるが、税務総務費の職員手当等のうち、時間外勤務手当を270万円増額補正する。これは職員の休職状態が続いたことや、事務が繁忙なため、時間外勤務が増えているためである。

2目、賦課徴収費の償還金利子及び割引料、税還付金650万円の増額補正は、港湾荷役設備の償却資産のアンローダー、アンローダーというのは、船に積み込んだ飼料を陸の方に移す、そういった機械であるそうなのですが、アンローダーにかかわる固定資産税の還付金である。納税者がアンローダーの基礎の部分構築物として申告していたものが、機械装置であるとの修正申告がなされ、評価の違いから還付するものであるとの説明がありました。

質疑として、時間外勤務が多いということは、職員数によるものか、それとも業務内容によるものかとただしたところ、基本的に人が足りないのが現実である。増員の要望も出しているとの答弁でした。

また、還付金の650万円は何年分かとただしたところ、650万円は平成16年度から19年度の過年度分、4年分である。20年度の現年度分は、税の還付となるとの答弁でした。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入の市預金利子については、120万円の減額補正となっているが、これは昨年10月ごろから預金金利が0.2%から0.04%に下がったためであるとの説明でありました。これに対する質疑はありませんでした。

次に、議会事務局及び監査委員事務局分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、議会費の旅費463万7,000円の減額補正については、県市議会議員研修が1泊2日から日帰りになったこと、東京都で開催される広報研修会の参加を九州管内の研修に切り替えたこと、特別委員会の県外研修を実施しなかったことによるものが主なものである。

監査委員費の委員報酬13万3,000円の減額補正については、監査委員が入院されたことに伴う予算減であるとの説明でありました。これに対する質疑はありませんでした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、商工業振興費の報酬28万3,000円の減額補正については、消費生活

相談員を7月から採用したため、3か月分を減額する。

観光費の負担金補助及び交付金のうち、観光協会補助金319万2,000円の減額補正は、観光協会から昨年の9月以降分の人件費について返納されたので減額するものであるとの説明がありました。

質疑といたしまして、消費生活相談員はどんな仕事をするのか、実績はどうかとただしたところ、訪問販売に対する苦情相談、振り込め詐欺など、悪徳商法全般の相談窓口や、多重債務の相談など、司法書士や弁護士などと連携をとっている。相談件数は、19年度で37件、20年度は現段階で27件である。

また、観光協会との連携についてただしたところ、協会の事務職員が解雇されてから、港湾商工課の観光物産係が事務をとっている。必要に応じて、協会の役員とは連携、協議をしている。観光協会としても、今後も活動を続けたい意向であり、今後は特産品協会との一元化の方向で協議がなされているとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっています議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、民生費の社会福祉総務費、積立金は、迫田アヤ志基金の5,362万6,000円である。

障害福祉総務費801万3,000円の減額の主なものは、扶助費の重度心身障害者医療費助成金と、特別障害者手当の支給の減額が主なものである。

自立支援費の扶助費の1,358万7,000円は、自立支援給付費の増額と、自立支援医療費などの減額の相殺分である。

児童措置費の扶助費の675万円と母子福祉費の扶助費649万2,000円の減額は、児童手当と児童扶養手当の支給額決定に伴う減額などである。

生活保護扶助費の扶助費3,000万円の減額は、医療扶助が主なものである。

歳入の主なものは、分担金及び負担金、民生費負担金の502万3,000円の増額については、児童福祉費負担金については、行政区域外保育委託料の増額と、老人福祉施設入所者負担金の増額が

主である。

国庫負担金の児童福祉費負担金の増額については、過年度分の保育所運営費520万7,000円などである。

県負担金の民生費県負担金の主なものは、介護給付・訓練等給付費が624万2,000円増額である。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域生活支援事業の入浴サービス、成年後見人制度ともに、執行済み額と今後見込み額がゼロであるが、経緯の説明と、制度が難しく、知らない人が多いのではないかと、周知の方法の工夫をすべきではないかとただしたところ、入浴サービスは介護保険対象外の方で、旧志布志町で実績が1件あったが、一昨年、その方が亡くなられたのでゼロとなった。成年後見人制度は相談件数は増えているが、扶助費の対象となる人がなかったためゼロとなった。広報については、極力工夫していきたいとの答弁がありました。

保育所費の備品購入費が316万7,000円減額補正されているが、予算額はいくらだったのか。また、不用となった理由をただしたところ、当初予算は1,430万円で、減額の理由は、入札に伴う執行残であり、予定したものはすべて購入済みであるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、国庫負担金、社会福祉費負担金は、保険基盤安定制度国庫負担金の保険者支援分の確定による減額である。

県負担金の後期高齢者医療助成費負担金は、保険基盤安定制度の保険料軽減分である。

歳出では、社会福祉総務費の繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出しであり、保険基盤安定制度の保険料軽減分、保険者支援分、事務費分を合わせたものである。

老人福祉費の繰出金は、老人保健特別会計、介護保険特別会計への所要の繰り出しの補正である。

後期高齢者医療費の繰出金は、保険給付に要する事務費分が172万2,000円、保険基盤安定制度分が798万9,000円の減額である。

保健衛生総務費の負担金補助及び交付金、共同利用型救急医療施設運営費負担金は、曾於郡医師会立病院の負担金で、確定額は1,093万6,985円となったところである。

健康づくり費の委託料は、がん検診料の不用額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康づくり費の委託料1,390万8,000円の減額の理由は、健康診断の受診者が少なかったのか、高齢者は申込書を見ても分からないので行かないのではないかと、健診のPRの改善策は考えてないのかとただしたところ、当初は目標額を定め、予算計上した。健診実績を積み上げて、不用額を減額した。現在、21年度の各種健診の希望調整を行っている。特定健診を中心に、リーフレットを3月に配布することにより、受診率向上につなげていきたいとの答弁でありました。

母子保健事業の妊婦乳幼児健診の増額は、対象者が昨年に比べて増えたからかとただしたところ、妊婦健診の分で、助成を1人に対し、19年度で5回であったのを、20年度では7回に増やした。対象者数は、19年度で母子手帳を294冊交付したが、20年度は途中で267冊の交付数で、昨年度と同じくらいの数であるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、民生費国庫委託金、国民年金事務費交付金については、年金特別便及び社会保険事務所に対する協力・連携費、物件費等の増加による交付金の334万1,000円の増額を行うものである。

歳出では、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の需用費、印刷製本費については、20年度予定していた環境基本計画が、21年度に作成することによる35万7,000円の減額である。

委託料は、環境パトロール及びごみ出し困窮者対策事業ほか2委託事業の執行残に伴う124万2,000円の減額である。

負担金補助及び交付金は、曾於南部厚生事務組合及び曾於市斎苑負担金の205万1,000円の執行残に伴う減額である。

塵芥処理費の委託料の主なものは、資源ごみ中間処理業務の粗大ごみ破砕機、BDF製造に伴う遠心分離器などの執行に伴う減額と、紙おむつ再資源化リサイクル事業が執行できなかったことによる570万円の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、塵芥処理費の紙おむつ処理業務委託について、施政方針でも推進するとなっているが、実際は難しいのではないかと。また、予算は付いていて、執行額はゼロである。受け手企業などの体制を確立してから予算化すべきではないかとただしたところ、紙おむつ処理業務は、破砕、脱臭、消毒し、パレット化するものである。実際は、紙おむつの破砕乾燥機の価格が高く、採算が合わないことや、埋め立て処分場の測量を新たにしたところ、埋め立て地があと76年もつこと、また新しい技術で、ふとんや紙切れ等もRPFできないか期待されていることがあって、現状でも執行はできるが、採算がとれないので、今回、減額補正をした。新年度は、モデル地区を指定して、採算ベースに乗せた上で、使命感を持って実施していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入は、国庫補助金の小学校費、中学校費、幼稚園費、各補助金は、それぞれ実績見込みによる減額である。

教育使用料の幼稚園使用料の74万円の減額は、入園人数の実績に伴うものである。

歳出では、教育総務費の事務局費は、職員1名の病気休職及び管理経費の執行残による458万2,000円の減額である。

小学校費の学校管理費は、施設管理業務委託及び市内小学校の管理経費などの実績見込みによる885万3,000円の減額である。

中学校費の学校管理費は、松山中学校ほか2校の耐震診断調査業務委託事業の事業完了に伴う執行残と、市内中学校の管理経費などの実績見込みによる1,347万円の減額である。

次に、学校教育課分について説明申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の教育総務費、教育指導費の報償費は、四浦小学校の休校や、子ほめ用メダルなどの予算執行残の減額である。

備品購入費は、AED購入による執行残の減額である。

小学校費、学校管理費の報償費110万円の減額と、中学校費、学校管理費の報償費60万円の減額は、いずれも学校職員の健康診断受診者の減によるものである。

次に、給食センター分について説明申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、保健体育費の学校給食センター費179万9,000円は、予算執行残の減額であるが、報酬30万円の減は調理員の分である。

学校給食センター建設費の減額は、ビデオ委託料45万円、プロジェクター、ロッカーなどの備品購入費150万円の執行残による減額である。

歳入については、教育費国庫補助金は、安全・安心な学校づくり交付金3,188万1,000円の増である。

財産売却収入、物品売却収入の138万円の増は、旧志布志、旧有明の給食センターのちゅう房品、配送車の払い下げによるもので、入札参加者は27名であった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、教育費国庫補助金の給食センター分の3,188万1,000円の確定増は、最終補正で決定するのは無難で簡単であるが、国の決定が分かった時点で、速やかに予算計上すべきではないかとただしたところ、今後は早めの対応をしていきたいとの答弁でありました。

四浦小学校休校で、地域の人に清掃などを委託しているが、現状はどうかとただしたところ、地域の人が校区全体の取り組みとして一生懸命管理しているのが、休校はしているが、きれいに管理されているとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課及び図書館分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入については、県委託金、教育費県委託金として、遺跡発掘調査委託金の確定により175万8,000円減額するものである。

基金繰入金の歴史のまちづくり事業基金繰入金は、歴史の街推進事業費と志布志城跡史跡公園保存整備事業費の確定に伴い、繰入金を49万8,000円減額するものである。

雑入は、文化会館自主事業公演入場料を450万円減額するものである。

歳出については、社会教育費の文化振興費は、自主文化事業公演委託料の801万5,000円と、負担金補助及び交付金の劇団四季ミュージカル協賛金115万5,000円を主に、1,057万円減額するもの

である。

文化財保護費は、埋蔵文化財発掘調査県営事業や、埋立埋蔵文化財緊急確認調査事業などに係る作業員賃金234万2,000円、需用費177万2,000円を主に、714万5,000円減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自主文化事業公演委託料の801万5,000円の減額は、公演する予定がなくなったことかとただしたところ、2月から3月にかけて、ミュージックコンサートを予定していたが、プロモーターとの契約交渉がうまくいかず、実施できなかったための減額であるとの答弁でありました。

社会教育費の図書館費の嘱託職員報酬96万6,000円の減額の内容と、後の補充はなかったのかとただしたところ、報酬の減は、嘱託職員の結婚による退職のため減額したものである。後の補充の人がなかなか見つけられなかったことは反省している。面接を早くして、補充していきたいとの答弁でありました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっています議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託になった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月5日、委員10名出席の下、執行部から関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、まず耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、事業確定、執行見込みによる減額補正で、主なものについて、農地整備費は、鮫島坂、棚ケ下の農道整備事業、市単独土地改良事業の農道押切西、県営土地改良事業の入札執行、事業確定が主なもので、1,311万5,000円を減額し、現年農林水産業施設災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業、林業用施設災害復旧事業の入札執行、事業確定により、総額で3,176万5,000円を減額している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、特に質疑はありませんでした。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、建設課関係の土木費は、補正前の額が14億1,604万9,000円、今回の補正は4,937万8,000円の減額で、最終予算額は13億6,667万1,000円である。

また、建設課関係の土木費と災害復旧費を合わせると、補正前が14億3,298万2,000円、今回の補正が4,987万8,000円の減額で、建設課関係の最終予算額は13億7,860万2,000円となる。

これらの歳入の財源については、国県支出金が3,977万5,000円の増額、地方債が3,960万円の減額、その他が242万7,000円の増額である。

主なものとして、道路新設改良費の工事請負費431万2,000円の増額は、新設改良事業、臨時交付金事業の吉村山ノ口1号線、六月坂安良線、弓場ヶ尾佐野原線の3路線、新設改良事業、地方特定道路整備事業の町原弓場ヶ尾線の事業費の増加によるものである。

砂防費の負担金補助及び交付金791万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業で、東清水地区の事業ができないことと、上昭和の執行による減額である。

がけ地近接危険住宅移転事業費は、当初、希望があるという見込みで計上していたが、希望がなかったため減額したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、がけ地近接危険住宅移転事業は、がけ地で危険だから、事故があったときに大変だからということが制度の背景にあるが、書類としては申請主義で、情報を得て、PRを見て申請されることもある。危険を伴う対象となる所に、所管課の方でしっかり足を運んで声掛けをして、なおかつ厳しかったのか。また、具体的な実態を一番把握できる地域の消防団とかにお願いして、いろんな防災活動の際に危険性を把握する形が望ましいのではないかとただしたところ、市のホームページ等、それと予算と仕事という格好でPRをしているが、実際にはPR等が少し少ないかなとは思っている。大変いい意見をいただいたので、今後、そのことについても活用しながらPRに努めていきたいとの答弁でありました。

砂防費の急傾斜地崩壊対策事業で、東清水地区の事業執行ができなかったということだが、どういう事情があって執行できなかったのかとただしたところ、急傾斜は関係する土地は基本的に寄附ということになっている。我々も事業を推進していく中で非常にネックとなっているのが、受益を受ける下部の方々と、山の斜面の所有者が違うということもあり、山を持っている所有者の理解が得られなかったということもある。県としては、事業は一応休止をかけておいて、今後、要件が整えば再開という方法をとりたいということで、今回、東清水については、事業休止という状況になっているとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、第3表、債務負担行為補正は、平成20年度に新たに発生した借り入れに対し、債務負担を計上したものである。

雑入の松山町野菜価格安定対策事業精算返戻金518万円は、松山町野菜価格安定対策事業協議会の解散に伴い、旧町時代に出資していた出資金の返戻分である。

土地改良費の主な減額は、曾於南部土地改良事業の推進協議会が平成20年度をもって解散することにより、不用額が出たものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、茶の規模拡大を今後も進めていくということだが、低コスト茶産地育成

事業、茶生産拡大推進事業について、生産農家が非常に不安な中にあるということから、多額の未執行の状況があるわけで、現在、畑かんの茶の単価を1万2,000円と、最も高く設定しているが、この1万2,000円の見直しについて、以前から、茶の団体、生産者から声が挙がっているがとただしたところ、平成19年度に県、市、関係団体等を交えて検討委員会を行い、茶は1万2,000円という価格設定をしている。確かに、園芸農家は土壌消毒の問題等で結構使われるが、防霜を入れた場合は、茶の方が多くなるという算定結果が出ている。単価については、昨年度も相当いろんな意見が出たが、今の価格でいこうということになっているとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、畜産業費の主なものとして、負担金補助及び交付金で、優良種畜保留導入事業450万円の増額は、畜産経営環境の厳しい現状にかんがみ、乳用牛と豚について、補助単価を乳用牛で4万円を5万円に、雄豚で1万円を2万円に、雌豚で5,000円を1万円に増額して支援を実施しようとするものである。

報償費の報償金137万5,000円の減額は、高齢者等畜産奨励金の見込み額確定による減額、負担金補助及び交付金の畜産生産基盤施設整備事業393万1,000円の減額は、事業実施見込み額確定による減額、貸付金の肉用繁殖雌牛導入資金貸付金325万円と、乳用牛導入事業貸付金362万円の減額は、対象農協における見込み額の確定に伴う減額である。

歳入の主なものとして、諸収入の畜産基地肉用牛貸付金収入193万円は、畜産基地入植者のうち繰り上げ償還の申し出があり、今回、増額補正をお願いするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、最近、鳥インフルエンザが発生したということだが、当地において影響はなかったのかとただしたところ、豊橋の方で鳥インフルエンザが発生したところで、それに伴い、2日に県において、緊急対策会議が開催され、3日に曾於家畜保健所において、地域内の対策会議が開催された。本地域への発生を未然に防止する、予防に更に取り組むというような意識確認がされたところで、現状においては、当地域での発生には至っていないとの答弁でありました。

畜産生産基盤施設整備事業の実施予定者の辞退、低コスト施工による補助金の減の内容についてただしたところ、当初、22名の事業実施の見込みだったが、生産価格の低迷等で、設備投資を次年度以降に送るということで、結果として17件の実施になったこと、施工において、なるべく安く施工できる方法を選択されたというような取り組みもされたということで、執行残が生じたとの答弁でありました。

優良種畜保留導入事業は、20年度で既に導入した方々にそ及的に対応していくのか。また、乳用牛と豚の頭数についてただしたところ、非常に経営環境が厳しいということで、やはり経営を継続するためには、素畜の更新をしっかりと図っていくことが、経営上、非常に重要な部分であるということで、20年度に導入された実績に対して、素畜の導入にかかわる支援をしようとするも

のである。導入頭数は、乳用牛が保留を加えて、松山地区が41頭、志布志地区が29頭、有明地区が78頭、合計148頭。豚は、松山地区が、雄13頭、雌90頭、合計103頭、志布志地区が、雄が11頭、雌55頭、合計66頭、有明地区が雄12頭、雌191頭、合計203頭、全体頭数372頭の予定であるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農業委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、農地保有合理化事業費の負担金補助及び交付金の524万8,000円の増額は、農地の貸し借り面積、あっせん面積の増加によるもので、当初、66.4haを予定していたが、130.5haの見込みである。対象者は167名で、地目ごとの内訳は、田が50万9,668㎡、畑が49万1,770㎡、樹園地、いわゆる茶園が30万3,085㎡である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

農業経営規模拡大促進事業の旧町ごとの状況についてただしたところ、利用権だけでいうと、志布志地区が、田が9万5,151㎡、畑が23万2,932㎡、樹園地が7万3,859㎡、合計40万1,942㎡、有明で、田が36万9,283㎡、畑が6万9,701㎡、樹園地が18万1,152㎡、合計で62万136㎡、松山で、田が3万2,766㎡、畑が7万6,456㎡、樹園地が3万2,922㎡、合計で14万2,144㎡であるとの答弁でありました。

遊休農地を調査をして、遊休農地が出てきたと思うが、そこは利用権設定がされているのかとただしたところ、予想以上に耕作放棄地が多かったが、農振の農用地外が約7割を超えて、3割近くが農用地内である。利用権設定された農地については、荒地はないと思う。荒れている所は、相続等の関係で、市外に住んでいる方の土地が多い傾向のようであるとの答弁でありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上、すべての課・局を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 御審議をされて、報告が漏れたのか、そこらへんを少しお伺いをしておきたいというふうに思いますが、産業建設委員長にお伺いしてみたいと。

まず、第1点目でございますが、今回、道路関係が2項、それから学校教育費で2項、繰越明許費がなされております。この中の詳細について、委員会で御審議をされたのかどうか、まずそれが1点です。

それから、2点目でございますが、災害復旧費の中で農地・農業用施設災害、それから林業用施設災害、合わせておよそ3,000万円マイナスで計上になっておりますが、そのマイナスの理由が入札残あるいは事業の確定ということで報告があるようでございますが、今年度のこういうこの種の災害復旧にあたる事業、これはすべて完了がされたというふうな解釈でよろしいのかどうか、

そこらあたりの御審議があったのかどうか、その点についてもお伺いをしてみたいというふうに思います。

○産業建設常任委員長（立平利男君） 報告いたしますが、繰越明許費については、委員会でも説明がありませんでした。質疑もなかった状況でございます。

そしてまた、農地・農業用施設災害復旧事業と林業用施設災害復旧事業の事業確定により、総額で3,176万5,000円減額いたしておりますが、当委員会では、これについても質疑が出なかった状況でございます。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

日程第4、議案第3号から日程第8、議案第7号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第7号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第3号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第3号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申

申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養給付費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） それでは、議案第3号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,525万9,000円を減額し、総額を48億3,704万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、これまでの医療給付費実績と今後の医療給付費の見込みを勘案いたしまして、国庫負担金、調整交付金、療養給付費等交付金などの歳入と、一般被保険者療養給付費、共同事業拠出金、償還金などの歳出をそれぞれ補正したものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

予算書の109ページをお開きをお願いいたします。

国保税の一般分合計で845万円の減額、退職者分合計で345万円を増額し、一般、退職合わせまして500万円を減額するものでございます。

次の110ページをお開きをお願いいたします。

国庫負担金の療養給付費等負担金は、実績見込みによります変更申請に伴い2,264万9,000円を減額、高額医療費共同事業負担金は、国保連合会からの確定通知によりまして136万円を減額、特定健康診査等負担金は実績見込みにより16万3,000円減額するものでございます。

次の111ページでございます。

国庫補助金の財政調整交付金につきましては、見込みによりまして6,223万5,000円を増額するものでございます。

次の112ページをお開きをお願いいたします。

療養給付費等交付金につきましては、支払基金からの変更決定通知によりまして、現年度分を2,961万7,000円減額、平成19年度療養給付費等交付金の確定に伴う追加交付金といたしまして、過年度分を5,292万5,000円増額するものでございます。

113ページでございます。

県負担金、高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会からの確定通知によりまして136万円を減額、特定健康診査等負担金は実績見込みによりまして16万3,000円を減額するものです。

114ページをお開きをお願いいたします。

県補助金の財政調整交付金につきましては、実績見込みによりまして2,476万円を減額、特別調整交付金につきましては、医療費適正化特別対策事業、収納率向上特別対策事業による交付金の

ほか、保険財政共同安定化事業交付金の補てん金を見込み、8,008万2,000円を増額するものでございます。

次に、115ページでございます。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、連合会からの確定通知によりまして2,389万3,000円を減額、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、確定によりまして1億3,463万9,000円減額するものでございます。

次、116ページをお開きをお願いいたします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金を交付決定見込み額に基づきまして891万1,000円減額、事務費等繰入金を329万円増額するものでございます。

117ページをお願いいたします。

諸収入の延滞金につきましては、実績に基づきまして362万3,000円増額するものでございます。

118ページをお開きをお願いいたします。

雑入でございます。交通事故等の求償実績に基づきまして第三者納付金を418万8,000円増額、一般被保険者返納金を62万3,000円増額するものであります。その中の雑入につきましては、29万円追加するものでございます。この29万円の要因といたしましては、70歳以上の療養費に係ります保険者負担分は法定では8割でございますが、窓口での償還払いにつきましては、被保険者の利便を考慮して9割を支払うことになっております。法定との差額1割を連合会から受け入れているところでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

119ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費につきましては、実績見込みによる補正でございます。

120ページをお開きをお願いいたします。

賦課徴収費につきましても、実績見込みによるものでございます。

121ページの運営協議会費でございますが、これについても同様でございます。

122ページをお開きをお願いいたします。

保険給付費、療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費につきましては、1億129万4,000円を減額しまして、25億2,927万円とし、退職被保険者等療養給付費は、療養給付費等交付金の変更決定通知に基づきます財源振替でございます。

一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、審査支払手数料を減額し、合わせて療養諸費を27億5,400万8,000円とするものでございます。

これらにつきましては、いずれもこれまでの実績と今後の見込み額を基に減額等の補正をお願いするものでございます。

123ページをお願いいたします。

高額療養費の一般被保険者高額療養費は、療養給付費等負担金、財政調整交付金、共同事業交付金の変更申請や確定額に基づきまして、国県支出金やその他の財源から一般財源への振り替え

でございます。

退職被保険者等高額療養費につきましては、実績見込みによります増額でございます。

124ページをお開きをお願いいたします。

葬祭諸費につきましては、見込み件数の増により、葬祭費の45万円の増額をお願いするところ
でございます。

次の125ページでございます。

後期高齢者支援金等につきましては、支払基金からの確定通知による補正でございます。

126ページをお開きをお願いいたします。

前期高齢者納付金等でございますが、127ページの老人保健拠出金、開けまして128ページの介
護納付金につきましては、療養給付費等負担金、財政調整交付金の変更申請等に基づく国県支出
金、その他財源と一般財源との財源振替でございます。

129ページをお願いいたします。

共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては544万1,000円減額、
保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1,462万3,000円減額するものでございます。いず
れも拠出金積算額が確定したことによるものでございます。

130ページをお開きをお願いいたします。

保健事業費、特定健康診査等事業費につきましては、実績見込みに基づきます補正ございま
す。

131ページの疾病予防費につきましても、事業実績見込みに基づくものでございます。

132ページをお開きをお願いいたします。

諸支出金、償還金及び還付加算金でございますが、国庫補助等返還金は、平成19年度療養給付
費等負担金の確定に伴います精算返納金として4,878万1,000円を計上いたしたところでございま
す。

133ページでございますが、予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため、4,993
万8,000円の増額といたしたところでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 歳入についてお伺いをします。

予算書の109ページです。

昨年、20年度の国民健康保険特別会計については、保険税の値上げ等のことでいろいろござい
ました。最終的に約12%の税率を上げたということになっているわけですがけれども、今回、最終
補正というようなことから、この109ページの保険税の歳入、予算ですよ、これについて、一応
これでつじつまが合う形になっているという形でありますけれども、この予算について、歳入を
ですよ、何パーセント見込んで、ここに予算として計上しているかと。というのは、税金を上げ
ることによって、歳入欠陥が出てくるんじゃないかという懸念があったわけでございますけれど

も、そのへんは順調に納入をされているのか、併せてお伺いをいたしたいと思います。

○税務課長（外山文弘君） 歳入に関する御質疑でございます。

御指摘のとおり、昨年度、臨時議会で11.9%の引き上げを行ったところでございます。今回、3月補正につきましては、12月現在での調定額、それに伴います、また収入済み額を基本として、今回は補正計上いたしております。そういう中で、国保税につきましては、当然、調整交付金の減額対象となる92%、これをクリアするという前提の下で、92%で計算をいたしたところでございます。特に一般分につきましては、92.1%ということでございますが、基本的には92%で計算をしたところでございます。なお、収入済みの状況でございますが、2月末現在、現年分につきましては、退職まで含めまして88%、あと4%程度不足しているところでございますが、これは5月までに向けましてクリアできるように努力したいというふうに考えております。

○9番（迫田正弘君） いわゆる歳入欠陥に陥るということは、執行上、非常に困難になってくるというようなことでございますから、そのへんがやはり今度の場合は、特に出てくるのではないかとこのように考えておりますので、その点はやはり今、課長から答弁がありましたように、その収納率については達成するということが最前提かというふうに思われますから、そのへんについては最大限の留意をすべきだろうと思います。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、年度末ということで、減額補正が大方出てくるんですが、その中で温泉保養所の利用料助成、これが100万円増額で補正がされております。利用者が増えたということのようでございますが、利用者が増加をした要因、原因というのは、何が考えられるのか、それが1点。

それから、これは健康を増進していくんだという目的でしている事業でございますが、この利用者が多くなるということで、健康の増進に寄与しているという判断をしたいところでございます。したがって、そこらへんをどう見ておられるのか、それが2点目でございます。

それから、3点目は、今年度、国保税を改定をしてまで運営をしてきたという状況の中で、収支の見通しをどう見ておられるのか、ひとつ、3点を御答弁をお願いします。

○保健課長（今井善文君） まず、温泉保養券の増加の要因ということでございますが、従来は助成額は1回につき200円ということになっておりますが、1回につき、その券1枚という条件でございました。それを緩和いたしまして、少しでも執行率を高めようということで、使いやすいように制度を変えたと申しますか、そういうことで、従来からいたしますと、交付枚数に対しまして、執行率の方が上がってきております。そういうこと等も関連して、今回、ちょっと不足気味ということで、増額の補正をお願いをしたところでございます。

それから、温泉の健康増進に関するところでございます。国庫につきましては、残念ながら、20年度で温泉保養につきましては認めないというようなことで、返納というような形になったわけではございましたが、本市といたしましては、一つでも健康に留意していただく、医療費等への影

響ということ等からも、こういう事業を実施をいたしておるところでございます。温泉利用によりまして、医療へのかかり方、またそういう部分で当会計におきましては、効果があるのではないかとというふうに考えております。

それから、収支の見通しでございます。平成20年度の、現在、まだ国の調整交付金が確定をいたしていないところでございます。例年ですと、大体の確定が来ておるところでございますが、作業が遅れておりまして、まだ確定してないところでございます。現在の試算額だけで見ますと、現在、補正をお願いしている金額よりも増額とはなっておりますが、まだ確定していないということで、補正の方はお願いしております。

21年度へ向けてでございますが、20年度の調整交付金の積算額、あるいは20年度の確定額等を基に積算しまして、この額がこちらの方で積算しました額、満額で交付された場合につきましては、平成21年度につきましては、平成20年度の保険税額の総額を確保できれば、単年度としては賄えるのではないだろうか、現在見込んでおるところでございます。しかしながら、平成20年度におきましては、前期高齢者交付金が途中で減額というようなこともございました。そういう不確定要素等がございますので、今後の交付金等の確定作業を見守らせていただきたいと考えております。

それから、また平成20年分の所得も今後確定作業が進んでいくかと思えます。この部分についても影響がどれだけあるのか、考慮していかなければならないかと考えております。

それから、国保財政の健全化という部分でいきますと、予備費あるいは基金の確保ということも、当然必要となってきます。

今申し上げましたように、各交付金や所得の確定作業等を見守りながら、法定外の繰入金などの活用とか、そういう部分については、今後検討を重ねていかなければならないというふうに考えております。

○31番（野村公一君） よく分かりました。

問題は、この温泉の利用の状況なんですが、おふろに入っただいて、健康を維持してもらうということですので、非常にいいことに違いはないんです。そのことが医療費の抑制につながっていかなくやならんと。したがって、その医療費の抑制の効果、その効果がやはり事務局としては検証をされるということが大事だろうと。そうしなければ、検証をして確かなものを、手ごたえのあるものをつかむ、そのことでやっぱり次へのステップが図れるというふうに思いますので、その検証方法というのをしっかりやっぴりしてもらわなくやならんと。そこらへんをどうお考えになっているのか、事務局はでしようが、これは市長にお伺いをしておきますが、どういう作業をして、その検証をされようと思うのか、それをお聞かせをいただきたい。

それから、併せてでございますが、私たちが一番心配をするのは、この保険税が改定改定ということで、徐々に増額をしていくことの懸念が一番恐れているわけでありまして、今、課長が言われるとおり、20年度の決算状況では、21年度単年度は今の状況で乗り切れるんじゃないかなろうかという見通しを述べられました。そうしていただきたいというふうをお願いをするわけですが、

市長の見通しとして、市長がどうお考えになっておられるのか、市長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民健康保険の制度の維持につきましては、皆さん方から様々な御意見をいただきまして、昨年の7月に新しく税の改定をしていただき、制度維持をしているところでございます。その中で、今後の見通しというようなことを前提としまして、平成20年度の保険制度の維持を討議していただいたところでございますが、11.9%の税率の改正をしていただきまして、その後、私どもは後年度におきまして、再び税率の改正につながらないような形の保険制度の維持をするためには、どういったことをすべきかということ協議をすぐさま開始したところでございます。

そのような中で、市民の方々と交えた健康づくり委員会等を設置いたしまして、協議をしていただきながら、私自身は担当の方から、医療の給付につきまして、常に状況等を報告を受け、そして、そのことが次年度について、どういった形の影響があるかということについては、検討してきたところでございます。

報告の中で、予想より医療の給付費が伸びてないというような状況も受けているところでございます。そのような状況報告を受けつつも、私どもは今後は更に高齢化が高まっていくということになりますので、そのことにつきまして、健康の増進、運動というものにつきましては、慎重に、あるいは積極的に取り組むべき内容だということで、そのひまわり元気委員会の方々の討議をいただいた結果をもちまして、21年度予算に事業として反映しようとしているところでございます。そのことについては、ただいま御提案申し上げておりますので、十分、御議論いただきまして、そして、そのような結果が出るように、皆様方の御理解と御指導を賜りたいというふうに思います。

検証方法ということでございますが、もらっている世帯と、もらっていない世帯というようなところの比較というものも考えられるんじゃないかなあというふうに思います。温泉利用券が新しく利用しやすい形で20年度は提案させていただいたということでございますので、また今後、この温泉利用につきましては、増えていくんじゃないかなあというふうに考えますので、利用者の方々のアンケート調査等を実施していければというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） ただいまありました温泉保養所利用料助成事業の関係についてお伺いをいたします。

新年度になりましても、この関連の予算が出てくるかと思いますが、この温泉利用というのは、ある程度、どの程度の利用があるかということの見込みで予算を計上されたと思います。そして、20年度から利用者が利用しやすい形に利用券を変えたということで、利用率が向上したということでもあります。それは非常によいことではありますが、昨年、非常に大きな国民健康保険税の引き上げをお願いする中で、実際の利用者というものが全利用者数の中でどの程度の割合を示すものなのか。と申しますのは、やはり負担する者と、利用、いわゆる恩恵を受ける者が、あまり格差

が出てくる恐れはないのかということでもあります。そうしたことから、こういった事業については、年間予算を一応上げられた後は、ある程度、打ち切るというようなことも考えられてしかるべきではなかったのかなあと感じておりますが、そういった検討はなされなかったのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この温泉利用の利用券につきましては、今回、市独自で改めて、そして利用しやすい形でさせていただいたということをごさいます。その結果、利用が増えてきているというような状況であると思います。野村議員の方からもありましたように、この効果について、しっかり検証していかなければならないというようなことをごさいます。そして、今、議員がおっしゃるように、その効果等については検証しながら、その廃止も当然視野に入れた形のものと考えていくべきだという御提案をごさいます。確かに、国民健康保険税全体から考えますと、無駄なところは省きながら、市民の方々の健康増進に、制度の維持に取り組んでいかなければならないというようなことをごさいますので、先ほども申しましたように、利用者の方々のアンケート調査等をさせていただきまして、そのことについて、今後の取り組みについては考えさせていただきたいというふうに思います。

○保健課長（今井善文君） 当初におきましては、全体で約4万1,000枚程度の交付予定ということで、予算をお認めいただいているところでございます。それを、今回、12月までの実績といたしまして4万760枚ということをごさいます。これまでの実績に基づきまして、3月までの見込みを出したとき、約6万5,000枚程度になるのではなかろうかということで、今回補正をお願いしたところでございます。

それから、世帯ごとの利用割合につきましては、現在ちょっと調べております。

この交付に対しまして、利用される割合でございますが、前年までは約50%ぐらいの割合でございましたが、現在は70%ぐらいになっているということをごさいます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） この特定健康診査等事業の関係を少しお願いします。

これは目標とされていたものからするとですね、約6割ちょっとということですが、これは先々、ペナルティの関係もありますよね。当初、努力をしてやろうとされたわけでしょうが、どれぐらいのところまで、この健診の受診率というのはあったんですか。

○保健課長（今井善文君） 特定健診につきましては、当初、集団、個別、それぞれ集団の方を1,600人程度、個別の方を1,000人程度ということで見込んで実施をいたしてきております。実績見込みといたしまして、個別の方が非常に希望が少ないということで、150人程度になるだろうと。ただ、集団の方につきましては、1,800人程度の実績見込みを、今立てております。今後、また個別につきましては、随時、報告等が来ますので、この数字につきましては、まだ若干動く可能性はございます。今年度につきましては、5年計画の初年度ということで、30%からの目標を立ててやっておりましたが、残念ながら、この30%にはまだ届いておりません。今年度の健診の実施

時期、体制等を検証いたしまして、また21年度に1人でも多くの方に受けていただけるように、計画等の検討を重ねているところでございます。

○25番（小園義行君） これ悠長なことを言っているとですよ、あとはね、これは大変ですよ。だから、30%というそこに、なんでしょう、国が求めているのはもっと高い数字ですよ。そこに対しての考え方なりというのを、本当にこの国保会計、ここをしっかりと守っていくという点からしたときに、このこともいい加減に考えてると、後々、ちょっと大変なことになっていきますということがありますのでね、体制をしっかりと、ここは本腰を入れてやらないといけないというふうに思います。今、課長が述べられたとおりです。30%にということですけど、この倍からですよ。その後、今、努力もされてますが、指導の関係も含めて、そこもまたハードルがとて高いわけですし、ぜひ、ここをね、ただ少なかったから減額するんだということではないというふうに、僕は心配をしておりますので、ぜひね、ここについても21年度を含めて、きちっとやったりやっつかんといかんのじゃないかなあというふうに思います。これは人が足りないのか、それとも健診を受けられる方々に対しての啓発のやり方がまずいのか、そこをしっかりと検証した上で、次年度、21年度、目標をですね、クリアしていくという体制をとっていかないと、国保財政に対して、大変圧迫をするということでもありますので、対応をぜひですね、お願いをしたいと思います。

○保健課長（今井善文君） 最終目標につきましては、65%というようなことに、国保においてはなっております。これは5年後でございますので、議員おっしゃいますように、そんなに悠長に構えておられる時間はございません。20年度におきまして実施しました体制、そこを反省を現在いたしている部分もでございます。がん検診等との同時実施という検診体制、集団につきましてはそういう体制で現在やっておりますが、実施時期がちょっと健診機関等との協議の中で年度後半にあったということも、また追加でそういう機会をつくれなかった、そういうこと等もございます。21年度につきましては、もう6月からそういう集団等も入っていくということで、少しでも受診者の増加につながるような形で改善につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第4号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療給付費、審査支払手数料等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） それでは、議案第4号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ3,224万3,000円を減額いたしまして、5億6,393万9,000円にするものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきまして、後期高齢者医療制度発足前の平成20年3月診療分等につきまして、医療給付費の実績等を勘案いたしまして、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金などの歳入と、医療給付費、審査支払手数料の歳出をそれぞれ補正するものでございます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

139ページをお開きをお願いいたします。

支払基金交付金のうち、医療費交付金につきましては、変更交付決定額に基づきまして3,937万6,000円を減額し、審査支払手数料交付金につきましても、支払件数の減によりまして55万6,000円を減額するものでございます。

140ページをお開きをお願いいたします。

国庫負担金、それから141ページの県負担金につきましては、変更申請に基づき減額するものでございます。

142ページをお開きをお願いいたします。

一般会計繰入金につきましては、2,913万4,000円増額いたしまして、7,177万6,000円とするものでございます。

143ページでございますが、預金利子でございます。実績に基づきまして6万9,000円増額するものでございます。

144ページをお開きをお願いいたします。

諸収入、雑入でございますが、交通事故等の求償実績に基づき第三者納付金を74万2,000円増額、

医療機関等からの返納金につきましては1,749万9,000円増額しようとするものでございます。

次に、歳出でございます。

145ページでございます。

医療諸費のうち、医療給付費につきましては、これまでの実績と今後の医療費を見込みまして3,182万8,000円を減額、4億4,817万2,000円とするものでございます。

審査支払手数料につきましては、41万5,000円を減額いたしまして、151万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第5号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第5号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第5号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,821万9,000円を減額し、総額を3億2,303万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、年金天引きからの口座振替の徴収方法の変更による普通徴収の対象者の拡大等による歳入と、広域連合納付金の確定、保健事業の実績見込みによる歳出をそれぞれ補正するものでございます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

150ページをお開きをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料につきましては、保険料の負担軽減措置が講じられたこと等により7,510万9,000円を減額し、普通徴収保険料につきましては、普通徴収の対象者の拡大等により2,133万1,000円を増額するものでございます。

151ページをお開きをお願いいたします。

督促手数料につきましては、実績見込みでございます。

152ページでございますが、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金につきましては、軽減対象者数の減等によりまして798万9,000円減額、事務費繰入金につきましては、実績に基づきまして172万2,000円減額するものでございます。

153ページをお開きをお願いいたします。

預金利子につきましては、実績見込みでございます。

154ページでございますが、受託事業収入、広域連合受託事業収入は、重複・頻回受診者等の訪問指導事業の実績見込みに基づくものでございます。

155ページをお開きをお願いいたします。

雑入でございますが、事業実績に基づき、健康診査事業補助金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

156ページでございますが、総務管理費につきましては、実績に基づく補正でございます。

157ページの徴収費についても同様でございます。

158ページの広域連合納付金につきましては、広域連合共同事業負担金の確定に基づくものでございます。

159ページをお開きをお願いいたします。

健康保持増進事業費、健康診査費につきましては、健康診査の実績等に基づき、減額しようとするものでございます。当初は、75歳以上の高齢者の約3割、1,600人程度を見込んでおりましたが、実際の申込みにつきましては370人程度ということになって、今回の補正をお願いするところでございます。

160ページでございます。

医療費適正化推進事業、重複・頻回受診者等訪問指導費につきましても、実績見込みでございます。

161ページでございます。

予備費でございます。今回の補正予算に伴う調整でございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、保険料がおよそ5,000万円減額で補正されておりますが、保険料の見込み額というのが、補正前に比べて、およそ77%になるようであります。本来、本市のこの会計の保険料額、いくらが想定されておるのか、それを1点。

それから、今回、5,000万円近く減額でございますが、特別徴収、それから普通徴収、それぞれ徴収率が何パーセントで今推移をしておるのか、その2点を御答弁をいただきたいというふうに思います。

○税務課長（外山文弘君） 後期高齢者の保険料の総額でございますが、当初見込みにつきましては、かなり大幅に見込みをしているようでございます。今回、軽減措置等を含めまして見込んだのが1億8,153万円ということでございますが、当初の段階ではそういう軽減措置等もある程度見込まない状態で約2億3,500万円という数字で計上していたものと考えられます。

特徴分と普徴分の徴収率でございますが、特別徴収につきましては、基本的にもう年金特徴でございますので、ほぼ100%ということでございます。普通徴収につきましては、本市の場合、平均しまして、3月から8月までの平均でございますが、96.4%、これを基本に今回は補正をお願いしたところでございます。県内の状況を見ましても、普通徴収の96%台というのは、割と県下では普通徴収率はいい方でございます。

○31番（野村公一君） 今回の補正で1億8,153万円見込まれておるようでございますが、後期高齢者の対象者の保険料、これは、減免措置等も除外をした総額が1億8,153万円というふうなことで、今回補正をされたのですか。

○税務課長（外山文弘君） この金額につきましては、軽減措置を含んでおります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第6号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第6号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、地域密着型介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） それでは、議案第6号、介護保険特別会計補正予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,857万8,000円を減額し、総額を30億9,696万7,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございます。

予算書の168ページをお開きをお願いいたします。

保険料につきましては、実績見込みにより補正をお願いするところでございます。

開けて、170ページからでございますが、国庫支出金、それから172ページの支払基金交付金、県支出金、繰入金の主なものといたしましては、保険給付費及び地域支援事業等におきます歳出の補正に伴います歳入の補正でございます。なお、既に交付決定が行われているものにつきましては、決定額で計上をいたしております。

歳入の中で、171ページの国庫補助金の中に事業費補助金65万2,000円というのを計上いたしておりますが、これは補正予算（第2号）でお願いをいたしました制度改正に伴いますシステム改修につきまして、新たに補助金が見込まれましたので、今回計上をいたしたところでございます。

次に、歳出でございます。

177ページをお開きをお願いいたします。

一般管理費でございますが、実績見込みによる補正でございます。先ほどのシステム改修に伴います補助金を充当をしております。

178ページから184ページの保険給付費につきましては、本年度分の実績を基に年間所要額を算出いたしまして、それぞれの給付の増減を行った結果、合計で400万円の増額をお願いしようとするところでございます。

次に、185ページからの地域支援事業費でございますが、それぞれの年間所要額を算出したものでございます。

185ページの介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費の委託料につきましては、通所型介護事業等、特定高齢者生活機能評価審査料、通所型介護予防事業等の減額でございます。

186ページの任意事業費の委託料の減額につきましては、見守りの必要な方への配食支援事業等

の実績減に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 所管でもありますので、質疑させていただきます。

今回の介護保険の補正額は約1,800万円ですが、そのうちの1,300万円近くは、この地域支援事業費のうちの介護予防事業費の補正額が大きいと思います。そして、この予算説明資料によりますと、見込み額と実際の執行額との差額、それが約50%近い減額になってると思います。介護保険の中で、地域支援事業のこの介護予防というものの見込みをどういう根拠でなされたのか。なぜ、このような減額がなされたのか。私どもとしましては、地域支援事業の中でのこの介護予防事業というのは、介護保険事業の中でも大きなウエイトを占める事業だろうと考えています。その中でこれほどの大きな見込み額が出るということは、やっぱり説明の必要があるかと思しますので、よろしくお願いいいたします。

○保健課長（今井善文君） 介護保険事業におきます地域支援事業、いわゆる予防を重視した事業でございます。この事業が順調にいくことで、要支援、要介護、あるいは重度化しないというふうにもっていくための事業でございます。今回、特に大きいのが、特定高齢者施策事業の事業費の減額が大きゅうございます。この理由につきましてでございますが、現在、特定高齢者と呼んでおります人たち、候補者といたしまして500名近くいらっしゃいます。その方たちが予防事業の方に移行してきていただいて、それぞれのサービスを受けて、重度化しないような形での事業が取り組めたらと思って、当初はそういう計上の仕方をいたしておるわけでございますが、実際は、先ほど500名近くと申し上げましたが、その中でサービスを御希望される方が、本年度、現在の時点では184人しかいらっしゃらないと。お誘いするんですが、なかなかそのサービスまで結び付けられないというのが現状でございます。184人の方がサービスを御希望されるということで、特定高齢者の方に認定をいたしております。しかしながら、この中でまたサービスを実際に受けていらっしゃる方が140人というのが実態でございます。この方々をどうにかサービスまでこぎつけていきたいというのが、今、我々に科されている課題ではないかというふうに考えております。そういうこと等がございまして、今回、ちょっと大幅な減額ということになった理由でございます。

○8番（藤後昇一君） 今の説明を聞きましても、実際の見込みと、実際受けられる方の数の差がかなりあります。ということは、果たして機能のさせ方といいますか、事業のもっていき方といいますか、それに大きな問題があるのではなかろうかということも考えられるわけですが、そこらあたりの担当課として、検討はなされたのか。当然、なされているんだろうけれども、次年度に向けまして、ここらあたりのその見通しは立っているのかどうかですね。

それともう1点は、この通所型介護予防の方なんですけど、こちらの方も減ってきております。これも私が危ぐするのは、これは執行事業としてですね、縮小の方向に流れをもっていこうということではないんだろうなあとという恐れをもっているわけなんですけど、まさかそういう流れの中

で、こういう予算執行の形態になっているのではないだろうかと危ぐするんですが、その2点について、どうでしょうか。

○保健課長（今井善文君） まず、20年度につきましては、19年度からしますと、ちょっと違った取り組みというか、温泉を使ったデイサービスと。特定高齢者への介護予防事業の後での続きと申しますか、そういうことで温泉を使ったデイサービス等も計画をいたしまして、実行をいたしております。そういうふうの魅力をもたすのも一つの方法かなということで、新たな取り組みを開始をいたしております。21年度につきましても同様に、何らかの魅力がなければ、なかなかそういう介護予防教室と申しますか、そういうところに参加をしてもらえないという部分もございいますので、新たな展開等をまた模索をしていかなければいけないというふうに考えております。

それから、通所型介護予防事業のことでございますが、これについては別に縮小とか、そういうことは考えておりません。先ほど申し上げましたが、特定高齢者の方の通所事業でございますので、このサービス受給者を、我々としたしましては、まだまだ増やしていきたいという考えでございますので、予算的にはこの地域支援事業がそういうところの予算でございますので、そういう方向性で21年度につきましても臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時06分 休憩

午後1時11分 再開

—————○—————

日程第8 議案第7号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

小園議員から、少し遅れるという届け出が出ております。

日程第8、議案第7号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算について補正をするものでございます。

内容といたしましては、歳出の一般管理費の職員手当等、役務費及び委託料を減額し、予備費を増額するものでございます。

予算書の190ページをお開きください。

歳出の一般管理費のうち、職員手当等につきましては、職員2名分の扶養手当、期末手当、勤勉手当を合わせて19万円、役務費は、通信運搬費及び手数料を21万円、委託料につきましては23万円を、合わせて63万円を減額し、一般管理費を6,844万9,000円とするものでございます。

191ページをお願いいたします。

予備費ですが、63万円を追加し、164万8,000円とするものでございます。

以上です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） それでは、通告をしてあります4件について質問をいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に対する対応について質問をいたします。

私は、平成19年に、同僚議員とともに、志布志市の教育委員会を傍聴をいたしました。その時、本市の教育委員会では、真剣かつ活発な議論や質疑があり、いきいきとした委員会だという印象を受けました。

本市の教育委員会には、これから私が述べることは当てはまらないのかなあとは思いますが、教育基本法の改正を実行した安倍内閣の時に設置された教育再生会議の報告では、次のような内容が報告をされています。

現在、教育委員会は必ずしも組織として十分に機能しているとはいえません。その存在意義を原点に立ち返って見直すとともに、教育委員会の閉鎖性、形式主義、責任感のなさ、危機管理能力の不足、委員の高齢化、名誉職化といった弊害を取り除かなければなりません。教育再生会議として、次のように提言します。こう前置きをしまして、その提言を受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされたわけであります。

提言のうちの一つは、教育委員会は地域の教育に対する責任と、住民への説明責任を負う。このため、教育委員一人一人の活動状況や、個別案件への賛成・反対の結果を公表するなど、教育委員会での議論や、学校における問題の情報公開を徹底し、住民や議会による検証を受ける。また、教育委員会の活動状況を原則として、毎年、議会に報告するとありまして、これらが今回の法律改正に盛り込まれた形で、平成20年4月1日に施行をされました。

そこで、この法律改正を受けて、本市の教育委員会は、その運営や各委員の活動について、どのような改善あるいは充実策を講じてきたのか。また、この法律の第27条第1項の規定によると、教育委員会は、毎年、点検と評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することになっておりますが、いつ提出をされるのか。また、同条第2項では、この点検と評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとありますが、具体的にどのように実施をしていく考えなのか、教育委員長にお尋ねをいたします。

また、市長に対しては、任命権者として、教育委員及び教育委員会をどうとらえているのか。また、今後、どうあるべきと考えるか、お考えをお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても、教育委員長の委任を受けましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

お答えいたします。

ただいま議員の御説明にありましたとおり、この地方公共団体における教育行政は、教育基本

法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上、そして地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担、相互協力の下、公正かつ適正に行われなければならないという基本理念の下に、私どもは本市の教育行政に取り組んでいるところでございます。

そのような中にありまして、委員会の運営ということでございますが、委員会の運営につきましては、各教育委員の御理解・御協力の下に、定例教育委員会の開催時間を、これまでよりも早めに設定いたしまして、残りの時間を、例えば学校や保護者の抱えている課題、また今後の学校の在り方等などにつきまして、幅広く意見交換をしていただく場として設定をいたしました。

また、委員の活動ということでございますが、これにつきましては、4人の教育委員には交互に年5回行っております校長及び教頭研修会、別々5回行っておりますが、での講師を務めていただきました、講演の講師をですね。おかげで、保護者が抱える子育ての悩みでありますとか、委員自らの子育て体験談などの中から、校長及び教頭は、大きな示唆を与えられる機会となったと、大変好評でありました。

先ほど、議員の御指摘がありましたように、委員長でありました岩根議員にも、定例教育委員会を傍聴していただきましたし、同じく副委員長の鶴迫議員にも傍聴していただいた経緯がございますが、私どもといたしましては、本市の子供たちの確かな学びと豊かな育ちが展開されるように、工夫をしているところでございます。

特に近年は、生活様式の変化、あるいは価値観の多様化などによりまして、いわゆるモンスターペアレントなどという言葉もありますように、学校や子供に対する保護者のかかわり方も、少なからず変わってきている状況にありますので、学校の校長の中には、教育委員に悩みを相談したり、あるいは知恵を拝借したりしながら、学校経営にあたっている例もございます。

いずれにいたしましても、私ども教育委員会といたしましては、市内24校にしっかりした目配り、気配り、そしてきめこまやかな対応をしながら、確かな知育、徳育、体育、加えまして食育の調和のとれた、高い志を持った志布志の子を育てるために、今後とも努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、2番目の質問でございますが、議員御指摘のとおり、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会の職務権限に属する事務の管理・執行の状況の点検、評価及び議会への報告、そして公表ということをするようになりました。平成20年度におきましては、御案内のとおり、市全体の事務事業についての行政評価制度が、本市におきましても導入されまして、それらの自己評価業務にも、私どもも取り組んできたところでございます。

さらに、教育委員会といたしましては、外部の学識経験者からなる外部評価委員会を設置いたしまして、その会を近く第1回を開催し、その評価をいただきまして、教育委員会での議決を受けていく作業を進めているところでございます。

また、毎年の予算として、議会で審議いただきまして、それを執行し、そして決算審査等で審査・認定をいただく一般行政経費や、それから施設整備などの事業等につきましては、事業等は除きましてですね、県の例等も参考にしながら、学力向上の面からは、基礎・基本の定着と学習

指導の充実、あるいは心の教育の面からは、生徒指導・教育相談の充実、体育・健康教育の面からは、学校体育健康教育の充実、及び生涯学習、文化振興などを中心といたしました内容の評価及び指摘事項等に対する改善を含めまして、整理をいたしまして、一つの報告書として、次の6月議会に御報告させていただきまして、その後、広報等で公表していく考えでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の教育行政は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持及び向上、実情に応じた教育の振興が、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有する教育委員が適切に、教育委員長の下、運営をされているというふうに認識しているところでございます。

そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正につきまして、教育委員会の職務権限に関する事務の管理執行状況の点検、評価及び議会への報告、公表という内容であることについても承知しているところでございます。

昨年の議会でも御説明しましたとおり、平成20年度におきましては、市全体の事務事業について、行政評価制度を導入し、それらの自己評価点検を行ってまいりました。当然、教育委員会にかかわる事務事業についても同様であります。ただ、この法律に基づく教育委員会の職務権限に関する事務の管理執行の点検、評価及び議会への報告、公表というものは、やはり時代の変化に適応する開かれた教育行政を推進していこうという趣旨であるものと認識しております。

今後、教育委員会において、外部評価委員会の設置や議会への報告、広報等によって、更に開かれた教育行政が展開されるものと思っております。

○19番（岩根賢二君） 教育長の答弁の中で、6月には報告をすると、評価をした結果を報告するというところでございました。これは、先の3月3日に行われました全協の中でも、そういう旨のお知らせがあったわけですが、私は、その報告を聞いておれば、通告もしなかったわけですが、通告の時には、そういう情報は入っておりませんでしたので、できるだけそういう情報としては、執行部としてですね、早め早めに出すということをお心掛けていただきたいと思っております。

それで、1点だけお聞きしますが、この外部評価委員会というのは、もう既に立ち上げてあるというふうなことで、今、お聞きしたわけですが、どのような方をこの外部評価委員としてお願いがしてあるのかということをお聞きします。

市長に対しては、1点だけ、先日、教育委員の任命ということで、同意案件があったわけですが、この中で年齢、職業等に偏りがあってはならないという条件の下で、議会としては同意をしたわけですが、正確に言いますと、50歳代の方が4名のうち3名ですね、ということがありました。そのことは偏りだとは考えていないのか、その点をちょっとお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、委員を5人以内で構成するという規定を作ったところでございます。

そこで、今回の委員には、5名をお願いをいたしまして、内諾をいただいております。男性が3名、それから女性が2名と、こういうことでございます。それで、先ほどのこの設置の目的にもございますように、教育には直接できるだけかかわってない人といいたしめようか、そういう素人といいたしめようか、方々の御意見をお聞きした方がよかろうというような答申がございまして、私どもといたしましては、できるだけそういうことを中心に選んだつもりでございまして。まだ1回、今度近く開きますので、そこでこれまで19年度、20年度、私ども教育委員会が事業を展開いたしてまいりました、それらのこと等を説明をいたしまして、そして全般的な御質問をいただき、そしてそれをまた基に私どもが詳しく6月の公表、発表に向けまして、準備を進めてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、57歳の樽野さんを教育委員にお願いしたいということで御同意いただいたところでございますが、選考する際に、当然、年齢等が偏ってはならないということについては考慮しておりました。

第4条第4項に、著しい偏りが生じないようにというふうなふうを書いてございまして、50歳代が3人になったということではございますが、特に53歳、54歳、57歳というふうな形になっていまして、著しい偏りというふうにはならないんじゃないかなあということで御提案申し上げたところでございます。

そのような意味合いから、私どもの今回御提案いたしました樽野氏につきましても、御同意いただきましたが、人格は高潔で、そして教育についてもPTA会長等を経験された深い造けいのある方というようなことで御提案申し上げたところでございました。

○19番（岩根賢二君） 教育長の答弁の中で、あまり教育に従事してなかった、まあいえば言葉は悪いですけど、素人の方をというような話でしたが、この法律の中に書いてある文言を見ますと、特に学識経験という言葉の前に、教育に関し学識経験を有する者ということが書いてありますが、その点はどういうふうな理解をされてるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育という言葉が、大変ある意味では漠然といたしておりますので、私どもが選びました5名の方々は、それぞれの分野で、私は、年齢も違いますけれども、いわゆる生涯学習に一生懸命かかわっておられる方でありまして、または各種団体の長等、あるいはまた理事のような仕事をされた方もおられますし、婦人の方等もおられますし、そういう意味での、広い意味での教育という意味では、学校の先生をしておられたとかいうような形の教育というのではなくて、幅広い識見を持っておられる方々と私は理解しております。5人の中にお一人だけ教育に携わっておられる方がいらっしゃいますが、その人は既に定年になっておられる方でございますので、そういう方の意見はそれとしてお聞きしていきたいというふうにも思っておりますので、教育といっても、直接というのではなくて、私はそれなりの教育に関する造けいは深い方ではないかと、こういうふうな考えております。

○19番（岩根賢二君） この件に関してですね、もう1点だけお聞きしますが、既に市内の小・中学校では、この評価委員会を開いて、外部評価を受けて、結果も出して、公表もされているんじゃないかなあとと思いますが、そのいえば元締めである教育委員会自体が6月公表と、議会報告ということは、若干、遅きに失しているんじゃないかなあとと思いますが、その点はどういう考えで遅れているのか、その点をお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） 学校評価につきましては、後もって学校教育課長の方で説明をさせますが、確かに、既に学校評価は済んでいるはずだがという御指摘でございますが、御指摘のとおりでございます。学校評価は既に私どもも報告を受けております。ただ、今、肝心かなめの教育委員会は大丈夫かよということだろうと思いますが、これにつきましては、御案内のとおり、市長部局と一緒に行政評価をしようということになっておりましたので、私どももそれに乗っかってですね、一緒にやっっていけばいいかなということ等も考えておりました、やっぱりよくよくこの法律を読むと、これはやっぱり教育委員会は独自でやらにゃいかんのだよということ等もありました。また、ほかの47市町村聞きましたら、やってる所、やってない所があったものですから、もうしばらく様子を見てからとっておりましたら、遅くなってしまいました。ですから、早急に、前やっている市町村もございましたので、どういうものを点検項目に上げられましたかというようなこと等も情報もいただきながら、本市でも急いで点検評価を公表したいと、こういうふうに始めたところでございます。申し訳ございませんでした。遅れました。

○学校教育課長（山口幸彦君） 今、お尋ねの中でありました学校評価につきましては、学校24校の方が学校関係者評価という評価を、本年度末までに教育委員会の方に提出するようになっているので、現在、24校分まとめて、間もなく定例教育委員会の方に報告するような運びとなっております。その内容も教育委員会の仕事の一つになりますので、これを受けて今回の外部評価委員会の方に報告して評価をいただき、また次年度以降の事業等の展開に生かしていこうというような流れを考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 当年度のやつを翌年度に報告ということであれば、若干、年度としてずれ込むんじゃないかなあとという気がしますので、次年度以降は早急なそういう検討、評価をしていただけるようお願いしたいと思います。既に、全国を見ますと、もう昨年中に立ち上げて、検討しているという所もあるようでございますので、そのような対応をお願いしたいと思います。

それと、次の移動教育委員会の開催について質問をいたします。

教育委員会の定例会は、通常は志布志の本所で開かれておりますが、去年は場所を変えて、松山地区と有明地区でも開催をされたとのことですが、ただ単に場所を変えるのではなくて、小・中学校に場所を変えて、児童・生徒や、地域住民との交流を図れば、なお一層、教育委員会への理解も深まり、また率直な意見等も聞けるのではないかと思います。そのような考えはないものかお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

定例教育委員会につきましては、平成20年度は定例会を12回、月1回でございますが、あと臨時会を3回、計15回を実施いたしました。そして、移動教育委員会につきましては、ただいま御指摘のとおり、19年度中に8月定例会を有明農業歴史資料館、10月定例会を松山やっちくふるさと村で開催したところでございます。

さらに、開催場所を小・中学校で実施してはどうかということでございますが、小・中学校につきましては、毎年度、計画的に委員の学校訪問を実施しておりまして、平成20年度は小・中学校合わせまして13校で実施いたしまして、合併後、25校すべての学校で教育委員の学校訪問を実施したところでございます。

また、教育委員には、入学式、卒業式、それから運動会等の学校行事にも参加していただいております。そして、そのときには授業参観や学校給食などを通して、教育委員と児童・生徒及び教職員との交流を図っているところでございます。

また、地域住民との交流を図る考えはないかということにつきましては、教育委員会は御案内のとおり、傍聴もできますので、ぜひ、傍聴をしていただくように、これからもまた教育委員会の開催日等も広報をいたしまして、開催場所につきましても広く、志布志地域だけでなく、松山、有明地区でも開催をいたしまして、広く市民の求めに応じてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 定例会を12回と臨時会が3回ですか、計15回、委員会を開いたということで、回数的にはそうだったかも分かりませんが、松山と有明で開催をした時には、この開催場所だとか、時刻だとか、そういったことは教育委員以外のところでは、どういうところに周知をされましたか。教育長がおっしゃるように、傍聴もできますよということであれば、それは広く市民に告知をすべきだと思いますが、その点はいかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

会場につきましては、変えて行いましたけれども、積極的に今日はどこでいたしますと、移動教育委員会を開きますということはやっておりませんでしたので、十分反省いたしまして、次回からはきちんと公表をし、そして公に知らせて進めてまいりたいと、こういうふうを考えております。

○19番（岩根賢二君） それと、先ほど教育長のお答えの中で、学校訪問という言葉がありました。今までそういうふうな呼び方をしていたんだろうと思いますが、訪問ということは、どうですかね。私は、調査をするという感覚で学校を訪れてほしいなあと感じておりますが、単なる学校訪問ではなくてですね、何かやっぱり、先ほど答えの中にもありましたけれども、いろんな問題点を指摘したりとか、相手から聞いたりとかいうこともされているということですが、これを単に訪問ということではなくて、そういう問題点を探して、その解決を探るといふような形の、調査的な活動にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） 学校訪問という呼び名のことに関して、通例、これまでも呼ん

できました。大きくは、計画学校訪問というのと、市教委学校訪問というふうに分けておるところでございます。教育事務所の専門の指導主事、所長をはじめ、来ていただいて、合同で学校訪問をするのが、4年に1回の割合で現在行っているところでございます。加えて、市教委の単独で、教育委員の先生方をはじめ、事務局、指導主事全部で訪問する学校訪問が2年に1回の割合で、本市は今実施しております。

訪問という名前が、行って見学して帰ってくるぐらいならというようなことのお尋ねかと思えますけれども、実際は計画訪問は終日、市教委訪問も半日かけまして、学校経営の校長の説明から、それに対する質疑・応答、授業参観、研究授業、そして備品監査等、すべて学校の中ですべての担当が調査をし、その中で気づいたことについては、きちっとそこで厳しい指導をしながらを繰り返しております。

さらには、終わった後に、学校で、その指摘事項について、すぐできるもの、1か月以内にできるもの、年度末までにできるものと区別して、その実施状況についても、終わったら必ず報告させるようなシステムで、今、調査をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 今の課長の答弁は、まさに市長部局にも聞かせたいような話でございました。

私は、以前、新聞記事でですね、県の教育委員会が小学校で教育委員会を開催して、そこで児童・生徒たちと給食を共にして、交流を図ったというふうな記事を見ておりましたので、とてもいいことだなあと、志布志市でもできないかなあとということで提案をしたところでございます。それも参考にしていただければと思います。

それでは、次に、歴史の街づくり事業の推進策について、観光振興の観点から質問をいたします。

観光行政につきましては、合併後3年間に、回数にいたしまして20回近く、一般質問で取り上げられております。今さらという感じもしますが、それだけ本市にとって関心の高い項目であろうとも思い、質問をいたします。

昨年、国では、歴史まちづくり法が施行され、自治体の自主的な計画策定による歴史のまちづくりが、より一層促進をされる環境が整いました。鹿児島県議会でも、この3月定例会に観光立県かごしま県民条例が提案されるなど、観光に対する行政の取り組みが大きく注目をされております。

この基本条例案では、観光産業は本県の基幹産業である農林水産業や、運輸業、製造業、その他の産業とも密接な関係を有する総合的な産業であるとしており、観光の振興を図ることは、観光する旅行者と地域の人々との交流や相互理解も促進し、地域経済の活性化や潤いのある豊かな生活環境の創造などにもつながるものであると述べられております。

昨日の南日本新聞にも、持続的な観光振興への提言として、客員論説員の持論が展開をされておりましたが、ここでも観光の形態は、団体旅行や記念写真型から、歴史・文化への造けいを深

めたり、自然体験をするなど、知的好奇心や内心的欲求へと変化しつつあると述べられております。

このことは、志布志町時代から受け継がれてきた歴史の街づくり事業の本質そのものであります。その意味から、この事業は本市において推進していくべき事業の一つであるといえるのではないのでしょうか。実際に、合併時における新市まちづくり計画にも、各種文化財の保存については、観光資源としての活用を推進するとうたわれております。

このような状況の中で、志布志城跡公有化事業が平成21年度一般会計予算の債務負担行為として提案されていることは、この歴史の街づくり事業の一步前進を意味するのではないかと考えます。

この事業は、文化財の担当部署であります教育委員会だけでなく、全庁的に取り組むべき事業だということで、現在は企画政策課で検討委員会を設置して取り組んでいるわけですが、課が所管する一委員会ではなく、この事業専門の一つの推進室を設けて取り組むべき大きな課題ではないかと考えております。この事業の一つ一つの項目を事業展開し、実績を積み上げて、最終的に集大成させるという壮大な構想の下に進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そのような意味から、歴史の街づくり事業推進室を設置する考えはないかお尋ねをいたします。

歴史の街づくり事業についての2点目として、志布志麓庭園周辺の観光基盤整備について質問いたします。

現在、2か年にわたっての観光ガイドの養成講座が開かれておりますが、これは歴史の街づくり事業のうちの一つの項目として、教育委員会が主体となって取り組んでいるわけですが、実際に現地でガイドを経験された人、また案内を受けられた来訪者の感想として、まず一休みする場所やトイレが無いので大変困った、あるいは市街地であり、学校や商店、住宅等が密集しており、車をどこに止めていいのか迷って大変苦労したという話をよく耳にします。

そこで、城跡の公有化と併せて、駐車場や休憩所、それとトイレを設置すべきではないかと考えますが、そのような考えはないのかお尋ねをいたします。

3点目として、歴史の街づくり事業と関連するさんふらわあフェリーターミナルの活用策について質問いたします。

歴史の街づくり事業を市全体の観光振興策の一環と考えますと、さんふらわあの利用促進も重要な要素の一つではないのでしょうか。

施政方針や一般会計予算案によりますと、間もなくJR九州の協力を得ながら、志布志駅に観光案内所を設置することになっておりますが、これと連携をして、さんふらわあフェリーターミナルの活用をもっと図るべきではないのでしょうか。さんふらわあにつきましては、企画ツアーなどで利用促進を図ると述べてありますが、ただ割引をしたり、助成金を出すだけでは、その場限りの利用に終わってしまうのではないのでしょうか。施政方針の市長の言葉を借りるならば、「市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高める」。そのために、さんふらわあフェリーターミナルがもっと志布志らしさを打ち出して、例えば市の木のびろうや市の花のひまわりでムードを盛り上げ、

市の特産品であるお茶で接待をしたり、海産物の試食をしてもらったり、あるいは歴史あふれるまちを積極的にPRして、歓迎ムードを盛り上げていけば、観光客はそのもてなしに心を動かされ、それがまた人を呼び、リピーターを増やすことにつながるのではないのでしょうか。

そのような観点から、さんふらわあフェリーターミナルの活用を図る考えはないかお尋ねをいたします。

そして、もともと所管をしていた教育委員会としては、この歴史の街づくり事業について、今後どのようなスタンスで取り組んでいく考えか、教育委員長にお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史の街づくり事業につきましては、課長級のメンバー10名で構成します歴史の街づくり事業検討委員会を昨年の5月21日に設置しまして、事業に係る調査等を行ってきたところでございます。

御質問の志布志城跡公有化事業につきましても協議を行っておりまして、この中に筆界未定地がございますが、この問題解決方法についてや、そして今後の活用について議論をしてきたところでございます。これまで7割以上を取得していることや、山城の整備を進めるためには、公有化が今後とも必要ということ結論付けまして、今回の予算計上に至ったところでございます。

そして、昨年的一般質問でも出されました、歴史的環境形成総合支援事業についても検討しております。この事業につきましては、重点地域の指定を必ず行わなければならないことや、昔からの無形文化財的な人々の営みがあることなどが条件となっております。ちなみに、今年度、この事業に認定されたのは、三重県亀山市、石川県金沢市、岐阜県高山市、滋賀県彦根市、山口県萩市の5市であります。

今後も、本支援事業の取り組みについては、研究をしてみたいと思いますが、歴史の街づくり事業を前進させるために、21年度は県の地域振興推進事業に手を挙げているところであります。補助率2分の1以内で、上限額は特にないところでございますが、大隅地域振興局でハード事業として予算があり、本市は観光案内板の設置など、860万円の事業費を申請しているところでございます。限られた予算の中で、できる事業から徐々に進めていきたいと考えております。

この歴史の街づくり事業につきましては、文化財保護、景観行政、観光開発、治山事業、治水事業など、多岐にわたりますので、教育委員会だけで取り組む問題ではないというふうに認識しております。現在、企画政策課を調整役としまして、各課が取り組むべき、それぞれの事業を検討委員会で一つ一つ検討・協議をしておりますので、新たな室の設置等につきましては、現在のところ考えていないところでございます。

次に、麓庭園周辺にトイレや休憩所の設置というものについては考えられないかということのお尋ねでございますが、志布志麓庭園につきましては、歴史のまちとして重要な文化財であり、観光資源であると思っております。本市で企画する散策ツアーにおいても、この志布志麓庭園を巡るコースは、大変好評を得ており、多くの参加者でにぎわいました。トイレ及び休憩所の設置につきましては、観光客、旅行者の立場に立ったときに、必要性はあると思うところであります。

また、宝満寺には合併前にトイレを整備していただいているところでありまして、志布志麓庭園一帯についても、年次的に整備を考えていく必要があると思います。このことにつきましても、その設置場所、用地の取得問題、大きさや規模の問題、維持管理の問題、財源の問題等、検討しなければならない事項が多くございますので、歴史の街づくり事業検討委員会の中で協議していきたいと考えているところでございます。

また、平成21年度の当初予算でもお示ししていますように、志布志麓庭園管理基本計画策定を予定しておりまして、庭園の管理につきましても、より充実したものにしていきたいというふうに考えております。

次に、さんふらわあのフェリーターミナル等の活用というようなことでお尋ねでございます。観光案内事業につきましては、今回、JR志布志駅の一部を市が借り受けまして、総合案内所を設置して、観光客をもてなす拠点として位置付けまして、観光ガイドの活用や市民ボランティアによる景観整備、駅前イベントの実施や、市内各所に設置する「まちかど案内所」と連携を図りながら、市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高めようとするのも目的の一つでございます。

そのようなことから、議員のおっしゃるように、フェリーターミナルを観光客が志布志市に訪れる際の最初の窓口の一つである「まちかど案内所」というふうに位置付けまして、相互に連携を図りながら、観光客の受け入れ態勢の整備を図っていきたいというふうに考えております。

「まちかど案内所」というのは、市内の各事業所に募集を募りまして、観光パンフレットや市で整理した各種観光情報等を提供しまして、簡易な観光案内の機能を持った所を設置しようというものでございます。

このようなことで、「まちかど案内所」を設置するところでございますが、フェリーターミナルにつきましても、特にターミナルに入っております入店者の方々と連絡を密にとりながら、この案内所としての位置付けをしていきたいというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁されましたように、そういう視点で今後の歴史の街づくり推進事業が進められていくんだらうと思っておりますが、私ども教育委員会のかかわりについてでございますが、これはもちろん、もう御案内のとおり、これまで文化振興課が担当してまいりましたので、これからもこの歴史の街づくり事業全般につきましても、企画政策課が主管しております検討委員会のメンバーとして教育委員会の埋文担当職員が積極的にこれにかかわりまして、観光志布志の基礎づくりといいますか、そういう仕事を担って、更に充実した施設整備等々が進められるように図ってまいりたいと、参加してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） まず、推進室を設置する考えはないかということに関しましては、その考えはないということでしたが、検討委員会で検討するというのも大変じゃないかなあと思うわけですね。企画政策課もいろんな事業を抱えております。次に質問しようとしている自治会の活性化も企画政策課じゃないですかね。そういうことで、私は企画政策課の負担が大きすぎるのではないかと、あるいはまた逆に推進室を設置することによって、この事業がより具体的

に進んでいく可能性があるんじゃないかということで考えております。

この歴史の街づくりについては、基金も設けてあって、やはり市が力を入れて取り組むべき事業だという認識があれば、そこまで考えがいくんじゃないかなあと思ってるわけですが、今、市長の答弁の中で、県の事業でうんぬんと、地域振興推進事業ですか、いうことがありましたが、これ、国の事業を取り入れるという考えはないんですか。市が基本計画を策定していけば、国からの支援も受けられるという制度があるんじゃないですかね。その点はどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検討委員会の方でもそのことにつきましては、歴史的環境形成総合支援事業についても、今、検討しているところでございます。そのことにつきましては、先ほどもお話ししましたように、重点地区の指定を必ず行わなきゃならないとか、昔からの無形文化財的な人々の営みが必要なんだということが条件となっているようでございますので、このことがクリアできるのかどうかということについても、今、協議をしているところでございます。そちらはそちらとしまして、県の地域振興局の方で観光振興につきまして、事業が提示されましたので、そのことにつきましては、手を挙げて応募したということでございます。

○19番（岩根賢二君） この検討委員会というのは、庁舎内ですね、どの課とどの課が関連して、その検討委員になっているか。そしてまた、昨年5月に設置されたということですが、何回ぐらい協議をされたものかお示してください。

○市長（本田修一君） 現在、歴史の街づくり事業検討委員会は、4回開催しております。1回目は現地調査と、それからこれまでの経緯について協議しております。そして、2回目につきましては、先ほどもありましたように、歴史的環境形成総合支援事業について、山城の公有化について、平山邸の改修、治山対策について協議しております。3回目につきましては、9月29日に開催しております。歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針案というものが示されていますので、その説明と、山城の公有化についても協議しております。4回目は、本年の1月27日に開催しまして、山城の公有化、そして志布志麓庭園管理基本計画策定業務について、それから先ほどお話ししました県の地域振興推進事業補助金について協議しております。

委員は、財務課長、港湾商工課長、税務課長、市民環境課長、福祉課長、建設課長、志布志支所長、教育委員会生涯学習課長及び教育委員会生涯学習課文化財管理監をもって委員としております。

○19番（岩根賢二君） 今、国の支援を受けるには、重点地域としての指定を受けなければいけないと。それを受けるにはどうしたらいいかなあとということを検討しているということですが、ちょっと歩みがのろいんじゃないかなあとと思うわけですよ。どうですか。検討というのは、結論がもちろんすぐ出るというものではないでしょうけれども、じゃあ重点地域を受けようかと、指定を受けようやという話にはならないんですか。

○市長（本田修一君） 先ほども少しお話ししたところですが、この事業につきましては、障害があるというようなことで、かなりハードルがきついのかなというふうに思っているところでござ

います。歴史的な文化財があるということだけでなく、その整備をしようとする建造物等で、歴史と文化を反映した人々の営みがそこになければならないというのが条件になっているようでございます。例えば、商家資料館を整備しようとする場合は、現在は商家としての営みがありませんので、整備後の建物を利用した人々の営みのストーリーを作ることが難しいということでございます。

この事業は、観光振興目的だけを全面に出した事業というのは認められないようですので、観光物産館としての整備も難しいんじゃないかなあと、この事業の活用では整備も難しいんじゃないかなあというふうに協議はされているようでございます。

○19番（岩根賢二君） 今、市長の口から、くしくも商家資料館のことについての説明があったんですが、やはり例えば先ほども申しましたが、観光ガイドを勉強している方たちは、商家資料館を何とか早くしてもらいたいよなあという声が多いんですよね。しかも、あそこはもう市で購入しているわけですから、それをそのままにしておくのはもったいないという気がするわけですが、今、市長が言われたような事業であれば、その事業の制度が受けられないという話であれば、じゃあほかに何か手はないかなあということ、やはりそれこそ検討しなければいけないんじゃないですか。

ですから、そのためにも推進室をつくって、専門的にそういう事業を進める所をつくったらどうかということではありますが、先ほどははっきりと、今のところ考えてないということでしたので、次の来年行われる選挙以降になるのかなあという気もするわけですが、せっかくだすね、志布志町時代から大変な努力をされて、志布志城あるいは麓庭園が国の指定を受けているんですから、そのことをやはり生かすということを考えてもらいたいと思っております。

それと、先ほど、志布志麓庭園の環境整備について、麓庭園管理基本計画ですか、というのを策定するということでしたが、市長の答弁では、トイレとか休憩所は必要性は感じていると。年次的に考えていきたいということでしたので、とりあえず、今の段階ではどのような計画になっているのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 麓庭園管理基本計画というものにつきましては、計画策定するというところで、今回、御提案しているところございまして、国指定の史跡を保存・管理していくための計画というようなことでございます。

今後、あとどういった形でその整備をするかということの基本的な計画を定める業務でございますので、これにつきましては、その計画策定の中で明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

今、お話になっておりますトイレあるいは休憩所ということについても、この計画の中でお示しすることができるようになるというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 確認ですけれども、その基本計画はいつ策定するんですか。

○市長（本田修一君） 来年度です。

○19番（岩根賢二君） さんふらわあのフェリーターミナルの件でお尋ねしますが、「まちかど

案内所」というのが出てきました。これは施政方針の中にありましたので、「まちかど案内所」ってどんなのかなと思ってたんですが、先ほど市長が説明されました。いろんな観光の情報を提供していくということでございましたが、さんふらわあのターミナルのほかにも、この場所は考えておられるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど少しお話ししましたように、市内の各事業所に募集をいたしまして、観光パンフレットや市で整理しました各種観光情報等を提供しまして、簡易な観光案内をしてもらう案内所というような機能性を持った所を考えているところでございます。ということで、のぼり旗等を用意いたしまして、目印として設置していきたいというようなことでございまして、市内百箇所程度を目標にしております。

その中で、特にまたフェリーのターミナルにつきましては、先ほども申しましたように、入店者等の方と協議をいたしまして、この「まちかど案内所」の機能がはっきり示されるような形のものをもっていきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） あそこでフェリーから降りたお客さんが、ここは志布志だなあという感じが全然しないとおっしゃるんですよね。売店の方なんかにもお聞きしますと、やはり何かもうちょっと寂しいのよねえとおっしゃるんですね。ですから、先ほど、私が1回目に質問しましたように、例えばあそこにびろうの木を植えるとか、あるいはひまわりの花を植えるとかいう、そういうふうなことは考えられないのか。

それと、今、のぼり旗という話が出ましたけれども、今、さんふらわあを降りて、待ち合い所があります。その前にのぼり旗が立っておりますが、あれはスポーツ振興ののぼり旗ですかね、誘致の、と思っておりますが、その旗を見てください、一遍。もうちぎれちぎれでですね、見る様子もないというような感じで旗がはためております。巻き付いております。まああれでは、わあやっぱり志布志にもう一回来たいなあという気持ちにはならないんじゃないかなあと思っておりますが、いかがですかね。

○市長（本田修一君） フェリーターミナルに設置してありますのぼり旗については、今そのような状態になっているということについて、確認をしておりますでした。すぐ確認して、状況的に好ましくないということでしたら、すぐさま撤去したり、また新しいものがあれば、張り替えたりしたいというふうに思います。

本当に、このフェリーターミナルにつきましては、さんふらわあの問題以来、皆さん方から様々な形で、この玄関口にふさわしい景観というものをとるべきだよねということの御指摘をいただいたところでございます。また、このフェリーターミナルだけでなく、このターミナルの周辺というものにつきましても、造園協会の方々やNPO法人という団体も、環境浄化について、ボランティアとして取り組んでいただいているというようなことでございますので、この方々とも合わせて、更なる玄関口にふさわしい景観づくりについては取り組みをしていきたいというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 産業建設委員会の中で、茶業振興のことでですね、ちょっと話が変わりますが、やはりリーフ茶の利用が少ないということで、いろんな会合の席ではペットボトルを出さずに、リーフ茶でやったらどうだというふうな話もしているわけですが、あそこのさんふらわあのターミナルの所で、やはり志布志の名産、お茶ですよということを、私はもっとPRすべきじゃないかなあと考えておりますが、この麓庭園のですね、散策をするにつけても、お茶を飲む所がないんですよ。ずっと上の方に上がりますと、天水さんとか、鬼塚さんとかありますので、あそこでお茶も飲めるわけですけども、そこでやっぱり一服すると、その観光地を巡る印象というのが全然変わってくるわけですね。そういう意味で、私はここでさんふらわあターミナルのことを今言ってるわけですけども、あそこにやはりぜひ、湯茶の接待をするべきではないかなあとと思いますが、一遍考えてみられたらどうですかね。どうですか。

○市長（本田修一君） 湯茶の接待につきまして、本当にこの志布志市が今後もお茶の振興をしようというとき、そして茶のブランド化を進めようというときに、ここに来ていただく外来の方々が、そのような形で親しんでいただいて、認識していただくということについては、本当に必要かというふうに思います。現在まで、そのような形でとっていなかったということについては、本当に反省するところがございますが、先ほどからお話しますように、本当におもてなしの気風を高めるというようなことからして、この「まちかど案内所」としまして、この機能が高まるような形のおもてなしということになれば、やはりお茶の接待というのは必要かと思っておりますので、その接待ができるような形の協議を、特にダイヤモンドフェリーの方々ともしていきたいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） それはまた、実行に移していただければと思いますが、それと、やはりこの観光というのは、歴史がある、あるいは景色がいいというだけではなくて、市長がいつも申されておりますが、このおもてなしの心ですね、それがないと観光は長続きしないといわれております。

昨年、篤姫ブームで話題になりました今和泉の駅の所に観光ガイドの方がおりまして、あそこは特に観光ガイドの方の対応がものすごく良かったということで、次から次にリピーターが訪れていると。それこそ、今年の夏まで予約が入っているというような状況だそうですが、そのような態勢に志布志もなればなあと考えております。

そして、2年後には九州新幹線の全線開通というのがあるわけですが、この新幹線の開通につきまして、志布志の観光としては、どのように取り組む考えであるのか。この歴史のまちを生かした取り組みというのが求められると思うんですが、そのような考えに至っているのか、その点をお示しく下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州新幹線の全線開通に向けて、鹿児島県が今後更に観光が浮揚するというようなふうにいわれております。しかしながら、その内容としては、薩摩半島が主になるのではないかなあというようなことで、大隅半島については、なるべくその流れがこの大隅半島にも至るような政策とい

うものが必要だということで、大隅地域振興局を中心としまして、この大隅の観光ルート作成等について取り組みを今しているところでございます。

そのような中で、志布志の位置付けというものがあられるわけですが、当然、志布志は、志布志港から関西へというルートが考えられますので、このルートの形成というものについても、その中で検討していただくということになろうかというふうに思います。

私自身としましては、その新幹線開通というのは別に、市長に就任以来、観光入込み客数の100万人のまちを目指そうよというようなことをキャッチフレーズとして掲げまして、各種団体の方々に御討議をしていただいているところでございます。その中で、やはりおもてなしの心を持った各種イベントの開催というものをするために、市民みんなが参加する形のおもてなしのまちをつくっていかなくちゃならないというようなことから、共生・協働・自立というような観点から、市民の方々にも協力をいただきまして、そのような各種イベントの前に、おじゃったもんせクリーン作戦等に取り組んでいただいたり、それからマイロードクリーン作戦等にも取り組んでいただいているというようなこと、それからふるさとづくり委員会事業で、市全体がそれぞれの地域で活性化され、景観が保たれるような事業というものにも取り組みをしているところでございまして、市全体として、市民全体として、おもてなしの心が醸成できるような取り組みをしまして、その結果、100万人の観光入込み客数が達成できるようなまちにしたいというふうには考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 100万人達成のためにも、私の希望としては、ぜひ、推進室を設けていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとですね、その新幹線の開通が、主に薩摩半島じゃないかなあというお考えですが、昨年、市民大学に来られた中村修さんという、元鹿児島中央駅長の中村さんですね、この方は新幹線の開通を見据えて、屋久島の観光開発をされているという方ですよ。ですから、大隅半島だから駄目だよなあということじゃなくて、新幹線で遠方から来られたお客さんを志布志に引っ張るような、そのようなことも考えて取り組んでいただきたいなあと希望をしておきます。

それでは、次に自治会の活性化対策について質問をいたします。

私は、過去にも、自治会の活性化対策については、地域活性化対策あるいはマニフェストの検証という角度から、市長の考えをただしてまいりました。それは、市長が平成18年の市長選挙の折、公開討論で示されたマニフェストの、すぐに行う重要施策の第1番目に、あなた、(市民)と書いてあります、あなたが輝くまちづくりとして、高齢化や過疎化、そして時代のニーズに合わなくなった、ここが問題ですよ、時代のニーズに合わなくなった自治会組織の再編を含め、地域住民が自主・自立できる新自治会組織を立ち上げると述べられておられます。高齢化が進み、例えば道路清掃などの共同作業もままならないと思っていた住民の多くは、新しい自治会組織を立ち上げてくれるなら、しかもそれをいの一番にやってくれるならと、あなたに投票した人たちが、あなたを市長に押し上げた。もちろん、それだけが当選の要因ではないでしょうが、少なくとも、あなたのマニフェストに賛同して投票した市民の付託にこたえる責任があるのではないでしょう

かと、私はそう申し上げてきました、今までですね。そして、その後、庁舎内に自治会活性化検討委員会が設置され、議論がされてきたと思いますが、まず1点目に、その議論の中身はどのようなものかお示しをください。

2点目として、市の職員を含め、自治会未加入者への加入対策として、どのようなことを実行してきたのか。

3点目として、昨年6月の定例会での質問に、今後は庁舎外部の市内在住の人を入れて、新たな検討委員会を設置して、現状や課題の把握、行政区の見直し作業など、自治会の統合や再編に関して、意見を伺いながら、新しい自治会組織の立ち上げに向けて取り組むと、こう答弁されましたが、この新たな検討委員会はいつ立ち上げて、どこまで議論が進んでいるのかお尋ねをいたします。

4点目に、その議論を踏まえて、新しい自治会組織はいつどのような形で立ち上がることになるのかお尋ねをいたします。

5点目として、このように未加入の職員がある中でも、逆に自治会や地域の活動に対して、真剣に、そして積極的に取り組んでいる職員もたくさんおられます。むしろ、そのような職員の方が多いただろうと私は思っておりますが、そのような職員については、自治会未加入の職員や、地域の活動に全く無関心の職員よりも、高い評価が与えられるべきであろうと考えますが、そのような方策は考えられないのかお尋ねをいたします。

また、教育委員長には、公民館活動や文化財の保護や伝統芸能、あるいは伝統行事の保存・継承にかかわっている職員について、教育委員会としてはどのように評価し、今後どのように支援をしていく考えがあるのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、市長選に出る時に、マニフェストとして掲げた項目でございます。実際、今おっしゃいましたように、非常に自治会の在り方というものについては、すぐさま取り組むべき課題だというようなことを考えて、このような形でマニフェストとして盛り込んだところでございます。

しかしながら、先般の御議論の中でもお話がございましたように、自治会の組織運営についての再編、見直し、統合というものについては、非常に微妙な問題だというようなことでございますので、このことについては慎重に取り組んでいかなきゃならないものだというふうに改めて認識したところでございます。

そのようなことから、自治会の活性化対策につきましては、平成19年度に職員で構成する自治会活性化検討委員会を設置いたしまして、現在までに14回も会議を重ねてきております。そして、その内容としましては、自治会の適正規模、助成金の見直し、未加入者の対策、行政区の見直し、自治会を対象にしましたアンケート、そしてその分析というようなことでございます。そして、その後、外部委員で構成する自治会の在り方検討委員会を設置いたしまして、この自治会の在り方検討委員会に付議する、提案する事項につきまして、自治会活性化検討委員会の方で協議を重ねているところでございます。

そのようなことで、その未加入者対策としましては、自治会というのは任意の住民組織であるために、行政がその加入・脱退について、直接的に強制することはできないということでございますので、あくまでもお願いとしまして、自治会の加入促進を図っているところでございます。具体的には、本市に転入された方や、市内で転居された方が、本庁と支所の市民係の窓口で手続きに来られた際に、「転入・転居された皆様へ」という文書をお渡ししまして、本市では行政情報の伝達や、ごみステーション、リサイクルステーションの管理については、自治会を主として運営しているということをお伝えするとともに、その方が該当する自治会と連絡先を御案内しまして、自治会加入へのお願いをしておるところでございます。

自治会は、防災の面から見ましても、その活動の基本組織になるというふうに考えておりますので、今後も自治会長の皆さん方と協力しながら、自治会加入のお願いを重ねていきたいというふうに思います。

未加入者対策につきましては、今後、自治会の在り方検討委員会でも検討していただく予定でございますので、その検討結果も参考にしていきたいというふうに思います。

それで、その検討委員会の活動の状況でございますが、自治会が抱える課題の解決に向けて、本市における自治会の在り方を検討するため、自治会の代表者4名、校区公民館の代表者3名の、合計7名の外部委員で構成する自治会の在り方検討委員会を平成20年12月2日に設置いたしまして、現在まで2回の会議を開催しております。今月中にもまた3回目を開催する予定となっております。

これまでの活動としましては、自治会の組織としての在り方に関する事、自治会と本市との望ましい関係に関する事、新しい住民自治制度の構築に関する事、その他委員の方々から、普段感じていらっしゃる事について、それぞれのお立場から出た意見の交換を自由討議するという形で行っているところでございます。

なお、今後の活動につきましては、来年度中に中間答申をいただけるよう、会の運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、新しい自治会組織はいつどのような形で立ち上げる考えかということでございますが、新自治会システムは、必ずしも自治会組織を新たに立ち上げるということではなく、民主的に運営される住民自治の形態、行政と住民組織の新たな関係の構築、住民による自治組織が円滑に運営できるような環境づくり、共生・協働・自立を踏まえた行政としての支援といったことを総括する仕組みのことであろうかと思っております。そういったことを一つ一つ具現化していくために、まず現状の把握、課題の洗い出し、その解決方法等に関しまして、現在、庁内の自治会活性化検討委員会、また外部委員で構成しております自治会の在り方検討委員会で、様々な検討をいただいているところでございます。

今後、これらの委員会の意見、検討結果等を受けまして、市としての方策に反映させてまいりたいというふうに考えます。

そして、その自治会の活性化のために一生懸命取り組んでいる職員を評価する考えはないかと

というようなことをございます。地域の活性化に取り組んでいる職員を評価する考えはないかということをございます。近年、少子高齢化が進み、地域の課題が多様化・高度化していく中において、本市におきましては、市民が輝く共生・協働のまちづくりを掲げ、市民、行政、民間団体やNPOなどが、それぞれ創意工夫に努め、連携し、お互いに支え合う共生・協働・自立の社会づくりを目指しているところをございます。

行政は、住民との信頼関係の上に成り立つものであり、地方公務員法第30条におきまして、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務することを規定していることから、市の職員は市民の模範となり、市民に対して何ができるか、何をしなければならないかということに常に念頭において職務遂行にあたるべきだというふうに思います。

また、仕事を離れましても、公務員という立場を自覚し、地域にあってはその地域の住民として、積極的に地域の活動に参加し、溶け込んでいくことが大切であろうというふうに考えております。

今後も、市の職員に対し、適切な役割分担の下、積極的に地域活動に貢献していくよう、毎月の全体朝礼をはじめ、課長会などで、機会あるごとに指導してまいりたいというふうに考えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会関係の市の職員について顕彰を考えないかということをございます。県の職員につきましては、現在ございます。優秀教員表彰制度というのがございまして、本市からも既に何名か文科省の表彰を受けております。市の職員につきましては、私どもが直接所管しております教育委員会の職員、それから学校の市職員ですね、それから公民館主事等々おりますので、そういう市の職員を評価する考えはないかということをございます。これは最終的にはやはり教育委員会の職員ではございますけれども、やはり市の職員ということにバリアがかかっておりますので、市長部局と相談しながら、例えば子ほめ条例みたいなものができるものなのか、そしてそういう表彰規程を制定いたしまして、職員がより積極的に、だれが見ても顕彰に値するというような職員については、やはりそういうふうに顕彰をし、そしてやる気を起こさせるということも、また一つの方法でありましようから、これはまた十分検討して、表彰もしながら、やる気を起こさせるといいですかね、そういうことも工夫していくことを、どこかで検討して、相談していきたいと、こういうふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 市長の答弁は、私が以前質問した時と、あまり変わらない答弁でございました。新自治会の立ち上げについては、来年度のなるべく早い段階でという話でございました。来年度は、市長は市長ですかね。市長が、まだ来年度ということは、来年の4月以降ですから、市長のマニフェストというものの達成度ということについては、全くできなかったということになるように評価していいですね。ですから、これは私はですね、市長のマニフェストの第1番目、しかもすぐにやるということによって挙げてあるから言ってるんですよ。これが4年かけてやりますよというんだったら、あまり言わないんですけれども、4年かけてやると言ったのはどんなことですか、4年かけてやるやつ。ましてはいわんやですかね、というふうに感じるんですよ。です

から、マニフェストというのは、そうだ、ここで市長のマニフェストに対する考え方を聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マニフェストは、当然、私が市長選に臨む際に、政策としまして掲げまして、そのことでもって新しいまちづくりを取り組もうという形のものになろうかというふうに思います。今回、特に公開討論会というのがございまして、その中で従来の公約ではなく、マニフェストという形での公開討論会という形になって、すぐできるもの、そして時間をかけて取り組む施策というものの振り分けをして、そのことについて討論をしてお示しをしてきたところでございます。

そのような意味合いからすれば、一番に掲げましたこの自治会の活性化、組織再編というものについて、結果としてお示しできなかったということについては、非常に申し訳なく思うところでございます。

しかしながら、私自身は、すぐこのことについては取り組みを開始をしたところございまして、その取り組みの開始をして、先ほども申しましたように、非常に微妙な問題があるということに気づきまして、すぐさま、例えば区割りで町内会の組織を新たに定めるというようなことの提案はできなかったということございまして、このことについては、また改めてそのような場がありましたら、市民の方々におわびとお話をさせていただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 微妙な問題だということも再々言うておられますが、微妙な問題があるから自治会の再編は難しいというのは、合併前から分かってる、分かってると言ったら言い過ぎかも知れませんが、私どもはそういう認識でございましたよ。近くの集落、自治会でも、なかなか統合とかいうことは難しいわけですから、それを市長は選挙の時に、私はこれを一番にやって、新しい自治会組織を立ち上げますよと言ってる。しかも、それは、今のこの時代のニーズに合わなくなった自治会組織と言われてるわけですよ。それをすぐやりますと言っとって、もう3年過ぎました。だから、市長はそのことについては、できなかったからおわびをして説明もしたいということでおっしゃいましたけれども、マニフェストをそういうふうにとらえてもらったら、市民としてはちょっと残念だなあとと思いますよね。そういうことで、これは通告をしておりませんでしたので、まあ聞かないことにしましょう。4年間で行う重要施策というのが三つほど掲げてありますが、まあ聞かないことにしましょう。

それで、自治会の未加入のことですが、前回質問をした時に、職員でも未加入の方が何名かおられるということがありました。その後、その未加入の方は加入をされたのか。もちろん、先ほど市長が言われるように、これは任意加入でございますので、強制はできないわけですが、市の職員というのは、先ほど市長が申されましたように、市民の模範でなければならないということでもございますので、そういう観点から、この未加入の職員が、その後、加入をしたのかどうか、どういう指導を、指導といいますか、どういう形で市民の模範たれよということをご指導されてきたのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年の6月議会で、一般質問について報告させていただいたところでございます。その後、アンケート結果を分析しまして、加入状況に変化がありまして、現在把握している数字としましては、自治会の加入者が322名、未加入者が2名、加入予定が14名、その他が18名、市外が13名、派遣が3名というふうになっておりまして、市外と派遣を除きました加入率は88.5%になっております。その他の18名につきましては、アパート、貸家等に現在住んでおりまして、自治会加入ができない職員ということでございまして、その職員を除きました加入率が93.1%になっております。現在そのような数字になっておりまして、前回、調査をした後に、この未加入者ないしは加入予定者につきましては、お話をさせていただいているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 前回の数字と比べますと、未加入者というのは減っておりますが、加入率というのは下がっているということになっていきますね。これは加入をしておられた方が退職をされたとかということで、この加入率の変化があったのかなあとと思いますが、そのへんはどうなんですか。

○市長（本田修一君） 前回、加入率について答弁しました時は86%ということで、今回調査しまして88.5%になっております。そして、その他加入できない職員というのがおりますので、そちら、例えばアパート、貸家等に住んでいて、自治会加入ができない職員というのを除いた数字が93.1%となっているということでございます。

○19番（岩根賢二君） 今申されたのが、前回と比較する数字だと思うんですね。ですから、若干、説明不足があったと思いますよね。

それで、市長の先ほどの答弁の中で、新しい自治会組織というのは、いけば自治会組織ではなくて、そういう共生・協働の、そういう市民が活動する、そういう組織にしたいというふうに私はとらえたんですが、もう自治会組織の再編というのは、じゃああきらめたということなのか。だから、全く自治会は自治会であっていいのよと、こっちに共生・協働の組織を作るのよと、そういう形なんですか、考え方としては。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会というのは、それぞれの地域で長い歴史があるわけございまして、その長い歴史のもともをを考えてみたときに、その組織自体は、その地域に根ざした組織ではなかろうかなあというふうに考えるところでございます。そのような意味合いから、また現在、新たに地域に根ざした形で新しい自治会組織というものを考えるべき時代ではないかなあというふうなふうに考えるところで、それは当然、地域に根ざしたということであれば、その地域で共生・協働、あるいはそのまた自立を図るといような組織の運営になろうかというふうに思います。現在は、ともすれば、よその地域に住んでいる方々も、もともとの出身の自治会に加入しているというふうな状況がございまして、そのようなことを改めて区切りをして、線引きをして、町内会的なものに提案させていただいて、そのことでもって新たな自治会組織を運営していただければというふうな、私は考えているところでございます。そのようなものを検討委員会、あるいは在り方委員会等でも、今後検討していただきたいなあというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 1月にですかね、県庁で行政改革の会合がありましたけれども、その中でも新しい自治会組織というふうな提案がされてたわけですが、そのことについては担当である企画政策課の職員の方が、志布志の例も示されて、ほかの市あるいは町のそういう取り組みも耳にされた、目にされたと思うんですが、その研修会についての感想というか、どこか参考になる点がなかったのか、我が市が参考にすべき点がなかったのか、その点をお聞きします。

○市長（本田修一君） 私自身、共生・協働まちづくり研究会という県の研究会に所属しております、2年近くにわたりまして、10回ほど、その委員会の中で勉強をさせてもらったところで、その中で出てきました新しい自治会組織の在り方というものにつきまして、単位がいろいろございまして、集落単位あるいは校区単位、あるいは合併した時の旧町の単位というような形で、それぞれの単位についての討論がなされてきたところがございますが、新しい自治会として、例えば宮崎市でやっているような、新たな税を徴収して、その税をもって財源として、そして権利も条例を設置いたしまして、権利と財源とを新たに付与するような自治組織というのが、宮崎市の方でとられているようでございますので、それらの方向性というものについても協議がされてきたところであります。

そのような新しい自治会、権利と財源とあるような自治会というものについても、私も興味を持って勉強させていただいたところがございますが、それは校区単位の自治会として運営するのがふさわしいのかなというふうに、私自身は思ったところがございます。

基礎的な集落単位の自治会については、多分、今のような、今、検討委員会の中で協議がされています30戸から50戸というくくりの組織が望ましい。それは、当然、その地域地域であるわけでございますが、その地域地域であるものを、校区単位ですとなれば、今お話ししましたような新たな権利と財源があるような自治会というのもあっていい時代になってきたんじゃないかなあというふうには考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） ぜひ、そういう例も参考にしながら、また検討して進めてもらいたいと思っております。

それと、先ほど、教育長の方から答弁がございました中に、県の職員の表彰の制度というのはあるんだけど、市ではないみたいだから、そのようなことも提案をしていきたいということでしたが、教育委員会の方からそういう提案があった場合には、市長はちゃんと対応していただけるものか。

○市長（本田修一君） 教育委員会の方から御提案があったら、当然、それについて協議をするということになるわけでございますが、地域の活性化に貢献した職員というものにつきましては、地域ごとに条件がいろいろ違うんじゃないかなあ。そして、その職員の占める地位もまた違うんじゃないかなあというふうな気もしているところでございます。そのようなことで、その表彰と、顕彰というようなことになるとなれば、かなりそのへんを十分考慮した上で、制度的なものを考えていかなきゃならないというふうには考えます。

○19番（岩根賢二君） よく地域の行事あるいは祭りとかに行きますと、市の職員がですね、一

生懸命、その中心となって働いている地域もあれば、あるいは職員が一人も見当たらんなあというふうな所もあるわけですね。ですから、それを考えたときに、ああやはり動いている職員に対しては、偉いなあと思うわけです。ですから、そういう気持ちをその人に対してですね、表すということは僕は大事なことじゃないかなあと思っております。ですから、例えば、校区公民館の役員にしても、職員であっても全然タッチもしないと、集落にも加入をしない、そういう自治会活動もしないというふうな職員と、そこには、まあいえば差があってしかるべきだと思いますよね。そういう意味で私は申しあげましたので、教育委員会の方とも、また話し合いをしていただいて、結果を出していただければなあと思います。

それと、最後に申し上げておきますが、やはりマニフェストというものを、市長、大事にいただいて、次の2期目を目指すのであれば、マニフェストに対する検証というのは、ちゃんと市民の皆さんにお示しをして、私はこれはできませんでしたと、だけど今度また頑張りますからということを書いていかないと、「あんたあ言うばっかりじゃらよ」と、「1番目に掲げちゃっせ何もできんかったよ」ということになりますから、その点はちゃんと検証をして、次に臨むのであれば臨んでいただきたいと思っております。いかがですか、最後に市長の決意をお聞きしたいと思っております。

○市長（本田修一君） 職員は、本当に本来の業務であります市役所の職員としての職責を十分果たしていかなくやならないわけでございます。そして、さらに地域に帰りまして、地域でもそれなりの人物で地域をリードしていただく人間になってほしいということについては、いつも話をしているところでございまして、そのようなことで、多くの職員がそのような形で地域に貢献しているんじゃないかなあというふうに思っています。また、地域だけでなく、スポーツ団体とか、文化団体とか、そういった形で貢献している職員もいるということも十分認識しております。現在、建設業界等で総合評価制度なるものが取り組まれるようになりました。その総合評価制度におきましても、本来の仕事をきちんとするのは当然でございますが、地域で何らかのボランティア活動をしているのかどうかということについても算定される時代になってきているようにございます。そのようなことも含めまして、私どもは、当然そのことについては何らかの形で職員を評価してあげたいなあという気持ちは十分あるところでございます。

それから、先ほど来お話になりましたマニフェストにつきましては、私自身は、昨年もマニフェストの中間の評価をしたところでございました。来年度におきましては、最終的にそのマニフェストの達成度につきましては、公表をしていきたいというふうに考えます。その中で、ただいま御議論いただいております自治会の活性化のことにつきましては、非常に取り組みはしたものの、結果として、市民の方々にお示しできなかったことについては、率直におわびを申し上げたいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、3時10分まで休憩いたします。

○
午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 11 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

先ほどの岩根賢二君の質問に対する答弁の中で行き違いがあったそうでございますので、再度、答弁をさせます。

○市長（本田修一君） 申し訳ございません。

先ほどの答弁の中で、市職員の自治会の加入者の数字が違っておりましたので、訂正をさせていただければというふうに思います。

自治会の加入職員が332人と言いました数字は、321人でございます。そして、アパート・貸家等で自治会に加入できない職員が18名と申しましたが、16名に訂正させていただきます。それから、市外の居住の職員が13名と申しましたが、14名だということでございます。ということで、市外の居住者と派遣の職員を除きました加入率が88.5%と申しましたが、90.9%ということでございます。よろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（谷口松生君） 次に、2番、西江園明君の一般質問を許可いたします。

○2番（西江園 明君） 一般質問をさせていただきます。

市民からの小さな声をいかにして市当局に届けるか、その手段の一つが議会での一般質問であろうと考えます。市民の代表として、この機会を与えられておりますので、真しな答弁を期待いたします。

まず、市道の街灯設置計画についてであります。

昨年6月の一般質問で、犯罪防止や交通事故等の防止のために、通学路などに街灯を設置する計画はないかとただしたところ、市長は、通学路への設置を基本としながら、具体的な設置箇所を今後検討していきたいと思う。そして、設置する電球についても、環境に配慮したものを設置したいと回答されました。先の国の補正予算案でも、通学路等の街灯整備がメニューとしてありましたが、新年度に向けて、この計画をまず伺います。

世間が暗いニュースが多いですから、街を少しでも明るくする意味合いからも、明るい答弁を期待いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、地域における夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るために、防犯街灯を設置する自治会等に対しまして、事業費の2分の1以内で補助金を交付しているところでございます。

平成20年度におきましては、現在まで13の自治会から補助金交付申請がありまして、新規で19灯の設置がございました。また、今年度から、自治会及び公民館で維持している防犯街灯につきまして、1灯当たり、年間1,700円助成することとし、旧3町の統一化を図ったところでございます。

昨年10月に、各自治会へ調査を依頼しまして、維持管理している防犯街灯数の把握を行ったところでございます。その結果、松山地区が256灯、志布志地区が1,100灯、有明地区が876灯、合計で2,232灯あるようでございます。その中で建設課で維持管理すべき防犯街灯とのすみ分けにつきましては、これまでの有明地区の例にならって、市道、県道等に関係なく、自治会内の防犯街灯は自治会で管理してもらおうという基準を設けて整理いたしました。そして、松山地区につきましては、その作業も終了いたしました。志布志地区につきましては、平成21年度に建設課で幹線道や通学路に街路灯を設置するところでありますので、この設置をまず済ませてから、今後、自治会等とも協議して調整を行うということでございます。

ただいまのは、総務課の方の答弁でした。建設課分につきましてはの答弁をいたします。

街灯の設置につきましては、通学路などの設置を基本にしなが、具体的な設置場所を今後選定していきたいというふうに、6月議会で答弁したところでございます。

御質問の街灯設置計画の進ちょく状況であります。市としましても、街灯の整備は必要であるという認識から、平成21年度新規事業として、行政改革推進本部会議において、その必要性・妥当性について検討したところでございます。その会議で出た意見の主なものとしまして、優先順位を付けて整備していくべきである。また、市全体を見たときに、有明地区、松山地区については、ある程度整備がなされており、整備が遅れている志布志地区の整備を早急にすることで市全体の公平性が保たれるという意見があったところでございます。

このことを踏まえ、現在、総務課が実施しました各地区の自治体への防犯街灯設置調査結果と合わせまして、既に市が市道に設置している道路照明灯の位置を図面上に落とし込み、現況の確認を終えたところであります。

今後の予定としましては、平成21年度新規事業としていたものを、国の第二次補正予算に伴う8号補正予算として議案上程を予定しております。地域活性化・生活対策臨時交付金事業におきまして、通学路などへの設置を基本とし、設置場所の詳細な調査、選定及び設置工事を実施したいというふうに考えております。

また、設置方法としましては、電力柱などに取り付ける方式を検討しておりまして、灯具につきましても、6月議会で答弁いたしましたように、同程度の街灯よりもCO₂排出量の削減が期待できる機器の選定など、環境に配慮したものを検討していくということにしております。

限られた予算の中で、効果が得られるよう努力してまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○2番（西江園 明君） 今回の8号補正で出て、21年度に整備をするというふうに理解しました。はい。

では、次に移ります。

自治会の運営、特に助成金の在り方についてお尋ねをします。

信書便法の関係から、個人あての文書を自治会経由から直接発送に変更するとの説明は、私も議員にも、先般、説明がされたところでした。これにより、自治会への助成金の一つである自

治会活性化事業の助成金が、今まで切符を配付していたことによる手数料などがなくなることから、口座振替分だけが自治会への助成金の算出基礎になる旨の文書が、各自治会へ配布されました。当然、これを見た人は、助成金が減額になると思い、何人かの人から経緯を聞かれました。

まず最初、お尋ねしますが、なぜ今年から急に変更するのか、なぜ来年度以降からではいけなかったのか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会運営費の助成金につきましては、旧町におきましてそれぞれ交付しておりました自治会向けの助成金等を引き継ぐものでありました。その計算方式が旧町ごとに異なっておりまして、新市としての計算方式を定めたわけですが、合併時の協議によりまして、合併後3年間はこれに旧町ごとの計算方式を反映させるということになっておったところがございます。このため、現在全く同規模の自治会であっても、旧町単位で交付額が異なっているという状況でございました。この旧町ごとの計算方式を反映させるという経過措置が3年目にあたる平成20年度をもって終了するということございまして、自治会運営費助成金の制度そのものが大きく変わるというものではございません。

なお、今後、市内全域で統一した計算方式ということで交付されることとなります。交付額の増減が大幅なものにならないよう、さらに21年度から3年間、激変緩和措置を設けるというふうを考えております。

それから、もう一つ、自治会運営につきましては、自治会の活性化助成金というものがございますが、こちらについても同じようなことございまして、自治会活性化助成金につきましても、自治会運営費助成金と同じく、経過措置が設けられていたということでございます。

自治会活性化助成金は、旧町においてそれぞれ交付しておりました納税報奨金が違法であるということございまして、その内容を改め、納税活動を自治会活動として位置付けて、それに対する助成金としたものでございます。これによりまして、新たな助成金としましての計算方式を定めたわけですが、合併時の協議によりまして、合併後3年間はこれに旧町ごとの納税報奨金の交付額を反映されていたところがございます。このため、旧町において、納税活動の実績があれば、現在全く集金活動を行っていないなくても、助成金の交付が受けられ、また納税活動の実績の増減にかかわらず、旧町で交付されていた納税報奨金の額とほぼ同額が交付されている状況にあるということでございます。

この旧町で交付されていた納税報奨金の額を反映させるという経過措置が、3年目にあたる平成20年度をもって終了することになったところでございます。

また、この助成金は、基本額、納付書の配付、納付書による納付、口座振替という4つの算定基礎を基に計算されることになっておりますが、平成21年度から納付書を直送することに伴いまして、これらのうち納付書の配付と納付書による納付を算定基礎として使うことができなくなるということになるため、今後は残る基本額と口座振替の2つが算定基礎となるということでございます。

この助成金につきましても、交付額の増減が大幅なものにならないよう、激変緩和措置を設けながら実施するというございます。

○2番（西江園 明君） この文書ですね、自治会に配られた。口座振替だけが助成額となっていますから、だれだって、自分の自治会は口座振替が100%ではありませんから、当然減額になると考えました。だから、私は、市長の所に直接行ったんです。そうしたら、大きな変更はないとのことだったので安心したところでした。計算方法が変更になるだけで、助成額は減額にならないと理解したところでした。それに基づき、先般、公民館でも自治会長さんたちに、計算方法は変わるが、助成額については当分の間は変更はない見込みですと説明をしたところでした。

かんかんがくがく出ました。結局、減額されれば、自治会運営が厳しくなるとの意見でした。

市長は、かねてから、今日も午前中からもあります、共生・協働を市民に投げ掛けながら、市民だけに負担を強いるのかと思いましたので、今も述べましたように、市長と直接話したところでした。大きな変更はないとのことだったので安心したところでした。

今、私、言いましたように、話を市長はされたと記憶しておりますが、市長は覚えていらっしゃるよ。大きな変更はないというふうに回答をされたんですけど、確認のためにお尋ねします、記憶違いだと、また次の質問の仕方が変わってきますので。大きな変更はないというふうに、市長は担当を呼んで話をされましたけど、覚えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この助成金の配付の仕組みにつきまして、変更したということにつきましては、合併時にそのような調整がとられなく、3年間、その猶与の期間をもったというようなことをございます。そして、その3年間の期間が過ぎたということで、私どもは様々な形で、こういった形ですれば、直接的に市民の方々、特に集落について、運営に影響がない形の助成金の在り方ができるかということ協議してきた結果、今回お示ししているような内容になったところをございます。

今、お話がありましたように、激変緩和措置をとっておりますので、そのことでもって、特に収入が減る自治会については、影響は少ないというような形に取り組みたいというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 私も大きな変更はないと理解をしておりました。どこの自治会も一緒ですから、私どもも年度末ですので、私の住んでいる自治会の役員会をしなければならないので、来年度の予算編成のために、再度、助成金を確認しました。するとですね、自治会への助成金は、自治会運営費助成金と自治会活性化事業助成金の2本立てになっています。この一つの自治会運営費助成金は、計算方法が変わるだけで、大きな変更はありません。しかし、自治会活性化事業助成金の方は、口座振替件数で計算するから変わりますと担当から説明を受けました。先ほど言いましたように、大きな変化はないというふうに理解をしてたんですけども、ちなみに私の自治会では、今年はまだ実績は出ておりませんが、昨年度はこの自治会活性化事業補助金は約24万5,000円でした。これが来年度は14万円ぐらいになる見込みです。この減額幅は、市長はどういうふうに思われますか。大きいと思いませんか。私は大きいと思うんですけどね。市長は、

このくらいの差は大きな変化はないというふうに理解をしていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後 3 時 31 分 休憩

午後 3 時 33 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

口座振替になるということで、現在、各集落にはお知らせしてあるところがございます。額については、まだお知らせしてないところがございます。その額について、激変緩和というようなことで考えておりますので、影響が少ない形で、今後、内容については定めたいというふうに思います。

総体としまして、予算立てといたしましては、前年度並みの総額は確保した中での措置というようなことですので、そのことをまずもって御理解いただければというふうに思います。減る所もありますが、増える所も若干あるというようなことですので、そのことを御理解していただきながら、統一した形で、そして公平な形の活性化事業というものにしたいというようなことですのでございます。

○2番（西江園 明君） 予算書を見ると、昨年度と変わってないみたいだったんですけども、先ほども言いましたように、大きな変化はないと、市長も私に答えておりましたけれども、担当の方では、私はちょっと、24万5,000円が14万円になれば、ちょっと大きな差だ。これくらい小さな差なのかなあと、見解の相違かなと。でも、今、市長の答弁の中で、激変緩和措置の中でということで理解をします。今述べました、この自治会活性化事業助成金の内容をですね、理解している、まず自治会長さんは、私はいないと思います。先ほど、市長がもろもろ述べましたけれども、私ども議員の中にも自治会長をしている人がいますが、果たしてこの助成金の内訳を把握している人は、私はいないと思います。というのは、自分の住んでいる自治会内に口座振替をしている世帯が何世帯あるとか、さらにそれを把握していたとしても、それぞれの口座振替をしている世帯が、固定資産税、市民税、国保税、軽自動車税など、何件あるかまで、自治会長が把握しているとは思えません。まず、いないと思います。この振替件数が分かっていると、自分の自治会の助成金は計算できないことになります。市長は、自分の住んでいる所の自治会の口座振替世帯が何世帯あるかというのも、まず御存じではないと思います。自治会に配付された文書の中に、自治会活性化事業助成金は、口座振替件数が算定根拠になります、括弧をして、平成21年度のみとありますが、この意味はどういう意味ですか。運営費助成の方は3か年の緩和措置という経過措置があるみたいですけども、こっちの方には、括弧をして、平成21年度のみとありますが、これはどういう意味ですか。

○市長（本田修一君） 自治会活性化事業につきましては、平成21年度を口座振替推進の年とい

うふうにしまして、自治会におきまして、口座振替の推進に協力していただきたいというふうに考えているところでございます。そして、その振替をされたことをもって、今後、自治会活性化事業の助成金というものにするということでもございますが、21年度につきましては、今後、行政評価による補助金の見直しということもございまして、その行政評価制度で評価をもう一回し直しまして、その上で改めて、この助成金の支給について検討していきたいというような形で、21年度のみというようなことにしているところでございます。

○2番（西江園 明君） 毎年、順番で自治会長さんが替わる所は結構あるようです。今までのようなつもりで引き受けたら、大きな変化がありますから、各自治会総会などで説明するのは大変だと私は思います。

先般、配付された文書を見てもですね、通常の役所からの連絡文書ぐらいしか思っていない人も多いようです。この文書を見たって、数字でも並べて、具体的な計算例でも書いてあれば、少しは理解できたかもしれませんが、文字の羅列で、最後まで理解しながら読んだ人が何人いたでしょうか。

ところで、この前もありましたけれども、全協の中でもちょっと出ましたけれども、こういう切符が、先ほども述べましたが、個人発送になることにより、徴収率は上がるというふうに考えているかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

個人情報保護という観点から、そして郵便の信書便の観点から、今回、このような形になったということでもございます。先進事例を見ましても、このことに取り組み、そして実施していく中で、徴収率が上がってきているというようなことがございますので、本市でもそのような効果が得られるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

○2番（西江園 明君） 徴収率が上がるという市長の答弁ですけれども、自治会で対応しているからこそ納めている人も多いと思います。有明町のある自治会では、都合により納期までにどうしても納められないときは、自治会で一時的にその人の分を立て替えて納付することもあると聞いております。自治会で一時的にその人の分を立て替えて納付するんですよね。自治会で対応するからこそ、これもできることです。もうこのようなことはできなくなります。当然、未納になってくるわけです。学校給食費も同様です。自治会で構成されている子供会というんですかね、私の所の自治会ではそのように呼んでいますが、ここで一元的に給食費を徴収しているからこそ、給食費の未納が今の段階で何とか止まっているとの意見もあるようです。

一昨年でしたかね、私どもが所属している常任委員会の研修に行った時、そこの市は給食費の滞納で頭が痛いと言明をされました。私どもの町の事例を話をしたらうらやましがっていました。

このように、自治会が取り組むことによつての納付率アップの貢献も大きいと思います。今でも袋に、茶色い大きな袋ですよ、あれにだれだれさんげえは水道料がいくら、固定資産税がいくらと書いて、回覧方式で一軒一軒回っている自治会がいくつかあります。高齢者の多い自治会では、声掛けにもなり、これからもこの仕組みを維持したいとの意見もありましたが、この方法

は来年度以降は可能ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しく自治会の中で、納税貯蓄組合法に基づく、例えば納税組合というものを目指されるということだったら、現在のような形の、そのような納税に対する取り組みは可能かというふうに思います。しかしながら、先ほどもお話しましたように、今、時代はまさしく個人情報保護というような点について、非常に保護すべきという時代になってきているということでございまして、従来型のそのような個人の納税の額等について、だれでも見られるというようなことについては、今後、考えられないというふうになろうかというふうに思います。

私どもは、今回、この自治会運営費の助成、あるいは自治会活性化の助成事業に取り組む際に、集落でのそのような任意の徴収する団体と、納税組合ということについては、それは構わないというようなふうにお話をしているところでございます。そのような意味合いから、任意の形でされる組合は、今後とも可能かと思しますので、そのことについては、また更に取り組んでいただければというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 任意でできる所はできる、1月28日付けのですね、各納税組合長ということで、税務課長から出された文書の中にもありました。これまでどおり、納税組合で集金を行っていただくことについては問題ありませんが、紛失等、集金に対する保険の適用はありません。従来どおりということで、今、市長からありましたように、できるということですが、果たして納税組合、自治会長が、今、市長からありましたように、把握はできてないわけですから、いくら、結局、自己申告書で封筒に書かん限りはですね、私の分は固定資産税がいくらですよ、何がいくらですよと書いて書かん限りは、実際、納税組合か自治会長の方で書いて、封筒を配付するというのは厳しいのではないかと思います。

先の全員協議会で、保健課の方から、高齢者保健福祉計画というのが説明されまして、その中でも地域で支え合いと大きなメニューがあり、元気で生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指すと提言があります。まさに理想的なことです。この福祉計画を辛抱強く推進活動していく、展開していく時代になったんだと思います。

しかし、こっちの福祉計画では地域で支え合いという表現をしながら、今回のこの措置は、市長は今、言葉ではそういう個人で、集落で納税活動というのもできるというふうに答弁されましたけれども、私は、新年度から進めようとしている制度というのは、全く逆のこと、地域の人間関係を引き離していくとしか思えないんです。この保健課の福祉計画との整合性はとれているとお考えですか。

○市長（本田修一君） 介護保険制度で、地域の支え合いというようなことで、地域で見守り、そして支えながら、予防の推進を図っていこうというような福祉の計画がございます。地域保健福祉ネットワークを基本的機関としまして、様々な関係者と一緒になって取り組もうとしているわけでございまして、民生委員や地域のボランティア、そして包括支援センター、あるいは公民館単位でも声掛け等もお願いしてあり、そして、見守りもお願いしているところでございます。

このような地域の福祉のネットワークというものを現在構築しようとしているところでございまして、現在、21か所の設置がされているというようなことでございます。

そのようなことから、地域で支え合いと、ぬくもりのある社会をつくろうということにつきましては、そのような取り組みはされているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

この自治会の自治会活性化事業というものにつきましては、個人の情報の保護という観点から、どうしてもやむを得なくとらざるを得なくなった措置だというふうに御理解いただければというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 口座振替件数で助成金を決めるのであれば、言いたいのはですね、私たち末端の組織として言いたいことは、特別徴収の人、すなわち皆さんですよ、共済保険や社会保険の人たちは、自動的に給与から差し引きされて納付されていますから、自治会の口座振替件数にはカウントされません。普通徴収の人だけが対象になっています。でも、自治会の運営支出というのは一緒です。ちなみに、私の場合で計算してみますと、固定資産税が4期、市民税が4期、保険税が10期、軽自動車税が1期、計19期です。助成額は計算でいきますと、1件当たり300円ですから、19を掛けて5,700円になります。ですから、自治会の総会などで、口座振替をしてくださいと、自治会のためですからとお願いをしているところです。今年はほかの自治会ももっと増えるとは思いますが、でも、考えてみてください。若い世帯の多い自治会、すなわち社会保険の多い自治会というのは、自動引き落としですから、増える要素はありません。各自治会の予算についても、個人から集める自治会費と、先ほどから話しております、この助成金で予算を組み、それからもろもろ、消防後援会費や社協関係の共同募金などの負担金、もろもろ納付しております。特別徴収の人も関係なくですよ。自治会活性化事業の助成金を口座振替件数でカウントするのであれば、特別徴収の人もカウントすべきと私は思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） 従来の納税活動の納税奨励金につきましては、通知書の配付の枚数につきましてカウントしていたと、金額の決定をしていたというようなことでございます。今後、新たに定めようとする活性化事業につきましても、口座振替について対応するというようなことでございまして、特別徴収につきましては、以前と変わらないというようなことでございます。カウントされない形でいたというようなことでございますので、この助成金につきましては、今後、新たな助成金の制度ということになっても、同じような形で集落の運営の助成になるというふうに考えるところでございます。

○2番（西江園 明君） 前も、今までもしていなかったから、今後もしないというなら、そちらの執行部のそれは言い分です、それは理解できます。だから、こっちが言いたいのは、今度減るんだから、カウントを見直せと、発想の転換をなささいというのが私の意見なんです。ですから、市長は、今、事務局が準備した答弁のとおり、従来してなかったから、今後も見直しは今のところ考えてないと、何回聞いても同じでしょうから、この件についてはですね、また今後も特別徴収の人もカウント。現場は違うんですよ。あの人は特別徴収、あの人は普通徴収と、名札

はないんです。負担金は、自治会から負担するのは一緒なんです。ですから、そのへんの理解をぜひしていただいでですね、この件については、またお願いをしてみたいと思います。ちょっと時間も本日は遅いですから、次にいきます。

この件ではですね、総務課や支所の地域振興課の方にも何回か行きまして、いろいろ尋ねました。その中で、今後、役所としてはですね、助成金の在り方として、自治会の行う事業に対して助成していきたいと考えているとのことでした。すなわち、いろいろメニューがあって、その中で行った事業に対して助成をしていくとのことでした。確かに、総会を開いている所も、開いてないような、分からないような自治会もあれば、活発に活動している自治会もあり、かなり自治会同士で温度差があるのは事実だと思います。ですから、均一的な助成の在り方を見直し、事業を行った自治会へ助成金を支給する制度を導入するのは理解しますが、このように21年度中に検討したいというふうに市長はおっしゃっていますけれども、そういう事業を行った所に助成していくというような、こういう助成金の在り方を見直すつもりがあるのか。それがあれば、いつからか。それは運営費助成金として見直すのか、活性化事業助成金の上積みとして見直すのか、どちらを考えていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の自治会の活性化事業につきましては、納税活動のみが対象になっておりますが、納税活動以外の活動も対象にすべきではないかというような内部での議論がございまして、今後、メニュー方式の導入というのが一つは考えられるということでございます。その具体的な内容につきましては、今後、検討してみたいというふうに思うわけでございますが、現在、活性化の検討委員会等でも、このことにつきましては議論として投げ掛けをいたしまして、その中で様々な御提案をいただきながら決定していきたいというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 今後、検討していくということですが、検討されるのは結構ですが、我々現場サイドとしてはですね、問題になるのが、そういうメニューにより行った事業により助成金が発生するのであれば、それはその都度、自治会が補助金申請をすることになるんですね。メニューにより決定するのであれば、そうならざるを得ないですね。でも、自治会長さんの年齢や申請の手間を考えると、できない人もかなりいるのが現実です。順番で自治会長になり、高齢の女性で車の免許もない人もいます。事実、昨年まで福祉課が所管で行っておりました敬老関係の事業を行った自治会へ補助金を支給する制度がありましたが、補助金申請、実績報告等、とてもじゃないができないとのことで、申請しなかった自治会もかなりありました。これが現実の自治会なんです。ですから、今、市長は、21年度に向けて検討するというふうにおっしゃいましたけれども、この制度を導入したとき、そういう自治会の実態等を考慮したときに、先ほど、市長は平等にという言葉が使われましたけれども、平等に自治会へ行き渡ると市長はお考えで、この制度を進めていきたいというふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） 今後、在り方委員会等で検討していただく、議論として、テーマとして、取り組んでいただくわけでございますが、その中で、今お話がありましたように、集落によって

は、自治会によっては、そのメニュー方式にしたときに、申請というのはとても無理だよという
ような御議論も出ろうかというふうに思います。そのことも十分、私どもは参考にさせていただ
きながら、この導入につきましては、そのことも含めて検討させていただければと。先ほど、公
民館単位の事業についても、かなり事業の申請が手間取ったと、そしてそのことによって、申請
ができない所もあるんだよというふうなお話がありましたので、十分、そのことは重く受け止
めて議論をしていただくような場をつくっていきたいと思います。

○2番（西江園 明君） 先ほど、岩根議員の方からもありましたけれども、自治会の在り方と
いうか、先般配られた文書の中にもありましたけれども、自治会が合併というか、統合したとき
は、自治会統合補助制度というのがあり、なにがしの補助がありますと書いてあります。確かに、
数世帯で自治会を形成している所もあるようですので、高齢化率が進み、行政指導で統合を進め
ている市町村もあるようですが、自治会が持っている財産など、もろもろの事情もあるようです。
今回の助成金の見直しは、小さな自治会になるほど、助成金は減る仕組みになっているようで
すが、先ほどの答弁の中では、市長は、30から50というふうな数字もございましたけれども、志布
志市としては、一つの自治会の世帯数はどのくらいを理想と考えているか伺います。そしてまた、
この制度を利用した自治会が今まであったのか、併せて教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成19年度に実施しました自治会へのアンケートの結果で、30から50というものが理想的だ
という回答が一番多かったということがございます。これを基本としまして、地理的条件等を加味
しながら、その世帯数があるのではなかろうかというふうに思います。この制度を利用しまして
統合したという自治会は、現在のところございません。

○2番（西江園 明君） まだ、統合補助制度を利用したということはないということですが、
志布志町には200世帯を越すような大きな自治会もあります。しかし、あまりにも大きいので、自
治会への、先ほど出ておりますように、愛着心が自然と薄くなりがちで、いろいろ周知も行き届
かなかったりして、行事に参加する人も決まった人しか参加しないような状況です。未加入の話
も出ましたけれども、自治会に加入しようが未加入であろうが、役所からの文書は直接発送され
てくるから同じということから、未加入が増える傾向にあります。地域内のつながりを持つため
にも、これでは問題があるとの意見も出て、その大きな自治会内でいくつかに分かれて、新しい
自治会をつくろうという動きがあります。これもまた分かれることにより、役員が回ってくるか
らとか、いろいろなけん制の動きもあるようですが、そこでお尋ねします。統合すれば補助金制
度はありますが、しかし大きい所が分かれれば、まずその集落名が決まりますから、テントとか
倉庫など、まず備品をそろえなければなりません。大きすぎる自治会がいくつかに分かれ、役所
が考えている理想的な自治会をつくろうとした場合の補助はありません。小さい所を統合させよ
うとする発想から出発しているからだと思います。今のこの統合補助制度、この逆の場合、大き
い所が分かれる場合の補助制度というのは考えていないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会は30から50が適当というようなことで、アンケートの結果が出たということでございですが、それぞれ自治会は構成世帯数が違うわけでございますので、100あっても、200あっても、その自治会ではその数が適当だというふうに思われているかもしれないというふうに考えるところでございます。

今、お話のように、大きな自治会が分割、あるいは小さい自治会も分割することがあるかと思いますが、そのようなときに補助金というものについてないのかというようなことでございですが、現在はないということでございます。ただ、自治会が分割したときに、分割後の自治会がそれぞれ集会場等を建設しようというときには、自治会集会施設整備事業補助金の交付の対象となるということでございますので、こちらの活用を願えればというふうに思います。

○2番（西江園 明君） もう街部では集会施設を造るというのは、まず不可能なんですよ。だから、市長が今言いましたように、これがないから、この制度というても、1,000万円かかりますよ、街部で公民館を造れば。ですから、その発想の転換もですね、必要じゃないかなあとと思います。先ほども言いました助成金の算出基礎を口座振替にするのであれば、特徴の人も算入すべきだと、私は言いました。現場の自治会は小さい所ばかりではない、大きい所もあるんだ。この議会においても、議員の中から自治会のことについて、様々な角度から質問、質疑が出されているようです。皆さん、いろいろ相談を受けたり、問題を抱えております。現場の状況をしっかり検証して、発想の転換も必要かと思えます。

お待たせしました。最後にしたいと思います。

全国的に高齢化率が進み、集落の維持が厳しくなり、マスコミなどでも限界集落という言葉が最近特に見るようになりました。そこで、国も総務省の所管で、人口減少や高齢化が深刻な集落を巡回し、地域活性化などの助言をする集落支援員制度を市町村に導入するため、支援員を雇用する市町村には特別交付税を配分することを決めたようですが、この制度を利用して、行政主導で統合を進めるのも一つの方策ではないかと思えますが、集落支援員制度の導入についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落支援員の導入ということの御質問でございますが、総務省が新たに過疎対策を検討するために設置しました過疎問題懇談会の中で、集落支援員の提言があったと。このことを受けまして、総務省が自治体へ財政支援することを決めております。財政支援につきましては、支援員の報酬、活動旅費、集落点検に係る費用等を特別交付税で措置するというふうになっております。

支援員につきましては、職員OBや農業委員などの経験者を非常勤の嘱託職員として採用し、存続が危ぶまれる限界集落や、合併で役場が廃止された旧町村地域などを定期的に巡回し、集落点検を行うものであります。つまり、集落等の現状把握を行うということになるかと思えます。また、集落の現状や課題、あるべき姿についての話し合いをしていくときのアドバイザーとして支援をしていくということでございます。

このようなことを総合的に考えますときに、本市で行っております、ふるさとづくり委員会の

制度に似ているなあというふうなふうにございます。新たに制度導入というふうなことも考えますが、このふるさとづくり委員会制度の充実を今後も図っていききたいなあというふうにございます。

○2番（西江園 明君） 自治会長もかなり、先ほども言いましたように、毎年替わります。中には自治会長名は御主人の名前であっても、奥さんが実質している所もあります。ですから、自治会長の役目、業務内容を把握していない人もかなりいらっしゃいます。文書の配付、回覧だけでなく、自治会長名義でしなければならない、申請しなければならない書類も結構あります。カーブミラーなどもしっかりです。自治会内の排水溝などもたくさんあります。助成金のことを含め、分かりやすい案内をですね、自治会長にするようお願いしたいと思います。回答があればお願いして、以上で私の一般質問は終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落の自治会長さんは、ほとんどの方が行政事務連絡員として活躍していただいているところでございまして、市の行政と集落のパイプ役という重要な位置を占められているというふうにございます。

今後とも、本市の様々な事業運営につきまして、この自治会長さん、行政事務連絡員さん方のお力を借りなければ推進できないものというふうにございますので、できるだけ分かりやすい形の周知、そして負担が少ない形でのお願いというものを頭において、行政事務員の方々に、自治会長さん方をお願いしたいというふうにございます。

○2番（西江園 明君） はい。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで20分まで、10分間休憩します。

—————○—————

午後4時09分 休憩

午後4時21分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 大分、時間が押しておりますけれども、年4回与えられた機会ですので、最後までしっかり質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、質問通告に従い、順次、質問をしてまいります。

はじめに、定住自立圏構想について質問をいたします。

市長は、先の施政方針の中で、国が示した定住自立圏構想は、人口4万人を超え、生活に必要な都市機能を持つ中心市と周辺市町村が協定を結び、医療や産業振興等、様々な政策分野において、具体的に連携を図っていくもので、本市も近隣都市と協議しながら、人口増に向けた取り組

みを行ってまいりますと述べられております。この中心市としては、先行実施団体、全国24市の中に都城市と鹿屋市が選ばれており、そのどちらも本年度中に、今後、地域全体の中心的役割を果たす意思を示す中心市宣言を策定し、周辺自治体との共生ビジョン策定までのスケジュールの概要を明らかにしております。

そこで、地域の活性化へ向けた新たな地域間連携の仕組みとなるであろう、この定住自立圏構想に関する本市の考え方を、まず伺いたいと思います。

次に、情報化の推進について質問いたします。

市長は施政方針で、本年度は高度情報化に対応したまちづくりを目指すために、情報通信基盤整備基本構想を策定し、より一層の電子自治体の推進を図り、住民との情報の共有、行政サービスの充実、行政事務の効率化に努めまると述べられております。私もこれまで、情報化の推進については、再三質問をしておりますが、それはこの地域におけるICTの活用が住民福祉の向上や地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすものであり、行政事務の効率化にもつながるものと考えからであります。

そこで、本市の電子自治体の実現に向けた現状の推進状況について伺いたいと思います。

次に、男女共同参画の観点から質問いたします。

この件については、これまで女性支援対策室を中心に鋭意取り組まれてきていることは理解をしております。男女共同参画社会については、市長も施政方針で、各分野で活躍をされている方々を紹介するシンポジウムや講演会の開催、出前講座にも重点をおき、男女共同参画だよりやリーフレット発行により、分かりやすい情報の提供、女性専門相談員による相談室などにより、女性の抱える悩みや問題の解決を図ると述べられております。

男女共同参画社会基本法が施行されたのは平成11年であり、既にそれから10年が経過をいたしております。そこで、本市においても、合併後既に3年が経過しておりますので、この間の本市における男女共同参画の動きをどのように総括し、今後の計画にどのように反映していくつもりなのか伺いたいと思います。

次に、父子家庭への支援について質問いたします。

長引く不況下での失業や賃金の削減などにより、経済的に生活が困難になっている家庭が増えてきており、それは父子家庭にあっても例外ではありません。本市には、このような中、父子家庭を含めた支援は、唯一、医療費の一部負担金を支給する、ひとり親家庭等医療費助成しかなく、父子家庭の児童の保護者に対し手当支給をし、その安定と自立支援を図ることを目的とした経済支援はありません。

そこで、現下の厳しい経済状況を勘案し、父子家庭に対しても、市として経済支援となる助成制度を設けるべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、介護人材の確保について質問いたします。

超高齢社会に突入し、介護サービスの需要が増大し、高まる介護サービスへのニーズにこたえていくには、介護従事者の確保が喫緊の課題であります。現在、介護従事者不足が社会問題にな

っておりますが、その主な要因は離職率の高さにあり、それは待遇の悪さ、つまり報酬が低いことに起因していると言われております。介護は人が根本とはいえ、いくら高い理念があっても、介護に携わる人材がいなければ、介護保険制度は根幹から崩れてしまいます。

そこで、本市における介護人材の確保と、その定着の促進に向けた今後の取り組みについて伺いたいと思います。

以上について、執行部の誠意ある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、定住対策について、定住自立圏構想に対する本市の考え方を示せということでございます。

定住自立圏構想に関しましては、本市の考え方でございますが、国の総人口は平成17年に約1億2,776万人が、平成47年までの30年間で約13%、約1,708万人減少し、約1億1,068万人になると予測されております。また、三大都市圏の人口で約530万人、地方圏の人口で約1,178万人という大幅な減少が見込まれるということで、地方圏の将来は極めて厳しいものというふうに予想されております。さらに、この30年間で、年少人口は約40%、約707万人減少し、高齢者人口は約45%、約1,149万人増加するものというふうに推測されております。

このような状況を踏まえまして、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にも、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創設することが求められており、このような問題意識の下、全国的な見地から推進が図られる施策でございます。

国において、中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想につきましては、昨年、先行しまして取り組む市町村の募集がございまして、その結果、全国では中心市が21、周辺市町村が3市2町の19圏域が決定されたところでございます。県下では鹿屋市と薩摩川内市、宮崎県では都城市、延岡市、日向市が決定され、本市は鹿屋市、都城市の両市から隣接市としての協議の依頼が来ているところでございます。鹿屋、都城両市に関しましては、産業、医療、雇用、教育、道路整備など、密接な関係があり、大隅総合開発期成会及び南九州総合開発協議会において、共通の課題などを取り組んでいるところであります。

そのようなことから、今回のこの定住自立圏構想においては、本市の抱える課題と、中心市の取り組み内容において、どのような効果が見込まれ、取り組みが可能であるか、十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

次にお尋ねの、地域におけるICTの活用というものが住民福祉の向上や地域コミュニティの再生に大きな役割を果たしているということで、電子自治体の実現に向けた進ちょく状況を示せということでございます。

国は、2007年3月に、電子自治体構築の新しい指針として、新電子自治体推進指針を策定し、2010年度までに、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標としています。

本市においても、国の新電子自治体推進指針を踏まえ、その推進を図るということでございますが、市の取り組み状況の進捗については、次のとおりでございます。

昨年度、市では、情報化に向けて、新しい情報化計画の骨格となる情報化基本計画を策定しましたが、本年度はそれに基づいて実施計画を策定しました。情報通信技術を活用して、第一次志布志市振興計画に掲げました「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」という目標の実現に向けた取り組みを進め、本市の活性化、産業振興を図っていくためには、ICTを利活用していくことが重要でありまして、より具体性を持って推進を図るために、志布志市情報化実施計画として策定したところでございます。

電子自治体の推進を図る組織体制としましては、平成19年度に志布志市電子自治体推進会議を設置し、総合的な情報化施策等の検討を行いながら、情報化計画の策定等を行ってきているところであります。また、実務担当者組織の電子自治体推進リーダー部会を設置し、ICT重点施策調査、ワンストップサービス調査や、将来、市民の視点に立った情報化の推進と、効率的で無駄のない情報システムの構築・検討を行い、その目標年次を設定したところであります。

情報通信格差是正につきまして、携帯電話の利用ができない潤ヶ野、八野地区で、移動通信用鉄塔施設の整備を行い、間もなくサービスが提供されるところであります。今後も不感地域の解消を図るため、引き続き県や通信事業者の協力をいただきながら推進を図ってまいります。また、ブロードバンドサービス未提供地域の早期解消と、地域間の情報化格差を図るため、産官連携によりまして、田之浦局のADSL化を行うこととしております。

地上デジタル放送開始に向けましては、総合的な対策と推進を行うために、庁舎内に地上デジタル放送対策推進会議を組織しました。今後、公共施設と受信困難な地区を中心に、受信点調査を実施し、視聴環境の整備を図ることとしています。

電子申請については、現在、鹿児島県電子申請共同運営システムを利用して、住民窓口を中心とし、10業務の手続きが利用可能となっております。新年度からは、4業務の申請手続きの拡大を図るところであります。今後、地方税の電子申告もスタートする予定でありまして、市民の方が便利に生活できるよう、内容の充実と推進を図ってまいります。

次に、地域の情報通信インフラ整備につきましては、採算性の問題によりまして、民間主導の情報通信基盤整備は望めない状況であります。地域情報化の推進につきましては、公共ネットワーク等の情報インフラ整備の検討も必要なことから、その調査研究に着手しているところであります。

将来、地域内で光ファイバーネットワークが整備され、市民の快適な生活環境を創造することによって、いろいろな行政サービスが展開できるというふうに想定されるところであります。

いつでも、どこでも、何にでも、だれにでも利活用できる情報通信環境を整備し、産業、教育、防災、福祉、医療、行政等、様々な分野において活用を進め、地域コミュニティの推進や住民のだれもが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりを目指すために、新年度に情報通信基盤整備構想を策定しまして、高度情報化へ対応したまちづくりの将来像を描くこととしております。

次に、男女共同参画につきまして、参画基本法が成立して10年、合併後、既に3年を経過しました。この間、本市における男女共同参画の動きをどのように総括して、今後の計画にどのように反映するかということでございますが、男女共同参画社会は男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会、つまりすべての人々がその人権を尊重され、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる社会であります。

合併前の旧町では、男女共同参画推進の取り組みに足並みが揃っておりませんでしたので、合併後、男女共同参画社会の実現を目指すために、志布志市として基本計画の策定に取り組んだところであります。平成18年に市民20名で組織しました男女共同参画推進懇話会と、職員20名で組織しました男女共同参画プラン策定研究会によりまして、相互の連携をとりながら、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、市民2,000人を対象に住民意識調査を実施したところであります。

その結果や、懇話会からの提言書を基に、平成19年に専門家の助言・指導を受け、「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」を策定いたしました。この計画は、平成20年度から24年度の5か年間を目標としており、各課、男女共同参画社会の実現に向け、数値目標を掲げ、事業に取り組むものであります。

本年2月に、平成20年度における各課の事業進ちょく状況を取りまとめたものを、男女共同参画推進懇話会で評価していただきましたが、進ちょく率は68.5%でした。この結果を各課に報告し、更に積極的に取り組みをお願いしたところであります。

この事業評価につきましては、毎年実施してまいります。また、市民の皆様に対しましても、広報紙はもちろん、ホームページや男女共同参画だより「それいゆ」により、男女共同参画に関する情報を発信するとともに、公民館や自治会、企業などへも積極的にまちづくり出前講座を活用していただき、講座や講演会を開催しながら、御理解をいただく活動をしていきたいと考えております。

私は、マニフェストに掲げておりますように、女性が輝いてこそ家庭も地域も元気になるものというふうに考えております。平成18年度に女性支援対策室を設置し、平成19年には悩みや問題を抱える女性の相談窓口として、毎月2回の女性支援相談室実施や、気軽に相談していただくための女性専用フリーダイヤルを設置をするなど、積極的に事業を実施しております。

また、女性の起業支援につきましても、平成18年度に地産地消を目指し、地域の活性化のために加工グループや「いちの会 元気市」への助成、セミナーや講座の情報提供なども行っているところでございます。

続きまして、父子家庭への支援について、市としては助成制度を設けるべきではないかというようなお尋ねでございます。

現在の経済状況は、10年に一度といわれる危機的状況にあります。景気低迷、リストラ等によ

る雇用不安、我々の生活環境は悪化の一途をたどっております。児童扶養手当の給付につきましては、創設当初、社会的、経済的に困窮されている事例が多いことから本支援が始まったと認識しているところであります。母子家庭への補助制度はある程度の成果を見ておりますが、志布志市としましては、父子家庭が支給の対象になるものは、ひとり親家庭医療費助成事業と乳幼児医療費助成事業のみが対象となっているところであります。

議員の御指摘のとおり、父子家庭におきましても、母子家庭同様、厳しさがあることは承知しているところであります。市の財政状況も考慮し、今後の国・県の状況及び県内の状況を見極めながら、市としての方向性を調査・研究してまいりたいと思います。また、可能ならば、市長会を通じて、厳しい父子世帯の状況を厚生労働省と国の機関に対しまして、国の施策として取り組んでもらえるよう要求活動をしていきたいと考えているところでございます。

次に、介護に携わる人材ということで、介護保険制度はこの人材がなければ、根幹から崩れていくというようなことで、人材の確保、そして定着の促進に向けてのお尋ねでございます。

近年、少子高齢化や介護保険制度の定着によりまして、介護ニーズは多様化してきており、その反面、介護従事者の数は減少傾向にあり、離職者の4人に3人が採用後3年未満で辞めているというふうにも言われております。介護人材の安定的確保は緊急の課題というふうになってきております。国の方でもこれらに対応するため、介護報酬の改定を行い、処遇改善を図っております。また、鹿児島県においても、介護福祉士養成のための介護福祉士等奨学資金貸付補助事業を導入すると発表しました。本市におきましても、今後ますます高齢者人口が増えていく中、安心して介護サービスが受けられるような体制づくりに努めなければいけないと考えております。そのために、介護の職業について、今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事として、市民の方々にも理解していただけるよう、講師を招いての介護セミナーを開催し、周知を図ってまいりたいと考えております。そして、このことが介護職の定着につながり、さらには、既に資格を取得しておられる潜在的介護福祉士等の発掘につながればというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

○14番（小野広嗣君） 今、それぞれ市長の方から5項目にわたっての通告に対して通弁をいただきました。順序よくですね、1番目から流れに沿って一問一答方式で質問をしていきたいと思っております。

まず、この定住自立圏構想ですね、これは2月の段階で2月の20日前後でしたが、南日本新聞の地方エリアで、都城の記事が写真入りで大きく出ました。そして、3月に入って、今度は先ほど市長が答弁をされました鹿屋の構想、これが3月定例会、鹿屋の定例会の議員の質疑に対して答弁をするという形で示されましたね。そういった記事を読みながら、本市の今後の取り組みは

どうなっていくんだろうかという思いがありました。そういった中で、今回、質問をいたしたところでもあります。

今、市長の方からも話がありましたように、大きく三大都市圏への人口の流出を防いでいこうと、そういう流れが一方である。近くは、私たちでいえば、この地方に住んでまして、鹿児島市であるとか、福岡であるとか、そういった所へも人口が流出をしているわけですね。そういった状況の中で、どれだけこの志布志を中心としたこのエリアの中で、完結型のいわゆる定住促進ができるのかと、そういったことを考えなきゃいけない時に至っているんだなあ。そういう意味からすれば、これまでのいわゆる合併問題、市町村合併、そして三位一体の改革、そして国が示している今回の定住自立圏の構想、本当に大事な流れが将来の道州制にもらみながらですね、今来てるんだなあというのを実感してるわけです。

そういった意味で、都城、そして鹿屋、ここが手を挙げまして、選ばれたわけですね。都城にしても、志布志を向いてます。いわゆる病院の関係、そして高速道路の問題、そして病院の関係でいえば、遠隔医療というものもテーマにしながらですね、取り組んでいければという構想も持ってるようでもありますね。鹿屋は、先ほど市長が言いましたように、鹿屋のことだけ市長は先ほど言われました。そういった協議をしていかなければいけない時に来ていると。都城の方からはそういった提案はまだ届いてないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、鹿屋市の場合、大隅総合開発期成会というようなことで、鹿屋市の定住自立圏形成推進会議で説明があったということでございます。そして、都城市の場合におきましても、担当課長、職員の来市によりまして、このことについて説明があったところでございます。今後とも、両市とも具体的な取り組みについて協議が始まるということでございます。

○14番（小野広嗣君） 都城の方からも、また鹿屋の方からも、両市からですね、中心市宣言をするであろう両市からですね、依頼があったと。今後、協議のテーブルに着いていくということで理解してよろしいわけですね。

本当にそういった観点から見たら、すべての市町村、そこにフルセットです、住民が生活できる機能を持たせる時代は、もう無理ですね。そういった意味で、一つのエリアの中で様々な住環境を作り上げていこうと、子供からお年寄りまで、あらゆる環境が整っていると、完結型のそういったエリアをつくって、そこから人口が流出しない。この地域で、子供から死ぬまでですね、亡くなっていくまで十分生活していけるんですよという流れをつくっていければ、最高なわけですね。そういった意味で、両市からいわゆる協議に着いてくれという依頼があるわけですが、一方で今回の構想の中で人口4万、まあ5万以上となっていますが、最低でも4万以上となっていますね、中心市の場合。しかし、一方でお隣同市の市がいわゆる合わさって、2つの市が合わさって4万を超える場合は、それを一つの市として認めると。それからの構想も十分提案していただいて、認めますよという構想があるわけです。それに対しては検討はされていないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になりました隣接する2つの市というようなことで、4万人以上を超える場合に、2つの市を合わせて一つの中心市としてみなすことができるというようなことが、定住自立圏構想の中でもうたわれております。

そのようなことで、その取り組みにつきましては、複眼型中心市というようなふうに位置付けがされていますが、現在のところ、私どもの地域では、例えば曾於市とどうこうするという話については、まだ協議はしてないところでございます。

○14番（小野広嗣君） それが可能であるかどうかは別にして、いわゆる曾於市と志布志市で、一つの市として、中心市としてなる。まあ旧曾於郡エリアということになりますね。かなりのつながりが歴史的にもあるわけですね。そういった中で、その視点でのとらえ方というのもありかなという感じもするんです。一方で、先ほど言いましたように、都城の関係でいえば、都城と志布志、この高規格道路の問題と医療の問題、これはもうこれまでも進めてきている問題、これをひとつビジョン化して、そこに財政措置をしていただいて、急ピッチでですね、取り組んでもらおうというのがひとつのビジョンの中に入ってくる、これはこれで大事だろうと思います。ただ、本当にこういった構想を、手を挙げてくださいとやったときに、今、曾於市と志布志市という観点もあるわけですね。そういった観点で議論をし、協議をしながら手を挙げていく方法もあるんだらうなあというふうに思うわけです。そういった議論が庁内ではなかったのかというのがすごく気になったものですから質問をしたわけですが、今のところ、そういうことは考えていなかったと。今後はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この定住自立圏構想につきましては、当然、その目的があるわけでもございまして、その定住自立圏がなされることによって、協定がなされることによって、例えば医療とか、福祉とか、教育とか、土地利用とか、産業振興とか、それぞれの項目について効果が出なければならないというようなことにならうかというふうに思います。ただいま御提案があります都城あるいは鹿屋につきましては、それぞれの項目を機能をしようというようなことで御提案いただいているところでございますが、例えば曾於市とするとすると、土地利用とか、交通ネットワークとか、そういったものにならうかと思いますが、その観点からも、私どもは曾於市あるいは大崎町も含めた旧曾於郡というような単位での、この定住自立圏構想についても協議は進めていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、それがどうのこうのということじゃないんですが、ただ先に、これはうちが人口4万人に満たないわけですから、そういった構想を総務省が打ち出した時に、手を挙げる中に当然入らなかったわけですね。その段階で曾於市と協議して一緒に手を挙げようよというところまで至らなかったのは十分に理解をするところです。そういった意味からしても、あくまでも鹿屋、そして都城という所とのつながりも歴史的にもあるわけですので、これはこれで大事にしていかなきゃいけない。だけど、どうしても受け身的なですね、発想になるの

かなあとという気がするものですから、そういった意味では、今、市長が答弁されたように、志布志市として、この定住自立圏構想をどういったイメージでうまく軌道に乗せていくのかと、そういったものがしっかり描かれて、その上で曾於市であるとか、先にありました大崎であるとか、こういったことも含めてのですね、ビジョンというものが出てこなきゃいけないだろうと思います。市長はどのようなビジョンをこの定住自立圏構想について思っているのでしょうか。今言われたくくりは分かっていますよ。総務省からの資料を全部持っていますから、分かっています。その上で市長の構想です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定住自立圏構想が提案された時に、本市においても中心市になれば有り難いなあとというふうには思ったところがございますが、人口の規模が達しないというようなことで、そのことについては単独では中心市になり得ないということで、残念に思ったところがございます、

今後は、現在、医療等の関係につきましても、都城市との圏域で今、協議が進められているということでございますので、医療についてはそのような形が望ましいんじゃないかなあと、あるいは、産業振興については、鹿屋市とそのような関係が望ましいのではないかなあとというような形に持っていかなざるを得ないのかなあとというふうには考えているところがございますが、志布志は御承知のとおり、志布志港という今後この地域の経済の中心になるべき施設がございますので、そのことも強く訴えながら、この定住自立圏構想については取り組みをしていきたいというふう考えております。

○14番（小野広嗣君） 市長も当然資料をお持ちで答弁をされているんだろうと思いますが、まさしくこの定住自立圏構想を進めていくと、本市もその流れに乗っていかると、中心市あるいは周りの周辺都市ですね、周辺の市町村に対しても財政措置がありますね。こまごまとはやりませんが、かなりの量の財政措置、いろんな角度から地域活性化事業債、定住自立圏推進事業の創設、外部人材の財政措置、民間主体の取り組みの支援に対する財政措置、あるいは中心市及び周辺市町村の取り組みに対する包括的財政措置とか様々あります。縛りはありますけれども、こういった財政措置をこの時にしっかり受けながら、我が町のまちづくりというのを考えていかなければ、やはり大きな流れに乗り遅れてしまうわけですね。そういった意味でこういった質問をしているわけですが、このことはこのこととして、今後、都城、そして鹿屋から、今進んでいるのはこの分です。先行都市としてやっています。この後だってどんどん進めていけるわけですね。そういった中で、いわゆる鹿屋も都城も、この地域の中心市として責任を持って、ひとつのビジョンを持って生き抜いていきますと。そして、周辺の市町村ともしっかりと連携してやっていきますというのが中心市宣言ですね。この宣言をやって、ビジョンを作り上げていく。そのためには、周辺市町村と協議を重ねて、協定を結ばなきゃいけない。その協定は議会の議決にかかってきますね。その流れを考えたときに、市長はその流れを今どのようにとらえているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、鹿屋市と、そして都城市から、その内容についての説明があり、そして周辺市町村

として協定を結んでほしいというような申し入れがあるところがございます。そのようなものを、私どもは協定を結ぶ際に、当然、こちら等も何らかのお互いのまちが発展するための条件というものを出し合いながら協定書を結ぼうということを考えているところがございますので、そのことにつきまして、協議が進めば、議会の皆様方にも十分御説明を申し上げていこうというふうには考えております。

○14番（小野広嗣君） 鹿屋も都城も、いわゆる21年度以内における中心市宣言にたどり着くということをもう決めておりますのでね、そして条例を2月、都城市は提案しまして可決しておりますね、基金条例、これのですね。そして、鹿屋市もこの3月定例会に上程をしております。そういった意味からすれば、かなり急ピッチにですね、この問題は本市にも押し寄せてくると思います。そういった意味からすれば、先ほどの周辺市町村に対する財政措置ということを考えてときにも、本市の方からも様々なビジョンを持って、その協議をして、協定の中に入れ込んでいくという作業をしっかり、市長が音頭をとってやらないと、これはいかんと思うんですよ。そこらに対する意欲を示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、お話しますように、鹿屋市にとりましても、都城市にとりましても、志布志市というのは今後、地域の振興にとって重要な志布志港というものがあるということで、そしてまたその志布志港を中心としまして、交通ネットワークも完成していくんだというような意味合いから、このような周辺市町村というようなことで申し出があるというふうにと考えるとございまして、

そのようなことを踏まえまして、先ほども言いましたように、お互いがこの協定を結ぶことによって良くなると、向上するということを前提とした協定書に持っていこうというふうには十分考えているところがございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、市長の、いわゆる先ほど来、マニフェストの件も出ていますが、市長が描く志布志市の未来像というのは当然おありだろうと思うんですね。そういったものを含めて、しっかり市民の代表として、そういった協定の場でですね、ものを言っていく、そしてそこに取り入れてもらう。それは譲り合いもあるでしょう。だけれども、やはり志布志市の市長として、そのことは強く求めていかなきゃいけないだろうというふう思うんですね。そういった意味からいったときに、今、都城が三股と曾於市と志布志、これを想定してやっていますね。鹿屋は3市5町ということで進めています。そういった中で、鹿屋はこの中心市宣言をしようとするわけですから当然であろうと思いますが、この定住自立圏構想を推進するための推進室もこの4月1日から設置をするというふうになってるわけです。今、市長もこういった協議のテーブルに乗っかろうと、しっかりものも言っていこうとされているわけですが、これはうちは企画政策課がやるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのところ、企画政策課の方で担当して進めております。

○14番（小野広嗣君） 先ほど来、企画政策課が抱える仕事の量というのが大変な量ではないの

かと。そして、12月でしたが、歴史まちづくり法、この歴史まちづくり法を中心に質問をした時に、これの所管が替わって行って、これも企画政策課ではないのかということ、課長に対しても、大変責任が重いなあということをお聞きしたわけですが、これもすごく大事な仕事になってきますね。今、機構改革を議会に出されて、いろいろあったわけですが、そういった状況の中で、職員が少し減っていく中で、機構改革もしなきゃいけないという部分があるんですが、あまりにもこの企画政策課にですね、比重がかかってきはしないのかという心配をするんですが、市長はそのへんはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な新規の事業につきまして、新しい企画については、企画政策課の方でとりあえず担当していくというふうな形になっていくわけでございます。そのような中で、先ほども別の議員からありましたように、何とか室というものを設けた形で推進していく事業につきましては、またそのようなふうに位置付けて取り組むべきことになろうかというふうに思います。現在、まだそこまで担当の方と詰めておりませんので、今後、そのことについては協議をしていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった仕事量というものもしっかり見極めていただきながら、そして結局それが、言葉は悪いけど、さばけないということですよ、遅々として進まないという状況が生まれれば、これは市として、また市民にとっての損失ですからね、責任が重いんですよ。そういったところまで、市長というのは、目配り、気配りをしながらですよ、仕事をしていていただきたいというふうに思うわけですが、ぜひこの定住自立圏構想に関してはですね、乗り遅れることなくですね、我が町の将来のビジョンをしっかりと見据えて、言うべきことを言って、前へ進めていていただきたいというふうに要請をして、次へ移りたいと思います。

情報化に関しては、これまでも限りなく、何回となく質問をしております。細かく、例えばホームページであるとか、絞り込んで質問をしたこともありますが、今回の場合は電子自治体の進捗状況ということで、大きなくくりで質問をしてるから、市長もちょっと時間をかけて答弁をされたわけですが、市長が述べられた状況というのは、何回となく質問をしておりますので、どういう形で進んできてるのかということは、理解をしてるわけですね。それで、すごくやっとなんかここまでできたのかなあというふうに思うんですが、国がここ数年の情報化の推進の状況というものを、やはり把握をしなければいけないということで、その把握を全国の自治体に諮ってまとめました。そして、昨年、それがまとまったわけですが、その報告書等を見ていくと、先進的な取り組みを行っている自治体が一方であるかと思えば、それはもう一部です。あとはやはりかなり遅れているというのがデータとして上がっています。そのこまやかなデータについては、過去にもやっていますのでもう申し上げませんが、特にはっきり分かれているのがですね、本年、うちはそこはいろいろありますが、この情報担当の部署というか、そこをしっかりと設置する。そして、先ほど、市長が言われた基本計画等をですね、しっかりと練り上げて、実施計画等につなげていくと。ここ両方がですね、きちり出来上がってる所は、まず進んでいる。どちらかだけできてい

るという所が遅れているというのがデータ的に出ているみたいですよ。やっとな、志布志市もその両方がそろいつつあるのかなあとということまできたなあとということで、それは理解をするわけですが、推進体制の整備ということですね、市長、お聞きしたいんですが、先ほど言われたように、この推進体制ということ言えば、基本計画の中にも、もう人は替わっておりますが、この電子自治体の推進会議、副市長を中心としたですね、この会議と幹事会がありますね。電子自治体の推進会議、これは全部職員でなってるわけですね。本当申し訳ないんですが、いわゆるこの情報管理課、そこで仕事をされる方は日常的にそのことに関してはですね、かなり勉強もされ、取り組んでいらっしゃると思うんですが、各課長とか、あるいは課長補佐とか、係長がそういったことに精通してないというわけではないですが、各課から集まって、そこで協議をして、こういった情報化の政策がですね、推進されるものかなあとという危ぐを覚えるわけですよ。そのへんに対して、市長はどう考えていらっしゃるんですか。そのメンバーだけで本当に進むのかなあと思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話しましたように、基本計画を策定して、そして実施計画を策定したところでございます。そのようなことに基づきまして、今後、担当の方を中心としまして、それぞれ実務担当の職員に集まってもらいまして、そのような電子自治体推進リーダー部会というもので、今進めようとしているところでございます。ICTの重点施策の調査、ワンストップサービスの調査、そして将来、市民の視点に立った情報化の推進というようなことで、この部会を通じまして、効率的で無駄のない情報システムの検討を行っているということで、その部会から目標年次の設定ができたところでございますので、この部会を中心に今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 今、申し上げられましたリーダー部会というか、リーダー制度の導入というのは、基本計画の中にうたわれていて、それがやっとな始動したのかなあとというふうに理解をしているところです。やはり当然その中には、そのリーダーたらんとする人たちの研修、そういったものも含め、また外部から今も電算室の方ですかね、そこに専門の方々が入って見えてますね。そういった方々のいわゆる情報ということも当然あるでしょう。しかしながら、発展的にこういったIT、ICTの進歩というのは進んでますので、情報がもうすさまじい勢いで回転してます。そういった意味では、外部からそういった情報をどんどん取り入れていく。そして、そのことをもって課長会であるとかで理解を求めていく。これは課長クラスがですね、このICTの今後の流れというものを知っていかないと、これその課によっては厳しいわけですよ。昔、GISの話、地理情報システムの話をしました。今日も少ししたいと思ってるんですが、もう時間の関係もあります。この話を専門の職員が一生懸命課長会でしても、ほかの課長たちが一体何のことは分からんという、上の空で聞いて話にならんかったということもありましたよ。すごく大事なシステムで、本市としてもそのことに対して、本年度から進む計画に入っていますね。ですから、本当にそのことに精通していかないと、課長クラスがですね、なかなか理解が得られないと

いうことがある。そこに対しての取り組みはどうなっていますか。

○市長（本田修一君） 現在、本庁内で情報管理課を中心としまして、この電子自治体の推進をしているわけですが、そこには当然SEという専門職の方々が来ておられまして、そのことについて推進のサポートをしておられるわけですが。そのような意味合いから、その外部の方々の情報というものは十分、私どもの内部に伝わっていくものというふうに思っております。ただいま議員のお話にありましたように、地理情報システムにつきましては、本当にようやく完成してきて、利用ができるようになったなあとというふうには有り難く思っているところでございますが、できて、本当に利用する段階になった時にはじめて分かるような内容も結構多いんじゃないかなあとというふうに思っておりますが、そのことをそれぞれの職員が自覚して率先して研修に努めるよう、今後とも指導していきたいと思えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、例えばここに情報管理課長がいらっしゃいますね。情報管理課長が例えばSEであるとか、そういった人たちの助言もいただきながら、一生懸命勉強されて、ここでも何回となく答弁をすると、一生懸命まじめに答弁されています。そして、その方が課長会でしゃべられる。それは同じ課長がしゃべっているということなんですよ、あくまでも。いわゆるその道のプロ中のプロがしゃべっていくのと、聞く側の命が違うというのを言いたいわけですが、僕は。往々にして、このことに限らないんですよ。情報のことに関して限らない。同僚の課長が言っているというのと、そうじゃなくて、外から入ってきて研修をするなり、その道のプロ、だれもが認めるプロが言うのと全然違うということです。そこ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

情報管理課の課長につきましては、本当に一生懸命取り組みをしておられて、そして真しに本市の情報の高度化について取り組みして、私の方にも度々提案に来ているところでございます。そのような意味合いから、課長を中心によくしているなあとというふうには感じているところでございます。今、お話がありましたように、専門の方のお話というのものも、課長会で改めて必要なというふうには感じるところでありますので、今後、機会をみて取り組みをしたいと考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、庁内一丸となって、特に大事なのが課長会でありますね。この課長会というのは、いろんな推進会議のメンバーでもありますね。ですから、このITにかかわらず、課長であられる方々というのは、いろんな会議のメンバーとも併せてなってる。そういった意味では、その中で自分は専門外だからという立場でですね、どうしても聞いてしまうんですね。ですから、そこをしっかりと是正していくためには、やはり目を覚まさないといけない。そういう意味では、本市のこのICT政策が進化することによって、市民が即、その果実をですね、果実を得ることができると、その認識をですね、ぜひ持っていただきたいというふうに思えます。

今日はもう細かい質問はここですつもりはありませんが、この基本計画の中で特に大きな観点だけ、あと二、三点させていただきたいわけですが、毎年毎年、旧志布志町時代からそうですが、昔はOA管理といえればよかったわけですね。今はもうIT、ICTという時代に入った。そ

ここにはOAの時代はOAの管理者がいました。そして、今はICTという時代に入って、今、責任を持たすリーダーというのも各部署に置くような時代になってきましたね。一昨日でしたか、テレビを見てましたら、豊田通商、いわゆるトヨタの系列の総合商社です。その総合商社の社長にインタビューする記事が衛星中継で毎回あるんですね、毎週、女性がインタビューする。そういった中で聞いてたら、このICTに関して、これは今の時代にとって、ICTは水と空気のようなものだ、もうだれが感じようが感じまいが、そこにあって必要なんだという話をずっとされてきました。OAの時代であればそうではないという話までされてきました。そういった感覚でやはりとらえななきゃいけない時代に来ているんだなあということを、テレビを見ながらですね、実感をしたところでもあります。

そういった中で、今後は逆にそういった情報化を進めるために、いわゆるハードの面、ソフトの面、いろんな面で予算を付けて取り組んでいきます。毎年毎年、膨大な予算がですね、この情報化推進のために、当然、補助金等が付いたり、いろいろしますけれども、助成措置はあったにしても、持ち出しもあって、かなりの額が出てきますね。そういったことに対する精査というものをしっかりしていかなければ、情報化は一方で進んでるが、コスト削減に実際はつながっていったのかという問題をしっかり見定めなきゃいけないという状況が今生まれつつありますね。自治体によっては、これがうまくいってない所もあるんですよ、逆に。ですから、そのことに関して、本市でもこのICT、コストシミュレーション、この観点がうたってありますが、この観点での精査はなされているのか答弁を求めたいと思います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

情報システムについてのコストということでございますが、現在、法改正等でいろいろなシステムの改修が生じまして、それに係る新しい経費等も発生するわけでございますが、これらに対する導入の見積もり等につきましても、出てきました見積もりを十分内容を精査いたしまして、その上で値引き等の交渉が必要であれば、そういう交渉をしながら、少しでも安く調達をしているところでございます。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 今の課長の答弁は、委員会でよく僕が質疑をする中でですね、答弁をいただいた経緯がありますね。それもそうですが、一方で、そのICT、コストシミュレーション、これは市長ではなかなか答えづらいのかもしれませんが、でも知っとかなきゃいけない。このTCOという、このコンピュータシステムを導入して、その維持管理にかかる総額のことをいうわけですね。その総額の中には、直接的な費用だけではなくて、技術の修得、維持管理、利用可能にするための人件費等、間接的な費用、これも含むわけですね。これをしっかり精査をしながら進めていかなきゃいけないというのがあるわけですよ。ここがしっかりできてますかということ聞いております。

○情報管理課長（徳満裕幸君） コンピュータの総合的なコストということでの御質問でございますが、現在、志布志市の情報システムにつきましては、合併で導入いたしました汎用コンピュ

ータを導入をしているところでございます。現在、3年、そのシステムを利用しておるわけですが、今後の新しい新システム等につきましては、先ほど、議員の方からもお話がございましたように、導入経費、そして運用コスト、そういうものを検討しながら、少しでもコストの安いシステムを導入するというところで検討してまいりたいと思います。

○14番（小野広嗣君） 財政がですよ、なかなか潤ってるわけじゃないですね。ひっ迫している状況ですね。そういった状況にある自治体においては、自治体間がしっかり共同しながらですね、アウトソーシングシステムですね、それを民間に分けて取り組んでいる方向性というのもあるわけですね。そういったところまで目配りしながらですね、今後は進めていかないと、もたないんじゃないかという気がするんですよ。財政的な費用のことも含めてですね、国はいろいろと補助を出しながらというんだけど、持ち出しも結構あるわけですから、それを繰り返して行って、それなりのICTの果実は一方にありますけれども、予算も食い込んでいくというときに、やはりふと立ち止まってですね、その予算の執行に対して、どうすればいいのかと、アウトソーシング方式も取り入れて、民間に任せるところは任せるという方法も考えなきゃいけないときに至っているんじゃないかという気もするんですが、市長はどう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、実施計画に沿いまして、様々な具体的なこの情報通信基盤整備構想等に基づきまして整備していくということになれば、その具体的な件にそれぞれ取り組むときに、今お話がありましたように、アウトソーシング等が必要ということになれば、そのことについても研究はしたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 今、市長がそういう方向で答弁されました。いろいろと取り組むべき課題というのはいっぱいあるわけで、そのことに関してしつように今は申し上げません。ただ、いわゆる財政との兼ね合いというものが、この情報化政策というのはすごく絡んできますね。すさまじい予算を使うことになるものですから、そういった部分というものを、やはり担当課もしっかりまとめて、そしてその効果と費用、そういった部分をしっかり市長に持って行く。そういった中で、先ほどのアウトソーシングという観点もですね、考えなきゃいけないんじゃないかとか、そういう議論にもなってくると思いますね。そこらは今後、また検討課題としてですね、詰めていただければというふうに思います。

あともう1点、いわゆる電子自治体を目指すということで、冒頭、その施政方針に対して一般質問をしたわけですが、そういった中の一つとして、いわゆる役所の窓口、ここで一元管理ができるワンストップサービスですね、このことに対しての取り組みが遅々として進んでないという気がします。そのことの実現というのは、大変な事業を伴っていくということは十分理解しているんです。そういったことを理解しながら、どこまでそのことに対する取り組む姿勢が、今、描かれているのか、進んでいるのか、そこをちょっとお示しをください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、現在、ワンストップサービス等々の調査についても、電子自治体推進リーダー部会等で研究しておりまして、このことにつきまして、そ

の目標年次を設定したところでございます。その年次につきましては、担当課長に申させます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ワンストップサービスの現在の取り組みについての御質問でございますけれども、現在、電子自治体推進リーダー部会において、将来の窓口の在り方としまして、ワンストップサービスの現状調査を行ってきたところでございます。

その中で、課題としまして、いろいろな様々な課題等が出たところでございますが、その窓口職員を配置するわけでございますけれども、いろいろな業務に精通した職員の確保が難しいというものの、あるいは組織機構の見直しまでしなければいけないのではないだろうかというような意見、そして新しい電算システムを含めた検討も必要になるのではないかとというような、いろいろな課題等も現在出ているところでございます。今後、関係課を含めまして、ワンストップサービスに向けて、全庁的な協議を行っていく計画でございます。

目標年度につきましては、24年度ごろをめどにしているところでございます。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の冒頭の答弁で、目標年次は決定しているということでした。結局、24年度ということで設定をしたということですね。分かりました。

この項で最後になりますけれども、先ほど、課長会の件に触れました。いわゆる国が、このICTを使った地域活性化、このポータルサイトというのを用意しとって、全国の自治体で最前線です、有意義な利活用をしている所の例を出していますね。こういったものを含めてですよ、情報管理課等で先ほど申し上げました、課長を中心としてとなると思いますが、こういった推進会議あるいは課長会等で、そういった先進的な取り組みをしている例等をですよ、しっかりお伝えして、そして課長たちも、ああそういう取り組みもあるのかということを読んで、その学ぶことによって、その課からいろんな知恵が生まれてくる可能性は十分あるわけですよ。ぜひ、そういった取り組みをお願いをしておきたいと思いますが、それはどうですか。できるんじゃないですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話がありましたように、このICT化につきましては、日進月歩で新しい技術がどんどんどんどん出てきていると。そして、それについて、先進的に取り組んできている所が、それなりの効果が出てきているということにつきましては、それこそ新しい情報を心して探って得なければならないということになるかというふうに思います。そのような意味合いから、情報管理課の方でそのことについては取り組んでいるということでございますので、その情報について、庁内全体に伝わるような形の取り組みは、今後やっていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういった取り組みを含めてですね、情報化の推進にあたっていただきたい。

次へ移りたいと思います。

男女共同参画に対する総括的なですね、問いになっているわけですが、女性支援対策室を設置されて、この3年間ですね、いろんなイベントであるとか、講演であるとか、あるいはパンフレ

ット、そしてそれによる周知活動ですね、こういったものに鋭意取り組まれてきているということは十分理解をしております。私もいろんな角度でですね、そういった動きを見させていただいております。それはそれとして十分な理解をしているんですが、そういった市長の思い、政策が実効性あるものになってる部分と、なってない部分があるんじゃないかというふうに思うものですから、総括をする中で、また新たに指針が出る。今回も、先ほど答弁されたとおりの施政方針が述べられましたね。その施政方針に述べられたことはよく分かってます。それは実効性のあるものになってますね。もっと私が問いたいのは、例えばそういった思いが一番男女共同参画ということに対して、市民の皆さんに情報を発しなきゃならない。この志布志市が一体どういう状況にあるのかということを考えてときに、例えばこの4年間、今年で4年目ですね。もう4年目に入ってますね、合併して。そして、人事採用の観点でも、4回目の人事採用をやっているわけですね。この4回目の人事採用の中で、いわゆる女性採用の比率、人数、これはどうなっていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の採用につきましては、特段、男性ばかりというような形にこだわってしているところではないところでございまして、平成18年度につきましては、11名中、女性は1名でございました。19年度につきましては、6名中3名でした。20年度につきましては、2名中1名が女性でございます。

○14番（小野広嗣君） 縦分けをする必要はないけれども、男女共同参画社会、そして女性の職員も増やしていかなきゃいけない。また、女性の管理職も増やしていかなければいけない。そういうときに、いわゆる採用を考えるとときに、そのことが頭になかったら、物事は進まないんじゃないですか。

○市長（本田修一君） 男女共同参画というような形でとらえますと、当然、まだ職員の中で男女の比率は女性が低いわけでございますので、そのような意味合いから、女性を特に採用しなければならないということになるかというふうに思います。しかしながら、やはりこれは今後、志布志市全体の将来にかかわる問題というようなことでございますので、私どもは職員採用につきましては、特に優秀なものについて採用していくということを基本的にしておりますので、今申しましたような形の採用になったということでございます。

○14番（小野広嗣君） 結果論とすれば、当然、そういった今、市長が答弁されたような優秀な人材の採用ということがありますね。だけれども、そのバックボーンにそういったことも市長の中にあって、いわゆる男女共同参画という観点からの採用というものもバックにあって、その上で優秀ということがあってしかるべきだと僕は思うんですよ。そのことは少し波長が合っていないのかなという気はしますけれども、まあ考えるところは別方向ではないというふうに思っております。

なかなかこの女性管理職の登用というのが進まないという現実があります。それは、こちら側の問題だけじゃなくて、女性の側の問題も当然あるのかもしれない。これは一概に議論はでき

ない部分もあるんですが、今の志布志市の女性のいわゆる管理職への登用、それに対する市長の個人的な認識はどうですか。

○市長（本田修一君） 平成20年度で職員が371名中、女性が92名ということで、24.8%でございます。補佐が46名中、女性が2名、4.3%、管理職は0%でございます。41名中0名と。それから、主幹兼係長が72名中、女性が12名、16.7%、主幹を除く係長以上は171名中、女性が15名ということで、7.6%ということで、この管理職というものが0%ということでございますが、今後、また女性の登用というものが考えられるというようなふうには私自身は考えております。

○14番（小野広嗣君） 今後、そういった女性の登用が図られるものと私は考えておりますという答弁は、すごく分かりづらい答弁ですね。市長の今後の女性を登用しようとするその姿勢を聞いてるんですよ。だれかがやるのではないんです。

○市長（本田修一君） この管理職の登用につきましては、様々な条件、そして経歴というものが十分考慮された上で、管理職の登用を図らなければならないというふうに考えます。そのような中で、今後、その責を担うような人材がおれば当然登用していくということでございますので、男女にかかわらず、そのことについては登用していきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） そこに性差を設けてですね、登用をするということは、誤解を招く場合もありますね。しかし、バックボーンに市長である以上、いわゆる男女のその性差を超えたですね、能力という、そういった観点というものをやはり見ていくときに、市長のどこかに差別意識が仮にあったならば、それは選ぶとするとときに、その影響を受けるわけですね。そういった部分に対して、市長の認識を問うてるわけです。だから、この男女共同参画社会に対する、市長も女性支援対策室等をつくられていますけれども、どこまでそのことを理解して、市長として仕事をされているのかなあということ、しっかり見極めたいというものがあって、ここで質問をしているわけでありませぬ。

少し別の角度から言いますが、そういう今度は志布志市でいろんな審議会だとか協議会とかありますね。こういった中でも、目標設定をしているわけですね。そして、その目標設定に対して、どこまで今たどり着いているのかというのが一つの評価点でありますね。こういった部分に対して少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

各種の審議会につきましては、平成20年度で27.7%の登用率になっております。ちなみに県内46市町村の登用率は22.6%でございます。国・県とも各種審議会への女性の登用率を、2020年までに30%を目標としているということでございます。これにつきましては、各課はもちろん、女性登用のない農業・漁業関係の委員についても、今後、積極的に女性の登用をお願いしていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 私がいただいている資料、大して変わらないんですが、先ほど述べられたこのプラン、そしてダイジェスト版がありますね。ダイジェスト版の方を見ると、もう多少変わったんでしょう。27.7%と言われましたが、この資料では27.8%というふうになっています。

これは入れ替わりが当然ありますので理解をするところですが、もっとこれは鋭意努力して30%が見えるところまできたと理解をしますが、この重点課題の中で、地域の慣習やしきたり、あるいは地域での会議、行事等に参加しやすい環境づくりを目指しますということで、こっちの方はどのように進んでいると理解をされていますでしょうか。

○市長（本田修一君） 今ほど申しましたように、女性の地域での参加というようなことについても、十分そのことについては進んでいるんじゃないかなあというふうには考えているところがございます。現在のところ、例えば私ども自身としましては、今お話しておりますように、男女共同参画の支援ということについて積極的に取り組んでおりますので、このことに御理解をいただきながら、地域でも進んでいるというふうに理解しているところがございます。

○14番（小野広嗣君） 女性支援対策室を中心にですね、様々に努力をされていることはもう十分に理解をし、その結果が多少、この3年の間にですね、出てるんだらうなあというふうに思うんですが、じゃあですよ、市長、本市の職員総数に占める女性職員の数はどうなりますか、数とパーセント。

○市長（本田修一君） 職員が371名でございまして、女性職員が92名でございまして、24.8%でございまして。

○14番（小野広嗣君） 先に日本からアメリカに離任したアメリカのシーファー駐日大使が、いわゆる日本にはまだ未開拓のすばらしい人材があると、それは女性だという言葉を残して去られたわけですが、そしてそういう観点、そしてこの天の半分を支えるのは女性であるという言葉もあります。そういった形から見たときに、有能な人材の登用ということを考える。そして、より良く市民のために働いてくれる職員というものを考えたときに、今のこういった比率、女性の視点でのものを見る視点というのも当然大事ですね。市長は、今の職員の比率を見たときに、こういった実感を持たれておりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども少し申し述べましたが、主幹兼係長が72名中、女性が12名ということで、16.7%ということで、その割合がこの現在の職員の割合からすると、かなり職員の割合が高くなってきているということは、男女共同参画社会が10年前から推進されてきたその成果で、こういった形の女性職員の採用というものにつながってきているんじゃないかなあというふうには思うところがございます。

○14番（小野広嗣君） そういった答弁をされるときの基準はどこにあるんですか。僕はいつも思うんですが、どこと比較して、そう思われるんですか。例えばですよ、世界の先進国と比較したときに、遅れていますよ。はるかに遅れていますよ。だから、近辺の市町村だとか、県だとか、国だとかと、そういった所と比較する必要はないんですよ。先進的な地域、そして女性の進出がめざましく発展している所がどういう政治を行っているのかと、そういったものを基本にするべきじゃないですか。僕はそう思うんですよ。そういった観点から見たときには、確かに一歩ずつ前進しているけど、まだまだだという答弁、僕だったらそういう答弁をしますね、まずもって。

まだまだ足りない、そういう意識がないと進まないじゃないですか、今後は。だんだん進んでますよというんだったら、ちょっとずつしか毎年進まないですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししました数字につきましては、議員御指摘のとおり、そのようなふう世界的に先進的に取り組みがされている所と比較してどうこうという形で申し述べたところではないところでございまして、現在の状況をお話したところでございます。ただ、かつての日本社会、男社会の状況からすると、そういう意味ですれば、かなり女性の採用というものが進んできて、このような割合になってきているというふうには、私自身は感じたところでございまして、そのことについてお話をしたところでございます。今後、また先進的に取り組みがされている所は、十分参考にさせていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、全然仕事をされてないなんていう言い方をしているつもりは全くないんですよ。ただ、やはり仕事をしていく上で、やはり市民のために、あるいはこの男女共同参画においても、一生懸命頑張ってはいるけれども、まだまだ足りないんだという自戒の念の下にですね、仕事をしていくのと、いや一生懸命やってるから、ここまできてるからいいんだと思って仕事をするのでは全然違うでしょう、今後の進み方が。やはり、常に自省をしながらですよ、行政の仕事というのは進めていかなければ、市民のためにはならないというふうに思うものですから、今述べさせていただきました。

あと、もうこの観点に関しては2点ほど、特にこのことに関して、これ1冊だけでずっとこの質問ができるわけですよ。ですから、もう避けます。避けますけれども、ここにも載ってますワークライフバランス、いわゆる仕事と生活の調和とっていいでしょう。こういったことに対しても、ここにうたってあって、しっかり取り組んでいきますというふうになってるんですが、市長、このワークライフバランスについて、市長の認識をまず伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） ワークライフバランスにつきましては、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発活動など、自らが希望するバランスで展開できる状態というようなことに意味付けられております。家庭におきましては、家事、育児、介護などは女性の仕事であるという固定的性別役割分担を解消していき、企業・事業所においては、ワークシェアリングやフレックスタイムの導入、労働時間の短縮、また育児休業など、男女とも積極的に取得することが必要だというふうにされております。労働行政におきましては、市町村に直接権限がないということでございますので、周知等しかできないわけでございますが、今後は鹿児島労働局等と連携していきたいというようなことでございます。保健課の窓口で、男性の育児休業取得の促進について周知するというものについても設置してあるということでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長も今の答弁を見ると、原稿を読みながらということですので、あまりこのことに関しては御存じなかったんだらうと思います。実際、それを責めているわけじゃないです。これですね、アンケートを取ったら、80%ぐらいの方がまだ知らない、日本国でもですね。その周知の度合いが弱いんですよ。そういった意味では、今、これからですね、しっか

り市民にも啓発活動、周知を図って行って、理解を求めていかなきゃいけない。あるいは事業者等に市長がやはり働き掛けて、このことを訴えていかないといかん。そういう意味からいけば、今、最後に答弁された育児休暇の問題だって出てくるわけですね。育児休暇法が出来上がって、その利用率だって、0.5%から1.5%になったと、まだまだ少ないと。少ないけれども、3倍になったと考えた方がいいのかもしれませんが。それは考え方の違いだろうと思います。そういった意味で、冒頭に言いましたけれども、この志布志市でいわゆる男女共同参画の情報発信をしなきゃいけない。この志布志市で男性職員のこの育児休暇、過去にも一回同僚議員の方から質問が出ておりますが、これまでに新市になって、この育児のために休暇をとられた方は何名いらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

男性の育児休暇の取得者はいないということでございます。

○14番（小野広嗣君） こういった観点から見たときに、このことだけで評価をするわけにはいきませんが、外に向けては、この男女共同参画に対する、あるいは女性の支援に対して、様々に手は打ってきてますね。しかし、この市内での認識、あるいは働き掛け、声掛け、こういったものがどこまであったのかなというふうに思うんですが、市長、こういった状況を見て、どう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併後、育児休業取得者は女性が6名ということになっているわけございまして、旧有明町において、男子の育児休業取得があったようでございます。2名が育児休業の取得をしております。

今後、特定事業主の行動計画に基づきまして、育児休業に関する資料をまた更に配布するなどしまして、情報提供をしていきたいなあとというふうに思います。そして、取得しやすい、休業を取得しやすい職場環境となるよう、管理職の職員等に対しましても、更なる周知徹底を図っていききたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この育児は女性に任せるとい時代ではもうなくなってきているなあとというふうに思うんです。2割でも3割でも、本当は半分ずつできれば一番理想なんでしょうけれども、いわゆる育児は女性に任せて、男性はもう残業も含めて10時間だ12時間だ16時間だと働いて、お金を家に持って来るといのがこれまでのパターンでしたけれども、それよりも女性も働く、8時間、8時間働いて、疲れもそんなに残らなくて、お互いに元気いっぱい子育てをする方が、仕事の面でも子育ての面でも生産性が高いと僕は思うんですよ。そういった時代に入ってきているということ、やはり認識しながらですね、まず情報発信をする、この志布志市役所の中からですね、意識の改革をですね、進めていっていただきたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

あとですね、提案として、このメンター制度というのがあるわけですが、英語では良き指導者、あるいは恩師というような表現もされているようでありますが、例えば女性が本市においても、

今後、低くはならないですね。女性の職員数が増えてくるであろうと思いますね。そして、管理職も増えてくるという状況が今後生まれますね。そういったときに、様々な悩みを抱える方々が出てくる。特に管理職あるいは主幹とか、そういった方々が責任を持たれるわけです。責任を持つことプラス私生活上での悩みというものに押しつぶされて、大変な状況になるということがあります。1986年に男女雇用機会均等法ですか、あれが制定されて、職場に就かれた、あるいは職員になった方々が今後どんどん管理職に就かれる時代が来ますね。そういったことを考えたときに、そういった相談体制を充実させるということは、すごく急務であるというふうにいわれています。そういったことに対し、例えばこの市役所内で、そういったメンター制度をおいて対応する考えはないか、まずお考えを伺いたいと思います。

まず、市長、この制度というか、この考え方は御存じでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このメンター制度につきましては、議員が一般質問をされるということで、初めて知った内容でございました。

今後、女性につきましても、責任ある立場になるというようなことでございますので、その女性の方々が当然、その職場の中で職責に合ったような活躍をしていただける環境というものは醸成していかなくちゃいけないということになるかというふうに思います。そのような意味合いからすれば、このようなメンター制度なるものが有効な制度だということになれば、このことについては取り組みはしていかなくちゃならないというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、初めて聞かれたということでもありますので、こういったメンター制度の中身もですね、しっかり研究していただいて、導入を図っていくという方向になればですね、また本市の女性職員のもですね、いろんな悩みも解消されるのではないのかというふうに思いますので、しっかり調査・研究をしていただければと、この点に関しては思います。

市長、あと、4月10日なんですけど、4月10日は何の日か御存じでしょうか。女性の日なんですよ。ちょうど1か月後がこの女性の日になりますね。ですから、そのことでどうだこうだとは言いません。そのいわれもあります。なぜその日に決まったのか、もうここで時間がないですから述べませんけれども、こういった議論を重ねる中で、今年の4月10日を迎えた時に、市長もこの男女共同参画社会ということにですね、思いをはせてですね、その4月10日は意識を持ってほしいということで今申し上げたところでありますので、ぜひ、手帳を出されましたので、その手帳に女性の日と入れとってください。それで、この項は終わりたいと思います。

あと、次、父子家庭の関係です。

これは後段でも同僚議員の方も質問をされております。過去にも、委員会あるいは私も旧町時代も述べたり、同僚議員もまたされているんですが、なぜ今回こういう質問になったのかというと、本当に経済状況が冷え込み、市長は10年に一度と言われましたけど、一般的に100年に一度の経済危機だというふうにいわれていますね。市長は10年に一度とさっき言われたんですよ。ああ、市長は10年に一度と考えてるのかなあと思いましたけれども、100年に一度という経済危機の状況

の中で、我々は市民相談を受けますね。市民相談を受ける中に、リストラになって大変な状況になった父子家庭の方もいらっしゃいました。2件、御相談がありました。現状を見ていくと、リストラもそうですし、残業もなくなっていく、収入がどんどんどんどん途絶えていく、こういった状況の中で財政状況は、母子家庭のいわゆる同じ財政状況のレベルとすれば、一方は児童扶養手当がちゃんと付いてくる。しかし、同じ経済状況であっても、父子手当については国の制度として設けられていませんので、頂けない。大変厳しい状況だということで御相談があるわけですね。そういった父子家庭の経済的危機状況に対する市長の認識をまず伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の経済不況というのは、いわゆる言い方をしますと、100年に一度というような危機的状況にあるということで、先ほどの間違った形でお答えしたところでございます。訂正させていただきます。

そのような中で、現在、様々な事業所におきましてリストラ等が行われて、そして、現在、休職される方が増えてきているというような状況等については十分認識しているところでございます。そのような中に、父子家庭という家庭の方につきましては、私どもの市としましては、ひとり親家庭医療費助成事業と、そして乳幼児医療費助成事業のみが対象になっているというようなところでございますので、この方々にとりましては、非常にまた更に厳しい状況かなというふうには認識しているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 先ほどもそういう答弁でありました。いわゆる厳しさがあることは十分に承知をしていると。財政的なものも考えながら、勘案しながら、国・県の状況を見て、また国への要求活動もしていきたいと。これ、今やらなきゃいけない手立てですよ。今、100年に一度の経済危機を迎えていると、市長も10年を100年に今言い直しをされて、現状の認識はかなり厳しいものがあるということでしょう。だから、国へとか県へとかいうのは、一方でやらなきゃいけないですよ。当然、私どもの政党においても、しっかり国会議員等がそういったことを国に上げて、戦いをするわけです。市も当然そういった声を、国に上げるのは当然でしょう。しかし、こういった緊急的な経済状況の中で、こういった冷え込みの中でリストラに遭い、あるいは残業等もなくなって、収入が途絶えはじめた。本当に厳しい父子家庭が出てきてるわけですね。そういった所への手立てというのは、市単独でも行っていくべきではないか、それが僕は政治姿勢にとって大事だと思うんですよ、市長の政治姿勢として。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） 現在、志布志市内におきまして、父子家庭の世帯というのは95世帯だということでございまして、本当に母子家庭と同様、厳しいものがあるかというふうに思います。現下の経済状況というものは本当に厳しい状況でございますので、この父子家庭の方々がどういう状況かということにつきましても、更に調査をいたしまして、もし厳しい状況があるということになれば、そのことについては何らかの形で私どもは支給の見直し等も検討したいなあというふうな考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、前向きな答弁をいただきましたので、少しほっとするところであり

ますけれども、やはりですよ、市長、よく見ていかなきゃいけないのは、いわゆる母子家庭の水準よりも厳しい父子家庭があるのに、同じひとり親家庭ですよ、観点から見れば、同じひとり親ですよ。なのに、いわゆる手当てがない。子供からとって見れば、何の問題もない。法の下、憲法第14条、法の下での平等という観点から見たらおかしいでしょう、どう考えても。これは父子家庭で経済的に余裕があるのであれば別ですよ、今のところですね。それは母子家庭だって一緒じゃないですか。所得制限があるわけですから、やっぱり。そういった意味合いから見たときの差別がしっかりあると。これは、ある意味で男女共同参画の観点から見てもおかしい問題なんですよ。だから、そういった面で本当に子供から見ても不平等ですよ。そういったこともしっかり見ていかなきゃいけない。経済的な面からだけじゃなくても、人間観、道徳観という問題から見ても、おかしい制度でしょう。どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昭和36年に児童手当の制度ができたということでございまして、その当時は社会的・経済的に困窮の状態にある方は、母子家庭が多かったというような背景があるんじゃないかなあというふうに思います。そのような長い歴史の中で、この制度は維持されてきたわけですが、先ほどからありますように、男女平等の社会、男女共同参画の時代というふうになったということになれば、当然、そのことについては等しく支給をすべき内容の事業になるんじゃないかなあという考えになることは当たり前じゃないかなあというふうに考えます。今後、そのようなことも踏まえまして、私どもとしましては、市としてできることを研究させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この問題に関しては、全国の自治体の中にも、いわゆる1万円とか2万円とか、そういった経済的手当で支給をされている所もあれば、もうはっきり条例をしっかりと作り上げる中で、いわゆる母子家庭と同じように、所得制限を設けながらですね、同じレベルでのですね、いわゆる支給をしている自治体も出ていますね。だから、そういった先進自治体の事例等もしっかり学びながら、早めに結論を出していただきたい。これはですよ、急がなきゃいけない問題ですよ。2年、3年先に答えを出しますというレベルじゃない。国は国で動かしていかなきゃいけません。一方で、こちらはこちらで動かなきゃいけない。今度もそうでしょう。ちょっと質問の趣旨とは違いますが、妊婦健診等もそうでしょう。僕はしつように言ってきました。やっと14回になりましたけれども、国は国で国を動かす力があって、動きはじめたわけでしょう。そこと相まって、こういったところまでたどり着く、そういった急ピッチのですね、作業をしていかないと、先ほど来言われている100年に一度のこういう危機的状況に雇用対策であるとか、様々国の手当がありますけれども、まだまだこの父子手当、父子に対しての目線というものが国のレベルからも落ちてるんですよ。抜け落ちてるんですね。だから、強くそのことに目を配って、そのことに気づいたところからしっかり手を差し伸べてあげる、これが大事な行政の仕事だろうと思うし、それがまた議員として、こういう中で質問をする中の務めであろうと思って申し上げます。そういった意味でいえば、市長、この問題に関しては、急いで答え

を出してくださいよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としてできる範囲内だと、状況等も勘案しまして、そのようなことでお答えしたわけですが、当然、このことをするとなれば、現在、母子家庭につきましては、国の方でも助成が付いているような状況でございますので、それら等も勘案させていただかなければならないというふうに思うところでございます。しかしながら、この手当につきましては、制度につきましては、所得に応じて、きめ細かに計算がされた支給がされておりますので、そのことも十分参考にしながら、市としてできる内容を決めていきたいというふうに考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） 僕は速やかにということに対する答弁がまだなされてないと思うんですが、その取り組む姿勢というのは分かりますが、速やかにしないと、間に合わないということですよ。今、そこに苦しんでいる方がいらっしゃるわけですね。そこに対して手当てをしなければいけない時期に来ているんです。2年先、3年先に止血すればいいという問題じゃない、今、止血しなければいけない人がいるということなんですよ。そのことに対する認識があれば、ましてやこの父子手当、あるいは母子家庭に類する制度として設けていく方法もあるでしょう。あるいは助成金として支給する方法もあるでしょう。準ずる形でやるか、方法はいろいろあるでしょう。しかし、この止血は今しなければいけないという状況にある。そのことに対する認識がないと、市長として市民を守れないでしょう。どうですか。速やかにというのは、そういう意味で言ってるんです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政といたしましては、すべての事業について、速やかに対応すべきだというふうには、私自身は考えているところでございます。このことにつきましては、緊急的に今、経済状況が厳しいという中で、そのような困窮されている父子家庭があるとなれば、速やかに対応しなきゃならないということですが、財源等の問題もございまして、そのことの調整をしていながら、先ほどからお話しますように、市としてできる内容について取り組みをさせていただければというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 父子家庭の状況を精査して、そしてどこでくくって、どこで手当てをすればいいのかという問題が今後出てくると思いますね。そのときに、じゃあ先ほど言われましたように、95世帯のどの部分までが苦しんでいるのかということは、僕も分かりません。市長も分からないでしょう。しかし、とにかくこの数はそんなに多くはなりませんよ、実際。そして、そこに財政支援をすとしても、これは僕の側の考え方ですよ、大変な金額が必要には僕はならないと思う、実際のところ。だから、そういった試算もしていないわけだから、本当はして、ここに臨まなきゃいかんわけですよ。そうでしょう。まあつかめないところもありますよ、所得に関しても。つかめない部分もありますけれども、母子家庭に準ずるそういった所得制限を設けて、それ以下の方々が手当てを受けている。そこに準ずる父子世帯が、うちはどれだけあるのかなと、概略でもつかんで、そこに手当てをすればどうなのかなということも含めてですよ、この

場に臨まなきゃいけない。僕はそう思うんですよ。そして、大変な予算措置が必要だから、少し考えさせてくださいという、そういうレベルの話じゃないんです、これは。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

95世帯というようなことをデータとして先ほどお話したところでございます。そのような中で、本当に困窮している方というものについては、数がまだ把握できないということでございますが、そのような中で対応するということになれば、どのレベルの対応になるのかということについては、まだ私も自身も事前に準備して今日臨んできたわけではございませんので、そのことについては誠に申し訳ないというふうに思うところでございますが、今後、すぐさま、そのことにつきましても、調査をさせていただきまして、すぐさま対応できるところについては、対応すべき内容を定めて実施をしていきたいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） やっと前向きな答弁が返ってきましたので、それを了とするところであります。ぜひですね、今言われたように、速やかに精査をして、対応できるところは速やかに対応するという市長の答弁でありますので、これは真しに受け止めて、また後段ですね、鶴迫議員の方からも質問もあるわけですので、この時期にですね、同僚議員として、同じ角度、角度は多少違うかもしれませんが、やはり父子家庭に対する手立てを何とかしなさいという視点は一緒ですから、そのことをやはり真しに受け止めていただきたいと思います。

最後の項に移りたいと思います。

介護人材の確保ということで通告をして、先ほど、答弁を受けたわけですが、一つは今回、保健課の方からも、志布志市高齢者保健福祉計画というものが、市長もいらっしゃいましたよね、全員協議会の場で示されたわけですね。その中にも、多少、高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画、この件に関しては12月議会で、この件の推進状況について、12月議会で問うたところであります。だから、中身の一つ一つはもう関係ありませんので、今回の質問の中で、いわゆる人材の確保と、介護人材の確保は喫緊の課題であるということを書いてまいりましたが、これの59ページにこのことが多少述べられています。マンパワーの確保と資質の向上という項目であります。その中に、保健・福祉及び介護の専門職員等の人材（マンパワー）の確保と資質の向上について、関係機関・団体と連携しながら取り組みますというふうにあります。まあこれは計画としてうたってあるだけですが、今、僕はですね、冒頭の質問でも申し上げましたように、この介護人材の確保というのは、大変な高齢化社会を迎える、そして介護に対するニーズが高まっていく中で、この人材不足に対する対応というのは喫緊の課題だというふうに思ってるんですね。そのことに対して、この計画書では、流したようにさっと書いてあるだけです。ですから、このことについての市長の認識ですよ。今、いかに危機的な状況、あるいは団塊の世代がですよ、今後、いわゆる介護を受けなきゃいけない、そういった状況になったときはすさまじい数になってくるんですよ。そこに対応できるための手立てを打つとかなきゃいけない。それは本市だけで取り組める問題ではない。しかし、今、本市ででき得る限りのことを手を打っていかなければ、そのときに間に合わないという状況、ここに対しての考え方をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護に携わる方々が本当に労働がきついと、そして賃金が安いというような形で、辞められる方が多いというのにつきましては、私も十分認識しているところでございます。

そのような中で、更にそのような人材が求められる時代になっていくということについても、このことがどのような形で推移していくのか懸念するところでございますが、市といたしましても、今後、先ほども言いましたように、このことについての認識を深めるための介護セミナー等も実施していくんだと、そして計画でマンパワーの確保と資質の向上をしていくんだということでございますが、議員お話のとおり、このことにつきましては、まだまだ手立てが足りないというふうには考えるところでございます。

そのような意味合いから、私自身も担当の方にこのことについて何らかの有効な策というのはないのかということ、常々提言をしております、そのことについての検討は命じているところでございますので、今後はそのことに基づきまして、担当の方から市独自の何らかのまた、このことに対する取り組みの提案があるものというふうに、私自身は考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、今回ですよ、まあ一昨日、昨日かな、昨日新たな予算案が届いたわけですね。その中でも、この介護に関する基金条例の件が出ていますね。そのことは今回、通告内容と違いますので、ここでは触れませんが、いわゆるああいふ条例が出てきた背景がありますね。一つは介護報酬が、ここへきて3%アップされますね。しかし、振り返っていけば、いわゆる3年ごとの見直しですから、2003年と2006年は、立て続けに引き下げになってるんですよ。そして、今回、3%が上がったとはいうものの、実はスタート時期の2000年、これに戻っただけのことなんです。そういったことから見たときに、この介護報酬のアップが、いわゆる保険料に返ってくる。それではいけないということで緩和措置があるわけでしょう。21年度は全額です。そして、22年度は半額みるという状況になっていますね。そういった状況を見たときの今後の展望というのをしっかりやっとかにやいかん。今がチャンスなんですよ。この1年、2年で、介護人材の確保に対するビジョン、手を打つとかなければ、また大変な状況にくるってことです、こういった措置がある時にですね。そこに対する認識はお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、3%アップというような形で今回の介護事業が始まるというようなことになるわけでございますが、そのことにつきまして、私どもも市としまして、何らかの形でその介護に携わる方々の手当てにつながるような制度というものはできないかというようなことを検討してきたところでございます。しかしながら、そのことが直接、その携わる方々に行き渡るということについては、非常に厳しい状況があるということについても、結果としまして認識させられたところでございまして、そのことを乗り越えた形で、私どもとしましても、その介護に携わる方々の給与等がアップするような形のを今後も考えていきたいというふうに思うところでございます。そのような意味合いから、今お話になったように、非常にいいチャン

スではないかなあというふうには考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の答弁は理解ができるわけですよ。結局、この介護報酬というのは、サービスの提供の対価として事業所に入ってくるわけですね。本人に直接跳ね返ってくるわけじゃない。だから、事業所に跳ね返ってくるものですから、事業所の経営状態、そういった状況によって左右されるわけですね。ですから、保険者としての姿勢として、そういった事業所に対して、まあ難しい部分もあろうとは思いますが、適正な報酬を支払って、いわゆる介護人材の定着、また育成というものを図ってほしいと、そういったことを一方側でこのときに言っていないと、なかなか難しい。みんなで考えていく問題でしょう。行政だけが頑張れば済む問題ではない。そういったこの志布志市全体の今後の介護医療という問題を事業者も含め、あるいはその介護を受ける側も含め、みんなが一緒に考えていかないと解決できない問題なんですね。それをこの1年、2年でしっかり考えるチャンスととらえて取り組んでいくべきだと思うんです。事業所に対しての思いはどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の100年に一度の経済不況が襲ってくるという中で、本市にとりまして、どういった状況かというふうに、市内の各事業所を回ったところでした。その中で、実は病院関係、介護関係の方々につきましては、人が足りないというようなお話を聞きましてびっくりしたところではございまして、どうしてそのような状況かという、その背景については、ただいま御議論があるような背景があるようではございまして、定着率がなかなか高まらないという背景があるようではございました。

そのような中で、こうして新たに3%の上乗せがされるということがきっちり現場の方々、仕事をされる方々に行き渡るとなれば、それなりの改善が図られるというふうに期待したところではございますが、実際は事業所の中でその配分についてはされるというふうに聞きまして、残念に思ったところでございます。

今後は、市独自としましても、何らかの形でそのことがきちんと手当てできるように、そして制度として確立できるような形の介護事業に対する制度的なものを取り組んでいきたいというふうには、私自身は考えたところでございますので、事業者の方々とも十分そのことについては話し合いをさせていただきたいなあというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） もう時間が尽きようとしておりますので、最後に提案を一つ。

65歳以上の高齢者が、これは新聞記事の部分なんですけど、介護施設などでボランティアを行った場合に、換金可能なポイントを付与する介護サポーター、支援者制度を4月から創設すると。いわゆる特別養護老人ホームなど、介護福祉施設の入所者の話し相手になることや、身の回りの世話、レクリエーション活動の手伝いなどで、介護の専門知識の必要がないことを行う場合に限って、ボランティア活動を希望する人は、事前に市に登録をすると。ポイントは1回1時間の活動で100ポイント付与され、年間で最大5,000ポイント貯めることができると。1ポイント1円として換金可能。同市の65歳以上の介護保険料は月額で4,400円のため、同制度に参加することで、

1か月分の介護保険料が実質的に軽減されることにもなる。ですから、地域貢献をしながら、介護予防もできると。そして、実質的にこの介護人材の確保にもつながると、こういった制度です。こういった制度もですね、しっかり職員に勉強もしていただきながら、取り組んでいただければと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ボランティア活動によりまして、ポイント制を導入しながら、後々の自分の介護のために役立てるということにつきましては、すばらしい取り組みじゃないかなあというふうに思っています。現在、私どもは健康増進計画を立てまして、そして健康づくり元年というような位置付けの中で、このポイント制度についても取り組みをしようかというふうに研究したところですが、現在の段階ではこのところまで至らなかったところでございます。

今後は、今、御提案があった内容につきましては、更に研究させていただきまして、できれば本市でも取り組みができるような形にしていきたいというふうには考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この本市の今後を左右する介護人材の確保という観点に関しては、市長もしっかり先を見ながらですね、今の介護サポーター制度の導入も含めて、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の質問を終わります。

発言の訂正があります。

○市長（本田修一君） 先ほど、ICT関連の答弁の中で、地理情報システムが完成したというふうに答弁いたしました。地籍情報システムが完成したということでございますので、訂正させていただきます。

誠に申し訳ございません。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明11日は、午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後6時16分 延会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成21年3月11日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

上 村	環
八久保	壹
木 藤 茂	弘
東 宏	二
鬼 塚 弘	文
立 山 静	幸
鶴 迫 京	子
下 平 晴	行
小 園 義	行
上 野 直	広

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情報管理課長	徳 満 裕 幸
企画政策課長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港湾商工課長	萩 本 昌 一郎	市民環境課長	竹之内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕地林務水産課長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松 山 支 所 長	上 原 登
志布志支所長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗
教育総務課長	上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長	山 口 幸 彦
生涯学習課長	小 辻 一 海	畑 かん 推 進 監	井 手 佐 喜 雄

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次 長 兼 議 事 係 長	徳 田 弘 美
調 査 管 理 係 長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名をいたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可をいたします。

まず、26番、上村環君の一般質問を許可をいたします。

○26番（上村 環君） おはようございます。

市長は、大変な重責を担っておられるとともに、最終的な政策判断をされる立場であります。一方、私どもも住民に対する責任においては、同等でありますので、厳しい質問になろうかと思いますが、真しな答弁をお願いいたします。

まず、首長には、大胆に政策を遂行していく能力が求められる半面、そのことが住民にどのような影響を及ぼすのかということにも細かい心配りも必要であります。行政改革というのは、その必要性和目的は正しくとも従来のやり方を変えるということでもありますから、多かれ、少なかれ、必ずどこかに影響が出てきます。特に、単独ならいざ知らず、合併という最大の行政改革を成し遂げた後、多くの住民がその変化にまだなじまずに、戸惑いがある中で息もつかせないような行革の推進というやり方は、住民を差し置いた職員目線での行政運営であり、それぞれのまちで長く慣れ親しんだ行政事務の流れをいくら優秀とはいえ、一部の人間によって強制的に変えられるというやり方に反発が出るのは当然であります。市長は、性急にことを進めすぎるのではないかと、もっと腰をじっくり落ち着いた行政をする必要があるのではないかと考えております。先日の全員協議会におきまして、21年度の組織機構の見直し計画を説明をされましたが、議長をはじめ議員各位から市長に対し、説明不足ではないか、配慮が足りないなどの厳しい指摘がされました。市長は、答弁の中で、住民サービスが低下したという言葉は、私は聞いていないと言われました。市長は、本庁のある有明町出身でありますので、そういった不満の声というものは届きにくいと思いますが、合併によるデメリットのほとんどは支所となった地域に生じていることであり、その地域の多くの議員が、そのような住民の声を目の当たりにしているということをもっと謙虚に受け止めていただきたいと思っております。住民からサービスが低下したということを聞いていないことは、市長が住民から直接聞いていないということなのか。もしくは、職員からもそういったことは聞いたことがないということなのか。まず、その点についてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

上村議員の質問にお答えいたします。

合併して3年3か月が過ぎようとしております。この間、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けまして、住民の皆様のご理解を得ながら、行財政改革を進めていくための指針として、志布志市行政改革大綱を定め、改革に取り組んでまいりました。そのような中、平成20年度には、部制を廃止し、組織のスリム化を図り、本庁への事務集約を図るとともに、本庁・支所間の連携を密にして、住民の利便性に支障のない組織体制の確立を目指しているところであります。

支所につきましては、現段階では、総合支所方式により、行政サービスの提供を行い、また、住民のニーズに合った庁舎の利活用も図っているところでございます。今後の行財政改革の推進にあたりましては、志布志市集中改革プランに基づき、全庁的に取り組み、多様化する行政課題に的確に対応し、住民の目線に立った、簡素で効率的な行財政運営を推進していく必要があるところであります。いずれにしましても、住民の意見、要望等を踏まえ、公平な公共サービスが提供できるよう、本所と支所の機能分担などを計画的に進め、住民の皆様方の理解が得られるよう、行財政改革の推進に努めてまいりたいと考えます。

なお、ただいま、先日の全員協議会で21年4月1日に向けた組織改革のことにつきまして、議員の皆様方にも御説明申し上げたところでございました。そのことにつきまして、説明が遅れたことにつきましては、誠に申し訳なく思っているところでございます。その改革を、機構改革を行う際に、お話ししましたように、特段、住民の方々からサービスの低下があると、不便さがあるということにつきまして、私自身は、例えば移動市長室等を開催しておりますので、その際にも特段なかったと。そしてまた、職員からもそのようなことで苦情がきたというようなことについては、私自身の所に届けられておらなかったというようなことでございます。

○26番（上村 環君） 通告に入ります前の質問ということでございましたが、まず、直接聞いたことがないということであれば、私は、既に行政と住民が遊離しつつあるのではないかと危ぐをいたしております。自らの政策が住民に対し、どのような影響を及ぼすのか、また、及ぼしているのかということにもっと心配があれば、ただいま市長が申されましたようなふれあい移動市長室でもそうでありますように、住民はさまざまな心を開いた要望が出てくるものと思っております。もし、自分はそういったことは耳にしていないということがあるとするれば、そこに行き行って話を聞いてみたい、そして、それが対応できるものであるとするれば改善に努めていきたいというのが行政運営をつかさどる首長に求められる姿勢ではないかと思っております。

合併で住民が最も懸念をしたことは、役場がなくなり、支所となることで、行政サービスが低下するのではないかと。もしくは、本庁のある所だけが栄えて、周辺部となるほかの地域は目が届きにくくなり、衰退していくのではないかとということでありました。そういったことにならないように、合併協議会では慎重に、かつ綿密な協議を重ねた上で、それを合併協定書で取り交わし、各町の議決を経て合併が実現しております。

しかし、今の行革推進の方向性は、本庁方式への移行であるとはしか見えないのでありますが、その一方で、市長は、総合支所方式は維持すると言われております。我々はどのように理解をし、

住民の問いに答えればよいのか御説明方をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併の時に、合併協議会の中で、この事務所の方式につきまして、総合支所方式をとるということを調停項目としたところでございます。そのことに基づきまして、平成18年1月1日に新市志布志市はスタートしたということでございますが、その時に、その年、私自身は行政改革大綱というものを定めなければならなかったと。そして、その行政改革大綱に基づきまして、人員の適正化計画を作っていかなきゃならなかったということでございます。その適正化計画の中で、市の職員が減となるとなれば、当然、それに合わせた形の組織の見直しも順次していかなければならないということございまして、そのことに基づきまして、行政改革推進委員会の集中改革プランをいただきまして、答申をいただきまして、それに基づきまして、現在順次進めているということでございます。

当然、それには前提としまして、住民のサービスが低下されない形をとっていきつつ、その改革を進めていかなきゃならないということが前提でございますので、そのことでもって、私自身は取り組みをしているというふうに認識しております。

総合支所方式ということになるとなれば、当然、その支所の中で合併前の機能を持ち、そして、事務処理が完結し得る体制をとっていくべき内容かというふうに思います。そのことにつきましては、現在でも松山支所ないしは志布志支所においても、事務処理はなされてきているというふうなふうに認識しております。そのようなことで、今後も、更に合併後の人員縮減というようなものがなされなければならないということになりますので、そのことに基づいて更なる組織の見直しというのはされていかなければならないというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 支所において、完結できる事務処理体制は維持するということになりますと、その言葉だけで受け止めますと、職員数は減にならないと思うわけですが、実際、機構改革に伴い、職員の数は減らされております。そのような中で、完結できる事務体制の維持というのは、どのような手法を指しておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、支所長の権限につきましては、300万円未満の工事執行の伺い、予算見積書の作成、支所課長の休暇の承認などがなされておまして、支所で担当する多くの事務は、現実的に支所課長で完結しております。そして、支所課長の権限を越える業務については、支所長を経由して本庁課長へ回議をするということでございます。そのようなことで、先ほどもお話ししましたように、その事務処理につきましては、内部で完結し得る体制になっているということでございます。

○26番（上村 環君） それでは、どうして本庁へ職員が集約されていくのか、その点を住民側に対してどのように説明されますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来お話しするように、合併によりまして、職員数が、合併時は421人ということでありましたが、現在、371名ということで、現時点でも50名減っている状況でございます。さらに、この

人員を20名減らしていくということが、集中改革プランの中でも示されておりますので、そのような中で、住民にとりまして、市民にとりまして、直接的に窓口でのサービス等が低下を来さない体制をとりながら、その減った分の仕事を集中的に、機能的に行うために、本庁に集約して業務を行っているということでございます。そのようなことから、総体的に、本所に人員が移ってきているというようなことでございます。

○26番（上村 環君） 数については調査いたしておりませんが、支所が減った分は、本庁に異動して、いわゆる50名減については、支所において生じておることであり、本庁においては、減らされていないということになるわけですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

18年、合併直前は421名だったということで、合併直後に411名になっております。そして、現在、昨年4月1日現在で373名というような人員になっております。その中で、本所につきましては、233名が231名になっております。そして、今お話がありましたように、支所につきましては、志布志の支所が114名が97名、松山の支所が64名が45名というふうになっておりまして、お話のように、支所の職員が減ってきているというような形になるかと思いますが、総体としまして、減ってきておる中で、様々な新しい業務等も増えてきております。そして、その業務を推進していくというような体制の中で、効率的に行うために、機能を本庁に移行しつつ、水準を保ちながら、住民サービスが低下を来さない体制をとっているということでございます。

○26番（上村 環君） 合併では、本庁の位置をどこにするかということが最も重要な問題でありました。個別、具体のことは取り上げませんが、様々な住民からの不平があることは事実であります。

どうして本庁の位置が問題かといいますと、本庁となった所と支所となる所では、その後の住民生活にも大きな変化と影響が出てくるためでありまして、このことで、住民にとっては庁舎の位置は最も大きな関心事であったわけです。

当初設置された4か町による曾於南部合併協議会では、本庁の位置を有明町役場とすることに決定をされましたが、その後、大崎町が離脱をして、3か町になった後も、本庁の位置については、大きく問題化することなく、当初の案どおり進められました。私は、当時、合併協議会の委員の一人として、これは協議会の委員全体に何としても合併を成し遂げなければならない、本庁の問題が再燃し、合併が白紙に戻るなど、根底から崩れるようなことがあってはならないとの強い思いが共有していたからこそだと思っております。

今、考えてみましても、特に志布志地区の委員の方々には、これは極めて苦渋の、我慢の決断であったのではないかと思います。市長には、そのことを深く理解をしていただき、支所の機能の維持、決して低下しないような機構の見直し、そういったことで、慎重に機構改革を進めるべきだと思います。

そこで、総合的な機能を有する支所をそれぞれに置くとされておりますが、これについて、合併協定書における法的拘束力については、市長は、合併協定書についてどのようにその法的拘束

力があると認識されておられるか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併をいたしまして、私どもは、新市の事務所をこの有明の役場に定めたわけでございます。その時にさまざまな御議論をいただきながら、4町合併から3町合併へ至った折にも、改めて、この有明の、旧有明の役場を志布志の、新生志布志市の役場としたところでございますが、そのことにつきましては、ただいまお話がありましたように、それぞれの地域の方々の大英断と、そして将来に対する希望と夢とがあった上での御決定ではなかったかなあというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、私自身も深く認識しておりまして、常々、支所の地域の方々にとりまして、サービスが低下をしないような支所の運営というものにつきましては注意をはらい、そして、職員にも指導をしているところでございます。そのような形で、現在、運営がされてきているところでございますが、今、お話がありましたように、このことは、合併時の、合併協定調停事項に基づきまして、この新市の市役所が有明の地に決まったということでございます。その調整項目につきましては、当然、私どもは真しにそのことを遵守しながら、新しい市の運営に携わっていくべき内容かというふうに思いますが、状況、社会的環境、経済的環境、そして新しいものの考え方というものが出てきて、そして、その時に、その調停項目について再度検討すべきというような時がきたときには、そのことについては、その時代に応じて、当然変更していかなければならない内容かというふうには考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） 丸山議員着席です。

○26番（上村 環君） まさにそのとおりであろうかと思えます。合併推進、法の解釈では、このようになっています。合併協議会で協議された合併市町村基本計画や合併協定項目については、法的拘束力はないものの、しかし、これらは事実上市町村議会における合併議決の前提となるものであり、その内容は、市町村において合併を法的に決定する上での重要な判断材料になっていることから、その存立の前提条件である、合併協定項目について、特段の理由もなく、変更もしくは不履行とすることは許されず、このような場合には、合併市町村の首長に政治的、道義的責任が発生するものと考えられますと、こうなっております。合併を実現するにあたって、そして、合併の説明会を行うにあたって、合併協定というものがこうなっておりますということを住民にも、議会にも説明し、承認を受けて合併をしているわけでありますので、合併協定はよほどのことがない限り、それは遵守すべきであると思っております。

現在、まちづくり計画も様々な検討をしながら見直しをされているようですが、今一度、この合併協定というものの重みについて、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、道義的にこのことについては遵守すべき内容だというふうに重く受け止めております。そして、このことの変更につきましては、その変更する内容、そして変更に至った理由、そして、今後またその変更によって生じる課題というもの等につきまして、住民の方々に、市民の方々に親切に、丁寧にお話しながら、このことについては、また当然議会

にも諮らなければならない内容というふうに考えますので、そのような手続きを経た上で、もし調停項目につきまして変更するということになれば、そのような形の取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○26番（上村 環君） 説明不足、そして住民への配慮といった面で少し欠けているのではないかという思いから、今回の質問をしているところであります。

ただいまの市長の答弁が今後そのようになっていくことを期待しておりますけれども、今回、また志布志から本庁の位置に関する質問が出されております。これまで、私は、正直なところ、新市が誕生したばかりで一体となって前向きに進まなければならない時に、今さら逆戻りをするような、こういった質問をするのはナンセンスだと思っておりました。しかし、今の市長の行政運営の状況を見たときに、さらにまた、志布志町民の立場に立って考えたときには、いくらか理解ができるような気がしてきております。市長が一生懸命行政に取り組んでおられるということは十分に認めますが、合併協でも何回か確認の意見が出ました。当分は総合支所でいくと、この承認を受けてスタートしております。総合支所というのは、今までと変わらないということを住民は受け止めます。もちろん、合併協議会の委員もそういったことで、その責任の下に最終的なゴーサインを出されたものと思っております。職員減というのは避けられない面もありますけども、せめて1期4年間ぐらいはもっと慎重に、配慮のある行政で進められるべきではないか。行革の必要性や、また職員の事務執行の立場から、そういった意見というものは十分理解できます。しかし、少し待てと。政治とはそんなものではないと。住民の熟度とか、住民がついてこれるスピードというものを十分に首長は見極めながら判断をすべきで、ときには、職員を押しとどめるような、そういったことも必要な場合があるかと思えます。そして、住民の中から、もしくはまた、地域の落ちこぼれが出ないように行政運営というものを常に見極める必要があると思えますが、そのことについて、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、市民の方々への機構の見直しということにつきましては、先ほども言いました、移動市長室あるいは市の広報紙等でもお話をさせていただいているところでございます。そのような意味合いから、まだ足りなかったということであれば、もっと別な形でもお話をさせていただきたいなというふうに、今後は考えるところでございます。

私どもは、先ほど来言いますように、合併をいたしまして、新しく新生志布志市をスタートさせるにあたって、効率的な、能率的な行財政運営をしていかなければならないという前提があったところでございます。

そのような中で、現実的に人員が削減されるとすれば、どのような形の組織再編がふさわしいかということにつきましては、大前提としまして、住民にサービスが、市民にサービスの低下を来さない形の行政組織というものを考えながら、この組織機構の再編をしてきているところでございます。

そのようなことから、機能としまして、直接的に住民と接する窓口等については、特に配慮を

しながら、その機能性が確保できるように、本庁に人員が配置されたということでございます。そして、支所につきましても、その支所の業務が完結できるような体制ということにつきましても、現在、とりながら、行財政改革に取り組んできているということでございますので、どうかそのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） 政治家として判断をすべきであるという意図の私の問いであります。やはり、合併をして最も影響を受けるのは住民であります。行政の効率化ということについては、分からないのであります。そういったことを考えますと、やはりその適度のスピード感というものはどういったものかと。ふれあい移動市長室において、なるべく住民の意見を吸い上げる、努力をするということは、よく分かりますが、実際のその会議にどの程度の住民が出てくるのかという実態を見ますと、やはりすべて住民の声が反映された行政というものは、実際は難しいのかなと思っております。議員は33名おります。市長は1人であります。議員の方がより多く住民の声を把握しているというふうな見方をした場合に、我々のこういった指摘については、真しに受け止めて、今後の行政に生かしていただきたいと思っております。

その上で、職員が、人員が削減される中において、こういった本庁を中心とした機構の改革、機構を作らなければならないということではありますが、それに関連して、職員の嘱託職員制についてお伺いをいたします。

行政改革の一環としては、現在、指定管理者制度の導入や、職員の定員適正化計画による定数の削減が進められております。私は、昨年臨時職員の嘱託職員化について質問をいたしました、市長は、その方向で検討するというので、早速実施に入っております。

しかし、実際の現状は、私の意とするところはほとんど反映をされておらず、待遇や職場環境は、向上をするどころか、嘱託職員制は逆効果を呼んだのではないかと思っております。

市長は現状をどのように把握されておられるか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年の4月1日に組織機構の見直しをいたしまして、そして臨時の職員についても見直しをしたところでございます。そのような中で、従来、様々な臨時の職員の方々につきまして、処遇等にいろいろな課題があったというようなことでございまして、そのことに基づき、嘱託職員と、それとパートの職員というような形で分けてしたところでございます。そのことに基づいて、現在、臨時の職員の対応をしているところでございますが、嘱託職員につきましても、それぞれの形で、内容について面接をし、納得をしてもらった形で、職務に就いていただいているというふうに認識しております。

○26番（上村 環君） 詳しく通告をしていないということで、そういった答弁かと思っておりますが、私のこの問題に対する提言の趣旨であります、職員定数の削減が避けられないという流れの中で、その影響をなるべく少なくし、安定した執行体制を維持するための方策として、事務能力の優れた臨時職員を嘱託職員とすることで、職員とそん色のない安定した事務体制の構築、そして、それによる行政サービスの維持、向上、しかも人件費の抑制につながるというものであります。

職員が減るから、支所を減らして、本庁へ集約しなければならないという、その弊害を、その対応策として、嘱託職員化をすればどうかという提言でありましたが、実際、今の答弁からいたしますと、現場の状況はあまり認識されていないなあという印象を持っております。

市長は、嘱託職員の一人でも、これまでどうですかという検証をされたかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、様々な形で職員から現在の職務について、待遇についてなどの話は聞くところでございます。その中で、嘱託職員の方々にもお会いした折に、その環境の変化、待遇の変化等についても話を聞くところでございますが、先ほども申しましたように、特別にそのようなことで改善してほしいというようなことのお話は伺ってないところでございます。

○26番（上村 環君） 私は、当然そういった現状をお聞きした上でこうして質問に立っております。

松山においても、この改正でよかったという嘱託職員は一人もいないと思っております。それはなぜか。嘱託職員というのは、臨時職員から格上げのような形であります。にもかかわらず、勤務体制それから賃金等の引き上げにつながっていないということが不満の元になっているかと思えます。やはり嘱託といえども、雇用の期間中はあなたの部下であり、市民から見ますと、みんな市役所職員であります。職員の言うことは聞いても、臨時職員の言葉を拾おうとしない、そのことが職員を区別することにつながっていると思えます。嘱託職員にも聞かれたと言いますけれども、本当の言葉であったでしょうか。やはり職員を減らすだけが行革ではない、やはり合併の弊害というものをどのように解消していくか、そのことについて、思いがもっとあれば、この嘱託職員化の、私が申した意義、こういったものを検証して、生かしていけるものと思えます。

改めてお聞きいたします。

旧松山町で行われていたように、臨時職員も職員と同じくフルタイムの勤務制とし、そして、それに見合う賃金体系とし、総合支所にふさわしい職員体制の維持、機能の存続、行政サービスの向上を図るということで見直しをする考えはないか、改善を図る考えはないかお伺いをいたします。もちろん、現状をどのように把握しているかということも含めて再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員の位置付けということでございまして、非常勤の特別職だということでもあります。その非常勤の特別職ということにつきましては、地方公務員法の適用を受けないとされておりますので、嘱託職員については、労働基準法の適用というようなこととなります。

そのような観点から、私どもは、この嘱託職員の制度を導入する時に、基準を決めたところでございます。そして、その基準を決め、それぞれに面接をし、嘱託の身分を定めさせていただいたところでございます。

今、お話がありましたように、更に改善を求めたいという御意見があるとすれば直ちに、その事情、そして御意見等を聴取しながら、改善に取り組むことができる内容については、取り組みをしたいというふうに考えます。

○26番（上村 環君） 年齢等も含めて、またそれぞれの立場の中で、現在、雇用をしている方々については、いくら劣悪な条件であろうとも、また、市長にも文句も言えずに働いている方もいるということを、私は言いたいのであります。やはり熱心に住民サービスの向上に頑張っている臨時職員もおります。もっとそのことに心を配っていただきたいと思います。

市長は、有明出身でございますので違和感はないかと思えますけれども、私は、松山で考えられなかったことの一つに、市長の勤務時間に入ってから職員朝礼の在り方、また、同じ課、同じ業務内容に従事しているにもかかわらず、職員が勤務時間をずらしている。正職員と嘱託職員、またパートの職員も含めて、そういったずらしていることは弊害になると、私は思っております。朝一に全員顔を合わせて、そして最後まで、清掃まで一緒にやる。こういったことが、現在、松山では全く無くなっております。私は、職場の環境や住民サービスがよくなったと考える職員は、松山出身の職員では一人もいないと思っております。市長の認識の甘さ、こういったものがこういう現状を生んでいると思っておりますが、答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、旧有明町でも時間をずらした形での勤務体系だったということで、私自身としましては、今回のこの制度については、そのような形で推移していくとしても、業務の遂行には影響はないというふうに考えてきたところでございます。このことは、給与の水準あるいは勤務の体系とかいうようなことを考慮しながら、このような時間体系にしたということでございます。今、お話がありましたように、例えば8時半に一斉に職員がそろって、そして朝礼等をして、その日の業務点検をしながらその日一日の職務にあたるということについては、よりいい職場環境になるというふうには認識するところでございますが、現在のところ、嘱託職員、あるいはパートの職員というような勤務体系をとっている関係上、そのような一斉の時間帯の設定はできていないところでございますが、そのことにつきましては、担当の課長の方でそれぞれそのことについては、職務にその日の勤務の精励に努めるような形の指導はなされているというふうに認識しております。そのようなことから、その課全体で、その職務の遂行については、努められているというふうに考えております。

○26番（上村 環君） 松山町の例をとって申し訳ないわけでありませけれども、朝、臨時職員も含めて全員がその日の業務を確認し、そして最後の終業にあたり、一斉にまた掃除をします。これが職場の融和、そして課の事務能力の向上にも非常に貢献をしていると思っております。勤務条件によってこれができないということは、やはりもっとそういうことに対する配慮があれば様々な方法が出てくるんじゃないかと、私は思っております。担当課としては、それぞれ工夫をした中での現在の体制でありませけれども、このことは、住民も含めて、また職場環境も含めて再検討の必要があると。できないということを前提にすれば何もできないわけでありませので、旧町の中でもいいところは取り入れていくと。そして、やはり改善すべきは思い切って改善する。そういった自らの取り組み、それが住民にも信頼を呼ぶものだと思っております。なんでも有明方式だという声もします。私はそうではないと思っております。しかし、市長が現場をど

の程度把握して、それぞれ末端の職員の意見を把握しようとする努力があるか。これによって職場環境、最もいい形を目指しての取り組みがされると思っております。その点について、再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かに、議員お話のように、その課、その係で職務を開始する時には、同じ時間帯に仕事を始め、そして同じ時間帯で終わるとというのがいい環境ではなかろうかなというふうに思います。そのような環境というものを現在のところではとっていないということでございますが、その臨時の職員の勤務体系につきましては、先ほどもお話ししましたように、その給与の問題あるいは勤務時間の問題という制約がございまして、現在の嘱託職員、そしてパート職員という形をとらせていただいたところでございます。

今後は、今御指摘がありましたように、それぞれの課の方で、チームとして気持ちが一つになり、一つの目標のために任務が遂行できるような環境づくりというものを更に心掛けるよう取り組みを命じたいというふうに思います。そして、その上で、また新たな待遇の問題とか、勤務形態の問題とか、というものがあるとすれば、そのことについても研究をさせていただきまして、改善に向けられるところは改善に取り組みたいと考えます。

○26番（上村 環君） 職員が掃除を始める時に、始めると同時に、嘱託職員は一斉に帰宅に入ります。私は、どう考えてもそういった職場がどこにあるだろうか、これは志布志市役所だけじゃないのかなと思っております。市長は、民間の様々なことにも、その取り入れることには、豊かな発想を持っております。これが民間だったらどうなんだろうかという視点で、課に任せるのではなく、市長が行革を本当に実のあるものにするのであれば、そういったことに直ちに再検討に入れたいという言葉が欲しいわけでありまして。それを徹底してやった後に、どうしてもクリアできないとなれば、その答えを欲しいのでありますが、再度答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、それこそ100年に一度という経済不況がこの地にも押し寄せてきているというような状況でございます。そのようなことから、私どもも緊急経済対策、緊急雇用対策というものに基づきまして、21年度予算を編成いたしまして、ただいま御審議をいただいているところでございます。そのような中で、直接的に、また市役所でも職員を採用するというような形の緊急対策になっているわけでございますが、そのような中で、また新たに来られた職員の方々がこの環境について、仕事場の、仕事の遂行について若干疑問点があるというような御意見がありましたら、すぐまたそのことについては意見をくみ上げながら、改善できるところにつきましては、直ちに改善に向けて行いたいというふうに思います。そして、先ほど来ありますように、今年度から取り組んでおります、この臨時職員の在り方につきましても、また改めて職員の方々に意見を求めたいというふうに思います。

○26番（上村 環君） 検討をお願いいたします。

次に、住宅政策についてお伺いをいたします。

松山町では、人口の減少を食い止めるための過疎対策として、長年にわたって住宅政策に力を注いでまいりました。その成果は着実に上がっており、農村部でありながら急激な人口減少を食い止めてきた主要な政策の一つであり、欠かすことのできない過疎対策であると思っております。

そこで、松山地区においては、どうしても合併後も継続して進める必要があるということで、新市のまちづくり計画にも掲載されていることは、市長も十分承知をされているところであります。

ところが、合併後、住宅建設はストップをされ、そして3年が経過いたしました。これまで1戸も住宅の建設はなく、しかも松山地区には、今後の建設計画も示されておられません。それによって、現在、松山の住宅事情が今どようになっていると認識をされておられるのか。市長はどのような判断の下に中止をされたのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の公営住宅の整備計画につきましては、既設ストックへの効率的投資及び土地の有効活用等の観点から、平成18年度の合併年度に公営住宅ストック活用計画を策定いたしまして、現在、地域住宅交付金事業によりまして、その計画を進めているところであります。

計画に際しましては、既存住宅の活用選定基準としまして、建設経過年数、需要度、高度利用化の必要性等から建て替え住宅、個別改善住宅、維持保全住宅、用途廃止の四つの手法により判定を行いました。その中で、建て替えと位置付けられた住宅のうち、優先順位の高い団地において、今年度基本設計、実施設計を行ったところで、来年度より建て替え建設の予定であります。

お尋ねの本市の市営住宅の現状でございますが、現在、3町合わせて628戸を所有しており、内訳といたしましては、松山町で199戸、有明町で156戸、志布志町が273戸、合わせて628戸の住宅を維持・管理・運営している状況であります。現在は、老朽化が激しく、安全上好ましくない住宅である政策空き家を用途廃止しまして、随時解体しておりますが、計画策定当時の保有戸数からすると、20戸程度が解体を終え、628戸の管理となっているところでございます。

ストック計画策定時の検討事項にもございましたが、市全体での将来人口や世帯数の推移等から戸数の増減要因も踏まえ、また、近隣市町の県営住宅を含む公営住宅保有状況等からも、本市の住宅保有戸数は、近隣市町よりやや多い状況下にあり、合併当時の保有戸数の648戸から目標戸数をやや少ない600戸程度にする計画であります。

この活用計画は、あくまで既存住宅の活用手法でありまして、新たに住宅を建設し、保有戸数を増やすというものではございません。

松山地区の住宅を見ますと、旧町時代のいい意味での住宅政策により、合併以前に数多くの住宅が建設され、また、建設年次の古い住宅においても、リフォームが済んでいる状況にあります。また、保有戸数においても、他の旧2町からすると、比率的に多く、ストックの判定基準といたしましては、新しい住宅として位置付けられる維持・保全となるものが非常に多い状況であります。ただ、耐用年数の関係からも、木造住宅が多いため、いつまでも維持・保全というわけではなく、順次個別改善から建て替えへと位置付けられ、建て替え住宅の対象になるものと考えます。

このようなことから、このストック住宅整備計画は、終わりのない長期的なものであると認識しており、松山地区の住宅について、当初計画にはございませんでしたが、2期目以降において、個別改善、建て替え整備が進むものと考えております。

○26番（上村 環君） ただいま市長が申されました、公営住宅ストック総合活用計画、これはコンサルが作成したものであろうかと思いますが、この計画書は、基本的な考え方は市の方が示していたものか、もしくは、そういうものは全く白紙として市の公営住宅のストック状況、そして活用計画を最初からゆだねられて作ったものか、その点をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、既存住宅の建設の経過年数、そして需要度、高度利用化の必要性、あるいは建て替え住宅、個別改善住宅、維持保全住宅、用途廃止というような観点から、私どもはこの本市でどのような状況にあるかというようなものを前提としまして、このストックの活用計画の策定については取り組みをしたところでございます。

○26番（上村 環君） まず、現状の把握から入られたという形で、特に公営住宅であります。公営住宅は、これは町単独住宅等も含まれているのか、その点の御理解はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然、私どもは、現在建てられております住宅の現状把握ということをした時に、旧松山町で町単独の住宅というものが設置されておったということについては、認識をしたところでございます。そのようなことも十分考慮しまして計画の策定をしたということでございます。

○26番（上村 環君） 私は、このプラン作成が松山の住宅政策を否定することの資料にもなっているというような気がしてならないわけであります。そこで、これまでどのように各町が住宅政策を進めてきたか、その取り組み状況であります。これは平成になってから以降の各町ごとの住宅建築状況についてであります。志布志町では、平成12年に公営住宅を6戸、平成14年に5戸建設しており、それ以降、建設はありません。有明町では、特定賃貸住宅を平成6年に4戸、9年に2戸、そして11年に2戸建設しており、もう10年来建設はされていなかったようでありませぬ。一方、松山町はどうかと申しますと、平成元年から合併までにはほぼ毎年建設しており、その間に建設された住宅の戸数は、公営、特賃、単独合わせて113戸を建設しております。これは、松山の加世田元町長が心血を注いで住宅政策に取り組んできた成果であり、先ほど申されましたように、松山の人口比率から見ても、いかに住宅を重要施策として取り組んできたかがお分かりかと思えます。市長には、そのことを理解をしていただくために、このような質問をしております。老朽化、そういったものの建て替えだけが住宅政策ではないと。住宅政策とはどういうものであると理解をされているか、そして有明、志布志、そして松山の住宅政策にかける違いというものは何であったと理解をされているか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、議員の方でそれぞれの旧町で住宅を建てられた実績をお話をいただいたところでございます。私自身もこのことを見まして、旧松山町におかれましては、この住宅建設について、非常に

熱心に取り組んでおられたということを知ったところでございます。当然、その住宅政策につきましては、その意味するところがあるわけでもございまして、地域の活性化、そして活性化の基となる人口増というものが目的ではなかろうかというふうに考えるところでございます。そのことが、旧松山町におかれましては、きっちりとなされていたということについては、敬服するところでございます。私どもは、このことに基づきまして、新市の住宅ストック活用計画を定めるところでございしますが、先ほども言いましたように、新市の総体的な中での活用計画というようなことになったというようなことでございます。そのような意味合いから、先ほどもお話ししましたように、今後も原則としましては、老朽化した危険度の高い住宅を建て直していくというような方向になるかというふうに思いますが、今までまちづくりに取り組んでこられた、その意味を十分重く受け止め、今後の計画に生かしていきたいというふうに考えます。

○26番（上村 環君） 松山が住宅の建設に力を注いできた、その目的について述べたいと思いますが、最も大きな理由は、民間のアパートや住宅というものがほとんどないということであり、住宅は要望があるのに、民間がやらないとなれば、これは行政がその役割を担う必要があるわけです。ただ松山の場合は、単なる住宅を供給するだけでなく、造るとしたら、県内のどこの町にも負けない誇れるようなよい住宅を造ろう。そして、そこに学校の先生方も住んでもらおう、町内居住率を高め、教育振興につなげるとともに、また、そしてそこに住まわれた先生方は、県内を異動されるので、松山をいろんな所でPRしてもらい、松山の知名度アップにも一役買ってもらおうと、こういうねらいもありました。また、観光資源に乏しい松山であります、良質の住宅環境を整備することで近隣の町からも松山の住宅に住みたいと、こういうことで過疎対策や、また、ひいては町興しにもつなげようということで、公営住宅ばかりでなく、町単独の住宅も含めて積極的に住宅建設をしてきたというのが松山の住宅政策のこれまでの進め方であり、そしてまた、その政策は、まだ進行途中であります。市長が公営住宅ストックプランというものの作成をされました。これでいくと、当然老朽化した住宅建て替えということが主眼になっているようであり、過疎対策、地域の活性化、若者定住、様々な住宅政策は、その用途と目的があるわけです。このことについて再度答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山地区におきましては、特にあじさい団地、さくら団地、なのはな団地というようなことで、順次整備が進められ、失礼しました、分譲地でございました。住宅につきましても、近年では、さくら団地、西馬場団地、そして松山団地、さゆり団地、松山団地というような形で、順次住宅の建設が進められてきており、そのことにより地域の活性化と定住化が進んできているというふうにつきましても、認識するところでございます。この住宅ストックの活用プランにおきましては、市全体での住宅政策をするために計画を定めるところでございしますが、先ほども申しましたように、老朽化、危険度の高い住宅が数多くあるというような状況でございしますので、そのものをまず新たに活用する計画というような形が前提になっているようなところでございます。今、お話がありますように、旧松山の方で、特に住宅政策について思いを込めて取り組んでこられた

というようなことを考えるときには、このストック活用計画の中にも、その意味合いを十分重く受け止めさせていただきまして、2期目以降の計画の中に見直しをするというような形で盛り込みをさせていただければというふうに思います。

○26番（上村 環君） この質問については最後にしたいと思いますが、私は、この住宅政策は2回目であります。どうしてこのことにこだわって質問をするかと申しますと、松山にとっては、農業振興と住宅政策というものが地域が生き残るための生命線であると、私は思っております。それを怠った場合に、おそらく若い人は市の中心部へと生活拠点を移動し、農村部は急速に過疎化し、地域が衰退することが目に見えているからであります。そうなることを防ぎ、こいのぼりが泳ぎ、学校では生き生きと子供たちが走り回る、そして、地域の様々な行事が次のまた若い世代へと受け継がれていく、そういった地域づくりを進めていきたいと考えているからであります。

合併をして、何でも平準化だ、公平性だということで、いっしょくたんにして判断をしてもらっては、他の町が取り組んでこなかったその付けを、今度は松山に回すようなものであると。そういった考えは到底納得できるものではありません。老朽化した住宅の建て替えということで、合併前、松山の西馬場団地でも1棟を取り壊し、建て替えをしました。そして、その次には、建て替えをしようとする矢先に合併でありましたので、それから3年ストップをしております。1戸ずつでも事業を継続するという地域の独自性を配慮した政策が欲しいなあと思っているところであります。それぞれの地域の特色を大事に生かすということが住民の満足度も高まり、そして、市内のバラエティーに富んだ、豊かで魅力あるまちづくりにつながっていくと思っております。独自性を生かした政策について、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、それぞれ特色ある歴史と文化と伝統にはぐくまれた旧3町を合併して新生志布志市になったところでございます。その旧3町の伝統の重み、文化の重み、そしてその地域で生きる人々のなりわいというものは、当然合併後も尊重していかなければならないと。そのことを基にして、新たなまちづくりをしていかなければならないということについては、十分認識しているところでございます。そのような中で、旧松山におかれましては、農業振興、そして住宅建設振興というものを重点的に取り組んでこられたという伝統については、今後も私どもも尊重していきながら、新しい施政の中に取り組んでいくべき課題だというふうに認識するところでございます。

○26番（上村 環君） 次に、県道改良についてお伺いをいたします。

近年の国・県の厳しい財政状況により、公共事業は見直しをされ、予算の獲得も大変厳しくなってきております。しかし、厳しいということは理解をしておりますが、とは言っても全く予算がないわけではなく、特に道路等については、従来より市町村の取り組みの力の入れ具合が予算獲得に大きく影響を及ぼすと思っております。県道塗木大隅線は、松山の背骨と言われる主要幹線道路であります。現在、泰野地区で事業を実施中であるものの、極めて進ちょくが遅いというのが現状です。中でも、特に危険な場所が未改良となっており、だれもが早期の完成を願って

いるところであります。今後のこの泰野地区の整備計画はどのようになっているか。そして、完了年度はいつごろになるのかをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、この泰野地区の塗木大隅線につきましては、県の方でも順次改良に取り組んできているようでございます。私どもは、志布志港の発展に伴い、農畜産物の生産拡大及び輸送トラックの大型化、高速化が進んでおる中で、現況としては、屈曲が多く、しかも狭あい通勤・通学はもとより、通行車両等の離合に大変支障を来しているというような危険な状況をお話をしていただいております。このことにつきましては、曾於地区の土木協会等で要望活動を進めているところでございまして、現在、順次路線の整備が進んできております。

現在、平成17年度からこの部分につきましては、着工いたしまして、平成20年度につきましては、3,767万円の事業費がございまして、用地及び補償の契約がなされたところでございます。平成22年度につきましては、この用地買収を21年度にいたしまして、22年度で改良工事をふれあいセンター入り口まで完了の予定となっております。

○26番（上村 環君） 22年度のふれあいセンター入り口の改良で、この泰野地区は完了ということになるのか、確認をいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、現在の工事予定地の部分につきましては、改良工事ということで、22年度で完了というようなふうになっております。

○26番（上村 環君） 次に、同じ塗木大隅線の尾野見（宮下地区）から田之浦地区に通ずる県道の改良についてですが、これは平成7年の宮下地区の整備を最後に工事がストップしたままであります。市長も何度も通られていると思いますので、道路の状況はお分かりかと思いますが、カーブも多く、路面も傷んでおります。この地区の工事再開については、地元の要望も多く、そのため松山町時代からも度々要望を重ねてきているところでありますが、県の回答としては、道路予算が限られており、同一町内を走る同一路線については、複数箇所の同時施工は、基本的には行わないということでありまして、宮下地区については、泰野地区と同じ路線であるので、現在、事業を実施中の泰野地区が完成をしてからでないと、新規の着工は難しいということ、今日まで先延ばしをされております。

県は、今もその方針に変わりはないのか。そして、宮下地区の展望についてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の方では、地方道の整備につきましては、重点整備路線と、そして地域密着型の路線というような形で位置付けをされ、予算の配分がされているようでございます。そのような中で、今お話になりましたように、地域密着型の路線につきましては、特に路線の選定が絞られてきておるようございまして、その中での整備ということでございます。今後、この宮下からの路線につきましては、私も何回も通っておりまして、途中で工事がストップしている状況というのを見る

につけて、何とか早期に再開していただきたいというようなことにつきましては、先ほどもお話ししましたように、土木協会等での要望で申し上げているところでございます。

そのようなことでございますので、今後また、泰野地区の路線等の完了がございましたら、こちらの地区の整備に取り掛かっていただけるものというふうに考えております、

○26番（上村 環君） 最後の質問としたいと思います。

市道などと違いまして、県道の改良計画については、県もその中身をなかなか具体的に明かさない傾向があります。それは、早い段階から明らかにすることで、土地の取得や補償交渉に弊害が出ることを懸念していることであろうかと思いますが、予算の配分や道路改良の優先順位が地元の要望の熱の入れ方の違いや、また政治力等によって変更されることがあるからだと思っております。そのようなことから予算獲得のためには、これまで以上の一層有力な活動を展開する必要があります。

今回、柿ノ木志布志線に多額の予算が付けられたということですが、これも関係者をはじめ、地元の相当な努力のたまものであろうと思います。市長は、知事ともパイプを持っておられますし、そういったものを生かして、また地元の県議、また地元の国会議員等も連携を強めながら道路予算の獲得に大いに頑張っていたいただきたいと思っておりますが、今後、どのような運動をしていかれようとするか、市長の思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路の整備につきましては、私どもは、この新市でも特に地域の一体感が醸成されるべき大切な要素ではなかろうかなというふうに思います。その整備をもって、新たな交流と、そして新たな産業振興等ができてくるというふうに考えます。その中で、特に高速道路の整備につきましては、格段の配慮がいただけるよう関係機関を通じて、また国会議員を通じてお願いをしているところでございます。そして、県道の整備につきましては、県の担当の部局、そして県議にもお願いしまして、私どもは折を見て、要望活動をしているところでございます。私どものまちにとりまして、まだまだ未整備の所、そして危険度の高い所があるということについては、常に声を大きくして要望を重ねてきているところでございますので、先日、柳橋弓場ケ尾区間につきましては、皆様方にも多大な御尽力をいただいて、そして今回、補正で多額の予算が付けられたということは、今、議員がお話あったように、地域の全体での力の結果ではなかろうかというふうに思いますので、他の路線につきましても、皆様方のお力も十分お借りしながら、強い要望を重ねていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 以上で、上村環君の一般質問を終わります。

次に、4番、八久保壹君の一般質問を許可します。

○4番（八久保 壹君） こんにちは。

お昼前が大分近づいてきましたが、頑張って質問をしていきたいと思っております。

合併して、新生志布志市が誕生し、3年目が過ぎました。施政方針の中で、市長は、3年間の真価を問われる大事な節目の年であると述べられました。我々議員も同じように、真価を求めら

れる年でもあると思っております。

私は、この3年間を振り返り、一般質問のたびに、港湾とスポーツや観光振興政策について毎回のように取り上げてきておりました。この背景には、志布志市の誕生は、港を核とする背後地の広大な耕地を生かした農業などの地場産業や歴史と自然環境を生かした観光、それに伴う商工業等の繁栄、そして発展することを期待したことが最も大きな合併要因であると、今でも確信しております。

今回、取り上げました港湾とそれにつながる各種産業やスポーツ、観光振興は、新若浜ふ頭の完成を機に、大隅地方や都城、串間市などとの連携で、志布志市はもちろんのこと、周辺地域が大きく飛躍し、発展することを願い、成果が上がるような取り組みを追求しながら、志布志市の活性化する政策、将来像を提言もしていきたいと思っております。

通告に基づいて行いますが、1点目の中の2番と4番はですね、関連しておりますので、4番の方に移していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先ほどですね、新若浜ふ頭の供用が間もなく始まるということでもあります。本題の質問に入る前に、志布志市の港湾の目的ということについて伺っておきたいと思っております。何をやるにも目的があって、そして、いろんな目標が立てられます、目的を達成するために。ということですね、やはり志布志市が、出来上がったら、そして、今からどうするかということになりますと、明確な目的が必要であります。そして、それを達成するためのいろんな目標を持たなければならぬと思っております。しかし、この目的というのは、時と場所と、それから立場によって、あるいはいろいろとあります。人それぞれにあるわけです。そこでですね、今回、この志布志市の新若浜ふ頭が開港するわけですが、これの目的は何か。まず、このことを伺っておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、新若浜港が開港するというところでございますが、志布志港につきましては、平成5年に改定されました志布志港港湾計画に基づき、その整備が進められているところでございます。そのような中で、平成9年度から整備が進められ、新若浜地区国際コンテナターミナルが供用開始になり、そのことにより、現在のコンテナの取扱高の倍の取り扱いが可能となる港が開港するというところでございます。この志布志港港湾計画というものを考えてみたときに、当然、そこには中核国際港湾としての位置付けがございまして、スーパー中核港湾を補完する中核国際港湾ということで、九州で唯一の位置付けとなっております。そのような意味合いから、国際貿易に資するために、この南九州地域の産物をこの港より輸出し、またこの南九州地域の特性でございます、日本の食糧基地の中でも、特に畜産において比重が高いわけでございますので、この畜産地帯の振興を図るために、港が整備されているというふうに認識しております。

○4番（八久保 壹君） 今、目的を聞きました。物事をやっぱり進める上ではですね、目的が要るということは、もうこれは必要条件、欠くことのできない条件であります。私はですね、志布志港の目的というのは、自分でこう思っております。確信しております。これはですね、港を

核とし、志布志市と周辺地域の活性化と繁栄することを目的とするということでもあります。

先ほど市長がおっしゃられましたように、それによって外貿を増やしていこうとか、あるいは観光につなげようとか、あるいは農業振興を図ろうとかというのは、これは目標ではないかと思うんです。これが目標であっては、港は違った型になってくるわけですね。だから私は、今、港の方から考えた目的は何かということをやりましたので、まあこの辺がちょっと弱いかなというようなことですね、私はもう先ほど言いましたように、これを明確な港の目的であるということに位置付けて、今からもこのことを自分の目的といたしまして、いろいろと取り組んでいきたいと、このように考えおります。

それではですね、目的を達成するためには、やっぱり目標は設定しなければなりません。今度のこの開港ですね、この志布志港湾では、今後はこういう大掛かりな港の建設はもうないと思います。そこでですね、これをしっかりと見極めて、やはりこれは地域振興、後でも言いますが、大隅地方全体も含めたですね、やっぱり振興につながなくてはいけないと思います。そこでいろいろと目標を掲げていきたいと思いますが、これにはいろいろいっぱいありますので、後でこのことについてはやっていきたいと思いますが、そのためには、まず現状把握が必要なんですよ。この港を活性化させ、円滑に動かすためには、やはり現状を把握しておかなければならないということでもあります。

市長に伺いますが、いろいろと現状もあると思いますが、私はですね、今、供用が今度、3月の終わりにありますが、これから先どうなっていくだろうかということ考えたときですね、まあ先ほど道路の話も上村さんの方から出ておりました。やっぱり全面開通後へ向かってですね、どんな問題があるだろうか。そして今の現状を、道路状況を、そういうことを見たときですね、私はこのもう一番最大の問題はですね、やっぱり道路網が、道路網及び道路に関することがですね、やっぱり一番のこれは目標ではないかと思います。これを改善してつなげていくこと、港の活性化につなげていくということが一番大切ではないかということでもあります。市長はどうか、このことについて、またほかにいやこれだというような意見があればですね、述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の新若浜港につきましては、3月28日に記念の開港の式典を行うというようなふうになっております。そして、4月から本格的に供用開始ということで、本当に長い間かかって整備がされたものがようやくこのようなふうになったというふうになっております。ただし、今回のこの開港は、いわゆる1期工事というふうに位置付けられてまして、2期工事については、その利用状況に応じて、今後また整備をしていくというふうに定められているようでございます。その1期工事につきましては、現在、外港の方で取り扱われているコンテナが7万2,000TEUという単位で平成20年度は取り扱いがされたというようなことでございまして、6万TEUの単位で造られた外港というものが能力いっぱいになってきているような中での新たな港のオープンということで、誠に時機を得た形で開港ができたなというふうに思っているところでございます。そのよう

な中で、今後新若浜港がスタートするわけでございますが、その港の振興というものにつきましては、やはり、今議員がお話にありましたように、そこに至る道路網の整備というものがきちんとなされてからこそ、この振興につながってくると、振興がなされるというようなふうには認識するところでございます。そのような意味合いから、私どもは、この道路網の整備については、常に関係機関にお願いをしている状況でございます。

○4番（八久保 壹君） 今、1期工事が済まれたとおっしゃいましたが、まあ全体的には、あれ以上は大きくはならないんですよ。あと構内の整備ということになると思います。

さてですね、先ほど市長がおっしゃいました、コンテナの取扱量が当然増えてきます。そういうことですね、今、いろんなやっぱり影響が出てきております。私は、今度、18日から約半月間ですね、自分のことですみませんが、目の手術をして、都城の方に毎日のように行きました。そしたらですね、あそこの字尾の上野議員さんの所の交差点の所ですが、もう既に朝早いもんですから、渋滞が始まっております。ずうっとやって、県道だけで済んでいるかなと思ったら、ちょっと中の方に入った高規格道路までやっているんですよ。そういう今状況です。これはまた、高規格道路の工事が進みますと、これは解消してくると思います。しかしですね、今度は、市街地ですね、これに対する影響を懸念しなくてはなりません。その現状を見てみますとですね、コンテナというのは、ますます大型化してきます。そしてトレーラーです。交差点改良が、もうこれはぜひ、そういう所があれば必要になります。こういうこともですね、現状を踏まえてですね、県とか、国とか、そういう所にですね、やはり強く要望をしていかないとですね、なかなかできない。そして、その影響でですね、車が渋滞するということがですね、起こることがもう十分考えられます。そして、これを防ぐためにですね、私は前の質問でも申し上げました。それから、鬼塚議員の方もそういうことですね、港湾へのアクセス道路をどうするのかということになりましたが、高規格も、それから今の高速道路も、大原の所で一応やります。それでいろいろ話をしたら、高規格道路は港湾に直結するんだというような話がありますので、ぜひこれはですね、強くですね、もう一刻も早く、こっちの方を早くした方がですね、港湾関係をスムーズに、円滑に機能させるためには、ぜひ必要なんです。そして、そうすることですね、大隅地方だけではなく、都城から小林までですね、範囲がもう、時間的に範囲がもうずっと縮まってきます。こういうことを頭に入れたことを考えてほしいと思います。これ現状を見て、現状を把握してからですね、こういうことに取り組んでもらいたいと思いますが、いかがですか。ぜひですね、このことを強く県に、まあ要望されていると思いますが、よりですね、もっとこういう事情であると。市街地の中でもしそういう大きなコンテナなどが通行したら、交通事故も懸念されます。そういうことから、ぜひ強く要望してもらいたいと思いますが、その件について、答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路につきましては、現在、字尾まで、末吉から字尾まで8km間が開通してきて、そして、その道路が利用されてきていると、本当に有り難いなというふうに思うところでございますが、今、申されました区間の渋滞については、私自身は認識していなかったところでござい

ます。

稚子松地区の渋滞につきましては、従来から担当の方でも、その渋滞の状況について写真等を撮影いたしまして、その渋滞の状況をもって関係機関に、この路線の整備について要望を申し上げているところでございますが、今回、東九州自動車道が大原まで、大原のインターチェンジまで設計図が示されているところでございます。

そして、都城志布志道路につきましても、その大原までの区間について整備がされるということで、今買収が進んできているところでございますが、残念ながら、この高速道路から志布志港までの区間についての整備の計画がまだ発表されていないところでございます。そのようなことで、この区間の整備については、特に優先して取り組んでいただくようお願いを申し上げているところでございますが、都城志布志道路と東九州自動車道の接合がどのような形になるかというようなことでも、まだ関係機関の調整がされているというような状況でございまして、その部分についての説明が私どもの所にもないような状況でありまして、この港までの直接乗り入れの区間について、まだ時間がかかるのかなというようなふうには懸念しているところでございます。

今ほど申しましたように、この区間の渋滞というものは、かなりのものがあると。そしてまた、それを代替します市道につきまして、非常に大きな負荷がかかっているということでございますので、そのことを更に強くお話を申し上げ、早期の整備を要望してまいりたいというふうに考えます。

○4番（八久保 壹君） このことについては、いろいろと要望してくださいというような意見がありましたので、ぜひこういう現状を踏まえながらですね、認識して取り組んでいただきたいと思っております。

次に、新若浜港の緑地のことがあります。これはですね、鬼塚議員の方で、まだ後の方で取り込まれる予定でありますので、これはやめますが、構内ですね、緑化事業。これは構内の西側、南西側堤防、安楽川沿いのずっとあれにですね、山を築いて、そして緑地化するという事業があります。このことについてですね、アンケート調査が行われました。これはまあ近くの人のことだろうと思っております。これでですね、押切海岸から見て、この緑化を進めますが、どう思われますかというようなアンケートの項目みたいなのがありました。私ももう今持ってないので、私には来ませんでしたが、住民の方に、県の方からのあれがあります。そういうことと、それからですね、いよいよあそこが、新若浜ふ頭がやって、そして緑地公園ができるようになったときですね、あの松林、それから今申し上げました押切海岸の松林、これはですね、国定公園という名の下にですね、昭和30年に国定公園に指定されたわけです。しかしですね、現状はどうかといいますと、荒れ放題、そしてごみ捨て場、この前もありましたが、そういうような状況であるわけですね。そして、志布志港と共生していくためには、やっぱり地域周辺の環境もきれいにやらなければいけないと思っております。この志布志港辺りのことについては、ほかの議員の方々も玄関口であると、何とかせんかというような話が出ておりました。これについてですね、市長、こういう大きな事業をしますと、まあ何でもそうですが、やはり周辺地域に与える影響を考えたとき

ですね、周辺地域整備事業というような名目でですね、いろんなことをしてくれます。道路を造ったり、原発を造るにしても、あの辺のあれにやります。それから石油備蓄基地でも、今でも石油対策何とか事業でですね、道路を造ったり、いろんなことをして助成があります。ぜひですね、こういうのを要望されて、やはりそこだけがよくじゃなくて、その近くのですね、玄関口がもっときれいになってほしいなと思いますが、これについて、要望されていく気はないか。どうですか。

○議長（谷口松生君）　しばらく休憩します。

—————○—————
午前11時49分　休憩

午前11時49分　再開
—————○—————

○議長（谷口松生君）　再開します。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

今、お話がありましたように、この新若浜港につきましては、国定公園内に設置される港ということで、その周辺部は国定公園にふさわしい景観をつくるために緑地化するというような形でみなと振興交付金によりまして、緑地化の事業が始まるわけでございます。そのようなことで、港の振興につきましては、直接的にそのような形で事業がございまして、その周辺部につきましては、現在、事業がないということでございますので、私どもとしましては、もし、何らかの形でそのような周辺地の整備が必要ということになれば、また関係機関にお話を申し上げ、有利な補助事業等がございましたら、そのものを活用しながら取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君）　ぜひですね、港の玄関口です。そして、多くの人が今度はまた訪れて来ると思います。そういうことを考えたとき、港だけがきれいではなく、やっぱり地域、その周辺地域もきれいになってですね、どっから見ても、おお、いい港だなというような、そういう、その項目もアンケートの中にあっただけですので、ぜひアンケートの内容を見てもらってですね、あなたは、こういうのを造りますが、押切海岸から見てどうですかとか、志布志の港のそばの松林から見てどうですかというようなのがありましたので、やはりあそこもきれいにしてやればですね、いい所だなという印象を与えますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、次にですね、これは目標です。目標の一環であります、大隅地方とのですね、やっぱり連携ということについて伺ってみたいと思います。

これは、小野さんの方で定住自立圏構想がありましたね。そして、その答弁の中で、市長は、この港は経済の中心地になるんだということをおっしゃいました。

私はですね、そのことを考えておりましたので、ぜひですね、合併をして、少しでもその基盤を、行政基盤を確立しておかなければならないと思って、大崎町との合併を何とかできないだろうか。そして、東串良、あるいは串間まで含めたものをできないだろうかということで、ちょ

っと回ってみましたら、ある程度そういうことがありましたが、この前の新聞報道です、大崎町がやって、あちよっしもたというような感じになりました。しかし、やはり同じ思いを持っていらっしゃる方がおられて、小野議員の質問でありました、やはり自分たちのこの港は、志布志だけの港ではないです。志布志市だけの港ではないです。これは、それにするには、志布志市は、あまりにもですね、ちっぽけであると。まあこれは人口的なことを言いますと、なら何百万人おった方が、何万人おった方がいいかという論議にもなりましようが、やはり大きいことに越したことはないわけです。そういうことからしたときですね、やはり広域的な、まあ合併ができない今の現状でありますので、広域的連携と言いますか、あるいは、連合を図って、まあ行政関係ではなかなか難しいと思いますが、この港に対してですね、もうそういう取り組みをすることで、やがては志布志市が真の経済の中心に、この港を核としてなれると私は確信しておりますが、市長、いかがですか。ぜひこのことを、まあいろんな協議会とか、話を聞きますと、そういうのがありますが、それも含めてどうか、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港というのは、今議員がお話になりましたように、この南九州地域の中心になるというふうには、私自身も考えております。そのような意味合いから、現在でも大隅地域で、4市5町で構成しております大隅総合開発期成会というものをつくられております。そしてまた、大隅地域と宮崎県南部の地域、6市6町で構成する南九州総合開発協議会というものも設置されておられて、この会によりまして、志布志港の利用促進に努めるための協議もしているところでございます。先般は、この南九州総合開発協議会、宮崎南部を含めた6市6町の方々も、新若浜港がオープンするというので、現地に来ていただきまして、研修をしていただいたところでございまして、私どもは、この志布志の地がそれぞれの地域にとって重要な港になるということを認識していただきながら、志布志港が中心となるような取り組みをしていきたいというふうには考えております。

○4番（八久保 壹君） 今、期成会があるというようなことであります。やはりこれは、いろいろこういうのを私も聞いたりしてきますと、大体相対的に、全域的なことのあれですね。新年度予算にですね、港湾商工関係に関する項目、事業がですね、もういっぱい載っております。そういうことを考えたときですね、なるほど、やっぱり市もこの港湾商工に関して積極的に取り組んでいくんだなという姿勢は見ております。そういうことでですね、ここに大隅経済地域開発推進協議会といって、まあこれは商工会がやっているのがありますが、これなんかの内容を見てみますと、これなんかでもですね、あっちこっちのを入れているわけですよ。それは難しいという先ほど後ろの方から話がありましたが、当然、大きなのはもう今までありますので、そういう全体的なものをするのは。今度はですね、私が言うのは、志布志港を核とするための、やっぱりそういうので連携を図っていくから、例えばですよ、農産物を増産体制をやって、これを売出すような格好に、海外やそういう所に出しましょうやと、これは輸出関連のあれも出ております、あの事業もですね。こういうことや、それから、大隅地方には、それこそ大手企業という、

もう大企業というのはあんまりないですが、やはり立地されている企業なんかとの連携も取りながらですね、ここでいろんな製品を作って、それを海外というか、港を使って外に出す。港の今の現状を見ますと、ほとんど飼料関係がもう多くを占めております。そしてこっちから出ていくものは、ほとんど無いといったようなのが現状ではないかと思うんです。そういうことを考えたときですね、やはり地域力をいろいろと模索しながら、協力していきながらですね、この港の活性化につなげていく。それがですね、ひいては大隅地方の活性化、振興にもつながっていくという、私は、先ほど目的のところでは言いましたように、やっぱりそのぐらいの大きな気持ちを持ちながら、大隅地方の中心、経済中心の核となるんだということですね、取り組んでほしいと思います。これはそうすることによって、志布志港は名実ともに、たった3万4,000人足らずのまちではありながら、その規模は都城まで含めて、都城とか、大隅地方や都城や串間まで含めた、そういう取り組みをすることによってですね、もう志布志を核として、志布志港を核として、皆さんがこっちの方へ向いてくれる。小野さんの質問の答弁にもありましたように、市長、やはりそれをやれば、そのことをしっかりと認識されて、ぜひこのことについてですね、まあ方法はいろいろと考えなければなりませんので、この大隅地方との連携といいますか、連合といいますか、一番いいのは合併して、ここが中心になれば一番いいわけで、それはなかなかかないませんので、そのおぜん立てにもなります。中核の中心地に定住、あれにもなりますので、ぜひ取り組んでほしいと思いますが、市長、いかがですか。その考えを述べていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港が中心となった推進活動、推進組織というものをすべきだというようなお話でございます。現在も志布志港を中心とした組織がつくられております。志布志港湾振興協議会やコンテナターミナル利用者で構成します志布志港コンテナターミナル会というものがございます。また、県の方でも、志布志港ポートセールス推進協議会というものがございまして、私どものこの志布志港湾振興協議会とともに、本年度は東京と、それから都城市において、志布志港のポートセールスをしたところがございます。この組織を中心としまして、私どもは、志布志港のポートセールス、そして振興を図っていくということでございますが、また別途民間でもこのような形で志布志を中心とした組織がつくられているようでございますので、その組織とともに、志布志を中心としたこの南九州の振興というものを取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。午後1時10分から再開をいたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時09分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続行します。

○4番（八久保 壹君） 午前中に引き続きまして、質問をしていきたいと思ひます。

先ほどはですね、港を活性化させるために目的が要ると。目標を設定していかなければならない、そして、広域的な連合も欠かせないというようなことを申し上げました。

このことを踏まえまして、次の質問に移らせていただきます。

今回の議案の提案の中にですね、観光案内所を設置すると、志布志の駅の所に、するというような提案がなされております。このことにつきましては、もっと早くしてほしかったなど。それから、今観光協会がちょっといろいろと問題があつてですね、やっております。そういうことですね、やはりこういう観光のためには拠点がぜひ必要であるということでもあります。このことも加味しながらですね、先ほど申し上げましたような、こういう広域的連合といいますか、連携といいますか、これはどういうあれになるのか分かりませんが、やはりこれをするこゝで、志布志港に多くの地域の方々を寄せることができます。引き付けることができます。そのためには、ぜひ行政機能、特に港湾商工課をですね、やはり志布志市のこの港にですね、港の近く、今志布志駅の所に観光案内所がありますが、そういう所にぜひこれは、設置する必要があるのではないかと、私はこう思つております。ということは、先ほども言ひましたように。

[何事か言う者あり]

○4番（八久保 壹君） ありがとうございます。勇氣百倍です。

これはですね、もうただ志布志市の港だけではないということも申し上げました。ということはですね、大隅地方、ひいては都城、串間、もう広域的な港になるわけですよ、この港の規模を考えますと。志布志市は3万4,000人足らずですね。そして、またこれが増える、人口が増える可能性ももうほとんどないわけです。そういうことを加味したときですね、市長が先ほども前の人の答弁で、やっぱりここは大隅地方も含めた経済の中心になり、核となるんだということをおっしゃいました。そういうことですね、多くの市町村あるいは企業とか、そういう人たちがですね、目を向けてそこへ集まつて来るといふことの、そういう何と言ひますか、機構がですね、ここにあるか、港にあるかで、その港の発展はどうなるか。そこを考えたときですね、ぜひこの港湾商工課、それと観光案内所、そして、またこれはもう後のことになると思ひますが、あそこですね、そういう広域的なものを含めた、物産館なりですね、そういうことをやつて、やっぱりあそこからですね、今度は外に対して発信できるようなそういう基地を造るべきだと思ひます。いかがですか、港湾商工関係、これを、その機能をあそこへ、志布志の方へ移転すること。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、この志布志の駅の方に総合観光案内所の設置を計画しているところでございます。これは当然、志布志の観光振興ということになりますが、今お話がありましたように、大隅半島だけでなく、この大隅半島を中心としまして、都城、串間、日南という所まで含めました広域的な観光の拠点というような形で、今回開設しようとするものでございます。そのようなことで、この総合案内所を中心としまして、この地域の観光振興を図ろうという

ようなことを計画しているところでございます。

そのようなことから、私どもは、港湾振興、そして観光振興につきましては、様々な形で取り組んできているところでございますが、港湾振興につきましても、この本庁の方に港湾商工課を設置しまして、港湾商工課を中心としまして、港の振興についても取り組んできているというところでございますが、その港湾振興については、港のある所にした方がいいのではないかとというような御意見等がございまして、そのことに配慮いたしまして、志布志支所におきましても、港湾担当の職員を兼務の形ではございますが、配置をしてくれているところでございます。そのようなことから、私どもは、この港湾振興については、行政として取り組みをしようとしているところでございます。

○4番（八久保 壹君） この港湾振興ということですね、特別委員会も設けられて、調査をされて提言もされております。あそこにそういう施設がある、そしてあそこでいろんな会議をすると。港を活性化するためには、先ほど言いましたような、そういうことをですね、やっぱりもっと真剣に考えていただきたいと思います。市長の答弁にもありましたので、これはもう期待しておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この項目で、ちょっと通告はしておりませんでした。こういうこともありますので、これにも取り組んでほしいなということで、1点だけ申し上げます。

それはですね、今志布志市の中に立地している企業ですね、このことについてやっぱり協力をぜひもらってほしいということで、これはですね、荷物を出すだけではなくしてですね、どういふことかといいますと、名前はちょっと伏せておきますが、立地協定の中でですね、もう20年、30年前の話になりますが、立地協定の中で、やがては、いつかは、やっぱり地域活性化のために加工場を設置してほしいというような1項目があって、しましようというようなことがあったらしいですね。だから、今世界情勢を見て、10年ではなく、100年に1回というような、こういう不況の時代であります。その中で、何が一番いいかといいますと、農業が、食べ物が一番強いわけです。食べ物がなくなってしまうと大変なことになります。そして、我々大隅地方は、その食料基地と位置付けて、私たちもそう思っております。ということは、この農産物を加工することで、これをまた港を使って外に売り出していくということが求められていると思うんです。

私は、地産地消という言葉は、言い換えれば、自給自足であるというようにとらえております。ではなくてですね、地産したものを外消、外で消費していただく。それがですね、ひいては、農家の所得につながっていきます。そういうことで、こういう今の立地企業と大手の中で食品関係を特に扱う所をもう1回ですね、点検といいますか、いろいろと回ってもらって、そういう項目があればですね、何とか協力をお願いして、港湾振興、そしてひいては、これが農業振興につなげてもらいたいと思いますが、これはもう企業誘致関係のあれもありますので、そういうところで取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

すみません、調査をですね、してもらいたい。その中にそういう項目があれば、それを地域活性化のために役立ててほしいということでもあります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業の誘致につきましては、私どもの方で企業誘致のための専門の室を設置しまして、そのことについて取り組みをしてきているところでございます。そのような中で、今お話になられましたように、この地に何らかの形で立地協定をしていただけるということになれば、その中で、工場の建設というものを考えた形の立地協定というようなことを前提にすべきじゃないかなというお話かというふうに考えたところでございます。そのような形で、私どもは立地協定ができれば本当に有り難いというふうには考えているところでございます。昨年来ました養鰻場が立地協定に基づいて設置されたわけですが、その立地協定の中に盛り込むということはなかったわけですが、当初からの話としまして、その経営が順調に推移しましたならば、加工場も設置したいというような御要望が、お考えがあつての上で立地になったということでございます。協定の中には当然、将来的なことなので、そのようなことを盛り込むことは不可能かというふうには思いますが、私ども市としましては、次々とその来ていただきました企業からの関連の業種が発展していくことは、望むところでございます。

○4番（八久保 壹君） ぜひですね、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目のですね、市民健康づくりとスポーツ振興についてということで質問をしていきたいと思ひます。

昨年11月、文教厚生常任委員会の視察で中部地方の袋井市で視察研修をいたしました。現在、多くの市町村では、医療費の削減は行政の大きな課題であります。志布志市でも健康診断等は、全市民を対象として取り組んでいますが、思うようにいかないというのが現状ではないかと思ひております。このような状況を推測し、健康づくりへ向けた取り組みを進めていく上で、市民が自ら行う一人ひとりの積極的健康づくりは欠かせないと言わざるを得ません。袋井市では、市内各所に市民がいつでも気安く活用できるウォーキングコースを設けて、農作業や買い物の行き帰りなどに供してました。

また、一人ひとりの健康づくり効果を確認できる健康ポイントカードを配布して、そのポイントにより、市内の健康施設やその他の施設利用がただになるようなマイレージ制度も同時に併用して、市民が自ら行う健康づくりを積極的に進めることにより、医療費の削減につなげるということを目的とした取り組みをしていました。

今回、志布志市もこの健康づくり推進については、平成21年度を健康づくり元年と位置付けて、新規事業といって、元気はつらつ志民健康づくり事業が提案されております。

私の今回の質問も重なったといひますか、ということもありますが、ひとつの提言として質問をしていきたいと思ひます。

そこでですね、まず、この元気はつらつ志民健康づくり事業について、どんな内容か、その内容がちょっと書いてありますが、できたらもっと具体的に説明をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民一人ひとりの健康づくりを推進するということにつきましては、個人がそのような意識を

持っていただきまして、日ごろの取り組みをしていただいて、実践してもらおうということが必要かなということでございます。そのような意味合いから、市民一人ひとりができる事業というものについて、今回、元気はつらつ事業メニューということで、市民とともに取り組みを開始しようというふうに考えているところでございます。

1番目に、元気はつらつ健康増進事業というような形で、この取り組みをしていこうということでございます。ミニ健康づくり教室、グランドゴルフやゲートボールの練習に出向きまして健康づくりの啓発、そして、ぴんぴん元気塾の活発な展開、それから健康づくりのぼり、横断幕等で意識の啓発を行いたいということでございます。

それから、2番目に、健康づくり推進員養成講座ということで、サポーターを養成しようというようなことを計画しております。

3番目に、健康づくり自主活動助成事業で、今申しましたぴんぴん元気塾につきまして助成をしていながら、活動の活発化をねらおうということでございます。

それから、4番目に、みんなで登る志布志の名勝六山、六つの山に、大きな高い山がございますので、そこに登る健康ハイキング事業というものに取り組もうとしております。

それから、5番目に、楽しく歩こうウォーキングということで、健康ウォーキングに取り組むという計画でございます。

そして、それに伴う6番目に、ウォーキングマップのコース表示板の作成事業も行っていこうということでございます。

そして、7番目に、我が家の健康づくり紹介事業ということで、日ごろから家庭で取り組んでおられるメニュー等、それらのものを市に情報提供してもらいまして、その中で市民の方々へ紹介いたしまして、市民の健康づくりの参考にしてもらうということでございます。

それから、8番目に、元気はつらつ食育講演会事業ということで、運動と食育についての食育の講演会をしようというものでございます。

そして、9番目に、健康づくり優良団体表彰というものも行いたいということでございます。

そして、10番目に、志布志ひまわりピンピン体操の創作普及事業ということも考えておりまして、新しく市民が簡単に組み合わせて、そして効果の上がるようなものを今回創作いたしまして、DVD等を作成しまして、市民に広報普及を図っていき、そしてその推進をしていこうというものでございます。

今申しましたような様々なメニューを今回御提案申し上げておりまして、このことを推進していき、市民一人ひとりが元気はつらつな市民の創出を目指していこうというものでございます。

○4番(八久保 壹君) 内容を詳しく述べていただきました。今までですね、健康診断にしろ、いろんなことにしろ、大体行政側からこうなさい、ああなさいというようなことでやってきました。そして、この健康診断というのは、市民の病気を見つけて、そしてそういう人たちをですね、病院の方へ送っていくといたらおかしいかもしれませんが、送っていくということが、大きな目的ではないかと思うわけですよ、目的といたしますか。そして、今度の健康

増進のこのはつらつ志民健康づくりは、これはそういう、まあ病気になりそうな人たちとか、それに近いような人たちをですね、こういうことに引き出してきて、そして、病気から、逆に今度は一般社会の方へ引き戻して、生活させていくというような、一般社会生活に寄与するというような大きな違いが出てくると思うんですよ。いろいろと今述べられました。これはですね、そういう中で、何が市民、もう全市民を対象にということは、いろいろと、ほかのことでもいろいろありますが、できるだけ多くの人たちをこういうのに引き出す方法、あるいは参加させる方法は何だろうかということを考えたときですね、私は、共生協働という事業を取り入れながら、これを地域の人たちに、その地域のいわば自然や、あるいは既設の道路などを利用して、そしてそこに適当な名前を付けて、地域の名前を付けて、どういう名称でもいいんですが、そういうのを付けてですね、そして、そのウォーキングコースの中にですね、やっぱりコミュニケーションを図れるような、いわばベンチを備えたり、あるいはあずまやみたいなものでもいいですが。そして、もう一つ大切なことは、トイレ施設ですね、これはぜひとも必要なことであります。なぜかと言いますと、特に女性を参加させるためには、どうしてもやっぱりトイレがないと出て行きづらいですよ。こういうことを考えたときですね、この事業を共生協働事業としてですね、地域地域で取り込んでもらうような方法をやってほしいと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話しました、この健康づくりのための元気メニュー、はつらつメニューという中で、6番目に申しましたように、ウォーキングコースを作っていこうということでございます。それは各校区、公民館ごとに設置したらというふうに考えているところでございまして、このことは、当然地域の方々と十分お話をさせていただきながら、親しみやすい、そして歩きやすい、そして安全なコースになろうかというふうに思います。そのようなコースを各地域で設定していく、そして、その上で楽しみながら歩いていただくということでございます。

今、お話になられましたように、病気の方々を引き出してというようなことにつきましては、少しまあ無理かなというようなふうに考えているところでございまして、私どもは、健康な方々がより健康に、そしていつまでも健康にさせていただくために、このような形で取り組もうというようなふうに考えているところでございます。

○4番（八久保 壹君） 前向きな答弁だと受け取っております。校区で進めるということでもありますので。結局ですね、こういうことをすることによって、多くの市民がまあそれを利用すると。あるいは、地域住民がするということですね、地域周辺の環境美化にもつながっていくと思っております。そして、この前、まだあれですが、ポイ捨て防止条例もあります。これも大分、効果がこれにも出てくるんじゃないかと思っております。そして先ほどちょっと申しましたが、体育施設と言いますか、コミュニティを図るような、そういう施設を、そんな大きなものではなく、休憩する所ですね。それがあれば、やっぱり今度は地域の人たちの見回りにもつながってくるんですよ。例えば、「何とかさんはこのごろは出てこんが、どうしたこっじゃろかいな。あたいが行たっみいが。」というような、そういう話にもつながってくると思うんですよ。ということはです

ね、いろんなことで、それでまた健康な人が、もう病気にならない人が多くなってきたらですね、行政にとっては、特に保健関係に、福祉関係にとってはですね、もう大幅な経費の削減にもつながります。こういういろんなことを含めておりますので、上からこんなのをつくってやったから利用しなさいではなく、私がもう一番強く申し上げたいことは、やっぱり地域がつくって、そしてこれが自分たちでつくった、もうどこにでも誇れるもんだと。そしてゆくゆくは、これをもっと広げてですね、あるいは、お互いがお互いの所のジョギングコースの交歓大会をやるとか、そういうのにつながって行ってですね、健康づくりにやったら、もうこれは行政にとって、そして、例えば介護をする、高齢化すればどうしても介護をします。我々は、ほとんどの方がそうだと思うんです。私はもう一番そうです。死ぬまで元気、そしてころっといった方が、もう一番これがいいわけですので、そういうような状況がもしできたらですね、こんな喜ばしいことはないわけです。そういう意味でですね、この事業をそういう目的を持って取り組んでもらいたいということをお願いしておきます。思いがあればちょっと答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） ただいま議員がお話になられましたように、本当にいつまでも元気で、健康で、そしてはつらつとした状態でいて、最後はもういくら、どれくらいの期間か分かりませんが、その期間があった後、一生を終えるというような形が望ましいのかなというふうに思うところでございます。そのような意味合いで私どもは今回この事業について、様々なメニューを提示しながら取り組みをしていこうというふうに考えたところでございます。当然、そこには共生協働と、そして自立というような形で、地域づくりに取り組むということで、私どもはその言葉を標ぼうしているわけですが、今回のこの取り組みにつきましても、共生協働で、そして地域で取り組んでいただくというようなことが前提になってきております。そのために、先ほども言いましたように、特にウォーキングコース等につきましても、地域の方々に十分協議をしていただきまして、本当にだれもが取り組みやすい環境になるようにコース等の選定、選考もしていただきたいというふうに考えるところでございます。

○4番（八久保 壹君） いよいよ最後の質問の項目になると思います。

スポーツ振興についてであります。

港の活性化のための質問もいたしました。それから、広域連合的なことも、連携的なことも質問をしてまいりました。やっぱり、この観光振興とスポーツ振興は、志布志市にとっては、もうぜひ進めなければならない重要施策だとも思っております。そして、志布志市には、どこにも負けないといいますか、今からそれを期待しなければなりません、中核国際港湾が控えているわけです。こういうことを考えたときですね、これについては、もっと力を入れるべきではないかと思っております。いろんな方々からこのスポーツ合宿の誘致については質問がありました。そしてですね、その中で、サッカーフェスティバルが実績を出しております。これは人数にしてもそうでありまして、経済効果も、もう忘れましたが、4,000万円近くですか、上がってきていた。これは年々上がってきていますよね。こういうことを考えたときですね、ぜひ、これは志布志市の活性化にもつながっていくんだということを認識していなければならないと思います。それか

ら、またこれ言いますと、志布志の今度のお城の、志布志城のあれの話も、次、後の方に出てきますが、岩根議員がそのことについてもされましたが、やはりこういうことをですね、港と、やっぱりこういうことを一体化して考えていかないといけない。そして、そのために観光案内所も設置するとなっております。よく志布志のことを考えてみますと、志布志はですね、もういろんなことがいっぱいあります。もうこんなに多くあるんだらうかというぐらいですね。私は今度はその答えとしては、だから中途半端であるというような答えを出します。自然があります、歴史があります、史跡があります、それから農地が広がっております、海があります、いろんな所がありますというけど、あまりにも多すぎて、それがかえってぜいたくでですね、いろんなことがあります。それで、今回ですね、先ほど質問が出ましたが、やっぱりどこか核になるような、この観光にはですね、が必要なんですよ。それで、それはどこかといったとき、昨日質問がありました、やはりあの志布志のお城、あれをやって、そしてそれにつながるような麓とか、そういうのをやっぱりもうちょっとですね、人が来て、ちゃんと観光地であります、こういう観光地でありますということを明確にですね、示せるようなことをやらなければいけないわけですよ。あることはあるんですよ、いっぱい。もうあっちもあれば、こっちもあるというような感じです。だから、これをですね、やっぱりつなげていくような取り組みをしてほしいと思いますが、これは観光の方ですね。それに基づいて、やっぱり今度はスポーツ振興を図っていかなければいけないと思います。今、ちょうど2月から3月には、各地でキャンプ、あるいは合宿があります。これのことについて、担当課でやっぱり誘致といいますか、をされたと思いますが、その結果はどうだったのかちょっと伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年まで、昨年81チームの参加があり、夏のサッカーフェスティバルが盛大に開催できたところでした。このことにつきましては、改めて御礼としまして、11月に関西方面の高校を協会長さんほかで表敬訪問いたしまして、御礼と新たな参加校の呼び掛けをしてきたところでございます。そして、また12月中旬には、かごしまスポーツ合宿セミナー I N 関西におきまして、セミナーに参加しました関西地区の大学スポーツ団体代表者に対しまして、さんふらわあを利用しました合宿についての提言を新たにすると同時に、関西圏のスポーツ合宿を扱う旅行エージェントへの話し合いの訪問活動を行ったところでございます。そして、今回この夏のサッカーフェスティバルを受けて、春もサッカーのキャンプを張ろうというようなことで、現在、12チームが春の大会を開催するというので、このうち2チームが関西の方から来ていただけるということになっております。

○4番（八久保 壹君） 実績としては、関西から何チームか来るような、春の大会を行うということが出てきているようであります。これはもう非常に喜ばしいことです。私もスポーツが好きなので、あっちこっちのスポーツを見に行きます。今年は残念ながらどこにも行くことができませんでしたので、新聞記事で見たりすることしかできませんでした。ある大学のサッカー部だったと思いますが、霧島の方に来られた方が、もう合宿が終わって帰る時に言われた

ことがですね、どうだったですかというような質問の中でだったと思いますが、こんなことをおっしゃっていました。市街地から離れた所でやったので、もう選手たちが集中して取り組むことができましたと、ありがとうございますと、こんないい施設はありませんでしたと。こういうことを言われるんですよね。こういうことを考えたときですね、志布志市はどうだろうかということを、私はもういつも考えております。そして、ここには持って来ていませんが、今から20年ぐらい前で、これは人が作ったあれなんです、これは国土交通省の方に勤めて、4県の方に勤めていらっしゃる方が作ったですね、天気をずっと毎日書いたやつが、20年ぐらいの分があります。これを調べたらですね、もう志布志の特性というのが、もう明らかに出ていますね。このことを生かさないと、もうこれはですね、気候的条件は、もう日南海岸とほとんど変わりません。薩摩半島は雨が降ります、雪が降ります。そしてこっちは、向こうが雪や少々の雨が降っても、ここは、海岸の日南、黒潮が海岸に近いもんですから、無霜地帯であるというようなことですね。それから、私は、こんなことが特色になるのかなと思ったんですけど、先ほどの先生がおっしゃった、やっぱり遊ぶ所がないから、子供たちが集中して成果を上げることができた、ということですね。ということになったら、いっぱいあるんですよ、志布志にスポーツ合宿を呼べるような所は。ただ、あと今度の緑地整備と絡んでですね、あそこが一団になったとき、さあどうするかということを入れておってほしいと思います。計画してほしいと思います。そのことについては出来上がっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

夏のサッカーフェスティバルにつきましては、昨年は81チームの参加があったということで、今までこのフェスティバルを手掛けていただきました、尚志館高校の先生方にとりましては、本当に負担が重い内容になってきているような状況でございました。そのようなことから、私どもとしましては、志布志市スポーツ団体誘致推進協会というものを設置しまして、その運営について全面的な御協力を申し上げるという体制にしてきたところでございます。そのようなことから、今後、更に誘致を進めまして、参加チームを増やしていくとなれば、この協会が主体的になりまして対応をしていくことになろうかというふうに思います。当然、私どもの地にありますサッカー協会というものも全面的に支援を行いながら取り組んでいこうというふうになろうかと思いますが、この夏のサッカー大会自体が先ほども議員の方からお話がありましたように、経済効果が約3,400万円ほどあったというようなことでございますので、更に盛んになってくれば、更なる経済効果がもたらされるというようなことでございますので、全面的な地域の方々の御支援が頂けるものというふうに思っております。そのような形で、今後は推進をしていきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） ぜひ前向きにですね、前向きというか、もう力を入れてほしいと思います。

最後になるとと思いますが、今年のサッカーフェスティバルの件でですね、おもてなしの心をやっぱり、来た人たちにやるべきだというようなことを申し上げました。それでいろいろと調べて

みたら、どうだったのかといいますと、氷を各チームに配りましたと。まあそれぐらいで済んでいるんですよ。それから、今回は何々をやりましたぐらいで済んでいるんですよ。そういうことであればですね、もう二、三人で済むことなんですよ、あるいは、担当職員が行けば。しかし、もっと志布志市民の志、一般市民の志ということを考えたときですね、もっと考えてほしいと思います。その前にですね、これはもう志布志の尚志館高校の先生に、そういうおもてなしの心で、私はそういうおもてなしの心の一つとして、ちょうど花火大会がありました。というのが、花火大会がある季節だったんですね。ちょうどその時は、もう済んでいましたので、後からだったんですが、もうちょっと遅らせて、あの花火大会をこういう選手たちにも見せたら、ああ志布志はよかところやなあというような、そういうので印象付けることもできるがなあという話をしました。そしたら、あれは井手元監督さんですね、あのサッカー部の監督さんがですね、「八久保さん、何を考えちょいやつと。ここにはかねてレギュラーになれない子供もいっぱい来ているんですよ。花火どん見させ、夜遊びをするようなそういうのは先生も許しません。私も許しません」と、こう言われたんです。私は、やっぱりおもてなしの心をというような気持ちで言ったんだけど、そういう言い方をされました。これでぐさつときてですね、ああだったと。それでは何かあるかといったときですね、例えばですね、これはぜひ取り組んでほしいというのは、これはサッカー協会がやるのではなくて、市がですね、こういうことをしてほしいなということを最後に申し上げて、私の質問を終わりますので。これはですね、氷をくれた、氷を各地域に一つずつやりました、二つやりましたと、これは、ただこれだけではいけないわけです。もう一つですね、あそこへすり氷を作る機械をどっかからリースしてきてもらって、あれに氷を入れてですね、このぐらいのあれになんかやって、そしてその氷を各チームに持って行ったらですね、志布志の住民の方々がそれをボランティアでやればですよ、わあこれは志布志の人たちは、生ぬくい、暑い所で、くそ暑い所ですよ、一生懸命になっているから、それをばつと持って行って、皆さん食べてくださいと言えば、選手たちが志布志市の市民にも、志布志市にも受ける印象は、もう天と地の違いが出てくると思うんですよ。だから、私は、まあ今度はできるかできないか分かりませんが、このことをですね、市の方でぜひやってほしいと思います。それがですね、やがては、その後が続く子供たち、そういう子供たちに引き継がれて行って、リピートという話もありました。志布志市の活性化、観光、これにもつながってきます。そして、さんふらわあ問題にも非常に役立つのではないかと思います。そういうことで、最後に、市長、こういうボランティアを使いながらでもですね、いろいろとやればもうあっちこっち大変なことになりますので、サッカー、今年はサッカー一つをとらえて、ぜひ取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

これで終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

かき氷につきましては、去年はまあできなかったわけですが、その前までは尚志館高校のサッカー部の保護者の方々が取り組んでいただきまして、非常に好評を得ておりました。去年はそのことにつきまして、保護者会の中でも話が合ったところでございますが、少し負担が大きくなっ

たというようなことで、できないということで、市としましては、氷の配布というものを専門的にやって、参加していただいた学校に対応したところがございます。ただいま御提案がありましたような、かき氷というものにつきまして、子供たちは非常に喜んでおりますので、このことにつきましては、また保護者会の方々ともお話をさせていただきながら、もしボランティアの方々に取り組んでいただけるということならば、そのことについては可能かと思っておりますので、そのようなことにつきまして、地域の方々、ボランティアの方々、保護者の方々ともお話をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（八久保 壹君） すみません、あのですね、サッカー関係者のその父兄のことについて言ってるのではないです。一般の人たちもやっぱり参加してほしいわけですので、一般の人たちについてですね、ボランティアを募って、そして氷を、まあ今、私の頭の中には氷しかなかったもんですから、いろんな方法もあると思います。これのことについてですね、ぜひ一般の方々を募ることによって、やっぱり一般の方々も参加できるわけです。当然ですね、父兄は、自分のうちの子供たちが出ていけば参加します。だから、私が今言っているのは、一般の方々に対して、市はボランティアを募って、それに対して支援をしてほしいということです。

以上です。答弁は要りません。

○議長（谷口松生君） 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで、10分間休憩します。

—————○—————
午後1時54分 休憩
午後2時06分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

次に、18番、木藤茂弘君の一般質問を許可をいたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは、通告に基づきまして、順次4項目につきまして、一応質問をさせていただきたいと思います。

一番はじめに、市税等の徴収対策についてということでございますが、(1)の収納、啓蒙の取り組みについてということでしたけど、啓発ということで、質問をさせていただきます。

収納については、昨日の一般質問の中でもいろいろとございましたが、市としては、口座振り込みを中心としての方向付けを今後するというようなことでございます。こうして急激な景気後退に伴って、市税等を中心として、税収見込みを達成することが口座振り込みというような、こういう形になった場合にですね、収納等についての啓発の取り組みというものについては、どのように考えておられるのか、その手法をどのような形で市民に対して啓発しようとして考えておられるのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 木藤議員の質問にお答えいたします。

納税の意識向上のためにどのような啓発をするかというようなことでございます。これまで自

治会へ送付しておりました納税通知書等の信書に関しましては、御案内のとおり、平成21年4月から個人へ直接郵送による配付方法へと変更することになりました。それに伴いまして、納税組合での収納から、原則、自主納付へと移行するわけでございますが、これまで御尽力いただいております納税組合をはじめ、市民の皆様への周知といたしましては、1月に納税組合へ自治会送便変更に伴う市税等の納付についての御案内、そして市報2月号及び3月号におきまして、各税等の発送時期や納期など、具体的な内容について案内をしているところでございます。どうか御理解と御協力をお願いしたいというところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 個人を中心としてそうした納付方法ということについて、まあ御理解をいただきたいということであるわけでございますが、現在ある納税組合、これにつきましては、やはり集落の中です、相互扶助の精神の下に、お互いが集落の運営を中心としながらやってきておるわけでございまして、このようなことになるならばですね、やはり集落における相互扶助の精神を中心としながら、特に集落機能の運営、希薄にもつながるんじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。このようなことを踏まえて、まあやるというわけでございますが、やはり、現在あるこうしたいい意味のひとつの集落のおきてと申しますか、そうしたものは、やはり残していくべきではなかろうかというふうに私は考えるわけでございます。特に、プライバシーの問題がどうかということをおっしゃるんですけど、私の集落もですが、まあ他の集落もだと思いますけど、やはり市民が義務としてやらなくてはならないような行為についてはですね、近所、隣のことであっても、プライバシーがどうかこうだということはですね、あまり感じておりません。税金がまた来たな、のさんどんお互い納めんないかんないなあというようなことですね、お互いこうした中で袋に入れて、集落の班長さんが毎月毎月まとめて今まで納めておったわけでございます。そういうことが今後個人ということが中心になるという形の中で、集落のいわゆるそうした係の方々役割というものも、なくなるということはおかしいですけど、今までどおりと違った形で運用されるようになるというふうになるわけでございます。そうなる場合についてですね、口座振り込みでできる人はでしょうけど、やはり口座振り込みとしても引き落としができないそうした事態も生ずるわけでございますが、そのような事態が生じた場合ですね、特にそうした滞納者に対して、納税義務の媒介体と申しますか、仲立ちと申しますか、そのような役割を果たすような納税支援委員と申しますか、今までは、私の所であれば月々の班長さんがいけなこつなというふうなことで、こうやっておられたわけでございますが、市としては、そのようないわゆるその仲立ちをやるか、面倒見をやるか、そういうふうな方のいわゆるその位置付けと申しますか、そうした滞納者に対して、外部からですね、具体的にどのような形で啓発活動をしようとしておられるのか。関与しようとしておられるのか。そういう点を考えておられるのか。ひとつ伺いたいというふうに考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

税の滞納者につきましては、納期限後20日以内に督促状を発送しまして、納付を促しているというところでございます。それ以降も納付のない方に対しましても、未納のお知らせの発送や催告

書の発送を行ってきております。今年度につきましては、催告書発送の際に、軽自動車等へのタイヤロック導入の散らしや差し押さえ等滞納処分に関する散らしというものも同封いたしまして、滞納処分の強化について啓発してきているところでございます。

ただいまお話がありましたように、納税組合というものが、私どもが今回、振替納税というような形を推進するというところで、地域の納税組合が存続し得なくなるんじゃないかなというようなことが懸念されているところでございます。市から直接その納税組合に対しまして、納付書の配付の手数料というものについて、今後支給できなくなるというようなことになるわけでございまして、納税組合は認めませんよということではないわけでございまして、そのことについては御案内を申し上げているところでございます。そのようなことで、集落内としましては、その納税組合がそれなりの集落の中で機能は果たされるんじゃないかなという気がしているところでございまして、そのことでもって、私どもは、今後は、滞納については市独自で、別な形で推進させていただくというようなところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 今の答弁の中で、納税組合の在り方、そうしたものについては、集落の主体的な考え方ということで、まあ理解はいたしますが、やはりこの件についてはですね、いろいろとこのような散らしも集落に回っておりますので、できるだけ自主的に各々の集落がやってこられたその運用の仕方についてはですね、やはり納税の普及・啓発という面について、一応いい形の在り方というものは、ひとつ残すような、ひとつの呼び掛けを市の方としてもさせていただくことが大事じゃなかろうかというふうに私は考えておるわけでございます。

このようなことをなぜ私が申し上げるかといいますと、もうはっきり申し上げまして、そうした納めなくてはならないものが期間内に納まらないというものについては、教育長もおられますけど、耳が痛いですけど、給食費の問題なんですね。これにつきましては、今までは地域PTA、あるいは集落内のPTAの方々に集めておられたものが、学校を中心として、個々の子供たちの登校に対しての納付方法に変わったという形の中でですね、やっぱり滞納額が出てきておると。それがいわゆるわずかではあるけど、積もれば積もる形の中で、大きな金額になってきておるといようなことになっておりますので、それぞれ個人に文書は発送はするものの、やはりそうした組織の上で運用されるということになりますと、やっぱりこれは、のさんどん納めんないかないねえという、そうしたお互いの規範意識をやはり守っていくという、そうしたやっぱりひとつのつながりが育ってまいりますので、そうした形で、やはり納税組合のあるべき運用の在り方ということについては、いい面での存続の呼び掛けというものを私はやっぱりやるべきではないかというふうに考えておりますので、どうかそういう面についてのいわゆる方向付けはさせていただくことが大事じゃないかというふうに考えております。

それでは次に、2番目の件について申し上げたいと思いますが、税務課の組織強化充実策として、収納対策室の位置付けは考えられないかという点でございまして。

さっきも申し上げましたが、特にこうして景気が一段と冷え込む中でですね、今回の当初予算にも計上して、まあいろいろと減額の問題、いろいろあるわけですが、税収確保はやはりこう

して難しくなるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そのような中で、資料の数字の位置付けがちょっと古いですけど、1月31日現在の市民税の収納未済額が約4億3,000万円、これは1月31日現在ですね。そうすると、結局、国民健康保険税の収入未済額が、これも1月31日で4億4,100万円、そのような数字に相成っておる中で、昨日の税務課長のいわゆる答弁の中で、収納は5月までだから、これ以上に、いわゆる率は上がるということでしたけど、実質的に、私の家庭も同じなんですけど、ほかの家庭も同じだと思いますが、これは正月が明けて1月になれば、まあ納めもんがねごっなつたで、まあ3月までのうちには、自動車の自賠責やら、あるいは任意加入の保険やらなんやかいか、こっちの方せえ回しがならないな、というようなことですね、1月から3月までの間にはそれぞれ家庭の中では納めるものがないので、今まで処理をしてきていなかったものの、いわゆるそうした世帯繰りをですね、やっぱり各家庭ではせんないかんわけですね。そうすると、また新年度に入りますと、またすぐ国民健康保険税なり何なりがまた来るわけですから、やはりそういう面を見た場合ですね、私はやはり行政改革大綱に基づいて、限られたやっぱり財政運用の中で、人的資源を効率的に活用するという面から見て、やはり行政の中では、今何が一番大きな課題になっておるのか。それあたりをやはり的確にとらえていただく。そうした面から見ますと、先ほど申し上げました、やはりこうした、いわゆる市の運用にかかわるひとつの自己財源の確保、やはり滞納の解消、それに伴う市民負担の不公平感の解消などを考えるとすればですね、現況組織のやはり見直しとして、その業務の重要性を考えるとですね、組織そのもので一定の目的を達し得たものは、解消するものは解消し、設置するものは設置する。そうしたやはり置かれておるひとつの課題を的確にとらえて、現在の税務課のあるべき、いわゆる組織の状況等を考慮する中で、税務課の組織の強化、充実策として、収納対策室的な設置を考慮することが大事ではないかというふうに考えるわけでございますが、税務課の方としては、20年度もでしたけど、21年度の予算についてもですね、嘱託徴収員のいわゆる費用として3名分、あるいは滞納整理指導官の費用として1名分は、現在、予算上計上されておるということではございますけど、そうした形の中で、やはり収納対策室的なものの設置というものは考えられないものか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨今の自治体の財政状況では、自主財源の確保、特に税収の確保については、その体制を強化するというところから一層必要ではないかなというふうに感じております。

収納対策におきましては、特に滞納処分の状況につきましては、従来の徴収の手法とは大きく様変わりしてきているところでございます。差し押さえや公売といえ、不動産などが主流であったところでございますが、現在では、動産の差し押さえによるインターネットの公売や、給与、預貯金などの債権の差し押さえ、さらにグレーゾーン金利に係る過払い金債権の差し押さえなど、法的、専門的知識が要求される方向へと変わってきております。それに伴いまして、滞納処分に携わる職員にもより専門的知識が要求されるということになってきておることで、その組織強化も図らなければならないところであります。現在、市税収納に係る体制は、収納管理係4名、

滞納整理の専任補佐1名及び滞納整理係3名で、嘱託徴収員を平成20年度は2名配置しまして、滞納整理において、専門的な部門については、滞納整理指導官の指導を仰ぎながら収納対策の機能を果たすべく努力を行っているところであります。

また、平成20年度は市の管理職による臨戸徴収を2回実施し、それなりの成果が上がってきております。さらに21年度につきましては、当初予算にもお願いしておりますが、嘱託徴収員を更に1名増員するというところでございます。また、滞納整理部門の職員の増強も含めまして、一層の市税の確保に取り組み、体制の強化を図っていくということでございまして、現在のところこのような体制で取り組んでいこうというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） それぞれ収納に伴ういわゆる対応の仕方ということでありましたが、ちょっと聞き漏らしましたけど、考え方としては、いわゆるその収納対策室の設置ということは、今のところ考えていないということですか。ちょっとそこを聞き漏らしましたけど。

○市長（本田修一君） 現在としましては、先ほども申しましたように、来年度におきましても、嘱託徴収員も1名増員というようなことを考えておりますので、そのような現有体制とプラス1名の体制で取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） そういうことで乗り切りたいということであるようでございますが、であればあるように、特に現在の運用してまいりました地域組織の中での、いわゆる自治集落を中心とした形で、税のやはり納付普及等の啓発についてはですね、力を入れた形の中で、やっただくことがやはりベターではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

それと同時にですね、市税のいわゆる取り扱いの中で一番これは歩留まりがいいわけなんですけど、たばこ税のことについての啓発の在り方なんですけどね。やはり今回も20年度の当初予算に対して、補正額が増える方であればいいんですけど、減の方への補正額が組まれておるわけでございます。大抵現在の調定額が2億3,900万円、これも1月31日現在の調定額でございますけど、やはり予算としては、2億9,500万円というのを当初で組んでおったわけですが、3億円近いたばこ税があるわけなんですけど、やはり近年健康管理上の問題からなんでしょうが、禁煙対策はいろいろと見聞きするわけでございますが、まあこのたばこの問題につきましては、やはり禁煙を望む人の理解の上に、喫煙者と共存するひとつの仕組みを作り上げなければならないんじゃないかと。そうすることによって、たばこ農家の経営安定や、市のたばこ税の納入確保にもつながるんじゃないかというふうに私は考えるわけでございますが、やはりたばこを吸う人についてはですね、まあこうした多額の税金が市税として入ってくる面から見ますと、たばこを吸っただく人は神様ですよ。そういう人に対して、感謝の気持ちを持ちながらですね、本当に市内でたばこを購入していただくことをお願いすることをどのような形で呼び掛けておられるのか。合併してからですね、あまり聞いたことがないですね。もう合併して3年間、この市庁に通いましたけど、たばこを吸う人に対して、ここじゃ吸っちゃいかん、あっち行たっせえ吸え、というようにことだけが耳に入ってきましたね、そういう面から見ますと、やはりたばこを吸っただく人はさっき申し上げましたように、本当に神様ですよ。まあそういう面を思いながらです

ね、本当にできるだけ市内でたばこを買っていただく、そうした啓発というものをどうしてやっておられるのか。それと同時に、毎月出る市報にですね、そのようなことを記載されたことがあるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

たばこを吸われる方につきましては、たばこ税の納税者という意味で言えば、本当に有り難い存在だなあというようなふうを考えているところでございます。しかしながら、昨今の健康増進という観点からしたときに、かなり肩身の狭い思いをしながらたばこをお吸いになっていただいているんじゃないかなというふうには思うところでございます。そのような方々は、市内でぜひともたばこを購入していただきたいというようなことで、市の広報等でも呼び掛けをしております。

そしてまた、私自身も担当の者とたばこの取扱業者の方にも、ぜひ市内でたばこ税について納入していただくようお願いもしてきております。

しかしながら、今お話がありましたように、全体としては税の納入が減少傾向にあるということについては、残念だなというふうには思うところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 啓発の仕方として、市報にも記載したということですが、何月号と何月号に記載してありましたかね、私はちょっと目に留まりませんでしたけど、分かっておったらお教えいただきたいと思います。

○税務課長（外山文弘君） この件につきましては、12月議会でも今おっしゃられたとおり2,000万円の減額をしまして、さらに3月定例会でも2,000万円の減額補正を出したところでございます。当然、その税収確保にあたりましては、税務課としてなんらかのお願いをしなきゃいけないということで、早速1月号、2月号、タスポカードの作成のお願い、それから確か2月号だと思うんですが、市内でたばこを購入していただきたいということで、広報の方に上げております。

○18番（木藤茂弘君） はい、分かりました。それでは一応、さっきも申し上げましたように、やはり3億円近い、いくら少なくとも2億5,000万円は入るわけですから、そういう面から見ても、やはりたばこを吸っていただく方については、感謝の気持ちで今後とも市内でやはりたばこは購入していただくという啓発活動を、ひとつやっていただくということでお願いしておきます。

次に、2の過疎地域自立促進計画についてお伺いしたいと思います。

(1)の計画に対して実施状況は、市長部局、教育委員会部局で達成率はどのようになっているかということでございますが、三つの町が合併した本市は、それぞれ町がお互いに手を組み、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」ということで、「笑顔あふれるふるさと・みなと・まち」を将来像に掲げて、産業の振興、交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備ということで、地域の自立促進の視点に立ち、住民が主役のまちづくりの諸施策を、平成18年1月1日から実施してまいったわけでございます。

本計画もあと1年となるわけでございますが、平成22年の3月1日までということであるわけですが、計画に対して実施状況は、市長部局、教育委員会部局で達成率はどのようになっている

のかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過疎計画の策定にあたりましては、松山町、有明町の過疎地域自立促進計画及び志布志町地域振興計画及び新市まちづくり計画との整合性を図りながら計画をまとめまして、平成18年6月議会に提案しまして、議決をしていただいております。

本市は、過疎計画に基づきまして、都市基盤の整備や生活環境の整備等を行い、やすらぎとにぎわいのあるまちづくりに努めてきたところであり、過疎債をはじめとした財源調整を行い、計画達成のためにできる限りの努力を行ってきたつもりではありますが、健全な財政運営との調整の中で、実施できなかった事業があることも事実であります。

本市における過疎計画の達成率につきましては、平成21年度の当初予算計上分も含めまして、事業件数で申しますと、市長部局で総事業数383件のうち、実施しました事業が348件で90.86%、教育委員会部局で総事業数86件のうち、実施しました事業が70件で81.40%、全体で総事業数469件のうち、実施しました事業が418件で89.1%の実施率であります。事業費ベースでは、市長部局で総事業費255億3,501万3,000円のうち、執行しました事業費が244億2,247万2,000円で95.64%、教育委員会部局で38億6,443万6,000円のうち、執行しました事業費が34億9,609万1,000円で90.47%、全体で総事業費293億9,944万9,000円で94.96%の執行率であります。

今後、国におきまして、平成21年度も追加経済対策のための補正予算を検討しているようであり、必要な財源措置等が見込まれる場合は、対応していきたいというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） ただいまお聞きいたしましたように、おおむね、おおむねというのは大体80%をおおむねというわけですから、まあおおむね達成しておるというふうに理解していいんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

それでは、過疎計画の2番目の問題の、平成22年度からの新計画への取り組みについて伺います。私は、現状の段階では、22年度からの新過疎地域には指定されるんじゃないかというふうに考えておるわけですが、そこらあたりはどのような見通しですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年に制定され、10年間の期限とするため、平成22年3月31日をもって失効となります。その間に進めてまいりました事業については、本市の地域づくりに着実な成果を上げてきております。また、一方で過疎地域においては依然として、高齢化・少子化の進行に伴う地域力の減退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃などによる生産基盤の弱体化など、過疎対策を引き続き行っていく必要があると考えております。このようなことから、本市も全国過疎地域自立促進連盟、県過疎地域自立促進協議会、市長会などを通じて、過疎地域の実態に沿った新たな法律の制定を含め、要望活動に取り組んでいるところであります。先の12月議会におきまして、新たな過疎対策の制度に関する意見書を可決いただきましたことは、大変有り難く思っているところであります。県の方におきまして、県議会と一体になりながら、新

たな過疎法の制定に向けた要望活動を行っているというふう聞いております。そういった動きの中で、本市のようなみなし過疎につきましても、新たな過疎法においても適用を受けられるような動きがあるというふう聞いておりますが、それが実現するために、県及び関係市町村と連携を図りながら要望していきたいと思っております。

○18番（木藤茂弘君） 要望してまいりたいということですが、結局、次の過疎計画について、当然22年度からの分でございますが、当然21年度中に計画書そのものは作成しなくてはならないというふうに、私は考えるわけですが、そこらあたりの考え方はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 私どもは、要望活動につきましては、全国過疎地域自立促進連盟におきまして、昨年6月16日に新たな過疎対策法の制定に関する要望書というものを国へ提出しております。そして、その連盟が主催します新過疎法制定実現の総決起大会が11月26日に東京で開催され、それに出席したところでございます。そして、全国市長会でも新たな過疎対策の推進に関する要望書を国に提出しております。このようなことを受けまして、総務省では、過疎問題懇談会を設置しておりまして、これまで4回の会合が持たれているようでございます。また、自民党内におきましても、過疎対策特別委員会を設置されておりまして、過疎地域の現地調査も行われているというところでございまして、国におきましても、過疎対策法の延長につきましては前向きに考えているというふうに判断しているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 前向きに一応継続するというところで、判断しておるということでございますので、それを踏まえて、考え方だけをですね、質問をさせていただきたいと思っておりますが、実は、合併と同時にですね、いろいろと過疎計画につきまして、それぞれ計画が21年度までの間に載っておる中でですね、今計画中に実施できていないものとして、特に志布志中学校、松山中学校の校舎の改築事業の関係でございまして、やはり今回、いわゆる改築というこの二つの中学校の校舎計画の在り方について、耐震補強工事をもってこの実施で2中学校の校舎の補強を行っていかうということで、20年度、あるいは21年度それぞれ耐震という面が出てきておるわけなんですけど、今回のこの耐震補強と校舎改築というものの整合性と申しますか、私どもは素人的に考えた場合に、耐震というのは、地震に対する耐震度であって、いわゆる過疎計画に当初載せたこの2中学校の改築工事というのとは、中身が違うんじゃないかというふうに理解するわけなんですけど、そこらあたりの耐震と校舎の改築工事の関係についてお伺いしたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

お尋ねの過疎地域自立促進計画の平成22年度からの新計画への取り組みでございますが、御承知のとおり、平成20年4月に国から学校施設整備については、建て替えを行う改築方式から、耐震補強による改修方式が打ち出されたと。そこで、その改修方式には、短期間での耐震化を推進する旨の方針が示されたところでございます。したがって、私どもといたしましては、このことを受けまして、補強工事で可能なものは補強を中心とした工事を行うことで学校施設の整備計画を見直してまいりました。見直してまいったというより、せざるを得ないようになったとい

うことですが、また、先日の議会全員協議会において、優先度ランク①及び②の14棟の耐震診断結果について御報告をさせていただきました。

まず、建築年次が古く、最も老朽化の著しい志布志中学校を平成21年度に改修工事と耐震補強工事を計画しております。そして、耐震診断の結果を踏まえまして、I S 値の低い松山中学校の校舎は、平成21年度に実施設計を行い、平成22年度において耐震補強工事と改修工事を併せて計画しているというところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの教育長の説明の中で、耐震と併せて改修工事というようなことで理解するわけですが、そうした場合に、いわゆる当初計画の校舎改築ということになりますと、私どもは取り壊して全部作り直すという、そのような形で合併前から、財政状況は厳しいけど、松山に1校しかない中学校については、取り組まなければいかんかということいろいろと吟味を重ねてきた経緯があるものですから、建て直すということになりますと、大体建てて四十年、五十年のめどはつくわけですけど、耐用年数がつくわけですけど、耐震・改修工事でそれを肩代わりするとした場合にですね、どの程度のいわゆる長持ちがするめどの耐震・改修工事になるのか。そこらあたりをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

議員お尋ねの、今後その建物が何年耐えられるかということ。また、あわせて、安全面に関することの御指摘かというふうに理解しておりますけども、今回、この耐震診断を実施いたしまして、耐震補強工事を行うことによりまして、現在の建築基準法に適合した建物になるという結果が現在示されております。したがって、こういった補強工事を行った後、安全な建物ということで位置付けてございます。さらに、そういった中で、やはり建物でございますので、部分的には老朽化する箇所も出てくるだろうと思います。そういったときには、逐次、改修工事も併せて行うということを考えておりますけども、こういった耐震工事と改修工事が併せて行われた場合も、当然20年以上の耐震の利用施設というものは十分可能であるということは、今指標が出ておりますけども、ここ二、三年の間に地震による耐震補強工事というのが打ち出されまして、実際にその後20年、30年もったという実証はしてございませんけれども、今現在、国が示している基準はそのような形で示されたところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） おおむね内容的には理解できますが、再度お聞きいたしますが、現在の校舎の耐震・改修ということなんですが、まあ考え方としては、耐震的な強さの補強というものの理解はできますけど、改修という内容については、どの程度を2中学校の場合に考えておられるのか。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

現在、一番古いのが志布志中学校でございます。その次に、30年代後半から40年代初めにかけて松山中学校は建築されてございます。したがって、古い施設になってございますけども、

現状は非常にきれいな学校でございます。私どももそれぞれ学校訪問をして、比較をしておりますけど、ただ実際に今後改修工事をしますときには、大規模な改修工事ということで考え方を持っております。今後、実施設計をする中で、それぞれ個別に調査をいたしまして、どの部分をどういう形でということで調査をさせていただきたいということで考えております。基本的には、大規模な改修工事ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） 設計ができた時点でまたいろいろとお伺いしたいと思います。ひとつ改修工事ということですから、その都度、その都度、不都合なところが出てきたときには、またその都度やりますよというような改修工事じゃなくてですね、やる以上は、20年ぐらいい廊下であっても扱わないような改修工事をお願いしたいと。合併前から、財政状況は厳しいけど、1校しかない中学校だから、ほかのところは辛抱してでもひとつ建て直さんないかんないねということで、それぞれ先、それぞれ先輩首長、先輩議員の方々もやってこられた計画でございますので、りでひとつ取り組みをいただきたいと思いますというふうに考えております。

21年度でこの過疎計画が終わるわけですが、現在の段階では、22年度からの具体的な過疎計画への取り組みがはっきりまだしないというような状況であるようでございますが、ここで一応市長に、いわゆる過疎地域とは、一口に言ってどのような地域なのか。ひとつ思っておられることを端的に伺いたいと思いますが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過疎地域につきましては、その過疎の地域の要件があるわけでございますが、おおむね人口の減少が著しくなっている所でございまして、例えば、昭和40年から平成12年までの人口の減少率が30%以上とか、あるいは、若年者の比率が15%になるとか、そして財政力の要件が3か年平均で財政力指数が0.42以下とか、そういうような指数があるわけでございますが、私どもが常々感じているのは、やはりそこに少子高齢化というような言葉に表せますように、端的に担い手の若者が減ってきて、そして地域の活性化が損なわれてきている地域ではなかろうかなというふうに思います。そのような地域を改めてこの法律を定めまして、その地域の振興を図っていこうというものが過疎法ではないかなというふうに考えているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 今、市長の過疎に対する認識と申しますか、それは、私は結果論だろうと思います。一口に言えば、人間として、経済的に、文化的に、その地域の中で生活ができなくなった、その地域が過疎地域というふうに私はこのように考えておるわけでございます。そういう面を踏まえて、ひとつ国の方がはっきりした時点で、当然また過疎計画も作成しなくてはなりませんので、そういうことが解決し得るような形の中での計画への取り組みということをお願いいたしまして、過疎計画の問題につきましては終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番目の道路行政についてでございますが、(1)の市単独土地改良事業の採択についてということでございます。

合併して、市長は、公正・公平を政治信条として、行政のかじ取り役として行政執行を担って

おられると思うわけですが、平成20年度市単独土地改良事業、事業主体志布志市、農道改良事業として、有明地区の押切西地区の農道改良事業、工事請負費626万8,500円のみが執行がなされており、志布志地区、松山地区はなされておらず、今回の緊急の経済対策、地域活性化・生活対策臨時交付金事業による今議会に提案された8号補正等で執行とのことであるようでございます。合併当時の担当課長の申し合わせとして、この市単独土地改良事業については、毎年各地区1地区ずつは計画するとのことであるというふうに、私は聞いておったわけでございます。そこで、平成18年度、19年度は、当初予算に計上されて各地区1地区ずつ執行がなされております。当初予算の計上と補正予算の計上とは、その意味が違います。この事業については、国・県の補助事業の対象にならない地区の救済策として、旧有明町が事業主体となり、整備する事業として創設された事業であると聞いております。志布志町、松山町では、原材料支給により、受益者が事業主体となって道路の整備を行ってまいったわけでございます。旧有明町方式が採用、継続されていることは、地元受益者にとっては有り難い事業であります。平成20年度当初予算に計上できなかったことは、畑地かんがい排水事業の負担金、あるいは給食センターの建設事業費による財政負担もあったと思うわけですが、市長は、基本的な考え方として、市単独土地改良事業の採択について、今後市が事業主体となつての農道改良工事について、毎年1地区ごとの目安について、バランスの取れた採択ということは考えられないのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市単独の土地改良事業につきましては、県の財政事情等の影響から年々補助事業の採択が厳しくなったということから、合併当初から産業振興を図る目的で、市単独事業として実施してきたところでございます。この事業につきましては、過疎地域自立促進計画及び主要事業実施計画に基づき、事業の必要性や緊急性を考慮し、総合的かつ効果的に実施してきたところでございます。合併後、市単独事業として11地区の農道改良舗装を実施しており、今後、緊急経済対策事業とあわせまして、平成21年度までの事業として6地区の計画をしております。今後も市全体の農林水産業の動向を見据えながら、引き続き市単独事業として、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、創意工夫に努めまして、計画的な事業の実施に向けて努力してまいりたいと思います。

○18番（木藤茂弘君） いわゆる実施について努力ということですが、私がお願いというか、今質問しておる在り方につきましてはですね、当初予算と補正との在り方についての、その採択という面について、基本的な市長の施政としての考え方について、私は、やればいいんじゃないかということじゃなくてですね、3地区がバランスの取れた形でやる基本的な考えはないのかということなんですが。仮に、20年度の考え方をいたしますと、有明地区の押切西地区の道路改良工事についてはですね、工事請負費が626万8,500円、大体630万円ということにするならば、地区ごとに有明を300万円、結局松山と志布志を200万円ずつでもというようなことで、やはり合併した3地区をバランスよく1地区ずつ採択するとかですね、そういう基本的な考えはないのかということでございます。

今回、経済対策で補正で出てきておるわけですが、このような補正の財源が国から

流れてこないということになりました場合については、当然、予算計上、執行としては1年遅れるというようなことになるわけでございます。今回、補正が議決された場合についても、実質的に現場としては1年遅れるわけで、予算としては同年度の予算ということにはなるわけですが、考え方として、市民の感情として、さっき申し上げましたように、そのような形での採択の考え方というのを基本において、市土地改良事業の在り方というものを進めていくというふうには考えられないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がございました件につきましては、例えば、その予算につきまして地域バランスを考えてそれぞれの地域に配分した形で執行すべきじゃないかというようなお話であろうかというふうに思います。この事業につきましては、事業の調査から実施までに、単年度に完了した方がいいというようなことがございますので、最小の経費で必要性や緊急性を考慮の上、事業効果を上げるというような意味で集中的に取り組みをしているというようなふうに考えております。そのようなことがございますので、そのことも当然するということにはなりますが、ただいまお話がありましたように、合併後のそのような地域の思いというものも十分今後は考慮して取り組みをしていきたいというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） ぜひですね、やはりそのようにしてください。そうでないとですね、やはり整備されていく地区はいいわけですけど、整備されていない地区についてはですね、心待ちしておられるわけです。そういうことをやはりかなえていくということ、であるとすればですね、一気にすべてが完了しなくても、路線を2年あるいは3年かかって整備されてもいいわけですから、ぜひやはりそうした地区のバランスを考えた中で、採択ということに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に、2番目の市道上松段・馬場線の改良、維持（通学路の立木伐採）整備等のいわゆる考え方でございますが、この路線はいろいろと変遷があるわけでございます。本路線は、川路1区田平線と併設して、松山支所の交差点まで、ふるさと農道整備事業による実施計画があった路線でございます。特に、川路1区田平線が完成と同時にですね、川路地区のほ場整備により、線形変更等もなされると同時に、飯野松山都城線のバイパス路線の開通、これが平成4年か5年だったと思うんですが、に伴い、上松段を起点とする側への町単独事業として実施計画を変更して、田平から上松段起点までの工事がですね、平成17年の3月に一応完成したところでございます。特に上の方がですね。そういう形の中で、平成21年度で川路1区田平線にかかわる中西橋も完成の予定であります。それで橋が完成するということになりますと、一連の松山小学校通学ゾーンの整備が終了するということになるわけでございます。そのような関係で、松山小学校通学路としてはですね、残されている松山小学校から松山支所を通過して、飯野松山都城線に接続する馬場集落までが残るわけでございます。

本来、この路線はですね、県道所管の路線でありまして、これがバイパスが通ったがゆえに町に移管されまして、現在市道となっておりますわけでございますが、移管される時に、いわゆる改良

工事ができていない箇所が一部路線に残っております。そのような形の中で、特に松山小学校の児童100名中ですね、64名の児童が松山支所のあの交差点を利用しておられるということで、大体64%の児童の方々が利用される道路でございます。そういうことであります。

そこで、その都度通学路として支障のある草払い等はですね、市の作業班により実施していただいておりますが、今回、お願いする通路におきましては、特に立ち木がかぶっております。雨が降らないときにもですね、木の露のしずくが落ちてくるような状態であります。また、本路線についてはですね、松山小学校長、松山小学校PTA会長の名前で、集団登校・下校に伴う交通安全及び安全確保についてということで、要望書も提出されてあるというふうに聞いております。要望書のいわゆる内容についてはですね、ガードレールの設置というようなことであるようでございますが、道路幅員が狭いというようなこと、特に現在では、公安委員会との協議により、白線2本を引くなどして、いわゆる安全施設として設けられてある箇所があるわけでございます。そのような面で、ガードレールの設置ということを考えるとすれば、改良を含めて考えなくてはならないのかというふうに考えるわけでございますが、特に現在の馬場集落の県が所管しておる時に改良のできなかった箇所も一部残っております。そういうことを含めてですね、これらの要望に対する対応として、さっき申し上げましたように、いろいろな道路の計画、変更、変遷を重ねてきた道路であります。市道上松段・馬場線の改良、維持、通学路の立ち木伐採を含めて、整備等の考えはないのか伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、道路の改良についてでございますが、御質問の区間は、松山支所横信号交差点から松山小学校までの450mの部分であって、そのうち歩道の無い部分が100mほどあるということでございます。現在は、その部分は公安委員会と協議をしておきまして、2本の外側線を引き、歩道専用レーンとなっております。その部分につきましては、道路幅員が、一番狭い所で5mしかないということで、1.5mの歩道を設置するとすれば、車道が3.5mになりまして、通行車両が離合できなくなるということになるかと思っております。また、歩車道分離施設、ガードレール等を設置した場合は、前後の歩道より車道側にせり出す形になりまして、通行車両が衝突する恐れがあり、危険であるということでございますので、今後、このことにつきましては、長期的な形で取り組みをさせていただければというふうに思います。

次に、立木の伐採についてでございますが、御質問の区間につきましては、1年前にも議員から要望があった区間でございまして、松山小学校の通学路になっているということでございます。現在、維持作業としまして、3月、8月、12月の年3回伐採をしております。その作業内容は、歩行者、通行車両に支障がないように竹、木の伐採と落ち葉の清掃も実施しております。現在のところ、道路作業員でできる範囲内で実施しておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） 可能な限り、雨が降らなくても、いわゆる雨が降ったように露は落ちるわけですから、そういう面について、ひとつ取り組みをぜひお願いしたいというふうに考えてお

ります。

次に、馬場団地住宅の入り口の立ち木伐採についても同じようなことなんですが、この対応について、どのように対応していただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

馬場団地の入り口は、県道側と菱田川の松山橋側からの2か所あります。県道側の方につきましては、それほど立木は無く支障はないと思われませんが、松山橋側につきましては、大きな雑木がたくさん道路の真上に生い茂っているというような状況でございます。御質問の箇所につきましては、通行車両に支障のある高さまでは現在伐採がしてあります。山林は民有林でございますので、延長が約80mほどございまして、電線、電話線の上にある立木はほぼ横に幹を伸ばした形をしておりますので、専門業者に委託しましても相当困難を要する箇所ではなかろうかというふうに思います。そのようなことから、今後この路線につきましては、市道に認定して法面工事を計画していこうというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） ぜひ安全確保のために、そのような形で取り組んでいただければ有り難いなというふうに考えております。

次に、飯野松山都城線の流末処理の対応についてでございますが、現在、飯野松山都城線については、市に引き継ぐということで、県の方も一生懸命路面の補修等に取り組んでいただいておりますが、大変路面水の流末について迷惑をそれぞれしておるようでございますが、この対応についてどのように考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現地は、県道飯野松山都城線の蕨野地内の県道の残地部分でございます。野口運送と民地に面した部分でございまして、周囲の水が集まる土側溝になっているということでございます。県に要望しました結果、この県道の引渡し前に洗掘防止を図るというようなことで回答を得ております。

○18番（木藤茂弘君） ぜひ県の方にそのようにしていただければ有り難いなと思います。県がしなければ、市が引き継いだ後は、市が流末処理の問題について、的確にしなくてはならない箇所であろうと思っております。

次に、志布志福山線の関屋地区の植栽、維持管理の要望でございますが、宮田議員の方からも合併して2回ほどの質問に対して、現在、管理はしていただいております。しかし、私が見た結果としては、私が検査員であれば、あれは不合格です。かやもつつじも、ただせん定ばさみで床屋をただけでございまして、もう春の彼岸が来ますと、またかやがぼうぼうになります。あのような状況下の中では、管理したとは言えません。そのようなことでございますので、先般の12月の議会では私も欠席いたしましたけど、議事録を拝見いたしますと、なんかこう県の方への要望、それもまあ鹿児島言葉でいえば、伝言さんの要望というようなことではなかったかと思いますが、正式な文書で要望されてあるのか、その点をお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要望につきましては、市で現地調査をいたしまして、維持課に行きまして、そしてまた、現地で写真、地図等で担当者に説明、お願いをしているところをございまして、そのような形で文書等も使いながら要望しているということをございます。

○18番（木藤茂弘君） それでは、文書をもって要望ということで、やるだけのことはやって、写真も付けて要望してあるということですが、特に、写真まで付けて要望してあるとするならば、再度県の方にですね、要望をお願いしたいと。特に、志布志市の玄関でございます。ああいう状態では、いろいろと景観上も問題がございます。特に、管理の仕方としては、やはり現状を見ますと、雑草の除去というのがやはり大きなネックになっておりますので、県の方も公園等の管理をしておりますので、やはり有効に除草剤等を使って、いわゆるぴしゃっとした管理ができないのか。そういう面について、再度要望をお願いしたいと思いますが、考え方をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話のように、この関屋地区の志布志福山線につきましては、志布志の玄関口であるということから、再三再四、県に対しましては、管理についての要望を申し上げてきているところをございます。しかしながら、現実的には、なかなか対応がされないということをございますが、今後また更なる要望を何回も重ねまして、この管理が玄関口にふさわしい管理になるようにというように形で対応をお願いしていきたいというふうに考えます。

○18番（木藤茂弘君） 時間もなくなりましたが、私も現職時代に松山公園の管理を5年間してきました。前お願いしていた関係者が大変つつじの中にかやを入れて、絶やすのに苦慮した経験があります。その時は、除草剤のラウンドアップをですね、ゴム手袋にひたしとって、結局かやを1本1本すごいて付けて、いわゆる整理した経緯があります。そういう面から、今は新たな除草剤もあろうと思います。特に、この地域では、県の、大隅の公園もあるわけですから、公園の管理をどのようにしておられるのか、そこらあたりとも十分打ち合わせて、その対策等も聞き取って、いわゆるこのような方法であればいいですよというぐらいのアドバイスあたりを、ひとつ市の方からもしてですね、どうしても一応あの入り口をですね、うん、これはなるほど、やっぱり志布志市やらい、というような形にひとつしてください。それでも県が動かない場合はですね、もう一つ奥の手がございます。そのときはそのとき、また教えます。もう一つあります、一番県庁の職員が弱い方法が。教えます。

それでは、時間もありませんが、実は、畑かん営農でございますが、いわゆる産地づくりにはですね、販売まで含めていろいろな問題があるわけですが、曾於地域畑かん営農推進本部としては、10年後に1.7倍の生産算出を出すという、そのような指導指針ができておるわけですが、本市としては、畑かん推進室もできたわけですが、今の時点での具体的な推進の取り組みというのはどのようになっておるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における畑かん事業につきましては、曾於東部地区と曾於南部地区で実施しておりまして、

通水面積も年次的に拡大しまして、本格的に水利用が始まったところでございます。このため、平成20年4月の機構改革において、畑かん推進室を農政課に配置し、畑かん営農の強化推進に努めているところでございます。

平成20年度の取り組みにつきましては、曾於畑地かんがい事業推進センターの協力、支援をいただきながら、県、市、土地改良区一体となりまして、市内11か所でのモデル実証試験や、散水器具展示説明会を松山地区、志布志地区、有明地区で開催し、170名の関係農家の方たちに御来場いただき、散水器具への関心の高さに驚いたところでございます。また、市報7月号より毎月畑かん事業に関する記事を掲載しまして、農家の方々への周知に努めているところです。なお、認定農家の方々には、各作物部会の総会へ出向き、営農推進に取り組んだところでございます。なお、平成21年度から認定農家等を中心に戸別訪問による水利用促進に向けた推進活動を展開していく計画でございます。

本年度の水利用につきましては、平成21年2月末現在で、曾於東部志布志地区で加入面積211ha、加入率が20.1%となっております。昨年度より10.3%増え、松山地区におきましては、加入面積228ha、加入率21.1%となっており、昨年度より5%増。曾於南部地区につきましては、昨年度から一部通水のため、加入面積は57ha、加入率は3%となっておりますが、現在のところ、園内の工事の着手待ちの状況であります。

曾於東部畑かん事業も平成23年度完了によりまして、平成21年度事業費は、水利用に向けた園内工事が主工事となるため、今後更なる営農推進が求められるものでございます。残った事業期間もわずか3年でありますので、関係機関等の支援を仰ぎながら、目標に向けて畑かん営農推進を努力いたす所存でございます。

○18番（木藤茂弘君） 地区のいわゆる推進協議会では、10年後に1.7倍のそうした生産額を上げるんだということですが、市としては、具体的に1.7倍の生産額を上げ得る方向付けの計画そのものができておるのか、できていないのか。お伺いします。

○市長（本田修一君） 現在のところ、畑かんの加入の促進というようなことで取り組みをしているところでございまして、今お話がありましたような、畑かん営農センターでの1.7倍の産出高の目標ということにつきましては、その作物の形態等を交えた形で、ただいまそれぞれの営農目標を設定してきているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 設定はしておるが、その具体的な計画はあるのかなのか、そこを。

○畑かん推進監（井手佐喜雄君） お答えします。

志布志市としましては、県の1.7倍という目標設定はしておりません。その中で、市の営農ビジョンに基づきました、営農指標は出しておるところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 市の営農指針ということですが、それはまだ私も具体的には見ておりませんが、実はですね、やっぱり現在、かんしょが中心です。いわゆる粗収入、10a当たり15万円以上超えるような、過去に作ってきた経歴あたりを技連会で調査して、15万円以上粗収入が上がるような作物であればですね、自信を持ってやはり進めていただきたいと。いわゆる点から面へ、

そうしたひとつの取り組み、そうしたものが今回の予算の中にも出てきていないものですから何うところですが、それあたりのやはり考え方、ひとつ実証ほあたりを作ってですね、特に東部の土地改良区の役員の方々、各品目ごとの生産組織の役員の方々の協力を得ながら、点から面への具体的な推進への取り組みというのをどのように考えておられるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 現在、畑かんの実証ほを11か所設けておりまして、これらの地域で先進的に取り組みをしていただいているところがございます。松山地区で4か所、志布志地区で2か所、そして曾於南部の有明で5か所の実証ほを設けまして、先進的に取り組んでもらっています。この中身につきましては、先ほど担当の方から申しましたように、営農ビジョンの営農目標に基づきまして、積極的な畑かん活用による収量の向上と、そして計画的な安定生産を目指していこうということで、露地野菜、特に重点作物としておりますにんじん、カボチャ、大根、キャベツ、このようなものとの輪作体系を確立しながら、大規模農家の育成と営農推進をしていくというような方向性をとるために、現在実証ほを設けながら取り組みをしているということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 農家の場合は、作って、その対価が返ってくればですね、言わなくとも産地はできてきます。いつでもコックをひねると水が出るような装置化された土地になってきておりますので、自信を持ってひとつ農業所得が上がるような取り組みを具体的にやっていただくということをお願い申し上げまして、最後になります、いわゆる総括ということでお願いしときます。

特に、市税徴収対策、あるいは過疎自立促進計画、道路行政、畑かん営農についての質問をいたしました。行政課題を的確に把握して、課題解決に取り組んでもらいたいと思います。特に、今回の過疎自立促進計画の作成につきましては、具体的には、21年度に作成するしないの回答は得ませんでしたけど、作成されるとするならばですね、市が持つておる特性を十分生かすことのできる形の中で、就業機会の創設等農林業をはじめとする一次産業の健全な育成、難問ではありますが、現状集落の問題が解決できるような形の中で、限界集落が起きないような実施計画を望みまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） 以上で、木藤茂弘君の一般質問を終わります。

ここで50分まで、10分間休憩をいたします。

—————○—————
午後 3 時42分 休憩
午後 3 時51分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、23番、東宏二君の一般質問を許可をいたします。

○23番（東 宏二君） お疲れ様でございます。

大変冷やかされておりますが、もう時間もないということで早くやめろという方が多数ござ

います。それを裏切って長くしたいと思いますが、まあ早めに終わりたいと思います。

長期にわたり、町政、市政に多大な功績を残され、3月末退職される方が議場に4名おられます。徳重議会事務局長、上村教育総務課長、永田農政課長、徳田水道局長、大変御苦勞様でございました。また、今年3月末で退職される方々が長年行政に携わっていただき、誠に御苦勞様でございました。これからは一市民として、行政に今後も助言をお願いしたいと思います。

質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問をしてみたいと思います。

学校給食であります。昨年9月からおいしい給食を提供している志布志市立学校給食センター、また松山学校給食センターですが、児童の好き嫌いや食べ残しの残さが出ていると思います。この残さをいかに少なくするかが課題であり、児童にももったいない、残さないの教育も必要ではないかと思うわけです。このことで、給食センターや学校では残さ対策をどうとらえているのかお尋ねを申し上げます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、新しい給食センターができて半年たちましたけれども、まだ十分とは言えませんが、保護者や議員各位の温かい御指導、御理解の下に、大変安心・安全な学校給食を提供しておるところでございます。また、昨年は松山学校給食センターが共同調理場の部門で全国表彰を受けるという、大変すばらしい業績を残すこともできて、含めまして、鋭意学校給食の安全・安心に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの学校給食における食べ残しの状況でございますが、新センターの稼働の後の食べ残しにつきましての学校での聞き取り調査を実施いたしましたところ、明らかに食べ残しは少なくなっております。その理由といたしまして、まず、温かい物、それから冷たい物のそれぞれの温度管理がちゃんとできるようになってきたということですね。それから、食べやすくなってきたということと、それから食器類がやはり新しくなりまして、大変見た目がいいと、それでおいしく食べられるということ。さらには、新しいちゅう房システムを入れましたので、献立に工夫が見られるなどということで、残食、食べ残しが減っております。それでもやはり他方では、相変わらず食べ残しの学校があるのも事実でございます。そこで、学校では、子供時代の偏食の怖さや、あるいはまた、バランスの取れた食事の大切さなどにつきまして、栄養教諭が指導にあたっている学校もございます。

また、今後、家庭では文部科学省の提唱しております「早寝早起き朝ごはん」というようなことも実施いたしますとともに、学校では担任の先生が中心となりまして給食指導をいたしますなど、給食センター、学校、それから家庭が一体となって食育の充実に取り組んでいかなければならないと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） 新しい給食センターができて、食べ残しが少なくなったということで、大変いいことでございますが、志布志給食センター、松山給食センターでの食べ残し、残さ、この量が分かっておればちょっとお示しをいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その具体的な量、例えば何キロとか何トンとかいう量はちょっと調査はいたしておりませんので、手元にございませぬ、今のところ。

○23番（東 宏二君） 通告しているからそのぐらゐは調べておられるのかなど、教育長は立派な教育長ですので、そのぐらゐは出ているのかなど思ったんですが、市内に学校が何校あつて、小学校が、そして中学校が何校あつて、大体の見当でですな、残さが出ると思うんですが、都市部が多いのか、農村部が多いのか、食べ残しがですな、その辺の調査はされておられますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

残食率としては取つております。率は、小学校で大体2.6%ぐらゐ、それから中学校では9.2%と、こういう状態でございますので、今後、さらにその中身が、来年度はですな、どういう好き嫌いの状況でもまだあるのか、どうかというようなことは、詳細に今度は中身についても詳しく分析するために、残食率も調査してまいりたいと、このように考へております。

○23番（東 宏二君） 1週間に米飯給食もあるわけでございまして、私も孫が4人小学校に通つてお世話になっているわけでございますが、やはり聞いてみると、その米食の時の残が多いということなんですが、その辺の把握をされておられますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この米飯についての子供たちのやはりある程度の抵抗というのは、私がかつて給食会におります時から、これは指摘されておりました。現在、米飯は3日、それからパンが2日と、3：2の割合、これは大体全国的に平均的なところですが、今の子供たちは、やはり歯触りのいいといひますか、そういう軟らかいものを食べる習慣があるからかして、御飯に対する抵抗がやはりあるようでございます。ですから、パンならば温食と一緒に流し込むといひましようか、形のようなですが、今議員御指摘のとおり、確かに米飯の場合は、おいしい御飯だと言ふんですけれども、御飯離れというようなものがやはり出てきているのかなどといひことは、懸念しているところでございます。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） このことでは、新しい給食センターができて、教育長の話では、まあ少なくなつたといひことでございまして、旧給食センターとの比較をされてですな、どのくらい残さが減つたのか、分かつておればお示しをいたしたいと思ひます。

○教育長（坪田勝秀君） 新しい給食センターになりましてからの数字は、先ほど申しましたとおりでございますが、旧志布志・有明につきましてどのくらいであったかといひことは取つておりませんが、先ほど申しましたように、明らかに新しい給食センターになりましてからは減つていゝといひことはございます。

○23番（東 宏二君） 先ほど言ひましたように、もつたいない、残さないといひ教育も必要であるといひことで質問したわけですが、このことで学校としては、どのような教育をされているのかお示しをいたしたいと思ひます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校では、とにかく命の教育ということとあわせて、やはり人間というのは、野菜であっても、果物であっても、生き物の命をもらっているんだよということ。そして、感謝の気持ちを常に忘れてはならないというようなことと併せて、そのために御飯を食べる時は「いただきます」と言うわけでありまして、「いただきます」とは、命を頂きますということでありまして、そしてまた、食べ終わったら「ありがとうございました。ごちそうさまでした」と言うのは、そういう命に対する思い、それから作っていただく方々への思いということだと、私は理解しております。ですから、せっかく汗を流して作っていただいたもの、そして命をささげようとしているものに対して、それを残すということが、やはりある意味ではまあ罪悪と申しますかね、子供たちにやっぱりきちんと食べるのが礼儀であり、食べるのが有り難い気持ちの表れだよということとは指導すべきだと、そういうことで先生方には指導しております。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） はい、分かりました。立派な教育をされていると認識をしております。その残さ対策でございますが、給食時間を延長するとですね、低学年の児童には大変効果が出るのではないかと申されるわけでございます。時間をかけてよくかめば、体にも、健康にもいいし、そういう残さ対策としてですね、この給食時間の延長は考えられないかということでございますが、どう思われますかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、まだまだやはり残食はありますので、各学校におきましては。ですから、各学校におきましては、食べ残しを減らすために、例えばどんな工夫をしているかと申しますと、栄養教諭による紙芝居等の給食指導、紙芝居を見せながら、食べ残すことがどういうことだと、先ほど私が申しましたようなことや、それから、生産者や学校給食従事者との交流給食をして、子供たちですから、お客さんが来たりですね、雰囲気さえ一緒にならば食べてしまうということもあるでしょうし、それから保護者に対する給食の試食会や偏食をする子供たちと家庭との連携とか、あるいは、特にまた低学年の子供たちに対しましては、おぜんを配付する時に、個々の食事量の調節をします。やはり子供たちの中には、もう生まれながらにして小食という子もいるわけでございますので、そういう子供たちに対しては、少しよそってやるというようなこと。そして、学級担任の裁量によりましてですね、ある程度の食事時間の延長をしている学校もあるようでございます。そしてまた、聞くところによりますと、子供たちはもうぱぱっと食べた子がですね、ぱあっと運動場に出て走り回るもんだから、もう私も行く、私も、僕もというんで、まだまだ入っているのにですね、出掛けるんだそうですよ。もう少し食べてから行きなさいという指導もしながらやっていますというような、ある担任の話でございましたが、そういうことで、個人に応じた指導をしているというところでございます。

ちなみに、給食の時間につきましてでございますが、現在、小学校において、給食の平均時間は、大体準備から片付けまで45分が普通でございます。それから、そのうちに食事が25分、それ

から準備と片付けが大体20分。それから、中学校では35分、そのうち食事が20分、そして残りは準備・片付けという時間の設定が一般的なようでございます。

今後、教育委員会といたしましては、食べ残しを減らす工夫につきましては、今、議員御指摘の給食時間の延長を含めまして、学校給食運営審議会、それから給食担当者会等で話題にいたしまして、各学校での創意工夫をしてみたいと、かように考えているところでございます。給食時間というのは、決してこれはただ単に空腹を満たす時間ではないと、やはり給食の時間というのは、子供たちと友だち同士と先生方とのコミュニケーションの場でもあるということを認識させながら、給食時間も大事に扱っていききたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） 時間延長の提案をしたわけでございますが、小学校では25分、中学校では20分ということで、回答が出たわけでございますが、やはり低学年の場合は、まあ私語とか、いろいろな中ですね、まだ緊張感とか、まあ冷静感がなくて、やはり話をしたりとか、いろいろな中で、雑談しながらですね、食べているわけでございますので、この25分というのが妥当なのか。まあこれは私も専門家ではないから分かりませんが、やはり少しでも、5分でも延長してですよ、やはり今ちょうど高学年になると食べ盛りですね、5年生、6年生は食べるんですけども、低学年の場合ですよ、やはり食べないということですね、家庭の中でも大変だろうと、私は思っているわけでございますが、この延長をですよ、今後、前向きに取り組むということですが、教育委員会としての考え方ですよ。教育長、教育総務課長、学校教育課長おられますが、その辺の考え方としては、どのような考えを持っておられるのかちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

私も現場の方では1年生の担任をかなり長くやっておりました。実際、ほとんど、大体45分が給食時間というのが、だろうと思いますが、実際に1年生の入学当時は4時間目、もう12時が終わったところから実際は準備を始めて、そして、食べる時間をできるだけ長く振るような工夫をしながら、1学期、2学期というような形の中で、順次慣れるように、時間の中でということで。幼稚園、それから保育園等の集団生活を経験してきておりますので、大部分の子供は集団の中での給食等については慣れてきておりますが、一部家庭保育や、またはその中においていても、食べられるまで食べる経験をいつもされている、例えば、しつけ上、全部食べ終わるまではごちそうさまは駄目よというようなしつけをした子供たちも実際おりますので、そういう子供たちが、実際に二十名、三十名の中に集団生活に入ったときに、どうしても戸惑いがある子供さんがいらっしゃることは、学級担任が一番承知しているところでございます。担任の方も、特に4月、5月あたりはその辺を最大限配慮して、実際には、校時表上は45分であっても50分、場合によっては60分ぐらいのことをしながらの配慮はさせているつもりでございますが、今、校内においてみて、もう1年生も入学してほぼ1年ですが、なかなか遅食や、遅れる、または食べたいものを最後に残すがために長くなったりとか、もう個々においては非常に様々なことがありますので、学

校の方にしましては、担任の方で一人一人の今の給食状況を把握して、親と協力をしながら少しずつ慣れるような形でというようなことで、実際には、本当は昼休み時間もたっぷり与えたいところですが、担任が付いて、時間の許す範囲で時間を延長して食べさせる指導はできるようなはなっておりますので、もし、身近な所でそういう子供さんがいらっしゃるとすれば、学校の担任、それか校長の方に御連絡をして、個別指導を更にして、きめ細かく、給食を嫌にならない子供に育てられたらと思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（坪田勝秀君） 補足してお答えしておきます。

実は、私、今日ここにまいります時に、朝、3月20日発行予定の鹿児島県PTA新聞というのが机の上に載っておりましたので、何かいい記事はないかなと思って広げましたところ、たまたま教えて相談コーナーというのがございまして、そこに給食を嫌がる声の対処という相談コーナーがございました。読み上げてもいいんですが、時間がありませんので、1年生の女の子のお母さんがここに相談をしておられます。議員のお孫さんもこれを持って帰って来られると思います、これは小学生版でございますので。3月20日、もうこれが最後でございます、今年度。ぜひ、ここに大変いいヒントが書いてあるようでございますので、これなども参考にされまして、いい給食、楽しい給食の時間をお孫さんが取られますように祈っております。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） 有り難い御助言をありがとうございます。うちの孫はですね、うちでうちそうが無いもんだから、学校給食は絶対残しません。足りないと言っております。まあこの新聞は後でまた目を通してみたいと思いますが、小規模校での給食の残さ、食べ残しですよ。例えば、我々でも、小さいころでもでしたが、人が多くおって一緒に食べれば、もう食べ方が違ってくと。家族でもですよ、小家族であれば、競争相手がいないからあんまり食べないと。普通の大規模校、大規模校というのは無いんですけども、小規模校の状況は分かっておられませんかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員の御指摘のことはですね、全く逆の場合もあるんです。もう家庭的、アットホームでもう机を並べてですね、複式学級なんかはもう三、四人で食べてますから、担任の先生、子供たちが2人で。いかにも楽しそうにまた食べてる。それもまた楽しいという子供もおれば、今議員御指摘のように、たくさんおれば、もうわあっと食べるから、結構いいですよという学校も、学校によってはですね、それが本当にまちまちというか、個性的でございまして、志布志小学校のように大きな所は、もうみんなと一緒にわあっと食べるもんだから、それはまた楽しいと。ところが小さな学校は、家庭的でまたそれが楽しいということでございます。一概に大きな学校はこう、小さな学校はこうということはないようですね。

○23番（東 宏二君） ということだそうです。分かりました。小学校では、そういういろいろな事情もあるが、教育の場としては、立場としては、いろいろな指導をしているということでご

ございます。今後とも指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、自治会未加入についてであります。私も自治会長をしていますが、我が自治会でも未加入の方がおられます。自治会内の清掃やいろいろなボランティアなど、協力が頂けないわけです。昨年から自治会加入をお願いしていますが、3世帯は加入していただきました。大変な苦勞をしております。役所内です、自治会の未加入対策はどのように協議をされているのかお尋ねをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会の未加入対策につきましては、昨日も答弁いたしました。内容が重複しておりますが、自治会につきましては、任意の住民組織であるため、行政がその加入・脱退について、強く強制できないということでもありますので、あくまでもお願いとしまして、自治会への加入促進をしているところでございます。具体的な対応としましては、本市に転入された方や、市内で転居された方が、本庁と支所の市民係の窓口で手続きに来られた際に、転入・転居された皆様へという文書をお渡しし、本市では、行政情報の伝達やごみステーション、リサイクルステーションの管理についても、自治会を主として運営していることをお伝えしますとともに、その方の該当する自治会と連絡先を御案内申し上げまして、自治会への加入をお願いしております。自治会は、防災の面から見ましても、その活動の基本組織となるものと考えておりますので、今後も自治会長の皆様方と協力しながら、自治会加入のお願いをしてまいりたいと思います。また、未加入者対策につきましては、今後、自治会の在り方検討委員会でも検討していただく内容でございますので、その検討結果も参考にしてみたいと思います。

○23番（東 宏二君） 全く昨日の同僚議員の答えと一緒にございました。運よくですね、夕べうちの自治会の方が2軒入るということで、こういうのを持って来てくれました。これはいい材料をもらったなど、今日はこれは、この問題で市長をぐりっとやろかいというような感じで来ていますが、今、読まれたようにここに書いてあります、全部、言われたことは。私の名前も書いてあって、こういうのを渡しておられます。これはなぜかということですよ、やはり市長がいつも言われる共存・共栄、協働して志のまちづくりをするんだということで、いろいろな、おじゃったもんせクリーン作戦とか、マイロードクリーン作戦とかいろいろなことを我々に押し付けてですよ、してくださいということであるわけでございますが、その時にですよ、やはり未加入の方は出られない。我々加入する者は一生懸命するんですが、ここに不公平が生じてくるんですよ。だから、このことは強制じゃないということと言われるんですが、今ですね、志布志市で、旧町ごとでいいですが、昨日は出てませんでしたので、未加入の数が分かっておれば、ちょっとお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） 自治会の加入率ということでございます。加入率で言いますと、松山で92.6%、志布志で72.9%、有明で76.9%、全体で76.7%というような加入率になっております。ここ数年、この数字については、横ばいの率になっているということでございます。

○23番（東 宏二君） 横ばいということは、何もしてないから横ばいなんですよ。何かすれば

絶対増えていくんですよ。今、未加入の方にですよ、役所から納付書とか、いろいろなものを送付されますよね。そこにですよ、一枚の紙を作って入れて、自治会に加入をしてくださいという呼び掛けをしてくださいよ。何ぼでも入りますよ。1回ただこれをもってですよ、これをもって、来れない、もう忘れてる。もう入らんならもう何も言わんから、入らんでよかだろうというような考えがあると思うんですよ。せつかく郵送で、納付書やいろいろなものを入れて配付されるわけですね、郵便局で。だからその時にですよ、一言、同じプリントを入れてですよ、入れてもらえれば、自治会に加入してくださいと、御協力お願いしますということをうたえばですよ、その辺、増えてくるとは思いますかね。だから、何もしないから横ばいなんです。それはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員がお話のように、市からの文書等の配送の折に、別途な形で自治会加入のお願いというものをすればいいということについては、御指摘のとおりだというふうに思います。今後、そのことについては取り組みたいと思います。

○23番（東 宏二君） ね、いいことを言うでしょう。お金は要らないんですよ、本当に。だから、僕のほかにですね、自治会長をされる方も議場の中におられると思いますが、本当に未加入の方は大変なんです。ごみステーションと書いてあります、ごみステーション、リサイクルステーションとか、本当これも大変なんです。だから入っておられない方は、やはりポイ捨て、違反をして置かれる、夜に置かれるとか。もうそういうことが多いんですよ。だからその辺をですね、やはりごみのないまちを推進している我が市ですよ。あなたの一番力を入れておられることです。これがですよ、やはり未加入の方がですよ、まあ未加入の方ばかりじゃないかもしれませんが、やはりそのことに対してですよ、強制じゃないけど、やはりその努力はしていかないとですよ、いけないと思うんですよ。だからこの中で、パーセントで言われましたが、世帯数じゃ分かりますか、未加入の。パーセントではちょっとびんどこないですがよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21年3月1日現在で、市全体で世帯数が1万5,648世帯ございます。そのうち、加入が1万2,007世帯、未加入が3,641世帯で76.7%ということでございます。

○23番（東 宏二君） 全体が今出ましたが、旧町別は取っておられませんか。取っておられれば教えてください。

○市長（本田修一君） 旧町ごとということでございますので、松山で全世帯数で1,984世帯、加入されてる方が1,838世帯、未加入が146世帯、加入率で92.6%であります。志布志で世帯数で8,499世帯、加入6,198世帯、未加入で2,301世帯で、加入率が72.9%であります。有明で世帯数で5,165世帯、加入世帯が3,971世帯、未加入が1,194世帯で76.9%であります。

○23番（東 宏二君） はい、ありがとうございます。こんだけの未加入ですので、やはり何か対策を取らないといけないということで、もう分かっておられると思います。私が言ったことが一つでもプラスになればと思って助言をしたわけでございまして、そういう形で、いろいろな形

があると思います。その形ですね、やはり加入を促していくのが、行政の仕事ではないかと私は思っているわけでございます。

はい、それならそういうことで、するというところでございましたので、次に移りたいと思います。

[何事か言う者あり]

○23番（東 宏二君） それなら元気を出していきます。

市職員（臨時及びパートの職員を含む。）の中で、自治会未加入者がいないか。また市職員に対して、自治会加入対策はどのようにして、どのようにとらえているのか。なぜこのことを質問するのかと言いますが、地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ということでうたわれております。昨日も出ていました。16人が未加入、14人が市外に住んでおられるということで、同僚議員の質問の中で出ましたが、この対策としては、どのような対策を取られているのかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 昨日も今お話になったような数字というものをお話しまして、職員として、このことについては、本当に襟を正して臨むべき内容じゃないかなという厳しい御指摘をいただいたところでございます。そのことにつきましては、私どもも十分認識しておりまして、自治会が可能である職員というものにつきましては、所属長を通じて加入を促しているというようなことでございます。そして、またアパートや貸家等で居住してまして、自治会加入ができない職員につきましては、別途公民館活動やふるさとづくり委員会のサポートによる地域貢献というものについてお願いをしてくれているところでございます。

○23番（東 宏二君） これもまた、昨日の同僚議員の答えと一緒にございました。職員の未加入と市外は分かっています。16名と14名でございましたかね、間違いないですかね。この中で、係長以上の方が未加入をされているのか。また、市外に住んでおられる14名の方、その性別、男性が何名、女性が何名、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○

午後 4 時 26 分 休憩

午後 4 時 27 分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○23番（東 宏二君） 私の今の質問の中で、臨時職員、パート、これも含んでいます。やはり庁舎に来た時はですね、志布志市の名札を付けられて、一職員として市民は見ます。このことについてですよ、昨日の同僚議員の中ではこれが出なかったんだから、私はこれを聞いているわけですが、この状況はどうか、パート職員、臨時職員を含む中で未加入の方はどのぐらいおられるんですか。把握されておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託、臨時、パート職員につきまして、3月1日現在で297名中、未加入が36名というふうになってまして、市外居住者17名を除いた加入率につきましては、87.1%ということでございます。

○23番（東 宏二君） 私はもう早めにですね、総務課長にこういう質問しますからねということで、昨日も一般質問があつて、急きょ自治会に未加入の方が、職員の中でですね、加入されなかったですか。もうすぐ入れますよ、自治会には。それはなかったですか。それがあれば前向きに考えておられるわけです。一般質問をしてですよ、昨日もされているんですよ。もう今日も私がするというのは分かっていますからね、通告してますから。その中で、もうこれはいかん、はよ自治会に加入せん、これはがらるっどじゃなくてですよ、いけないということで、そういう気持ちになられた方はおられないか、ちょっとお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、総務課の方にそのような形で自治会に加入するというような届け出はないということでございます。

○23番（東 宏二君） もう、どうしてん、こうしてん自治会に入ろごたねというようなことですね。普通の人であれば、私が地方公務員法第30条を読み上げたとおり、職員の方も分かっておられればですよ、うちの自治会に8人おられるんですよ、職員が。市役所職員8人。課長が1人、補佐が3人、係長が1人、普通の職員が残りということであるんですが、みんなですね、一緒に自治会のことでですね、来てくれますよ。もう会計は職員の方が交代交代、会計は。もうそういうことですね、協力ももらっているんですよ。この16人という方ですよ、アパートにおられて、独身者ですか、もう世帯を持っておられるのか。それと、採用される時にですね、職員もですよ、採用時には、市内に居住することということになっているんじゃないですか。14名外におられるということは、まあ結婚されて行かれる方もおられると思います。男性の方も何人か私も、市外に住んでおられるのは知ってます。名前を言うといけませんので言いませんけども、本当にこういうことがあればですよ、私なんか名簿を出していただきたいぐらいですよ。一生懸命、我々も自治会の加入を促進して、少しでもやはり市長の望まれている、調和のとれた志のまちを目指して我々も一生懸命しているのにですよ、職員がこのことですね、やっぱり何かの動きをしていただかないとですよ、これは自治会活動の基本だと思います、職員は。その辺どうですか。

○市長（本田修一君） 正規の職員につきましては、採用時の条件としまして、市内に居住可能な者ということで、原則としまして採用時点では、市内に居住した状態というふうになっております。結婚等の理由によりまして、市外居住をしなければならない場合には、市職員服務規程第20条で、市外通勤承認願を市長の方に、私の方に提出しまして、承認を受けなければならないということございまして、そのようなことで、採用時には全員、市内に居住しているというようなことでございます。

そして、先ほどありましたように、自治会加入をしてないというような職員というのは、現在、アパートとか、貸家とか、そういった所に居住している職員でございまして、自治会加入ができ

ないというようなことで話を聞いているところでございます。

○総務課長（中崎秀博君） 先ほどの内訳でございますが、市外居住者の14名の内訳といたしまして、男が6名、女が8名、そのうち係長以上が4名というふうになっております。その他の16名の内訳ということで、今市長の方からありましたとおり、アパート等に居住をしている方でございますが、男が12名、女が4名、一般職員でございます、全員。16名のうち係長以上はいませんので、全員が一般職ということでございます。

○23番（東 宏二君） 市外の方が、居住が14名ということで、男性6名、係長が4名、いろいろな事情があつてだとは思いますが、このことがいいのか、悪いのか。こう見たときにですよ、まあいいとは言えませんが、まあ仕方ないような気もするわけでございますが、係長以上ですよ、何とかならないものかと思つているわけでございますが。また、未加入の方で、男性10名、女性4名ということで、これは未婚者の方ですかね、全部。未婚者の方ですか、これは。この一般職の男性10名、女性4名、アパートとか貸家に居住されている方はですよ。

○総務課長（中崎秀博君） 14名が既婚者か独身者かというような御質問でございますが、ほとんどが既婚者のようでございます。加入予定者の14名の件ですか。

○23番（東 宏二君） いや、これはもう分かります、結婚されたりとか、居住されているから。この16名の方で。

○総務課長（中崎秀博君） 未加入。

○23番（東 宏二君） そうです。未加入の方。

○総務課長（中崎秀博君） その他の16名の件でございますね。

○23番（東 宏二君） はい。

○総務課長（中崎秀博君） ほとんどが独身者のようでございます。まあ既婚者も一部いらっしゃいますけど、その他のアパート住まいの方々につきましては。

○23番（東 宏二君） 市外に居住の方は、何かの理由があつたということでございますが、これは何とか志布志に住んでいただければという感想でございますが、この16名の中で既婚者もおられるが、大体が一人暮らし、まあ独身者ということでございまして、親元の所でもですよ、自治会に入られて、実家の方でそういう活動をされたりとか、極力協力していただくようお願いを、これはお願いするしかないわけですので、その辺をお願いをしていただくということと、パート、臨時職員でもですよ、やはり面接をされるわけでございまして、その時にですよ、自治会に入っておられますかと、入ってなければどうか自治会に入っただけませんかというお願いをするのも一つの手だと思います。その辺をされているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、昨年6月議会の一般質問においてありまして以来、採用については、自治会加入を原則として、採用しているところでございます。

○23番（東 宏二君） はい、そのようにしてください。先ほど私の同僚議員が言いましたね、

絶対入らんとときは奥の手がありますので、教えますが。はい、絶対入ります。はい、これはまた後でそういうことがあれば聞きに来てください。私が教えてあげます。絶対入ります。

次に、市内の小学校・中学校に勤務されている教職員の中でですね、市内に居住している人数、これはいくらぐらいおられるのか。また、市内に居住して、自治会に加入されて、活動をともにされ、自治会と一緒にですね、活動されている先生方、また職員の方、どのぐらいの率でおられるのか、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の全24校の小・中学校には、3月10日現在で県費、市費を含めて362名の教職員が勤務しております。その中で、市内居住者は177人で約50%、市外居住者が185人、大体同率でございます。市内居住者、市外居住者がですね。また、市内居住者のうち自治会に加入している者は124人で、全体の約70%、加入してない者は53人で、全体の約30%、これは県費、市費を合わせてでございます。義務教育段階の子供たちにとりましては、いわゆる教師の指導力もさることながら、やはり先生は親しみやすく、身近な存在であるということが前提でございますので、親しく接することも教師の資質であるというふうにとらえております。そのような意味から、教師が地域に居住いたしまして、学校ばかりでなく、様々な行事に参加いたしまして、子供たちとより多くのふれあいを持つということは、議員御指摘のとおり、大変大切な教育的な活動だと認識をいたしております。市内居住につきましてはですね、これは教職員個人の方、家族の介護でありますとか、あるいは子供の進学、家族構成、住宅事情等々ございまして難しい点もございまして、今後とも市内居住に極力努めるように働き掛けてまいりたいと、かように考えております。

また、自治会加入につきましては、間もなく新しい教職員も転入してまいる予定でございますので、新任の場合、校長から勧誘して指導するように指導いたしたいと。また、地域の方々からも転入してきた教職員に、自治会加入の働き掛けをどしどししていただければ有り難いと、こういうふうを考えております。

実は、私、昨夜は7時半から校長会を開かなきゃならんことがございましたので、昨日のこの校区内居住の問題がありました。すぐ、まず第一に、今帰ってきたと。実はこの議題が話題になったということで、開口一番、臨時校長会で、これがありましたので、ひとつ職員にきちんと指導してくれということは申しておきました。今後とも教職員の市内居住並びに自治会加入につきましては、積極的に校長・教頭を指導してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） 362人のうち177名が市内におられるということで、大変まあ数的には多いと思うんですが、362人、4割8分ぐらいだと思いますが、昔は、昔のことを言うとまた笑われるかもしれませんが、やはり地域の皆様方とともにして、先生は一つ上のランクで我々も付き合いをさせていただいて、子供のこと、また地域のこと、いろいろなことを御相談申し上げて、酒を酌み交わした経緯もあります。今、時代が変わって、そういう先生が少なくなったということは聞いておりますが、やはり赴任してきた所がふるさとと思わないとですよ、やはりそういう自

治会の加入とか、いろんな中でですね、弊害が起きてくるというような形でおられると思うんですが、この状況で職場結婚されて、やはり志布志に勤務されれば、どこか福山で家を借りて、霧島市の方に通勤とかそういうようなことは聞いてますが、やはり子供の教育のためにはですよ、やはり地元の学校の近くに居住されて、赴任される年月はそこにおられるような形ですよ、まあ指導はしておられるということですが、教頭先生、校長先生で市内に何名居住されておられるのか。24校の中でですよ、校長が24人、教頭も24人おられるわけですが、その辺の割合をちょっと教えていただければと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 管理職につきましては、100%校区内居住であるはずであります。

○23番（東 宏二君） もう一回言ってください。

○教育長（坪田勝秀君） 管理職は、校長・教頭はほとんど、100%校区内居住。

○23番（東 宏二君） 校長・教頭は100%市内におられるということで、大変いいことでございまして、責任者ですので、大変いいことだと思います。今度新しい先生も来られるということでございますので、その辺はやはり、面接とか、いろいろな中で、話の中で居住をしていただくようにですよ、努力をされるということでございました。

今ですね、お土産が来まして、ちょっと聞いてくれんかということでございますので、職員に帰りますが、16名の方で独身と既婚者もおられるということなんですが、アパート、貸家に入居している職員がなぜ自治会に加入ができないのか、その理由はということで、お土産もらったんですが、お答えをお願いできませんでしょうか。

○市長（本田修一君） アパート、貸家につきましては、その地域の自治会の中で加入を認めないという所もあるようでございますが、その中身については、詳しくは調査をしておりません。

○23番（東 宏二君） 今の話の中で、アパート、貸家で入れないと、まあそういう事情があると、自治会の事情もあるということでございます。いろんな事情がある所もあると思いますが、やはりそこはですよ、先ほど言ったように、実家の方に帰って協力するかですよ。

それと、もう一つ教えてください。その16名の中で志布志、有明、松山、分かっておれば志布志が何人、有明が何人、松山が何人、旧町ですね、お願いできますか。分かっておれば。

○総務課長（中崎秀博君） 16名のうちで、旧志布志の出身が11名のようにございます。そのほか松山が1名、残りは有明ということでございます。

○23番（東 宏二君） 志布志が11名、有明が4名、松山が1名ということですね。この数が出まして、今後ですね、やはり先ほど言いましたように、市長の方からも出ましたが、極力自治会活動に対してですね、自治会に加入されて、事情があればその生まれた実家の方で活動をしていただくということでですよ、お願いをしていただければと思っております。今後は未加入者がですよ、職員の未加入者、もちろん職員が入っていないと一般の住民の方には強く言えませんが、ある程度職員の方が理解をしていただいて、やはり住民にですよ、1世帯でも多く自治会加入をして、自治会の一員として活動していただくようにですよ、努力をしていってください。また、我々も自治会長として任命されている以上はですよ、協力していきますので、その辺の取り組み

方の市長のやる気をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日の一般質問、今日の一般質問ということで、自治会加入につきましては、厳しい御指導を頂いたというふうに認識しております。特に、職員につきましては100%を目指すべきだというふうに改めて認識したところでございます。そのような意味合いから、今回の議会が終了いたしましたらすぐ、改めて所属長、そして私自身もその該当する職員に指導ないしはお願いということをしたいというふうに考えます。

○23番（東 宏二君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明12日は、午前中は中学校卒業式のため、午後1時10分から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時50分 延会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成21年3月12日（木曜日）午後1時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鬼塚弘文
立山静幸
鶴迫京子
下平晴行
小園義行
上野直広

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情報管理課長	徳 満 裕 幸
企画政策課長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港湾商工課長	萩 本 昌 一郎	市民環境課長	竹之内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕地林務水産課長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松 山 支 所 長	上 原 登
志布志支所長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗
教育総務課長	上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長	山 口 幸 彦
生涯学習課長	小 辻 一 海		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午後 1 時30分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 一般質問の前に、昨日の木藤議員の質問に対しての答弁の訂正申し出がありましたので、これを許可いたします。

○税務課長（外山文弘君） 申し上げます。昨日の木藤議員の質問の中で、たばこの購入に関する広報の掲載時期に関しまして、1月、2月の広報でと答弁申し上げましたが、12月の広報で掲載し、お願いをしておりました。おわびして訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第 2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第 2、一般質問を行います。

順番に発言を許可をいたします。

27番、鬼塚弘文君の一般質問を許可をいたします。

○27番（鬼塚弘文君） 大変申し訳ありません。のどをつぶしておるものですから、聞き苦しいかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

通告をしておりましたので、通告に従って、御質問申し上げてみたいと思っております。

まず、県道 3 号線の改良についてと通告をさせていただきました。

合併をして旧 3 町、そして鹿児島県を交えて、県道の最優先改良路線が柿ノ木志布志線ということ。このことは行政にかかわる者、私も議会におる者すべて、理解をしておりますけれども、地域地域に住む人にしてみれば、最優先はやはり我が村、我が地域の路線だと思ふことは市民の思いであろうということを理解した上でですね、議論をさせていただきたいと思っております。

昨日、同僚議員の方から、新若浜から飛び出てくる国道とのタッチの部分も、過去から言わせていただきましたが、あれも一時も早くしていただきたい。すべてしていただきたいんです。しかし、そういうわけにはいかんということで行政の苦しみがあると思っておりますが、今日は 3 号線のみに触れさせていただきたいと思っております。

実は、地域から市長の所に要望書が再三にわたって出ておると思うんであります。その部分をちょっと御紹介申し上げながら、市長のお考えを確認をさせていただきたいと思っております。

実は、平成19年12月24日に提出がされている部分が、3号線の一番奥地にある八野地区の歴代の公民館長さん方が、10名の方々の署名をもって市長に提出がされているようであります。そして昨年の3月21日、潤ヶ野校区の公民館長さん、八野・東区の館長さん、そして地元にある出水

中、潤ヶ野小、八野小、たちばな保育所、前川清流会、こういう所からも早期改良をお願いしたいという要望であります。

そして、実は昨日の朝、またこれを出したいということで地元の方が御相談にみえました。率直に申し上げて、市役所に頼んでも駄目だろうと、県の方に直接行きたいということでありましたので、私は止まりました。それはしてほしくないと、やはり順序があると。過去そういうふうに出されている部分が死んでしまうから、それは遠慮していただきたいということで預かって来ました。これを整理して、地元にも私は3名の議員がおりますので、3名と御相談申し上げて、これを精査していきたいということでありますが、こういうことなんです。

それで、例えば一番最初に出されたこの内容をちょっと読ませていただきますけれども、市当局におかれては、新生志布志市が誕生し、かなり多くの政策課題に対し尽力いただいていることに感謝申し上げます。さて、私どもの地域からは、平成16年2月17日に須賀知事、慶田町長に対し、八野・潤ヶ野地区の署名をもって、県道3号の全面改良を要望してきました。大隅土木事務所長に対しても、現地の視察まで既に済ませてあるところであります。なお、当路線の沿線には、保育所、潤ヶ野小学校、八野小学校、出水中学校、10か所の畜産基地、広大な畑かん、3号線の改良を日々待っておる状況であります。また、国・県・市政においても財政的に大変厳しい状況とは承知しているところでありますが、国際的な港を持つ志布志市の広域行政を目指す本田市長に対し、八野校区の校区民の願いとして、志布志港からの背骨、背骨に当たる当地域の生命線あります。よって、初代市長として伊藤祐一郎知事に対し、政治的な判断の上、特段の配慮を賜りますよう役員一同、署名をもって御要望を申し上げます。

こういうふうにして、地域の思いが市長の所に伝わっているわけではありますが、これに対して、市長の思い、今までの政治活動の一端をひとつお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 鬼塚議員の御質問にお答えいたします。

県道3号線の改良につきましては、地元からの要望が平成19年12月に、八野校区県道3号線早期改良実行委員会よりなされております。また、20年3月には、八野校区公民館長ほか7名の関係者より要望書が、市長と直接県の方に提出されております。私も、県道3号線の実情については、直接地元の方から話を伺ったり、現地の調査もいたしております。要望書も直接受け取り、地元の方には市の考えもお話したところであります。

志布志地区東部、潤ヶ野、八野校区の道路の整備については、現在、県において今別府串間線の立花迫工区、市では同地区への道路整備網強化として、市道弓場ヶ尾佐野原線を合併後に国庫補助事業で整備・促進しております。県への要望活動については、曾於地区土木協会にて平成20年11月に、土木事業に関する要望説明会にて、県土木部次長ほか県庁関係課長へ直接要望しております。また、平成20年10月には、平成21年度県単道路整備（改良）事業要望にて、福島渡、八郎ヶ野工区の局部改良について要望を行っております。

○27番（鬼塚弘文君） 努力をしておられるということでありますが、今回の施政方針を見ても、それぞれアクセスの関係が示されておりますが、これを見てもみますとですね、先ほど

申し上げましたが、市としての最優先道路として位置付けている柿ノ木志布志線、これには今回かなり大型の予算が付いたようであります。森山先生からも私どもの方にもお示しがありまして、非常に喜んでおります。こうして読んでみますと、3号線というのが出てないんですね。それで、前の前の施政方針をずっと見てみました。19年度の市政方針を見てみましても、現在進めているうんぬんということで、3号線は載ってない。そして20年度、20年度を見てみましても、県道の整備については最優先の柿ノ木志布志線をはじめということで、3号線というの示されてないわけですね。今回も載ってない。ということは、私は、この施政方針というのは市民の要望に対して、行政としてできること、できないことであろうが、やろうという意思があれば、ここに書面でですね、やはり顔を出すべきじゃないかというふうに思っています。立花迫地区というのが入ってますので、3号線かなと思って担当の職員に確認してみましたら、違うと。部分的には含まれているかもしれないが、今別府串間線とダブってますよね。あの地域を示しているんだと。まあ分かんじじゃないんですよ。それではですね、要望をお出しになられた方々は、私は理解を示してもらえないんじゃないかと思うんです。やはり、そこら辺りをしっかりと整理をしていただきたいというふうに思うんです。

さらに、建設課の幹部の方々の御意見を聞きますと、市長も過去そうして言うてこられました。優先路線があったり港とのアクセスがあったり、いろんな問題が山積しておりますので、あれもこれも、あれもこれもというのは市民の要望であります。すべてをこなすことは不可能かもしれませんが、私も過去から、この3号線においては全面的な改良、このことを御要望してきた経緯があります。なぜならば、局部で虫食い状態にずっとやられておるわけですね。佐野原地区、そして出水中学校のあの下の一带、そして八郎ヶ野の一带。もう串間からは高速道路みたいになってますね。よって、虫食い状態になっているから、やはり全面的な改良の絵が欲しいと。そういう姿勢がないと駄目だということが特に奥地にいる八野の方々の思いでした。しかし、それは待っても、もう言い出して何年たつでしょうか。慶田町長も前回、一生懸命こういうふうに対応していただきましたが、しかし不可能。であるとすれば、方向を変えてですね、今御答弁いただきましたが、局部。局部ということになると可能じゃないかということ。建設課の幹部の方が言われますけれども、局部となればですよ、例えば今の福島渡、出水中学校の下、軽トラックが離合できないんですから、部分的に。そこ辺りはですね、まあそこは言いませんよ。そういう部分的に局部を用地交渉が可能な所であれば、100mでも200mでも、そこに手を掛けられるんじゃないかという気がいたしますが、市長、どうですか。

○議長（谷口松生君） 八久保議員、着席です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の県道の道路改良につきましては、重点路線の都城志布志道路や地域密着型路線としまして、柿ノ木志布志線、塗木大隅線、今別府串間線の3地区で事業を行っているということでございます。

合併後の市が考える重点地区といたしまして、柿ノ木志布志線を優先順位の高い地位で、これ

を整備をお願いしているところでございますが、その成果としまして、今お話がありましたように平成20年度より、より事業費が増となる可能性があります交付金事業への移管がなされ、そして、そのような措置が執られてきているところでございます。

このように県では、地域密着型事業につきましても市町村の意見をより反映させ、地域重点施策事業として地域発展に資する施策を平成21年度より展開されるということでございます。

市では、現在実施している事業の早期完成というのが基でございますが、そのことは当然としまして、今後1.5車線への整備への切り替えというのも含めまして、より早く整備がされるようなものに一步踏み込んだ形の要望もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、そういう切り替えが、地元も今日、両館長さんとも話してみましたが、もう無理だと。そんなにできんことをなんぼ言ってもだめだから、まずあそこだけはしてほしいと。部分的にありますね、今おっしゃったようなことで、その1.5車線ですか、今まで要望を出された地域住民に対しての市長のメッセージですから、やると、部分的にやるといことのお答えをもらえば終わります、これは。

○市長（本田修一君） 先程から答弁しますように、全面改良という形の事業実施というものについては、優先順位がございまして、なかなか時間がかかるというようなことでございます。お話がありますように、極めて危険性が高いと。そしてまた、地域の方々が切望されている路線の中でも、その部分的な改良が望まれている所があるということについては十分認識しておりますので、そのことを県に伝え、その部分だけでも早期に改良ができるような形の要望をしていきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） どうかそういうことで、ひとつ頑張ってくださいたいというふうに思います。

学校が三つあって、やがての日にどうなるかという心配を地域は抱えています。恥ずかしいながら携帯も入らないということで、今回措置をしていただきました。そういう地域でありますので、どうかですね、こういう地域の皆さん方の御要望にこたえられる部分で結構でございますので、お願いを申し上げておきたいと思えます。

次に、新若浜のスポーツランドについてということで通告をさせていただきましたが、今月の28日に新若浜の国際ターミナルの供用式典の御案内が私どもに来ておるところであります。国土交通省九州地方整備局長、伊藤知事、こういう方々の名前で御案内が来ております。いわゆるこれにかかわりを持った方々、非常に喜ばれておられるし、また私ども行政にかかわる者も、あよかったなあとっておることは事実であります。

一方、市民も全くこのような同様の喜びを感じてもらえればいいんでしょうけれども、決して市民はそこまではないです。なぜなれば、昨日もあったように、県の管轄なんでしょうけれども、できた後は草ぼうぼう、どうすることもできないと。残ったのは、車戦争、粉じん戦争、道路の傷み、こういうことで一方が開発されると、そっちが残ってしまうわけですね。そういうことがないようにということで、あの一帯を緑地化していく部分を何パーセントかつくるんだよという

ことで、検討委員会もありました。議会からは副議長が参加をされて、かなり厳しい発言もされておられたようです。

そういうことで、今回の施政方針にもこのことでその一部分なんでしょうが、書かれておるようであります。例えば8ページに書かれておりますが、「隣接する新若浜の緑地につきましても、鹿児島県が事業主体で平成20年度から「みなと振興交付金事業」による整備を実施していただいておりますので、できるだけ早く市民が憩いやスポーツの場として利用できるように整備していただきますよう働き掛けていきます」というふうに示しておられますが、私がここで確認しておきたいのは、いつのころに市民が憩ったり、スポーツができるランドが完成するのか。そのことをですね、私どもは聞いているんですよ、検討委員会で、大体いつごろだって。私が思うところ、かなりずれているような気がするんです。だから、通告をさせていただきました。分かっている範囲でお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新若浜緑地につきましては、平成18年12月から自治会やNPO、PTA、各種スポーツ団体等の代表者が集まっておきまして、ワークショップを4回、そして高等専門学校の教授をはじめとした有識者、体育協会、公民会、地元企業等のメンバーで構成しました新若浜緑地整備検討委員会を平成19年4月に設置しまして、3回にわたり協議を行っていただきまして、さらにみなと振興交付金事業が認定になってから、庁内職員による検討委員会を平成20年7月に設置いたしまして、県との協議を進めてきたところであります。

このように、たくさんの方々の協力をいただきながら夢のあるすばらしい緑地の整備計画が出来上がったところであります。

事業の進捗状況としましては、昨年の12月に用地造成と園路等の工事に着手したところであります。来年度以降、芝生、樹木等の植栽を進めるということとしておりますが、県の方でも早期に供用開始ができるよう努めたいとしておりますので、国の予算が着実に付くよう、県と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えます。

供用開始の時期につきましては、早くても平成22年度以降というふうになると思われませんが、国の予算の付き方によりますので、いついつということははっきり申し上げられないところでございますが、早めに市民の方々が親しみ、そしてふれあいができる多目的スポーツゾーンの開設をお願いしたいというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 港湾商工課長、かなり遅れてますでしょう、当初の状況からすると。実はですね、市長、検討ですよ。こういうふうにして資料をいっぱい持って来ました。その中から一番分かりやすいようなやつをちょっと拾ってきましたけれども、その1号用地が、今回28日にあるここですよ。市長、これでしょう、ターミナル。これが、28日に一部供用。そうでない手前の部分を、先程申し上げましたが、言っておりますけれども、そこに、私どもに示されたやつは、これですよ、サッカーゾーン。こういうやつで、まあこういうことなんです。こういうことで、ここに金が幾らかかるという積算もここに示されております。かなり副議長が厳しく言

われましたよ。めちゃくちゃ金をかけて、後の管理ができないようじゃ駄目だと。管理はだれがするかといったような話で議論がありまして、まあ検討ですから、それを持ち上げて実施していくんだといったようなことで、緑地もろもろだけでも約20億円ぐらいかかるような予算ですよ。その中に、先程申し上げましたように、市民にかなり迷惑を掛けるから、憩ったり、市民が憩える場所、スポーツゾーンを造っていくんだといったようなことで、お願いしました。そういうことで、じゃあいつごろになるかということでありましたが、それは来春あたりには着工できるといったような話があったわけでありまして。今の市長の話聞いてみると、1年か2年先に遅れてしまうと。そうすると、スポーツランドのこの計画についてですね、申し訳ありませんが、副議長の方で、この計画の内容はこれでいいということをおっしゃられた。これに対して県の方が何と言ったか。この緑地ゾーン、スポーツゾーンは、この資料のとおり了承されたから、今後、この計画に基づいて基本計画を進めてまいりますということで、私が、後々に間違いないんですか、早めにしていただきたい。もう港に何が、船が集まろうと何がしようが一般市民は、そこは直接的に影響は特別受けないんだと。それよりも、交通戦争、交通ラッシュ、これが怖いんだと。よって、それをいやすための緑地ですから、これはですね、市長、あなたの政治力ですよ。元の若浜の時もそうでした。草ぼうぼうだったでしょう。あれと併せてですね、今度、新若浜ができて、やれやれと私どもは言ってきましたよ。そのことを並行してですね、一時も遅れないように、できたら前倒しですね、できるぐらいのものでないと、これは地域はたまったもんじゃないと、こう思ってます。この程度しか今日は議論できませんけれども、市長のですね、思いを今ひとつ、語っててくださいよ。スポーツをする団体、そしてグラウンドゴルフの多くの人たちも待っています。今の話でいくと二、三年先じゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このみなと振興交付金事業によります新若浜の周辺部の緑地整備につきましては、平成20年から24年の5か年の計画になっているというようなことでございまして、その中で私どもは、多目的ゾーンについては、なるべく早く整備をしてほしい。そして、その整備に合わせて私どもは使用させていただきたいというような要望を重ねてきているところでございます。

現在のところ、そのようなことの要望は私どもは申し述べておりますので、県の方につきましては理解していただいているというようなふうには思うところでございますが、年度内での整備というようなことで今順調に私ども自身は、総体の整備は進んでいるんじゃないかなというふうには理解しているところでございます。昨日もお話がありましたように、現在、夏のサッカーフェスティバルで81チームが来られて、現在の志布志の総合グラウンド周辺のグラウンドだけでは足りない状況になってきて、他地区のグラウンドを借りている状況でございまして。それをできるだけ早く地元ですべてのチームが競技できるようなグラウンド整備というものはしたいと、このような状況なんですよということもお話をしておりますので、そのことについても十分理解していただきまして、早期な整備がしていただけるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとも、昨日の先輩議員の議論じゃありませんけれども、緑地にある草一本すら手の届かないような部分があります、一方では。よって、金の伴うことでありましょうが、あれほど、うん百億円という金を投じてですね、やっていく港でありますから、その周辺一帯の市民感情にしっかりとこたえていただくにはですね、よっぽど奥歯をかんで、県の方に強い要望をしてもらわないと、市民はたまったもんじゃないということでもありますので、強く要望しておきたいと思います。

次に行きます。

過疎地域自立促進計画ということで通告をさせていただきました。

その中の一つに、総合観光案内所の設置についてということでございますが、施政方針にもお示しをされております。「具体的な取り組みとして、JR志布志駅に総合観光案内所を設置し、観光案内や情報提供による観光客の利便性向上のみならず、「うんぬんということで最後の締めくくりに、「市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高めてまいります」というふうに市民に訴えられておるわけではありますが、内容をですね、今ひとつ、先の議案上程の折にもあったような気がしますけれども、内容を、どういう内容なのか、どういう効果を求めているのか、そのことをひとつ示していただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合観光案内事業につきましては、JR志布志駅の一部を市が借り受けまして、総合観光案内所を設置することによりまして、観光客の利便性の向上と更なる観光客の増加を図るとともに、市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高めることを目的としております。

また、九州唯一の中核国際港湾である志布志港を持つ志布志市としまして、外国人観光客の受け入れ態勢の整備や駅周辺を中心とした市街地の活性化にも寄与するものと考えております。

具体的には、観光案内や情報提供による観光客の利便性向上のみならず、観光情報の発信や特産品の紹介、観光ガイドを活用しました歴史散策、地域やJRと連携しました駅前イベントの実施、市内各事業所から募集を募りまして、簡易な観光案内の機能を持った「まちかど案内所」の設置、駅周辺の景観整備等を考えております。

○27番（鬼塚弘文君） なるほど、そういうことだろうと思います。そこで、JRと話がついて、そういうふうにしていくんだと。この前の議論でもありましたが、多少、外国語でも話せるような人がいないといかんのじゃないかといったようなこと等々もありましたが、そこら辺りは、しっかりと対応していただきたい。ただ、私がここで問うておきたいのがあるんです。それは、合併して、さんふらわあ問題がありました。これは市民ぐるみで命懸けでやりました。何とか船社の方も御理解していただいて、今があるようであります。そして油問題が出てきました。これに対しても、行政として知恵を出しました。議会も、それにゴーサインを出しました。そして、ついこの前、アピアが大変だということで、これは旧志布志町時代から私どもは、本当胃の痛い話でありましたが、これの救済策でしょうか、あの一帯の商工振興の核である場所にシャッターを下ろしてはいかんとといったようなことで、オラレの導入がありました。特別委員会もありまして、

かなり厳しい議論が展開されました。結局は、我々議会に対して厳しい政治判断を当局は求めてこられたわけです。結果として、議会も我が市の商工観光の核に位置する場所であろうということで、その政策に対してゴーを出しました。執行部におかれてもですね、この議会の意味を相当根強い、根気強い頑張りです、これを成し上げてもらわないと困るのであります。これは、すべからず33名の議員の方が思っておられることだろうと思います。

よって、私は過去も申し上げてきましたが、本庁舎が今ここにあります。今回、観光案内所を駅の跡地にとということで、それで事が済むわけでもない。商業、観光、水産、港湾、こういう行政の窓口を本庁に置かずに、商工、観光、水産のにおう志布志支所に置くべきじゃないか、移すべきじゃないかということ私は申し上げてきました。昨日も同僚議員から、その発言が出ました。合併してわずか3年しかまだたっておりませんので、市民の声として本庁舎そのものを変えた方がいいんじゃないかという意見もありますが、いかんせん大きな問題でありますから、そこに今ひとつ手を付けるには難しいでしょうが、少なくともですね、議会もそれほど厳しい判断をした、市民の声もある、あの一带に商工、観光、港、においはぶんぶんする。その位置に行政の窓口を移していただきたいという思いがあるんですよ。言葉にあるじゃないですか、天の時、地の利、人の和と。今、天がそれを言っているような気がします。そして、地の利もそのとおりです。人の和、議会も認めておるわけですよ。よって、天の時、地の利、人の和、このことが私は、今市長が判断する大きな政治的な決断、これを求められているような気がいたします。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員から昨年12月議会でも御質問があったということでございまして、市民等の利便性が図られるような体制というものについては、検討を重ねてきたところでございます。その結果、港の誘致企業の方々、そして市民の方々が、港のこと、その他のことについて相談に行く部署としまして、昨年の4月から志布志支所の地域振興課長を港湾担当というふうに位置付けて配置しまして、港湾関係者等の窓口となって、本庁と連携しながらスムーズな事務執行に努められるようにしてきたところでございます。

しかしながら、昨年の実績としまして、直接支所の方に来庁されたという方は、港湾振興協議会の会費納入の方がございましたが、特段、別に相談というような形、要望というような形の来庁はなかったということでございます。

今回、また改めて議員の方から御提案というようなことでございますが、観光の窓口ということで志布志駅の方に、その機能を発揮する観光案内所を設置するというようなことでございます。そちらの方の観光案内所につきましては、現在1名の臨時職員の対応というものを考えているところでございますが、その者だけでは手不足じゃなからうかなということで、担当の港湾の職員が、その体制が不足にならない形で、そちらの方に出向いて行って執務をするというような形を今考えているところでございまして、従前に比べまして、かなりそのような形で皆様方の御要望に少しでも近づいてきているんだなというふうには感じているところでございます。

そのようなことで、また21年度の取り組みを見ていただきながら、もし皆さん方の方で、まだまだ手薄だというような御意見がございましたら、その後また検討させていただければというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） そうかなあと思っておりますが、市長が自分で今度開いていくと、向こうからそういう要望がないからやらないんだということじゃなくしてですよ、私どもが一番思うのは、あなたの施政方針でも出てるじゃないですか、三つの力。海の恵み、大地の力、人のエネルギーだったですかね、私は本当そうだろうと思います。であるとすれば、例えばですよ、旧志布志町の私どもに、有明町の何百町歩というお茶の精神が分かるかというのと、分かりません。それと一緒にないでしょうか。だから、そういうスペシャリストを置くとかですね、この前、一人不足するから担当課の職員が足を運ぶという話もありましたが、そんな甘いもんじゃ私は駄目だと思います。やはり中に入り込んで、入り込んで窓口を、港湾担当課を志布志の支所に移したって、どうってことないでしょう。何か困ることがありますか。政治的な政策集団は、市長のおられる本庁でないと、これはいけません。しかし、住民においては、そんなことは関係ないんですよ。それは行政を預かる者が判断をし、努力をする必要がある。だから、漁協の皆さんも、商工会の皆さんも、多くの方々がやはりここに来るよりもあそこへ行きたいと、あればいいのになあという声はいっぱいある。しかし、向こうに今来てないじゃないかとおっしゃるけれども、ここにあるって分かってるから向こうに行かんわけですがね。もし、あなたが変わると。今回あったじゃないですか、全協でもかなり議論が激しかった。それと併せてですね、港湾商工課を向こうに直すと、あなたの一口で決まるわけですから。それを市民に、港湾商工課は志布志支所に直しましたよと、御用の方は志布志支所に飛んでいってくださいと、そして案内所もできましたよと、お釈迦まつりも盛大にやりましょうという気運がそこから起きるんじゃないでしょうか。向こうに一人おるからいいと、行くはずがないですよ。市民の思いというのは、本庁舎が有明の旧役場に行ったから、すべてあそこだと思ってるんです。それを解消してあげるのが市長の私は仕事だろうと思います。港湾商工課の課長は、言葉には言わないかもしれませんが、港湾商工課の職員の方に私聞いてみましたよ。本当に直った方がいいと、その方が市民は分かりやすいと。それはそうですよ。ここで、こういう非常に気持ちのいい田園地帯であります。たまには船の汽笛が聞こえてきたり、お店の売り出しの車が走ったり、そうする所で商工・観光は語るべき、そうと思いますが、考えは全然変わりませんか。努力をしてみようと、21年はこれで走ってみたいと、一歩も前進できませんか。ずうっと私は言ってきましたが、本庁舎は私は言えない、今は。しかし、このぐらいはですね、例えば本庁舎が志布志にあったとしますよ、私が有明の人間だったら、農政関係だけは有明の支所に直してくれと私は言いますよ、需要が違うんだから。だから昨日でしたか、同僚の元松山の町長である上村議員が言われたじゃないですか、分庁方式も考えていいんじゃないかと。市民がそれを求めるのであれば、その努力はですね、天の時ですよ、地の利ですよ。そして、議会と当局がしっかり和を組んでいけばいいんじゃないでしょうか。間違ってますか、再度お考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程、21年度の組織の体制につきまして、少しお話したところでございますが、私どもは、たびたび皆様方から港湾商工について、何らかの行政の組織の一部をそのような形で配慮してほしいというような御意見を賜った中で、現在できる範囲内で取り組もうというふうにしてきているところでございます。

実際、志布志市になって、港湾振興というものに取り組もうとしたときに、本当に今振り返ってみれば、18年10月にさんふらわあの問題がぼっ発したというようなことでございまして、その時に直ちに私どもは、航路存続の協議会を立ち上げたということでございます。そしてその後、県の方でも存続協議会が立ち上がってきたというようなことで、港湾の方々におかれましても、十分この本庁に担当の課がある、担当の部があるということについては、御認識していただいた上で一緒にやって取り組んできて、そしてその成果を得た経緯がございます。その後、今お話がありましたように、ダグリの指定管理者の問題とか、あるいはアピアの経営再建の問題とか、あるいは市内で行われる大きなイベントの更なる発展をさせるための取り組みとか、そのような大きな課題というものは担当の方で抱えながら、そのことの事業の執務につきまして懸命に取り組んできたところでございます。その中で、その都度その都度、私と協議を重ねながら、そのことについて解決をしてきたというようなことでございまして、私自身は、やはり直接担当する課が、この本庁にあってよかったなというようなふうには実感はしているところでございます。先程もお話しましたように、まだ今から執ろうとしている組織体制についても、まだまだこういった形で対応が不足していると、まだまだ私どもの要望が十分満たされてないよというような御意見を賜るといふことになれば、そのことにつきましては十分解消されるような執務をいたしまして、市民とともに歩む、そして市民とともに市政が運営できるような体制づくりというものを心掛けてやっていきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） 一步も変わっていないようでありますね。後は本人の努力、足で一生懸命その思いを訴えていただきたい。よって、議会もそれほどの大きな判断を強いられたわけでありますので、決して後退するようなことはあっちゃならん。行政側の都合だけではないと思えますけれども、港湾関係者の方々、来るはずですよ。一般市民においては、非常に重い、足が。それをもう少し奥に入ってですね、考えていただきたいなということを御要望しておきたいと。駅舎跡に観光案内所ができたからといって、商工振興、観光振興が、すべからず行政として市民が満足できるもんじゃないということを申し添えておきたいと思えます。

次に、定住促進対策事業でございます。

これも森山地区に宅地造成でしょうか、これをやるということで施政方針に示されました。森山地区の定住促進住宅用地の分譲をやっていくんだということですが、以前から、あの地域の人たちが一生懸命このむらづくり等々をやったり、私ども同僚議員がいたりして、あの地域にということで声が非常に高まってきておりました。この内容、この前も議案上程でこれはありましたけれども、内容を今ひとつお示してください。場所、内容。予算は分かっています。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定住促進対策事業、森山地区の内容についてでございますが、議員、今お話がありましたように、森山地区のふるさとづくり委員会等から、長年にわたって要望があったものでございまして、森山地区内に分譲地を造成し、定住人口の増加を図ろうというものでございます。

志布志地区にある畜産指導センターの敷地内の空き地に、宅地3区画を整備・分譲するものでございます。

整備内容としましては、土地の造成、取り付け道路の簡易舗装、側溝の整備、畜産指導センターを仕切るためのフェンス工事というものを予定しております。また、併せて土地の分筆登記も行う予定でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 今お示しがあった3区画ですね、畜産指導センターのあの地域に3区画をやると。以前からの地域からの要望案件であったということですが、私が問いたいのは、これを場内で総合調整をして、この実施をやろうとしておられるのか、どうなんですか。例えば今、坪田先生の教育委員会では、学校の規模・配置の在り方検討委員会なるものがあります。今日も午前中、中学校の卒業式でありましたけれども、出水中に私どもは行きましたが、10名の卒業生でした。全校生徒がもう20名を割ってしまいます。そういう状況の学校があったり、田之浦中学校はどうなんでしょうか。小学校においてもそういう状況がありますが、そういう検討委員会を一方ではしておられる。そして道路行政、水道局、もろもろ政策があろうと思うんですが、そこら辺りとのすり合わせはなされた上での今回の案なのか、それを確認をさせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、今ほど申しましたように、長年にわたりまして地域からの要望があって取り組もうとするものでございます。当初、この地域に農業の後継者がおられるということで、その後継者の方々が、農地がなかなか取得し難いというようなことがございまして、この地域に定住した形で、そしてまた、その方々が地域づくりにも全面的に参加していただける、そういった環境というものをつくるために、さまざまな候補地を長年かかって選定してきたという経緯がございます。そのような流れの中で、今回御提案するというところでございますので、関係部署とも十分協議をしながら、この地の御提案をするというようなことになったところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） ああ、そうですか。いや、私はてっきりですね、この農業後継者もひっくるめてですよ、そういうことも踏まえた上での宅地化かなと思っておりましたが、そうであるとなれば、この前の提案では、こうじゃなかったでしょうか。まず3区画を造ってみて、そして後々に、これを広げていくんだというお話じゃなかったでしょうか。そうであるとなれば、例えば、この地域にそういうことを実施されようとするのであれば、この一帯をこういうふう考えているんだといったようなものもあっていいんじゃないかと。ただ、農業の後継者が、あの付近に家がないからといったようなことで、ここに造ったんだと。

昨日、実は同僚議員の方からもありましたね、松山の住宅政策、これは私は初めて知りました

けれども、民間で住宅をやるという人がいないから、行政が立派な、どこにもないような住宅を造って、松山に住みたいという政策をやってきたんだと、歴代の町長がずっとやってきたと。だから、松山は地域地域にうまく均衡よく人が住んで、学校も特別ちっちゃい所もないというまちづくりですよ。旧志布志町は、そうじゃない。やはりどうしても一極集中で、街の方に農村部の人も出てしまって、農村地域がじいちゃん、ばあちゃんだけになっちゃって、学校そのものが危ういという状況に冒されているわけです。そうすると当然、志布志の市街地は民間活力で住宅政策は何とかいくんじゃないかと。ところが、農村に行くと、どうしても行政の政策の住宅でないといかんと。ただ、今おっしゃったようなそういうことですね、あそこに二、三戸、ここに四、五戸、こんなもんでいいんだろうかなと私は思います。なぜなれば、みんな言ってますよね、例えば、ここの市役所にも当地域から立派な職員の方が頑張っておられますが、やっぱりなあち、わけしは学校を引っ掛けっくつであなあち、あの地域に住めば、あん学校に出さんないかんと。それで、何か妙な壁ができてしまったと。これは現実ですよ。だから、そういうことも併せてですね、もう少し大きな思いの中で、松山町じゃありませんけれども、そういう中をですね、やっていただきたいと。なぜなれば、潤ヶ野、八野、森山、田之浦、四浦、五つあります。志布志の先人は、五つの地域に五つ小学校を造ってくれました。中学校は二つ、前川地域と後ろ。保育園もあります。ところが、私はもう議員になって20年からはなりますけれども、私どもの先輩の方が、その当時は潤ヶ野も八野も百四、五十名、生徒がいたんだそうですよ。出水中学校の学校の敷地をあっちに直そうか、こっちに直そうかと2校区で綱引きがあつたんだそうです。その当時、出水中学校のそばにおられる議員さんが、「ばかなこつ言うちよつが」と、「10年先は、おいが教育委員会からもらった資料では、子供はおらんごつならよ」と、「いけんもできんとやじ、どっか森山はい、丘を切り広げ、あそこに学校を直して、マイクロバスで子供を集むればよかとやがね」と、その方がおっしゃった。ところが、地域の方は、「おじさん、そういうふうなこつ言うと、次の選挙にはひっちゃうっど」と、落選されたそうです。しかし、どうでしょうか、現実には。本当に先を読んでおられたと思います。だから、教育界の鹿児島県のプリンスがここにおるじゃないですか。そういう面から見ると、私は、こういう住宅政策も教育、福祉、こういうもろもろと本当に汗をかいてですね、やがてはこうしていこうなど。もう松山、志布志の壁はなくなったわけですから、あの一帯が一つの、港だけじゃない、街部だけじゃない、志布志の農村地域も、あの松山のすばらしい住宅環境も入れて、一つの農村型の大きなゾーンをつくっていくんだといったような思いで、こういう政策を出してほしいなということを思うことであります。その証拠に、私これを持っていますが、何か意見がありますか。この実施計画、これを見ておれば、森山地区の住宅政策に21年度600万円、22年、23年はゼロ、ゼロ。だれが見ても、いや、これは後で考えるんですよと言われても、これを見る限り、こけ三つ造っちょけばよかとやがと、いうようなことにしか思えないんです。本当にそういう大型のものを考えるとすればですね、そういう考えはないかということをお聞きしておりますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在3戸、この地に分譲地として3戸分を造成するというような計画で御提案するところですが、先程お話ししましたように、この地の選定にあたりましては、長年かかりまして、適地を探してきたところでもございました。その中で、農地というものも対象地として考え、その農地の転用も含めた形の分譲地造成ということも取り組んできたところでもございますが、御承知のとおり農地の宅地転用については、かなり条件的に厳しい状況があったということでもございまして、結果的には。

(鬼塚議員「もうそこは分かっているから、遠回りをしないで」と言う)

はい。現在3戸だけでもございますので、農地の転用が可能だとするならば、現在3戸以上宅地がある所に隣接する農地は、転用が可能だということもございまして、今後この地区で、また改めてそのような形で分譲地が必要ということになれば、現在進める内容でその後の計画が成り立ってくるというようなふうを考えて、現在御提案しているところでもございます。

○27番(鬼塚弘文君) ということは、今回のやつは、もう単発、そういう総合的に考えた中の一部分ではないということでも取っていいですか。

○市長(本田修一君) 今申しましたように、宅地への転用ということ考えたときに、農地の転用は、なかなか難しかったと。それで、転用する際に、3戸以上の宅地があれば転用は可能というようなことも前提にしまして、今回、この地に3戸の分譲地を設けまして、今後の計画の基にしようというふうにと考えているところでもございます。

○27番(鬼塚弘文君) じゃあ、市長、聞きますが、八野にも、こういうふうにして二、三戸造っていただきたいという問題が出てくれば、やりますか。学校存続にかかってますからね、八野は。

○市長(本田修一君) 現在のところ、まだ八野地区については、検討してきてない状況でもございますので、教育委員会等も含めまして、このことについては検討していきたいというふうに思っています。

○27番(鬼塚弘文君) 前、私は田之浦の議論をしたことがありました。田之浦の元の校長住宅でしょうか、教頭住宅でしょうか、空き家になって、そこに今、田之浦小学校に子供を通わせている若い御夫婦がおられます。もうボロボロになっている。下が空いているから下を借りたいということで、志布志支所の担当の方々が一生懸命走ってくれました。ここの有明出身の職員でしたよ、必死でしたよ。そして見たところ、がけ地、がけ下、がけ上、危険住宅だと。だから、ここにはもう住むこともできない、売ることもできない。ということは、そこを出て行くんですよ。聞いてみると、何か志布志の小学校近くに直るみたい。そういうことがいっぱい出て来るんですよ。だから、私は問うてるんです。大きなまちの絵をかいていただきたい。すべて、すべからず私の母校、八野小学校は、もう本当地元は1名ですよ。みんな学校の灯が消えてほしくないと思っていることは事実。じゃあ、どげんすつとよと。役所が、本当にその学校を存続させようというのであれば、やってもらわにゃいかん。住宅政策、交通アクセスの問題、ショッピングの問題、緊急医療の問題、いっぱいあるじゃないですか。そういうことをあっちもこっちも全部やってい

ってもらわにゃいかんわけですよ。できたらいいんです。できないでしょう。いつの時期にか、何か大きな政策を打ち出してもらわないと、だから、あなたの思いをしっかりと示していただきたいということを私は聞いているんです。だから、3戸出てきたが、600万円、来年も再来年もひとつも組んでない。ああやっぱりここも一時的な思いで、地域んしが出っ来ちよつたで造っとけというぐらいのもんかなと。企画政策課長も非常に企画マンですけども、そこら辺りはどうですか、企画政策課長。そこら辺りは、市長とよくお話を詰めておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この分譲地につきましては、先程来お話をしますように、3区画を今回分譲するというようなことの御提案でございまして、将来的には、この隣接する農地にまた広げていければというふうに考えているところでございます。

お話がありますように、それでは他の地区についてはどうするかということにつきましても、私どもは、現在この森山地区のことが長年の懸案事項であったというようなことから、様々な分譲の可能性のある土地の選定について取り組んできまして、現在このような形になったということでございますので、全体の計画というものにつきましては、別途、協議をさせていただきます、また御提案をさせていただければというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） 元気がなくなりましたが、消防行政について確認をさせていただきます。

さきの12月議会で私はこの議論をさせていただきましたが、全協の中で報告を受けました。この時に私が最も思ったのは、今の消防長は、私どもの市役所の幹部職員であります。なぜ、あの方が消防長に行かれたのかなと、市長と前、語る機会がありましたが、市長は、こう言われた。「広域合併が来るから、彼でないと駄目だ」と言われました。本当に仮屋消防長はお仕事をなさってますね。答えを出されました。末吉の方から聞きましたが、岩川の本部が八合原に直るということ、末吉町はレスポンスがかなり条件が悪くなるということで非常に怒ってたと。それを仮屋消防長は、しっかりと向こうに分駐隊、こっちでは通山の南部署が海拔0mじゃないかと。これを上に上げてくれと言うと、つい大崎町が薄くなるということで、大崎町にも分駐隊をつくるということでお示しをなさって、職員の増の関係も議会に全協でお示しがありました。本当立派にこなしておられるなということを感じることであります。

それで私は、昨年12月8日の私の質問に対して市長の答弁として、大崎町に分駐所については、本署と、これは南部署のことだそうですが、本署と離れすぎても本署の機能に支障を来す。逆に、近づきすぎても機能は薄らぐ。このことを総体的に判断しながら、本署から、大崎に分駐所のことですよ、本署から10km、移動、約10分以内外が最も機能すると思われる。これは市長の答弁ですね、そうだと思います。さらに、大崎町に分駐所ができることにより、南部署の西部、そして原田地区、山重地区、野神地区のレスポンスタイムが9.8分から8.1分に短縮。大崎町は11.7分から6.8分の短縮があり、管内全体でも、10分から7.9分の短縮の改善が見込まれると。そうだろうと思います。そういうことで12月の議会で私の質問に答弁をいただきましたが、今回の施政方針にも示されておりますが、建設地については、今回もろもろの検討委員会等々を立ち上げて

ということがありましたが、この内容をですね、検討委員会のメンバー、どういうことを検討しなさいという諮問をしておられるのか、そこら辺りをひとつ示してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、庁内で、この広域化に向けました準備といたしまして、検討委員会を設置しているところでございます。そして、その検討委員会で私どもは、広域化に向けてどのような形で私どもの内部の体制として応ずべきか、あるいは別途、副市長等関係課長が参加しています広域化の方の会合もございますが、そちらの方の会合との整合性というものも一緒になって検討しているところでございます。

担当としましては、総務、財務、企画政策、そして保健、建設というような担当の課と一緒にしまして検討委員会を開設しているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 広域的な、全般的なことということでありますが、この施政方針を見てもみますと、仮称であります、志布志消防署の建設に向けて関係機関団体と連携を図りながら、年次的に進めてまいりますと、ありますよね。関係団体というのは、消防組合は分かりますが、どういう所を示してあるのか。そして年次的に、大体いつの時期に、いつまでに、この建設地なるものをお示しができるのかですね、そこら辺りはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21年度中に、その消防署の建設予定地については、決定をしていきたいというようなふうに考えているところでございます。そして、22年度で設計に入りまして、23年度に建設というような形の流れを私どもは考えているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 分かりました。それで、21年度中に予定地を決定していくんだということですが、問題は、当然これは考えておられることだと思っておりますが、高台に上がってほしいということが、消防組合議会に行っておられる丸山議員とも話をしておるわけですが、高台と。高台に上がれば、なお効率がいいと。いわゆる今の所は、結局、円を書いても半分は海が入っておるわけですから、上に上がってくると、ぽっかり入っていくわけですね。そういう面で高台と。そしてアクセスのいい所。グリーンロード、志布志都城間の高規格、東九州縦貫、そういう非常にアクセスのいい場所であれば、かなりレスポンスの短縮が可能であるということになると、先程から申し上げておりますように、私どもの地域の志布志の山間部をひっくるめて、隣の松山地域、あそこら辺りまで、かなり改善がされていくということになると思うんです。これは消防長がそう言っておられます。そのためには、大崎の東町長と本田市長の政治的な判断。大崎町は今回合併問題も、四つの町がやはり合併した方がいいと思う人たちにしてみると、腹の立つ話。しかし、いろいろあったんでしょ、そこは隣のことですから申し上げられませんが、こういう一部事務組合、広域的なものは隣町とお互いに知恵を出していかないと、その地域の市民の命、安全は確保できないということだろうと思っております。よって、大崎町の分駐隊が、役場のところから動かんど言い出すと、果たしてどうなるかと。やはり、少なくともグリーンロード、そういうアクセスのいい所に大崎町も移動していただくと。そして、志布志署もそういう高台に

上がって、お互いに見ていくんだよといったようなことを、やはりトップセールスではありませんけれども議論してもらわないと、消防長が必死に汗をかいたものが実を結ばないというふうに思うから質問をしているんですが、いかがですか。その思いを語っててください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅曾於地区消防組合総合整備計画の改定というような形で、今回志布志署の設置と、そして大崎分駐隊の設置というものを年次的に整備する計画をお示したところでございます。これは当然、24年度中に大隅半島全域が一体化した広域消防組合になるというようなことが前提になっての私どもの地域の施設の整備、そして地域住民に対する安心・安全な、そして救急態勢が十分全国平均に近づけるような態勢を維持するために執られる内容でございまして、今回、志布志署が新たに別の地に建設されることによりまして、そのことは十分達成されるというふうに考えます。当然、その本署になる志布志署と併せまして、分駐隊の設置についても、その機能性が十分目的が達せられるような形で図られるよう、大崎町とも十分協議しながら、設置については求めていきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひ、その努力をしていただきたいというふうに思っています。

それでは、この前、2月20日に南日本新聞に、鹿児島県の防災ヘリの紹介が出ておりました。県が防災ヘリを積極的に活用するんだと。それは離島から本土に対しての搬送じゃないですよ。本土の中でのやり取りをやるということを伊藤知事がしっかりと申された。これが新聞に大きく掲載されましたよね。この新聞ですけれども、これを見ても、この利用する件数が1,164件あるわけですね。県が取り組む防災ヘリ積極活用で、従来メインだった離島から本土への搬送を加え、本土内搬送も対象に広げていくと、こういうものを発表されております。いいですか。だから、よって、内容は私は分かりませんよ、私が申したいのは、夢みたいな話かもしれませんが、市長、そうじゃないですか、すべからず出先機関は鹿屋に一極集中ですよ。何にも残らない。だから、みんな怒ってるんですよ。しかし、場所が場所だからやむを得ない。私は先程申し上げましたが、天の時、地の利、人の和と、よく考えてみてくださいよ。あなたは、知事とよくお話ができるわけでしょう。地の利も国際港湾を持ってるじゃないですか。なぜ、全部向こうに行っちゃうんですか。それには大崎町とも、ある時には仲良くして、こういうことにも集中してですよ、今回、南部署を直す場所にヘリポートぐらい造ってですね、ここに設置をしていただきたいというぐらいのこともあってしかるべきじゃないかと。聞いてみると、志布志から鹿児島市の市立病院だそうです、20分しかかからないんだそうです。そういうことで新聞掲載にもありましたので、いい話だなと、ぜひともこの検討する場内のトップの方々でしょうから、こういうことも踏まえてですね、大きなことを考えた上で立ち上げていただきたいと。そこら辺りの住民が言ってるから、それはちっちゃいこともせにやいかんですよ。もう一回直ったら終わりでしょう。本署が鹿屋に行ったら、もう終わりですよ。支署ですがね、全部支署。ものは言えないですよ。そういう意味で、前も議論しましたが、基金も平成22年度では1億7,000万円なんでしょう。これが2市1町に分けたとき、曾於市が7,700万円、我が市が6,416万7,000円、大崎町が2,836万4,000円、こう

いう基金が、それぞれの町に来るわけでしょう。こういうものを考えていくと、我が市においても七、八億円の事業はできるじゃないですか。何とかですね、もうちょっと、くじるような話じゃなくて、やはりこういう港を持つわけですから、ひいてはバックボーンにある農村地帯にも灯がともるじゃないですか。そういう意味で申し上げておりますが、市長の思いを今ひとつ聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災ヘリにつきましては、1998年に県が枕崎市の枕崎空港に県の防災航空センターを基地として設置してきているというようなことをごさいます、2007年度につきましては、災害被害状況調査や防災訓練などで208回出動されているということであるそうのごさいます。これは離島へが大部分ということをごさいます、今回、また新たにドクターヘリというような構想も出ておりますので、離島の分については、多分こちらの方が主に対応されるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことから、防災ヘリにつきましては、この地にも多分そのような対応する余力がまた生じてくるというふうには私自身も考えますので、私どもがこうして新しく設置しようとする消防署の建設の折にも、このことにつきまして十分県とも調整をさせていただきながら、前向きに検討させていただければというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

ここで、3時まで休憩をいたします。

—————○—————
午後 2 時52分 休憩
午後 3 時03分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

一般質問を続行します。

鶴迫議員、着席です。

次に、13番、立山静幸君の一般質問を許可をいたします。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき順次、一般質問をまいります。

一番目の農林業振興について、(1)番目の曾於地域全体が連携して農畜産物の曾於ブランド産地確立を目指すべきと考えるがであります、長い間、かごしまブランドとして指定されていた曾於メロンが、系統共販額等で基準から外れ、現在は曾於地域では一品目もブランド製品が無い状況であります。

大隅半島では、東串良ピーマンと東串良きゅうりがあり、関係市町村は、それぞれ東串良町、鹿屋市、肝付町であります。なんぐう地区のばれいしょとして、錦江町、南大隅町の3品目が指定されてます。

現在、曾於地域は、曾於東部、曾於南部地区の畑かん事業が完了、一部通水となり、水を利用した営農条件が整備されつつあります。

また、行政としましては、大崎町が農業振興センターを平成20年10月1日に発足させ、農林振興課、農業委員会、JAそお、それぞれの職員を1フロアに集めて、それぞれの農業振興に取り組みながら町民サービスにも努力され、町民からも非常に喜ばれているようであります。曾於市でも、平成21年度からブランド推進室を設置して、500万円の予算で曾於市ブランド確立推進事業が計画をされております。本市も、畑かん推進室や多くの生産者への予算も計上され、また志布志市循環型農業推進協議会の設立も計画をされているようであります。

私は今、2市1町が農業振興に一段と力を入れられている状況の中で、曾於地域で栽培をされているピーマン、いちご、さつまいも、白菜、にんじん等々の品目のブランド指定を目指して、大隅地域振興局曾於支所農林振興課及び曾於畑地かんがい農業推進センターを中心に2市1町の行政、JAそお、あおぞら農協、生産者団体が一体となって、曾於ブランドの産地確立に向けた組織づくりが必要と思いますが、市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の質問にお答えいたします。

現在、本市の農産物におきましては、JAでの共販による市場への販売が中心であります。また、ほかには大手量販店等との契約取引など、販売促進活動につきましては、出荷団体それぞれで行っているのが現状であります。

議員御質問の曾於地域全体での曾於ブランド産地確立を進めるべきということですが、現在、地域活性化の手段としまして、各地で農林水産物食品についての販売戦略として、地域ブランド化の取り組みが行われております。

県におきましては、県で指定している「かごしまブランド産地」が代表的な例でございます。「かごしまブランド」は、品質の良いものを量をまとめて安定的に出荷して信頼される産地づくりを目指し、加世田のかぼちゃをはじめ15品目、21産地が指定されております。

曾於地域としましては、昨年度まで曾於メロンが指定を受けていましたが、面積の減少に伴い共販額が大きく落ち込み、辞退しております。

そこで現在、志布志、松山地区のピーマンが、志布志ピーマンとして本年5月に「かごしまブランド」の認定を受けるために申請手続きを行っております。そのほか、曾於地域全体で曾於ブランドの確立については現在のところ検討しておりませんが、今後、水を利用した畑作農業を積極的に展開するために、特に露地野菜等を中心に作物の推進を行いながら、曾於地域全体でのブランド化の取り組み等はできないか検討する必要があるのではないかと考えられます。

県においても、国内外需要を的確に把握し、需要に応じた生産販売体制を確立して、大規模産地を育成するために、曾於畑かん大規模産地育成事業を20年度よりスタートさせております。

本市としましては、これらの事業と一体的になり、曾於畑かん営農推進本部及び市の畑かん営農推進本部等で、水利用作物の推進と併せて協議してまいりたいと思います。

○13番（立山静幸君） 今年の5月にピーマンがブランド指定を受けるというようなことであり

ますが、もう少しこの辺をお知らせください。

○農政課長（永田史生君） ピーマンが、本市、志布志地区、松山地区が中心でございますが、そのピーマンがブランドの指定を受ける手続きを現在しておるところでございます。

総体で販売額が、野菜等については7億円以上というようなのが大体の共販額の基準であるようでございますが、現在ピーマンにおきましては、既に8億円を突破いたしておりますし、今年の目標が約10億円を目標に現在計画をしておるようでございますので、そういった意味からも指定の方向で進んでいるというふうにとらえておりますし、近いうちに、そういった決起大会等もなされるというふうに報告を受けております。

○13番（立山静幸君） 曾於地域では、メロンがブランドから外れたということで、ブランドに向けた推進がされていたようでございますが、ただいまのお話では、志布志、松山のピーマンが、共販額8億円を超えて、5月ごろには指定を受けるというような準備段階ということでございますが、これまでの各旧町、松山町、志布志町の関係者の御努力にですね、敬意を表したいと思っております。

そういうことで、市長が最後に答弁をされましたが、今後、畑かん営農推進本部を中心に第二、第三のブランド確立に向けて努力をしたいというようなことであるようでございます。ぜひですね、畑かんが来まして、水を利用した営農ができるわけですので、第二、第三のブランドが確立できるように努力をしていただきたいと。それで、2市1町の中では真ん中にあり、志布志港の発展のためにもですね、やっぱり農産物の生産が大事であるということでもありますので、市長がリーダーシップをとってですね、曾於市の市長なり、大崎の町長に話を持ち掛けながらですね、ぜひ第二、第三の確立に向けて努力をしていただきたいと、このように思っております。

ただいまピーマンの話聞きまして、非常に志布志市としてですね、他町、他市に先駆けてブランド化ができるということは非常に喜ばしいことだと思っております。

そういうことで次に入りますが、(2)番目の定住促進対策事業のうち、グリーンツーリズムの可能性調査及び民泊農家の発掘が予算化されているが、市の体験館でモデル的に実施する考えはないかであります。2月14日付けの南日本新聞で、「広がれグリーンツーリズム」という見出しで、大隅半島広域の取り組みを探ると題して、鹿屋の県の大隅地域振興局で開催をされ、地域内外から約110名が参加されたという記事が載っております。県としましても、大隅半島にグリーンツーリズムの拠点づくりを進めていることに喜びを感じたところであります。

さらに、本市も定住促進対策事業の中で具体的に予算化されておりますことに二重の私は喜びを感じているところであります。計画であります田舎暮らしサポート推進協議会を早急に立ち上げていただきまして、グリーンツーリズムの可能性調査や民泊農家の発掘に取り組んでいただきたいと思っております。

私は、協議会は協議会でグリーンツーリズムの可能性調査や民泊農家の発掘を進めながら、現在あります体験館を利用して、モデル的にグリーンツーリズムを実施できないかという質問をしているところであります。

体験館は、田舎暮らしの体験ができる施設であり、宿泊施設も整っております、さらに農場もあります。賄いをされる人たちは、民宿に興味のある方々を公募するなり、あるいは食改善の方々の協力をいただきながら賄いの方はできると考えております。予算の方は宿泊者からいただくわけでありますので、そう余計な予算は要らないと、こう思うところであります。

以上申し上げましたとおり、二本立てで計画することはできないか。そうしますと、より早く民泊農家が実現すると考えますが、市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グリーンツーリズムというのは、農家に民泊していただきまして、農業体験などで余暇を過ごす都市と農村の交流のことということでございますが、本市としましては、関係各課の課長を集めまして課長会で1回、そして担当者会の方を3回開催しまして、市としてどのような方向で進めればいいのか検討をしてきたところでございます。

21年度につきましては、担当者会に加えまして、仮称ではございますが、田舎暮らしサポート推進協議会を発足させまして、グリーンツーリズムの可能性調査、民泊農家の発掘等を行っていきたいというふうに考えております。

先日、2月21日から22日にかけて、県内各地域で地域づくりを行っている方々による、「みなみの風交流会」が曾於地区で行われまして、グリーンツーリズムについての協議も行われたところでございます。

今後も機会をつくりながら、将来のグリーンツーリズムを考え、市外の方に体験館や民宿村等に宿泊していただきまして、体験メニューをつくって、将来に向けたグリーンツーリズムの足掛かりをつくっていききたいというふうに考えております。

また、2月10日には大隅地域振興局が主催しました大隅半島の宝さがし事業の中で、大隅のグリーンツーリズムについてシンポジウムが開催されたところでございます。今、議員の方のお話にあったところでございますが、当日は、耕地林務水産課と港湾商工課の職員も参加しまして、グリーンツーリズム等の担当者会というこのメンバーでございまして、この者も参加したところでございます。

大隅半島には、薩摩半島に比べまして、グリーンツーリズムの取り組みが少し遅れているところでございますが、大隅半島全体を一つのエリアとしまして相互に連携をとりながら、シンポジウムで出された様々な意見や提言を、今後の本市のグリーンツーリズム施策に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○13番（立山静幸君） ただいま答弁の中で、体験館等を利用したメニューを取り組みたいという答弁でしたが、もう少しこの辺をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、担当者会でこのことについては協議を重ねているところでございますが、この担当者のみならず、今後、観光協会、JA、漁協、森林組合、農林漁業家代表、NPO、旅行の専門家、団塊世代の代表者等で組織するこの田舎暮らしサポート推進協議会を発足させた後に、このグリーンツーリズムの可能性調査と、そして民泊農家の発掘を進めていきたい

というようなことをごさいますて、今お話しましたように体験館等に宿泊していただいた体験メニューということにつきましては、この会を中心としまして今後、実際に取り組むとする内容については、協議を重ねていただくというようなふうを考えているところでございます。

○13番（立山静幸君） 田舎暮らしサポート推進協議会の設立をして、その中で体験館等についても利用について協議をしていくと、そういうことの回答であるようでございますが、私は、それはそれで協議は進めていただきまして、ぜひ二本立てですね、行っていただけないものか。

そしてまた、これは通告はしておりませんが、蓬原に4戸の民宿村もあるわけですので、あそこの4戸を利用したグリーンツーリズムの民泊はできないかですね、その辺も検討していただきたいと思っておりますが、この田舎暮らしのサポートは、いつごろ立ち上げることができるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このグリーンツーリズムにつきましては、先進地の研修等も今後必要ということでございますが、担当の職員の方が、先程も申しましたように、いろいろなシンポジウム等にも参加してきておりますので、そのことでもって内部的には、大分協議が進んできておりますので、先程申しましたほかのメンバーの方々にも声掛けをするということでございますので、この声掛けをして、なるべく早い時期に立ち上げをして、先程申しましたような体験館、それから今議員の方からありましたような、民宿村というものを利用した体験メニューというものを考えていきたいというふうに思うところでございます。

○13番（立山静幸君） まだ計画の段階でございますので、協議は何回か進めて煮詰まっはいるようでございますけれども、ぜひ早い機会に設立をしていただき、一長一短にはなかなか民泊をするという農家はできないと思っておりますので、そういうしてみたいというような方々の体験館等を利用した体験でございますね、やってもらいたいと思っております。

そういうことで、ぜひ早急に立ち上げて、いろんな方々の、市内の方々の意見を聞きながらですね、取り組みをしていただきたいと思っております。

次に、(3)番目の県費単独補助治山事業の負担金を軽減する考えはないかとありますが、山重地域におきまして、台風、大雨により崩壊をした箇所が、平成19年度が2か所、平成20年度が1か所ありまして、この3か所が工事が完了しているところであります。

平成19年度の1か所につきましては、90歳の老夫婦の牛小屋の前が、約20mぐらい下の水田に崩壊しまして、牛がおりますので応急的に前にさくをされ、市の方に申請をされて工事がなされたところであります。補助治山の事業費は最高が800万円ということで、ここは最高の800万円でありまして、負担が事業費の10%ということで、80万円の負担をされたところであります。

また、今年の20年度分につきましては、76歳の方の裏山が大雨によりましてきれつが入りまして、安心して夜は眠れないというようなことで、やむなく工事を申請をされまして、工事は完了しております。事業費は525万円で、負担金は52万5,000円であります。

このようなお年寄り、ほとんど水田等は自家飯米で、牛を2頭とか5頭とか飼っていらっし

やいますが、牛の所得というのは、もうわずかなものであります。そういう中でこつこつとためてこられた年金を、1年間で80万円とか50万円とか出さざるを得ないと。これは言い換えれば、個人のそういう財産の所でありますけれども、本当に忍びがたい状況でもあります。天災でもあります。

今、松山町でもほ場整備等がされ、有明町でも今年から水田のほ場整備が実施されることになっておりますが、10a当たりの負担は、幾らかかっても5万円というようなことであります。仮に事業費が100万円かかりますと5万円、150万円かかりますと約3%であります。これを考えますと、この県費単独補助治山事業もですね、10%を3%から5%に軽減する考えはないか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県費単独補助治山事業につきましては、県の財政事情等の影響から年々補助事業の採択は厳しくなりまして、近年は、年に1か所程度の採択を受け、実施しているところでございます。

治山事業につきましては、自然災害により崩壊しました林地で、国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地のうち、特定の人家等2戸以上の保護を図るため、復旧工事を行っているところでございます。

事業費の負担金につきましては、県が10分の7、市が10分の2、受益者が10分の1というふうにしていただいております。1か所、80万円以上～800万円以下の中で、10%の負担金をいただいているということでございます。

この事業につきましては、特定の人家等、直接利益を受ける方からの要望を受けて事業内容の説明を行い、御理解をいただいた上、分担金の確約を添えて県へ採択申請を提出しているというふうなことで、この負担額については、御理解をいただいているというふうに認識しているところでございます。

また、土地改良事業の基盤整備につきましては、合併後、産業振興の目的で10a当たり5万円を上限として設定いたしまして事業推進を行っておりますが、事業の目的からしますと、一概に比較はできませんが、基盤整備の事業費、平均10a当たり200万円としますと、5万円の負担は2.5%の負担金になるようでございます。

治山事業は、先にも述べましたように、特定の人家等直接利益を受けている方からの10%負担というものについては、妥当ではないかなというふうに考えているところでございます。

また、税の非課税世帯につきましては、分担金を減額又は免除の申請を受けているところでございますので、このことについても御理解いただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） もう10%以下はできないと。特定な人家であって、受益も農家がそれぞれ受けていると。そして工事をするには、同意ももらってちゃんとしているということです。

今後ですね、高齢化が進みますと、このような方々が至る所にいらっしゃるわけですね。先程も最後に申されましたけれども、言葉は悪いですけども、税金をしない人は、ただだということですね。そのわずかな差でですね、ただと年間80万円とか50万円とか出さなければならな

い不公平もあるわけですね。

今年工事をされた方が、同意はしましたと。しかし、どうしてもおまんさまに話を聞いてもらいたいということで家に来られました。「おんじょんぼけんかをしてきた」と言われました。奥さんは、「そげなんこつしやんな、もう同意をもらっちゃって、おかしか、はんな」と、「恥さらしそうなこっじゃらお」ということで、「じゃっどん来た」と。その中にですね、これは事業費ですので、測量試験費等も入っているわけですね。この方は、請負の方から工事の金額を聞いて、ああ、まあ500万円じゃらいねとか、450万円じゃらいねと、すると45万円じゃらいねとっておつたと。しかし、それに測量試験費とか事務費とか重なって550何万円になったということなんですよ。そういうようなもんでん、まけつもろがならんどかいとか、わずかな二、三万円でしょうけれどもですね。本人にすれば本当に恥をさらしてでもですね、話に来たと。そして同意をする時には、牛も平均40万円から45万円、二匹あてごうとけば負担なではせんどかいと思うちゃったら、20万円とか15万円だったと。それを聞いてですね、やっぱし一方税金を納めない方は、ただでしてやると。少し財産があったり、田んぼをつくっておる人は、当たり前10%出さなけりゃいけないと。何とかですね、市長、これはもう検討していただきたいと思うんですが、検討の余地はないですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、極めて負担される方については、重くなってしまったというふうなふうに感じたところでございます。しかしながら、この事業を開始する際に、内容の説明をいたしまして、そして御理解いただいた上でしたと。そしてまた、非課税の方につきましては、減額というような措置がされているというようなことでございますので、そのことをまず御理解いただければというふうに思います。

そしてまた、仮に、このことで負担金がない、あるいはまた減額というようなことになるとすれば、またどれくらいの需要、要望があるのかということも検討しなければならない内容になるんじゃないかなというふうに思うところでございますので、そちらの方の調査もさせていただいた上で考えさせていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 災害はいつやってくるか分からないわけですね。そういうことでありますので、採択も県の財政で難しいということも分かります。しかし、災害が起きて、もうどうしようもないわけですね、復旧しなければ、工事をしてもらわなければ。そういう事情がございましてですね、これは検討方をしていただきたいとします。

次に、二番目の教育行政について、(1)番目の小学校英語の必修化が二年後となり、これに伴い、移行措置が本年度から実施される。本市の具体策として、教える体制は十分なのか。また保護者への理解、周知方法は。さらに、先生、児童、保護者の不安等に対する対応を問うであります。施政方針でもありますように、「国際化、情報化等の社会の変化に対応するため、新しく始まる小学校英語活動の充実を目指した外国語指導助手や地域人材の有効活用による英語学習に努めてまいります」とあります。

小学校五、六年生が、年間35時間で外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を育成する

となっております。現在も総合的な学習の時間で英語活動を取り入れておられますが、本年度から市全体の小学校の五、六年生が対象であり、多くの外国語の指導助手とか地域人材の協力が必要であると思っております。

そのようなことで、どのような取り組みが計画されているのか、教育委員長にお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、今回の学習指導要領の改訂によりまして、小学校・中学校とも来年度から移行措置が始まるところでございます。全面実施は小学校が平成23年度、中学校が平成24年度であります。現行の学習指導要領と新学習指導要領をつなぐ意味から、移行措置の期間は大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、小学校におきましては、来年度から外国語活動を実施してもよいということになっております。来年度は移行期間中でございますので、すべての小学校の五、六年生が35時間の外国語活動の授業を受けるわけにはまいりませんが、本市においても年間20時間から35時間、つまり1～2週に1時間の授業が計画されているところでございます。

英語学習につきましては、これまで総合的な学習の時間で試行的に行われていましたことは、今議員御指摘のとおりでございますが、子供たちには大きな不安はないのではないかと考えておりますが、肝心の指導に当たる小学校の教師の中には、御指摘のとおり不安な気持ちを持っている者も想定されましたので、本市では田之浦小学校を2年間、小学校外国語活動の研究指定校として実は研究をしてもらいました。そして、昨年10月に研究公開を実施をいたしました。市内外から大変な先生方がお集まりいただきまして、御案内のとおり大変交通の便のあまり良くない所ですが、あちこちからたくさん来ていただきまして、研修を深めることができました。

今後、この移行期間中には、本市におります3人のALT、外国語指導助手でございますが、を活用した教材づくり、あるいはまた皆様方の御理解によりまして、全校に設置されておりますICTを活用した指導法の研究等も進めてまいりたいと、かように考えております。さらに保護者へのことでございますが、外国語活動に関する情報が、今のままでは決して十分とは思われませんので、市の広報紙や、あるいは学校だより等々を活用したり、あるいは学校のPTA、あるいは学校評議員会というのがございますので、この学校評議員会等の会合の場です。新学習指導要領の改訂の趣旨等を含めまして説明をいたしますとともに、学校開放の日というのがございますので、そういう時に英語の授業を先生方にしてもらってですね、それを保護者に見てもらおうというような工夫もいかがと考えているところでございます。

そして、実際の指導に当たりましては、これまた英語と国語のバランスが損なわれることがないように、一方に比重がかかりすぎないように十分各学校を指導してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） ただいまの回答で、全小学校を対象とはしていないということでしたけ

れども、その辺について、もう少し詳しくお願いいたします。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

平成23年度からは、全部の小学校で35時間実施することになります。

平成21年度、22年度につきましては、35時間までの時間は実施することができるということですので、学校によっては20時間程度の学校も数校ありまして、全部の学校で35時間というわけではないということでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） よく分かりました。私が勘違いをしておりました。20時間から35時間を、ある小学校五、六年生だけを対象とするのかと思っておりました。

先程の答弁で、生徒はあまり不安がっていないと。先生の方が不安がっているということやら、田之浦でそういう2年間かけて実施をしたということですが、私もあまり専門の外国のALTですか、その人たちの聞いてないんですが、西光保育園で運動会の時に先生が来られて、バナナとか、りんごとか言われるんですけど、非常に発音が違うわけですね。ああいうのを見ますと、なるほど先生の方が、指導する先生の方が心配をされるんじゃないかということで、そういう指導する先生とか、あるいは地域の人材とか、それから指導助手とか、そういうのは何名ぐらい計画をされているのかですね、お伺いいたします。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

現在、市に配置されているALTは、旧町時代に1名ずつおりましたALTが、そのまま3名の形で市の方に残っておりますので、その3名のALTを中心に授業の方を組み立てさせていこうと考えております。もちろん、すべての授業にALTが入れるわけではないし、また入る必要もないというふうに考えておりますが、要するに、小学校は、中学校の英語活動への初期の段階で、英語活動への慣れ親しむという時期でございますので、学級担任そのものは、英語が流ちょうに話せるということよりも、英語をはじめとした文化や、そういう興味を持つ、一緒に進んで自分から学ぼうとする存在であるということが一番大事かと考えます。そういう中で一緒になって、直接ALTに触れることもあるでしょうし、教材等も十分準備されますので、その中でネイティブスピーカーと申すようでございますが、正しい発音等を聞きながら、ともに子供たちと一緒に学ぶと。そういう場を担任の方は構成をして、子供たちに興味・関心を持たせていこうと。もちろん英語が話せるかということを評価したり、数値化したりすることはしませんので、子供たちが興味を持って楽しくその活動をする。

現在、中学校の方で新一年生の方で例えばあいさつをしたり、自己紹介をしたりするような活動をしていますが、いろんな研究の中で、そういう時期は小学校の高学年辺りの方がスタートとしていいのではないかといいものもありまして、現在は新しい学習指導要領の中では、この五、六年生からスタートということになったと聞いておるところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 小学校五、六年生については、初めてのことでありますので、教育委員

会で十分いろいろな面です、検討やら研修やらしていただきたいと思っております。お願いをしておきます。

次に、三番目の健康づくり元年についてであります、(1)の元気はつらつ志民健康づくり事業とひまわり元気委員会との協働による運動と食育促進の取り組み及び年間スケジュールを問うてありますが、施政方針によりますと、本年度を健康づくり元年と位置付けまして、市民一人一人の健康づくりを推進するため、元気はつらつ志民健康づくり事業を展開する。具体的には、ぴんぴん元気塾の充実やミニ健康づくり教室の開催など、元気はつらつ健康推進事業や健康づくり推進員養成事業、健康づくり自主活動助成事業、健康ハイキング事業などに取り組み、健康に対する意識啓発を図るとともに、健康づくりに対し日ごろからの取り組みを実践してもらうため、ひまわり元気委員会と協働し、運動と食育の促進に取り組むとあります。予算も1,035万1,000円ほど計上をしているようであります。現在活動している委員会の二つの充実や新しく四つの事業の取り組みや健康づくり体操のDVDの作製とか、食育講演会の開催等が計画をされております。

私は、かなりハードな事業計画と思いますが、実践をするためのスケジュールなり、意気込みを市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針でも述べておりますが、高齢化の進展や医療の高度化に伴いまして、医療の給付費が増える状況にあり、本市の国民健康保険制度維持のための取り組みを最重要課題というふうにとらえているところでございます。そこで、市民の方々の健康づくりを今まで以上に推進することとし、本年度を健康づくり元年と位置付けたところであります。

ひまわり元気委員会は、市民の健康づくりへの自覚と健康づくりの実践を市民総参加で取り組むために、市民の方々から直接、健康づくり推進の御意見、御提案をいただき、そして企画・実践していく組織としまして、市民公募で委員を募り、昨年10月に立ち上げた組織でございます。毎月話し合いを続けていただきまして、その成果を21年度の健康づくり推進事業としまして、今年度の当初予算の元気はつらつ志民健康づくり事業として予算計上したところでございます。また、ひまわり元気委員会には、昨年12月のふるさとまつりでの岳野山ハイキング、健康づくり広場での有機玄米によるおにぎり試食等、行政と市民の協働による健康づくり促進を進めていただいているところでございます。

元気はつらつ志民健康づくり事業についてでございますが、健康づくりは、個人の意識付けが大事であるということでございます。多くの市民の方々が、健康づくりに積極的に取り組んでいただけるよう市民の方々の集いの場に出向きまして、開催するミニ健康教室や介護予防事業のぴんぴん元気塾の市内各所での実施に向け、推進体制を充実し、取り組むこととしております。また、市内の各地域に健康づくり推進委員「元気に志隊」を養成しまして、地域の行事やイベントなど、いろんな集いの場で健康づくりの話ができるサポーターとなれるよう必要な養成講座を受講していただくつもりでございます。これら啓発に関するものは、年間を通した取り組みであります。

健康づくりイベントとしましては、平成21年度は、志布志名勝六山健康ハイキングと称しまして、大谷山、宮田山、陣岳、御在所岳、岳野山、霧岳のハイキングを適切な時期に順次実施する予定でございます。また、楽しく歩こう健康づくりウォーキングとしまして、史跡巡りウォーキング等を計画してまいります。

そのようなことで、健康づくりの事業につきましては、ほかにも志布志市オリジナルの健康体操の創作や普及、そして市内各地にウォーキングコースの設定、そしてウォーキングマップ・コースの表示板の設置ということで、市民のウォーキング参加人口を増やしていきたいと思っております。そのほか健康づくり自主事業活動助成事業、健康づくり優良団体表彰事業等も計画しております。

このように市民総参加型の健康づくり、元気はつらつ志民健康づくり事業を関係職員一丸となって取り組んでまいろうかというふうに考えております。

○13番（立山静幸君） 多くのメニューで全市民で取り組もうという計画は、我々も大賛成であります。しかし、今申されましたとおりですね、果たして、どこの課が、どこの係がですね、中心になって、この年間計画をこなしていけるか。私は、そこを心配しているわけです。今申されましたとおり、私たちもぜひこれについて協力をして、医療費の削減に向けた取り組みが大事だと思っております。

そのようなことで、昨日も話がありましたが、私たち文教厚生常任委員会は、昨年11月10日に健康づくりについてですね、静岡県の袋井市を所管事務調査をしたところでありまして、あそこは組織的に健康推進部がありまして、その中に健康づくり政策課、そして健康企画室というのがありまして、一方、市民課では保険年金係ともタイアップしながらですね、この健康づくりに積極的にたくさんのメニューをしながらですね、取り組んでおられました。そういう中で、資料も持ってきておられますが、こういう20年度の健康増進事業の体系・概念図というようなものを作製されてですね、健康寿命の延伸、将来的な医療費の削減という大きな目標を掲げてですね、たくさんのメニューをこなしていってらっしゃったようであります。

そういうことでやっぱしこのような元年と位置付けてですね、長く取り組むためには、せめて係ぐらいはですね、ちゃんとした係ぐらいは設置をしていただいて、そして庁舎内の協力をもらいながらですね、教育委員会ももらわなきゃいかんし、あるいはいろんな部署の、福祉課とかですね、そういう所の協力をもらっていかなければ、花火を打ち上げるだけにすぎないんじゃないかと。ということで、大事なことであります。保険料も上がっておりますし、これを削減するには、やっぱし健康が第一。それに取り組む姿勢がですね、もう少し不足をしているんじゃないかと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康づくり元年というふうに位置付けまして、様々なメニューを今回取り組むというふうに考えるところでございますが、当然、そこで担い手が必要だということでございます。その担い手をいかに確保するかということも含めた推進事業というふうになっておりますので、まずそれを

御理解いただければというふうに思います。

そして私どもは、昨年7月に国民健康保険税の改定をしていただきまして、その時に制度の維持について非常に危機的状況にあるというふうに認識いたしまして、直ちに議会終了後、庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げまして、関係課の職員およそ20人ほどでございますが、その職員を集めまして、係長・補佐級も含めましてプロジェクトチームを、ほとんど全課でございますが、集めまして立ち上げたところでございました。その中で現在、健康づくりに関して取り組んでいる事業、所管で取り組んでいる事業というものをまず抽出していただきまして、その上で、そのことを横断的に取り組めるもの、あるいは新しく取り組むべき内容があるとするれば、それをどういった形で推進していくかというものまで含めまして、そのプロジェクトチームで何回か検討いたしまして、その後、10月に市民の方々を募りまして、ひまわり元気委員会というものを立ち上げたわけでございますが、そのひまわり元気委員会の場に、あらかじめそのような事業に取り組んできているというものを御理解いただくために説明をしながら、元気委員会の中で協議をしていただいたところでございました。

そのようなことで元気委員会としましても、具体的に取り組むとすれば、どういった形がいいかという観点から、このことについては御議論をしていただきまして、今議員の方からありましたように、先進地の袋井市の事例等も参考にさせていただきながら、協議をさせていただいたところでございますが、そのことで私どもは21年度については、このことができるのではなかろうかと。このことでもって、まず健康づくり元年と位置付けてスタートをしようというようなことで現在のところ、御提案しているところでございます。

○13番（立山静幸君） いろんな組織を立ち上げられたり、また今後立ち上げていかれるわけですが、そういう人たちは一部分、一部分と言えば語弊がありますが、数としてはあまりいらっしゃらないわけですね。そのすそ野を広げるためには、やっぱり私は健康づくり推進室とかですね、そういう室とまではいきませんですけども、保健課の中に係等を設けて、やっぱり保健師なり、あるいはそういう方々の人たちともタイアップをしながらですね、推進していかなければ。それと、昨日も話をされましたけれども、校区の公民館をお願いをして、ハイキングコースとかそういうのも実施をしていきたいということですが、様々な取り組みを、宮田山とかいろんな山にも登ると、岳野山とか登るというようなこと。歴史のまちにも、そういう健康づくりのためのもするということですので、そういう組織は、そのようなことはできないと思うんですよね。具体的には、もう少ししかできないと思います。それを元年として位置付けるのであればですね、やっぱり係を置いて、志布志市はこういうことでやっぞ、すっぞというような意気込みを見せてやらなければですね、いけないのじゃないかと、こう思います。再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、保健課を主管としまして、この健康づくり事業につきましては取り組もうとしているわけでございますが、保健課の方に国保対策監というものが設置されておまして、そこを中心と

して今後展開していこうということでございます。それをするにしても、全庁的にバックアップしなきゃならない、取り組まなきゃならないということで先だって庁舎内で、ほとんどの全課を対象としまして職員を出していただきまして、プロジェクトチームを編成したということでございまして、庁舎内的には今後もこのプロジェクトチームを中心として、それぞれの所管にかかわることにつきましては、そのプロジェクトチームのメンバーと協同してやっていこうということになるかと思えます。

そして、実際に実施していくということになるとなれば、ひまわり元気委員会の方も主体的に動いていただきまして、ボランティアとして活動していただく。そして当然、そこには地域の方々の応援、参加というものが全面的に必要でございますので、地域の方々のお力も借りるような形の運動もしていこうというふうに考えるところでございます。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、21年度が元年ですので、試行錯誤されると思いますが、いっただましを入れてですね、取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで20分まで、10分間休憩をいたします。

—————○—————

午後4時12分 休憩

午後4時22分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開をします。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可をいたします。

○7番（鶴迫京子さん） 皆さん、こんにちは。

本日は3月12日、桜の花もほころび始め、うららかな春の日差しの中で、市内七つの中学校で312名の卒業生が巣立ったということであります。温かいまなざしで今日までお導きくださいました校長先生はじめ諸先生方及び保護者の皆様に、心から敬意を表したいと思えます。そして、卒業生の皆さんが、ますます健康で、御成長なさることをお祈りいたしまして、一般質問に入りますが、昨日、劇的な事件といいますか、ありました。歴史を揺るがした、歴史にほんろうされた二人、そして家族の再会がなされました。それは大韓航空機爆破事件元死刑囚、金賢姫とらち被害者家族の飯塚耕一郎さんと家族との面会であります。私たち地方で一母親として、また親として、家族のきずなというのを深く刻み込まれる事件ではなかったかと思えます。そして思うに言えない中で、本当に皆さんそれぞれ今のこのような状況の中、家族というものを改めて認識されたのではないかと思います。そういう思いを持ちまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、市長の施政方針についてお伺いいたします。

今年は、市長も申されているとおり市長就任1期目の締めくくりの年であり、4年間の真価の問われる大事な年であります。質問通告しておりますので、私の通告を見て、どのような市長は感覚を持ってここに臨まれたのか、まず市長の覚悟をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

質問通告書を見て、どのような覚悟でというような御質問でございますが、私自身は18年2月に市長に就任しました時に、所信表明の中で少子化対策として、地域ぐるみで子育てをサポートする志布志市ならではのユニークな事業を展開しまして、子育て日本一のまちづくりを目指したいというようなふうに表明したところでございます。そして、その子育て日本一のまちづくりをするために、この3年間取り組んできたということでございますが、その中で財政状況も勘案しながら市独自の子育て支援策、そして従来から実施している事業の内容というものも拡充しながら、子育てをサポートする事業を展開してきて、各種事業の見直し、新規事業の開始というようなことを取り組んで、子育て環境の充実を図ってきたということでもあります。そのような意味合いから、最後の1年というものを更に充実させていきたいというようなふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 21年度の市政運営における市長の施政方針が3月3日になされました。

「志あふれる市民の皆さん、郷土を思い、育ててくださる皆さん、そして志布志を愛してくださる皆さんと一緒に志布志に生まれて良かった、住んで良かった、志布志が大好きと言ってもらえるように初心に立ち返り、まちづくりに全力を尽くして、この厳しい経済状況の時代を乗り越え、市政執行にまい進する覚悟でございます」と、市長は述べられております。

高齢者が元気なまち、子育て日本一のまちを就任当初から目指してこられました。そこで、今お聞きしましたが、今まであった事業の拡充、更なる充実ということを今答弁されました。

そこで、これまでの3年間を振り返り、総合的な政権公約に対する自己評価と申しますか、総合的にその自己評価をお受けしたいと思えます。そして、残り1年にかける市長の思いもお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自己評価ということでございますが、先程もお話しましたように、就任いたしまして、子育て日本一のまちを目指したいということをお話したところでございます。

このことにつきましては、学校、家庭、地域が一体となって、志布志の未来を築く人材を育てる、そして世界へ羽ばたく人材を育てるということで、倫理と道徳をベースにしました徳育を進め、あいさつがきちんとできて、確かな学力の培われた元気な子供をみんなですべて育てることというふうに考えたところでございます。

平成18年度におきましては、放課後児童健全育成事業、乳幼児医療費助成事業、出産祝金事業等を実施しまして、親が安心して子供を産み、育てられる環境づくりと子育てを地域全体で支援する体制づくりのための子育てについてのアンケートも行ったところでございます。

平成19年度は、昨年度実施しました子育てについてのアンケートの結果を参考にいたしまして、事業の充実を図りながら、乳幼児医療費助成について、0歳児だけ全額医療費の助成していたものを、6歳未満の乳幼児までの医療費の無料化に拡充したところでございます。また、子育て支援策としまして、ファミリーサポートセンター事業を開始し、サポーターの養成講座を実施した

ところでございます。

保健対策事業としまして、子供にやさしいまちづくり事業や乳児のいるすべての家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業の実施というものも行ってまいりました。

少子化対策としまして、妊婦健康診査の公費負担の回数を拡充したところでございます。

平成20年度につきましては、子供を産み、育てる環境づくりの更なる充実を図りながら、母子家庭への自立促進支援策としまして、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施してまいりました。また、乳幼児や児童虐待の早期発見、通報の機能を充実し、子供たちが健やかに育つ環境を整備するため、要保護児童対策地域協議会の設置を行ったところでございます。

少子化対策では、妊婦健康診査の公費負担回数を、更に5回から7回に増やしまして、妊娠・出産に係る経済的不安の軽減に努めたところでございます。また、不妊治療における助成事業の実施も開始いたしました。

市長最後の任期でございます平成21年度におきましては、子育てを行う世帯への経済的負担軽減としまして、保育料におきまして、第三子以降の子供さんを認可保育所に入所される多子世帯の保育料に助成を行い、18歳以下の子供のいる世帯がプレミアム商品券を購入される場合には、更に上乘せの割り増しを行うこととしたところでございます。

少子化対策におきましては、妊婦健康診査の公費負担回数を、7回から14回に増やしまして、更なる制度の充実を図ることとしました。また、不妊治療助成事業など、これまで実施してまいりました事業は、事業の内容の充実を図りながら継続してまいります。

これらの取り組みにつきましては、国・県の各補助事業の導入によるものや志布志市独自の事業による取り組みでありまして、他の市と比較しましても決して劣るものでなく、親が安心して子供を産み、育てる環境づくりと子育てを地域全体で支援する体制づくりに努めていることは、子育て日本一のまちの実現への取り組みであるというふうに思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁は、口述書を読み上げてされました。3年たちました。市長であります。市長の総合的な自己評価と、残り1年間における市長の思いをお伺いいたします。

先程、私が述べました。覚悟を伺いたいと思いますということで、最初に冒頭申しました。今の答弁では、旧町時代、特に志布志町時代にやられた施策に少し、更なるとおっしゃいましたが、拡充されたような感があります。そして人員削減の中、マンパワーも不足する中、職員の方は一生懸命努力されています。しかし、それがうまく回っていないのではないかと。連携とかそういういろんな意味でですね、思います。

そこでお聞きします。昨日の同僚議員もありました。おおむねというのは80%だという同僚議員の答えがありましたが、市長、市長は3年間の総合的施策として、この本市がどれくらい達成度がなされたとお思いですか。個別的には大変になりますので、大体概略、感覚、感触といいですか、そういう形でどのように思われていますか。お知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な形の事業に取り組み、実施してきているところでございます。そのようなものを合わせて見てみますと、職員の方に尋ねてみると、この志布志市の取り組みについては、県内でもトップクラスに位置するというようなふうな職員からの回答は得ているところであります。

ただ、市民の方々にとりましては、それぞれ自分が受けられる分野について、まだまだ不足しているということもお感じになられるところがあるかもしれませんが、総体的に見れば、そういったレベルではないかなというふうには私自身は考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今市長の方から総体的には、県内では子育て支援に関するそういう施策は先進事例になろうかと思う感想であろうかと思えます。私もそれは認めるところではあります。その利用者というかそれが、全体に入って隅々までいっていないのではないかという気もいたします。

そこで、市長の自己評価を受けて、何十パーセントというのも出てきにくいですが、その市長の自己評価と、それを受けての残り1年にかかる思いを今お聞きしたわけですが、この場を借りまして、その後のことも少しお聞きしたいと思えます。

市長は、残り1年にかかる思いを今述べられました。1年で任期が切れます。議員も一緒に2月11日に切れます。その後、本市、志布志市長選に御出馬の予定がとおりになるかどうか。せん越だとは思いますが、早計かなとも思いますが、もう一年足らずであります。その御意志をお伺いできればと思えます。

○議長（谷口松生君） 通告にありませんので、少し無理があるかと思えますが、簡単に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 議長の方から、ただいま御指導がありましたように、通告にない内容だったもので、ちょっと戸惑ったところでございますが、私自身は市長になりまして3年、一生懸命行政に取り組んできたところでございます。その中で、合併した直後の難しさというものを、いつもいつも痛感しながら市長としての職務に精励してきたところでございます。

どういう点が難しかったかといえ、やはり旧3町間の調整と融和というものをまず第一に考えなきゃならないというようなことが前提にあったということで、直ちに改革とか新たな事業に着手とかいうものについては極めて厳しい状況下であったんじゃないかなというふうに思っています。

今回の議会におきましても、各議員の方々から、様々な形で拙速すぎるとか、もう少し根回し的なもの、市民に対する説明、理解を得られる取り組みというものが必要ではなかったかということ、これを今回の議会でも御指摘を受けたところでございました。まさしく私自身は、そのようなことを常に思いとして持ちながら、そのことについて取り組みをしてきたところでございますが、まだまだそのようなことで御理解がいただける内容じゃなかったのかなということ、これを反省してきております。

そのような中で私自身は、いわゆる公約に盛りました、マニフェストに盛り込んだ内容について

て、実現を図ってこようとしてきたところでございます。そのことにつきましては、本当に3年間という時間では足りない。ほとんど種まきに終わっているのかなど。あるいは芽が少し出てきた状態のかなどというふうには感じているところでございます。

私自身は、この1年間、最後の1年間に、このことの少しでも実現化を図れるよう全力を尽くして取り組みたいというふうに思います。

現在の今の段階では、次回の市長選というものについては、まだ私自身の中で整理がついてない状況でございますので、そのことについての回答は差し控えていただきたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） よく分かりました。市長の残り1年にかかる思いが伝わってきましたので、次に移らせていただきます。

施政方針の第五、伝統・文化を守りはぐくみ、次代へつなげる人づくりのまちについてお伺いいたします。

この中で、志のあふれるまちを目指して、三つの地域の良さを盛り込んだ、「きらり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした志を高める教育を推進するとあります。126万1,000円、今予算にも計上されておりますが、まず、この事業の内容を具体的にお示しください。また、その事業を実施するに当たり、何が最も課題となるものか、そこいら辺りをお伺いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御案内のとおり、我が国におきましては、少子高齢化をはじめ情報化の進展、価値観の多様化などにより、子供たちの自己中心性や対人関係能力の低下、生きるたくましさの欠如、モラルの低下などが指摘されております。

そこで、本市の名称にちなみ、まちづくりの基本理念を、志のあふれるまちと定め、志のまちの宣言を行ったところでございます。それは、志のあふれるまちづくりを市民一人一人が、それぞれの役割を持ち、志を掲げ、行動を起こし、輝く志布志市を目指し、市民が一体となり、力を合わせて進めていくことであります。

お尋ねの教育行政の分野における志を高める教育の最重点課題については、人のため、みんなのため、社会のためという共生・協働・自立の社会づくりのために、人づくりを目指しております。その精神を子供たちに教えるために、施政方針で述べました具体的な取り組みを、学校・家庭・地域と一体となって進めてまいりたいと考えているところであります。

子供たちが、いつでも、どこでも、だれにでも元気にあいさつができる。学校や地域のボランティア活動に進んで参加する。自らの志を確かに定め、志を高める学びを自ら創造する等が、私のイメージとする志を高める教育でございます。

具体的な施策につきましては、教育長に答えさせます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

志を高める教育ということでございますが、インターネットとか携帯電話が普及いたしまして、情報化が急激に進展した今日におきまして、子供たちを取り巻く環境も、かつてのような潤いの

ある緩やかな牧歌的なものではなくて、あまりにも乾ききった、せかせかした状況にあると感じております。そのような中におきましては、確かな学力を身に付けることとともに、郷土の良さを再発見し、その発展に尽くそうとする意欲や、あるいはまた、そういう態度を育てることが何よりも大切ではないかと、こう考えております。

本市は、豊かな自然に恵まれて、すばらしい伝統や人情味あふれる教育的な風土を備えておりまして、生涯学習の活動などは、まさしく県内屈指のものであることは、議員も御承知のとおりだと思っております。

志布志市の標ぼういたします、ただいま市長からございました志のあふれるまちづくりの重点の一つとして、志を高める教育では、この郷土の教育素材を最大に生かしながら、知育、徳育、体育、そして更に食育、この4本の柱をもって、バランスのとれた子供の育成を図ってまいりたいと、かように考えております。そのために、各学校におきましては、地域の知恵袋的な方の協力を得ながら、伝統的な遊びや、あるいはまた食べ物などを教育活動に導入していくことも工夫してみたいと考えております。

特に、便利さ、早さだけに走るがゆえに、子供たちの語い力、表現力の不足、あるいは人間としての誇りや思いやりの欠如は、ぜひ解決しなければならない課題ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま教育長の答弁にありました、郷土の風土を生かした教育、るる述べられましたが、そこは施政方針に書いてあることであります。志を高める教育ということは、志があるということが前提であります。今の子供たちに、志がある子供たちがどれだけいるとお思いですか。私たちは、子供のころは不言実行という言葉がはやっていました。はやるといふか、そういうのを聞いて育った時代であります。今は有言実行ということで、本市の施政方針も志布志市ということで、志がいっぱいあふれています。もう本当にあふれています。そして今日も卒業式に中学校に行きましたら、保護者の方から、会の会長さんだと思いますが、志新会という会を立ち上げたということで、卒業式の時にPRされました。それは志が付いていますので、本当にあふれるまちになるための一つの方法であろうと思いますが、志というのは、そんなにあふれていいとお思いでしょうか。まず、ちょっとそういうことから伺いいたします。

そして次に、学習指導要領改訂を機に、先程も答弁がありました青少年の語い力、表現力の不足ということで日本語教育の充実に努めるとありますが、どのような方法でなされるのか、方法ですね。そしてその結果、どのような成果が期待されるのか、お伺いしたいと思います。

そして、また前に戻りますが、教育長、何が最も重要な課題になりますかということをお伺いしてありますが、そのことに関しての答弁はなかったような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

何が最も最重要課題かということですが、先程申したつもりでございましたが、再度申し上げますと、やはり人間としての思いやり、あるいはまた誇りというようなものが欠如して

いるのではないかとということでございます。そういうものをぜひ持たせるといいますか、もう一度心に刻ませるといふこと。そのためには、やはり豊かな語い力でありますとか、表現力がないとできませんので、そういう意味でそれを持たせるための語い力、表現力の不足ということを決済することが教育的課題ではないかと、こういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（谷口松生君）　ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

○7番（鶴迫京子さん）　教育長の答弁も、最も重要な課題だと思います。それをさておきまして、私が期待する回答、答弁といえますのは、やはり教職員の資質とか人、もの、ものと言っても書物とかいろいろありますね、そしてまた風景、景色、環境、そういうもののことであると思えます。そこが一番大事な課題ではなからうかと思えますが、そこが大事な課題だということの認識がなければ、次の日本語教育の充実とかいろんな、どのような方法でとか、その結果とか、成果は期待できないのではないかなと思っております。

私も自分のことですが、やはり小学校の時に出会った先生ですね、先生が自分を変えたと思っております。その中には、何人もの先生が自分と出会いがありました。そしてまた、本との出会いもあります。自分の精神的な考え方、いろいろな、そして生きていく上での示唆と申しますか、そういう中でも何を見つめて生きていくのかということになりますと、書物であります。書物が与えた影響というのも大変にあります。ですので、そこいら辺をもう一度答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君）　お答えいたします。

大事なものという、それこそ切り口は千差万別であります、今議員御指摘のようなこと、豊かな自然に恵まれておるとか、あるいはすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土があるということは先程申しましたが、今議員御指摘のマンパワーといえますか、人ですね。いわゆる教育の場合だったら教師だと思えますが、本当におっしゃるとおりであります。教育は人なりと申しますが、子供たちが義務教育9年間、あるいはまた高等学校に行ってから3年間、どういう人と出会うかということは、これはもう大変な収穫になるし、あとまた場合によっては、反面教師という言葉があるように、おれはあんな人間にはなりたくない、これも立派な教師であります。ですから、あらゆる出会いで、人との出会い、あるいは物との出会い、文化との出会い、本との出会い、出会いというのは、あらゆるものと出会うことによって人間は豊かになっていくということがありますので、ぜひそういうすばらしい出会いを今日の卒業生たちも、今日羽ばたいていきましたが、きっとまた明日、合格発表を待って、そしてまた泣く子もいるかもしれませんけれども、それもまた人生、きっとすばらしい出会いをつくることのできるはずであります。本当に先生方との出会いというのも大変大事でありますので、これはまた指導力の向上、その他も

ろもろな点において、努力していかなければならない大きな課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 教育長がしっかりと認識されていますので、本市の教育行政は安泰かなと今確信した次第であります。まず、豊かな体験を通した道徳教育とありますが、豊かな体験とは、具体的にどういうことか。

また、携帯電話の扱いや不登校対応など、心に届く生徒指導を推進していく。この心に届くという生徒指導というのは、どういう在り方なのか。

そして、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある活動をすると思いますが、具体的にいうと、どういうものがあって、どういう形で取り入れていくのか。学校ごとのプランが何かあるのか、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

道徳教育の豊かな体験とはどういうことかという御質問でございますが、まずはじめに。

御案内のとおり、新学習指導要領の移行措置、先程ありましたが、来年度から始まりますけれども、道徳につきましてはですね、移行措置の初年度、すなわち来年から先行実施されるということになっているわけでございます。道徳がいかに大事かということをお話しているものと思いますが、今回の改訂では、議員御指摘の豊かな体験活動の重視、あるいは学校と地域社会がともに取り組む体制の強化が挙げられておりまして、まさに本市の掲げる共生・協働の充実が望まれているところだと認識しております。

例えば、生き物を扱った経験のある子供たちは、生命の大切さを知らず知らずのうちに感じ取っていくでしょうし、また地域のごみ拾い等のボランティア活動に頑張った子供は、社会のために奉仕する心を身に付けていくと思われれます。だから、このような日常体験と道徳の授業を結び付けることで、子供たちの道徳性を更に高めていくことが大切だと考えております。やはりなすことによって学ぶと、道徳は、そう言われておりますので、このことが大変大事ではないかと考えております。

そのような意味からも、本市が行っております全国的にも特筆すべき子ほめ条例ですね、これに基づく表彰は、私は極めて意義あるものと考えております。

また、昨年11月には、安楽小学校で文部科学省指定の道徳教育の研究公開を行ったところでございます。これも先程の英語と同様に大変な反響がございまして、市内外から多くの先生方が、道徳の教科研究に参加されました。これは裏を返せば、道徳という教育がいかに大変かと、いかに難しいかということの裏返しだろうと考えておりますが、今後とも豊かな体験を重視した道徳教育の推進が図られるよう各学校を指導してまいりたいと思っておりますが、同時に、道徳教育を推進する中で大事なことは、やはり我々大人の言動にも、子供の鋭い視線があることを忘れてはならないというふうに考えております。

続きまして、心に届く生徒指導とはということでございますが、志布志市においても、いじめ

等の問題行動や不登校等が残念ながら、やはり二、三発生しております、児童・生徒の小さな心を痛めていることも事実でございます。そのために子供たちの日常の観察をこまやかにして、問題行動の早期発見に努めまして、未然に防止する手立てを講じる必要がございます。それには問題行動の現象面だけでなく、原因や背景等、その根本を押さえるとともに、教師と児童・生徒及び児童相互、生徒相互の人的なふれ合いを深め、家庭・地域社会及び関係機関等との密接な連携の下に、児童・生徒の心に届く生徒指導を推進し、それぞれの心情を理解し、そして個性を伸ばす指導が大切だと考えております。

この心に届く生徒指導の推進には、何はさておきまして、先程、議員御指摘がありました教師が、児童・生徒と温かい対話を交わすことが肝要だと考えております。そのためには具体的に、どの児童・生徒にも1日1回は声を掛けようと。あるいは児童・生徒の言葉に耳を傾け、その心をくみ取る努力をします。児童・生徒の長所を探し、ほめる教育をするなどが大切であると考えております。

また同時に、心に届く授業も大切なことであります。それは、難しいことはやさしく教えようと。やさしいことは深く教えよう。深いことはおもしろく教えよう。これをモットーに日ごろから分かる授業を展開してくれと、かねて先生方にはお願いしております。

さらに、落ち着いた学校ということも大事でございますので、心に届く生徒指導にとって重要になります、これは。そのために師弟同行、あるいは率先垂範、言葉遣いやあいさつなど、礼儀作法のしつけを行うこと、校長を中心に全職員で一枚岩となったブレのない指導をすることなどが大切にされなければならないと、かように考えています。

それから、郷土に根ざした活動とはということでございますが、お答えいたします。

志布志市内におきましては、御存じのとおり、多くの民俗文化財をはじめとして、郷土に根ざした多くの活動がございます。例えば、神舞でありますとか、てべしでありますとか、八月踊り、志布志俵踊り、地蔵まつりなどの有形・無形文化財は、過去から延々と語り継がれ、大切に保存されて、財産として保存していかなければならないと思っております。ほかにも百年の歴史を持ちます伊崎田相撲、あるいは平成から始まりました松山のやっちく秋の陣祭りなど、古い歴史を持つものから新しいものまで、数多くの地域に根ざした活動がいきいきと展開されております。小・中学生を含めた多くの若者が、これらの活動に積極的に参加していくことで、自らを育ててくれた地域の人々とのかかわり合いや歴史の重みや背景、さらには、ふるさとの一体感を実感できるものと考えております。先の生涯学習フェスティバルにおきましても、あの子供たちのかわいらしい神舞は、まことに涙の出るようなシーンでございました。また地域の青年、中高年の方々が積極的に子供たちとかかわることで、現在不足しておりますコミュニケーション能力や表現力の向上の一助となりまして、それが文化活動の伝承につながっていくものと考えております。春の桜、秋の豊作、あるいは正月の新年祭り等々、四季折々の日本人の感性を大事にしていかなければならないと思っております。教育委員会では今後とも、そのような郷土に根ざした活動を、学校や地域と連携を図りながら積極的に進めてまいりたいと、かように考えております。

そして、どんな例があるかということでございましたが、私今ここに、小学校の学校だよりを持ってきておりますが、この小学校ではですね、一・二年生、三・四年生、五・六年生と分けまして、3人の地域の方々をお呼びいたしまして、一・二年生には神楽の話とか、あるいはその地域に野生のカモとの交流とか自然の大切さを教えていただいたと。あるいは三・四年生には、ハンカチのたたみ方や靴下のしまい方や、あるいはばあちゃんの知恵袋といったものを話していただいたと。五・六年生には、歴史を、あるいはまた農作物等のクイズをとって、本当に子供たちは喜んだという学校だよりがございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま教育長からるる答弁がありました。ブレのない教育、地域に根ざした活動を推進していくということであります。

まず、小規模校には、やはり伝統・文化がありまして、郷土に根ざした郷土芸能とか継承されていますが、志布志でいうなれば、志布志中学校とか香月小学校の大規模校といいますか、市内で比べた場合の学校でのこの特色ある活動というのは、どういうことを想定されているのでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに、御指摘のとおりやや大規模校になりますと、そういう意識といいますか、気持ちといいますか、そういうものが薄れてまいりますね。だから、そういうことを私どもは、やはり地域に出掛けて行って、あるいはまた小さな学校と交流学習などを深めることによってですね、そういう薄まった部分を補っていかねばならないと考えております。ただ、学校の規模の大きさといいますが、志布志、安楽、香月、本当にまだ何千名という学校じゃございませんので、まだまだ手を尽くしていけば、きっと彼らの心に届く教育、あるいはまた郷土芸能等の伝承ということは可能であると考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 大規模校でも可能なことであるという答弁でありました。

具体的に、豊かな体験ということで、ちょうど2月10日の日に食卓の向こう側に見えるものということで、佐藤弘先生、西日本新聞社編集委員の方であります。その方の講演会と、また食に関する方々のAコープとか生協とか、そして学校の代表として鹿児島市立石谷小学校の教諭、北野誠一郎先生がおみえになって、いろいろとパネルディスカッションがありました。その中で、石谷小学校の食農体験活動というところで、中身をいろいろ説明されました、学校の先生がですね。教育指導要領改訂におきまして、総合学習が時間が削減された中で、おっしゃったことはですね、この食農教育が大事であるって。そして、体験をしない食農教育は何にもならない、教育に入らないということで、この佐藤弘先生もいろいろおっしゃいました。そして、小けがをさせても、大きなけがはさせないということも、そういうこのパネルディスカッションの中でいろいろ出ました。

そして、感謝する子は感謝される子に育つ。教育長もドロシーの魔法の言葉というのを、本にありますね、あそこにいっぱいいろいろ書いてありますが、本当に深く考えたら、そのようにな

ろうかと思いますが、今、家庭、地域の教育力が欠けてきています。それは、その個人の問題ではなく、後からまた自殺のところでも触れたりしますが、いろんな社会的要因があるかと思いますが。その中で子供たちは、家庭の味というのに大変飢えているのではないのでしょうか。今日の卒業式も15の春というのを歌いました、卒業生が。その歌詞どおりではないかなと思います。今日卒業式があつて、家庭に帰って、良かったね、今日はもう15歳までけがもなく来たねとか、そういうふうに良かったねと言ってお祝いしてもらえる家庭がどれだけあるのでしょうか。この経済危機の中で、本当に心がもうすさんでいる状態では、本市もなかりかと思いますが。自分は幸せな中流意識とか、精神的にそういう思いがあるかもしれませんが、そうではなかりかと思いますが。

そこで、この食農体験活動、同僚議員もおっしゃいました、大変大事ではなかりかということ、まず、このことを御存じでしょうか。石谷小学校の取り組みですね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

いろいろと家庭の問題も話されましたけども、確かに温かい家庭の中で、そしてまた逆にいいますと、虐待された親が、また子供を虐待するというような話もありますので、温かさの中で育つ子供というのは、やはりそれなりに優しさを持って大きくなっていくだろうと思っております。

食農教育、確かに食の教育ということは、本市でも、知・徳・体、それに食というこの4本柱を、従来は知・徳・体だけでございましたが、最近は食ということも大事な柱だということがございます。確かに食は乱れております。大人の社会でもいっぱい乱れております。ですから、これを子供の時代から教えるということ。そして同時に、やはり命の大切さを教えると。鶏は食べるもんだと、魚を食べるんだ、その命をいただくんだということをですね、子供たちの時代にやっぱ教えていくということも大事ですから、これはもう議員御指摘のとおり、食農教育は、決して現代の教育に欠くべからざる大事な視点だろうと私も認識しております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 何月議会でしたかね、下平議員が、弁当の日の提唱をされました。香川県の竹下先生ということで、弁当の日というのは、普通考えたら親が作って弁当を持参する。そうではなくて、この前ありましたので、もう御存じだと思いますが、子供たちが学校に弁当を作って行く。小学5年生と6年生だけで月1回、年に5回ほど、そういう日を設けている。そうすると、その子供たちが小学校を卒業する時に、何と言ったかと申しますと、「弁当の日は、ぼくたちが大人になるための階段だった」と言ったといいます。そして、昨日も同僚議員でありました、給食の残さの問題ですね、給食食べ残し。そういう問題で、もちろん時間も5分ぐらい延長してとか、方法はいろいろあるかと思いますが、受け売りではないですが、この佐藤先生がおっしゃるには、大学生もしかり、大人も、私たちもそうですが、その中の一人だと思っておりますが、食の怖さを知らない。だから知らないがために、そういう食生活をしているということであります。それは何を意味するかということは、教育というところがすごく大事になってこようかと思いますが。分からない。市長、ジュースがありますね、その講演でもおっしゃったんですよ。

ジュースにどれぐらいの砂糖が入っていると思われますか。コーヒーの、長い紙に包んだ、こう入れますね、コーヒーを飲む時に、スティックの砂糖の、あれがどれぐらい入っていると思いますか、ちょっと余談ですけど。

○市長（本田修一君） 先日行われました曾於地域の教育振興大会で行われました佐藤先生のお話の中で出てきた内容でございまして、たしかペットシュガーで20本だったんじゃないかなと思います。3gのものが20本入っているということで、多量の砂糖が入っているんですよというお話だったと思います。

○7番（鶴迫京子さん） 安心しました。もう市長は佐藤先生の講演を聞かれているということで、そのとおりですね。もうびっくりしますね。そして、それが大人だけでなく、赤ちゃんですね、赤ちゃんが飲むポカリ、そういうのがあります、その中にも入っているということで、今大変問題になっているのが、もう1歳になる前に、虫歯といいますかね、1歳になる前とか2歳とかですね、そういう砂糖漬けになっているということで、本当にびっくりする現実があります。だから、まずいろんな教育というのは、学ぶということは知るから始まりますので、この教育というところをおろそかにしたら、もうすべてが駄目になると思います。本市でいろんな施策を私たち議員も、こうしてくれ、ああしてくれと言いますが、これは私たちの時代は環境教育を受けてきてない、極端に言えばですね。ごみ分別があったわけではありません。もう全部そのまま捨ててたりとか、燃やしたりとか、そういう時代にしてます。ですので、今の子供たちは、そういう教育の中でいろんな学習をします、ぜひここはブレのないように、本市として、あれもこれもやるのではなくて、やっぱりこれだというようなこともあってもいいのではないかなと思います。

二、三日前の新聞に、どこでしたかね、本当に今日はちょっとあれでぼうっとしてますが、鹿児島の小学校であります、保健教育ですね。一生懸命取り組んできて、それも一、二年ではなくて、いろんな形で子供たちが自主的に取り組んできて、優秀賞というか、そういうのを、その学校がもらったということで載っていました。その中、ただ新聞で見ただけですが、保健教育に一生懸命取り組んでいます、ブレなく。それというのは、いろんなところにつながっていくような気がいたします。いかがでしょうか。

ブレなくといいますか、志布志市は環境を一生懸命されてますね。そして今度、供用開始される新若浜港にも環境学習空間なるものができるとも聞いています。そういう意味で、何か設定してですね、このことに子供たちのことをやっていくんだというのをですね、ありとあらゆることをやっていけば、その本人たちも、それはもう学校の普通の授業の中でやられたりされると思いますが、そういうことはどうでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えになるか分かりませんが、食農教育に関しましては、そのやり方をそのまま学校の中で食農という言葉ではないかもしれませんが、カリキュラムの中において、例えば生活科の低学年の中では、必ず今野菜を育てる活動を、これはもう全学校、採り上げているわけでございますし、理科の学習の中では、植物のつくりというのを科学的に学

習をいたします。それから、ほとんどの小学校で、さつまいも、それから米、麦、いろんな食物を育てて、それを作って食べてというところまで、まさしく先程、教育長が申しましたように命をいただくということを通して、子供たちの食農や環境にかかわる教育というのが行われていると思っているところでございます。

さらには、今、鹿児島市の学校が出ましたが、私たちの身近な安楽小学校は、学校保健の全国表彰もいただいておりますし、食育に関しては、松山の給食センターが、これも全国の表彰を受ける。ただ、議員の方でお話をお聞きしながらするのは、どうも徹底していないと。もっとしゃっとやれというような感じがするところでございます。そのことについては、市教委としまして、各学校の指導については、これはまた年度末ですし、来年度の教育課程作り等を通しまして、各学校の教育課程の見直し、それから充実・サポートについて更に指導をし、市教委としまして学校訪問等々をしてチェックをして、来年度の充実を図るようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） いろいろ真剣に取り組む姿勢が見えてきましたので、教育長にお伺いいたします。

合併して3町の教育行政を一手に担ってこられました、これまでを振り返り、教育行政にかけた3年間の自己評価と残り1年間にかける思いをお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

それこそ、今を去る3年前に、議会の同意をいただきまして、教育長に着任いたしましてから、文字どおり、あっという間の3年間でございます。あまりこれという目新しい成果も上げられずに今日を迎えておりますことは、大変汗顔の至りでございます。特に、25の小・中学校を擁する本市としてスタートいたしました、平成20年に四浦小学校が時代の流れに抗しきれずに休校ということになりましたことが、一抹の寂しさとなって心に残っております。

また、念願の学校給食センター建設計画が、合併いたしましてからの他の市町村に先駆けまして、議会の御理解と御支援によりまして予定どおり稼働できましたことは、食育重視の時代、先程から出ておりますが、の中で極めて意義あることであつたと、感謝いたしております。

さらには、本市の学校の在り方を検討するための志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を立ち上げることができました。そしてまた、現在、2年間にわたって粛々と検討がなされていることも、関係各位の関心の高さを物語っているものと思っております。

学校は生き物であると、よく言われますが、二、三の学校で多少のさざ波は立ちましたけれども、新聞をにぎわすような生徒あるいは児童、あるいは教職員の事故等も、今日ただいま5時15分まで起きておりませんので、これからまた報告が来ているかもしれませんが、関係各位の御理解、御協力のたまものと深く感謝をいたしているところでございます。

生涯学習とか児童・生徒のスポーツ活動は、もう御案内のとおりでございます、他の市町に勝るとも劣らないものでございました。ただ、惜しむらくは、児童・生徒の学力が、学校、学年

により不安定であるということでございます。

残りの1年間、これまでの3年間同様、皆様方の御理解をいただきながら頑張ったいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 教育行政の中で、私が関連した質問の中で、AEDを設置していただきました。これは子供たちの命にかかわることで、大変先進的に事例としてできたのではないかと感謝いたしておりますが、次に、あと残り1年を一生懸命、学力向上というのが、ちょっといまいかなというお話でありますので、ぜひそこを力を入れて指導していただきたいと要請しておきます。

次に、福祉行政について質問いたします。

私は、去年の9月議会で父子家庭への支援について質問いたしましたが、父子家庭に対する実態調査もしていない。本市では取り組んでいないので、各地の事例などを勉強させてほしいとの市長答弁でした。あれから半年がたちましたので、どのように勉強され、検討されたのかお伺いしようと思っていましたところ、小野議員も父子家庭について質問され、市長より、「調査をして支給の見直しをしていきたい。95世帯のどの世帯が苦しんでいるのかなど、財源を考えて、市としてもスピードをもってできる取り組みからやっていきたい」と、答弁がありました。これは、父子家庭の質問をした私にとりましては、実のある答弁がされたなと思えました。そこで、もう一押し、二押しして、私なりに質問したいと思います。

まず、母子家庭への自立促進支援策として、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、また児童扶養手当制度もあります。この制度を母子家庭だけにとどまらず、父子家庭にも実施することは考えられないか。

昨日もありましたが、ひとり親家庭を母子とか父子とかに分けること自体、歴史の流れの中で男女共同参画社会の推進という流れの中でも、男女差別ではないでしょうか。この児童扶養手当ができた背景には、いろいろあります。それがそのまま、ずっと支援教育訓練費とかそういうのが母子家庭だけです。もちろん母子家庭は大変な思いをして子育てをしています。よく分かります。ですが、それが父子家庭にない。今それこそ百年に一度の経済情勢の厳しい中、ひとり親家庭を母子とか父子とかに分けるのではなくて、生活が苦しくて、高校や大学進学ができない子供たちが出てくるとしたら、これはひとり親家庭だからということでの教育を受ける権利の格差ではないかと思えます。

子供は、産まれる親を選べません。ですので、子供たちの将来にも大きく影響の出ることです。まず、市長は、このことをどのようにお考えですか。教育長にもお答えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小野議員の御質問にもお答えしたとおりでございます。現在、95の父子世帯が市内にはいらっしやるというようなことで、まさしく議員がおっしゃるように、男女共同参画時代の中で、じゃあ母子家庭、父子家庭、差があつていいのかということにつきましては、十分認識するところ

でございます。ただ、この母子家庭の児童扶養手当につきましても、設立当初、非常に社会的に、経済的に困窮された方が多いというようなことから始まったというような経緯がございますので、そのことについては、十分理解される内容での手当に歴史的になってきているのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

ただいま御議論がありますように、百年に一度の経済的不況が今現在あるんだよということであるとすれば、その方々の中で父子家庭というものがどれくらいあるのかということについては、私どもはまだ手元にその資料については持ち合わせておりませんので、その実態を把握させていただきまして、そのことでもって対応させていただければというふうに考えます。

〇7番（鶴迫京子さん） 私議員は、住民の代表で、選ばれてここに立っています。そして9月議会で質問をいたしました、その質問をするには根拠があるわけですね。ただしているわけではありません。そういう質問に対してですね、答弁がなされているんです。事例を勉強して、現状を把握してやっていきたいと。半年たってますが、まだ今の答弁では事例も研究してないということですか。実態把握もされてないということですか、生活調査など。もう全国ではですね、市長は、本市はやってないなあと、ほとんどやってないんだろうなと思われるかもしれませんが、千葉県習志野市や静岡県袋井市、島田市など、愛媛県もありますが、父子家庭支援金制度やひとり親家庭として、母子とか父子の区別なく、この自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費事業も、母子だけでなく制度を作っております、そして始めております。父子家庭支援金は、所得に応じて月額9,850円から4万1,170円で、児童扶養手当に準じているということで、私、インターネットで調べたら、たくさん出てくるんですね、この父子家庭支援金制度。だから、先程述べましたけど、そして子育て支援に対しては本市もいろいろやっていますが、その似たような事業をやっています。母子・父子家庭等日常生活支援事業とかですね、そして、ここは社協がやっている所もありますね。愛媛県父子家庭日常生活支援事業ですね。なぜ、こういうことを申しますかと申しますと、私事ではありますが、もう何十年前でしたね、私は今議員になっていますが、私の夫は看護師です。そして最初から、18歳とかそういうので看護師を目指したのではなく、いろんな事情がありまして、30歳ぐらいでしたかね、途中でその資格を取ろうということで看護学校に行きました。その時に、子供がまだ保育園に入っていましたね、2人ですね。そして、本当に何も無い中で、2年間収入がない中で学校に行ったわけでありまして。そういう中、有明町にほんの微々たる土地がありましたので、それを売って、一応学校に行った経緯があります。でも今となつては、資格社会ですので、大変良かったなと思っています。それは普通、女性が看護師の学校に行くというのが普通であります、うちはちょっと普通でないんでしょうね、そういうことで事情によりまして今があります。そういう意味合いで、志布志市にこういう制度がない、なかったら使えないわけですね。そういう学校に行きたいと、1年間出ますね。2年間学校に行くとしたら、看護師とか保育士とか、介護士とか、そういう学校に行くとしたら1年間ぐらいを10万円ぐらいですかね、月額、補助して出すというようなことで、母子家庭、こういう訓練事業がありますね。母子世帯にありますね。去年の小野議員の質問でしたが、利用者はいないということで

ありましたが、今はどうですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 高等技能訓練につきましては、1名いらっしゃいます。次年度まで続く予定であります。

○7番（鶴迫京子さん） もう何度も出てきますが、本当に経済が危機にひんしている状況の中で、資格を取ろうと一生懸命思っている方もいるかもしれません。親の援助を受けながらとかいろんな形です。制度がないとできないので、このことは、父子とか母子とか関係なくですね、今介護人材が足りないということで、マンパワーの不足がもう再々言われていますので、ぜひこの制度は男性でも、父子世帯でも使えるような制度に、ぜひそれを目標にしてやっていきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のように、男性、女性関係なく、この事業については取り組むべきだということにつきましては、先日も介護事業におきます現場の方々の方が不足していると。そして、その事業に従事する要員の養成が必要だと。そのためにはどうすべきかというような議論があったわけでございますが、当然その養成をするときに、そのような自分が勉強したいという方がおられれば、対応するのが筋かなというふうには今思ったところでございます。

そのようなことでございますので、このことにつきましては、内容等を十分勉強させていただければというように思います。

○7番（鶴迫京子さん） 父子家庭に対する支援ということで、制度を作れば、条例化したりとか時間がかかると思いますが、スピーディーに臨時的にですね、今本当にリストラに遭っているとか、今度は父子家庭になったがために、職を辞めなければいけないとか、そういう事例も出てくるかもしれません。ですので、早急にこの福祉対策はやってほしいなと思っておりますので、重ね重ね要請しておきますが、最後に一言お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

父子対策につきましては、小野議員にもお答えしましたとおり、この父子家庭の内容というものにつきまして、まだまだ私どもの手元で調査が足りない状況でございました。その内容を精査いたしまして、対応できるものにつきましては、今お話ししましたように対応していきたいと思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 市長も残り1年ありますが、私たち議員も1年残っています。その中で、今質問しましたことは、またどこかで取り上げていこうと思っておりますので、ぜひ勉強されて、そしてスピーディーな対策を執ってほしいと思います。

それでは、次に移ります。

今回は、福祉のことで、福祉行政について、少し命にかかわることを質問いたしておりますが、全国の自殺者数は、平成10年から11年連続で交通事故の5倍の3万人台になったと新聞などで報道されてますね。もうここに報道されてますね。そして、鹿児島県の去年では537人で、40代から50代が最も多く、無職であります、今の状況です。そして2006年のデータでは507人、その2006

年の時は、全国ワースト9位であったと書いてあります。そして、そのうち大隅半島、志布志、鹿屋保健所管内は103人と、人口比で最多ということで報道がされています。

本市の3月に策定された高齢者保健福祉計画であります、全協でも保健課長の方から説明がありました、このグラフですね。このグラフの説明を聞きまして、本当に驚きですね、もうびっくりしました。それで本市の平成13年から17年の自殺標準化死亡比というのですが、これが全国を100とした場合に、男性が173.9、女性は153.3と報告されました。全国と比べて非常に高い値になっていることが報告されています。このことは非常に驚きであり、危ぐしなければいけないことで、何らかの対策を立てるべきだと思いますが、まず、この自殺のことに関しては、同僚議員の岩根議員が平成18年12月議会で一般質問をされています。自殺対策基本法が3年前にできたが、どうなっているかと、連携はちゃんとしっかり本市ではやっているのかということで質問をされました。その時の市長の答弁に、「市では心配ごと相談、障害者自立支援法に伴う相談事業、介護保険法に伴う総合相談業務等で民生委員や地域包括支援センター職員、市職員が窓口で対応している。今後も、業務内容の周知を図りながら、内容を充実させていきたい。川薩保健所で心のケア、ナース養成講座等を開き、自殺防止に取り組んでいる例もあるので、市としても保健所と連携を密にしながら、更に自殺防止に取り組んでいきたい」と市長答弁があったことを、また訳して岩根さんが議会だよりに掲載されています。

どうですか、市長。それからもう2年たっているのです。連携はうまくとれているのでしょうか。防止対策と本市としての何か策が立てられたのでありましようか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、先程、議員がお話されたような形で様々な事業に取り組みながら自殺防止対策に取り組んできたところでございます。本市におきます平成13年から平成17年の自殺者の標準化死亡比は、男子で173.9、女子で153.3というふうに標準より高いということでございますが、この方々の中身は、遺書がなく、不明となっている者が半数を超えております。そして、経済・生活苦、病苦などというふうになっておりまして、年齢別では55歳以上に多く見られるということでございます。

市としましては、民生委員、各校区社会福祉協議会で実施している近隣福祉ネットワーク事業による見守り活動につきまして支援しているところでありますが、今後も各関係機関と連携しまして、地域住民が孤立することなく、互いに支え合い、ストレスに有効に対処できる心の健康や自殺対策に関する知識の普及啓発に努めてまいりたいというように考えるところでございます。

今、平成13年から17年というようなことでお話したところでございますが、ピークが平成16年というような数字になっているようでございます。17年から18年という形では、数が減ってきているというような状況でございますので、私どもの取り組みというものが、それなりに効果が出てきているのかなというふうには考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 本市の取り組みが効果が出ているのではなかろうかという答弁でありました。それは今までのことでありますね。今からいろいろリストラとか、いろんな非正規雇用

の問題とかありますね。その場合、この自殺で一番原因となるものは、自殺する人の段階というのが4段階にあるそうです。まず過労、事業不振、職場環境の変化というのがまず最初に出てくるそうです。そして、第2段階で体的に、身体疾患にまた心の問題が現れてくる。そして職場の中の間人関係ですね、それとか借金苦ですね、負債、それが第2段階だそうです。そして第3段階に、家族の不和、そういう大変な状況にある中で、家族がフォローできないというのがあって、家族の不和、そしてうつ病にも病気にまでなる。そうすると、生活苦をする自殺が増えてくるということで、そういう幾つかの要因が、もう一つだけではないんですね、自殺をするというのは、そういうのが統計で出ています。そして、その自殺を防止するとなったら、この第1段階で止めなければいけないといわれています。過労、事業不振とか職場環境の変化があって、精神的にいろんなことが起きた時ですね。そういう時は、まだ隣にとか、家族とかにやはり訴えるはずであります。まだ闇の中に入らないわけですね。その段階でやはり拾い上げるという作業が大事ではなかろうかと思えます。それを今、市長の方ではるるやっている。そうですね、本市はいろんな相談業務があります。防災無線を聞いていますと、女性支援の相談、行政相談、そして母子・子育ての相談とか、相談というのがいっぱい福祉行政の中ではあります。そして、それをちゃんと周知していますが、この自殺をするような方というのは、女性支援にしてもですね、相談というのを子育て支援センターとかやってらっしゃると思えますが、そこまで足を運ぶことができないのではないかと思います。だから、そのことをどうやって救っていくか、そういうことも大事ではなかろうかと思えますが、もう組織機構の見直しの中で人員削減がされる中で、マンパワーが本当に職員も足りません。その中でどうやってできるんだという福祉課長の悲鳴が聞こえてきそうな気がいたします。そのとおりでと思います。ですので、先進事例をいろいろ調べてみましたら、これは千葉県ですが、中核、これもテレビでちょこっと報道して、1分ぐらいしか見なかったんですけどね、支援センターというのがあって、これは県がやっていて、県が2,400万円の予算を計上して、それを市の、ここに医療関係とかNPOとか、いろんな福祉団体とかですね、社協とかそういう所に13のそういうセンターネットですね、ネットを使ってですね、24時間体制で、ここに書いてあります。福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなどを24時間、365日体制で行いますということで、これは大きな千葉県だからできることであると思ひ、言ったらもうそれで何もできないわけではありますが、こういう事例もありますので、その小さい版とでもいいですかね、何か人材を充ててですね、こういう24時間体制でですね、教育の方でもいつか言ったことがあるんですが、ハートフルセンターとかいうことを言ったことがあります。まず、本市ではいろんな相談をやっているよ、そこに行き着けないんですね、その困っている人が。市民の協働・共生でそういうことができるとしたら、24時間ですので、救われると思うんですね。自殺もその段階で、いろんな悩みを聞いてもらえると、そういうところで少しでも防止対策にはなろうかと思えますが、こういうことに立ち上げじゃないですけど、こういう手法というのはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 私自身、今朝たまたまNHKを見ていましたら、東尋坊の自殺の映像が

出ておまして、ああ、今日、鶴迫議員の自殺の一般質問があるがなというふうに考えたところで、じゃあどういったふうにしてるんだろうと興味深く拝見させていただいたところでした。あの場合は、結局、自殺に来られた方を救うというようなことで、話をよく聞こうと。そして話を聞いた後、その方が再び立ち上がってもらうための支援をしているというような内容だったようで、今御議論になっている中身とは少し違うのかなというふうに感じたところでございます。

市としましては、今お話にありましたように、様々な相談業務をやっているということでございます。そして、その中でやはり一番自殺の原因として多いのは、遺書が無い方が一番多いわけでございますが、多分推測するところ、事業不振とか、それから経済的な困窮とか、そういったものなるのかなと。そしてまた高齢者の場合は、病苦とかそういったものになるかというふうに考えます。

そういった方々が私どもの所に相談に来ていただければ、何らかの形で少しでも自殺防止につながっていくというふうには思うところでございますが、先程も言いましたように、若干自殺される方が近年減ってきているような状況もございます。その辺もありますので、そのことの推移も見ながら、そしてさらに、近隣福祉のネットワーク事業がございますので、その方々にも見守り、見回りとか、そういったものを更に深めていただくような形をお願いいたしまして、このことについては対応していきたいというふうに考えたところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今までのとおり、本市は相談体制がすごくまくいっているのも、そのものを引き継ぎながら、こういう新たなものは、作る予定はないと理解してよろしいですね。本当に再三言うようですが、365日、24時間対応してるんですね。それも、もうささいなことからですね。だから、地域で支えるという、この人たちがNPOとか、13団体のそういうネットワークを作って、そういう方たちが、もう本当に福祉の心のある方ですので、行かれるんですね。電話が一本鳴ったら、そのことで、もうささいなことでもですね。そういう態勢で、そういうことをするという所でございます。だから、本当に、先程もりましたが、志の熱い所には、こういうのできるのではないかという思いもありますので、人材は幾らでもあるのではないかと思いますので、人が足りない、金がない中でのことではありますが、これを、今度は次、がん検診も言いますが、こういうことを一生懸命やると、違う逆の発想でいけば、お金が浮くわけですね、いろんな形でですね。そしてまた生命・命を守れるということで、本当にもう一人で自分の命を守れないような時代になってきていると思いますので、ぜひ家族、家族でも守れないようになってますね。だから、社会で、そういう地域社会でみんなを守って、早い段階でくい止めるというか、そしてそういう大っぴらな所には相談には行きませんのでね、そういうこともやはりよくよく考えて、方法なりを勉強してやっていってほしいなと思います。

では、次に、がん検診についてであります。

全国でも本市でも、疾病の最大の原因は、がんだと思いますね。早期発見・早期治療によるがん予防が大切であることは言うまでもありません。そのためには、検診が何より有効で、本市でも毎年、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、2年に1回乳がんなどの検診が実施されており

ます。今も希望調査票が配られています。毎年予算計上されていますが、決算では不用額が生じています。もちろん、そこにはいろいろな理由があります。病院に通院しているとか、そういう方々が省かれますので、そのようになろうかとは思いますが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の対象者と受診者の割合は、本市ではどのようになっているのか。また、近隣の大崎町や曾於市と比べるとどうなっているのか、実態をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の健康維持・増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を目的に各種がん検診を実施しているところであります。平成20年度における実施状況につきましては、次のとおりでございます。

胃がん検診につきましては、30歳以上の市民の方が対象でありまして、人間ドック、病院等での受診者は除いておりまして、対象者1万8,016人のうち、受診者は2,495人で、受診率が13.85%です。

肺がん検診は、40歳以上の市民の方が対象で、人間ドック、病院等での受診者は除いておりまして、対象者数は1万6,922人で、受診者数が6,712人、受診率が39.66%であります。

大腸がん検診は、30歳以上の市民の方が対象でありまして、人間ドック、病院等での受診者を除いております。対象者数は1万8,719人で、受診者数2,558人、受診率13.67%であります。

子宮がん検診は、20歳以上の市民の方が対象でありまして、人間ドック、病院等での受診者を除いておりまして、対象者数1万2,210人、うち受診者の数が1,173人、受診率は9.61%であります。

乳がん検診は、40歳以上の市民の方が対象で、人間ドック、病院等での受診者を除いておりまして、対象者数は8,262人、受診者数は1,386人、受診率が16.78%であります。

なお、乳がん検診は、2年に1回の受診となっておりますので、平成19年度の受診者数との合計で受診率を出しております。今年度の受診者数は606人でありました。

次に、大崎町と曾於市との比較でございますが、平成18年度県健康増進課まとめで、肺がん検診は10%以上上回っていますが、胃がん、大腸がん検診では、10%以上下回っております。乳がん、子宮がん検診でも、7～8%下回っている状況であります。

肺がん検診の受診率が、ほかの地域と比較して良いのは、レントゲン車による巡回検診であるのと同時に、結核予防婦人会、各地区の婦人会の皆様の複十字シール運動による受診啓発の御協力によるものと大変感謝しているところであります。

現在、平成21年度の受診希望調査を実施しているところでございますが、未回答の方につきましては、昨年度までは行っておりませんでした2回目の希望調査を実施し、検診の重要性を周知してまいりたいとともに、検診期間中の広報にも努めてまいります。

また、肺がん検診につきましては、検診期間中の広報車での広報も行い、更なる受診率アップを図ってまいりたいと思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長が述べられたことが、高齢者福祉保健計画の中に、しっかり

と報告がされております。平成23年度の基本目標といたしましても、大腸がん検診と子宮がん検診を、およそ2倍の受診率に平成23年度は持っていこうという設定がされております。

そこで、周知徹底して広報をしっかりとやっていくとありますが、そのことは従来、毎年一生懸命職員の方がやられてきたとは思いますが、それでもなかなか改善がされないということは、やはりまたそこが足りないとお考えですか。

○市長（本田修一君） 私どもとしましては、様々な形で広報等を重ねながら、この各種がんの検診をしていただくような取り組みをしているところでございます。そのような中で、先程も話しましたように、来年度から健康づくり増進運動に取り組もうというようなことを考えているところでございます。その取り組みの中でも、このような様々ながん検診につきましても、受診の勧めというものを一緒になって取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 特定健診制度が始まりまして、それまでは基本健診がありまして、住民全体の方が基本健診を受けることができましたが、その特定健診制度によりまして、国保の方だけが、項目を採血項目とか、いろんな検査項目とか限られまして、受けられるようになりました。社会保険といいますか、勤めていらっしゃる方の妻の方は、その保険者が指定する所で受けるということで、本市からは一切予算化されないんですね。そういう今までの保健活動の保健師の活動といいますと、そういう基本的健診を全部一括してやっていた時代に比べますと、その中でも拾えるんですね。そしてまた保健指導で、「がん検診を受けんね」と、「もう大変だよ」とかいろんな保健指導が、保健師による手厚いそういう指導もなされるのではなかろうかと思いますが、特定健診の弊害とでも申しますか、そういうことはありませんか。向上対策に対する、その特定健診による弊害になる、そういうことはありませんか。

○保健課長（今井善文君） 平成20年度から議員御指摘のとおり、基本健康診査が特定健診ということに変更になりまして、その義務が市町村から保険者へ移行されたところでございます。

本年につきましては、市といたしましては、特定健診につきましては、国民健康保険に加入されている方が義務と。それと、がん検診につきましては、従来どおりすべての市民が対象という仕組みに変わっております。

平成20年度におきまして、そういう集団検診の中で特定健診とがん検診等も実施を一部いたしてきております。従来、社保の方も一緒にその検診を受けておったものが、大部分が国保の方ということに移行したこともありまして、このがん検診の数を見ましても、一部減少をいたしております。そのことについては、一つの原因ではなかろうかというふうに現在のところ、推察をいたしております。

21年度につきましては、個々の社保の方のがん検診ですね、特定健診を含めてでございますが、被用者保険の被扶養者の方々につきましても、一緒に取り組みと申しますか、その部分が受診率を伸ばす一つの要因ではなかろうかと現在のところ、そういう反省と申しますか、21年度へ向けた我々の、その部分に目を向けた取り組みが必要ではなかろうかというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） いろいろと国のやる政策、福祉政策ですね、いろいろとありますが、

その中で特定健診がスタートしまして、先程もありました。前の議案に質疑がありましたが、本当にペナルティがあるんですね。そして去年の1年間の率ですね、特定健診を受けた受診率ですね、相当低いですよ。今年度がどうのこうのではありませんけど、それは移行して、流れがカーブができていくわけですね。今年の最初には、みんなやる気は、課長なんかもですね、勉強されて、よしということとされますので、もっといい数字が出てほしいなとも思いましたが、最初だからということとありますが、来年度、再来年度ということと、国保会計とも密接に関係がありますし、もう本当にお金、本市のお金が出ていくわけですよ、そのペナルティのあることとによって。ですので、ぜひここをしっかりとですね、住民に、市長は健康づくり元年と位置付けてやっていくんだということがありましたが、なぜ健康づくりに元年と位置付けてやるのかというところは、結局はそういうことにあるわけですよ。そのことが住民に本当に分かってない。分からないのが当たり前だと思いますよ。みんな、もう私なんか勉強不足で分かりません。食農教育もそうでしたが、やはり学ばないと、その重大さが分からないわけですね。そうすると、ここだよと、簡単な言葉で、その仕組みなりそういうことを伝えていけば、到達度も、この事業も進んでいくのではなかろうかと思しますので、福祉サイドで本当に努力を要請しておきます。

次に移りますが、がん検診でがんが見つかったり、症状が出てがんだと診断されたり、がん告知に至る経緯はそれぞれですが、がんと言われたその時から、がん医療が始まります。全国では、140万人と言われるがん患者ですが、本市のがん患者の実態把握がなされているものでしょうか。これは特に疾病としては、がんと聞いただけで本当にプライバシーの問題もありますし、どこまで実態把握がなされるのか分かりませんが、一応お伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

がん難民というような言葉がございまして、以前は、この言葉は、がんの標準治療を受けられない人を意味していたということとございますが、最近は、治療方針に悩んだり、治療してくれる医者や医院を探し求めて、途方に暮れながらさまよっているがん患者というようなことになっておるようございます。

そのようなことから、その患者の方が今一番知りたい情報というのは、どの外科の先生に自分の手術を頼んだらいいのかという、そういう情報が必要なのではないかなというふうに思っております。そのようなことで、今後、あるいはこの先生がいい、あの先生がいいという評判を頼りに、がん難民になっていくんじゃないかなというふうなふうに思うところでございます。

そのようなことから、私どもの地域でも、がんの患者につきましては、今どのような形、実態というものについては探っているところでございますが、その詳しい数字につきましては、大隅半島では県民健康プラザ鹿屋医療センターが、がんの拠点と、病院指定を受けているところでございまして、本市においても、これらの病院あるいは県と連携をとりながら、がん患者の把握等について取り組んでいるところでございます。

数字につきましては、担当の方に回答させます。

○保健課長（今井善文君） 現在のがん患者と申しますか、治療をされている方でございます。

現在、本市の方で把握できるのは、国保の被保険者の方のみでございます。平成20年5月末現在で、悪性新生物ということで治療を受けていらっしゃる方が、国民健康保険の被保険者の中で251名というふうになっております。

○7番（鶴迫京子さん） 3年前に、がん対策基本法が制定されて、基本理念、目的、そして地方公共団体の責務など、制定されていますね。その中で、やはり地方公共団体は、第2条第3号に、「がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること」とうたわれています。

がん難民と呼ばれる患者の声を、どのように吸い上げ、反映し、支援していくのか、今後の取り組みをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。先程は、がん難民ということでお話したところでございますが、現在、県の保健医療計画では、地域の医療機関や大学病院などと緊密な連携を図りまして、専門的ながん医療を提供することや、地域住民に対しまして、がん予防やがん治療を受けるために有用な情報を提供すること、そして、緩和ケアチームにより、がん緩和医療を提供するとともに、地域医療機関との連携等により、地域における在宅がん患者に対する緩和医療の提供体制を確保することとなっております。いわゆる地域がん診療連携拠点病院ということでございますが、現在、曾於圏域には、この地域がん診療連携拠点病院が無いということでございますので、先程もお話しましたように大隅半島地域で、県民健康プラザ鹿屋医療センターが地域がん診療連携拠点病院ということの指定を受けておりますので、本市におきましても、これらの病院や県と連携をとりながら、がん患者の支援に努めてまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） 高齢化社会を迎えた今、本当にもがん患者は、ペット検診の発達などに、科学技術の発達などによりまして、もう本当に微々たるものから早期発見できる時代になっております。ですので、隣の人に聞いたら、「がんだよ」という本当にそういうことにもなるかと思えます。私事ですが、私もがんの手術を受けています。だから、もう6年になりますが、がんと言ったらですよ、治すがん、治す目的でなるがんと、そして、そこからもう標準化していくわけですね、すごく元気なわけですね。教育長も、もう五腑しかないですね。五臓六腑の五腑になっていらっしゃいます。そうやって、もうたくさんいますよね。市長は違うと思いますが、そういう意味で、がんと言っても怖がらなくていい病気になりつつありますので、それこそ、先程、大隅半島では鹿屋の病院しかないということをおっしゃいました。拠点病院がないわけですね。そうすると、がん難民になるわけですね。途中で、がんになって手術して、すぐ死ぬんじゃないんですね。ここの真ん中のところ、がんを担うって、テレビでも言っていました、担うがん、担がんという方が大勢、結局いるということで、その方たちが、がん難民になりつつある。もう病院に行くと、病院はがんを治すということで、そしてまた私も病院にいましたが、ちょうど6年ぐらい前、7年ぐらい前は、在院日数の短縮ということが始まったばかりでありました。そのころはどうかというと、病気になったら1か月ぐらい入院ができました。もう今はできません。もう病気にはなってるんですね。それはもう国の政策でDPC制度という、病気によって医療額が削

減されて、そういうのがあったり、詳しくはいろいろありますが、そういう時代になってきております、日本とアメリカ、イギリス、国のあれで。今日も私熱が出まして、ある病院に行きましたら、そのドクターも言われてました、「医療亡国論とってね」と。私もその言葉をテレビで聞きましたので、ああ、先生も同じことを言うなということで、そういうDPC制度ということが、国の施策で医療費を上げないで下げる、患者は在宅へ、在宅へということで押し進めている制度であります。いろんなことではありますが、そういうこともありまして、このがん難民というのが増えつつあります。そこをもうみんなの、私の問題はみんなの問題ということで、みんなで、がんに対して明るくですね、前向きに取り組んでいって、地域でみんなで支え合って、このがん難民をつくらないように、できるだけ相談態勢ですね、そういうところ。いつも思うんですが、福祉の連携はあるんですが、医療がなかなか連携がとれない、とられてないと思うんですね。医療と福祉との連携と、よく言葉では言いますが、なかなか医師不足とかもありますし、いろんな問題を抱えていますので、そこいら辺をやっぱり頭において、福祉行政にやっていただけたら、少しはまた違う切り口が見えたり、方法が見えたりするかと思いますので、ぜひ、福祉課長、市長もですが、頑張って推進していただきたいと思います。

最後に、このがん難民と呼ばれることで、地域の特性に応じた施策が策定されているのか、最後ですが、また実施されようとするのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先程もお話しましたように、県民健康プラザ鹿屋医療センター、あるいは県と連携をとりながら、がん患者の支援に努めていきたいということでございますが、現在、がん検診の受診後の要精密者につきましては、結果通知書を送るわけでございますが、保健師の方が、各家庭を訪問いたしまして、心身の緩和ケアを行っていると。そして医療機関の受診を促しまして、相談を受けるというようなことも行っております。そして、医療機関の紹介あるいは受診後の相談もその都度、保健師が応じておりますので、このことを更に深めていきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 以上、終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明13日は、午前10時から引き続き一般質問等を行います。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後6時07分 延会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成21年3月13日（金曜日）午前10時18分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

下 平 晴 行

小 園 義 行

上 野 直 広

日程第3 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第4 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	教 育 長	坪 田 勝 秀
総 務 課 長	中 崎 秀 博	情 報 管 理 課 長	徳 満 裕 幸
企 画 政 策 課 長	溝 口 敏 久	財 務 課 長	溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長	萩 本 昌 一 郎	市 民 環 境 課 長	竹 之 内 宏 史
税 務 課 長	外 山 文 弘	福 祉 課 長	津 曲 兼 隆
保 健 課 長	今 井 善 文	農 政 課 長	永 田 史 生
耕 地 林 務 水 産 課 長	立 山 広 幸	畜 産 課 長	中 崎 章 文
建 設 課 長	白 坂 照 雄	松 山 支 所 長	上 原 登
志 布 志 支 所 長	五 代 豊 一	水 道 局 長	徳 田 俊 美
会 計 管 理 者	楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗
教 育 総 務 課 長	上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長	山 口 幸 彦
生 涯 学 習 課 長	小 辻 一 海	行 政 改 革 推 進 監	野 村 不 二 生

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次 長 兼 議 事 係 長	徳 田 弘 美
調 査 管 理 係 長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前10時18分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問をいたします。

まずはじめに、人事についてでございます。

組織機構再編計画についてであります。

平成20年4月には、組織機構再編計画に基づいて、部制の廃止などに取り組みられたことは大変改革であり、評価するものであります。しかし、その廃止と同時に七つの監を設置されましたが、一人一役は組織で仕事をしていくことから考えるとどうでしょうか。監の下に室長、担当職を置かれています、これは重要な政策箇所ということでの取り組みだと思いますが、果たして他の課との連携がとれているのかと思います。

市長、建設課を例に挙げてみますと、部長のところを課長にただけで、課を係にして、課長は前の部長より重責だと思えます。一つの例を挙げますと、繰越明許費がありますが、課の設置の在り方に問題があるのではないですか。内容は用地交渉の結果により、工期工程などにおける年度内完成が見込まれないと、このことが原因であります。

業者の方々は、志布志は仕事がなく大変な状況であると言っておられます。百年に一度の不況だといわれているこのような状況の中で、繰越明許費で、その額も1億228万9,000円であります。このことをどのように思われているのか、また機構再編に問題はなかったのかどうか伺ってみたいと思えます。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

私どもは、常に変化する社会情勢や、複雑・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応する組織を構築するため、志布志市組織機構再編計画に基づき、部制の廃止や課・係の統合、本庁と支所の機能分担など、計画の最終目標の平成23年4月に向けた組織機構の再編を進めているところでございます。また、平成20年度から行政評価システムの導入支援を受け、行政評価をまちづくりの計画や予算編成、組織再編や情報公開といった全庁的な行政経営改革に結び付ける構造改革を進めているところでございます。

そのような中で、平成20年4月1日から、今お話にありました部制廃止に基づく、課制に基づく組織体制を整備したところでございます。

そのような中で、ただいまお話にありました建設課分につきまして、繰越明許費の出現につきましては、説明書にもございますように、用地交渉等がうまく進まなかったために、そのことによりまして繰越明許になったというようなことでございます。このことにつきましては、課を挙げて、この事業の推進に取り組んできた結果、どうしても地域の方々の御了解が得られなかった、そしてそのことがこのような形になったということでございますので、どうか御理解いただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長が今、その繰越明許になったその内容については説明がありましたけれども、これがですね、内容を見てみますと、そういうことが起きた原因が、今、市長が説明された、それだけなのかなあというふうに、どうも不思議でならないわけですね。それはそれとして、一つの例ですよ、これは。

それから、いわゆる監にも管理職手当を出されているわけですから、課長職を与えてですね、しっかりと業務を遂行させる、このことが必要じゃないかなあというふうに思うわけです。今回、見直し計画をされますが、当然、限られた人的資源で有効な、効率的な行財政を推進するためには、見直し計画は必要であります。しかし、市長が総合支所方式を維持しながら、課・係の統廃合を行うと言っておられます。その総合支所方式、これは本庁と同等、あるいは以前と同等の業務ができることを言っているのでありまして、先ほど言いましたように、監も含めて、室長、担当職の配置などの配慮をしたら、総合支所方式の維持ができるんじゃないかと思うわけでありまして、21年度も20年度と同じような編成なのか。また、編成にあたっては、課長ヒアリングをした上での再編成なのか。

それから、関連がありますが、時間外、いわゆる残業が約1億円近く歳出しています、これは毎年であります。残業の多い課・係は、いわゆる業務が多いのか、人的配置の問題なのか、その人の問題なのか、その実態を調査して、人事の配置等も考えて再編成することが基本であるというふうに思うわけですが、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

20年4月におきまして、部長制廃止というような形で新しい組織機構で行政に取り組むということになったわけでございます。その中で、部長制廃止ということでございますので、そしてまた課の統廃合ということがなされた結果、監というものを設けて、改めて重要事項の処理や新たな行政課題に対するために、必要に応じてこのような職を設けたというようなことでございます。

そして、その業務を遂行する中で、当然、私どもはすべての事業につきまして、円滑に事業が図られるための人事体制をとってきているところでございますが、そのような中で、今お話がありましたように、残業について、措置しなければならない部分があったということについては、十分承知してきているところでございます。

合併いたしまして、様々な統廃合をしながら、そしてその中で、市民の方々にサービスの低下

を来さない形をとるために、今、私どもは懸命な努力をとりながら、人員削減をしてきているところでございます。

そのような中で、どうしても業務を遂行するという現実の段階の中で、そのような偏り、あるいは残業が必要な部門が出てきたのではなからうかなというふうには考えてきているところでございますので、今後、十分そのことについても考慮していきながら、人事の配置については考えていきたいというふうに思います。

そしてまた、総合支所方式というものは堅持していきながらというようなことでございますので、各支所におきましては、合併前の機能を持つ管理部門や議会を除きまして、各支庁舎におきましては、合併前の機能を持つ方式をとりまして、事務処理がその内部で完結するような権限を有するような形をとってきているところでございます。

○1番（下平晴行君） 私は、3点ほど言ったんですよ、市長。

21年度も20年度と同じような監の設置をするのか、まず1点。

2点目は、そういう時間外、あるいはそういう監がいる下に室長、それから担当者を置いているわけですね。そのことをどう検討したのか。

それから3番目は、そういう時間外の在り方で、内容をちゃんと検討して、そういう人事の配置をしたのか、この三つをちゃんと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21年度につきましては、今後、21年4月1日に新しい人事の配置をするところでございますが、ただいまお話ししましたように、監の設置につきましては、部長廃止に伴いまして、特別にその配置が必要な部門については、監の配置をして、20年4月に取り組んだところでございます。その結果を受けまして、21年4月につきましては、引き続き必要な部署につきましては、監の配置はしなければならないんじゃないかなあというふうに思っております。先ほどもお話ししましたように、人員が削減されてきておるというようなことでございますので、なるべく市民へのサービスに支障を来さないために、直接、接する部門の人員を確保しなきゃならないというようなことから、管理の部門につきましては、スリム化・削減化というようなことは基本的に考えておりますので、来年度当初におきまして、そのような考えの人事配置をしていきたいというふうに思っております。

そして、今ほど申しましたように、残業につきましても、十分、そのそれぞれの部署でどのような形で残業が発生しているのかというものを考慮しながら、今後の人事の配置については取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 市長、私が言ってるのは、市長もそういうふうに人的資源がないと、であればですよ、やっぱりそういう監も管理職手当をやっているわけですから、そういう課長にして対応すればできるんじゃないかということ言ってるわけですよ、それはもうそれでいいんですけど。

それから、民間委託等の推進による組織の再編、スリム化ということですが、これは現

にNPOで窓口を実施している市もあります。ここも参考にしてですね、取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、やはり自主財源の確保ということで、自主財源が約33%ぐらい、依存財源がほとんどということになるわけですが、そういうことから含めても、税務課の充実をやはりちゃんとすべきじゃないのかなあと。昨日、おとといですか、そのことも出ておりました。例えば、固定資産税の賦課等も公平に、例えばこれは本当に人を配置しないとできないことであります。曾於市等も実施しているようでありますので、こういうところに力を。そういうポイントポイントにやはり人的配置をですね、ちゃんとしていくということをお願いしたいと思います。

次にいきます。

自己申告は業務に反映されているかということでもあります。

18年の3月議会の一般質問の中で、自己申告を導入して、適材適所の取り組みはどうかについて、市長は、適材適所の配置を目標としたい。そのためには自己申告を取り入れた制度を考えていくということで導入、2年間されたのですかね。今回はされないようではありますが、取り組みされなかった理由は何かお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自己申告書につきましては、平成18年5月と平成20年1月に自己申告書を徴したところでございます。

この申告書におきましては、配置希望の有無や仕事の適性ということから、そのほかにも自己啓発について努力している、あるいは能力・資格・特技は何なのか、そしてその後、能力開発をしたいことや、習得したい知識・技能は何か、そして仕事上の意見や特に申告したいことなどというようなものを徴しまして、定期異動の参考にしてきたところでございます。そのほかに、当然、主管の課長のヒアリング等を得ながら、人事の異動をしてきたところでございます。

今回、自己申告書を徴していないわけですが、仕事への意欲や意見について、改めて聞くというようなことが必要というふうに考えてきておりますが、私自身は1年間かけて、直接、職員のヒアリングを重ねてきたところでございました。時間的な関係で全員まだ終わってないところでございますが、そのようなことを今年度につきましてはやってきました。そして、課長におきましてヒアリングをしまして、今回、新しく21年4月に対応しようというようなふうには考えております。

今回の場合、長期の在課の者を中心にとということで、小規模な形の異動というものに考えているということでございますので、前回、前々回、提出していただきました申告書も参考にさせていただきながら、先ほども言いました課長からのヒアリング調書も参考にしながら、今回は取り組みたいというふうに考えまして、特に自己申告書は徴しなかったところでございます。

○1番（下平晴行君） 市長が申されましたように、自己申告の意味ですね、それはそのとおりであります。20年の1月に取られた、それを利用するという、活用するというようなことでありますけれども、1年たつわけですよ。

私はですね、自己申告がなぜ大事かと申しますと、それ以外に自分の仕事のことや、それから人間関係、それから自分が何かしたい、何かこの事業をやりたいと、実現したいと、そういうのもあるわけですよ。いわゆる提言の役割もしているわけですから。

例えばパワーハラスメント、そういうこともあるというふうに聞いてます。そういうことも、市長がいくら400人近い職員を相手にできるはずがないじゃないですか。そのために総務課があるわけですよ。総務課の方でその申告を取って、どういう状況か、総務課長がちゃんと把握すればいいんですよ。できないでしょう。だから、これを使えばいいんじゃないですか、こういうのを。そんなことで、理解していながら、自己申告を取らなかったというのはどうも不思議でならない。何があったのかなど、どうも理解できないんですけれども。

やはり適材適所というのがその人の能力をいかに生かすか、そして改革もできるわけですよ。そして、先ほど言いました提言、そういういろんな役割をしているわけですから、市長、異動が関係じゃないですよ、それは。異動のためにやるというのも一つはあるかもしれませんが、それだけじゃないですよ。小規模だからやらないって、そんな理由にならないですよ、そういうの。もうちょっと職員のことを考えて対応していただきたいと思います。

次の在課年数と同じ関連がありますので、在課年数の取り扱いはどうかに移ります。

県は、基本的に在課年数が3年間と決まっているようであります。基本的にですよ。長い5年とかあります。

例えば、市が在課年数を3年と仮に決めてあればですね、先ほど言いました仕事のことや人間関係でも問題があった場合、現在の課が2年だとすれば、あと1年我慢すれば、次は異動になれるんと思って頑張れるんじゃないですか。基本的には3年というものをもってすれば、違うと思うんですけどね。嫌な上司、嫌な部下、あるいは仕事の面、人間関係だけじゃなくてですね、そういうのはみんなあると思うんですよ。市長もあるでしょう。嫌な部下、好きな部下、それと一緒にですよ。今、確か34課があります、1年の在課年数でも34年かかるわけですよ。係が120近くあるんじゃないですか。110いくつですね。そういう係が120近くあるわけですが、そういう係を全部じゃなくて、係、課、二つぐらい回っても、例えば、市長、課に行っても雰囲気は分かるんです。一つの係に行けば、別な係の仕事も大体、法で仕事をしていますから、耳に聞こえてくるんですね、特殊用語というのが。だから、やはりその異動することによって、課を回ることによって、いろんな知識を得るということができるわけです。ですから、本人のためにも、市民のためにも、できるだけ課、係を多く回って、知識を得ることが本当に大事なことじゃないかなあとと思います、特に若い職員の方は、2年ぐらいです、多くの課、係を回ることによって、将来、係長、課長になったときが、本当に業務がスムーズに、また人の管理もできるんじゃないかなあとというふうに思いますので、そこらへんをもうちょっとどう考えていらっしゃるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、特別に在課年数を何年というような異動基準は設けてないところでございますが、基本

的な考え方としまして、今、議員が申されたようなことは考えているところでございます。それぞれの職員につきまして、多彩な業務を経験させまして、そのようなことで組織の沈滞化を防いでいくというようなことをごさいます、在課年数をおおむね3年から4年というようなことで異動の対象に考えているところでございます。特に若手職員につきましては、本当にいろんな多くの部署を経験させていきまして、そしてそれぞれがそれぞれの部署で基礎的な能力を醸成させていただきまして、将来の人材に育てていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、考えるだけじゃ何も進まんですから、もう早めに決めてくださいよ、3年なら3年と。ぜひお願いしたいと思います。

次に、道路行政についてであります。

県道改良等の地域の要望を、県に対してどのような要望活動をしているかということですが、施政方針の中に、地域の要望を踏まえ、安心・安全な道路整備の推進を目指す活発な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいりますと、施政方針を述べられておられますが、どのような取り組みを現在までされたのか、これからされていくのかお伺いしますと言いたかったんです、本当は。ところが、昨日の同僚議員の質問、それから私が18年の3月、それから19年の3月の2回質問をしておりますが、答弁はほとんど変わってないです、市長。そこで、別な角度から質問してみたいと思います。この県道3号線は主要幹線道路であります。県下の主要幹線道路の改良率は86.1%、これは前も質問したとおりです。この県道3号線の改良率は37%であります。その他道路改良に関する要望はいっぱいあるわけです。生活の足とか、農林畜産業の輸送の問題とかあるわけですが、ただ幅員が狭い所では、3.6mしか、4mないんですよ。子供たちが通学時に事故が起きたら大変なことになる。私たちは、地域の方々はこのことを一番心配しているわけです。いつ事故があってもおかしくない道路状況であることは、市長も御存じであるというふうに思います。御存じですか。

潤ヶ野小学校は43名、児童数がございます。その中で、横峯集落が9名、佐野集落が11名、20名が、まあ半分ですね、半分が毎日この道路を通過して通学しているわけです。あの危険な所をですね。この3.6mの幅員、ここが約1km、まあその部分は何百メートルしかないんですが、その所でも何回も小さな事故が起きてるわけです。このように、比較した改良率ですね、半分以下であるわけですよ、県のその主要幹線道路の。それでも市長は、地区の土木協会あるいは土木事業要望書にて要望していると、毎回同じ答えじゃないですか。言うばかりじゃないですか。優先順位も予算の関係で、まあ大事なことと思ってます。もちろん柿ノ木線、これはもう大事です。私どもが要望したいのは、危険な箇所、部分だけでもですね、改良できないかと。先ほども言いましたように、改良率を強調して、市長自らがやはり県に出向いてお願いする考えはないのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、就任当初から、本当に危険な箇所だなあというふうに、私自身も感じまして、今では地域振興局の土木部の曾於支所になっておりますが、そちらの方にも何回も、

この部分だけでもどうにかならないかというようなことは御要望申し上げてきたところでした。そして、県の本課の方にも、そんな話をしているところでございます。しかしながら、この路線につきましては、立花迫地区というようなことで、別途事業費がされているというような関係で、そちらの方の完成を見て、その地区の改良というようなことが基本的にはされておいた関係で、いまだ手付かずの状態になっているというようなことでございます。昨日もこの区間につきましては、御提案がございましたので、私自身も改めて部分改良だけでも何とか早期に取り組んでほしいという形で強く要望していきたいと考えます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、今、市長の答弁されたように、そして県の方もですね、市長が本当に真剣に信念をもって取り組むのであれば、できないことはないと言ってるんですよ。ですから、今、市長がおっしゃいましたように、そのできる部分からでもいいですからね、ぜひお願いしたいと思います。

次に入ります。

環境行政について伺ってみたいと思います。

ポイ捨て防止条例の活用についてでございますが、この条例については、環境基本条例が制定されてすぐ設置を期待していましたけれども、出ないものですから一般質問してお願いしたところであります。これが出てきたので評価したいと思います。

しかし、このような条例はない方が確かに良いわけではありますが、ポイ捨ての現状を見ると、そのようなことを言っている状況ではありません。施政方針に、この条例を制定することにより、空き缶や犬のふんの放置など、ポイ捨て防止を図り、確実に効果が上がるように、市民の皆様にも十分周知、広報等を行って、環境への更なる意識を深めてもらうことにより、市民総参加による共生・協働の美しいまちづくりを推進していくとありますが、市民にまずこのポイ捨て防止条例ができたことを、できるだけ早く知ってもらう。いわゆる周知の徹底を図らなければなりません。どのような取り組みを考えておられるのか、また市外の方に対する周知の在り方について、どうされるのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポイ捨て防止条例につきましては、今お話のように、市民の方々の全面的な御協力がなければ、とてもこの条例の趣旨というものが全うできないというふうに考えるところでございます。そのために、市民の方々に様々な形で、その条例の内容について周知をしていきたいというふうに考えますが、広報、ホームページ、立て看板の設置というものをしていきたい。そしてまた、各種団体へ環境学習の機会も設けて、このことについては説明したい。そして、できればまたこのスケジュール等もございますが、校区単位で地域を巡回しまして、この説明会をしていきたいというふうに考えるところでございます。そのようなことで、多くの市民の方々に周知できる機会を最大限活用しまして、意識の啓発を図っていききたいというふうに考えます。

そして、市外の方々につきましては、立て看板の設置、ないしは、まだ曾於市、そして鹿屋市につきましては、このポイ捨て防止条例に類似する条例が制定されておられませんので、こちらの

団体につきましても、ぜひ条例の制定についての呼び掛けをしていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、早急に取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それから、ポイ捨て違反者に罰則を、過料を与えるまでの流れをどう考えているのか。また、まち美化推進指導員が2名設置されます、その役割。

それから、環境パトロールの役割はそのままなのか、そこをちょっとお示しをしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポイ捨て防止条例は、具体的には、まずそのような状況が生じたときに、口頭で指導を行うというようなことをございます。そして、再三再四、指導をしても応じられない方々につきまして、その住所等を調べて、過料の措置をするということをございますが、これにつきましては、命令書の発送、そして告知・弁明書による告知の機会を与えながら、過料処分の通知書を発送いたしまして、その後、納入の通知書を発送するというような段取りになるかと思ひます。そして、過料5万円というようなことにつきましても、立て看板等、広報等を通じまして、このことについては周知を徹底して、この条例が趣旨どおりに推進できることをねらいとしたいと思ひます。

○議長（谷口松生君） 福重議員、着席です。

○1番（下平晴行君） 市長の方でありましたように、これは地方自治法の第255条の3で、いわゆる告知をして、その弁明の機会を与えると、そのようなこともありますので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思ひます。

これはそのこととやはり行政が主になってですね、市民環境課を含めて、やはりそういう職員の目というのをちゃんと生かしていくという、これも大きな大事なことであります。それも含めて取り組みをしていただきたいというふうに思ひます。

それから、この条例の中に、土地所有者等の責務というのが入ってないわけですが、いわゆる管理する土地における、たばこの吸い殻及び空き缶等、散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないみたいな、そういう文言は入れられないのかですね、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の第13条で土地の管理等につきまして、第14条で空き容器の散乱防止が規定されておると。そして、所有者の責務、それから飲料販売業者の義務というようなことで法律があるというようなことをございます、この中に含まなかったというようなことをございます。

○1番（下平晴行君） はい。それはよく分かってるんですが、例えば市民が見たとき、感じたときですね、条例の中にこれが入ってないと、入ることによって意識をより強く、管理者は、土地所有者はするんじゃないかなあというふうに思っているわけです。そのへんも検討していただければというふうに思ひます。

それから、今、環境パトロールが3名ですか、市内を回って管理をしているわけですが、

市民の方がそのごみを拾わない理由は、いわゆる中をきれいにして、そしてリサイクルに出すと、そういう点で恐らく拾わないということも考えるんじゃないかというふうに思うわけです。それです。私はそういうきれいにしたいという市民はいっぱいいると思うんですよ。そういう方々、いわゆるボランティアを募って、その方々が拾った分については、今まで環境パトロールが処理している、環境パトロールが拾ったものを処理している、文化センターでしていますね。そういう所に持って行ったら処理できるというようなことを取り組めば、私は環境パトロールが必要かなと、なくてもよくなるんじゃないかなあというふうに思うわけです。ですから、そういうこともちょっと、市長、考えてみてください。できるだけ経費を使わないで、市民自らがそういう街をきれいにしていくという取り組みですね。これは答えは要りませんが、そういうことも考えて取り組みをしてほしいというふうに思います。

次に移ります。

し尿等の垂れ流し対策についてであります。

し尿を垂れ流している前川には、県指定の天然記念物、カワゴケソウ科のウスカワゴロモが生育しております。今年の7月ごろには国指定になるといわれております。そのような貴重な植物はもちろんのこと、動植物の生態系を壊していく恐れがあり、大変心配をしております。また、この川では、夏場は青少年活動や市内外からのキャンプ、これは串間方面からもキャンプをしております。保育園の山学校での利活用など、大変貴重な市内唯一の川であります。そのようなことから、旧志布志町時代から、20年前からであります。前川清流会が主になって、陳情書等をお願いしながら見守ってきたところであります。

市になって、昨年11月に市長にも、し尿の垂れ流しがあるが何とかしてほしい旨をお願いしてきたところであります。ところが、日増しに垂れ流しが頻繁になり、2月12日に六つの団体、9名で市長に、再度、し尿の垂れ流しの実態を説明したところであります。その後も頻繁にし尿垂れ流しがありましたので、警察に通報し、現場を押さえ、業者は事情聴取されたところであります。そのような状況でありながら、9日にし尿垂れ流しをしているとの連絡があり、再度、現場を押さえたところであります。市の職員が畜産課と市民環境課から4名、警察2名、保健所2名、地元の方が5名集まりました。その中で、事業者に対しての指導に、市からは、今後、垂れ流しが二度とないようという指導がありました。保健所からの職員は、検査結果の日程など、当たり障りのない、厳しい指摘もなく、残念でありました。その前に、電話で現場に要請した時も、保健所の対応は、現場は適切に処理されていて、問題はないようなあやふやな対応でありました。県に対して、水質汚濁防止の観点からも、厳しく要請はできないか。また、このような垂れ流しが続いたり、施設の改善ができない場合は、署名活動など何らかの行動を起こしていかなければいけないと、地域の方々はそれぐらい真剣にこの前川を次世代のために守っていこうと思っておられることについて、どのような取り組みをされるのか。畜産経営の指導の在り方、それから環境保全の立場からお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も、今お話がありましたように、前川清流会の方々の現状に対する改善の申し入れというようにことのお話を承ったところでございます。そのことをもって、当然、市としましては、担当の環境政策室ないしは畜産課の方で対応してきているところでございますが、この河川につきましては、県の管理、そしてまた水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律といふこの法律につきましても、県が直接指導、そして改善の命令、それから営業停止というようなものをする立場にあるということで、私どもとしましては、県とともにこのことについては取り組みをさせていただいてきているところでございます。

しかしながら、現況としまして、依然としてそのような状況が改善されないということでございますので、先日も県の方に出向きまして、県の環境管理課、そして県の畜産課とともに、市役所の職員の方で協議をしてきております。そして、水質汚濁防止法に基づき、何らかの対応が必要というようなことで、4日、9日というようなことで、現場の水を採取しておりますので、この採取した結果が悪ければ、改めて県庁の方に呼び出して、指導をしていきたいというようなことの協議がされております。この指標に基づき、改善等がなされない場合は、あるいは告発というような形になろうかというふうに考えるところでございます。

○1番（下平晴行君） 水質汚濁防止法は県の管轄だと、まさにそのとおりであります。その中でですね、18年度のこの改善命令、件数が37件であります。一時停止命令の件数は1件で、それから改善命令が4件、それからし尿施設の改善命令が3件、そういうふうにこの水質汚濁防止法に基づいた処分もされているようであります。

この目的は御存じのとおりであります。ここにちょっと読ませていただきますと、「この法律は、工事及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。」これはもうそのとおりであります。行政も市民の生命・財産を守る義務があるわけでありまして、市長がおっしゃいましたように、県と一緒にやって。

ところが、先ほど言いましたように、県の対応、保健所の対応は、あまりにもずさんなんです。ですから、ここらへんをですね、本当にあれでまあよう職員としておれるなあというのでびっくりしました。恐らく一緒に畜産課長、それから環境政策室の西川室長、4人も来ていただいたわけですが、実際、その彼らの行動を見て、そういうふうに思っておられるというように思うわけであります。

そういうことで、本当に地域の方々がどんな思いをされているのか。それとですね、先ほど、改善されない場合とおっしゃいましたが、水質という基準のクリア、これはクリアしても、貯め槽からあふれ出ているんです。これは平成11年の補助事業で、畜産環境リース事業で設置しております。やはりこの貯め槽の改善、これは当然、市が予算も出しているわけですから、指導

する立場であるというふうに思います。ですから、水質基準がクリアしても、その貯め槽から直接出ているわけですよ。それをいろいろ言って、その場を通り抜けている。もう明らかにそれから出ているというのは分かっている。警察も分かっている。保健所も分かっている。それを見逃している。どのような世の中かなあというふうに、私はこの行政の在り方というのが、びっくりというか、もう信用、私も以前は行政にいましたけれども、離れてみて、本当に対応の仕方がぬるいと申しますか、大変残念であります。

そういうことからしても、市長、やはり行政がですね、志布志市は違うんだと、率先して市民から連絡があったら、さっと対応すると。今はお陰さまで、畜産課も市民環境課も対応していただいております。そのことについては、敬意を表したいと思います。これから、それ以上にそういう状況が発生した場合、どう行政が対応していくか、これが信頼なんですね、市民との。何回言っても来ない。例えば保健所ですよ。来るって言ってから3時間半ぐらいかかりました。来た時は、確か6時半だったと思います。もう暗くなってるんですよ。暗い所で、垂れ流しのし尿を取ってるわけですよ。それもその対応がぼそぼそぼそ言って、何言ってるんだろう、こいつはというふうな、まあこいつはと言って失礼ですけど、そういう気持ちになりました。その貯め槽の問題、そしてそういう我々地域の思い、そこらへんを、市長、もう一回、今後どのようにしていくのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も畜産事業を営んでいたというような経緯がございまして、この外部に垂れ流しをするということ自体があるということが、私にとっても信じられない状況でありました。私が営んでいた時期においても、垂れ流しについては厳しく規制されていたというふうに認識しておったわけですが、そのような形があるということについて、まずもって驚いたと。そして、またそれを小規模の事業者については取り締まれないんだという内容を知りまして、またそのことについても少しどうなのかなあというふうなふうに、私自身もいぶかったところでございます。

今回、私どもとしましても、担当の職員が、その都度その都度、対応を重ねてきているところでございますが、残念ながら、処分する権限がないというようなことでございます。そのようなことでございますが、今お話がありましたように、この畜産団地の形成というようなことで、事業に取り組んできたという経緯がございまして、このことに基づいて指導は重ねていきたいというふうに思います。

そして、私自身考えたところでございますが、前川はもう特に地域の方々がそのようなふう環境維持について一生懸命取り組んでおられて、その結果、子供たちも本当に川に親しむ風景というのが依然として維持されているというふうな状況でございます。そのようなことを考えたときに、有明の方を流れる菱田川というものにつきましては、もう本当に以前から、もうそれこそ10年以上前から川で子供たちが親しむというような風景がなくなってきたというふうなことでありますので、そのようなことも合わせて考えたときに、何らかの形で市として条例として考えなきゃならない時期じゃないかなあというふうには、今考えているところでございます。また、そ

のことにつきましては、十分県とも、あるいは内部でも協議を重ねていきたいと思えます。

○1番（下平晴行君） 市長、ぜひですね、市長のそういう力を発揮していただきたいと思えます。

それと、畜産のその内容については、そういう法については県の管轄ということでありましてけれども、やはり地元でそういう補助事業等も出しているわけですから、お金も出しているわけですから、まあそれを出しているからじゃなくて、やはりそういう生命・財産、そういうことも含めて、あるいは環境も含めて、事業者にもそういう畜産事業をするためには、最低これは守らないとできないよというような指導ですね、それでなかったらできないと、経営もできなくなると、やはり私はそれをちゃんと、権限はないといっても、言うべきであろうというように思うわけです。それは行政しか言えないんですよ。だから、先ほど言いましたように、我々がするということになると、そういう署名活動をして、そっちの方、すごいエネルギー使うわけじゃないですか。それじゃなくて、行政がちゃんとした指導をしていただいて、そしてお互いに事業者も、その地域に住む人たちも、本当に気持ちよく手を取り合って住むような環境をですね、これは行政の責任ですよ。ちゃんとやっていただきたいというふうに思えます。

それから、先ほど、市長がおっしゃいましたように、市長の畜産の所を私も見えています。ああいう施設の中で、そういうBODとか、そういうものが、あるいは窒素ですね、そういうのが基準をクリアしている。市長の所を見ているんですけど、ほとんどそれはちゃんとした施設ですね。ところが、今のこの問題の所は、そういう施設じゃないんですよ。あれでよく通ったなあというふうに、私、不思議でならない。そして、先ほど、市長が畜産基地とおっしゃいましたけど、畜産基地の所から、またですね、そこも流してるんですよ、垂れ流しを。そして、そこから持って来て、その貯め槽に入れて、その出たのがあふれ出るんですよ、直接入れてるものだから。もう何もなってないんです。だから、そういうこともやはり畜産課の指導をしていただいて、まあ言うことを聞かないというようなことでもありますけれども、県と一緒に、そこらへんを対応していただきたい。

市長は現場を見られましたか、そこは。見てます。はい。そういうことで、それでは次に移りたいと思えます。よろしく願いいたします。

地球温暖化対策のため、庁舎等の照明等を午後7時で全消灯できないかということでもあります。これは民間では、今、実施している所が、もうこれは7、8年前から、この取り組みをしているようであります。県は、二酸化炭素の県内の温室効果ガスの排出量の推計を発表いたしました。2005年度は1990年度に比べて、15.6%増加しており、全国の7.7%を大きく上回っているようであります。京都議定書では、国内で90年度比6%削減という目標を、これは御承知のとおりであります。しかし、残念ながら県内の実態は議定書の目標に遠く及ばず、温室効果ガス削減は不十分と言わざるを得ない状況であります。鹿児島市のエコライフファミリー事業は、一部屋で団らんし、使わない部屋の電気は消す、ふろは追い炊きしないよう家族が続けて入る、こまめに消灯し、待機電源を切る、このような取り組みで実績を上げているようであります。

県環境白書によると、過去50年間に、鹿児島市の気温は約1.8℃上昇しているということであり
ます。また、気候変動に関する政府間パネル評価報告書は、今後、極端な高温や熱波、熱帯低気
圧の巨大化、洪水の惨禍などの可能性が高まると警告をしております。

このような状況で、市としても環境行政に力を入れて取り組んでおられる、そのようなことか
ら、行政が率先して地球温暖化対策で午後7時に市役所の消灯が実現したら、市民はそれこそ
市長が言ってます共生・協働の美しいまちづくりと、これは全国でも注目を浴びるし、恐らく、
市長、視察が来るかもしれません。私は地球温暖化対策等と言ったのはですね、時間外のことも
含めて、等と言ったんですよ。そこらへんはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成19年度に志布志市地球温暖化防止活動実行計画を策定したところでございます。二酸化炭
素など、温室効果ガスの削減に取り組んできています。この中で、始業前や昼休みの照明の消灯、
時間外勤務の際の不必要な照明の点灯はしない、クールビス・ウォームビスの励行、冷房時の室
温を28℃、暖房時の室温は18℃というようなことで、電気使用量の削減に取り組んできています。
このようなことでありまして、CO₂の削減につきましては、平成17年度を基準にしまして、18
年度は1.51%の減、19年度は7.41%の減、20年度は2月末で同時期と比較しまして8.15%の減と
なっているところでございます。そのようなことから、様々な取り組みをしながら、この地球温
暖化防止活動をしているところでございますが、今後とも市が自らが一業者、そして一消費者と
いうような観点で取り組みを重ねていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃいましたようにそういう環境対策、これは本当に評価し
たいと思います。一生懸命頑張っていらっしゃることには。

私が言っているのはですね、例えば時間外をする時も、電気をその課はもうみんな点けている
わけですね。これを例えば、電気スタンドを課に三つか四つ配置して、そしてそれを使って残業
を、もし必要であればですよ、必要な所はもちろん残業しなきゃいけないでしょうから、そうい
うこともできるわけです。だから、そういう私が訴えているのは、午後7時にできるわけがない
ですよ、はっきり言って。できないでしょう。できますか。できないですよ。できれば大した
ものですけど、できません。そういう午後7時じゃなくて、午後8時でもいいんです、実は。
午後7時は目安で私は言ってるんです。

例えばですね、そうすることによって職員の意識というのも全然変わってくると思うんですよ。
もう点けばなし、開けっ放しじゃなくてですね、昼はちゃんと消してますよ、それは。ところが
夜はどうですか、そうでもないですよ。あまり危機感はないんじゃないですか。ですから、そ
ういう意識を持たせるといのもひとつやってみてくださいよ、市長が。市長しかできないん
ですよ、この命令は。あなたが考えてやればできること、大統領ですから、何でもできるわけ
ですよ、自分の考えで。ですから、そういう各課で時間外をする所は、各課で対応、3個か4個
ですね、買って、時間外をその自分の所で点けて残業すると、そういうことでの取り組み、ま
あそれは考えられないかですね、もう一回、市長、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かに残業する時には、フロア一斉にとか、特に一斉じゃなくても、課あるいは隣の課まで点いた状況で残業しているということにつきましては、そのようなことだというふうに思います。ただ、その場合に、今お話がありましたように、スタンド等を別に用意しまして、その該当する職員にのみ照明ができるような形ですということになれば、電灯の配列、電線の配列というような問題もあるようでございますので、そのあたりも少し検討させていただければというふうに思います。

今現在、一斉に点くということが問題であるようございますので、その蛍光灯につきましても、一つ一つ点けられたり、消したりというのできる機能ということからも検討をさせていただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、否定から入ったらもう何もできませんから、まずやってみると、そういうふうにおっしゃってくださったら、それでいいと思います。

おっしゃいましたように、ある所では出る時に引っ張って、トイレに行く。帰ったら、また点けると、そういう所もあります。ぜひそういうところも、今、市長がおっしゃいましたように、そういうことからですね、ぜひやってほしいというふうに思います。

次にいきます。

教育行政についてであります。

中1ギャップ、心身の発達、小・中学校間の教師の指導観や学力観など、教育観の相違から、小・中校一貫教育について取り組む考えはないかであります。

私は、以前から、小・中校一貫教育に大変関心を持っておりました。この取り組みをいろんな所でしているのを、実際、聞くだけで見たことはないんですが、今回、薩摩川内市が小・中校一貫教育を21年度から全校で取り組むと、南日本新聞に掲載がありました。早速、研修をしたところ、すごい取り組みでありました。また、すごいのが、私、同僚と行ったわけですが、10時と約束をして5分前に行ったんです。そうしたら、その課に3人ですね、指導主事です、名刺がありますけど、3人待っていてくれて、志布志からですかという対応の仕方。そして、帰りはまた車の所まで送っていくという、本当に何かホテルに行ったような感じでありました。そのことでも研修に行ったかいがあったなあということでもあります。そういうことでプロジェクターを使って3人の職員が指導してくれました。

小・中校一貫教育の取り組みはだれがされたと聞きますと、薩摩川内市は16年の10月に合併して、11月に就任された教育長がすぐにこの取り組みを指示されたそうであります。教育長はかねてから、地域も大事だが子供が大事だと言っておられました。恐らくそのような考え方からされたんじゃないかなあというふうに私は思いました。16年の11月から中・小連携、中学校・小学校連携、全中学校で実施されております。小学校が46校、中学校が16校であります。そして、17年12月に、小・中一貫校、小・中校一貫教育特区を申請されて、18年の3月31日に認可が下りているようであります。そして、18年の4月から3モデル校区で実施されております。小学校1校、

中学校1校が2校区ですね。そして、小学校4校、中学校1校が1校区、いわゆる3校区で実施をされております。導入の背景は、先ほど言いましたように、中1ギャップでは、不登校の増加など、それから中学校入学後の学習意欲の低下、小学校最高学年から中学校最下学年への段差、いわゆる小学6年から中学1年ということであります。それから、心身の発達、思春期への移行ということで、一つ目には第2次成長の早期化、二つ目が第2次反抗期によるいら立ちや不安感の増加。それから全体の三つ目であります。小・中間の教師の指導観や学力観など、教育観の相違ということが背景であります。それから、導入の経緯、ねらいなどがありますが、これはぜひ研修していただきたい。もう時間もありませんのでこれは省きます。

この小・中校一貫教育には、連携型と併設型、一体型がありましてですね、この薩摩川内市は連携型を導入されていると。連携型というのは、小学1年生から4年生、それから小学5年生から中学1年生、そして中学2年生、3年生、いわゆる今の学校はありながら連携をして、その中・小の一貫教育をされている。それから併設型、これは中学校があって、その隣に小学校を設置して併設ですね、これが併設型。そして一体型、同じ中学校の敷地の中に小学校1年生から中学校3年生まで、これが一体型とっているそうです。教育長は御存じであるというふうに思いますが。そういう中で取り組みをされております。

先ほど言いましたように、小学校が46校、中学校が16校であります。そして、その中の28校はですね、複式学級を持っている学校だということでもあります。一番多い学校で、小学校でいいますと834名、小さい学校では4名。50名以下がですね、18校あります、50名以下の小学校が。志布志と何ら変わらない状況であります。そして、何がその効果があったか、主なものであります、複式学級同士の連携、それから修学旅行が一緒に行ける。そして、まず一番大きなのは、先生同士の打ち合わせがすごく多くなったということでもあります。そして、3か年の成果で小学6年生、3年前に中学の入学の不安が40%あったのが、半分の20%以下になったということでもあります。そして、モデル地区小学校6年生のアンケート結果であります、中学校の先生が授業されることをどう思いますか。とてもよいが90.9%です。どちらかというといよいが9.1%、もうこれで100%ですね。どちらかというとい授業してほしくないが0%なんです。この小・中学校一貫教育の取り組みは、新科を、新しい科を設けなかったら、特区申請は必要でないというようなことでもあります。志布志でもいつでも取り組むことができるわけではありますが、教育長、この今まで学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置されまして、検討するという結果であります。そういうことであれば、やはり地域には学校を存続させたいということからいくとですね、こういうことが導入されることによって、それは可能になるわけではありますが、教育長、どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御指摘のとおり、この中学校1年になった途端、学習や生活の変化になじめないで、不登校になったり、いじめが生じたりという現象、これを御案内のとおり、中1ギャップとっております。新潟県教育委員会が一番最初に言い始めたやに聞いておりますが、この対策についてはですね、今、議員御指摘のとおり、大変大事な教育の現在抱えている視点の一つだろうと、こういう

ふうと考えております。

そこで、我が市におきましても、手をこまねているわけではございませんで、市といたしましては、この対策といたしましてはですね、各小・中学校ごとに学業指導や生徒指導並びに校種を越えた教師間の連携という視点から、様々な取り組みを行っているところでございます。薩摩川内市ほど学校数も多くございませんので、幸いに、そういう意味では幸いに、ですから小回りがきくということではございます。それを利用いたしまして、そういう教師間の連携ということなどもやっております。ソフト面では薩摩川内に勝るとも劣らないやり方はやっていると私自身、自負しております。

具体的には、中学校区ごとに教職員が研修授業、研究授業、あるいは指導交換をする。例えば、出水中学校でありましたら、出水中学校に2校ございますから、要するに3校集まって、あるいは宇都中学校に入る小学校と、宇都中の先生方が集まってとか、あるいは松山中だったらというふうに、それぞれやっております。それぞれの学校に、どうせ小学校へ行くわけですからですね。そういうもので研究を行っております。例えば生徒指導の問題なども喫緊の課題でありますので、児童・生徒個々の状況については、入学前・入学後、連絡会を持ちまして、意見交換を行ったり、あるいは生徒個々の状況について、小・中学校の教諭同士で連絡を取り合ったりと、こういうことも体制はできております。小・中連携ですかね。ただ、これは気をつけませんと、特に生徒指導の問題につきましてはですね、先入観を持って先生方が、中学校の先生方がですね、見てしまうという大変リスクがあるわけではございます。ですから、ここらあたりの連携というのは微妙でございます。

このような取り組みをいたしまして、教師は指導観、教育観については、共通の認識をもって指導方法に合わせて、相違点を認めつつも、更に工夫・改善をしながら、現在進めているところでございます。

今後とも、児童・生徒の心身の状況や発達段階に十分留意いたしまして、必要以上に小・中学校に大きな段差を子供たちが感じないようにということ、あえて私は大きすぎる段差がないようにと申し上げておきたいんですが、十分取り組んでまいりたいと思っております。なぜ大きすぎないようにと申したかといいますと、余りにもバリアフリーの認識が教育の場に入りすぎますと、いつ入学したのか、いつ卒業したのか、いつ中学生になったのか、分からないというような現象がもし生じるとすれば、私はやはりある程度、「おお中学生になったなあ」ということですね。「やっぱり中学校は違うぞ」と、中学の先生が、「おまえたちはね、小学校みたいな気分で来るな。やっぱり勉強せんないかんたっど」と、「高校に行けばなおだよ」というようなことをですね、やっぱりある程度、段階的なことはない、ザーンとどこまでいってもバリアフリーという認識は、時と場合によっては改めていかないといけないという気持ちも、私は個人では感じております。

ですから、中1ギャップ解消のための小・中一貫は、今のところは私どもがやっておるソフト面の研修会等で十分対応できるのではないかと、こういうふうには考えておりますが、これは当然、

小・中一貫校の設置の在り方、私どもも薩摩川内市の取り組みについては私どもなりに調査・研究しておりますが、やはり聞きますと、それなりに新しいことには新しいリスクがあるというのが世の中の常識でございますので、それなりのリスクも、また十分研究しながら、今後、志布志の教育の行政に携わってまいりたいと、かように考えております。

○1番（下平晴行君） 教育長がおっしゃいますように、例えば一体型になった場合には、そういう可能性が十分あるという指摘も受けてありました。しかしですね、3人の指導主事、これは恐らく伊崎田にいたという一人は先生でしたけど、3人の指導主事の方が、私が本当に受けたのは、この教育の、この一貫性の在り方はすごいと、すごく受けたんですよ、教育長はそうおっしゃいますけど。ですが、私はその一辺倒じゃなくて、いろんな角度からですね、中1ギャップだけじゃなくて、そういう地域の学校の在り方を含めてですね、やはり研究をしていくべきじゃないかなあというふうに思います。

これは一方的な、私はこういう考え方がいいということでの一つの提案ということですので、そこらへんを十分、もう次は答えはいいです。

次に、水道事業についてでございます。

旧志布志町では2か月に1回、水道料納付等の業務を行っていたが、新市になってから毎月の業務になっている。納付書等の送料や事務等の経費が増えていると思うが、改善する考えはないかということであります。

口座振込等で納付件数が大分減っているということは、しかしそれでも約6,000件近くが納付送料ですか、しているようであります。そういう送料と事務経費の削減についてどうか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） 納付書等の送料や事務費の経費が増えているんじゃないかなというような御指摘でございますが、合併後におきまして、改善にも取り組んできたところでございます。基本的な考え方から申し上げまして、公営企業というのは皆様の利用料金をもって経営をしていると。そして、現行の利用料金を可能な限り永続できるように、常に経営の改善に努力しているということにつきましては、それが使命じゃないかなあというふうに思います。そして、お尋ねの件につきましては、決算委員会、それから所管の委員会につきましても、同じような御質疑をいただいているということございまして、内部の協議をしております。可能性の一つではございますが、隔月検針と毎月請求については、検討を重ね、事例の少ない手法でございますので、今後、更に詳細な詰めが必要かというふうに考えておりますので、今後もまた更なる詳細な検討をさせていただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そういうふうに検討していただいて、これは合併協議会でこういう形に落ち着いたというか、なったんだろうというふうには思うわけですが、私が言ってるのは、そういう大変な財政状況の中で、もちろん公営企業であります、その範囲で経営をしているということは重々分かっております。そういう予算の市全体の中で考えると、やはり少しでも削減をして、そういうところから取り組みをする必要があるというようなことと願

いしたということでありませぬ。これが、この取り組みがもし分かっていたらですな、その隣接市町村、市長、こういう形でみんなやってるのかどうかですな、企業は。分かっていたらいいですよ。分からなかったらいいですよ。

○水道局長（徳田俊美君） お答えします。

平成18年度の資料でございますけれども、まず全国の平均から申します。これは上水道事業のみの結果でございますけれども、全国平均で申しますと、1か月の検針・請求が53.3%、2か月が45.9%となっております。これを例えば100万人以上とかいう段階的に分けまして、一番平均的なものであります3万人から5万人という数字のところが一番平均化しておりますして、53.8%、43.7%という結果になっております。このことは、大きい団体は2か月検針、2か月請求、それより小さい団体は毎月検針、毎月請求ということが表れてるんじゃないかと思っております。

あと、ちなみに鹿児島県内で申しますと、1か月検針・請求が27か所、2か月検針・請求が14か所、その中でお隣の曾於市大隅町が2か月検針、1か月請求というのをやっているようでございますので、またこのへんも研究をしてみたいなあと思っております。

○1番（下平晴行君） 最後になります。そういう事務経費の取り扱い、そういうことも含めると、やはり大きな団体はそうなると、やはり小さい団体でも同じことがいえるのじゃないかなあというふうに思います。市長、そこらへんもぜひ検討するということであるので、大いに検討していただいて、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、1番、下平晴行君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

私たちの任期もあと1年を残すというところでございます。年にたった4時間しか一般質問をする時間はありません。その中を有効に生かして、住民の皆さんのために、執行部もちろんはじめとして、私たち議会の議員も、住民の皆さんが主人公と、そういった立場で、市長が申しておられます市民の目線に立った行政をまい進してやっていっていただきたい。

今、国の政治では政治と金の問題で、自民党、民主党、両方、本当に大変国民の信頼を損なうような事態が起きておりますが、これはそれぞれの政党、議員自ら、国民に対してきちんと説明をします。そして、自浄能力を発揮して、政治に対する信頼を取り戻すべきではないかというふうに思います。我が市ではそういったことも起きておりませんので、これから先も市長が申しておられます市民の目線に立った行政を進めてやっていただきたいと、そういうふうに思います。そうした立場で質問を通告しておいた点について、順次、質問をします。

まず、経済対策について、先の12月議会でも緊急保証制度、セーフティネットの関係について、市長に対応を聞いたところでありました。施政方針で約50件ほど認定があるということでありました。その後、当然、要請もあり、認定も増えていると思っておりますが、先の議会ではこれは、セーフティネットは、金融機関がしっかりと融資まで届かないと、その意味がなさないわけでありませぬ

ね。その後の対応として、金融機関等への要請もするというような答弁もありました。現在、認定をどれぐらいされて、その融資、そういったものが具体的にどれぐらい県の保証協会等を含めてですね、なっているのか、現在の認定の件数と含めて、対応をどうだったということをお願いを申し上げます。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

この緊急保証制度は、景気が悪化する中で、原材料価格や仕入れ価格の高騰により、売上げの減少や収益が圧迫され、中小企業者の資金繰りを支援するため創設されております。対象業種が760業種で、取扱期間は平成20年10月31日から平成22年3月31日となっております。

本市におきましては、3月6日現在で、認定書を59件発行しております。内訳としましては、建設業が20件、製造業が11件、卸し売り・小売り業が18件、その他が10件となっております。

また、鹿児島県信用保証協会の保証状況ですが、2月末現在で、承諾件数が39件で、金額が5億7,600万円と伺っております。この承諾された分が金融機関において融資が実行され、また実行されるものと思われま。

○25番（小園義行君） 市長、施政方針で大変、資金繰りに苦慮されているというふうに述べておられます。銀行、そういった金融機関等への対応もですね、この間、きちんとされたんだろうというふうに思いますが、そこについて答弁がありませんでした。実際に件数として39件ですかね、今現在のところですね。今朝も河本商工会長もお見えになりまして、いわゆる商工会の会員の実態等も少しお話をされたところでありました。大変厳しい状況にあるということでありましたので、このセーフティネット、これを大いにですね、それぞれの業種が広がっています。活用して、我が市の経済状況が良くなっていくようにですね、努力をお互いにやっていかなきゃならないというふうに思うんですが、そのことは、ひいては来年度以降のですね、市税等々を含めて関係あるわけですし、大いに努力をしていかなきゃいけない。金融機関等への要請、そういったものはどういうことだったのか、少しそこだけお願いします。

○市長（本田修一君） 昨年末、12月22日でございますが、年末における緊急保証制度事務の窓口開設と融資に関する協力につきまして、市内の金融機関にお願いに出向いております。

○25番（小園義行君） これは今後もですね、大いに努力をしていただいて、一生懸命頑張っておられるそういう方々に対しての対応も、支援として大いにやっていただきたいと、そういうふうに思います。この件についてはよく分かりました。当局の努力も当然やっておられるということでございますので、理解をしたところであります。

次に、政治姿勢についてということで質問をします。

本庁舎の位置を志布志支所、総合支所に移す考えはないかと。

これは、これまでもずっとこの3年間程、取り上げてきました。市長の答弁は、私の任期中は変わらないということでありました。先の議会で同僚議員の質問に対しての答弁として、未来永ごと、その考えを持っているわけではないというような答弁がありましたので、少し変わったのかなあということで質問をしてみたいと思います。

市長が申された、未来永ごう、その考えを持っているわけではないという、その真意はどこにあったのかですね、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政の事務所につきましては、その行政の中の様々な事業の円滑な推進を図るために、適当と思われる地に設置されるというふうに考えるところでございます。

本市の事務所につきましては、合併協議会の中でこの地というようにことで協議がされ、決定され、そして現在に至っているということでございまして、その当時には、この地がふさわしい地ではなかったかということでございます。そのようなことから、また経済状況、それから市民の住まいの状況、あるいは行政区域の範囲、そのようなものが変化してくれば、また新しい地に新しい事務所が必要になってくるときもあるというような意味合いから、未来永ごうというように、ここはずっとあるということではないというふうなふうに発言したというふうなふうに御理解ください。

○25番（小園義行君） 市長の答弁がそうありましたのでね、少し考え方等が変わったのかなあということでお聞きをしたところですが、あまり任期中は変わらないということでもありますね。

そこで、少しお聞かせをください。

地方自治法の第4条第2項が地方公共団体の事務所の設置または変更ということで、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」というふうなうたってるわけですが、そうした観点からしたときに、現在の有明本庁、そういったものが適当というふうにお考えですか。現状をこの第4条の規定からして、どういうふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第4条によりますと、ただいまお話にあったように、住民の利用に最も便利であると、そして交通の事情、他の官公署との関係というものを考慮しなければならないというようなことが書いてございます。そのような意味合いからすれば、若干、この地につきましては、例えば志布志支所と比較したときに、その面については落ちるのかなあというふうなふうには感じるところでございますが、先ほど来お話ししましたように、私どもは様々なことを考え、そして協議し、結論としまして、この地を新市の事務所として定めたというようなこと、そういうふうな経緯もございまして、そのことについても御理解をいただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 市長の考えも、この第4条の規定からしたときには、少し志布志支所としたときには落ちるという表現であります。併せてですね、第155条が地方事務所・支所等の設置ということであっております。そして、第156条、これは行政機関で国の地方行政機関の設置の条件等々をうたってます、保健所とかですね、警察とか。

その中にですね、第155条の支所を置くということで、これは行政実例等いろいろあるわけですが、現在、総合支所方式をとっていますね。その中で、「支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所

又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。」ということを行行政実例でうたってます。支所の設置、これはですね、「交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃止せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。」というふうにうたってます。元に戻りまして、第156条はいわゆる保健所、警察、そういったもの等も含めてですね、第4条の第2項を準用するというふうにうたってるんですね。住民の利便性から考えたときに、そこに事務所は置くべきだというふうに。私は地方自治法の第4条の第2項、そして第156条のこの第3項ですか、ここからしたときね、やっぱり本庁は志布志支所に置くべきだろうというふうに思うわけですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、地方自治法第4条の第2項によりますと、少しこの地が志布志支所より条件的に落ちるということは認識するところでございます。

しかしながら、私どもは、新しく支所を設置するときに、この地を新市の事務所とする際に、そのような地方自治法のこの条件についても、十分考慮の上、この地を選定したというようなことの経緯がございますので、そのことにつきましては、大方の御理解を今でもいただいているというようなふうには思うところでございます。

そしてまた、支所につきましても、相当な職員の配置をというようなことで、私どもは、昨日来、議論がありますように、合併いたしまして、職員の削減をしながら、住民へのサービスの低下を来さない行政運営をするというようなことを前提にしまして、それぞれの支所におきます職員を本庁へ異動するというような形で、全体的な縮減を図ってきた中の結果というようなことでございますので、そのことについても、市民の方々については御理解いただいているんじゃないかなあというふうに感じているところでございます。

そのような意味合いから、改めてまた大きな条件等の変更があるということになれば、市民の方々からそのような声が出てきて、そしてそのことに基づいて、私どもは考える時が来るというのは認識しているところでございます。

○25番（小園義行君） 私がお聞きしているのは、この地方自治法のその条文からしたときにどうかということをお聞きしているわけでありまして、合併協議会で決まったことは、それはもうそれとして了とされているわけじゃないですか。そのことに対してどうかということをお聞きしているんですね。このことを質問をすると、いつも私に直接そういう声は届いておりませんということを、これまでも議会の中で述べられております。

でも、今日ですね、当局にも届いていると思いますけど、商工会がアンケートを調査されたと、いただきましたね。その中にね、一番多かったのは、商工会が出された資料ですよ。本庁を動かしてくれということが一番多かったというふうに、提案と、その調査の中に書かれてあります。声はですね、たくさん上がってるわけです。ただ、そこが市長の所に届いてないということだけですよ。今朝ほど私たちもいただきましたけど、商工会長の河本さん、そういう声もありましたということも、ちゃんとうたってありました、それがですね。だから、それはそれとして、私が

お聞きしているのは、この法のここに照らして、現状をどうかということで、市長がおっしゃるこれから、そのことからしたときに、志布志支所と比べたら少し落ちるのかなあと、そのことで御理解していいですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、第4条の第2項に基づく判断ということになれば、志布志支所に比べて本庁は落ちるというようなふうには認識します。

○25番（小園義行君） 市長がそういうことですのでね、ぜひこれは。地方自治法が求めているハードルは高いですよ、一回決めるとですね。4分の3ですか、その条件も必要になってくるわけです。今おっしゃったように、地方自治法の第4条の第2項、そして行政実例、そういった等々を含めてですね、住民の利便性の確保という観点からこの法律があるわけですし、今おっしゃったことで、時間はありませんけど、次にこのことはやりたいと思いますが、その中でね、少し、支所の設置、これは先ほど言った廃置分合等により、市町村役場を配置せず、支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするとありますね。この観点からしたときに、松山支所、志布志支所、どれぐらいの人数の職員が相当だというふうにお考えなんですかね。

○市長（本田修一君） 現在のところ、本庁に232人、志布志支所が95人、松山支所が45人ということで、合計371名というようなことになっておりまして、全体的には定員適正化計画よりも減少しているというような状況でございます。計画では、21年4月は378人であったというようなことございまして、減っております。

そのようなことで、総体として、本庁につきましても、また減っていくであろうし、支所につきましても、更に減っていくというようなことでございます。そのような意味合いから、それぞれが適正化計画、あるいは行政改革大綱に基づいた形の流れになってきているということでございますので、そしてその減ってきている水準というのが適当なのかどうかということにつきましては、サービスがきちんと提供されているかどうか、不便性をその地域地域の方々が感じられていないかどうかというようなことに基づくものであろうかというふうに思いますが、現在の段階では、そのことにつきましては、十分理解をいただいているというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長、現在の職員の方、376名おられますね。それで、それぞれ有明本庁、これ合併当初からしまして87名増えています。志布志支所、マイナスの102名ですよ。松山支所、マイナスの33名です。全体の職員数としては、合併前の職員から50名ほど、48名ということで少なくなっていますね。そうしたときに、これまでもいろいろ同僚の議員の方々から支所のこと、機構改革の見直し、いろいろあって、どうなんだということ言われてますね。私は、本当に住民が住んでいる、利便性を確保するというときに、このこともしっかり考えてやらないと、総合支所方式をずっとあなたは当面とっていくとおっしゃってる中で、人をこんなにですよ、半分も減らしている。支所は半分になってるんですよ。松山は77名が33名、マイナスです。志布志は198名おったのが97名、102名も少なくなってる。私がお聞きしたのは、その組織は相当の職員

が常時勤務することを要件とすると、そういうことをしたときに、どれだけの事務量がそこにあつて、人を置かなきゃならないということを考えたときに、私はこれが逆ですね、志布志が本庁だったらあまりこういうことは考えなかったと思うんですけど、どれぐらいの人数が松山支所と志布志支所には、相当の職員が常時勤務することを要件とするとうたってるんですよ、行政実例。これどれぐらいまで減らそうと考えてるんですか、じゃあどれぐらい必要だと思っておられるのか、そのことだけお聞きを先ほどもしてるんですけど、答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この職員の適正化計画に基づきまして、私どもは更に職員の削減をしていくというようなことになるわけでございます。計画としましては、23年度中までに351名までというような形になるわけでございますが、そのことにつきまして、また更に全体的に、本庁ももちろん減っていくでしょうし、支所も減っていくというようなことになろうかというふうに思います。

この本庁が仮に志布志にあったときというようなふうに考えたときも、多分、志布志の支所につきましても、今のようない形でもっと当時の志布志町役場の時代よりも、ニーズは増えるような形の本庁機能というものになったのではなかろうかなあというふうには思うところでございます。

この適正化計画に基づきまして、それぞれの組織の見直しをして、そしてそのことで直接的に住民のサービスに影響がないというような形の削減というものに、今後、先ほども申しました目標の人数の達成の時点におきましても、組織の見直しがあり、その中で対応していくと。住民のサービスに支障を来さない対応をしていくということの前提になろうかと思っております。

○25番（小園義行君） 今、市長はそういう答弁ですけど、住民の出されてくる要求、ニーズに対しての対応としたときに、現在のこのような状況からしたら、大変これは僕は不便を囲っていくのかなあという気がしてならないんですね。

ちょっと確認をします。この法の求めているものからしたときには、やはり本庁をここに置いとくというのは少し落ちるというふうに、志布志支所等々考えたときに、地方自治法の第4条の第2項、そして第155条、第156条のこれからしたときもですね、今そういうふうに答弁がありましたので、このことについてはこれから先、また私は志布志総合支所に本庁をやっぱり持って行くべきだろうというふうに、私の考えとしては、これは変わりませんが、今、市長の答弁がありましたので、この項については終わります。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————
午後0時05分 休憩
午後1時10分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

執行部の答弁の訂正がございます。

○市長（本田修一君） 先ほど、小園議員への答弁の中で間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。

職員数を371人と述べましたが、この数字は21年3月1日現在、県派遣職員3名を除いた数字でございまして、20年4月1日の職員数につきましては、県派遣を含めて376人でございます。

おわびして、訂正を申し上げたいと思います。

志布志支所につきましては97名、松山支所が45名、本庁が234名、計376名でございます。

○25番（小園義行君） 今、訂正が少しありましたから、再度、この件でもう一回お願いします。

午前のやり取りの中で、23年度までに351名、約二十数名ですかね、職員の減ということになるわけですが、これは際限なくですね、減らしていくということについていくと、それぞれ本庁、それぞれ支所の機能、これを先ほど言いました、その相当数の職員を常時置くという、こういうことからしたときに少し偏りが出てきたり、いろんな無理があるのではないかと。午前の質問の中で市長は、相当数の職員の数というのをどれぐらいかと聞いても、答弁になりませんでしたね。これなかなか難しいでしょう。減らしていく、このことだけでやってると、当然、ある部分にはしわ寄せがいくことになるわけですね。そういった意味で、この今、適正化計画でどんどん減らしていこうというふうにされているわけですが、そこらに対しても相当数の職員を支所に置かなければならないという、この行政実例等を踏まえて考えたときに、きちんと首長として、あなたがそのことを判断して、住民へのサービスの低下を招かないようにやるというのが、僕は姿勢だと思えますよ。そういった意味で、そこに対しての考え方を再度、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

相当数の職員を配置するということにつきましては、当然、今お話がありましたように、住民へのサービスが低下を来さない形での配置ということになるかというふうに思います。351名まで減らしていくというような流れの中で、職員数の配置についても、今申しましたことを念頭におきまして、配置をしていきたいというふうに思います。

この適正化計画を定めた時には、同程度の規模の他の自治体というものを参考にして、合併した職員というものが、どの程度まで合理化、削減化できるかというようなこと、そしてそのことでもって行財政改革がなされ、そして交付税が減らされていく中での計画になったということをお理解いただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 午前の中で確認等、いろいろやりました。そういった中でですね、ぜひ機構改革、いわゆる松山支所等も全協等で説明がありましたけど、本当にそれなりに支所には、それなりのものを置かなきゃならないというふうなうたってるわけですし、そのことをしっかり対応していただかないと、住民の皆さん方へのいわゆるサービスの低下になってしまうというこの心配はですね、これは出てくるのではないかと思います。そこについてはきちんとした対応をしていただきたい、そういうふうに思います。

次に、介護保険についてお願いをします。

この介護保険は10年目を迎えて、3年ごとに見直しをしていくわけですね。そうした中で、21年度以降、調査員等々が調査をします、そういった調査項目、こういったものが大きく削減をされていくということが新聞報道等でも出されております。私なんかいろいろな相談を受けますときに、介護4から介護3になったと、このことでおむつの支給が止まるとかですね、本当にすごい相談があるわけですね。そして、一月はもうしょうがないからごめんなさいと言って、もう一回、再度認定をしていただいて、元に返ったりとかいう相談は何回かありました。新しく新年度から始まるこの介護保険制度の調査等々のこの見直しですね、認定の仕組みがどのように変わって、そのことが影響がないのかですね。当然もう4月といえば、もうすぐですので来てると思うわけですが、そこについての内容等を少しお聞かせをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御承知のとおり、介護保険制度につきましては、急激に加速する高齢化社会の介護問題に、我が国全体の問題として取り組むという目的で、12年4月から市町村を保険者としましてスタートした社会保険制度でございます。

介護保険制度に係る要支援及び要介護認定は、曾於市、志布志市、大崎町の2市1町で構成する曾於地区介護保険組合が行っております。

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われることになっており、要介護認定についても平成21年4月より、要介護認定の適正化と認定の効率化を図るため、見直しが行われることとなります。

今回の改正内容は、次の5点がございます。

まずはじめに、認定項目について見直しが行われました。要介護認定がより適正かつ効果的に行われるよう、現行の82項目から追加・削除を行いまして74項目になったところでございます。

2点目に、実際の介護に要する時間が、より要介護度に反映されるようになったところでございます。

3番目に、現行では1次判定で要介護1相当に該当する者を、2次判定において要支援2または要介護1と審査判定していましたが、これをコンピューターによる1次判定において判定することになりました。

4番目に、1次判定を変更する場合、本来の判定基準としての要介護認定等基準時間の行為の区分ごとの時間のみを指標として採用することになります。

5番目に、運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更の見直しについては、現行の自動的に要介護状態区分を重度化する方式から、基準時間を積み足す方式に改めることとなります。

以上が改正の内容であります、4月1日申請受付分からの適用となります。

なお、要支援及び要介護度への影響ですが、1次判定ソフトによる判定から、介護認定審査会における認定まで、原則として要介護認定等基準時間と呼ばれる介護の手間の判断によって審査が行われるという考え方は、制度開始から今日まで、また今回の改正でも変わっておりませんので、大きな影響はないものと、曾於地区介護保険組合では考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 今、中身が変わるということでありましたが、じゃあその介護保険組合のですよ、調査員の方々が新しいこのソフトで仮にAという人をやった場合に、どういうふうになるのかという、そういったシミュレーションですか、そういうのはされたんですか。

○保健課長（今井善文君） 現在、介護保険組合の中では、モデル事業ということで、一部新しいソフトを使って調査等を行っております。ただ、全体的に行っているというわけではございません。ほんの一部について新しいソフトを、まあ慣れるということもなんでしょうけど、取り入れて、20年度についても取り組みをいたしております。

○25番（小園義行君） 今、市長から答弁がありました、この項目が少なくなりますね。そして、1次判定していたコンピューターでやるわけですけど、ここに調査員のいわゆる調査に行った際に、調査員が書く特記事項、ここがなくなるわけですね。そして、2次判定、審査会が開かれるわけですよ。先ほどありましたように、資料があまりないわけですね。これだと、1次判定で出たものが、2次判定では覆るということはほとんどもうないというふうに思うわけですね。先ほど、市長が五つのこの基準でいけばですよ。審査会が何のために開かれるのかなあというふうになってしまうわけですね。

それで、全国の介護福祉士、そうした調査員等々でみんな厚生労働省にも意見等を出してるわけですが、例えばじゃあ今回、認知症の人の判定が大変難しくなります。例えばですね、具体的に介護を受けていないというふうになると、もうこれアウトですよ。例えば認知症の方は介護を受けてるとい実情として、具体的に手を出すとか、いろんなことがない、常時やってるわけじゃないじゃないですか。それと合わせて老老介護、そして独居の人、こういった人は介護を受けてない状況で1次判定がされれば、当然これは軽くなりますよね。そういった問題等をしたときに、本当の意味での介護を必要としている人がはじかれるという心配があるわけです、先ほどおっしゃった中で。そこについてですね、民主医療機関連合会、これは全国でこのシミュレーションによって、いろんな実態をシミュレーションされてます。新聞報道でもありますが、ヘルパーが週10回来てたのがね、3回しかできないとか、時間が短くなる、こういうこと等も新聞報道等でも出されております。昨日の国会でもやり取りがありましたね。これについて、民主党の議員さんも、本当にこれ大変だから、どうかしてよというようなことがありました。先ほど、私が言いました認知症の方のこの判定、そして独居老人、老老介護でやっている人たちのその判定というのが、1次判定がコンピューターのソフトに打たれて判定が出ました。審査会が2次判定で開かれますね。この時に、調査員やそういったものの資料や特記事項に今まで、はいかいがあるとかいろんなことがあった、そういうのが無い中で、判定がこれ絶対に覆られないじゃないですか。そういった心配をしてるわけですけど、介護保険組合がもうすぐ4月、あと2週間ちょっとしたら始まりますよ。そういう中で志布志市をはじめとして、大崎町、曾於市の、そういった本当に介護が必要な人たちに、きちんとした介護が行き渡るのかということをしごく心配をするんですが、そういうことなんか議論なり、いろいろ研修なりされてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の方から申しましたように、モデル的に取り組んできて、そしてまた4月以降、本格的にやるというふうなことでございますが、導入後に支障が生じた場合には、国・県に申し入れを行っていき、このことの改善について取り組んでいきたいと考えます。

○25番（小園義行君） 具体的には、現場の所では全然されてないですよ、正直言って。どうですか。

○保健課長（今井善文君） 実際にモデル事業に取り組まれて、感覚としての御意見等は伺っております。ただ、介護保険組合におきまして、この認定見直しについて、個々、具体的な部分で協議と申しますか、そういう話し合いが、我々を含めてのことについてはございません。調査員等の意見につきましては、議員御指摘のとおりと申しますか、ちょっと軽度に出てしまう部分があるのかなあという御意見は伺っております。

○25番（小園義行君） 先ほど、市長が答弁されましたね。この5項目、これ、どれ一つ見ても、介護を軽くしていくという、そういうことになってしまうという心配がすべてあります。当然そうですね。第1番目の項目が減る、そういったものを含めて、資料がないわけですから、今度はね。第2次審査会のですよ。そういったものをですね、具体的に介護保険組合で調査に行かれる調査員の人たちも、これは本当に大変だろうと、そういうふうに思います。そして、その調査を受けて、1次判定ソフトで出ますね、コンピューターで。そして、審査会にかけられたときに、その先生方は具体的なそういう資料もない状況の中で、判定が果たしてできるのかという心配もあるわけです。これもう、僕が勝手に言ってるわけじゃなくて、国会でのやり取り、新聞等もすべてそういうことで出されて、これ4月から始まるんだけど、もう少し慎重な議論をしてちょうだいというのが昨日の国会のやり取りでもきちんと出されています。そして、舛添厚生労働大臣はですね、1次判定は的確にその実態を把握してるんだって答弁するんですね。これ全然違うと思います。これ恐らく4月以降ですね、調査員の方、そして認定審査会、そして本当に介護を必要とされている方々は大いに不安が僕はあると思います。もう少しここはですね、よく国や県、そういったところときちんとしたもので介護が受けられない状況が発生しないようにですね、当局としては僕はちゃんとやるべきだと。一昨日も同僚議員の方で、この介護保険については地方自治体ももっと国にいろんなことを声を上げろという、ここでやり取りがありましたね。僕も全くそのとおりだと思いますよ。ぜひですね、この4月からの介護保険のこの調査の中身が変わる、このことで仮に4月、5月、6月、すぐ議会来ますよ。実態が分かりますね。そういうときに、市長が今答弁されたようなね、悠長なことでは、僕は心配をしてしまいます。ぜひですね、すぐにこれは分かるわけですので、ぜひですね、対応を間違わないようにして、問題があれば声をちゃんと上にあげるといふ、この姿勢だけ持ってないとはですね、国が言ってきたからそれでいいんだと、それでは僕は介護を必要とされる人たちがはじき飛ばされてしまうという心配をするものですからね、ぜひ、そういった対応を早急に、4月から始まった際にですよ、問題点等あったら、ちゃんと報告もしていただいて、こうだということをしてですね、やっていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、導入後に支障が生じた場合、また利用される方から、審査を受けられる方から、様々な苦情等が生じましたら、そのことにつきましては、国・県の方に申し入れることを直ちに行いたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） ぜひ、こういった問題は、制度が変わるときは事前に、本当にですよ、だれのためにその制度は変わっていくのかということですので、きちんと介護の給付を受けられるその人により良いものでないと、僕はいけないと思うんですね。ぜひ、今、市長が答弁されたような立場で、これはやっていただきたいと、そういうふうに思います。

4月から始まって6月までの間に、いろんなケースが出るでしょう。ぜひ、そういう報告は求めておきたいと思います。

次に、介護保険のですね、状況で、いろんな相談を受けます。この前もですね、「小園さん、ちょっと来てください」ということで行きました。介護保険料のいわゆる催告状が届いたんですね。中身をよく見てみますと、息子がちょっと勤めてた会社が倒産しちゃって、息子が払ってくれてたけれども、世帯ですからね、失業みたいなことになって、なかなか難しいということで、その人、2期、滞納になってたんですね。中身をよく見て、本当に見させてもらったんですが、その方、年金を1回につき2万5,000円入っておりました。一月に1万2,500円ですね。普通徴収ですよ。それで、その方の介護保険料は5,400円です。これはどう見ても大変な状況じゃないですか。そういった中で、2期ほど滞納があったら督促が行きますね。督促の後に、そういう状況でない中では、催告状が行きます。本市の催告状には、一番最後の所に、もし連絡なり、そういった相談なりがない場合は、差し押さえ等もありますというふうに書かれてるんですね。これを見られてびっくりされたんでしょう。奥さんの方の年金も、「小園さん、見てください」ということで見させてもらいました。その方は5万4,000円ほどもらっておられます。そして、その中で当然、世帯一緒ですからね、5,400円引かれるんですね、介護保険料がですよ。その時に、その催告状が行きました、その差し押さえというここを見られた時、とてもこれはびっくりされて電話が来たわけですけど、中身をよく話をして、いろんなことがあるから、それぞれしましょうと。これ普通徴収の方ですよ。現実にはそういう方がたくさんおられるんです。

そこで、本市の介護保険料の滞納というのは、いくらぐらいなってるんですか。もうそろそろ締めるわけですけど、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） 20年度の2月末でございまして、特別徴収で7,154万3,536円、普通徴収で699万5,240円、合計で7,853万8,776円であります。

○25番（小園義行君） まあこれから入る分もあるんでしょうが、それぞれですね、普通徴収の方方で約700万円近くですかね、これぐらいの方がいるわけですね。

そこで、私は先ほども言いましたけど、そういった実情の人はたくさんおられるんですね。これまでも一般会計から繰り入れをしてやれと言って、一昨年ですか、市長とやり取りしましたね、この議場で。その時に、国会のやり取りの議事録まで僕が答弁して、介護保険に対してのそういったものはどうですかとやったら、本市はそれはしませんというふうにおっしゃったんですよ。

国は一般会計から繰り入れたらいかんといって、すごい地方自治体にやったんですね。ところがですね、今回の2次補正、ここに1,154億円、これで基金を作って、介護保険料見直しですから、21年度と22年度、ここをね、21年度は全額その引き上げ分は面倒みましょうと、次の年は半分みえますと。いわゆる基金をして、一般会計から繰り入れをするということを国がこれはやったんです。これ2次補正の中に、今度提案されますけど、そういうことですよ。実際にそのことを見ても、もう介護保険が始まって10年、大変な状況になっちゃったと、その制度そのものが破たんしているということを国が自ら示したのだというふうに、私は今回のこの1,154億円ですか、これで思うんですね。市長に、一般会計から繰り入れして、大変な状況があるから、やってちょうだいと言ったわけですが、今回の国がこの基金を作って介護の会計に入れると、これに対してどういうふうな感想をお持ちですか。

○市長（本田修一君） 市でも、来年度から新たに4次の介護保険制度をスタートするというところで、その事前にその水準につきまして、様々な形でシミュレーションを行い、そして設定してきたところがございます。そのような中で、今お話がありますように、滞納の方がいらっしゃるといようなことで、その滞納の方々がほとんどが低所得者であり、非常に困窮していらっしゃるといようなことにつきましても、認識しているところがございます。

そのような中で、国が3年間に限りまして、1年度は全額、2年度は半額、3年度はゼロというように形で打ち出してきたということにつきましては、私どもとしては有り難い状況でございますが、今お話がありましたように、全体的な制度の見直しが必要な時期ではなかろうかというようにふうにも考えているところではございます。

○25番（小園義行君） 今おっしゃるようになりますね、国がこの制度は本当に大変だということをやっと認めたわけですね。だから、本来、始まるときは、これ50%が国の負担だったんです。その後、三位一体の改革、そういったのですよね、25%にされて、現在はこの2009年度の国の予算のこの新聞報道でも22.8%まで下げちゃったんですよ。だから大変なことになっちゃってる。そのことをもって、今回、その基金を作って、上げる分は一般会計から繰り入れをすると、基金を作って繰り入れをするという、もう介護を守るという立場でね、やった。一般会計から繰り入れてよいということになっちゃったわけですよ、このことで。

そこでですね、この制度、本当に改善していかなきゃいけないだろうというふうに僕は思います。そこで、先ほど言いました、大変厳しい状況になってる方々の保険料の徴収というのをやる際に、ぜひこの地方税法の第15条、ここに1項目から九つまでありますね、それぞれ。これを僕はね、ちゃんと住民にも知らせて、払えるものにしていくということにしなきゃいけないと思うんですが、そういった問題というのをこれまであまり周知されてませんね。そこについての考え方はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

従来より、第15条に基づきます納税の猶予というものにつきましては、納付相談の際に分納の相談と合わせまして、制度の説明は行ってきたところであります。今後もその実態に即しました

納付相談を行うということと同時に、さらに市報やホームページ等も活用しまして、特に高齢者の方々に向けましては、高齢者の各種団体とも連携しまして、このことにつきまして、徴収の猶予についての説明というものについて力を入れていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 今、市長の方から、この徴収猶予のそういう周知をしていくと。これはもちろんここにありますように、先ほど私がお話をしたようなケースですよね。項目があるんですけど、ぜひですね、その徴収の猶予を設けて、そして安心してその期間に分納していくという形のものをとれるように、これは申請書なりですよ、まあ形式はいろいろでしょう。これはきちんとやるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話ししましたように、この猶予については、各種団体等も連携、活用しまして、更に周知に努めていきます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、これは介護を守っていくという点からも、そしてきちんと保険料を納めてもらうという、そういうことからしても、職員の皆さん方もこれをするによって、とても安心してできるということになっていくわけで、これですね、今、市長がおっしゃったように、ぜひ徴収の猶予、地方税法の第15条、ここをですね、うまく住民の皆さんにお知らせをしてやっていただけるように、まあやっていくということでありましたので理解をします。ぜひですね、これは本当に大変なことだろうというふうに思います。そういうことで理解をしましたので、次にいきます。

生活保護について少しお願いをします。

今、テレビ等でも、マスコミでも言っていますが、派遣切り、派遣村、年越し派遣村等々を含めて、生活保護の重要性というのが大変クローズアップされてますね。申請して、すぐその日のうちに受給の決定、そういったものがよく新聞報道等でもされてますが、本市でも大変厳しい状況の中で、そういったものが保護の申請というのは大変増えているというふうに理解をしているところですが、この生活保護の申請をする際に、大変資産を持ってたり、預金があったりすると、なかなか難しいという状況があります。だけど、この生活保護が求めているものからしたときに、それでいいのかなあという部分も少し感じていることがあるものですから、少しお聞きをしてみたいと思います。

この生活保護法では、この実施要領で、資産の保有を認める基準を示していますね。その基準は、その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの。2番目に、現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの。3、処分することができないか、又は著しく困難なもの。4番目に、売却代金よりも売却に要する経費が高いもの。5番目に、社会通念上処分することを適当としないものという、5項目の基準を設けております。この基準からしたときに、例えば持ち家、家電、車、こういったものについて、本市の考え方はどういうふうにとらえられてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

持ち家についてでございますが、限度額がございまして、居住用家屋及び宅地につきましては、固定資産税の評価額を基に計算しまして、平成20年度の基準で1,886万1,800円以内、ただし宅地固定資産税評価額の1.4倍が500万円以上であるときは、社会福祉協議会に担保として差し出し、月々の生活費を受け取る長期生活支援資金制度について検討するということになっております。

自動車につきましては、働く者にとりまして、障害者が自動車によって通勤する場合、そして公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある通勤先に自動車により通勤する場合、深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合というようなことで、保有要件としております。

それから、家以外の資産についてでございますが、このことにつきましても、生活に利用する家具じゅう器類及び寝具類、そしてその他保険等で危険対策を目的としたもの、それから原動機付き自転車、それからその他資産等々の自立助長に必要と認められるものについて、資産として認めているというようなことでございます。

○25番（小園義行君） 今、持ち家等、これローンをかけたりしてる人はそれはちょっと駄目でしょうね。当然もうよく分かります。持ち家についてはそういうことで分かりました。

この車の関係ですが、本市は公共交通機関が十分に、いわゆる満たされているというふうに理解をされていますか。

○市長（本田修一君） 公共交通機関というものにつきましては、著しく困難というような状況ではないのではないかなというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 例えば、志布志地域の四浦、旧有明町地域でいうと曲、そういった所の方がですね、生活保護の申請されて、車を仮にお持ちだったときに、車は駄目だよというふうになりますかね。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今、市長の方からもありましたが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域等であります。市内の方から向こうへ通勤する、また向こうから市内へ通勤する過程で、どうしてもバスがないという場合については、利用が可能と考えております。現在、1名いらっしゃいます。あと、深夜勤務等に従事されている方々は、当然、バスの運行時間等もございまして、その運行を外した場合は、行き帰りの便がなくなるわけですので、そういう場合にも容認をすることができると思っております。これについても、現在2件、容認している件数がございます。

○25番（小園義行君） 今、課長の方からありましたようにね、仮に私たち車がなくなったらどうなるのかなあって、本当にですね、生活保護を受けてなくてもですよ、正直言って、私の所だってバス通ってませんし、福祉バスはありますけど、自由に簡単に移動というふうにならないわけですね。生活保護の精神からしたとき、自立してちゃんと保護から抜けていくという、これもしなきゃいけないわけでしょう。そういったときに、車があることによって、それが高まるということ考えたときに、保護の開始としたときに、車を処分しなさいとかですね、そういったこ

とがその生活保護の精神からしたとき、どうなのかっていう、この志布志市の地域において、僕は非常にこれ無理があるなあと。先ほど、私が言いました、もちろんお持ちでしょう、基準、五つね。その理由からしてもさあ、僕は当たらないのではないかというふうに、例えば十五、六年乗ってる車を処分するときに、お金がかかりますよ、かえって高く。そういった問題のときには、ちゃんと生活保護法の第9条、必要即応の原則、ここをですね、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」この必要即応の原則からしたとき、いかがですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 確かに必要即応の原則がございませうけれども、保護基準につきましては、国の受託事務を受けているわけで、その中で保護基準というのが決まっているわけでございます。当然、その全国平等な保護の取り扱いをしていかなければいけないという原則もございませうので、これについてはいろんな地域の実情もあろうかと思ひます。ただ、確かにおっしゃるとおり、都市部と地方では公共交通機関の発達度合いも違いますし、地域によってはバスの路線がなくなったりという状況も実際に起っているわけでございませう。そういう中で、まだこの保護基準の細かな見直しというのはなされていない状況であります。県の方からも地域によっては、車の保有容認というものについての見直しができるかというのではないかとすることも意見として上げたみたいですが、まだ国としてはその見直しをしていないという状況ですので、その国の示された状況、それから保有容認を認める条件に合致したものという中で対応を、市としてもしていかなければいけないという状況であります。

○25番（小園義行君） じゃあね、今そうおっしゃるんでしょう。地方自治法第138条の2、これ何てうたってますか。もういいよ。時間がないから僕が言うけどさ、これ、自治体がですね、国がいろんなことを法律があつてやりますね。それを自らの判断と責任において、ちゃんとやれて、やってもいいよということなんです。先ほど、私が五つ言いましたね。あの基準はあくまでも基準であつて、地方自治体は国がとんでもない、ごめんなさい、何かやったときに、自治体の自らの判断と責任において、どんどん積極的にやればいいよというのが、この地方自治法の第138条の2、それうたつてあります。その観点からしたとき、この志布志市が東京や大阪や鹿児島市と同じような基準、この基準は一緒でしょう。その中でね、僕は車を処分しろとか、そういうふうには僕はならないと思ひます、これ。しかも15年も乗ってる車とかですよ、そういったものに対して、処分しなさいということには僕はならないと思ひますね。

そこで、秋田県がね、秋田市に対して、2003年と2004年に、これ車の所有をしていたその保護の人にですね、性急な売却処分は適当でない、違法だということをやちゃんと秋田県がやってる、そういう事例もいっぱいあります。だから、ぜひね、これ地方自治法の今言った第138条の2、自らの判断と責任において、ここの志布志市に住んでおられる住民の方々が困ってるから、生活保護の受給を受けに来られるわけでしょう。あくまでもその人の立場に沿つて制度はあるわけで、憲法第25条の生存権から発生してるわけでしょう。そこに僕は寄り添つて、この生活保護法の適用をして、その人の生活を守つていってあげるといふのが、僕は当然のことだと思ひますけど、

その基準、五つ言いましたね。それと合わせて、地方自治法第138条の2、生活保護法の第9条、ここからしたとき、少しやさしいものになりませんかね。

○福祉課長（津曲兼隆君） 第138条の2、確かにそれぞれの責任を果たす部分というのがありますけれども、一方第2条の第9項で、法定受託事務という部分もございます。当然、国の基準にのっとった運用の仕方をしていかなければいけないという部分もあります。その中で、市の中でおかれている状況というのは、曾於福祉事務所時代からの基準をずっと引き継いできているわけですが、そこで保有容認なされなかった方々との公平性等も当然考えていかなければならないし、今後の取り扱いについても影響が出てくることでもありますので、これは市独自でどこまで判断できるかというのは、県の方との協議の中で決めていかなければいけないことで、我々だけの判断ではできないのではないかとこのように思っております。

○25番（小園義行君） 福祉事務所があった時代、曾於福祉事務所があった時代と今はもう、課長、3年間で状況はがらっと変わってますよ。どういうことか一つ言いますね。松山町、志布志町、有明町、公共交通機関全部走ってたでしょう。もう今、ないですよ。幹線道路しかないでしょう、福祉事務所があった時代からしたときですよ。3年前ですよ。もう今、ほとんどなくなったでしょう。

それと、その時代と今は、また変わってくるわけじゃないですか。そのことに基づいて、その基準はあくまでも基準だけど、この法が求めている自らの判断と責任において、住民を守っていくという志布志市としてのその基準をですね、ちゃんと見直していくというのは、僕は大事なことだと思う。秋田県の例を見ても、秋田市がやったことに対して、県がそんな性急にやっては駄目だといってやってるわけですよ、これ。だから、ここも本当に生活保護を申請される人は、困ってるから行くわけです。仮に、僕は正直言って、今、困ってないから、生活保護の申請なんかしないですよ。

ぜひですね、この地方自治法の第138条の2、自らの判断と責任においてこの住民を守ると、それを積極的に生かしていくということの立場に立っていただきたい。これは市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありました自動車につきましては、15年ぐらいの車というようなことで、多分その車等につきましては、維持費がかなりかかってくるんじゃないかなあというふう感じたところがございます。また、事故が起きたときの補償能力という観点から見ても、なかなかそのようなものが対応できないんじゃないかなあというふうにも考えるところがございます。

ただいま担当の方からも話をしましたように、このことにつきましては、県とも十分協議をさせていただいて、そして、例えば先ほど、認めている資産の中に、原動機付き自転車とかいうものがございますので、こういったものも併せて検討、国とも協議をさせていただければと、県とも協議をさせていただければというふうに考えます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、これは本当にその申請をされるその人の立場に添うて、私

はやっていただきたい。

もう一つ、あと1点だけね。

生活保護法の第10条、世帯単位の原則、これも「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」というふうにうたってるんですね。これもですよ、本当によく対応していただかないと、これが世帯単位でということになると、受けられないという場合もあったり、いろんなケースがあるんですね。ここについての運用もですよ、僕はもっとその申請をして来られる人の立場に添うてやっていただきたいなあとと思うわけですが、これ、いかがですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今、議員おっしゃられたように、例外と言いますか、これにより難いときということで、世帯分離を認めていることがございます。これにつきましては、当然、いろんなケースの中で判断していかなければいけないと思いますけれども、例えば長期入院、また施設に長期入所されている方々について、その世帯から分離した方が、その世帯の残された方々が自立に向けた生活ができるというふうな判断があれば、世帯分離というものもできるかと思えます。ただ、いろんなケースがございますので、我々としてはケース検討会議とか診断会議の中で、それを判断していきたいと思っております。

○25番（小園義行君） ぜひですね、これは今、課長の前向きにそういう答弁がありました。ぜひ、この世帯単位の原則、ここだけとらえるんじゃないくて、今おっしゃるようなそういう立場ですね、やっぱりやっていただきたいと。あくまでもこの生活保護を申請される方々は、困っておられるからされるんですよ。元気な人は恐らく、僕は最初でアウトだと思います。そういうちゃんと収入もあってですよ、そういう人はですね。だから、そこは今ありましたような、課長の答弁があったように、ぜひですね、そういう世帯分離、そういったのも事情によっては可能だという答弁もありましたのでね、分かりました。ぜひ、この国が示している基準、これも地方自治法の自らの判断と責任において、積極的に僕はここの住民を守っていくという立場で県と協議をするということでありましたので、ここね、ぜひ取り組んでやっていただきたいと。先ほど、市長が答弁ありましたので、よく分かりました。生活保護については終わります。

次に、職員の待遇改善についてお聞きをします。

本市の職員は、午前のやり取りでちょっとありましたね。それ以外の嘱託職員、パートタイマー、臨時補助員、そういった方々が現在どれぐらいおられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員で214名、パート職員で63名、臨時補助員で13名、臨時の労務員で7名、合計で297名であります。

○25番（小園義行君） 本来、この方々はそれぞれ地方公務員法の規定に乗っかったり乗っからなかったり、いろいろあるんですね。嘱託職員、パートタイマー、臨時補助員、臨時労務員、これはそれぞれ地方公務員法でいうところの一般職なのか特別職なのか、それはちゃんとくくりは御存じだと思うんですけど、分かっていますね。

○市長（本田修一君） 嘱託職員としましては、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職ということでございます。そして、パートタイマーとしましては、地方公務員法第22条第5項の臨時的任用の規定に基づく非常勤の一般職というふうに考えております。

○25番（小園義行君） それぞれ地方公務員法でくくられている嘱託職員、そして臨時の職員の方々はくくられているわけですが、仕事としてはですよ、それぞれにもう本来、正規の人をそこに配置してやってもらわなきゃいけないことを常時やっていたらと、嘱託職員についてはそうですね。臨時の人は半年ということで、臨時的任用というようなことになるんですが、そこで少しお聞かせをください。

昨年のですね、国家公務員等の賃金を決める際に人事院勧告が出ますね。民間準拠でこれはやるわけですけど、昨年の8月26日に人事院の事務総長、ここが、国家公務員です、これは人勧ですからね、一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について、通知ということで出されてます。これね、よく見ると、これはもう非常勤の職、いわゆる一般職ですよ。その人に対してやるということですからね。そこで、この人勧が出されたわけですが、ここに四つほど項目が出されてるんですね。国家公務員についてもそういうことだよというようなことで、通勤手当に相当する給与を支給することということが、これ人事院勧告出てますね。これについて、もちろん期末手当とか、そういったもの等々もうたわれているわけですが、これは国家公務員に対して出てるわけですから、もちろん地方公務員もこれは該当するわけで、本市のこの嘱託職員、臨時職員、パートの方々に対して、何らかのその通勤手当なり、一時金なりというのが手当として出てるんですか。

○市長（本田修一君） 非常勤の職員に対します通勤手当の支給につきましては、地方自治法第203条の2第2項及び第3項におきまして、報酬及び費用弁償の支給については規定されておりますが、同法204条の第2項に定める常勤職員に対する各種の手当支給を非常勤職員に対して認めるものではないとされていることから、手当の支給はできないというものと考えております。

また、通勤手当に相当する支給の方法としまして、費用弁償というものが考えられるところでございますが、本市におきます嘱託職員につきましては、他の条例に定めのある委員の取り扱いと異なり、その支給につきましては、市職員の旅費相当額以内で市長が定める額と規定し、告示により定めているところでありますが、通勤に係る費用弁償については支給しないと規定しておりますので、現状では嘱託職員、臨時、パート職員の方々に対しましては、通勤手当等の支給は行っていないところでございます。

○25番（小園義行君） 一切ないわけですよ。これは今、市長がおっしゃったように、地方自治法の第203条の2ですか、それが報酬以外支給しちゃう駄目よといってるからそうだと。けど実際ですよ、本来、嘱託職員の人たちも臨時の人ですよ、これ正規の職員の人と同じ仕事というか、そこに本来人がいなきゃいけない職務をしていただいているわけでしょう。この人事院勧告が求めているそこは、そういう法のくくりはあるけれども、きちんとやりなさいということをやっているわけですね。これ、同じ、総務課長、いいですか、あなたの隣に嘱託職員の人がおられて、

あなたはちゃんと出るのよね、でもその人は同じ時間相当やりながら、出ないわけ。どう考えたってですよ、この人事院勧告がやっている非常勤職員、ここにいいよと、そうしなさいということをやっているわけですね。ということは、地方自治体のそういう、例えばここでいうと、一般職にしか、地方公務員法、あれですからね、これ地方公務員法のくくりには該当しないところはですよ、外していいわけでしょう。それだったらさ、考えてもおかしくないじゃないですか。いかがですか。

○市長（本田修一君） 通勤手当に相当する支給の方法としましては、先ほども言いましたように、費用弁償ということがあるわけですが、その嘱託職員につきましては、費用弁償につきまして、旅費相当額以内で市長が定める額を告示により定めていると。そして、そのことについては、現在、支給は行わないというふうに規定しているというようなことをごさいます、現在のところ支給は行っていないということをごさいます。

○25番（小園義行君） それはもうそれで分かるのよ。けどさ、実際に、市長いいですか、県内の自治体でいわゆる勤務形態はそれぞれでしょう。そういう所で通勤費なり、一時金、そういったものを出してる自治体がありませんか。

○市長（本田修一君） 昨年の総務省の全国的な調査に基づきまして、その結果が県の市町村課にあるということで問い合わせましたところ、県内で通勤に係る費用弁償を支給している団体が2市2町あるということをごさいました。いちき串木野市、指宿市、南種子町、与論町というようなことであります。

○25番（小園義行君） そういった自治体はですよ、それぞれにいわゆる地方公務員法にくくられてるところの、それ以外は駄目よというところを、きちんとしたものにした上で支給をしているということですよ。だから、我が町もこれは可能なわけですよ。ここに資料ももらいましたけど、96年の3月13日に旧自治省がですね、非常勤職員の通勤費を実費弁償として支給してもよいという通知をこれ出してます。これね、こういったものについて、きちんと本当に正規の職員の人たちだけでは仕事が回らない状況を補佐していただいている嘱託職員、臨時職員、パートの人たち、こういう人たちに対しての在り方としては、今、派遣切りだとか何だあって、こういう人たちに対してきちんとやっているわけじゃないですか。国にしても自治体にしてもですよ、何とかして頑張ると。本来、住民サービスを提供している側の嘱託職員の人たち、臨時の人、まあ非常勤と言葉は悪いですけど、そういう人たちに対して、住民は、今度の議会でもやり取りがありましたけど、市役所の人として見てるんですね、当然。恒常的にもう同じ仕事をしてやってもらってるというふうな理解がされてると思うんですよ。

そこで、本市としてもそういったものについて、きちんと仕事をやる意欲、そういったものも含めてですね、私は考えてあげるべきだというふうに思うわけですね。それで、圧倒的に本市の場合は、女性が多いんですね、これね。すごいですよ。女性がもうほとんど9割方、その嘱託職員含めてですね、この地域のですよ、家庭に、結婚されてる人、また住んでおられる人、男女共同参画社会の実現といいながら、一方では安くその人たちに対してのもので使っていると。これ

まさにですよ、男女共同参画社会の実現、今度の議会でもいろいろやり取りがありました、こういった問題一つにしてもですね、私は圧倒的多数、女性がほとんどですよ。そういうことを考えたときに、家庭の主婦、そういった人たち、若い子供たちを安くして、しかもこういうこともしないで、仕事としてはやってもらってると、少し考えませんか、これ。恒常的にもう正規の職員の人たちを補佐する仕事になってますよ、これ、正直言って。これ、旧自治省が出してる問題や、そういったところを含めてですね、考えられんのかなあと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治省の給与課長名で出された文書につきましては、確認をしております。そして、今申しましたように、2市2町の中で県内でも行われているということにつきましても、調査をしております。そのようなことに基づきまして、私どもも仮にそのような形ですとなれば、予算的にいくらになるかということ想定しましたところ、年間約1,400万円程度になるのではなかろうかというような試算が出たところでございます。

現在、私どものまちでは緊急経済対策、緊急雇用対策というような形で様々な新しい雇用を市で直接しようというような形で、今回、議会にも御提案しているところでございます。そのような中で、またその財源等につきまして、手当というような形で支給するというような形をとるよりも、新たな雇用の場を設けた方がいいのではなかろうかなあというようなふうにも考えるところでございます。そのようなことも御理解いただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 新しい雇用の場といっても、今の人たちは引き続き、確認はされるんでしょうが、雇用されるんでしょう、当然。5年以内となってるじゃないですか。新しい雇用じゃないんですよ。もう雇用不安を抱かせるようなことをしちゃいかなんでしょう、これ。当然、4月から今の人たちがじゃあ一斉に来ないよとなったら、どうなるんですか。それだけの人が簡単に来ませんよ、市長、それは。それだからいいということではなくてですね、これ地方自治法のじゃあ第172条第3項の但し書き、何と言ってますか。これ臨時の職は、一般職、特別職を問わず、長の補助機関たる職員の職にかかわるものですけど、もう恒常的に同じ仕事をしてもらってるといことなんですよ。そうしたら、特別職、地方公務員法のそこに外れていくわけでしょう。そういう立場で考えたときに、今年はできないかもしれないけど、来年からそういうことを検討していく、そういったことも僕はぜひやっていただいて、本当に市役所の職員、まあ嘱託職員けれども、住民にきちんとサービスを提供していくと、そういう思いをですよ、喚起するような、やる気が出てくるようなものでないと、これいかなんでしょう。

それともう一つ、男女共同参画社会の実現という観点からしたときに、同じ仕事を仮にしていながらですよ、そういう低い賃金という失礼ですけど、そこで働かされてる、働いていただいている、そういう人たちの気持ちというのはどうなんですか。パート労働法からしたときに、同一労働、同一賃金、ちゃんとうたってるんですよ。そういう問題も含めたときね、考えてあげるべきじゃないんですか。その2点について、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この手当につきましては、先ほども申しましたように、国の方でもそのような形で支給できると、支給は差し支えないというような方向にきている、そしてまた県下でもそのようなことをとっている団体が出てきているというようなことも合わせまして、時代の流れなのかなあというふうには感じるところでございます。

先ほどもお話しましたように、仮に支給するとすれば、予算が多額になるというふうなことでございますので、そのことも併せもって理解していただいて、そして新しく雇用するというようなことも今は経済対策ということととっている状況でございますので、そのことについても理解していただきたいというようなことでございます。そして、そのようなことから、時間をかけて、21年度に向けて、このことについては他の団体等の状況等も併せもって研究させていただければというふうに思います。

お話がありますように、当然、この臨時の職員の方々につきましては、ほとんど女性というようにことで、私どもの市役所の職務を担っていただいているわけでございますが、男女にかかわらず、そして正規の職員を補助するというような形で精励していただいているということについては、本当に感謝申し上げて、深くこのことについては認識しているところでございます。しかし、そのようなことではございますが、この臨時の職員の方々につきましては、担当の総務課の方に市内の各種、各層から、そのような仕事はないのかという問い合わせがいつもたくさん来ているような状況でございます。そのようなことも併せもって、私どもはこの臨時の職員、嘱託、パートタイマーというように形で、20年度から新たな体制をもって、そしてその嘱託職員につきましても、期間を限って、職務に精励していただくというような制度に変更したわけでございます。市内の市民の方々すべてを対象にした形で、今後取り組もうというような形の現れだというふうに御理解いただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） 少し検討するというような答弁だというふうに理解をするわけですが、じゃあ少し、あと一つお願いします。

この臨時の方、パートの方ですね、嘱託の人は年間ですからいいですが、この臨時の六月を超えない範囲の人ですね、この人も雇用保険かけてますね。これ、雇用保険法が昨年改正になって、六月でよかったのが十二月かけないと、これ駄目なんですね。市も負担してるんですけど、そういった人たちが、仮にパートの人が、六月で終わりますね、臨時の人でもね。そうしたときには、次、1年半の間にどこかに仕事に行かなかったら、失業給付が受けられないんですよ。2年の中で十二月を満たさないといけないというふうに法改正されました。そういう状況があるんですね。せっかく市も負担してる雇用保険を受けられないという状況があるこの制度の中で、その六月を超えてしない。さらに六月はいいよと、でも1年超えちゃ駄目だというこの臨時の職員の人たち、ここは大変不利益を被ることになるじゃないですか。次、仕事がない場合ですよ。市も負担してる、これがその人が受けられないということになると、本当に無駄になるんですけど、そういったことからしてもですね、今、僕が言ってるようなことをきちんとやらんといかんのじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 雇用保険法の一部改正という法案につきましては、改正を行うというふうになっているようでございます。そして、この非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化というようなことで、今回、受給資格の要件が緩和されて、被保険者の期間が12か月から6か月にされるというようなことございまして、そのようなことで、市としましても6か月というような期間を設けたところでございます。

○25番（小園義行君） それさ、今ね、それは今やってるんだよ。今は1年ないと駄目なんですよ。それ、今、市長がおっしゃったのはね、民主党と自民党、政府が出してる、そのどっちの案でそれぞれですよ。今の法律はそうじゃないよ。もう一回言わないと、とんでもない答弁でしょう、それ。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時24分 休憩
午後2時25分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの件でございますけれども、市長の方もそのように答弁をしたかのように思っておりましたんですけれども、現在、今、議員がおっしゃるとおり、衆議院の方で審議入りしたというふうになっております。現在は、議員のおっしゃるとおり、被保険者の期間は12か月というふうになっておりますが、それが法改正になれば、6か月の雇用期間でも雇用保険に加入ができるというような状況になろうかと思えます。現在、市のパート職員等につきましては、12か月でないと雇用保険には加入できないというような現状でございます。

○25番（小園義行君） いや、十二月を満たさないと給付が受けられないよということですからね、半年でも入れるんですよ。払ってるでしょう、現実。今、雇用保険、パートさんたちも払ってるじゃないですか。だから、2年間通して十二月あれば、給付が受けられるよというのが今の制度です。だから、今そういう状況にない臨時の人たちの雇用形態というのは検討すべきじゃないかということをおっしゃったんですよ。やっぱり半年じゃ駄目でしょう。だから、そうしないと、次の1年半の間に仕事がなかったら、市もそれを負担してるんですよ。本人も当然負担してるけど、ペアになるじゃないですか。そうならないために、ちゃんと考えて雇用形態をやるべきだというふうに思うんですよ。法律が通るかどうかわかりませんが、それぞれ案が違うからですよ。ぜひ、そこはね、もう一回、くくりとして答弁をしてください。私は、本当に雇用不安がないような状況において、職員、臨時の人、嘱託の人を採用していくってことの方がとても大事だと思うものですから、そういう今、質問をしているところです。もう一回。

○市長（本田修一君） 現在、職務に就いていただいております臨時の職員の方々が、安心して職務に専念していただく、そしてまた御事情によりまして離職されたときにも、雇用の保険がきちんと受けられるような制度というものを、私どもは今後きちんと整備したいというふうに思

います。

○25番（小園義行君） ぜひですね、この通勤手当等の関係、人勸を含めて、その勧告を含めてですね、しっかりとやっていただきたい。

最後に、税の直接納付について、今回、私も自治会の班長をしまして、回覧が回ってきました。ああいうものが来るときに、ここの役所の中でどういった議論がされて、すべての方々が共通認識に立って、こういう方向でいくよというのが本当に議論されて、ああいう形になったのか。それとも、法律が変わったから、こういうふうにもうしますとあって、実情を考えないでね、流されたのかですね、僕は本気であることをよくここの共通認識に立ってやられたというふうには思わないんですよ。郵便局が民営化になったからそうなった、だから法律が変わりましたのでこうです、それでは僕はいかんと思いますよ。ぜひ、法律が変わったときに、どうしたら住民に迷惑が及ばないかということが、きちんと共通認識に立って議論されたのか、そして高齢者のお一人暮らしの人たちに対する対策というのは、どういうふうにこれが議論されて回覧とかそういうことになったのかですね、最後にそれをお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、平成20年度の行財政改革の中で、行政評価制度を取り入れまして、期間をかけて研究・討議いたしまして、このような制度とするということになったところでございます。

また、この税の直接納付、振替納付ということにつきましては、昨年度から、自治会につきましては、将来的にはなるというようなことのお話はしてあったところでございまして、また今後、希望される自治会につきましては、手続き方法や書類の書き方、そして口座振替手続きの説明に伺っているところでございます。今後とも、そのことについては、要望があれば対応していきたいというふうに思います。

また、高齢者の方々につきましても、私どもの方で特別に外出困難な高齢者の方々には、自治会の方々の御協力を得たり、それから嘱託徴収員を通じまして、このことの制度についてのお話をさせていただくというような体制を組んでいるところでございます。

○25番（小園義行君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで40分まで、10分間休憩いたします。

—————○—————
午後 2 時30分 休憩
午後 2 時41分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

○21番（上野直広君） 最後となりましたので、スムーズにいきたいと思います。みんなお疲れのところ、いろいろ文句が出ておりますので、スムーズにいきます。

私は、農業振興について質問いたします。

2009年度版の九州経済白書が発表されましたが、それによると、輸出依存度の高い九州の経済は、世界同時不況で金縛り状態に陥っているといわれております。構造変化の曲がり角に差し掛かっていると指摘もされております。浮揚を図るために、地域企業がかぎを握るとして、企業的な経営を導入した農企業の取り組みなどが求められていると提案されております。つまり、農業企業に期待しているということですね、今後の日本の再生に向けて。そこでですが、いろいろまだ白書は指摘しております。地域経済は、2002年以降の景気拡大で輸出依存度を強めたことや、日本の人口減、公共事業削減、それに食糧を輸入に頼ったことで内需の冷え込みが更に深刻化したという指摘もしております。それが世界経済の動向に左右されやすい状況が今後とも続く予測しております。

農業分野では、高品質な農産物の輸出に取り組んでいる例や、新規参入した一般企業が大規模工場野菜を生産して、雇用創出にもつながった例もあります。こうした農企業を育成していくためには、農地利用などの規制を一層緩和する必要があると主張もしております。今回のグローバル恐慌、世界経済危機などにも表現される不況は、まさに結局、思ったより深刻な状況になっているということです。百年に一度の津波と認識が広がっておるということです。実態経済に及ぼす影響は深刻で、容易に出口は見えてこないといわれております。

こうした中で、白書が処方せんとして地域経済のけん引役の一つに農業分野を挙げたのは、農業県である鹿児島にとっては注目に値するのではないかと、私も思っております。我が志布志市も基幹産業は農業ですので、まあこういうことを考えれば、やっぱり今後こういう農業分野に取り組んでいかなきゃならないだろうと思います。

そこでですが、今後の農業の現状と課題ですね、志布志市の、これについてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の御質問にお答えいたします。

我が国の農業構造は、高齢化の進行と担い手や後継者不足に伴いまして、農業従事者の減少傾向が続いております。農業振興を図る上で、緊急に解決しなければならない課題と思います。

本市の専業農家でも、平成12年には1,299戸だったものが、平成17年では1,282戸ということで、1.3%の減少になっておりますが、この中で後継者の確保が市全体では24%しかされてないというようなことで、非常に現状としては、農業の後継者の確保というものが大きな、市では課題ではなかろうかなというふうに思います。

そして、同時に、今お話がありましたように、世界経済同時不況がございますので、その中でもやはり足腰の強い農業生産基盤の整備が必要というようなことが緊急課題であるというふうには認識しております。

そのような中で、私どもの地域では、曾於東部、曾於南部の畑かん事業が、今回、水の全面利用というようなことになりますので、この畑かん営農の推進というものが、今後の市の大きな農

業課題になるのではなかろうかなというふうに考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 専業農家の後継者が26%ということは、まあ市にとって、しいて言えば、生産額は約4分の1ぐらいになるような状況になるということになりますけど、ここ10年で恐らく後継者がいない人は辞めていくんじゃないかと思っております。それで、ここで畑かん事業を推進していくと言われましたけど、担い手がおらんことには、どうしようもないですね。それで、ここの今、専業農家を育てていくのも必要なんですけど、それだけで足りるのか、やっぱり農業法人、今まで特定法人、農業に参入できなかった特定法人なんかのやっぱり参入も必要じゃないかということについてはどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、農業経営の育成というようなことで、認定農業者制度を取り入れておりまして、その認定農業者制度に基づきまして、中核農家の育成をしているところでございます。その中核農家が当然、今お話にありますように、企業的農家に育てていただくというようなことの事業につきましては、全面的に御支援を申し上げて、企業農家の育成について取り組んでいるところでございます。

ただ、先ほども言いましたように、農業後継者という育成も必要というようなことでございますので、市でも農業公社で研修等の事業をしまして、農業後継者の確保、あるいは農業農村家業再生事業をいたしまして、こちらの方からの後継者の育成というものもしております。

このような方々が順調に認定農家として育てていただきまして、そして中核農家となっただき、そして企業的農家というふうに育てていただくような環境というものの造成はしております。

○21番（上野直広君） 市長の今の答弁は、認定農業者ですね。今、市では563名でしたかね、認定農業者が。このうちで後継者というのはどうなってるんですか、いるんですかね。それについて、知っておれば教えてもらいたいです。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど、お答えしましたように、市全体では24%でございますが、茶の農家で62%、園芸の農家で20%、畜産の農家で26%でございます。これらの専業農家の方々が後継者を確保されているようでございます。

○21番（上野直広君） 認定農業者は、ほとんど後継者はいるということかなあ。それとも、この563名の、今後も多少は増えていくだろうと思っておりますけど、認定農業者で市の農業を再生していくということですかね。ほかに農業法人とか、特定法人とか、そういうのも加えなければ、やっていけないのじゃないかと思ってるんですけど。

○市長（本田修一君） 認定農業者は、今お話がありましたように、563人ということでございまして、そのうち法人化されている方が56名いらっしゃいます。この方々が中心となられまして、今後、市の農業の大きな担い手になっていただけるんじゃないかなあと思っております。56人のうち、有明町の法人が25、志布志町の法人が20、松山町の法人が11ということでございます。

○21番（上野直広君） まあこのことは後に触れたいと思います。

ここで、平成8年度の農家戸数と平成18年度の農家戸数は大体どのくらいになっているのか。それと、平成8年度の耕作面積、平成18年度の耕作面積はどのようになっているのか。それと、平成8年度の耕作放棄地、平成18年度の耕作放棄地はどのようになっているか。大体でいいですか、教えてもらいたと思います。

○農政課長（永田史生君） お答え申し上げます。

まず、平成8年度の農家戸数でございます。これはすべての農家戸数でございますが、3,833戸でございます。それが平成18年度では3,148戸でございます。

それから、耕作面積でございます。平成8年度が5,080haです。それが、平成18年度では4,279ha。

それから、耕作放棄地でございますが、耕作放棄地は平成8年度が133haでございます。それが18年度では195haになっておるようでございます。

○21番（上野直広君） 農家戸数にしても、耕作面積にしても、大分減っておりますね。農業振興が、これがうまくいかなかったんじゃないかという、いけば食糧輸入をほとんど外国に頼っていたという面もありますけど、こういう形で今後、認定農業者だけで市の農業をやっているかどうか、その点をちょっともう一度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、3,148戸のうち563人が認定農業者ということで、パーセント的には6分の1程度というようなことになろうかと思えます。これらの方々は、いわゆる認定農業者でございますので、中核農家になるべく経営基盤がしっかりしていच्छやって、そして農業で食べていच्छやるといような方でございますので、この方々を中心としまして、今後は志布志市の農業は担い手としてやっていただけるんじゃないかなというふうには考えております。

○21番（上野直広君） もうこのことには後で触れたいと思います。

2008年末失業率が41年振りの悪化幅になるなど、景気の急激な後退に伴う雇用不安が更に深刻化する模様を見せております。一方で、介護や福祉などと並んで、人手不足が顕著になっている農業が、結局、就農の減少や高齢化に苦しんでいる農業の体質に結び付くのか、そのための条件とは何なのか、ちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、世界同時不況ということで、緊急に雇用対策というものが需要だといようなことで、その雇用の現場に農業といのがどうかといようなことの話がされているようでございます。農業は、私どもとしましても、意欲を持った方につきましては、先ほど申しましたように、公社事業ないしは農業農村家業再生事業といようなものを取り組んでおりまして、そのことに取り組もうとい方々は、極めて意欲が高い、そして能力もあるといような方でございますので、きっちりと研修を積んでいただいた後には、就農していただけるんじゃないかなあといふうにご考えておりますが、現下のこのよう不況の中で、雇用の場といような形で来られるとい方につきましては、農業等に対する認識がいかなようものかなあといようなことでもありますし、

それから、その後、現実に就農される場面において、かなり条件的に厳しい状況があるというふうに考えますので、そのことをクリアしていただける状況にあるのかなあというようなふうには考えているところでございます。

○21番（上野直広君） これも人手不足の農業に対しての就農の機会であると思いましたので、こういう対策も必要じゃないかなあと思って質問いたしましたけど、市としての取り組みですね。

平成8年の暮れ、農林水産省が農林水産分野で5,000人の雇用創出を目指すと発表しておりますが、それを受けて地方自治体も求職相談窓口を設置し、就農者や農業生産法人への研修費の拠出、融資枠の拡大に乗り出しております。農地や居住のあっせんも視野に入れる自治体も出ております。市としては、こういった取り組みを素早く対応はどうかっているのか、その点については。

○農政課長（永田史生君） 議員の今、質問のありましたことに対しましては、国の農の雇用事業の関係かと思いますが、国が今回、農業法人が新たに農業に就く者を雇用して、就農に必要な技術等を修得させるための研修を行い、将来、自立できる農業者の育成を図るということで、研修生に1人当たり、助成金を1か月に9万7,000円上限に、最長12か月を受けるという格好の事業だというふうに理解をしておりますが、現在、農業委員会が窓口になっておりますが、農業委員会からお聞きしましたところ、三つの法人がそれらに名乗りを上げているということでございます。

○21番（上野直広君） 三つの法人が名乗りを上げているということです。まあこういう支援策があること自体を、みんな、農業者は知ってるのかなあ。その点はどうなんですかね。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） お答え申し上げます。

先月、全県的に就農相談会があったわけですが、その中で曾於地域がトップであったわけですが、県の農業会議からは、各市町村の生産法人に対しての文書を送り、その中で先ほど出たような雇用の希望者を募って、会議を開いたということでございます。

○21番（上野直広君） どこに法人の申し込みが3件あったということかな。

○農業委員会事務局長（大園 朗君） はい、そういう中で3件の雇用の計画があるということでございます。

○21番（上野直広君） 私もいろいろ知り合いがおりまして、法人を立ち上げたりしている人がいるんですけど、その中で自分でそういう制度を知らずに、自分で立ち上げたりする場合があります。志布志市は基幹産業の農業ですので、そういうのは十分周知して、PRも必要じゃないかと私は思っております。何とかして、ここを、農業が駄目になれば、志布志市も駄目になるわけですから、農業が駄目になれば、志布志市の街も衰退していくわけですから、もうこの農業も私はあまりそんな深刻な状況にはならんだろうと思っておりましたが、世界同時不況で回り回って、大分深刻化しております。それと、志布志の街も、今朝ほど商工会長の説明があったとおり、大分深刻化しております。農業と志布志の街、商店街が深刻化すれば、港だって活性化はできません。だから、この農業が衰退して人口が減っていけば、職員も減っていかざるを得んだろうと思っています。ここで何とかして取り組んでいかなくては、そのへんのところの意気込みが、た

だ国からこういう制度があるからするというような答弁ですけど、市長は農業出身でありますので、その点については命をかけるぐらいのやり方でやっていかんと、ここは乗り切れんのではないかと私は思っていますが、市長の考えをもう一度聞きたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお話しますように、農家をなるべく認定農業者にして、そしてその方々が担い手農家になっていただくというようなふうに、様々な事業の推進をしているところでございます。平成19年度から、この認定農業者等を支援・強化するために、関係機関・団体で構成します、志布志市担い手育成総合支援協議会を設置しまして、この中で国の交付金を活用した各種研修会、そして経営相談会、法人化の推進、農用地の利用調整等、総合的な支援事業をしてきているということでございます。そして、その中で認定農業者の中の女性の研修会とか、あるいはヨーロッパ農業の視察をしていただくということ、それから法人化を望まれる方々には、別途、特別に相談の窓口を設けてきているということでございます。そして、畑かんの農業推進センターとともに、畑かん営農推進についての研修を重ねてきているということでございます。

○21番（上野直広君） その魂というんですかね、もう今、やる気というより、魂がなくちゃ、ここは乗り切れんのですよね。魂的な意気込みでいかな、やる気があって、どんどんいけというような意気込みでは乗り切れんと思います。魂を込めてやっていていただきたいと思いますが、まあこのような状態で、農業の状況を打破する動きにはなり得ないのじゃないかと。農業公社の研修とか、農業農村家業再生事業なんか取り組んでいます、この点についての状況をちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

農業公社におきましては、新規就農者が38戸で72名という実績を上げております。現在、研修されている方が6戸で12名いらっしゃいます。また、農業農村家業再生事業につきましては、平成18年度から20年度まで取り組みまして、現在、認定していただいている方が11名いらっしゃるということでございます。

○21番（上野直広君） この今、農業公社の研修等の事業に入っておられる方、農業農村家業再生事業に加わっている方の年齢構造はどうなっているんですかね。私の調べでは、半数以上が60歳以上というような形で、統計が全国的には出ているけど、市としてはどうなっていますか。

○農政課長（永田史生君） 細部の資料については、ちょっと構成については持っていませんけれども、農業公社の研修生につきましては、30代、40代ぐらいです。それから、後継者の家業再生の分につきましても、当然、後を継ぐわけでございますので、50歳以下というぐらいの方でお願いをしているところでございます。

○21番（上野直広君） 農業公社の研修に対しては、それは若いからいいんですけど、家業再生事業の、まだまだ農業はしていないわけですよね。50歳からといっても、いずれ農業をすとしても、50歳、60歳になるんじゃないかと、そういうことになるんじゃないかと考えておりますけど、農業公社事業で30歳以上ということですか。この人たちが年間五、六人ですかね、出たとして、

今のこの最初の農家数が10年間で730戸ぐらいですね、減っていることを考えれば、とてもじゃないけど追いつかんと。今、市長の言われたように、認定農業者だけを頼るのであれば、大規模な農業企業に育てていかんないかんと私は思ってるんですが、その点については、そうしたはっきりした考えはあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業化された農家というものは、極めて経営面積が大きいというようなことで、この認定農家の方々がそういった形になっていただけるかどうか分からないところでございますが、いずれにしても、今後は極めて規模の大きい企業的認定農家が育っていくというふうには、私どもは考えているところでございます。その方々が今後、志布志市の農業を担っていただく。特に新しく始まる畑かん地域におきましては、畑かん営農ビジョンを設けまして、そのような形で大規模的に農業ができるような営農形態というものを考えて、営農推進をしていこうというものでございます。

○21番（上野直広君） 私にはまだ道筋が見えてこないんですが、次に移ります。

せっかくの動きを無駄にしない、こういう状況が無駄にはいけないということですね。農業のキャリアアップの道筋を示すのが重要だと言われております。これは就農の道のりということがあります。就農の道のりは情報や基礎知識の収集から、就農までは9段階あるようです。そのためには、相当な労力も必要、お金も必要ということですけど、ここで農業のキャリアアップの道筋を示すのが重要と言われている。それと、今の農業の経営者育成を進める必要があるのではないかと。現在の農業従事者を支援していくことも重要ではないかと思っております。

そのキャリアアップの件ですが、例として、養豚農家の中には、将来経営も担える従業員を採用したいとして、職場内訓練ですね、これをOJTというそうですが、十分に育成できると踏んでいる所もあり、そういう担い手の経営者を育てる養豚農家もいるということですね。それに、群馬県昭和村株式会社組織「野菜くらぶ」は、若者研修と、彼らが一人前になった時点でののれん分けで自立支援をしているという事例もあります。これは昔ののれん分けと似たようなことですね。もう一つは、人材派遣大手、パソナのように、農業インタープロジェクトなどをインフラ整備をして支援するケースもあると、これはインターネット整備関係だろうと思います。こうした農業のキャリアアップの道筋も必要だと思いますけど、この点はどう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業のキャリアアップの道筋を示すのが重要だということでございますが、そのようなふうは今考えるところでございます。農業者の経営改善計画を支援するために、認定農業者の制度が整備されているということにつきましては、先ほど来、話をしているところでございます。この制度は、意欲のある農業者が自ら経営を計画的に改善するために作成しました農業経営改善計画を市が認定しまして、その計画達成に向けた取り組みを、関係機関・団体が支援する仕組みというふうになっています。現在、本市における認定農業者の数につきましては、先ほどからお話があるとおり563名でございますが、この認定農業者になっていただくべき農家というものも多数また

存在しているということでございます。この方々を支援するために、支援を強化するために、関係機関・団体で構成されます志布志市担い手育成総合支援協議会というものを設置しまして、国の交付金を活用して、各種の研修会、経営相談会、法人化の推進、農用地の利用調整等の総合的な支援事業を実施しまして、キャリアアップの道筋を示していこうというものでございます。

○21番（上野直広君） この農業キャリアアップの道筋ですが、今、市長は取り組んでいきますとか、まだ事例はないわけですね。

○市長（本田修一君） 今申しましたように、今、設置しましたので、今後、この組織を通じまして、キャリアアップをさせていきたいというようなことでございます。

○21番（上野直広君） これはそんなに訓練も、市としての研修もあまり必要でないので、とりあえずいい制度じゃないかと私は思ってますし、多く採用してもらいたいと思います。私の知り合いでも、普通の会社に勤めておったんですが、職場を首になって、放浪しておった人が何人かおります。その人たちがどういう職業に就いたかといえば、やっぱり農業関係ですね。農業関係に就いております。そういう人は私が知っているだけでも数名おりますので、もう市全体では大分いるんじゃないかと思っております。そういう人たちを将来、農業経営者として育てていくのも一つの道じゃないかと思っておりますが、市長は、今、答弁なされましたけど、これをどのように具体的にやっていくか、ちょっと教えてもらいたいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

経済不況で雇用というような形ですとなれば、先ほどお話がありましたように、先進的な企業農家が雇用されるということになるかと思いますが、本市の出身者の方々が職を失い、帰ってこられたときに、農業就業というようなことを考えられるとするならば、その方が農家出身というようなことであれば、当然、私どもとしましては、家業再生事業に該当する方になるかというふうにも思うところでございます。その方々はこの地で育った上で、外に出られて、また帰ってこられるということになるわけでございますので、当然、この市の中での環境というもの、そして農業というものについては、十分認識があられるということになりますので、その方々につきましては、後継者として居ついてもらういいチャンスじゃなかろうかなというふうには、私自身は考えているところでございます。そのような意味から、市の家業再生事業については、今年は一ひょっとすると、また状況によりましては、追加で皆様方に御審議していただく場面になれば有り難いなというふうには考えております。

○21番（上野直広君） 今、市長が言われた家業再生事業、これはいろいろ条件が厳しくて、なかなか入るのが難しいんですけど、これをある程度、今の状況に合わせて緩和する気はないのか、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 家業再生事業の要件につきましては、現在、農業を営んでいる方々が後継者として、またその子弟を養成しようという場合にするわけでございまして、その一定の目標とする所得を確保するために関係機関が計画書を作成しながら、そしてその農家の後継者として取り組んでいただく場合に補助金を差し上げる制度でございます。そのような意味合いから、現

在、条件的に厳しいかどうかということにつきましては、徐々にこの家業再生事業に手を挙げていただいている方々が増えているというようなことでございますので、決して厳しい条件じゃないかなあというふうには考えるところでございます。今後、御要望がありまして、このような形の条件があればというような要望等がございましたら、そのこともまた十分取り入れた形の新しい制度というものについては、前向きに検討していきたいと思っております。

○21番（上野直広君） 前向きに取り組んでいってほしいと思っております。

次に、こうした状況を打開するには、農業の経営者育成を大胆に進める必要があるのではないかと。これは現在の農業従事者を支援していくことも重要ではないかと。いろいろ支援はしてありますが、いろいろ農業者から苦情は言われてきておりますが、その点について、ここで市長にお尋ねいたしたいと思っております。

志布志市農業生産対策事業のたばこの深層土壌消毒機についての補助の問題ですが、これはJT事業で補助金が出るそうですが、その点、市でも補助できないかということですが、曾於市ではしているということですので、志布志市としては取り組みはないか。件数がしれておりますけど、その点について何で私が申しますかということ、おやじが息子に譲る場合に、今、30代の後継者ですけど、そういう人が数名おります、農業、たばこ耕作者の後継者が。その人たちが言うには、おやじは、トラクターは22馬力か23馬力じゃったと。私たちは50馬力か53馬力を使っていると。そうなった場合に、土壌消毒をする場合には、馬力によって消毒の深さが違うということなんです。20馬力の場合は20cmぐらい、50馬力の場合は50cmぐらいの深さまで消毒できるということなんです。それと同時に、ビニール張りも、結局、同時にできるということで、住居近くでも安心して作業ができるということでしたので、私といたしましても、これはいいんじゃないかと思って市長をお願いしているところではありますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の農業生産対策事業補助金というのがございまして、産地の維持拡大及び農家の育成を目指して推進し、農業振興を図るために、生産規模拡大及び高品質化を目指してございまして、農業経営の強化、農作業の省力化及び生産経費の低減を実施する者に対しまして、導入設備のおおむね3分の1を補助しております。その設備の中に、たばこの深層土壌消毒機も含まれているということでございます。ただ、これは条件がございまして、市内に居住する者、住所がある者、そして農業に従事して農業の生産に積極的に取り組む意思がある者、そして認定農業者で担い手の名簿に入っているということで、それから米の生産調整の実施者であるというようなことの要件があるようでございます。

たばこの深層土壌消毒機の場合、耕作面積が3.5haの年齢59歳以下の生産者に対しましては、JTから導入費用の2分の1の補助があるわけございまして、この補助残につきまして、3分の1以内というようなことの補助制度があるというようなことでございます。JTの補助の事業条件に満たない生産者を対象としているということでございまして、機械導入費用の3分の1以内、34万3,000円を限度として実施しているということでございます。

○21番（上野直広君） 私は、できるかできないかを聞いているんですけど、何でもこういうことを言わなきゃならんかなあと、私も考えたんですけど、今、たばこの平均単価が10a当たり30万円らしいです。それで、2町作って600万円ですよ。2町、夫婦で作るのは大変な作業らしいです。600万円のうち手取りが200万円あるかないか、そういう状況はもう3年も続いているらしいです。それはもう税務課で調べればすぐ分かることなんですけど、こういう状況で、木藤議員がたばこ税の減収も言われましたけど、品質の良いたばこを作るためには、やっぱりその消毒機も、例えば品度の高い消毒機でないと良い品物はできないと。ガス抜きができないということですね、50cmの深さまでするのと、20cmの深さまでするのは。そういう点で、曾於市がしているんだから、志布志もできるんじゃないかと私は考えておりますけど、市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

葉たばこにつきましては、ただいま議員のお話にありましたように、ここ数年、非常に天候等に左右されまして、厳しい状況が続いているということは認識しております。そのような中でございますので、このことにつきましては、近隣市町の例もございまして、参考にしまして、検討をしていきたいと思っております。

○21番（上野直広君） 次に、茶の生産拡大推進事業についてですが、平成20年度は400万円、平成21年度は225万円、なぜ質問をするかということ、茶工場の方たちが相談に来られるんですよ、大変大変だということで。それで、1年間の運転資金を確保した方がいいのか、2年間の運転資金を確保したらいいのかという質問をされるものですから、私も茶の専門家じゃないから、ちょっと戸惑って、まあ市の方針がちょっと分からんものですから、その点について、この茶生産拡大事業について、一部では拡大策をとる茶工場もあるし、もうほとんどの方が経営安定を望んで、守りに入っている方も多いようです。その点について、今後、市としてはどう進めていくのか、その点についてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶の経営についてということですが、現在、茶栽培面積は拡大しておりまして、その農家の所得安定を目指すために、年々々々規模拡大が進んできているということですが、全国的には茶の面積は減少しておりますが、鹿児島と宮崎が増えているというようなことございまして、鹿児島県は特に130haの増となったということですが、このうち志布志市の分が54haで、41.6%を占めているということですが、農家は極めてまだまだ規模拡大については意欲的であるということですが、

特に畑かん営農というものが実現したということですが、この通水によりまして、防霜等、営農ができるということで、意欲的になっているようでございます。担当としましては、更なる生産技術の向上と経営安定のために、国・県の補助事業等を利用して、今後も支援していきたいというふうに考えているところでございます。ただ、今お話がありましたように、昨年から極めてリーフ茶を中心とします価格が低迷してきているというような状況でございます。そのようなことにつきましては、業界の方々が様々な角度から研修を積んでおられまして、このこと

につきましては、全国的には茶の面積は減っているというようなこと、そしてこの地は立地の条件が極めて良いと、ほ場の区画が広い、そしてまた平坦な地が多いということで、機械化が可能というようなことで、極めてコストの安い茶が生産できる地であるというようなことから、今後このことにつきましては、増反というような形の傾向が続いていくのではなかろうかなというふうには考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 茶生産量と栽培面積が、18年度、19年度の対比ですが、確かに19年度は栽培面積は減っていますね、300ha。それで、茶の生産量はどうかというと、2,400t 増えております。結局、これはどういうのか、土地によっても違うだろうと思えますけど、幼木が大きくなったせいもあるだろうと思えます。今後もまた、ここで専門家の意見を聞いてみますと、今年はどうですかと聞いてみますと、恐らく在庫が大分余っているので、去年よりは安くなるだろうと見込んでおります。だから、そういうことを考えた場合、例えば普通の茶工場あたりは守りに入ってるわけですよ。例えば守りに入って、生産拡大で栽培面積を増やしていく人と、守りでいく場合は、今の栽培面積では守りきれない単価になっておりますので、それで守りをする場合は、やっていけなくなるんじゃないかと。これが今年、来年続いていけばですよ。この点をどう考えているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶の価格につきましては、昨年、また一昨年もそうだったわけですが、昨年は特に安いというようなことでございまして、そしてその原因が増反による生産量の増、そして消費の減退というようなことが重なった上で、そのようなことになっているというようなことであるようでございます。そして、昨年の茶が残っているというようなことで、今年のスタート時から、かなり厳しい状況が展開されるであろうというふうなお話は聞いているところでございます。

そのような中でありますが、本市としましては、新植されたものが、さらに生産が本格的なほ場になってくるというふうになるとなれば、本市の生産量というのは、また更に増えてはくるとはなかろうかなというふうになるわけですが、先にお伺いしました茶の農家の方の研修会におきましては、そのような形で価格が推移するとなれば、条件的に厳しい、例えば静岡地区のほ場において、そのまま生産されない茶が増えてくるのではなかろうかというふうな見込みがされております。

そのようなことで、本市としましては、先ほども言いましたように、今後また価格的な問題というものが生じるとなれば、国・県とともに、基幹の推奨の作物ということでございますので、何らかの形の対応を協議をしていきたいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 価格低迷が続き、守りの姿勢に入れば、結局、茶工場をやっつけん、まあ普通の茶工場ですよ。やっつけんような状態になってくるわけですが、それで生産拡大して、生産量は増えていく。茶工場の収益は拡大せんとどうしようもないというような状況で、普通の茶工場自体辞めていかざるを得んと。生葉生産になっていくと。けれど、大きくなる所はどんどん大きくなっていくわけですから、その点の調整をどうとっていくのか。その普通の茶工

場も何とか助かるように対策をとっていくのか、その点についてはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶業につきましては、先ほどもお話ししましたように、今後この地の畑かんの営農というものが展開していく中でも、茶については基幹の作物として位置付けがしてあります。そのようなことから、今後、茶業をされる方の経営というものに非常に厳しい状況が生じるとなれば、そのことについては何らかの対応はしていかなきゃならないんじゃないかなあというふうには考えます。

○21番（上野直広君） ということは、そういう窮地に入っても何らかの対策をしていくということですか、お茶に関しては。そうであれば、いいことじゃないんですかね。もう今の普通のお茶、大きな茶工場は安定するだろうけど、普通の茶工場は、もう結局守りに入って堅くなっているんですね。もうやっていけるかいけんか、もう今年までは悪いと決まるとというから、まあ来年度は分かりませんが、そういう点で、やっぱり市長がそういう答弁をされれば、ある程度助かります。対策はとってもらうんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業に関しましても、そしてほかの業種に関しましても、それぞれ厳しい状況下におかれましてときには、その業種にふさわしい形で対応策をいろいろとらせていただいているところでございます。お茶につきましても、今後、そのような形で農家の方々の窮状が生じるとなれば、市としましても振興作目に位置付けておりますので、そのことについては対応はしていきたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 次に、農業経営の継承・継続の問題ですけど、相続ですね、相続になった場合に結局、農地が分散化するんですね。結局、均等、均分相続になつとるから、今、5人子供がおれば、農地が5等分されるわけです。そうなった場合に、今の農地集積環境を考えた場合、いろいろ制度的に見れば、生前一括贈与というような制度もあるようですから、こういうのもやっぱり市の取り組みとして、やっぱり考えておくべきじゃないかと思っております。ただ、今、茶工場を5町歩ぐらいしておっても、それを生前贈与すれば2町歩くらいになるかもしれないから、そうなった場合に、拡大策としてはできないというような形になる場合も出てきているようです。だから、その相続問題についても、ある程度の規模拡大をするのであれば、それを市の政策としてやるのであれば、考えておくべきじゃないかと私は思っていますが、市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農家の事業の継続というような意味合いから、今のお話ではなかろうかなというふうに思います。

ただ、相続という問題になりますと、その家庭の問題というようなことがございますので、相続については、私どもがどうこう言える立場かなあというふうには思うところでございますが、農業の後継者対策という面からすれば、そのことについては対応ができるというふうにと考えると、考えております。

○21番（上野直広君） 私は、生前一括贈与制度というのがあるということを知りましたが、この点については、市としては御承知なんですかね。

○議長（谷口松生君） 上野議員、関連はあると思うんですけども、本来の通告から少し外れているような気がしますので、本来の通告書に従ってください。

○21番（上野直広君） これは、私は、いけば今、実際、農業をやっている方の、通告はしてありました、現在の農業従事者を支援していくのも必要ではないかと。この中に入っております。ちょっと考えによっては難しいですけど、私もそういう関係上、質問したということです。いちいち詳しく通告すれば大変だろうと思いましたが、まあ簡単なことですので、あとは市長が答弁するだけですので。

次に移ります。

農業の競争力強化は、地域間競争が基本であります。その成長は現場に近い自治体のリーダーシップが望ましいのではないかと私は考えております。

そこでですが、昨年、農林漁業の従事者と、中小企業の協力を促す農商工等連携促進法が成立し、中小企業の農業者への高まり、食品加工業者への建設業者の参入が見られはじめています。この新しいビジネスが脚光を浴びております。市として商工会で取り組んだんですが、志布志のハモですね、これをお菓子にできないかということで。旧安楽駅の萬來に頼んで、ハモお菓子を作ったんですが、なかなかこれは商品になるような状態じゃありませんでした。それと、かまぼこ店にかまぼこを頼んだのですが、これは商品にはなりそうでしたけど、あまりにも高価なものになりまして、これもちょっと商品としては成り立たないだろうということで断念したんですが、今後、いろいろ取り組んでいくわけですが、こういう制度がありますので、同僚議員から、にんにくの王様ということで、黒にんにくもあります。これは松山町の渡辺商店が作っているんですが、これは福山黒酢の使用と、甕島の深層水を混ぜて、地元のにんにくを使うということですけど、名前が書いてないということは地元のにんにくではないだろうと思います。こうした商工連携ですることによって、農業の強みと中小企業の加工の強み、それと商売人の販売促進をやることによって、農産物の価格が自分で決められるんじゃないかと、そういう事例もありますので、こういう取り組みは全国的に大分出ております。こういう取り組みについては、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） 農商工の連携というのは、ただいま議員のお話にもあるように、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観、そしてその土地の長い歴史の中で培ってきました様々な貴重な資源を使って、このような資源をお互いに有効に活用し合いながら、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むということでございます。

このようなことで、今お話がありましたように、渡辺さんの所が取り組まれたか、ちょっと確認してはおりませんが、このような法が施行されておりますので、本市としてもこのような場を設けて、積極的に推進していきたいというふうには考えるところでございます。

○21番（上野直広君） もう一つの事例があります。改正食品リサイクル法によって、食品関連産業、特に流通業者の参入の動きもあり、農産物の生産流通において、新たな構築がされはじめております。例を挙げれば、食品残さですね。食品残さを使って飼料を作り、黒豚自社食材として飼料を研究開発している外食産業もあるということです。食料残さの循環を促すためにも、やっぱり教育問題でも出ていましたけど、そういうこともやっぱり、これを活用していくのも、一つの商品にしていくのも一つの道ではないかと思いますが、市長はどういった考えを持っておられますか。

○議長（谷口松生君） 上野議員、再度申し上げますが、本来の質問通告に従って質問をしてください。お願いします。

○21番（上野直広君） 私は、通告でそう言っているんですけどね。

○議長（谷口松生君） いや、関連は分かるんですけども、少しやっぱり通告と離れていきますとですね、やっぱりほかの議員も通告してちゃんとするわけですので、まあ関連は十分認めますけれども、本来の通告に従ってください。

○21番（上野直広君） これは担い手対策ですから、こういうことをやって担い手を育てていかんないかんということですので、まあそれは分かってください。私は、道を外れたんじゃないなくて、こういうことをやることによって、農業の担い手を育てていくという考えですので、まあそう考えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

食品残さの活用というようなことで、今お話があったところでございますが、食品残さにつきましては、市では有機化というような形ですべて回収しまして、松山の処理センターの方で肥料化しているところでございます。別途、食品工場から出る、そのような残さというものがあるわけでございますが、一部養豚業界の方々が活用されているようではございます。

そのような中で、市として、そのような事業について、全体の食品残さ物について取り組むかということにつきましては、現在のところ考えていないというような状況でございます。市民の食卓から出る分についてのみ、肥料化に取り組んでいるということでございます。

○21番（上野直広君） 私の質問が悪かったせいで、皆さんに迷惑を掛けました。

これは担い手対策の一環として、私は考えて質問したところです。このようなことを市が総合的に考えて、結局、担い手を育てていかんな、結局は基幹農業であるということが志布志市にとっては衰退していくんじゃないかと私も考えましたので、もう今からは個別的に考えるんじゃないなくて、いろんな農業、商業、加工、中小企業なんかが連携し合って、一つの地場の商品を作ってやっていくのが、やっぱり今後の時代の生き方じゃないかと。そうすることによって、担い手も育てていくと考えますので、市長、最後ですけど、私の意見に賛同してもらえますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としましては、農業振興というものは極めて一番基幹とする産業でございますので、その振興については心血を注いで取り組まなきゃならないというようなことでございます。その振興の

ためには、当然、そこで生産されるものが販売されなければならないというようなことでございまして、その販売のために、先ほど来、お話がありますように、農商工連携ということが一つの方策としてあるとなれば、このことについても取り組んでいきたいというふうには考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、上野直広君の一般質問を終わります。

ここで、4時5分まで休憩いたします。

—————○—————

午後3時53分 休憩

午後4時04分 再開

—————○—————

日程第3 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

日程第3、議案第42号、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について説明申し上げます。

本案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で基金の設置の目的、第2条で基金の積立額、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の処分、第6条で基金の繰替運用、第7条で委任を定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

まず、会議規則第53条の規定により小野広嗣君から発言通告が提出されていますので、小野広嗣君の発言を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 先に発言通告を提出しておりますので、その通告の主旨に沿って、まず質疑を行いたいと思います。

今、市長の方からも提案の理由の説明がありましたけれども、今般、介護報酬のアップに伴う流れの中で保険料がそのままアップにつながるのではないかとということで、保険者に基金を設ける、いわゆる税金を使って補てんすることになったわけですね。これにより、新年度の上昇分の全額、また平成22年度分の半額が軽減されることになるわけですが、経過措置はあったにしても、

一步前進はしたにしても、このことにより、利用者負担が増え、サービスを今後使えない人も出てくる可能性もある。そういった意味で、この基金のですね、設置目的、第1条にこういうふうな目的のために基金を設置するとありますが、やはりその運用はかなり大事になってくると思います。この点に関して、まず答弁を求めます。

2点目、65歳以上の方の保険料が、結局は3年後の平成23年度から3%アップ、その3%アップ分が保険料に上乗せされることにはなっていますね。また、40歳から64歳の保険料分については、財政の厳しい組合等に限定して交付されると。こうした仕組みの中で、本市の新たな介護保険料は、この基金との兼ね合いも含めてそうですが、今後3年間、自然増と改定増を区分けして、どのようになるのか、まずお答えを求めたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、はじめのお尋ねについてでございますが、介護報酬改定に伴いまして、利用者負担は増えることになり、サービス受給に影響が出ることが懸念されるところであります。しかしながら、介護保険制度には、所得が低い方のサービス利用を配慮し、高額介護サービス費という一定の限度額を超えた自己負担額を払い戻す仕組みがあります。この限度額は、所得が低いほど低額となるように設定されております。これで救済されるものと考えます。

次にお尋ねの分でございます。

自然増のみの第4期の介護保険料基準額は、月額4,485円となります。これが改定分を反映させると月額4,604円となるところでございます。これに交付金の受け入れによる保険料軽減分を国が示している年度ごとに繰り入れしていきますと、21年度が4,485円、22年度が4,544円、23年度が4,604円というふうになります。3か年分を平準化することも認められておりますので、本市としましては、第4期の基準額を4,544円というふうにしたところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、答弁の内容は分かるわけですが、市長、過去においてですね、本会議の一般質問でも多少触れましたけれども、この介護報酬の引き下げというのは2回にわたって行われているわけですね。介護報酬を引き下げて、その結果、じゃあ介護保険料は下げられたのかというと、そうではなくて、利用者はますます増える状況にあって、介護保険料というのは増えたわけですね。そういったことを考えたときに、こういったいわゆる措置は大事ですが、今後のもう近い将来のことを考えていったときには、いわゆる今回3%アップされる、そのための急激な65歳以上の保険料の緩和策として、今回こういった基金が設けられたと。交付金として入ってくるわけですが、これも21年度と、22年度は半分と、その次はゼロということを考えたときに、保険料に大きく跳ね返ってくることは、もうまず間違いないというふうに思うんですね。過去の例を見て、引き下げたにもかかわらず、介護保険料はますます高くなってきているということを考えたときに、今も言われましたように、この運用の問題というのも大事ですが、もうこれはこういう設定の中で動くしかないだろうと思うんですね。今、市長が言われたような答弁の流れになると思うんですが。

そういったことの中で、この第5条の前号の介護保険料うんぬんとありますが、後の方、当該

軽減措置の円滑な実施のための準備経費、この準備経費の中身をもう少し分かるようにお示しをいただければ有り難いと思います。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

第5条の第2号におきまして、介護保険料の軽減に係る広報啓発に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源ということを表現いたしております。今回、国からの基金につきましては、1号保険料の軽減分と、この第2号に書いてあります経費が交付されることになっております。この経費につきましては、本市におきましては、ほとんどが広報啓発に関する部分ということで受け入れをする予定でございます。その他、ここに書いてあります円滑な実施のための準備経費等ということで、必要な部分については使えるということになっております。平成21年度分につきましては、この広報啓発という部分での経費を繰り入れて使用するということを考えております。

○14番（小野広嗣君） 2点目に答弁いただきました市長の軽減措置の件は分かるわけですが、今そのことに関して、この第5条の第2号、いわゆる広報啓発に関する費用その他ということで、今、保健課長からの答弁もいただきました。そういった意味では、こういった制度が変わっていくときにですね、やはり親切にですね、その知らせをやっていくということがまず大事だと思いますので、そこをまずお願いをしたいという点と、あと、いわゆるこの65歳以上の第1号被保険者の支払う保険料というのは、今後、やはり抑制がなかなかきかんだらうというふうに思うわけですね。こういった措置をとりながらも、なおかつ。だから、この2年間にですよ、しっかりとその抑制をできるような、いわゆる介護予防に含めてしてもですよ、しっかりとやっていかないと、そういった観点の上でのこの基金の運用というのもやっていかないといかんのかなというふうに思うんです。最後に、そこへの手だてをお聞きしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この介護予防につきましても、今回、御提案を申し上げます健康増進の計画の中でも取り組みをしようということでございます。そして、この制度が本当に今後私どもにとりましても危機的状況になってくるということについても、お話を十分市民の方々に、この運動を通じて申し上げて、そして改めてこの制度の改正についてもお話を申し上げていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第4 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、定額給付金給付事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、子育て応援特別手当支給事業等に係る経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に12億4,930万4,000円を追加し、予算の総額を213億4,895万円とするものでございます。

補正予算の主なものとしましては、国の2次補正予算関連事業費、総額12億1,992万5,000円と、老人保健特別会計の国庫支出金の歳入減額に伴う繰出金2,937万9,000円でございます。

国の2次補正予算関連事業費としましては、本年2月1日を基準日として、市民1人当たり1万2,000円、65歳以上及び18歳以下の方々には2万円支給される定額給付金給付事業を5億7,385万円、3歳から5歳までの幼児教育期に属する子で、第2子以降である児童を対象として支給される子育て応援特別手当支給事業を3,565万6,000円計上しております。

さらに、緊急経済対策事業としての位置付けをしております地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、平成21年度の事業の前倒し分を含め、国・県補助金等の特定財源の活用が困難な事業、あるいは緊急性や事業効果などを考慮しまして、地域活性化に資するインフラ整備を進めるため、市単独道路維持事業や小・中学校改修事業など、6億1,041万9,000円計上しております。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

予算書の4ページでございますが、第2表、繰越明許費でございます。今回の補正でお願いいたします、先ほど申しました国の2次補正予算関連事業につきましては、今後の事務執行上、年度内にその支出が終わらないため、定額給付金給付事業ほか12件、12億1,992万5,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

予算説明資料の方は1ページでございます。

繰り越しの内容につきましては、先ほど申しましたとおり、定額給付金給付事業5億7,385万円、それから子育て応援特別手当支給事業3,565万6,000円、市立保育所施設整備事業2,645万円、以下、文化会館リニューアル事業8,811万4,000円、総額、先ほど申しました12億1,992万5,000円でございます。

それでは、予算書に戻りまして、予算書の5ページの方でございます。

第3表、地方債の補正でございますが、今回、志布志中学校校舎耐震補強事業の実施に伴いま

して、合併特例事業を8,000万円増額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は、10億8,891万9,000円増額しておりますが、総務費国庫補助金に定額給付金給付事業を5億7,570万9,000円、地域活性化・生活対策臨時交付金を4億755万4,000円、民生費国庫補助金に子育て応援特別手当支給事業を3,565万6,000円、教育費国庫補助金に志布志中学校校舎耐震補強工事事業に伴う安全・安心な学校づくり交付金を7,000万円それぞれ計上しております。

9ページでございます。

15款、県支出金、2項、県補助金は、国の2次補正予算成立後の妊婦健康診査事業に係る補助対象分が5回から7回に改正されたことに伴う妊婦健康診査臨時特例交付金を28万円計上しております。

10ページでございます。

10ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を6,721万3,000円、施設整備事業基金繰入金を1,289万2,000円増額しております。

11ページでございます。

11ページ、21款、市債は、先ほど申し上げましたとおり、8,000万円増額し、総額で31億2,310万円としております。

次に、歳出でございます。

12ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、定額給付金と事業に係る事務費を総額で5億7,385万円計上しております。

13ページでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、老人保健特別会計の医療費給付費等に係る国庫負担金が国の予算不足により追加交付予定額のおおむね10%程度になることから、その財源に対応するため、繰出金を2,937万9,000円増額しております。

14ページでございます。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、子育て応援特別手当と事業に係る事務費を総額で3,565万6,000円、4目、保育所費は、市立保育所の合併浄化槽の設置と施設整備事業を総額で2,645万円計上しております。

16ページでございます。

16ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、志布志家畜指導センター改修事業を500万円、8目、農地整備費は、星ヶ崎1号・2号地区及び吉村地区の土地改良事業を総額で1,700万円、それぞれ計上しております。

17ページでございますが、2項、林業費、3目、林道整備費は、林道陣岳線、八野線、平根線、

岳野山線の改良舗装事業を総額で2,875万5,000円計上しております。

18ページでございます。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、総合観光案内所の設置に伴うJR志布志駅舎の改修負担金を500万円計上しております。

19ページでございます。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、生活関連道路等市道の維持整備や、照明灯設置など、総額で2億3,500万円計上しております。

続きまして、20ページでございますが、10款、教育費、1項、教育総務費、5目、教職員住宅建設費は、老朽化した有明中学校教頭住宅の改築工事費を1,430万円、21ページでございますが、2項、小学校費、1目、学校管理費は、校舎屋根防水工事等施設改修費を2,350万円、22ページでございますが、3項の中学校費、1目、学校管理費は、志布志中学校の耐震補強事業及び有明中学校校舎屋根防水工事等改修事業を総額で1億6,730万円計上しております。

23ページでございます。

23ページの5項、社会教育費、7目、文化会館費は、文化会館のホール棟耐震補強工事、それからバリアフリー整備工事、防災施設改修工事として、8,811万4,000円計上しております。

以上が補正第8号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

まず、会議規則第53条の規定により小野広嗣君から発言通告が提出されていますので、小野広嗣君の発言を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 委員会に付託ということで、所管外のことにに関してですね、特に質疑をしていきたいと、そういう意味で発言通告書を出しておりますので、それに沿って質疑をしたいと思います。

大きく、定額給付金、そして子育て応援特別手当支給事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、この3点の角度から質疑をさせていただきたいと思います。

定額給付金事業については、この定額給付金は、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援の側面と、金融不安に伴う景気の悪化に対応するための経済対策という二つの意味合いがあると考えますが、この定額給付金について、また今回の様々な経済対策に対して、市長も施政方針で、この交付金の趣旨に沿ったスピーディーなですね、対応をしていきたいというふうに述べられておりますが、そういった観点から考えたときに、市長は、この定額給付金についてどのような評価をしているのか、まず伺いたい。

2点目、この定額給付金の実施体制、これがすごく大事になってきますが、交付要綱を作り対応することになるとは思いますが、交付要綱等はしっかりできているのか。

3点目、この給付事業、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして何よりも無事故を期して準備作業に万全を尽くすべきであると考えますが、その体制は万全か。また、給付までのタイ

ムスケジュールをお示しいただきたい。

次に、子育て応援特別手当支給事業、本市の対象者数は何人になるのかということですが、一つはこの予算書で見ていって、予算説明書を見ていくと、3万6,000円、これを特別手当の金額で割っていきますと940人という数が出てきますけれども、それで間違いはないのかですね。また、支給日はいつからになるのかをお示してください。

2点目、いわゆる一方で、この定額給付金の問題がありますが、これと合わせてこの応援特別手当、子育てのですね、支給がくるわけですが、ダブルでくるわけですね。そういったときに、この支給案内の実施、あるいは対象者から申請書の受け付けなどの体制が、定額給付金と同じようにですね、万全な体制がとられているのかをお示してください。

3点目、地域活性化、こっちの方ですが、これは今回、生活対策のメニューに沿った実施計画を国のいわゆる20年度補正予算成立後、速やかにですね、提出しなければならなかったと思うわけですが、今回、本市が提出した計画が、すべて交付決定になったのか、そこらのいきさつをですね、お示しをいただきたい。

2点目に、先ほど財務課長の方からもありました、今回のこの地域活性化・生活対策臨時交付金事業の中の一環として、文化会館のリニューアル事業が提案されているわけですが、ここに8,800万円等の予算が計上されるということで、大まかに区切って示されていますが、もう少しこまやかにこの事業の内容をお示しいただきたい。

以上、よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、定額給付金事業につきまして、私の評価ということでございます。

定額給付金につきましては、国においても景気後退化での住民の不安に対処するために、生活支援を目的としまして、また併せて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとして事業を行うこととしております。

本市も同様の目的でこの事業を実施する予定であります。生活支援としての効果及び経済対策としての効果はあると考えておまして、さらに地域への波及効果を高めるために、プレミアム商品券を同時に発行していくこととしたところでございます。

次に、実施体制は交付要綱を作り対応することとなるが、どうなっているかというようなお尋ねでございます。

定額給付金の給付事業を行うには、実施要綱が必要となっているところでございます。実施要綱につきましては、総務省の方から、平成21年2月25日付けで要綱例が示されましたが、現在も毎日のように事務に関するQ&Aが届いております。本人確認のための添付資料についての考え方の変更や、外国人の申請受け付け方等に当初の考え方と変更が生じているものや、基準日以降の離婚による世帯分離の場合の扱いなど、完全に事務が定まっていない部分もあります。実施要綱については、現在作成中ではありますが、今回の第8号補正予算成立後に速やかに施行する予定で準備を進めてまいります。

次に、スピーディーな対応とその運用、そして何よりも無事故を期して準備作業に万全を尽くすべきであるが、体制は万全か、そしてまたタイムスケジュールを示せというお尋ねでございます。

現在、定額給付金事務につきましては、企画政策課に2月1日から専任の職員を置き、2月9日には福祉課長、総務課長、情報管理課長等、12名で構成する定額給付金給付事業等検討委員会を設置し、スムーズで安全な支給方法について協議を行っているところであります。総勢84人体制で出張受け付けを行うことや、本庁・支所を含めた窓口の設置、受け付けの開始時期、コピー機の配置等について協議を行ったところであります。はじめてのことで手探りの部分も多いところですが、万全の体制をとって事業を遂行していきたいと考えております。

また、給付までのスケジュールについてであります。申請書を3月30日に簡易書留で発送する予定であります。郵便局によるバーコードのちょうふ作業に数日要するようであり、配達が始まるのは4月1日以降と考えております。受け付けの開始は4月1日からとしまして、本庁、各支所とも窓口は設置しますが、まずは郵送による申請書の提出を広報します。4月12日には市内23か所の会場で受け付けをしまして、その後は随時、本庁及び各支所で受け付けてまいります。そして、受け付けた申請書のデータを入力し、第1回目の口座への振り込みを4月末ごろに予定しております。その後は、適時、支給してまいります。

そのほかに子育て応援特別手当やプレミアム商品券の受け付けにつきましても、定額給付金と一緒にすることとしており、市民の方々の利便性を高められるような方策を今後も考えてまいりたいと思います。

次に、子育て応援特別手当支給事業についてお尋ねでございます。

本市の対象者は何人かということでございますが、807世帯、940名の該当者を見込んでおります。また、支給日につきましては、定額給付金と同封し、3月30日発送、郵便による申請の受け付けを4月1日から行い、第1回目の支給を4月末に予定しているところであります。

次に、子育て応援特別手当支給事業についての支給の案内の実施、それから対象者からの申請の受け付けなどの体制についてのお尋ねでございます。

支給案内につきましては、基本的に本庁で一括、定額給付金事務と並行した実施を考えております。対象者の利便性を第一に考えて、案内、記入要領、申請書、返信用封筒等を同封して、対象者の皆様に送付したいと考えております。申請受け付けにつきましては、福祉課において臨時職員2名を採用し、本庁1名、志布志支所1名を配置して、受け付け事務に支障を来すことのないよう進めてまいります。また、庁内に定額給付金給付事業等検討委員会も立ち上げられ、内部検討を重ね、今後進めていく中での出張受け付け、窓口受け付け等の全職員において連携体制を十分に図りながら、対象者の利便性を第一に考え、事務処理に努めてまいりたいと考えております。

3番目の地域活性化・生活対策臨時交付金事業についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

平成20年10月30日の新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議、合同会議の決定を受けまして、平成20年12月24日に県から事前相談対応としまして、実施計画の提出依頼がありまして、翌年の1月21日に県に提出しております。1月27日に国の第2次補正予算が成立しまして、2月6日には正式に実施計画の提出依頼がありまして、同月10日に県へ総事業費6億1,039万5,000円、交付限度額4億755万4,000円の実施計画書を提出いたしました。2月27日には交付申請書を県へ提出し、3月4日の関連法案成立を見て、3月9日付けで交付決定をなされております。提出した計画につきましては、すべて交付決定になったところであります。

続きまして、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の中の志布志文化会館リニューアル事業についての概要の説明を求められておりますのでお答えいたします。

本市の文化活動の拠点施設の一つであります文化会館は、昭和51年5月に開館して以来、築32年が経過しております。この間、多くの方々に利用され、親しまれてきましたが、建物や設備の老朽化が進行しており、施設の利用者や関係者等から、その改善が求められているところであります。今回の事業の工事内容につきましては、ホール棟耐震補強工事と防災施設改修工事及びバリアフリー整備工事の3種類であります。まず、ホール棟の耐震補強工事は、平成20年度に耐震補強工事実施設計委託を行いました。その診断結果に基づく工事であります。次に、防災施設改修工事につきましては、築32年が経過して、老朽化の進行した管理棟及びホール棟の給排水設備及び機械設備と併せて、電気設備の改修を実施するものであります。これは建物全般に及ぶ改修工事となります。また、バリアフリー整備工事は、玄関の入り口付近にスロープのある通路の増築工事を行いまして、高齢者や身体の不自由な方々等にもやさしい施設にするために改修しようとするものであります。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 一つ一つ、今、お答えをいただきました。

この定額給付金事業に関しては、今、市長述べられたように、生活支援の側面と経済対策の側面に効果があるという理解をして、スピーディーに対応していきたいという答弁であったろうと思います。当初、この定額給付金に関しては、様々な意見がありました。批判的なマスコミの議論もありましたが、だんだん潮の目が変わってきましたね。現実、支給が始まると、その喜びの様子がどんどん報道されていった。もう名前は挙げませんが、いろんな朝の番組、ワイドショー、そして夜の番組まで、相当批判的な論陣をひいて、そっちの方向へ持っていかうとしましたけれども、現実にかうやって支給になってくると、大きく潮の目が変わってまいりました。そして、その朝の有名な番組の司会者本人がですね、3月7日、ラジオの文化放送で、全国の多くの皆さんが定額給付金支給に大喜びをしている姿を見て、メディアで批判を繰り返した定額給付金に対し、自分自身を含めた報道の在り方、あまりにも偏った報道を反省すると、これからメディアの在り方についても考えることが大事だと、そういった自己批判までされております。大きく、今、潮の目が変わったこの状況の中です。速やかに様々な事故を起こさない形ですね、今、答弁があったように、進めていっていただきたいなあというふうに思うところであります。

すが、今、実施体制、そして交付要綱については、議会の議決を経て以降、速やかにですね、その要綱の作成に入って準備に入るといことです。確かにQ&A等がもう日をおいてですね、何日かおきに関係省庁から送られてくる、そういう状況があるみたいですが、例えば先ほど、それこそ市長が申されたように、外国人に対するとらえ方、いわゆる本市も外国人の方が結構いらっしゃるわけですが、そういった状況の中で、いわゆる日本人に対しては世帯主がこれを申告するという扱い、それに対して外国人に対しては個人個人という扱いになっていると。ところが、小さいお子様がいらっしゃる場所の問題とか、様々な問題点がその中に含まれてますね。そのことはいいです。Q&Aの中で問い合わせをしながら今後対応をしていくであろうということでしょうから、もうそのことに対する答弁は求めませんが、そういったことも含め、いろんな詐欺等に巻き込まれるのではないのかとか、いろんな心配がありますね。そこに対して、今申されたように、庁内に12名で検討委員会をつくり、そして84名体制で臨んでいくんだという話でした。そして、今回、雇用の問題でも様々に対策を練らなきゃいけないということで、本市においても嘱託・臨時職員等の募集をかけられていましたね。そういった意味で、この定額給付金に絡む、いわゆる嘱託職員、あるいは臨時職員というのもしらっしゃるのか、そこも少しお示しをくださればいいと思います。

特に、この定額給付金のこの振り込み事務というものが大変だと、そういうことで金融機関との兼ね合いというのもあるかと思いますが、特にこの振り込み料の問題ですね。この振り込み料がどうなるのかというのは、自治体とその金融機関、ここでいえば、今市長が言われた郵便関係、こういったところでの協議というものがなされなきゃいけないと。これは例えば、1回の振り込みに対していくらになるのかとか、そういうのまで分かっておれば、ぜひお示しをいただければというふうに思います。

あと、子育て応援特別手当の件ですが、こちらは今、答弁をいただきましたので、定額給付金と、この子育て応援特別手当支給事業も併せて、同時進行でやっていくということで、ただその担当課がですね、企画政策課と福祉課に分かれて進むということでもよろしいですね。そして、それを同時にいただかれる、同時と言いますか、少しずれがあったりするかもしれませんが、そういったところで、そのずれによって戸惑いが起きるというようなことがないようなですね、手だてというのでも必要であろうというふうに思います。今、807世帯、940人ということでありました。そこに対して、先ほど述べられました本庁と支所での対応、これがきっちりできるのかということが守られなければいけないと思いますが、それは大丈夫ですかね。再度、確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと、地域活性化、今回、この急いでメニューに沿った実施計画を出さなきゃいけないということ、これはもう事前から分かってたわけですので、用意をして、予算が成立して以降に出すという形になったのだらうと思うんですが、出した計画に関してはすべて交付決定をみた、市長の方から答弁がありました。市長、これはなぜこういう質疑をしたのかといいますと、いわゆる市長の施政方針の中にも、情報インフラであるとか、先ほども出てましたね、小園議員の方でも、

公共交通の問題であるとか、いろいろとですよ、この事業に乗っかるものがありますね。そういった分野、医療もそうです。いろんな分野からの、そして貸し付けをするときの利子補給の問題、こういったことに関してもしっかり交付金を出して、認めますよという方向性があった。そこに対しての手は打たれなかったのか、出したものはみんな認められたということですが、そこまでの準備は進まなかったのか、そこをお示しをください。

あと、文化会館に関しては、今、説明がありました。ただですね、気になるのは、この事業の中に、例えば雨漏り対策、防水工事、こういったものが含まれているのかどうかですね、それをお示しください。文化会館のいわゆるホールであるとか管理棟関係の中でも、雨漏りをしているという現実がありますね。8,000万円からを含めるこの事業の中にそれが入り込んでくるのかどうか、そこをお示しください。

○議長（谷口松生君） 答弁の前に、ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの質疑にお答えします。

臨時職員につきましては、定額給付金関係で、本庁が2人、志布志支所が2人、松山支所が1人でございます。子育て支援関係の交付金関係が、本庁が1人、志布志が1人の体制で取り組みます。なお、定額給付金の窓口につきましては、本庁は企画政策課、支所におきましては地域振興課ということになります。子育ての方については福祉の方になります。

それから、振り込み手数料でございますが、このことはまだ確定しておりませんが、国の示された事務費の例からも、指定金融機関がJAでございますけれども、鹿児島県内の場合には鹿児島銀行が先に確定しまして、315円という提示でございます。これも非常に高いんじゃないかということで、現在、交渉いたしておりますが、JAにおきましては、単農では結論が出せないということで、いろいろ県とも連携をとりながら、このことについてはまだ結論が出ていないところでございますが、現段階の提示は315円でございます。

それから、臨時交付金関係でございますけれども、先ほど市長が御説明申し上げましたけれども、12月24日に県の方から、この交付金事業の連絡がございまして、ちょうどお正月を挟んだわけでございますが、関係各課に、24日に県から通知が来ましたので、25日に課長会をお願いしております。そして、その結果、1月の初めに、期限を切りまして、1月中の早い時期の報告を求められた関係から、関係各課から47事業、7億3,000万円ほど出てきております。その事業におきまして、この事業の選択と申しますか、事業の選定を緊急にする必要があったわけでございます。そういった中で、先ほど財務課長も説明申し上げましたけれども、主要事業であるか、それから市内に経済効果があるか、雇用が生まれるか、多くの市民が潤いを実感できるか、それから緊急性が高いかなど、12項目にわたりまして点数等を付けまして、優先順位を付けたところでござい

ます。そして、そのことを財務課ないしは行政評価等々も協議しながら、起債等の財源措置がなく、一般財源でしか対応できないそういった事業、そしてそれを優先的に行ったわけでございますが、さらに21年度事業の当初予算等で希望がありまして、その中で前倒しが可能な事業ということを中心に選定したわけでございます。その結果、17事業を選定し、6億1,039万5,000円の事業を決定したというところでございます。

なお、国のこの対象になる事業でございますが、地方再生戦略との関係、生活対策との関係という、こういった基準がございまして、その基準で、まず地方再生戦略の関係で28項目ございませぬ。そういったことで選定いたしております。

○生涯学習課長（小辻一海君） 議員申されました、先ほどの雨漏りの文化会館リニューアルの件でございますが、今回は雨漏りの件については入っておりません。ということは、今回は生命に関する緊急なもので、耐震補強工事、それから防災という件で、消防署の方から改善の命令が出ておりましたので、その分とバリアフリーを玄關口をさせていただくということでございます。また、雨漏りについては、こちらも把握しておりますので、このことについては、もう早急に予算要求等も行いまして、お願いしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） この定額給付金に関しては、今後、委員会付託になって、こまやかなところはですね、委員会でいろいろと質疑もあると思うんですよ、実際。気になる点もいっぱいありますからね。金融機関と協議する中で、いわゆる通帳番号をこちらで掌握しますよね、市の側でですね。それをお出ししてという流れになると思うんですが、金融機関の側が一番恐れているのは、この振り込みの作業というよりも、その振り込み番号の間違いで返ってくる、そういった処理を銀行とか、あるいはその金融機関の側が一括してしていかなきゃいけないのかという不安を相当抱えているという苦情が出ているようですね。そういったことに対する詰めがきちりできてきているのかということと、いわゆる先ほど、冒頭申しました準備体制をしっかりと、いわゆる案内、周知徹底を図る、そしてここですね、先ほど言われました、こちらから出掛けていく、4月12日、こういったところの懇切丁寧な進め方、まあ全協でもありましたけど、コピー機の問題とかいろいろあって、ずっと説明されましたけど、ここに対する万全な対応はしっかりと、事故に巻き込まれるというか、恐れがある。そこに対する対応が今どうなのか、最後にお聞かせください。その今の点ですね。

子育て応援は、まあいいでしょう。

この地域活性化事業の流れも、今、企画政策課長からお示しをいただきましたけれども、その優先度うんぬんとありました。まあそれは仕事を、このことに関して庁内一丸となって事業計画を立てて、しっかり仕事をしようとする動きがあったのかどうかの確認をですね、問いたいからですね、この質疑をしてるわけで、まあ47事業の一応吸い出しをして、そして結局、17事業という形になったんだと、その背景というのをずっと今述べていただきました。各課ですよ、これを急ぎたいと、こういった交付金を受けてやりたいと、そういうすり合わせをする中で、納得さ

れたところ、納得されないところも実際はあると思うんですね。そういった、少しその線から下りていったところに対する事業計画ですよ、今後の。さっきも公共交通の問題もあったでしょう。急がなきゃいけない問題だと思いますよ、市民にとっては。一部の人たちだからって問題じゃないと思うんですね。そのことは上がりましたか、その問題は。今回は施政方針にも出てないですね。今まで福祉課と、いわゆる企画政策課で検討し合いながら進めていくってずっとやってきてるのに、施政方針にもそのへんがしっかり出てない、そこ。

そして、あと、今、生涯学習課長の方からは答弁がありましたので、おおむね理解をするところですが、合併してですよ、あの文化会館の利用頻度って、すごい増えてますね。逆に、やっちくの利用状態とか改善センターの利用状態とか見ていったときに、その比較をここでいろいろしろという次元での質疑はしませんけど、あの文化センター自体があれだけ大勢の人たちが利用される状況の中で、今回はまあ直接命にかかわるであろう、そういった防災対策、消防関係を含めてですね、出してきた。それは十分理解をするわけですが、この交付金事業に乗っけることは、はなから無理だったんですかね、その防水対策に関しては。そこは最後だけ。まあ今後、どっちにしても速やかにやるということですので、それはぜひ早急にやっていただきたいということを前提にそれは聞いておきます。

○生涯学習課長（小辻一海君） はい。議員申されましたとおり、旧志布志町時代から、このことは懸案だったのでございますけれども、多額の予算を必要といたしましたので、先ほど申しました生命に関するものから先にして、それから徐々に予算要求をするということで、こういうことに至ったところでございます。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの質疑にお答えします。

口座の間違い、こういったことについても、非常にあちこちでそういった議論もあるところでございまして、一番そういったことも心配しているところでございます。そういったことで、常に金融機関、ないしは同じく郵送の間違いがないように、今回は簡易書留で送りますが、郵便局、そういった所等々とも常に協議をしながら、間違いがないようにということを前提に事務を進めております。

それから、交付金の47事業を17事業の件でございしますが、これにつきましても、それぞれ選定した結果を全課に通知をいたしております。財務課とも常に連携しながら行ったわけでございすけれども、どうしても先ほど申し上げましたように、前倒し可能な事業と、そして一財でしか対応できない事業、そういったものが最優先でございました。そういった中で、当然、議員が申されました公共交通の問題、このことについても、今、企画政策課が中心となりながら、20年度はその計画策定をいたしているところでございます。これにつきましても、計画はできたから、いざ次にどのようにそれをするかということについては、試験的なバスも走らせるとか、そういった作業等もございすので、今回のこの緊急の前倒し的な事業には対応できなかったということでございます。今後検討してまいりたいということでございます。

○議長（谷口松生君） 14番、小野広嗣君、特に許可します。

○14番（小野広嗣君） 市長、冒頭にですね、1回目の質疑に対して御答弁いただいたわけですが、このいわゆる定額給付金給付事業とこの子育て応援特別手当支給事業のですよ、第1回目の支給開始日、これに関して4月末をめどにという話がされました。やはり住民の方々とお話をすると、この5月連休前にぜひいただきたいという声が本当に多いです。ですから、何としても、例えばこの4月28日、火曜日という期限がありますね。29日はもう祭日ですね。やはりこの4月28日を目標に振り込みが入ってくるようにですね、当局としては急いで事故を起こしちゃいけないですけども、体制はもう今、整いつつあるわけですから、ぜひここを最低限度の目標としてですね、支給できる体制をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。これだけお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしまして、この定額給付金その他のものが早めに支給されて、本市の地域の経済の活性化のために資するというような形になれば、目的どおりに達せられるなあというふうに感じるところでございますので、このことの事業の推進につきましては、早くから対応してきたということでございます。そのようなことで、今議会で審議していただくということになりますが、今月末に可決していただきましたら、直ちに事務的な手続きを正式に開始いたしまして、連休前に市民の手元に届くということを前提に、ただいま作業を進めているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 1件だけ、お伺いします。

説明資料の4ページ、総合観光案内所の改修について、450万円の国庫支出金と一般財源の50万円で500万円というあれなんです、これは団体に対しては実行補助ということですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

御質疑の総合観光案内事業でございますが、4ページでございますように、市がJR志布志駅の一部を借り上げまして、総合観光案内所を設置するというものでございまして、JRの方で改修工事等をしていただきまして、私どもが必要とする総合観光案内所の形を造っていただく事業をしていただきます。その事業に要する経費を市の方から負担をするということで、500万円ということで予算を計上しているところでございまして、団体ではございまして、JRの方に負担金という形でお支払いという形での予算計上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかにありませんか。

○13番（立山静幸君） 関連でございますが、30㎡を改修するという計画であります、どこの場所かですね、現在の待ち合い室なのかですね、お伺いしたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 現在、JR志布志駅につきましては無人駅となっておりますけれども、これまで事業がなされておりました切符の販売であるとか、それから今申されました待ち合い所の部分と、それからJRの方で切符販売等が行われ、あるいはまた会議・休憩室等にもなっておりました、ちょうど真ん中の部分でございまして、その部分がここにございまして、約30㎡というような形でございます。

○31番（野村公一君） 今回、第8号補正予算が提出をされたんですが、地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、大変我々どもには有り難い補正であるわけです。しかし、問題はこの事業にどう市が取り組むかという市の姿勢をちょっと問うてみたいというふうに思います。

実施計画書を作成する段階で、各課長さんにそれぞれ事業の提出を求め、課長会で決定をされたということのようでございますが、今回のこの大まかな事業を見てみますと、活性化対策の方の事業はかなり入っていると。しかし、生活対策の方はどうなのかなという不安がよぎるんですが、今回のこの事業の中で、この生活対策事業を何割取り込んでおられるのか、それがまず第1点です。

なぜこのことを聞くかといいますと、今、御存じのとおり、この交付金の法律の目的というのが、今の事情を反映した法律でありますので、その法律に沿って事業はされてるかどうかということを確認しておくためでございます。それが第1点。

それから、今回のこの事業の中は、おおよそ10%負担の事業がほとんどであります。しかし、志布志中学校の工事になりますと、これは2分の1負担の事業が入っていると。今回、この2分の1負担補助のこの事業に取り組んだ主な理由は何なのかですね、それが2点目であります。

それから、3点目でございますが、文化センターのリニューアルをしていくということですが、バリアフリーの場所でございますが、会場内から舞台へ上がるバリアフリー、このことが我々利用者は非常に長年考えてきたことであります。弱者、障害者、お年寄り、そういう人たちを舞台に上げるときに、どうしても会場から上げていくということが非常に大事なことだというふうに思うんですが、そのことが今回の予算の中で反映されていくのかどうか、その3点をひとつ答弁をいただきます。

○企画政策課長（溝口敏久君） まず、最初の地域活性化交付金の関係でございますが、生活対策が何割含まれているかということでございますけれども、この事業は、先ほど答弁の途中でございましたが、この生活対策と両方兼ね備えるということが条件になっておりますので、地方再生の関係が項目にしまして5項目でございます。そして、生活対策も5項目にわたっております、例えば雇用セーフティネットの強化対策、生活安全確保の対策、地域活性化、それから防災強化、地方公共団体の支援ということで、5項目にわたっております、100%この生活対策にも該当するというところで申請をしたところでございます。

それから、学校施設につきまして、負担が非常にこの交付金の額は少ないんじゃないかということでございますが、補助事業と起債事業を対応しまして、その裏財源に充てたということでございますので、学校施設につきましては、こういった負担になっているということでございます。

○教育総務課長（上村和憲君） お答えいたします。

今回の志布志中学校の耐震並びに改修工事でございますけれども、今回、緊急経済対策事業として第8号補正をお願いをしたところでございますが、これにつきましては、いろいろ当初、21年度事業ということで計画もしてございましたけれども、その際、国の補助内示の関係で、どうしても夏休みに工事ができないということも出てまいりました。そこでいろいろ検討し、今回の

この事業でさせていただきますならば、ちょうど内示がもう既に来まして、夏休みに工事ができるという段取りができたところでございます。国の方の指導といたしましても、平成21年6月までの契約予定事業につきましては、会計検査院の方から事前着工は認めないという通知がまいりまして、どうしても私どもとしては、本市で一番大きな志布志中学校の耐震工事を早めにしたという考えもありましたので、ちょうどタイミングとしてはよかったということで、今回の第8号補正に計上させていただいたところでございます。御理解の程、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長（小辻一海君） 先ほど、議員申されましたバリアフリーの件でございますが、この件につきましては、議員申されましたとおり、高齢者や障害者の方々にやさしい施設に改修するためということで、スロープを付けて、玄関からホールの方をバリアフリーにするということで予算化されております。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 私が聞いているのは、会場から舞台に上がるスロープはどうなのかということなんです。恐らく、これには入ってないんでしょうが、これはこれで仕方ないことでしょうか。けれども、やっぱり公人が利用される会場、施設、そういうものに手を入れたり、あるいは建設をしたりというのは、やっぱり利用者のニーズに合わせて造っていくというのが基本だろうと思うんですね。役所の中だけでものを考えて造っていくんじゃなくて、そこを利用される方々のニーズに合わせて造っていくと。やっぱりそのことはしっかり守っていかんないかんと思うんですよ。そこらへんをやっぱり、利用者の意見を聞く、やっぱりそういう態度が必要だろうと思いますのでね、そこはひとつ今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、その活性化対策ですが、私が言わんとするのは、ほとんど土木、建築、要するにハードな事業ばかり取り込んでると。もちろん、それは一般財源がないから、この際だというのは分かるんですが、やっぱりもうちょっとハードな事業を、せつかくのこういう事業交付金でありますので、もうちょっとソフトな面に予算を付けて事業をされたらなあというふうな気がしてなかったわけですね。そこらへんを企画会議なり、あるいは課長会なりで、そういう問題提起がなかったかどうか。ないとすれば、もうそれはそれでいいんですが、あつてほしかったなあとは思ってるんです。したがいまして、そういう問題提起があったのか、話題にならなかったのか、その点をひとつ教えてください。

○企画政策課長（溝口敏久君） ソフト事業でございますが、今回につきましては、ソフト事業については議論にならなかったということでございます。主にハード事業が上がってきたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第5 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第44号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療費国庫負担金等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款、項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

国庫支出金は、医療費国庫負担金を2,937万9,000円減額しております。

5ページをお開きください。

繰入金金は、一般会計繰入金を2,937万9,000円増額しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第6 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第45号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億1,722万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を2,026万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立金を2,026万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月26日までは、委員会等のため休会とします。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでございました。

午後5時21分 散会

平成21年第1回志布志市議会定例会（第7号）

期 日：平成21年3月27日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第4 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第20号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第23号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第27号 志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第28号 市道路線の廃止について
- 日程第20 議案第29号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第30号 市道路線の変更について
- 日程第22 議案第33号 平成21年度志布志市一般会計予算
- 日程第23 議案第34号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成21年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第36号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第26 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第28 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第30 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第31 志布志市農業委員の推薦
- 日程第32 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長)
- 日程第33 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	1 1 番 立 平 利 男
1 2 番 本 田 孝 志	1 3 番 立 山 静 幸
1 4 番 小 野 広 嗣	1 5 番 長 岡 耕 二
1 6 番 金 子 光 博	1 7 番 林 勇 作
1 8 番 木 藤 茂 弘	1 9 番 岩 根 賢 二
2 0 番 吉 国 敏 郎	2 1 番 上 野 直 広
2 2 番 宮 城 義 治	2 3 番 東 宏 二
2 4 番 宮 田 慶一郎	2 6 番 上 村 環
2 7 番 鬼 塚 弘 文	2 8 番 重 永 重 久
2 9 番 丸 崎 幹 男	3 0 番 福 重 彰 史
3 1 番 野 村 公 一	3 2 番 谷 口 松 生
3 3 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

1 0 番 毛 野 了	2 5 番 小 園 義 行
-------------	---------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
生涯学習課長 小 辻 一 海	学校教育課長補佐 銚 立 郁 雄

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立平利男君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 議案第26号 志布志市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、関係分について審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、18日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

最初に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明として、定住促進対策事業（森山地区）を新しく追加するものである。事業計画としては、森山地区にある市の志布志家畜指導センターの一角を宅地造成し、分譲するものである。3区画を計画しているとの説明でした。

これに対しまして、関連質疑として、過疎計画は21年度でいったん終了するが、計画の未達成のものもあると思うが、それはどうなるのかとただしたところ、この法律は議員立法で、10年間の時限立法である。今回は21年度で終了する。これについては議会からも新たな過疎対策法の制定について、意見書の提出をしていただいた。先日、東京で行われた決起大会において、この法律は引き続き設置すべきものであるという意見が出された。未実施の事業については、新しく法律ができた段階で計画に載せていくことになるとの答弁がありました。

次に、港湾商工課分について報告をします。

説明として、施策区分の産業の振興、観光又はレクリエーションに、新しく総合観光案内事業を過疎計画に追加した。事業の内容は補正予算で説明したとおりであるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、総務常任委員会に付託された所管分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

この事業内容につきましてでございますけれども、これは補正予算を先に審査をしたというよ

うなことでこういう報告になっておりますので、補正予算の段階で詳しく説明を申し上げたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） それでは、ただいま議題となっております議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更について、産業建設常任委員会に付託になった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月17日、18日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、まず建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、市単独道路整備事業堀ノ内・有野中原線の改良を新規に追加するもので、この路線は車の離合等に支障を来して、地元から要望があった延長320m、幅員5.5mである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、起点と終点はどこかとただしたところ、起点はサンサン広場の入り口の所で、終点が小学校の方へ下り、一番低い所までとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、農道では市単独土地改良事業吉村地区を、林道では林道舗装事業八野線、岳野山線、市単林道陣岳線国道取付拡幅事業をそれぞれ追加するもので、いずれも生産基盤の整備、安全な経済活動の支援を行うための事業です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、農道の市単独土地改良事業吉村地区、幅員3mということだが、現下あるいは将来へ向けての農業の大規模化、それに伴う農業機械の大型化等を考えた場合、農道の3m舗装化に対しての考え方はとただしたところ、農道についても大型機械等が通るためには、最低幅員4mを考えている。この地区は平成15年から常に要望が上がってきていた。生活道路という形での農道が入っており、拡幅改良となると事業費も増大するので、やむなく現道幅員で実施しようとするとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、志布志市過疎地域自立促進計画の変更についてのうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する各所管委員長の報告は、可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第42号 志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第42号、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第42号、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、介護従事者の処遇改善を図るために、平成21年度から介護報酬の改定が行われるが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国からの交付金を基金に積み立て、第1号保険料の上昇等に充当するために条例を制定するものである。国からの交付金については、介護報酬改定に伴う保険料上昇分は平成21年度分が全額、平成22年度分は2分の1の額となっている。また、広報啓発に係る事務費が交付される予定であり、これらを基金に積み立て、所要額をそれぞれの年度の介護保険特別会計へ繰り入れて保険料の上昇を抑制しようとするものである。

条例内容については、第1条は設置目的、第2条は積立額、第3条は管理について、第4条は運用益金の処理、第5条は基金の処分、第6条は繰替運用、第7条は委任について規定している。

附則において、施行期日とこの条例の失効について規定している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、条例の名称が介護従事者処遇改善臨時特例基金となっているが、第5条の内容を見ると介護従事者の処遇改善が目的ではなく、保険料の上昇抑制が目的となっている。その内容と理由をただしたところ、介護従事者の処遇改善のため介護報酬が3%上がったことにより、負担分として1号保険料も上がることになる。国からの交付金を基金として、1号被保険者の4期の負担上昇分を抑えるのが目的の条例である。条例の名称は国から示されたもので

あるとの答弁でありました。

保険料の上昇分は基金で足りるのか、見込みをただしたところ、基金総額は2,026万2,000円であり、保険料上昇分が約1,800万円、広報費用が約200万円である。上昇分の1,800万円の3分の2を平成21年度で、残りを平成22年度で取り崩して1号保険料の上昇分を抑制する。平成21年から平成23年までの3か年を見通して4期の保険料は設定してあるので、現保険料で平成23年度までは可能と見ている。平成24年以降は第5期の計画の中で設定されていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号、志布志市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第43号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員9人、17日、18日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の順に従って報告申し上げます。質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いた

します。

まず、財務課分について報告申し上げます。

補足説明の主なものとして、今回の補正は国の2次補正予算関連事業ということで、一般会計予算に12億4,930万4,000円を追加し、予算総額を213億4,895万円とするものである。

第3表、地方債の補正は、志布志中学校校舎耐震補強事業に関する財源として地方債を8,000万円充当して、限度額を17億3,070万円とする。また、20年度中の起債の見込み額を31億2,310万円とし、年度末の現在高見込み額は231億4,183万6,000円になる予定であるとの説明でありました。歳出はございませんで、これに対する質疑はありませんでした。

次に、企画政策課分について報告申し上げます。

主な説明として、第2表、繰越明許費補正は、定額給付金給付事業を追加する。

歳入は、国庫補助金として定額給付金給付事業5億7,570万9,000円、地域活性化・生活対策臨時交付金4億755万4,000円を計上した。

歳出については、企画費は今回の給付事業に伴う経費が主である。うち、12節、役務費1,343万7,000円は、主には1万6,000戸の世帯に対し、簡易書留を用いて通知するための通信費である。19節、負担金補助及び交付金は、定額給付金5億5,027万2,000円である。2月1日現在の給付対象者は18歳以下が6,137人、19歳から64歳までが1万8,320人、65歳以上が1万274人である。また、外国人は18歳以下が10人、19歳から64歳が166人、65歳以上が1人で、合計177人。総合計3万4,908人を見込んでいるとの補足説明がありました。

質疑としまして、県内各地の支給日等が報道され、志布志市民からいろいろ聞かれる。志布志市も何らかの形で知らせるべきと思うがどうかとただしたところ、昨日現在で59件の問い合わせがあった。問い合わせの内容は、いつから給付するのか、手続きはどうすればよいのかといったものである。議決後でないといけないことは言えない状態である。しかし、予定としてのお知らせ程度はしたいと考えるとの答弁でした。

また、4月12日から受け付けるということだが、それ以前はできないかとただしたところ、市民の利便性や混乱を避けるため、市内23か所、松山3か所、有明7か所、志布志13か所に分散して一斉に受け付けることとした。郵送分の受け付けは4月1日からするとの答弁でした。

また、特殊な事情があり、住民登録はあっても志布志市にいない人、また住民登録はなくて志布志市にいる人についてはどんな手続きになるのかとただしたところ、2月1日現在で住民基本台帳に登録された市町村から本人あてに通知が行くことになる。住所地にいない場合は郵便局に転送手続きが必要であるが、転居先が分からない場合には追跡調査を行う。4月1日から6か月間は申請できる。また、2月1日以降に死亡した場合、その家族が申請すれば受給できる、つまり、6か月間の間ですね。しかし、一人世帯の人が死亡した場合は受給できないとの答弁でした。

さらに、支給方法について、振り込み口座のない人、振り込みを希望しない人について、どう対応するのかとただしたところ、口座のない人、特別な事情のある人は現金で支給するが、原則として口座振り込みであるとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

説明として、商工費の3目、観光費、負担金補助及び交付金の総合観光案内事業500万円は、JR志布志駅の一部を市が借り上げ、総合観光案内所を設置するため、その改修費に対する市の負担金である。事業主体は九州旅客鉄道株式会社とし、財源は地域活性化・生活対策臨時交付金を充てる。また、市が借り受けた部分、日常使うトイレについては市が管理し、本体はJRが行う。JRからは無償で貸与を受けるとの説明でした。

質疑の主なものとして、総合観光案内所の人的体制と開所時間はどう考えているかとただしたところ、市の予算で臨時職員2名を配置する。できれば基本的な英語を話せる人を希望している。また、志布志市の歴史・文化に詳しい人材を観光案内ボランティアとして協力いただく予定である。開所については、年末年始を除き土曜・日曜や連休についても、観光客の利便性を図る上で、できる限り案内所を開いていこうと考えている。開所時間は、現在のところ午前9時から午後5時までと考えているが、外国船が入港した場合などは下船が夕方ごろになるということなので、それらには弾力的に対応したい。

概略、以上のような答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっています議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会では、3月16日に保健課関係、17日に教育総務課及び生涯学習課関係、18日に福祉課関係を、それぞれ執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。なお、委員の出席は3月16日が委員10名、17日と18日は全委員出席であります。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、県支出金の保健衛生費補助金で、妊婦健康診査臨時特例交付金28万円は、妊婦健康診査の6回目以降の公費負担に対する補助金である。本市では平成20年度以降の公費負担は7回であるので、6回目と7回目が対象となる。補助率は2分の1である。

歳出は、老人福祉費の老人保健特別会計繰出金2,937万9,000円である。医療費国庫負担金の追加交付が国の予算不足により、見込み額の1割程度しか入らないことが判明したので一般会計で手当てするもので、精算は平成21年度の予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、医療費国庫負担金が入ってくる時期と入ってくる確証は取れているのかとただしたところ、負担金については国の施行令等で交付しなければならないと定めてある。時期については、県からの通知では平成22年3月に国が精算するといっているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課分について申し上げます。

歳入については、国庫補助金、教育費国庫補助金で、中学校費補助金7,000万円については、志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修工事に係る安全・安心な学校づくり交付金である。市債で、教育債の中学校債8,000万円については、志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修工事に係る一般単独事業債である。

歳出は、教育総務費の教職員住宅建設費1,430万円については、有明中学校教頭住宅の改築事業である。小学校費の学校管理費2,350万円については、香月小学校ほか2校の施設改善事業である。中学校費の学校管理費1億6,730万円については、志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修事業1億5,430万円、及び田之浦中学校ほか2校の施設改修事業費である。

繰越明許費補正の追加は、国の2次補正予算関連法案が3月4日に成立したことを受け、今回それに係る補正予算を計上するものであるが、今回の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みであるため、翌年度に繰り越しするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、有明中学校教頭住宅の改築工事は80㎡となっているが、子供のいる先生のことなどを考えると、せめて今の時代は100㎡は必要ではないかとただしたところ、市内の校長・教頭住宅は80㎡くらいの広さである。一般家庭では100㎡が多いと思うが、今回は80㎡の中で効率的で無駄の無い部屋の配置、及び子供にも対応できるよう設計で配慮していきたいとの答弁でありました。

志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修工事には床張りや内装なども入っているのか、また工事は夏休み中に終わるのかとただしたところ、今回の工事は外壁、廊下、床などの全面改修を伴う大規模改修工事と考えている。工事の後片付けなどは一部2学期に入るかもしれないが、詳細な作業スケジュールは夏休みを基本に、子供たちの授業に差し支えないように立てて執行していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について申し上げます。

歳入では、国庫補助金、総務費国庫補助金として、地域活性化・生活対策臨時交付金を文化会館リニューアルに7,930万2,000円増額するものである。

歳出では、社会教育費、文化会館費を8,811万4,000円増額するものである。増額の主なものは、文化会館リニューアル事業の委託料340万円、工事請負費の8,444万1,000円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、文化会館のリニューアル計画は以前からの年次的な計画はなかったのか。今回の国の補正が無かったとしたらリニューアル計画はどうなっていたのか、文化会館に必要な工事で残されたものはどのようなものがあるのかとただしたところ、文化会館のいすの取り替えなど多額の予算を伴うため、計画が予算化できなかったが、今回補正で取り組んだわけであるから、実効性ある計画を立てて、予算要求をして実施していきたい。残されている工事は、エレベーター、天井、壁、いすの取り替え、駐車場整備などであるとの答弁でありました。

百年に一度の不況下である今回の工事で、地元業者でできる工事は地元業者に分離発注する考えはないかとただしたところ、今回の国の補助も地域活性化・生活対策臨時交付金ということなので、ぜひそういう方向でやっていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、児童福祉費、児童福祉総務費は、子育て応援特別手当支給事業に要する経費3,565万6,000円を計上するものである。厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として支給するものである。支給額は一人当たり3万6,000円で、対象見込みを940人としている。保育所費は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業で、市内の五つの公立保育所の施設整備などに要する経費を2,645万円計上するものである。

歳入は、子育て応援特別手当支給事業は国庫補助金、民生費国庫補助金で、保育所施設整備事業は総務費国庫補助金から充当されるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、子育て応援特別手当支給事業の支給方法、支給日をただしたところ、基本的には定額給付金と同じような形で進める方向である。3月30日に事業概要説明書と申請書を同封して郵送する。4月12日に各校区に出向いて受け付け、申請があれば手続きをする。4月28日が第1回目の支給日である。支給方法は口座振り込みであるとの答弁でありました。

テレビ報道等で、子育て応援特別手当についてはほとんど周知されていないことが問題となっていたが、本市の状況と対策をただしたところ、この特別手当は定額給付金の陰に隠れて推移してきたものと思われる。市に来ている相談はゼロである。広報等については、企画政策課と連携してやっていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっています議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託になった所管分の審査経

過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名出席の下、審査に資するため、志布志家畜指導センター改修事業予定地、市単独林道改良事業、林道陣岳線国道取付拡幅工事予定地の現地調査を実施し、3月17日、18日の二日間にわたり、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、畜産業費の工事請負費を500万円増額して、志布志家畜指導センターの改修を実施し、審査場の係留所側への移設や、積み卸し場と駐車場の整備を行い、施設の安全性と利便性の向上を図ろうとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たな審査場の高さを下げるとのことだが、できれば係留所と同じ高さがいいのではないかとただしたところ、新たな審査場の高さ等については肉用牛部会の皆様とも協議をして、総合的に対処させていただきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、第2表、繰越明許費補正については、土木費の道路橋梁費で市単独道路維持事業の2億3,500万円を繰り越すところである。

歳出は、委託料200万円が市内の道路照明灯設置の測量設計業務、工事請負費2億3,300万円は、市内道路照明灯設置事業で街灯500基分の新設、志布志香月地区の道路段差解消のための交通安全総点検対策事業、市道等維持整備事業で有明地区が11地区で5,944万7,000円、志布志地区が16地区で5,100万円、松山地区が6地区で2,255万3,000円、グリーンロード志布志線対策事業として、グリーンロードの雑草防除の張りコンクリート等の工事と野井倉大橋に照明灯を設置する工事費として3,000万円をみている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、交通安全総点検対策事業の内容についてただしたところ、平成19年に鹿児島県警察本部と県の道路維持課が総点検を実施したが、対象路線としては国道220号、県道志布志停車場線、市道香月線、香月・若浜線、稚児松・松波線という香月小学校を囲むような形の路線である。平成20年度に約300万円をかけて志布志運動公園付近の段差切り下げを実施したが、まだかなり残っているので、歩道の段差切り下げを中心にしながら、歩道にでこぼこがある所もあるので、そういった不具合箇所をすべて解消して改善を図りたいとの答弁でありました。

500基の街灯は、位置の決定をどのようにするのかとただしたところ、設計委託業務による調査と、集落が管理している街灯と市が管理している街灯等の図面により、学校からの距離で2kmぐらいいまでの範囲で、100mから200m間隔に1個ぐらい設置する計画で進めていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、農地整備費で星ヶ崎1号・2号地区、吉村地区の農道舗装の費用を1,700万円、林道整備費で林道平根線、八野線、岳野山線の舗装工事、林道陣岳線の改良工事の費用を2,875万5,000円計上している。また、すべての事業について繰越明許費をお願いしているが、議決後は、地元説明会等を実施しながら、早急な工事着工に入っていきたい。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の補正予算関係は事業の洗い出しをして提出するというところだったのか。あるいは、耕地林務水産課でいえば国庫支出金が約4,000万円程度だが、この程度で収まる事業を提出するというところだったのかとただしたところ、全体枠で4億円程度の交付金があるということで、今までなかなか起債事業、補助事業でできなかった、今回の交付金で実施したい事業をすべて提出するというところ、様々なものをお願いしたが、緊急度、優先度を考慮して、今回この農道と林道の整備をすることになったとの答弁でありました。

陣岳線について、今後その先を広げていくことはどうなのかとただしたところ、その後を広げる計画はないが、今回の事業で待避箇所を3か所整備する計画であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） この一般会計補正予算（第8号）に関しては議案上程の際に質疑をいたしておりますので、1点のみちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

文教厚生常任委員長にお尋ねしたいと思っておりますが、ただいま、子育て応援特別手当支給事業のことにに関して、質疑の内容をお示しをいただきました。定額給付金の事業に関して、その陰に隠れて、この事業の周知があまりなされていないと。そういった観点で、当局に対してもこのことに関する問い合わせはなかったというようなことでありました。

そういった観点から、通知を出されて4月12日に説明会を開かれて、第1回目が4月28日に振り込みが行われる予定であるということですが、現在説明会も、12日、日曜日という日を選んでいただいておりますが、こういった子育て世代、大変な状況の中で、いわゆる共働きで働いていらっしゃる、様々な用事を抱えて、その12日の説明会に参加できない方もいらっしゃると思いますね。そして、また通知の案内の仕方ひとつ、そういった周知がなされていない状況の中で、本当にこの事業の中身をしっかりと分かっていただけるような通知の内容になっているのかというところの確認、そしてこの通知、その後の12日、そして第1回目の振り込みを経て、なおかつそこに漏れていかれる方々への対応等についての立ち上がった質疑がなかったのか、確認をいたしたいと思っております。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいまの件についてお答えします。

その件につきましては、広報等につきましては今後企画政策課と協議していくという答弁がありまして、それ以上の細かな質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 1点だけお伺いをいたしたいというふうに思います。文厚関係でございます。

今回、この志布志文化会館のリニューアル事業が計上されておりますけれども、先ほどの報告の中には私が質疑しようという内容がございませんでしたので。

まず、この事業にかかわる工期ですね、それから、その間の施設の利用についてはどのような形ができるのかということです。非常に施設の利用の多い所でございます。聞くところによりますと、例えば志布志高校も毎年あそこで文化祭を行っているというふうに伺っております。今年は創立100周年の節目というようなこともありまして、何か非常に学校としてもそれにふさわしい行事をやるというような話もあるようでございますけれども、このあたり等々の十分な連携というものを踏まえた中での施設の利用というものがなされるのか。もし、そういう質疑がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） この文化会館のリニューアル計画は、先ほど報告でも申し上げましたように、大規模改修ということで、工事の間は休館しまして、その間のいろんな事業は各公民館にできるものは振っていくという答弁だったかと思えます。

[何言か言う者あり]

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） すみません、質疑内容が多かったものですから。正確に答弁できるかちょっと自信がありませんが、確か5か月間ぐらいだったかと思うんですけれども。5か月間だそうです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第44号 平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第44号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第44号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、医療費国庫負担金が国の予算不足により見込み額の1割程度しか入らないことが判明したために、一般会計からの繰り入れにより手当てするものである。

歳入では、国庫負担金を2,937万9,000円減額して、一般会計繰入金を同額増額するものである。

歳出は、歳入の補正に伴う医療給付費の財源区分の変更である。

なお、歳入歳出予算の総額については変更はない。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、一般会計からの繰り入れということで、歳出の特定財源の財源区分がその他となっている点についてただしたところ、老人保健特別会計からみると、一般会計からの繰り入れは特定財源のその他で取り扱うことになっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第44号、平成20年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

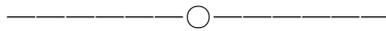
これから採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。



日程第6 議案第45号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第45号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第45号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、介護従事者処遇改善のための基金設置に伴い、国からの交付金を受け入れて基金へ同額を積み立てるものである。

歳入では、国庫補助金で介護従事者処遇改善臨時特例交付金2,026万2,000円を計上している。

歳出では、一般管理費の積立金に歳入と同額を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、1号保険料の上昇分を抑えるために基金を積み立てることになるが、基金は2,026万円で済むのかとただしたところ、基金がなかった場合は4期の保険料の基準月額が4,604円になる。基金の保険料上昇分1,800万円を充当したら、4期3か年分を平準化した場合、4,544円で済むことになるとの答弁でありました。

介護保険関係の積立金はゼロであったかとただしたところ、介護保険の基金は無いが、剰余金という形で毎年度繰り越しは出ている。3期から4期への剰余金の繰り越しは8,000万円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第8号 志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要とその結果について報告をいたします。

本委員会は、3月16日、委員9人出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、今回の改正については、志布志市集中改革プランの給与の適正化の実施項目として掲げている各種手当の見直し取り組みとして、特殊勤務手当の種類を見直すものである。特殊勤務手当の種類は、税務手当、防疫手当、徴収金徴収手当、保健師手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱手当、用地交渉手当、特殊自動車乗務手当、ケースワーカー手当の8種類がある。今回、このうち、特殊自動車乗務手当を廃止するものであるとの説明がありました。

質疑としまして、特殊自動車に該当するものは何があるのか、また作業班の乗務者は対象とならないのかとただしたところ、現在志布志市にあるのはタイヤショベルとグレーダーである。合併後については、作業班に職員は配属されていない。作業班は臨時職員なので、この手当は支給されていないとの答弁でした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号、志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、総務常任委員会に付託となりました所管分にかかわる審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の改正は、平成20年度に新たな土地情報管理システムの整備を行ったことに伴い、地籍に関する図面等の交付に係る手数料の金額を改めるため、所要の改正をするものである。内容としましては、地籍図面の交付手数料を1枚「1,000円」であったものを「200円」に改める。土地台帳に記載されている事項を記載した書面は、1筆につき200円とする。これは新規のものでございます。図根点座標値については、1点につき200円に改めるとの説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、総務常任委員会に付託となった所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっております議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分

の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、船員法施行規則第79条第1項の規定に準じ、船員に関する証明について徴収する手数料の名称及びその金額を定める必要があることから、所要の改正を行うものである。改正内容については、別表第1の「6 船員」の部、「手数料の名称」欄中に「航行に関する報告書の証明手数料1通につき2,600円」を加えるものである。これは、船員法施行規則第79条第1項第2号に、船員法第15条の規定による航行に関する報告書の証明について2,600円とされていることから、このようにするものである。

附則では、この条例は平成21年4月1日から施行するものとなっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、提案理由の中で船員に関する証明についてとあるが、どういうことかとただしたところ、海難事故の場合、陸運局へ届けることにより保険が適用されることになる。志布志港は昭和62年に船員事務の指定を受けているが、昨年、船員法に関して陸運局との協議があり、志布志港の規模からいって、この証明受け付けを行う方がよいとの指導があったので提案するものであるとの答弁でありました。

漁船の事故も対象となっているのかとただしたところ、証明の性格はそうであるが、漁船の場合は漁協で手続きを行うので該当しない。志布志港では、一般の船舶などが衝突・乗り上げ・火災・機関の損傷などが発生したときや、船内にある者が死亡したとき等が対象になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

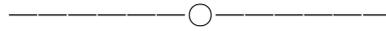
これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、各所管委員長の報告

のとおり、可決されました。



日程第9 議案第13号 志布志市ポイ捨て防止条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本条例は、近年、空き缶、吸い殻などの投棄、飼い犬のふんの放置などによるポイ捨てが絶えないことから、市民等及び事業者の意識向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての防止について必要な事項を定める必要があることから、今回制定するものである。

条例の各条項では、第1条で目的、第2条で、ポイ捨て、空き缶・吸い殻等、市民等の定義を定める。第3条で市の責務、第4条で市民等の責務、第5条で事業者の責務、第6条は市民等の義務、第7条では、第6条の規定に違反した者について必要な措置を講ずるための命令について規定している。第8条は委任について、第9条では、第7条の規定による命令に従わなかった場合の過料の措置について規定している。

附則では、この条例は平成21年10月1日から施行するものとなっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例は市民がみんなで取り組む姿勢と協力が必要であり、そのための啓発として、「ポイ捨て禁止監視車」というようなステッカーをはることも必要ではないか。また、市境に立て看板を設置することも必要ではないかとただしたところ、ステッカーは非常によい案であり参考とさせていただきたい。立て看板については、特に市境などに設置したいとの答弁でありました。

まち美化推進指導員は、職員又は市民から置くということであるが、身分、手当、期間はどうかとただしたところ、推進指導員の内容については、今協議中である。事故などがあつた場合とか、またボランティアか、謝金が必要か、具体的には今後検討したい。予算措置が必要となればそのときに相談したいとの答弁でありました。

推進員の組織づくりが必要である。条例の第3条、第4条、第5条で、職員のできる範囲、できない範囲が規定してある。警察との協議はしているのかとただしたところ、警察にはポイ捨て防止条例を上程することは話をしているが、具体的な内容については協議をしていないので、決

まった後、署長を通じて警察と協議したいとの答弁でありました。

条例の第9条で5万円以下の過料を定めているが、5万円以下の1万円とか3万円とか、基準があるのかとただしたところ、今協議中であるが、処分については内規で定めたい。一般的なポイ捨ては、他の自治体では2,000円となっている。悪質な者については段階的に最高5万円とすることも考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市ポイ捨て防止条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、委員長の報告を受けまして、少し報告に入っていなかったものから、もし、議論があったのであればお聞かせを願いたいと思います。

一つは、この第3条、市の責務ということで、今も報告の中に一部ありましたけれども、「この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない」というふうにくくってあります。その後に、市民の責務、事業者の責務があるわけですが、市民と事業者が一体となる、当然そこに市があるわけですが、この推進に必要な施策の一つが今もあった、このまち美化推進指導員という政策であろうと思うんですが、これ、はじめて本市で取り組むかもしれないものでありまして、そういったことを考えたときに、この推進に必要な施策はこれ以外にどういったものかを考えてこういった提案になったのか、その分の質疑があったのか、この推進指導員のほかですよ。そこを少しお示してください。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 直接その回答になるかどうか分かりませんが、質疑の中で、デポジット制度の活用の質疑がありました。その中で、このデポジット制度についてはいろんな機会、市長会とか、それから環境省へも市長が出向いて行って、そのことは訴えられたそうです。その前に、環境会議でそういう提案がなされたのを受けてとのことでありました。

また、レジ袋の有料化についてはポイ捨て防止条例と並行するような形で、今協議がなされている、またこれも関連の一環かと、そういう質疑もございました。

○14番（小野広嗣君） 質疑として、質疑を繰り返す中で市の取り組みが見えてくるわけですが、この第3条に関して、それは委員の方からデポジットに対して言われて、それに対する今、答弁が多少述べられましたが、いわゆるこのポイ捨て防止条例を市民と、あるいは事業者と一体となっていく上で、市の責務としては様々にこの徹底を図るために必要な施策を展開しなければならないというふうにうたっているわけですから、当局として委員会等でも様々にその施策の中身を開陳するべきであるというふうに思うわけですが、例えば、そういう流れの中でその周知を図るために、いわゆる環境問題等もありますが、このポイ捨て防止条例というものを今回はじめて制定をして皆さんに図るといっているのであれば、これに、例えばこの1年は特化してですね、イベント

や学習会等も計画して取り組んでいかなきゃならないだろうと思うんですが、そのことに関する質疑、答弁はどうでしたか。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） この条例の効果を出すためにどういうことをするのかという中で、答弁の中で、PRを進めていく具体的なやり方として、協議中であるということでありましたけれども、校区単位での説明会とか、子供たちに対して環境学習を進めていくとかという具体的な項目は出てまいりました。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。基本的に、個人的に申し上げれば、議案上程の際も申し上げましたが、この目的ということに関してはよく理解をするわけですが、こういったポイ捨て防止条例を作らなきゃいけないところまで追い込まれているのかなという気がします。しかし、こういったものを、仮に条例を制定して、徹底を今後されていった場合に、市が望む美しいまちが出来上がっていったときに、このポイ捨て防止条例自体を廃止し、いわゆる環境基本条例等に包摂していくという、そういったことも望ましいのではないか、それが理想的な姿であろうと私は思うわけですが、そういった観点での質疑はございませんでしたか。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいまの質疑ですが、そのことに関して具体的な質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 2点ほど伺ってみたいと思います。

まず1点目は、先ほども出ましたけれども、その政策の中に通じると思うんですが、いわゆる事業者の責務ということで、その販売する、容器等を販売するための、収納するための回収容器等の設置等の議論はなかったのかどうか。

それから、土地所有者の責務ということで、私一般質問で言いましたが、そういう要綱を条例の中に入れる議論はなかったのか、お願いしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 回収容器につきましては、直接の質疑はございませんでしたが、先ほど答弁しましたレジ袋の有料化等で、商工会と協議中という類似した答弁はございました。

それから、土地所有者との件に関しては、直接の質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） まず一つですが、指導員の体制、それからこの条例の第9条の関係、それらが、今、委員長の報告の中では、今後内容を協議して詰めていくということのようでした。このことで非常に私がふに落ちないのは、そういう大事なプロセスをしていく前に、なぜ今議案の提案なのかなという気がしてならないんです。

本来なら、しっかりそういう内容を詰めて、そして告知期間を設けて施行していくというのが、私は手順であろうと。条例だけ先に出して、中は今から詰めていくといえ、その中を詰められた問題は、議会はそのことに対して協議はできないんですよ。要するに、
—————
—————なんです。だから、決してこの条例が悪いとは言いません。現代社

会の中では必要になっていくだろうとは思いますが、思うけれども、職員の皆さんが、今ひとつよく考えてほしいのは、議会は何のためにあるのかということなんです。この表紙だけ可決してくださいと、中身についてはそれから私たちが考えますがという提案でいいと思われませんか。だから、そういう面で、そういう議論が委員会の中であったのかどうか。まず、それが1点です。

それから、今、1番議員からも出ましたが、事業者の責務、ここらが事業者に対してどういう作業を行政が進めようとしているのか、そこらへんが文教委員会の中で議論があったのかどうか。それが2点目です。

それから、3点目ですが、第6条の第2項、この関係で、志布志市はかなり野良犬も放置されています。こういう野良犬の対策も当然、併せて作業を進めていかなきゃならんと。そういう中で、保健所等とこういう問題の対応がされているのかどうか、そういうことについての委員会の協議があったのか。この3点をひとつ報告をいただきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） お尋ねの第1点の、今協議中とかそういうことと、それ以前の前提の問題ですが、その点については協議はございませんでした。

第2点目の事業者の責務の件につきましても、質疑はございませんでした。

第3点の野良犬につきましては、猫のことにつきましては質疑がございましたが、野良犬については質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第14号 志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第14号、志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市青少年

問題協議会条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例は、青少年育成に関する事務を円滑に遂行するため、志布志市青少年育成市民会議に事務を一元化し機能の充実を図ることから、青少年問題協議会を廃止するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年問題について協議する協議会は本市にいくつあるのかとただしたところ、教育委員会に青少年問題協議会と青少年育成市民会議の二つがあるとの答弁でありました。

この条例で青少年問題協議会を廃止して、青少年育成市民会議に事務を移すことで教育委員会と意識合わせはできていると理解してよいのかとただしたところ、生涯学習課と十分協議して決定したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号、志布志市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 委員長にお伺いいたします。

この条例廃止に伴う担当といますか、所管の事務局はどこであったかお伺いをいたします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 生涯学習課です。

○26番（上村 環君） それでは、今後青少年育成市民会議については、教育委員会の生涯学習課が担当して行うということになるわけですね。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） そのとおりです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

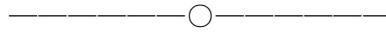
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第15号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第15号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会では、3月16日に保健課関係、18日に福祉課関係を、それぞれ執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。なお、委員の出席は、3月16日が委員10名、18日が委員全員の出席であります。

はじめに、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の条例の制定については、児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法の一部改正による小規模住居型児童養育事業の創設の措置が講じられたため、国民健康保険条例の一部を改正するものである。改正の内容は、国民健康保険条例の第4条、被保険者としなない者に、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を追加するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この制度はどのくらいの予算とか事業補助があるのかとただしたところ、この事業を行うことになると、都道府県ないし政令指定都市の中で制度化していく必要があるので、財源もそちらで措置することになるとの答弁でありました。

この条例は志布志市には関係ないのではないかとただしたところ、この事業で養育される子供は国保の被保険者としなないことで、医療費についてはこの事業でみていくので、国保としての支出義務は生じないことになる。現在、本市にはこの事業で養育されている児童はいないが、今後、もし児童が該当となったときを前提として条例を改正しようとするものであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、保健課分の質疑を終結しました。

次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明については、先ほど保健課分で申し上げました執行部からの説明と同様の理由により、ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、福祉課分については、質疑はありませ

んでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第16号 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例は、市内における消費を活性化し、地元業者の振興を図るため、出産祝金条例に基づく出産祝金の支給の特例を定める必要があるため制定を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回特例を設けて金券により支給することに変えたのは、経済上の支援なのか、それとも出産の祝い金なのか、どこまで真剣に議論されたのかとただしたところ、市長、港湾商工課、財務課を含めて協議して、市長から、疲弊した地元経済をなんとかして活性

化したいということで、市としての経済対策として各課で取り組めるものはないかということがあった。福祉課としては出産祝金と敬老祝金を検討したが、敬老祝金は寝たきりの方や施設入所の方のことを考えると金券は困難であるため、今回は出産祝金の見直しをしたとの答弁でありました。

出産祝金は港湾商工課サイドの経済振興策として寄与すべき趣旨のものではないと、福祉サイドは死守すべき分野ではなかったか、また現金であれば学資保険の加入や出産記念通帳の開設などの趣旨に沿った使い方もできるが、金券であれば医療機関も地域振興券制度に加入した所に限定されるなど使用が制限されるが、これらの点は十分協議されたのかとただしたところ、福祉課内では、振興券の利便性や出産祝金の趣旨を踏まえての議論はあった。その上で、関係課と協議した中で、今回は地元経済の活性化を図る目的でこのような結論になったとの答弁でありました。

出産祝金の趣旨や地域経済活性化の目的の両方に沿うために、現金でもらうか振興券でもらうか、支給方法を選択制にする協議はなされなかったのかとただしたところ、支給方法の協議もしたが、今回は地元の活性化を考えての結論であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、起立採決の結果、議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） ただいま委員長の報告を聞いたところでありますけれども、本会議で議案上程の際にもかなり質疑が出ておりましたので、かなり短時間で質疑の状況だったのか、中身としては短い方向であったのかなという気がするわけですが、その分だけお聞きをしておりますも、この出産祝金支給の特例に関する条例に対して、質疑者のそのほとんどが疑問視をする視点での質疑ばかりが目立ったように私には聞こえてまいるわけですが、一方、今、地域活性化のためにという当局の答弁はありますけれども、この条例、議案に対して、これを進めることによって地域活性化が図られるという視点ではなくて、受給者の方々が喜ばれるかどうかという視点での議論はなかったのかという問題ですね。そして、そういうことも考えて前向きに取り組んできた、いわゆる推進の側に立ってのこういう質疑、答弁というのはなかったのかというのも1点聞かせていただきたい。

そして、議案上程の際にもあったわけですが、いわゆる妊婦の方々が窓口に見えて、そしてそういった状況でも声掛けをし、聞き取りをし、そして現金がいいのか、あるいは地域振興券がいいのか、あるいはプレミアム振興券がいいのか、そしてまた、ほかに選択肢はないのかとか、そういったこともできただろうというふうに思うんですが、そこらはそういった声掛け等も全然なされていなかったのか。本会議でも、多少そのへんが進んでないという話もありましたけれども、窓口でもそういった声掛けはなかったのか、その質疑がなかったのかをお聞かせください。

また、3点目、本市の男女共同参画に関するアンケート調査、そういった項目の中で、子育て

支援に対する観点から市に特に要望する意見を集約した中に、三つあります。その第1点に、いわゆる子育て支援のための経済的な助成が必要だと、それを求めますという声があるわけですが、その観点から見たときに、今回の提案が本当に正しい道筋を経て提案されたのか、そういった観点での質疑はなかったのか、お聞かせください。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 1点目の賛成での立場からの質疑はなかったかという点ですが、私もテープを何回も聴き直しましたが、質疑としてはございませんでした。

次の声掛け、それから利用者のその点につきましての質疑ですが、聞き取り調査をしたのか、商工会とか、それから利用者なんかの声を聞いたのかという質疑はございました。それに対しては、特にしていないという回答でありました。

3番目の点につきましては、祝い金の額でいきますと500万円程度の金額だが、それが地域経済に、果たして市当局が期待するだけの経済効果があるのかどうかという質疑はございました。

以上です。

○14番（小野広嗣君） 1点目と2点目、質疑をした内容に関しては報告が返ってまいりましたが、3点目に先ほど私が行いました質疑は、本市がいわゆるアンケート調査を行って、意識調査を行って、子育て支援に関してどういうものを市に求めているのかということの問いに対して、市民が答えた第1点目、大きく絞って第1点目が、子育て支援のために経済的助成が欲しいというデータがしっかり上がっていますので、そのことも考えた上でこういった選択になったのかという質疑をされた方がいますかという観点です。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま言われた観点での具体的な質疑はございませんでした。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。その質疑はなかったということで理解をいたしました。

そして、何よりもですね、本市の多子世帯ですね、3番目の子供を出産された以降の子供さんに10万円の支給ということですので、本市の多子世帯の生活状況というものをどのように把握してこういう提案になったのかという質疑がなされましたか。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 直接、その多子世帯の経済状況を踏まえての中身の論議とかというのはございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○14番（小野広嗣君） ただいまの議案に対して、私はこの原案に対して反対の立場で討論を行ってまいりたいと思います。

今、出されましたこの議案第16号は、市内における消費を活性化し、地元業者の振興を図るため、志布志市出産祝金支給条例に基づく出産祝金の支給の特例を定める必要があるために、今回市長が議会に議決を求められたものであります。しかし、そもそもこの議案第16号は、議案が上

程された際に多くの議員より厳しい質疑がなされ、その後文教厚生委員会に付託されましたけれども、委員会でも否決となることは火を見るよりも明らかではないかと取りざたされた、いわく付きの議案でありました。しかし、ただいまの委員長の報告は、原案可決であります。

そこで、ただいま質疑もさせていただきましたが、委員長の報告を聞く限り、委員会の中の質疑の多くは、この議案に対して疑問視する指摘が多かったように私には聞こえてまいりました。また、質疑終結の結果、この議案を可決するに至ったそういった理由が鮮明になったようには私にはどうしても思えません。また、議案上程の際にも多少触れましたし、ただいまの質疑でも確認をいたしましたけれども、この提案前に受給対象者に対する聞き取りも全然なされていない。再度確認をいたしました。委員長の報告の中にもそれはなされていないという確認を、ただいまも得たところでございます。

いわゆる、例えば、先ほど多少申し上げましたが、窓口に妊婦の方が見えた時に、支給に際しては現金がよいとか、地域振興券、プレミアム商品券がよいか、あるいはもっと選択肢を広げた方がよいかなど、受け取る側の声を聞こうとする視点、その取り組みに欠けていたのではないかと私は思います。例えば、私が今回所属しております産業建設委員会でも審議しました、畜産課関係の高齢者等畜産奨励金事業も地域振興券を充てることになっておりましたが、これも個人的には決して好ましいとは思っておりません。しかし、少なくとも関係団体組織、いわゆる肉用牛部会の会長さん等に当局の責任者がしっかり足を運んで、その必要性を話し込んで、対象者に話をしてもらい、理解をしてもらい、そういった形で進めてきたという経緯を委員会で確認をいたしております。

そういったことから見たときに、今回のこの出産祝金の提案に関しては支給を受ける側に対する配慮を欠いたものであり、支給する側の、いわゆる10万円が商品券に代わるだけではないかと、受け取る側は確かに現金がいいと思われるかもしれないけれども、地域活性化のために商品券でもいいじゃないかという、支給する側のどうしてもごう慢さが見え隠れするようではなりません。

市長は施政方針の中で、「地域振興券発行事業は、市が報償費の中で祝い金などを支給している分について、市内の事業者で使える地域振興券として支給することで、市内での消費を刺激し、地元商工業の活性化を図りたい」と述べられております。私もその姿勢自体には十分に理解をいたすところではありますけれども、しかし報償費の中でも手を付けてよいものと悪いものがある。考え方の違いかもしれませんが、私はそう思っております。

イベントの商品などでの利用は十分に理解できます。また、職員、議員などと協力していく方向付けもあってしかるべきであります。そのことは議会も十分に理解をするであろうというふうに思うところであります。

確かに、今回の本市の提案と同じように、自治体においては、出産祝金を商品券や地域振興券としている所もあることは十分存じておりますが、その形態、中身は様々であります。第3子以降に本市と同じように10万円を支給する自治体の中には、5万円を現金、あとの5万円を地域振興券、そういうふうに取り組んでいる所もあります。また、商品券、プレミアム商品券、そして

そういうふうにして支給する所、またその現金とプレミアム商品券を選択できるように取り組んでいる所、様々であります。

しかし、今百年に一度というこの経済危機の中で、現状では、出産時に関しては各種健康保険等で出産育児一時金が給付となっておりますが、実はそれまでの健診費用や通院に関する費用など、出産日以前にかかる費用も決してままならない状態、そういった中でお金を工面して、いろんな所からお借りをして、若い世代の御夫婦にとっては大きな負担となっております。出産祝金をその分の支払いに充てようと考えておられる方々もおられます。

私も今回この提案を受けて、私自身の知り合い、あるいは家内の知り合いの妊婦さん6名の方からお話を聞きました。先ほども述べましたいくつかの選択肢をお示しして、お話を聞きましたが、6名の方全員が現金支給がいい、うちお一人の方は、現金支給がいいけれども、市がそういうふうに地域振興のことを協力してほしいということであれば、2番手の理解としては私は理解しますという方がいらっしゃった、そういった状況でありました。6名の方すべてが現金支給が好ましいと言われました。私はやはりこういった子育て世代、妊婦さんの生の声に、当局は真しに耳を傾けなければならないと思います。

それこそ、このみぞうの経済危機の中で、急な家計の変化など明日をも知れない中での、原点に戻って、少子化対策としてこの出産祝金を位置付けることが大事ではないかというふうに思っております。景気浮揚、景気の活性化、これを少子化対策、今回の祝い金の趣旨とするのは本末転倒だというふうに私は思っています。1円でも安いものを求めて、余分なお買い物をしないようにして、苦勞して節約に努めている庶民の気持ちを本当に私たちは理解しなければならない、そう思います。

私は以上のことを申し述べ、今回の提案は、現在のみぞうの経済危機の中で、生活がひっ迫している子育て世帯への配慮に欠けたものであり、先ほどもお聞きしましたけれども、多子世帯への生活状況を十分に把握した上での提案であるとは思えません。よって、この原案には反対するものであります。

議員の皆様方の御賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。次に賛成ですけれども、賛成の討論はございませんか。

○13番（立山静幸君） 賛成の立場で討論をいたします。

皆様も御承知のとおり、百年に一度という不景気、不況の今日であります。このような状況の中、約55名の該当者があるようではありますが、志布志市の商店街の活性化等を考え、また御協力をいただき、金券による支給をすることに賛成するものであります。

議員皆様方の御賛同方をよろしくお願いを申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に反対でございますが、ほかに討論ありませんか。

○1番（下平晴行君） 議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例に反対の立場で討論いたします。

条例にありますように、「少子化対策の一環として出産を奨励するとともに、子供の健やかな成長を願い、出産した親に対して出産祝金を支給する」となっております。このような大変貴重な祝い金を、特例として金券を支給し景気対策を図るようではありますが、出産祝金を支給することの原点は福祉対策であります。出産された親にとってはいろいろな出費が重なり、支給を受ける立場に立って、その選択を制限してはなりません。このような出産された親のことを理解しない、行き当たりの取り組みであり、また住民のニーズを無視した特例の金券支給に対して、到底理解を得られるものではありません。

よって、私は原案に反対するものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 賛成の討論ございませんか。

○4番（八久保 壹君） 私は今回のこの議案第16号の条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の出産祝金支給事業の目的は、先ほども言われたように、少子化対策の一環として子供たちの健やかな成長を願うという思いが込められています。同時に、市内における地元業者の振興にも一役買ってもらおうという性格を包含しております。このように、出産祝金事業は、生まれてきた赤ちゃんから志布志市の活性化にかかわるといふ、画期的といえますか、志布志市の将来へ向け、市民が一体となって、志布志市の地域振興と共生・協働へのひとつの試金石でもあります。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、関連する補正で10以上にわたる他の事業も予定されています。今、世界経済が低迷して大変な事態であります。志布志市の活性化を模索する中で、出産祝金が現金ではなく、地域振興券という形の金券で支給をされることは、貴重なお金の流出防止という意味も含まれています。

先日、商工会の会長さんから市街地の活性化について要望がありました。このことは志布志の市街地だけの問題ではありません、松山も有明も同じ状況にあります。私たちはこのこともしっかりと受け止め、認識しなくてはなりません。志布志市が繁栄するという将来と、生活の展望は望めないということでもあります。

対象者の意見が取り入れられないという欠陥はありますが、私は出産祝金事業は、志布志市の将来への繁栄と活性化へ向けたその提言でもあると認識しております。そして、共生・協働へ向け、志布志市がいや栄えるという思いを強く感じています。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○7番（鶴迫京子さん） 志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

-----、そしてまた市民の、また妊婦さんのニーズも聞かないで、状況調査もしない、経済状況調査もしない中での提案であります。私

事ではありますが、二太郎一姫をもうけております。ですので、第3子、三回出産を経験しております。その時にはこういうような出産祝金などはありませんでした。

でも、今これは旧志布志町時代の平成13年4月1日から適用されまして、8年間継続されている祝い金の支給条例であります。その中で、8年と申しますと、どれくらいの方が出産して、また家族の方がお祝いしたり、いろんな体験をされたことでしょうか。その中で十分この条例というのは浸透しているであろうと思います。3月31日まで大きなおなかを抱えて4月1日に出産する方もいらっしゃると思います。そして、それまではずっと10か月おなかに入れていきますので、ああこういう出産祝金をいただける、このお金はこのように使おうと、家族それぞれであります。ところが、こういう条例のことで賛成、反対というようなことで、この議場で目くじらを立ててですね、していること自体、私はどうしてだろうかと思えます。

[何事か言う者あり]

-----、本当にですね、目くじらを立てることではないじゃないですか。何か反対討論していても座りたい気がします。

ですので、本当にですね、3人出産していますが、出産する女性の思い、そしてまたそれを待っている家族の思いというのは、経済対策でこうだから、百年に一度の危機だからというのは、この妊婦さんたちもそうであります。みんな、全国的なことでもあります。それを55人の10万円の550万円で、さも志布志市の経済対策がですね、一気に活性化してですね、うんと景気がよくなるとは到底思われません。それよりも、「ああ、有り難いな出産祝金」、何も考えずに「有り難い」と文句なしにいただける、それこそまさにお祝い金ではなからうかと思えます。

ぜひ、皆様、深く考えまして、体験者が言うことでもありますので、ぜひ賢明なる議員各位の御賛同を得まして、ぜひ私に御賛同をいただける方、よろしく願います。

以上の理由によりまして、反対の立場で討論いたしました。

○議長（谷口松生君）　ここらへんで討論を打ち切りたいと思いますが、特にございますか。

○30番（福重彰史君）　反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、出産祝金をこれまでの現金支給から、金券、いわゆる商品券に変えるというものでございます。しかし、この条例の目的は、本市における少子化対策の一環として、今回の説明資料の中にはうたっておりませんが、出産を奨励するとともに、子供の健やかな成長を願い、第3子以上を出産した親に対しまして出産祝金を支給するということになっております。

そもそもこのような条例ができた背景には、この日本の出生率の低下がございまして、その要因が各種の調査によりまして、出産に伴う費用や子育てに対する経済的な負担が大きいことなど、それが大きな要因の一つになっているという結果が判明いたしまして、それらに対応する策の一環として、国は出産一時金の拡充や児童手当の支給を行っているところでございます。本市におきましても同様の観点から、さらに、少しでも負担を軽減する手助けや、あるいはまた子育て支援策として条例をいたしておるところでございます。

また、本市にとりましても、この条例の目的を達成することが人口減少に歯止めを掛けること

になり、進行しつつある過疎化、あるいは高齢化の緩やかな解消につながることはもちろんのことでございますが、それぞれの地域から子供の声がこだまることが地域の活力や活性を呼び起こし、ひいては市全体が活気づいていく原動力になることを大きく期待をしております。

そのような大きな意味合いのある出産に対しまして、市としても心からの感謝の気持ちと市全体でお祝いの思いをもって支給する祝い金は、せめて出産していただいた親や家庭が、いつ、何時、どこで、何を、どのような形で、自由にお使いできる方法であることが最も大事なことでございまして、そして、そのことが一番喜ばれるものでございます。

よって、これまでの条例設置の目的に沿った執行を堅持することが友国的であることから、今回の条例の制定には反対をいたすものでございます。

同僚の皆さん方の御賛同方をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありますか。

○31番（野村公一君） もうそれぞれほかの委員の方が反対の討論をされました。一番大事な点を一点、これは議員の皆さんにもでしょうけれども、当局の皆さんにもよく聞いてほしいというふうに思います。

法律だとか条例だとかというのを制定したり、あるいは改定したりというときに、一番大事なことは何かというと、その法の精神は何なのかということをお忘れてはならないと思うんです。今回の場合は、子育て、育児、そういうものを手助けをするために、この条例は志布志町時代にできました。その時に汗をかいて井戸掘りをした人たちの気持ちを忘れてはならないと。そういう面で、商工振興も大事です。しかし、商工振興を議論する条例じゃない。そのことだけを訴えて、御賛同をいただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 反対の立場で、基本的なことだけを申し上げて討論にさせていただきます。

出産という命がけの業でございます。生命の一応誕生でございます。その子供の健やかな成長を願う、このことを基本理念に置いて制定された条例でございます。そして、その親が支給申請を行って支給される報償金、報償費でございます。申請せずと与える報償金、報償費とはものが違います。基本的にそのような意味の違いを理解していただく中で、私はやはり支給申請者の主体性を尊重するという意味から、議案第16号、志布志市出産祝金支給の特例に関する条例の制定については、反対する一人でございます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、議案第16号は、否決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時20分から再開いたします。

—————○—————

午後0時12分 休憩

午後1時20分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

林議員が早退をいたしました。東議員は所用のため、少し席を外しております。

議案に入る前に、先ほどの議案第13号、議案第16号の中で、その発言の中で不適切な表現があったということで、発言取り消しの申し出が鶴迫議員、野村議員よりありました。これを許可をし、議事録作成の段階で確認をして取り消しすることにいたします。御了解をください。

—————○—————

日程第13 議案第18号 志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第18号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、延滞金の取り扱いで端数処理の規定を改めるものである。

後期高齢者医療に関する条例の第6条、延滞金の端数処理について、他の制度との整合を図るもので、「延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」と改めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、例えば1,000円未満で999円と99円のと看、どちらも切り捨てるのかとただしたところ、延滞金は基本的には期ごとに延滞日数に応じて計算する。具体的には、1期目の

延滞金が99円、2期目の延滞金が1,999円だとすると、1期目は100円未満切り捨てで0円、2期目は1,900円となる。なお、徴収方法は、基本的には期ごとに本税に延滞金を足して納付書を出すので、延滞金合計でいくらかという方法は取っていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

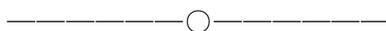
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第19号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、第4期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料率を定める必要があったために、条例を改正するものである。

内容については、第2条中「平成18年度から平成20年度まで」を、「平成21年度から平成23年度まで」に改めるものである。第2条の負担段階別の保険料の規定は改正はなく、第4期の保険料

は第3期の保険料と同額となる。附則第1項では施行期日を、第2項では経過措置を規定している。第3項では保険料率の特例を規定している。平成18年度から平成20年度までの激変緩和措置が終了するのに伴い、平成21年度から平成23年度まで、介護保険法施行令及び政令の改正により、保険料負担段階第4段階で、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方について、保険者の判断により、その基準額に乗じる割合を軽減することができるようになった。今回は、基準額の0.9の割合でするところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、附則でいう合計所得金額が80万円以下ということは、世帯単位でと理解していいのかとただしたところ、第4段階では、世帯でいうと、その中のだれかが市町村民税が課税されている世帯で、その中の被保険者で所得が80万円以下の人に特例を設けることになるとの答弁でありました。

世帯の中で所得の高い人がいても被保険者の所得に応じて特例を設けることかとただしたところ、今まで、第1・第2・第3段階までは非課税世帯であった。第5・第6段階は本人が課税者で、第4段階だけが世帯単位の縛りがあったが、今回、個人単位での設定が可能となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第20号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第20号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修

施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月18日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案の改正の理由は、志布志地域の農業管理センター及び新規就農者研修施設が、公の施設として条例上の規定がなかったため、今回追加して定めるものであり、また松山地域の新規就農施設のうち、ハウスを複数地番ごとに名称及び位置を定めていたものを代表地番に改め、整理するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、この志布志市農業管理センターは、旧志布志町と松山町にあるものを総称して志布志市農業管理センターということかとただしたところ、合併と同時に、農業管理センター及び新規就農者研修施設については、松山町分は条例があったので、それらを基に条例を定めていたが、今回いろんな財産の見直し等をした結果、志布志地区の研修施設及びハウス等が制定されていなかった。それらを今回追加したところである。松山町の方は、ハウスを代表地番一つにまとめて整理したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第16 議案第23号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第23号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○

午後1時35分 休憩

午後1時35分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第23号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、市営住宅の老朽化に伴い住宅用途を廃止するもので、潤ヶ野住宅1棟4戸は昭和37年建築で46年経過し、中山之口住宅は昭和29年建築で54年経過しており、両住宅とも公営住宅法の規定による耐用年限基準を経過しているため、安全対策を図るために廃止するものである。他の地区の住宅については、公有財産台帳整備に伴い、住宅所在地の確認を実施した結果、所在地番に相違があったため、今回修正を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、潤ヶ野住宅の跡地利用はどうなるかとただしたところ、跡地利用については、民有地ということで、地域に返して学校の農園なりに利用していただくと聞いているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第23号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第25号 志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第25号、志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第25号、志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員9人出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明といたしまして、今回の改正については、公職選挙法の第144条の2第8項及び第9項の規定に基づき、条例に委任された事項の整理を行うとともに、同法との二重規定を削るものである。

内容としては、第1条の趣旨規定を設置規定に改める。第2条の規定のうち、同法との二重規定になっている部分を削って条文を整理し、同じく第3条を削除するものであるとの説明でありました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第25号、志布志市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第27号 志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第27号、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第27号、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第20号で説明した志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決をお願いするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、松山の農業管理センターは既に指定管理されているが、松山の分については5年ということで、ここはそろえるという形になったのかとただしたところ、昨年度松山の分を5年間でお願いした。今回は4年間でお願いをし、次回から一括して一緒に行わせるための指定期間であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、志布志農業管理センター及び志布志新規就農者研修施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第28号 市道路線の廃止について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第28号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第28号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、廃止する路線は、整理番号637番、路線名有明平山線、廃止延長734m、整理番号646番、重田・中野線、廃止延長870m。内容については、市道有明平山線交点と市道上馬場・平山線の起点までの区間が農免農道整備事業で農道改良がされたことに伴い、路線の整理を図るため、市道の廃止をする。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑はなく、続いて討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第28号、市道路線の廃止については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。

日程第20 議案第29号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第29号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第29号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、認定する路線は、整理番号637番で路線名有明平山線を、起点と終点の変更と認定延長367.6m、整理番号646番、平山・中野線は認定延長2,078.3m、整理番号952番、仮屋1号線は認定延長74.3m、整理番号953番、弓場ヶ尾2号線は認定延長931mとする。仮屋1号線については市道改良工事を行ったため、弓場ヶ尾2号線は農道の改良工事が行われたため認定する。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑はなく、続いて討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第29号、市道路線の認定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第21 議案第30号 市道路線の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第30号、市道路線の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第30号、市道路線の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、整理番号270番、川路・樽野線を川路・秦野線へ変更、整理番号271番、大野原2号線は、今まで志布志町と松山町で別々になっていた部分を、終点を志布志町田の浦字大野原374番2地先へ変更、整理番号337番、大野原線で、終点を松山町尾野見字中段973番134地先に変更、整理番号628番、有明柳井谷1号線で、終点を有明町山重字中尾11939番22地先へ変更。

内容については、字句の訂正、終点の延伸、合併前の旧町界を超えての認定により市道の一元管理をする。交付税は、延長が1万156.4m伸びて、面積で15万3,139㎡、1,192万9,534円の増額見込みである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、農道が減るということで、交付税の差し引きはいくらかとただしたところ、農道に認定してある路線もあれば、認定されていない交付税の対象となっていない路線もある。数字はつかんでいないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号、市道路線の変更については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第33号 平成21年度志布志市一般会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算を議題としま

す。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日は委員9名、3月17日、18日は委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、第3表、地方債の公営住宅建設事業については、公営住宅マスタープランに基づく公営住宅建設が21年度から新しく始まることに伴い、8,450万円計上している。また、臨時財政対策債は、対前年度比2億2,200万円増額の6億6,700万円を計上している。これは、21年度の地方財源対策として発行する予定である。総額で26億4,140万円の計上である。

2款、地方譲与税の地方揮発油譲与税3,000万円は、平成21年度から道路特定財源の一般財源化を踏まえ、地方道路譲与税の名称が改められたものである。

10款、地方交付税は、68億円計上した。対前年度比4,000万円の増額である。

歳出について申し上げます。

主なものとして、2款、総務費、1項、総務管理費の委託料の事務委託料の中に、財務4表作成業務事業分732万5,000円を計上している。これは20年度からの継続事業で、新公会計制度が始まることで、平成20年度の決算から一部事務組合を含めた連結の財務4表を作ることが義務付けられたことによる委託料である。併せて、公有財産の管理システムの構築も行う。

3目、財産管理費中、工事請負費323万3,000円、公有財産購入費180万円、補償金25万円は、山重駐在所移転に伴う用地500㎡ですけれども、取得費と宅地造成工事費である。山重駐在所は県内でも一番古く、鹿児島県警の建て替え計画があり、今回県が予算化したことにより、本市が敷地を整備して貸し付けるものである。

同じく、23節、償還金利子及び割引料305万3,000円は、旧大隅伝染病棟管理組合借入金の償還金である。これは平成34年度までの償還であるなどの補足説明がありました。

主な質疑として、山重駐在所の用地取得は、造成工事費、立木補償費を合わせて528万3,000円になるが、かなり高いのではないか。ほかに敷地はなかったのかとただしたところ、山重駐在所の移転については、2年前から県警と協議しながら場所を検討していたが、適切な所が見当たらず、今回この地に決まった。この地は道路より1mから1.6m高く、周囲の畑の関係で、裏の方にL型擁壁を施工すること等があり、工事費を見込んでいる。

大隅伝染病棟管理組合の借入金償還金の残はいくらか、また繰り上げ償還はできないかただし

たところ、残金は、管理組合施設が旧有明町に引き継がれた平成10年の時点で4,500万円、今年度末で3,100万円である。政府資金等については繰り上げ償還ができないものもある。内容を精査し、繰り上げ償還ができるようであれば検討したいとの答弁がありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出で申し上げますと、6目、情報管理費、13節、委託料8,181万4,000円のうち、主なものは、電算機器保守点検管理委託4,230万円、ソフトウェア保守委託3,305万円、新規事業として情報通信基盤整備基本構想策定委託40万円、同じく地上デジタル放送受信点調査委託150万円である。

18節、備品購入費は、耐用年数が経過した松山支所用パソコン50台、プリンター10台分である。

19節、負担金補助及び交付金1,196万9,000円の主なものは、施設整備事業補助金1,155万円で、これはインターネットの高速通信が利用できなかった田之浦局管内に対してADSLサービスを提供し、通信情報格差の是正を図るものである。

以上のような説明がありました。

質疑の主なものとして、地上デジタル放送受信点調査は志布志市内で何点調査するのか、その結果視聴できないとなった場合、受信施設を設置する考えかとただしたところ、今回の調査については公共施設で、学校、公民館、市役所本庁、各支所の30点の調査を行う。総合通信局によると、このほか受信困難と思われる集落は、松山6か所、志布志5か所、有明の6か所が受信困難地区として知らされている。集落の調査は国の方で実施する。公共施設については、敷地内で地上デジタル放送の受信できる所を探索する。集落については、公民館など中心的な場所を調査することになる。今後の対策としては、難視聴であっても高性能受信アンテナに換えることで解決する場合もある。それでも集落全体が受信できない場合、その集落に共聴組合を組織してもらい、国の補助制度を活用し、共聴設備、いわゆる共同受信アンテナの設置を要望していきたい。また、現在集落でNHK共聴設備を設置している所については、NHKの費用ですべて改修をするということである。今調査中で、間もなく改修するとの連絡を受けている。

次に、パソコン50台の購入についてはどのような方法を取るのかただしたところ、20年度においては9社の指名競争入札を行った。21年度も同じ方法で行いたいとの答弁でありました。

続きまして、総務課及び選挙管理委員会分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入として、15款、県支出金のうち、選挙費委託金2,347万6,000円は、衆議院議員選挙等の執行に対する県委託金である。

歳出として、2款、総務費、1項、総務管理費、13節、委託料のうち、施設管理委託料1,266万2,000円は、公共施設管理公社への庁舎管理及び事務委託料である。同じく、事務委託料1,708万2,000円のうちの967万1,000円は、行政評価システムの導入支援業務委託料である。

19節、負担金補助及び交付金の防犯街灯管理等事業478万6,000円は、自治会・公民館で管理している防犯街灯の維持管理費及び設置費の一部助成である。これは、平成20年度から1基当たり1,700円を助成している。

7目、自治振興費の19節、負担金補助及び交付金は、自治会活性化事業に対する助成金4,650万円、自治会運営助成金4,300万円を計上している。

4項、選挙費については、平成21年9月に行われる予定の衆議院議員選挙、並びに平成22年2月執行予定の市長及び市議会議員選挙の執行経費である。

9款、消防費の常備消防費は大隅曾於地区消防組合負担金3億7,457万1,000円、2目、非常備消防費の負担金補助及び交付金中、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業100万円は、松山地区の新橋・泰野・尾野見の3地区公民館に対し、防災マップ及び防災ハンドブックを作成する。

3目、消防施設費の工事請負費2,705万円は、耐震性貯水槽6基、松山の桃木、大統の2か所、志布志地区の宇都、大浜西、文化センター敷地内、中宮集落の4か所と、消火栓3基、それと防災無線屋外スピーカー、有明地区1基の新設工事費であるなどの説明がありました。

質疑の主なものとして、総務管理費中、自治振興費の活性化事業補助金について、括弧書きで納税活動とあるが、市民は納税報奨金の廃止についてよく理解できていない。助成金の積算基礎について説明するなどして、もっと詳しく広報する必要があるのではないかとただしたところ、今回括弧書きで納税活動としているのは、自治会においてはこの納税活動を入れていないと、自治会活性化事業となれば、また新しく生まれた事業なのかという誤解を受けるのではないかとということで、括弧書きで入れている。納税活動について、21年度は基本額と口座振替の件数で助成するが、それについては、4月に新しい行政事務連絡員さんに説明するとの答弁でした。

次に、行政評価について、評価業務の進ちょく状況と、21年度の事業の内容についてただしたところ、現在把握している評価すべき事務事業の数が681件ある。そのうち、行政評価が完了したものは492件で、その結果としては現状維持が206件、改善すべきが240件、拡充すべきが23件、事業の統合、連携が必要なものが6件、事業目的の再設定が1件、廃止または休止すべき事業が16件、そして評価業務がまだ終わっていない事務事業が189件あるということでございました。21年度は、評価が完了したものについて、改革・改善の方法、施策評価、優先度評価等、そして未完了の評価を行う計画であるとの答弁でありました。

次に、耐震性貯水槽の設置について、松山、志布志分が計上されているが、有明が出ていないのはなぜか、バランスも考えるべきではないかとただしたところ、緊急性の高い所を優先した。設置については、自治会や消防団員が中心になって貯水槽の場所を検討してもらっているが、用地交渉の完了した所から実施している。今後は、有明、松山についても、市道等歩道部分に設置することも考えていかなければならないとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入について、財産売却収入については、森山地区定住促進団地の売却収入600万円を見込んでいる。基金繰入金中、ふるさと志基金繰入金214万2,000円は、ふるさと納税制度により福祉活用に指定のあった分を市民の健康増進のための備品購入に充当する。

歳出ですが、4目、企画費の工事請負費500万円は森山地区定住促進住宅用地の区画の造成で、

1 区画分が約150坪、3 区画分の造成工事費である。

負担金補助及び交付金の主なものは、大隅総合開発期成会166万円、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会50万円、地方公共交通特別対策事業は赤字補てん分17系統の880万円、国際青少年音楽祭実行委員会250万円である。

7 目、自治振興費の負担金補助及び交付金のうち、ふるさとづくり委員会事業は1 地区50万円の21地区分1,050万円、また共生・協働・自立推進事業として300万円を見込んでいる。

概略、以上のような説明がありました。

主な質疑として、志のあふれるまちづくり事業も含めて、総体的にいろんなイベントが多い。合併して3 年経過したわけで、イベント等に支出する金をもう少し制限して、市として何が必要なのか検討する必要があるのではないかとただしたところ、イベントについて、現在在り方検討委員会的なものを立ち上げて協議をしている。その中で、今回の予算編成でも、また今後についても、可能な限りイベントは削減していくということ、そして目的が達成されたものについては縮減、若しくは廃止するといった議論もしている。旧町時代からあった大きな祭りについても、見直しはできないか協議している。

志のあふれるまちづくり事業の、しぶしの日記念事業、志民登録事業等は、市民に理解されているか。成果を踏まえ、現実を直視した事業をしていかないと、市民にイベントありきではないかという印象を与える、どう考えるかとただしたところ、3 年目ということで今年は特に、市民の健康づくりをテーマとして志の日の事業を展開していくとの答弁でした。それに対し、事業をするのであれば、一部の人だけでなく市民こぞって参加し得るような事業にすべきであるとの意見がありました。

共生・協働・自立推進事業の市民提案型については、自己負担がなくても50万円を限度に全額を助成するとなっているが、行政丸投げでは補助事業とはいえないのではないかと、要綱を見直すべきではないかとただしたところ、この事業は、本来行政が行う仕事を提案により、市民団体が行う事業であるが、21年度については行政評価の中で補助金について総体的に見直す方向であるので、それらの基準等を定めた上で、これらの要綱も見直しをしていきたいとの答弁がありました。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入として、市税歳入総額は30億5,318万5,000円を計上している。前年度に比較すると1 億8,225万円の減額である。

市民税は、11億888万2,000円を計上している。これは、個人市民税の現年課税分の景気の落ち込み等の減額を見込んでいる。

法人市民税は、現年度課税分を2 億3,938万2,000円計上した。前年度より6,061万8,000円の減である。これは、総務省が昨年未発表した地方税の減収見込み額をマイナス40%としていることにかんがみ、本市では自動車等輸出関連産業の関係が少ないため、対前年度比マイナス20%で計上している。

固定資産税は、総額15億7,880万3,000円を計上している。前年度と比較して7,148万2,000円の減額である。これは、現年課税分の評価替えによる影響や徴収率を見込んだものである。

市たばこ税は、前年度より4,000万円の減額の2億7,500万円を計上している。これは、昨年12月末の調定額で前年度より3,400万円下回っており、今後も喫煙者の減等により、更に減額が見込まれるためである。

歳出については、徴税費の税務総務費は、2億8,622万9,000円を計上している。うち、報酬420万円は、市税等嘱託徴収員3人分の6か月分と、滞納整理指導官の報酬を計上している。残り6か月分は国保会計で計上する。

賦課徴収費の委託料は、土地評価策定業務委託料を2,434万3,000円計上している。これは、平成24年度評価替えに向けた評価基準の統一化と不均一課税の是正を行うものである。また、新築家屋調査業務委託料は400万円計上している。21年度は176棟の調査を予定している。

概略、以上のような説明がありました。

質疑の主なものとして、新築家屋の調査について、情報の収集、把握はどのようにしているかとただしたところ、職員が資料に基づいて行っている。また、現地を定期的に見回って把握に努めている。増築等の把握については、どうしても漏れが生じ、全棟調査の必要がある。今回、家屋全棟調査準備事業の予算を計上しているとの答弁でありました。

嘱託徴収員の勤務体制について、土・日・夜間の徴収業務についてはどうなっているかとただしたところ、これまでも土・日・夜間の徴収もお願いはしていたが、今回嘱託徴収員の募集にあたっては、募集要項に明示したという答弁でありました。

たばこ税について、コンビニエンスストアから徴収はできないか、どのような努力をしているかとただしたところ、市内のコンビニエンスストアも調査したが、大手のコンビニエンスストアのチェーン店については、本部扱いなので地元では取れない。アイショップ系については地元に入っている。大手について働き掛けはしていないが、遊戯店には1月はじめに、市長とお願いに行った。今後、コンビニエンスストアにもお願いに行きたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明として、歳入は、財産運用収入の利子及び配当金のうち、南日本放送配当金10万円、鹿児島相互信用金庫配当金2,000円。

諸収入の預金利子は150万円で、前年度と比較して150万円の減である。これは、利率改定による減額を見込んでいる。

歳出として、総務費、一般管理費で、嘱託職員報酬を2人分244万8,000円、需用費中、消耗品費は963万3,000円、印刷製本費107万5,000円は決算書の印刷代ということでありました。役務費の手数料は474万7,000円で、金融機関に支払う手数料である。これは口座振替分を約13万件、窓口取り扱い分を約15万件予定している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局及び監査委員事務局分について報告いたします。

はじめに、議会事務局分について報告いたします。

補足説明として、議会費の総体額は、前年度に比較して1,499万8,000円の減となっている。これは職員2名の人事異動に伴う給与費等の差額である。

9節、旅費については、一律カットによる減である。

需用費の増額分は、法令集の追録代である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

続いて、監査委員事務局分について報告いたします。

本年度の予算の総額は1,967万9,000円で、前年度に比較して378万6,000円の減になっている。これは職員の人事異動に伴う給与費等の差額である。その他の費目については、前年と同様の予算編成となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

最後に、港湾商工課分について報告を申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入について、20款、諸収入、4目、雑入は、プレミアム商品券の売上金2億円、競艇場外発売場収入金3,000万円、地域振興券売上金2,000万円を新たに計上している。

歳出としては、7款、商工費、1目、商工総務費、25節、積立金1,818万5,000円は、蓬の郷振興基金利子18万4,000円、オラレまちづくり基金1,800万1,000円、28節、繰出金4,420万4,000円は国民宿舎特別会計への繰出金で、ボルベリアダグリの起債償還へ充当する。

2目、商工業振興費の14節、使用料及び賃借料の施設借上料は、アピアの2階部分にオラレ方式による競艇場外発売場を設置することに伴い、施設の借上料1,200万円を計上する。

19節、負担金補助及び交付金については、緊急商工業資金利子補給金交付事業1,100万円、新たに緊急経済対策としてプレミアム商品券発行事業2億3,000万円、地域振興券発行事業2,000万円を計上する。この事業は、通常10%のプレミアムであるが、特に子育て支援策として、48歳以下の子供については20%のプレミアムとしている。購入限度は一人1万円とし、事前に予約のあった分については4月24日から市役所本庁及び各支所で販売する予定である。

3目、観光費は、総体で7,854万4,000円計上している。前年度に比較して1,062万1,000円の増である。これは新たな総合観光案内所設置に伴うもので、内容として、JR志布志駅の一部を借り受け、総合観光案内所の設置を行い、訪れる観光客へサービスを提供することにより観光客の増加を図る。また、情報発信事業や周辺の環境整備事業も予定している。そのほか、周辺の商店街と連携し、朝市や駅前コンサート、JRとタイアップした簡易ツアーなども検討している。JRから借り受ける案内所については、無償の予定である。

19節、負担金補助及び交付金のうち、お釈迦まつりをはじめとして、各イベントについては、厳しい経済情勢の下、前年度の90%の予算で計上している。また、観光協会に対する運営補助金は、事業計画等が示されていないので、21年度当初予算には計上していない。特産品協会との統合等を検討されているので、状況を見守りながら適宜対応していくという説明でありました。

4目、港湾振興費は、2,650万8,000円を計上している。前年度より341万円の増額である。これはさんふらわあ志布志・大阪航路利用促進協議会への負担金、「FOOD TAIPEI 2009」への出展や台湾市場視察ミッションへの増額が主なものである。このほかポートセールス活動推進協議会への負担金、上海フェリー蘇州号の助成ツアー等を実施する国際航路利用促進協議会への負担金や、市単独事業のさんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金1,300万円等を計上している。

8款、土木費、1目、港湾建設費は、1億6,821万9,000円で、前年度より7,144万5,000円の減額である。これは、新若浜地区国際ターミナルの一部が供用開始になり事業費が縮減することから、その分志布志市の負担も少なくなるものである。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑の主なものとして、総合観光案内事業に係る事業費として、第8号補正の負担金500万円のほかに957万5,000円が計上されているが、この内容についてただしたところ、案内所の設置と運営に係る経費として、開所の当初経費としてローカウンター、パソコン等備品、消耗品、観光パンフレット印刷代、オープニングセレモニー等の経費512万3,000円と、運営に係る諸経費として、臨時職員の賃金、電気料等の光熱水費等445万2,000円を計上しているとの答弁がありました。

また、地域振興券の発行事業について、過去に商工会で発行した商品券の利用の仕方について悪用したケースがあり、中止されたいきさつがある。これらの対策をどう考えているかとただしたところ、商工会とも協議し、振興券の発行は市で行い、金銭授受についても市が管理する。商工会では換金の手続きだけをする形をとることとした。振興券の発売も市役所本庁と各支所の3か所で行う。限度額も一人1万円に限定するとの答弁がありました。

輸出貨物促進事業について、新若浜国際ターミナルも完成するが、今までの実績とこれからの取り組みについてただしたところ、志布志港は輸出貨物が少ないので、その対策として当地域の食品に着目し、台北で行われている「FOOD TAIPEI」への出展と食品市場視察を20年度から行っている。これには、焼ちゅうを若潮酒造、ラーメンを益田製麺、しょうゆを岡崎鶏卵、さつま揚げを岡留屋本店が出店した。結果、焼ちゅうの輸出が増えてきている。また、新若浜国際ターミナルは5万t級の船が接岸できるようになる。これの利用拡大が図られるよう情報の収集に努め、関係業者へ情報の提供を行う。また、県やジェトロ、関係機関とも更に連携を深めていきたい。輸出に向けて、志布志市は豊富な農林水産資源があるので、一次産品だけでなく、二次加工、三次加工するなどの取り組みをしていきたい。併せて、志布志港を活用した貨物の取り扱いが増えるよう企業に働き掛けていきたいとの答弁でした。

また、関連質疑として、今回の出展は地元の製造業者だけだが、もっと地元で採れる第一次産業の業者、いわゆる農畜産物、あるいは海産業など、そういう業者にも枠を広げるべきだと思いがどうか。さらに、関連して、経済連では香港に牛肉を出しているが、なぜ台湾なのかとただしたところ、本市には海産物、お茶等もあるので、21年度については特産品協会の加盟店などを中心に募集をかけていきたい。第一次産業関係については、漁協、農協とも連携を取って進めていきたい。なぜ台湾かということについては、中国は農産物の輸出について制限があり、若干難し

いということと、鹿児島県等も香港・上海で独自に行っているの、それを活用できるのではないかと考えている。台湾については日系の百貨店や親日的なところもあり、またGDPも高く、食品の消費地として有望であると考えて台湾を選定したところであるとの答弁がありました。

企業立地促進事業補助金について、今回一般会計から6,389万5,000円支出するということであるが、18年度にさかのぼって奨励金を交付する理由は何かとただしたところ、この事業は立地企業の新設及び増設について市が奨励金を交付するものであるが、合併前、過疎法適用地区の松山・有明地区、これについては固定資産税の全額相当分が奨励金として出るということになっていますが、半島振興法適用地区の志布志地区、これは固定資産税の不均一課税相当額となっています、に奨励金の額に格差があったため、合併を機に不公平の是正をすることとしていたが、補助金等交付要綱の周知徹底がなされておらず、今回当該会社から問い合わせがあり、要綱を確認したところ、事業に該当することが判明したので、18年度分から、合併の時点からですね、半島振興法適用地区について、その格差分を予算計上したとの答弁でありました。

以上で総務常任委員会所管分のすべての審査が終わり、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

訂正して、おわびを申し上げたいと思います。

港湾商工課分につきまして、プレミアム商品券のことで「18歳以下の子供については」というところを「48歳」というふうに報告したようでございます。「18歳以下の子供」でございますので、訂正しておわび申し上げたいと思います。失礼いたしました。

○議長（谷口松生君） 途中でございますが、50分まで休憩いたします。

—————○—————

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時50分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

引き続き、委員長の報告を求めます。

次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっています議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会では、3月16日に保健課関係、17日に教育委員会関係、18日に市民環境課及び福祉課関係を、それぞれ執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、委員の出席は3月16日が10名、17日と18日は全員出席であります。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、社会福祉費、繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金として4億2,507万6,000円、主に保険基盤安定制度の国保税軽減分や財政安定化支援事業分などである。

社会福祉費、老人福祉費、負担金補助及び交付金のその他補助金は、後期高齢者医療保険の被保険者に対するはり・きゅう、人間ドック、温泉保養所利用料の助成である。

保健衛生総務費の委託料と負担金補助及び交付金は、救急医療に関する経費が主なものである。

予防費の需用費の中の医薬材料費については、予防接種のワクチン代となっている。

母子保健費、委託料の妊婦健診については、少子化対策として、現在7回の無料受診券を交付しているが、これを14回にするものである。

健康づくり費は、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律及びがん対策基本法などに基づき実施する、健康教育、訪問指導、各種健診に要する経費である。

介護予防支援事業費は、地域包括支援センターの介護予防サービス計画作成業務に要する経費である。

歳入については、国庫支出金の社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定制度国庫負担金、保険者支援分は、2,921万3,000円の2分の1の額である。

県支出金、民生費県負担金のうち、国民健康保険医療費助成負担金は、保険基盤安定制度の保険税軽減分の4分の3の額、同じく保険基盤安定制度の保険者支援分の4分の1の額を計上している。

後期高齢者医療助成費負担金は、保険料軽減分の4分の3の額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、元気はつらつ志民健康づくり事業は人件費が8割以上を占める事業であるが、具体的な内容をただしたところ、平成21年度から健康づくり、介護予防、医療費抑制などを目的として取り組む新事業であり、メニューとしては、元気はつらつ健康推進事業、健康づくり推進員養成事業などの10事業がある。人件費は、臨時職員4名分が主なものであるとの答弁でありました。

元気はつらつ志民健康づくり事業はメニューも多く、内容的にも非常に幅広いものであり、来年以降も継続していくべき事業である。取り組みの体制と方法をただしたところ、この事業は職員によるプロジェクトチームのほか、市民によるひまわり元気委員会や各種団体と連携、協議しながら取り組んできており、今後も保健課が中心となって関係課と連携、協力しながら実施していくとの答弁でありました。

介護予防支援事業、負担金補助及び交付金の派遣職員給与負担金で、平成21年度も法人からの派遣は大丈夫か、また要支援認定者が増えることが予想されるが、地域包括支援センターの対応

は十分できているか、実態として地域包括支援センターでの認知症の相談は何件あったのかとただしたところ、嘱託職員の一部で3月までという人がいる。追加募集をしているが、厳しい状況である。地域包括支援センターの事業の一部を他の事業所でもらえば負担軽減になるが、現実的には困難である。地域包括支援センターの相談件数は、1月末で、約700件のうち8割の560件が認知症の相談であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、教育費国庫補助金の小学校費補助金266万1,000円、同じく中学校費補助金127万円については、それぞれの就学援助費、理科教育等設備整備費などが主なものである。

教育費県補助金で幼稚園費補助金25万7,000円は、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減と、安心して子供を産み、育てる環境づくりを進め、少子化対策として取り組んでいく事業である。

歳出では、教育総務費で事務局費の主なものは報酬の1,820万2,000円で、外国語指導助手ALTの3名分及び嘱託職員3名分である。

小学校費、学校管理費は2億1,289万7,000円で、主なものは需用費の7,199万6,000円で、市内小学校18校の管理運営経費、学校施設の修繕料などである。

中学校費、学校管理費は1億3,097万4,000円で、主なものは需用費の4,155万8,000円で、市内中学校7校の管理運営経費及び学校施設の修繕料などである。工事請負費2,540万円は、有明・出水・伊崎田の3中学校のプールろ過器取り替え工事である。

幼稚園費、負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等軽減事業補助金51万4,000円は、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減と、安心して子供を産み、育てる環境づくりという観点からの少子化対策としての補助金である。

次に、学校教育課分について申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金、教育費負担金114万2,000円は、日本スポーツ振興センター災害共済掛金である。

県補助金、教育費県補助金は、スクールガードを配置する地域ぐるみ学校安全体制推進事業の補助金86万円と、本年度から導入したスクールソーシャルワーカー、SSWなどに係る補助金200万円である。

県委託金、教育費県委託金は、スクールカウンセラー配置事業など84万円である。

歳出については、平成21年度からの新規事業二つについて説明がありました。

まず、小・中学校学力アップ事業では、本市の学力向上については、特に中学校に大きな課題があることから、平成21年度から教科別に対策を講じて、算数・数学を対象に研究会を立ち上げ、学力アップのための指導法研究や問題集を作成していく。

次に、「こころざしを高める」教育推進事業は、日本語教育の充実を目指して、こころざしを高める教育の一環として平成21年度から取り組むものである。各学校の校長などを委員にして、現

在の取り組みの発展、拡大や新規取り組みなどを検討し、平成22年度から新たに週1時間程度の日本語教育に関する取り組みを目指すものである。

次に、給食センター分について申し上げます。

歳出では、学校給食センター費、負担金補助及び交付金の特産品活用学校給食補助は、志布志市特産品活用学校給食事業で、志布志市の特産品である6品目を児童・生徒に提供し、興味を持たせるなどの教育的効果をねらうものである。予算は184万7,000円である。

歳入は、雑入に臨時職員雇用保険料として21万2,000円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校環境整備事業の財源は一般財源になっているが、市独自の緊急雇用対策ということか。また、雇用とは、緊急的に個別に雇用するのか、それとも業者に委託するのかとただしたところ、市独自の緊急雇用経済対策事業であり、財源は一般財源である。雇用は1週間から10日ほどの期間を決めて、市の賃金基準に照らして予算の範囲内で執行していきたいとの答弁でありました。

スクールソーシャルワーカー活用事業の現状と成果をただしたところ、平成20年度に緊急に補助が付いたので、9月補正で提案した。人員は、学校教育課に中核となるスーパーバイザーを1名と、各中学校区に6名配置し、スーパーバイザーはほぼ毎日、ソーシャルワーカーは週に二、三回、特に不登校児の家庭訪問を中心に回っている。研修会などでも事例発表をして、評価は県内でも先進地であると自負している。また、改善事例でも成果が上がっているとの答弁でありました。

多子世帯保育料等軽減事業は、同時に3人が幼稚園に入園しているときに該当するのかとただしたところ、前年度の所得税額が4万円未満で、18歳未満の子供が3人以上いる世帯で、3人目以降の子供が私立幼稚園に就園する者が該当するとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課・図書館分について申し上げます。

歳入では、使用料及び手数料、教育使用料は、文化会館使用料115万5,000円、体育施設使用料987万5,000円を計上するものである。

市債、教育債の社会教育債は、温水プール屋根防水工事に870万円、潤ヶ野地区営農研修センター増改築工事に920万円を計上するものである。

歳出については、社会教育費、公民館費は754万1,000円で、前年度より1,603万4,000円増額になっている。主なものは報酬の1,325万1,000円で、公民館主事9名分である。需用費の中の消耗品費に、花いっぱい運動推進事業の公民館の花苗代として400万円計上している。工事請負費の1,000万円は潤ヶ野地区営農研修センター改修工事である。

生涯学習推進費は総額4,266万円で、前年度より163万1,000円増額となっている。増額の主なものは、備品購入費の講習会用パソコン代241万8,000円である。

文化振興費は総額2,270万9,000円で、前年度より1,232万8,000円減額となっている。減額の主

なものは、委託料が文化会館耐震補強工事リニューアルのため減額になっている。

図書館費は総額7,920万3,000円で、需用費の消耗品費の中に図書購入費の900万円などが含まれている。

保健体育総務費は総額4,013万4,000円で、前年度より67万円減額となっている。負担金補助及び交付金864万9,000円の主なものは、しぶしポートマラソン大会活動事業やスポーツ少年団大会出場補助などである。

次に、生涯学習課のうち、文化財管理室分について申し上げます。

平成21年度の歳出予算総額は3,140万8,000円で、前年度より961万2,000円減額となっている。予算減の主なものは、井手上A遺跡外の埋蔵文化財発掘調査受託事業の経費が昨年度は現地発掘調査であったのに対し、本年度はそれらの出土品の整理作業並びに報告書執筆・刊行の業務であるため、ほぼ差額分の事業費が減額となったことが要因である。

歳入では、志布志城史跡公園保存整備事業に伴うものが、国庫支出金で、国庫補助金の社会教育費補助金360万円、県支出金で、社会教育費補助金72万円、繰入金で、歴史のまちづくり事業基金繰入金の中の地元負担金がある。

県支出金、教育費県委託金、社会教育費委託金は井手上A遺跡発掘調査委託金で、総事業費の81.282%の178万9,000円である。残りの41万2,000円が市の負担となっている。

歴史のまちづくり事業基金の20年度末残高は、約1,300万円程度を見込んでいます。

歳出では、教育費、文化財保護費の賃金は、埋蔵文化財の発掘や整理に伴うものが1,177万7,000円である。報償費は、天水・平山・福山などの庭園公開謝金や山城の整備検討委員会の謝金などが主なものである。委託料のうち、調査委託料は、旧志布志給食センターを埋蔵文化財の収蔵兼整理作業所として再利用可能かどうかを判断するための耐震診断の調査経費の100万円である。その他業務委託料は、志布志城史跡公園保存整備事業に係る竹木の伐採経費108万円や、志布志麓庭園管理基本計画策定業務委託料100万円などが主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンター出入り口道路取り付け補修事業で、やっちくふれあいセンターは完成してから年数がたっているが、合併後の平成21年度で補修する理由は何か、また要望は以前からあったのか、それとも指定管理者からかただしたところ、小型バスは通るけれども、松竹特別公演などの大きな企画があった時、大型バスが底をこすって入れなかったのが今回補修するものである。指定管理者からの要望ではないとの答弁でありました。

志布志麓庭園見学者防止柵設置事業では、どのようなさくを設置するのか、設置する前に、天水・平山・福山の三家と十分な協議をして進めるべきではとただしたところ、さくはステンレス製の竹仕様の開き戸が付いたもので、所有者が立ち入ってほしくない所との境に二、三箇所設置予定である。国指定になると部分的に所有権を放棄するような側面もあるので、所有者には十分に配慮して取り組みたいとの答弁でありました。

志布志城跡史跡公園保存整備事業で筆界未定は何箇所あるのか、筆界未定の解消は大丈夫かと

ただしたところ、筆界未定は6か所である。1件を除き、残りは全部大丈夫であり、待っている状況である。残る1件についても全力を挙げて交渉していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、使用料及び手数料、総務手数料の主なものは、戸籍手数料の588万2,000円、住民基本台帳関係手数料の360万2,000円などである。

国庫支出金、国庫補助金、保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業として2,704万3,000円を計上している。

民生費国庫委託金、社会福祉費委託金のうち、国民年金事務費交付金として899万5,000円を計上している。

県支出金、保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置整備事業は、2,190万4,000円を計上している。

歳出では、総務費、戸籍住民基本台帳費の給料、職員手当等、共済費については、支所を含めた環境担当職員を除く市民課職員16名分である。報酬は市民系の嘱託職員2名分である。

民生費、社会福祉費、国民年金費の報酬は、本庁、各支所1名ずつの嘱託職員3名分387万5,000円である。委託料は社会福祉関係措置等委託料として、国民年金納付記録システム改修業務委託を126万円計上している。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費の報酬は、本庁、志布志支所各1名ずつの嘱託職員分の244万8,000円である。報償費は資源ごみ分別報奨金200万円を計上している。委託料、その他業務委託料の主なものは、環境パトロール及びごみ出し困難者対策事業3名分の450万円、市営墓地内草払い管理委託、樹木等枝打ち伐採委託の121万9,000円が主なものである。備品購入費は、軽自動車の公用車1台分100万円を計上している。負担金補助及び交付金1億8,575万円の内訳は、曾於南部厚生事務組合が1億4,307万7,000円、曾於北部衛生処理組合が2,835万2,000円、曾於市斎苑が632万1,000円、衛生自治会運営事業480万円などが主なものである。

清掃費、塵芥処理費、役務費の手数料は、有害ごみ処分等手数料349万1,000円などである。委託料1億8,392万3,000円は、有害ごみ・不法投棄ごみ処分料・ごみ収集運搬・処理業務委託料の1億8,360万3,000円が主なものである。負担金補助及び交付金は、分別基準適正化物の引き取り及び再商品化負担金を236万8,000円計上している。

し尿処理費、負担金補助及び交付金は、公共用水域保全事業1,500万円、合併処理浄化槽設置事業の8,113万円が主なものである。繰出金は、下水道管理特別会計繰出金1億6,824万2,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、資源ごみ分別報奨金は、1自治会当たり2,000円、1世帯当たり100円であるが、前年度はいくらだったのか。また、この報奨金減額は自治会運営に打撃を与えている。1世帯当たり200円のごみ袋の配布を止めてでも増額すべきではないかとただしたところ、北

京オリンピック終了後資源ごみの価格が暴落したため、前年度並みの割合で予算計上を考えたが、前年度の1自治会当たり5,000円、1世帯当たり400円より減額せざるを得なかった。自治会運営に支障を来すので内部でも検討したが、要綱で報奨金は売却益金で交付するようになっているので、今回は200万円を予算計上したとの答弁でありました。

衛生自治会運営事業に480万円計上されているが、運営補助をもらう団体が特定の事業に、さらに補助を出すことは好ましくないのではないかとただしたところ、補助団体である衛生自治会が補助を出すことについては、厳正なチェックをする方向で体制を整えていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、分担金及び負担金は、民生費負担金2億733万2,000円のうち、児童福祉費負担金、保育料1億7,469万9,000円、老人福祉費負担金、老人ホーム入所者負担金2,588万5,000円が主なものである。

民生費国庫負担金、社会福祉費負担金のうち、2億2,990万9,000円が福祉課分である。児童福祉費負担金は、保育所運営費2億9,802万8,000円が主なものである。生活保護費負担金は、生活保護扶助費分5億6,116万2,000円を計上している。

民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金の地域生活支援事業分と児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金が主なものである。

県支出金、民生費負担金、社会福祉費負担金1億461万8,000円は、障害福祉関係の県負担分が主なものである。

県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金5,289万2,000円は、障害福祉関係及び老人クラブ助成事業分である。

繰入金、地域福祉基金繰入金4,215万3,000円のうち、福祉課分はボランティアセンター活動助成として607万9,000円を繰り入れ、充当するものである。

雑入のうち、福祉課分は、放課後児童クラブ利用者負担金1,414万6,000円が主なものである。

歳出では、民生費、社会福祉総務費のうち、人件費分を除く福祉課分は8,986万5,000円である。このうち、負担金補助及び交付金の福祉課分は6,216万5,000円で、社会福祉協議会運営とボランティアセンター活動事業などが主なもので、迫田アヤ志基金事業は、リフトバス購入経費を社協へ補助するものである。

障害福祉総務費1億1,045万5,000円の主なものは、重度心身医療費助成事業、特別障害者手当支給事業の扶助費である。

自立支援費4億5,121万3,000円の主なものは、委託料の地域生活支援事業に係る経費1,305万4,000円と、扶助費の介護給付費訓練等給付費支援事業3億8,053万6,000円が主なものである。

老人福祉費のうち、福祉課分は3億1,901万1,000円で、主なものは、報償費で敬老祝金支給事業1,005万9,000円、委託料では福祉タクシー、生活支援ハウスなどに要する経費で、福祉課分は

2,674万8,000円である。

福祉施設費1,487万6,000円の主なものは、委託料で志布志健康ふれあいプラザなど4施設の指定管理料である。

児童福祉総務費1億6,289万8,000円の主なものは、子育て支援センター運営や第3子以降の出産祝いに要する経費、乳幼児医療費助成などに要する経費である。

児童措置費は、児童手当に係る経費2億6,971万6,000円である。

母子福祉費1億8,828万1,000円は、児童扶養手当等に要する経費である。

保育所費10億6,204万7,000円の主なものは、嘱託・臨時職員の人件費や、一時保育、障害児保育、保育所運営に要する経費である。

母子生活支援施設費2,009万2,000円は、南風寮、県外母子支援施設入所者に要する経費である。

生活保護費、生活保護扶助費7億4,821万6,000円は、保護世帯380世帯の生活扶助や医療扶助などに要する経費である。

災害救助費130万9,000円は、災害見舞いに要する経費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、福祉タクシー運行委託事業と企画政策課が委託していたバス運行との関係をただしたところ、現在の福祉タクシーは年齢制限などもあって、市の交通施策としては不十分と思われる。だれもが自由に利用できる乗り合い型の交通機関を目指して、福祉タクシーを発展的に進められるよう協議がされている。具体的には、企画政策課が公共交通検討委員会を設置して、新公共交通システム基本計画策定業務を委託しているので、平成21年度は現状のまま予算化しているとの答弁でありました。

社会福祉協議会関連運営事業で、4月1日から社協が志布志健康プラザに一極集中される中で、平成20年度と21年度では運営補助金が30万円ほどしか減少していない。一極集中させる目的は経費節減にあるはずである。来年、再来年は人件費が少なくなる見通しがあるのかとただしたところ、組織見直しで人がプラザに集中するが、人員的には前年度と同数であり、昇給分と施設整備でこのような数字となった。今年度の状況を見て、22年度は見直していくとの答弁でありました。

保育所運営事業の多子世帯保育料等軽減事業の対象者数はどれくらいか、また仮に保育料を無料とする場合などは条例改正が必要でないか、それと、この事業は単年度かとただしたところ、多子世帯の対象は81名を予定している。保育料は徴収規則の中でうたわれているので、条例改正は必要ない。この事業は知事のマニフェストにのっとったものであり、知事の在任期間はあると思うとの答弁でありました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

一つ目は、国は自治体に仕事を強いながら、4割しか負担をしないのがもろもろの社会保障の制度であり、しかも3年後は更に自治体や国民の負担が増えていく、国のこの制度は問題である。

2番目として、市の敬老祝金制度の節目支給は、社会的弱者である高齢者に対してやさしさや配慮に欠けるやり方である。

主に、以上の理由での反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっております議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名出席の下、審査に資するために、公営住宅ストック活用事業（通山団地・若浜団地）予定地、市単独道路事業上ノ浜・押切線流末整備予定地、港湾入り口付近の耕作放棄地の現状、新設改良事業六月坂・安良線予定地、砂防事業上昭和地区予定地の現地調査を実施し、3月17日、18日は委員全員、19日は委員10名出席の下、執行部から市長、関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず、農業委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、農林水産業費県補助金の農業委員会費交付金568万9,000円、雑入の農業者年金支給業務委託手数料135万2,000円で、歳出では、農業委員会費で農業委員30名の報酬1,715万7,000円、農地保有合理化事業費の負担金補助及び交付金で、新規事業のよみがえる農地復元対策事業300万円が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員会費の報償費の農業者年金推進活動謝礼金に関しては、昨年は何名の加入があったかとただしたところ、9名の新規加入があった。21年度は15名を予定しているとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業の関係で、耕作放棄地A・B・Cの区分けについてただしたところ、耕作放棄地Aは農業機械等で草刈り等をして直ちに耕作可能な土地、耕作放棄地Bは山間地で基盤整備をすれば農地として利用できる土地、耕作放棄地Cは原野化した土地であるとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業で農地に復元したときは、周りに農地がある方々が広げる形で、基本的にはそういうところから声掛けをするという順序立てがあるのかとただしたところ、そういう形で利用促進をお願いし、その農地については、一応5年間継続して作っていただくということを要綱で定めて、有効活用していただく計画であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出について、畜産業費1億5,360万4,000円の財源内訳は、国・県支出金が1,874万1,000円、その他特定財源が4,258万8,000円、一般財源が9,227万5,000円とな

っている。

歳出の主なものとして、報償費で畜産共進会の謝礼金が703万5,000円、高齢者等畜産奨励金事業の報奨金が1,100万円。負担金補助及び交付金の運営費補助金で、家畜衛生協議会630万円については、豚のオーエスキー病清浄化を平成24年度までに達成するとの国の方針に基づき、2年間の全頭接種が必要になるということで、予防接種費用の一部を新たに助成するために、昨年より500万円増額した。畜産振興協議会523万円については、21年度から市内畜産関係団体の統合を行うこととした。施設整備事業補助金の畜産生産基盤施設整備事業は、既存牛舎の省力化による経営維持を図るため、新たに牛舎改造をメニューに加え、総額1,550万円となっている。貸付金の肉用繁殖雌牛導入資金貸付金4,500万円については、松山地区・志布志地区に加えて、21年度から有明地区でも貸し付けを実施する予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者等畜産奨励金事業1,100万円については、商品券として渡す方向性が出ているのかとただしたところ、21年度は、奨励金の交付についても経済対策等への寄与が考えられないかということで、肉用牛部会等の会長方の意見も伺ったところ、地域振興へも寄与するというので、商品券でもやむを得ないのではないかという意見をいただき、ただし、利用先について、畜産資材等の購入ができるように、農協も購入先として対象にして対応するという調整をしたところであるとの答弁でありました。

昨年は県肉用牛共進会への出品が1頭もなかったが、昨年の残念な思いがどういう形で21年度に生かされているかとただしたところ、共進会出展前の事前育成指導を、昨年の一回から今年は二回に強化し、21年度はぜひ県共進会に行けるような取り組みをしようということで、昨年度より21万円増額して予算措置をしたとの答弁でありました。

市畜産振興協議会活動事業で、畜産関係団体を21年度に統合することによって会員数が何名になるのか、また振興大会はいつごろの実施予定かとただしたところ、20年度の各部会への所属農家数が1,013戸で、基本的にはその方々が構成員になられる。振興大会の時期については、先般生産部会の代表の方々、関係機関で21年度の事業概要について協議をしたが、案としては7月22日を予定しているが、正式には設立総会をした段階で決定ということで、7月が厳しければ11月ごろということも含めて協議をしたところであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、土木総務費の負担金補助及び交付金で、21年度に（仮称）東九州自動車道（日南～串間～志布志間）建設促進協議会を3市で設立する予定で、15万3,000円計上している。

道路維持費の工事請負費4,725万7,000円は、電源立地地域対策交付金事業の有明平山線舗装修繕工事、上ノ浜・押切線流末整備工事、繩瀬停車場線局部改良工事、集落道等整備事業で松山が上町・心光寺線、松ヶ尾・平野牧場線、志布志支所が昭和・弓場ヶ尾線、上天神線等である。

道路新設改良費の工事請負費 6 億 3,470 万円は、吉村山ノ口 1 号線、六月坂安良線、弓場ヶ尾佐野原線、益倉線、町原弓場ヶ尾線歩道設置、吉村押切線、飯山通山 1 号線、上ノ浜押切線、町原弓場ヶ尾線舗装改築、香月線、川路一区田平線、野井倉上苑線、本村宮塩線、一丁田宇都鼻線、中山豊留線、志布志黒葛線、豊留宮田上線等である。

住宅建設費の工事請負費は、若浜団地、1 棟 6 戸、2 階建てと、通山団地、1 棟 4 戸、2 階建てを計上している。

歳入は、土木使用料の住宅使用料が 1 億 336 万 9,000 円、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金が、地方改善施設整備事業、地域活力基盤創造交付金、橋りょう関係の長寿命化修繕計画策定事業で 1 億 5,000 万円、土木債の道路橋梁債 5 億 8,130 万円、河川債 540 万円、住宅債 8,450 万円が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、町原弓場ヶ尾線の歩道設置の進捗状況をただしたところ、平成 20 年度で建物 2 棟の移転、一部歩道の工事を行い、用地補償については先行取得を進めているところであるとの答弁でありました。

市道維持管理事業で、雇用する人数と雇用期間をただしたところ、3 人で 1 年間で予定していて、ハローワークを通じて人選を終わり、採用の方には通知を発送しているとの答弁でありました。

土木費国庫補助金の長寿命化修繕計画策定事業は何をするのかとただしたところ、市内の橋りょう等の点検を平成 20 年度で行っているが、通常点検だったので、補助事業に載せるために詳細点検を実施する計画であるとの答弁でありました。

公園費の賃金 1,168 万 8,000 円の内容についてただしたところ、公園の管理作業を行う賃金で、本庁が 48 万円、志布志支所が 1,110 万円、松山支所が 10 万 8,000 円、公園作業員の賃金を計上しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、農地総務費の主なものとして、緊急雇用対策事業で農道・林道・市有林の整備を実施するため、賃金 674 万 8,000 円などを計上している。

農地整備費の主なものとして、工事請負費 5,092 万円は、岩屋、中須、押切西、上宮内、早稲田 1 号、大野原 1 号の 6 路線の農道整備を実施する計画で、負担金補助及び交付金 1 億 4,523 万 4,000 円は、大隅中央区域農用地総合整備事業 7,892 万 8,000 円、農地・水・環境保全向上対策支援事業 840 万 1,000 円、県営事業負担金 5,623 万 7,000 円が主なものである。

林道整備費の主なものとしては、工事請負費で陣岳線の整備を計画している。

水産業振興費の主なものとしては、負担金補助及び交付金で、志布志漁港の上架施設整備の 508 万 8,000 円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回マダイ等の放流が計上されていない理由と、この事業に対する今後の考え方をただしたところ、マダイ・ヒラメ等の放流については、今回一時的に中止をしようかという協議を漁協としたところで、漁協も理事会の中で協議され、一時中止という結論に達した。平成21年度は県の放流事業で、志布志湾にマダイを1万8,200匹、東串良の方でヒラメを2万6,400匹放流するので、今後の県の放流の推移を見ようかと考えているとの答弁でありました。

はも祭りは、去年の成果を踏まえて、今年度はどういう内容であるのかとただしたところ、今年度は3回目、今まで漁協が主催してきたが、今回は、漁協、仲買組合、飲食店、商工会等、市、そして県も協力をもらいながら、もう少し地域の方々にPRしていこうと考えているとの答弁でありました。

農地・水・環境保全向上対策事業の13地区の総体事業費はいくらかとただしたところ、3,360万3,200円になるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、農業振興費の主なものとして、負担金補助及び交付金で、農業振興資金及び農業制度資金の利子助成が合計で2,149万3,000円、農業公社運営補助金が4,632万4,000円、野菜価格安定対策事業627万5,000円、農業農村家業再生支援事業665万円を計上している。

園芸振興費の主なものとしては、負担金補助及び交付金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業で5,669万1,000円、農業・農村活性化推進施設等整備事業で711万1,000円、市単独の農業生産対策事業で2,466万5,000円を計上している。また、環境にやさしい農業の推進や、有機農業の普及を図るために、新たに(仮称)循環型農業推進協議会に22万円の運営費補助金を計上している。

茶業振興費の主なものとしては、負担金補助及び交付金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業3,401万5,000円を計上している。

畑かん関係の歳入の主なものとして、農林水産業債の農業債で、畑地帯総合整備事業1億2,230万円と合併特例事業8億1,380万円は、国営事業負担金曾於南部地区分である。

畑かん関係の歳出の主なものとしては、土地改良費の負担金補助及び交付金で、国営事業負担金で曾於南部地区の二期分として9億759万円、県営事業負担金として曾於南部地区が9,360万8,000円、第三曾於南部地区が7,654万4,000円、曾於東部地区が1,230万円、曾於東部二期地区が3,997万5,000円、曾於東部三期地区が369万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、植木のファームポンドの被災状況と復旧事業の内容をただしたところ、平成19年度に集中豪雨によって災害が起きたが、ファームポンドの管理道路と路帯が決壊して、その盛土復旧と、送水管と配水管の管復旧であるとの答弁でありました。

農業振興資金貸付金1,536万円は何名分か、また未収は今までなかったかとただしたところ、本年度の償還は8名分で、現在のところ滞納はないとの答弁でありました。

循環型農業推進事業について、現在有機農業に取り組んでいる人は市内にどれくらいいるのか、そして推進協議会はいつごろ作り上げて、どういうPRをしていくのかとただしたところ、市内にJASの修得をされている方が1名いらっしゃる。協議会は4月中に関係機関と協議して、日程を調整して設立に持っていく予定で、有機農産物に対しての意識の啓発を図るために、市民向けに2回、生産者向けに2回の講演会を計画しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、市長への総括質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、建設課が問われている問題は近隣の市町と比較するとボリュームが非常に大きく、国・県、近隣の市町辺りとの協議、用地交渉の問題等々において、職員にかなり頑張ってもらわないと市民の希望にこたえられない。特に、せっぱ詰まったような課には予算を思い切って付けるといような配慮が欲しいと思うがとただしたところ、本市は他の合併市町に比べて、公共事業が多く充てられていることは本当に有り難いと思っている。旅費、手当等について、要望・陳情等、あるいは打ち合わせ等でもっと必要ということであれば、財務の方とも協議しながら対応していきたいとの答弁でありました。

次に、今後、やっちくふるさと村の経営を維持していくためには市の支援態勢が必要だと思うが、何か考えがあるかとただしたところ、都城志布志道路が開通して、本当に減って経営が厳しいことも聞いている。今後もしろんな形で要望等があるかと思うので、対応できるものについては対応していきたい。経営者と一緒になって、道の駅の趣旨どおりの機能が維持できるような形を考えていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、総括質疑を終結しました。

引き続き、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

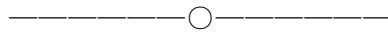
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号、平成21年度志布志市一般会計予算に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第33号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第23 議案第34号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第34号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第34号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、平成21年度の予算は、平成21年度の保険給付費の見込みを平成20年度実績見込み、被保険者数の推移を基に、平成20年度被保険者一人当たりの平均年間給付費額の3%増として試算し、予算計上している。

歳入では、療養給付費等負担金は国保財政の定率国庫負担34%にあたる部分であるが、現年度分は一般分の医療給付費などを基に算出している。

財政調整交付金は、定率の国庫負担のみで解消できない保険者間の財政力の不均衡を調整するための制度で、国保財政の9%にあたる3億9,036万7,000円を計上している。

県補助金の財政調整交付金は、国保財政の7%にあたる1億5,507万1,000円を計上している。

一般会計繰入金は4億2,507万6,000円で、内訳として、保険基盤安定繰入金は国保税軽減分と保険者支援分を合わせて1億9,437万2,000円等を計上している。

歳出では、総務費の一般管理費として2,841万3,000円を計上し、報酬は嘱託職員4名分である。委託料は国保連合会電算委託料などである。

保険給付費は、平成20年度の被保険者一人当たりの平均年間給付費額の3%増として試算した結果であり、主なものとして、一般被保険者療養給付費を25億1,900万円、退職被保険者等療養給付費を1億6,400万円計上している。

高額療養費の一般被保険者及び退職被保険者等高額療養費も、平成20年度実績見込みを基に計上している。

出産育児一時金は、70件分を見込み計上している。

後期高齢者支援金は、前年度より6,269万5,000円増の5億3,525万2,000円を計上している。

老人保健拠出金のうち、老人保健医療費拠出金は、平成19年度概算払いの分の清算分である。

特定健康診査等事業費は、2,768万3,000円を計上している。これは、平成21年度の対象者数8,974

人に対し、平成21年度の受診率目標値40%を達成するため、集団健診で2,337人、個別健診で1,253人分の健診委託を実施し、また健診後の特定保健指導を直営で実施するため計上したものである。

疾病予防費の負担金補助及び交付金は、はり・きゅう施術料、温泉保養所利用料やがん検診等の健康審査費等の助成を、平成20年度実績見込みを基にそれぞれ計上するものである。

次に、税務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、国民健康保険税、歳入総額は9億1,081万円で、前年度より1億1,070万円の増額となっているのは、昨年、税率を11.9%引き上げたことが主な原因である。一般被保険者国民健康保険税は総額で8億6,810万円で、前年度より9,850万円の増である。内訳として、後期高齢者支援金分については1億9,740万円を、介護納付金分については前年度より610万円増の9,470万円などを計上している。

退職被保険者等国民健康保険税については、総額で前年度より1,220万円増の4,271万円を計上している。

歳出では、総務費、徴税費の賦課徴収費は、1,100万2,000円を計上している。内訳は、本庁分977万2,000円、志布志支所分121万1,000円、松山支所分1万9,000円である。

納税奨励費は39万6,000円計上している。主なものは、「税を考える週間」の作品展に伴う記念品や審査謝礼などである。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税と退職被保険者保険税のそれぞれの還付金、500万円と50万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険財政共同安定化事業拠出金の5億7,700万円の財源区分がその他となっている点についてただしたところ、県の国保連合会が事業主体として県内の各市町村から集めて、実績に応じて交付するので、その他財源として取り扱いをしているとの答弁でありました。

嘱託徴収員を1名増やす理由と、現年度の滞納世帯数と滞納金額はいくらかとただしたところ、徴収員は現状2名で、国保以外も含めて約4,500万円徴収している。今回1名増員したのは、現年度分の滞納を防ぐための口座振替の推進、新規滞納者等の情報収集のため、現場に出向いてもらうためである。平成21年2月末現在で滞納世帯数は6,417件、滞納金額は国保税現年分で1億1,716万3,600円であるとの答弁でありました。

徴収率92%を達成するのは困難であると思うが、徴収員をもっと増やす考えはないかとただしたところ、市長に提出する各課ヒアリング調書で増員要請を出しているが、現状ではまだまだ足りない状況である。92%達成は現時点ではあきらめていない。そのつもりで努力していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

一つとして、国が医療給付の負担を34%に減らしているのが市民を苦しめている原因の根源である。国の負担を45%に戻すように求めるべきである。

二つ目として、国保の滞納者は生活困窮者である。市は実態を把握して、救済すべきである。
三つ目として、予防保全のため、保健師を増やすなどの努力をすべきである。

主に、以上の三つの理由での反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第34号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで、4時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

午後4時01分 休憩

午後4時11分 再開

—————○—————

日程第24 議案第35号 平成21年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上野議員が、所用で早退をしております。

日程第24、議案第35号、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第35号、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入では、支払基金交付金、医療費交付金は、歳出の医療給付費

及び医療費支給費の12分の6の額を計上している。

医療費国庫負担金は医療給付費及び医療費支給費の12分の4の額を、医療費県負担金は医療給付費及び医療費支給費の12分の1の額を計上している。

一般会計繰入金の医療費繰入金は、市が負担する医療給付費及び医療費支給費の12分の1の額を計上している。

歳出では、医療諸費の医療給付費は、平成20年3月診療分までの医療費支払い及び過誤調整等に係る分である。

医療費支給費も同様に、過誤調整などに係る分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、医療給付費と医療費支給費の違いをただしたところ、医療給付費は病院などでの診療費に対して給付されるもので、医療費支給費は補装具、マッサージなどの給付に係るものであるとの答弁でありました。

平成23年度以降は一般会計で処理することの内容をただしたところ、老人保健制度による診療は平成20年3月で終了し、4月から後期高齢者医療制度に移行した。平成20年3月診療分までの医療費の支払い及び給付については、5年の時効等もあるので、平成20年度から平成22年度までの3か年は引き続き老人保健特別会計で処理し、平成23年度以降は一般会計で処理することになっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成21年度志布志市老人保健特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第36号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第36号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第36号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入では、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料は対象者2,086人として1億110万2,000円、普通徴収保険料は対象者3,590人として現年度分1億110万2,000円と、滞納分38万3,000円を計上している。

繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分として4,771人分を見込んで1億4,090万8,000円を、事務費繰入金は681万4,000円を計上している。

雑入は、長寿健診に対する健康診査事業補助金で、集団方式で1,300人、個別方式で500人分の628万7,000円を計上している。

歳出では、広域連合納付金で、被保険者保険料分2億220万5,000円、保険基盤安定分担金分1億4,090万8,000円を計上している。

健康診査費の委託料は、医師会などへの健康診査委託料、1,800人分の1,030万円が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険料の被保険者数と軽減対象者数、また普通徴収での滞納者数と金額はいくらかとただしたところ、被保険者数は普通徴収、特別徴収合わせて5,676人で、軽減対象者は7割の3,994人である。普通徴収の滞納者は2月末で136人、金額は469万4,000円であるとの答弁でありました。

国の国庫負担は何パーセントかとただしたところ、県・市町村含めて、全体で公費負担分は2分の1となっている。国庫負担は12分の3、調整交付金は12分の1で、よって国の負担は12分の4となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

一つとして、75歳以上で別枠の医療制度をつくること自体が、高齢者を差別し、いじめる、とんでもない制度である。

二つ目として、制度が始まって1年程度で469万円の滞納があり、1万5,000円以下の136人の年金生活者がいる、この厳しい状況を生みだしたのがこの制度である。

主に、以上の理由での反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第36号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会

計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第37号 平成21年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第37号、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第37号、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員10名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、保険料は第1号被保険者に関する保険料で、現年分の特別徴収保険料を4億2,280万円、普通徴収保険料を3,345万1,000円計上している。

国庫負担金については保険給付に対する国の負担分で、保険給付費の介護施設等に関する給付の15%、そのほかの給付については20%である。

国庫補助金の地域支援事業に対する給付は、介護予防事業については事業費の25%、包括的支援事業・任意事業が40%である。

支払基金交付金は第2号被保険者の負担分で、介護給付費交付金については保険給付費の30%、地域支援事業支援交付金については地域支援事業の介護予防事業費の30%である。

県負担金については保険給付費の12.5%である。

県補助金は地域支援事業に関する分である。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金は保険給付費の12.5%である。

歳出については、保険給付費の介護サービス等諸費については、要介護1から5までの認定を受けている方の保険給付費である。

介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の認定を受けている方の給付費である。

高額介護サービス等費については、自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた分の給付費である。

特定入所者サービス等費については、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担分を低所得の方の所得に応じて上限を設け、これを超える分に対する給付費である。

地域支援事業費の介護予防事業費は、一般高齢者、特定高齢者施策に対する事業費である。

次に、税務課分について申し上げます。

歳出の総務費、総務管理費の一般管理費は、印刷製本費34万1,000円、報償費3万円である。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、第1号被保険者保険料還付金を100万円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険料の滞納額の現年度分の正確な数字と、徴収率の最終見込み、また収入未済額はいくらかとただしたところ、現年度分の滞納額は699万5,240円である。徴収率は、前年度において現年分の普通徴収では89.14%が、現在82.72%の状況である。最終的には前年度に近い数字に持っていきたい。現在の収入未済額は、普通徴収で約1,600万円である。

介護保険は高齢者にとって非常に厳しい状況であるが、収入未済についての今後の取り組みへの考え方をただしたところ、担税能力がある滞納者については処分を厳しくしていくが、滞納者の約7割の人が所得が無い。そのような人については徴収猶予や分納など、事情に応じた徴収を考えていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

一つとして、今回の国の国庫負担での補助は、一般会計からの繰り入れをしてはいけないという国の指導を国自体が破るもので、介護保険そのものが破たんしたあかしである。

二つとして、介護保険は、納めても介護を受けられない実態がある。

三つとして、約900世帯の滞納者の7割が所得が無いという状況で、国の今の制度のままではますます滞納者が増え、苦しめていくのは非常に問題である。

主に、以上の理由での反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第37号、平成21年度志布志市介護保険特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第27 議案第38号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第38号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第38号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入では、使用料及び手数料、下水道使用料として現年度分5,400万円、過年度分25万円を計上している。

繰入金、一般会計繰入金として、下水道管理特別会計分1億4,716万5,000円、補償金免除繰上償還分2,107万7,000円を計上している。

市債、農林水産業債、農業債として1億850万円を計上している。

歳出では、総務費、総務管理費、一般管理費の報酬は、本庁の嘱託職員1名分122万4,000円を計上している。給料、職員手当等、共済費については、環境整備係2名分である。需用費の光熱水費は、市内4か所の浄化センターの電気及び水道代として1,272万円を計上している。修繕料については、4処理場施設機器類修繕200万円を含む400万円を計上している。委託料は、市内4浄化センターの管理委託及び機械保守業務点検委託料など2,500万円を計上している。

公債費、元金については、地方債償還金として、財務省や公営企業金融公庫などへの償還金1億9,957万3,000円を計上している。利子は、地方債償還金分として利子分が6,344万2,000円、資本平準化債借入分26万8,000円、また一時借入金利子として4万2,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内四つの浄化センターの加入率はいくらか、またどのくらいの加

入率で単年度収支が見合うのか、現在の加入状況はどうなっているかとただしたところ、四つの浄化センター全体で加入率は63.92%である。加入率70%を目標として加入促進に努めている。現状は、加入率・件数は増えてきていて、特に蓬原地区は50%を超えるところまできているとの答弁でありました。

下水道使用料は180万円ほど増額されているが、件数としては何件くらい増えるとみているのか。また、不景気の中で、担当職員だけで増やしていくのは限界があるのではないか。嘱託職員を置いて、少しでも一般会計からの繰り入れが少なくなるように、加入を推進すべきではないかとただしたところ、80件くらい増えるものとみている。市内の工事業者にも相談、依頼しながら件数を増やし、今後、一般会計からの繰り入れが少なくなるように、加入促進に努力したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第38号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第28 議案第39号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第39号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第39号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳出では、事務的経費3万5,000円、公債費償還分361万6,000円。歳入で、一般会計繰入金367万9,000円である。

なお、起債の最終償還年度は平成41年度までの予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、公共下水道の今後の在り方についてただしたところ、今年度中に方針を示すということで検討してきたが、現在、下水道費ということで農業集落排水で約2億5,000万円ほど償還している中で、取り組んだ場合に、ピーク時の償還が3億円から3億5,000万円になる。今の時点で即立ち上げるのは厳しい。それに代わる手法として、合併浄化槽をどうにかできないかという方向等も含め、住民の意見の把握も行いながら進めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第40号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第40号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第40号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席の下、港湾商工課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、歳入、歳出の総額をそれぞれ1億950万6,000円とする。

歳入の主なものとして、指定管理者からの納入金6,500万円と、一般会計からの繰入金4,420万4,000円である。

歳出について、管理費は627万1,000円で、前年度より258万2,000円の増額となっている。これは、市が貸与している備品のレストランのいす100脚、及び地上デジタル対応テレビ34台の更新が主なものである。

公債費は元金が8,535万7,000円、利子が1,737万8,000円で、国民宿舎事業の償還金であるとの説明がありました。

質疑として、指定管理になったが、20年度納付金の納入状況はどうか。今回、備品及び修繕料で600万円計上されているが、どういう状況でこれが必要になったのかただしたところ、納付金は20年9月10日と、21年3月9日に半額ずつ、計6,500万円が納入済みである。今回修繕料に計上しているのは、デマンド監視システム修理の90万円、これは電気の使用量を監視するシステムである。落雷により被災した偶発的な事故なので、市が負担する。それと、ちゅう房のスチームコンベクションの取り替え修繕110万円である。これは業務用のスチームオープンで、現在使用に耐えない状況である。

また、関連質疑として、指定管理者からボルベリアダグリの経営状況について報告があるか、どんな経営状況かとただしたところ、協定により毎月報告することになっている。3月末の収入見込みで、宿泊部門については1,000人ほど増加し、部分的には上回っているが、宴会・婚礼等は落ち込んでおり、全体計画の82%となっている。支出は計画どおりなされているが、事業収入の伸びがなかったということである。経営としては赤字経営であるということでございました。

概略、以上のような答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第30 議案第41号 平成21年度志布志市水道事業会計予算

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第41号、平成21年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第41号、平成21年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、3月16日、委員10名出席の下、審査に資するために、上水道施設整備改良工事（森山地区）の現地調査を実施し、3月18日、委員全員出席の下、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、業務の予定量は、給水戸数を1万7,000戸、年間総給水量を547万3,000m³、1日平均給水量を1万4,995m³、主要な建設改良事業を上水道施設整備改良工事（森山地区）とする。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益が上水道で3億2,760万8,000円、簡易水道で2億6,086万8,000円、水道事業費用が上水道で2億7,363万7,000円、簡易水道で2億8,798万1,000円と定める。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入が上水道で2億480万4,000円、簡易水道で1億4,985万2,000円、資本的支出が上水道で4億1,979万9,000円、簡易水道で2億8,241万1,000円と定め、以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,755万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,999万4,000円、当年度分損益勘定留保資金9,846万6,000円、固定負債377万2,000円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,532万2,000円で補てん

するものとする。

一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、森山簡易水道を上水道と統廃合して、今回着々と完成しつつあるが、森山から上水道へ一日に大体何tぐらい送水するのか。また今後の上水道関係の水源調査、平城、中島地区の亜硝酸値、計画の過程についてただしたところ、現在工事をしている森山地区が稼働すると、大迫地区が一日に7,170t、森山地区が一日に5,000t取水可能となり、そのうちの約3,800tを大迫配水池、そして町原地区の増圧区域に配水可能となる。平城、中島の現在の硝酸値は、平城が平均で4.1、中島が6で、現在のところ水源の確保という形で、当分は有望な水源として置いておくことになろうかと思うとの答弁でありました。

水道管の老朽化、布設替え等も含めて、今後想定される事業についてただしたところ、森山水源地以降の大きな工事的なものについては、簡易水道の松山地区、有明地区、最終的には志布志地区の田之浦と上田之浦という形で、可能な限り1か所にそれぞれ集中できるものは集中していきたい。概算事業費として15億円、期間的には約8年程度を要するのではないかと想定しているとの答弁でありました。

簡易水道の土橋調整槽築造工事についてただしたところ、現在土橋調整槽は非常に老朽化が進んでおり、貯水量も80tと能力が小さいため、たびたび吉村地区において断水寸前に追い込まれている状況なので、今回約4倍近いRC300tの調整槽に造り替える予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号、平成21年度志布志市水道事業会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第31 志布志市農業委員の推薦

○議長（谷口松生君） 日程第31、志布志市農業委員の推薦を行います。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、議長において指名推薦することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（金子光博君・東宏二君・立山静幸君・重永重久君退場）

○

午後 4 時52分 休憩

午後 4 時54分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開します。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による農業委員会委員の被推薦人として、金子光博君、東宏二君、立山静幸君及び重永重久君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました金子光博君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました金子光博君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました立山静幸君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました立山静幸君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました重永重久君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました重永重久君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

（金子光博君・東宏二君・立山静幸君・重永重久君入場）

—————○—————

午後 4 時55分 休憩

午後 4 時56分 再開

—————○—————

日程第32 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口松生君） 再開します。

日程第32、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第33 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第33、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 4 時58分 閉会